明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕

○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（三）　三
○地方税法等の一部を改正する法律（四）　四
○地方交付税法等の一部を改正する法律（五）　五
○奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（六）　六
○特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の一部を改正する法律（七）　六
○所得税法等の一部を改正する法律（八）　七
○関税定率法等の一部を改正する法律（九）　一四
○令和六年度出産・子育て応援給付金に係る差押禁止等に関する法律（一〇）　一五
○二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法（一一）　一五

〔政　令〕

○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令及び在外公館に勤務する外務公務員の特殊語学手当に関する政令の一部を改正する政令（一三四）　一三六
○地方財政法施行令等の一部を改正する政令（一三五）　一四二
○地方税法施行令の一部を改正する政令（一三六～一三八）　一四三
○奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（一三九）　一四六
○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令及び東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令（一四〇）　一四九
○所得税法施行令の一部を改正する政令（一四一）　一五一
○法人税法施行令等の一部を改正する政令（一四二）　一五二
○相続税法施行令の一部を改正する政令（一四三）　一五六
○登録免許税法施行令の一部を改正する政令（一四四）　一五六
○消費税法施行令等の一部を改正する政令（一四五）　一六一
○酒税法施行令の一部を改正する政令（一四六）　一六一
○たばこ税法施行令の一部を改正する政令（一四七）　一六一
○揮発油税法施行令の一部を改正する政令（一四八）　一六二
○石油石炭税法施行令の一部を改正する政令（一四九）　一六三
○国税徴収法施行令の一部を改正する政令（一五〇）　一六八
○租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（一五一）　一七〇
○沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令（一五二）　一七〇
○内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令（一五三）　一七二
○租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（一五四）　一七二
○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（一五五）　一七二
○復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令（一五六）　一七二
○新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（一五七）　一七三
○関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（一五八）　一七三
○国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令の一部を改正する政令（一五九）　一七四
○子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（一六〇）　一七四
○児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（一六一）　一八四
○孤独・孤立対策推進本部令（一六二）　一八八
○火山調査研究推進本部令（一六三）　一八八

〔府　令〕

○地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令（**内閣府**四三）　一八九
○総合特別区域法施行規則及び国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令（**同**四四）　二〇〇
○暗号資産交換業者に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（**同**四五）　二三
○児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令（**同**四六）　二三
○子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（**同**四七）　二三

〔府令・省令〕

○生産工程効率化等設備に関する命令の一部を改正する命令（**内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境**二）　二三四
○産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令（**同**三）　二三六
○経営力向上に関する命令の一部を改正する命令（**内閣府・総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通**一）　二三六

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、五ページに掲載されています。

（前のページより続き）

○社外高度人材活用新事業分野開拓に関する命令の一部を改正する命令（**内閣府・総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一**）　二三二

〔**復興庁令**〕

○東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する庁令（**復興庁二**）　二三六

〔**省　令**〕

○奄美群島振興開発特別措置法第三十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（**総務三五**）　二三六

○令和六年度における四月交付分の地方特例交付金の額の特例に関する省令（**同三六**）　二四一

○地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令（**同三七**）

○地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同三八**）　二五〇

○令和五年度及び令和六年度における地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令（**総務・財務二**）

○租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令（**同三**）

○在勤基本手当の月額の調整に関する規則の一部を改正する省令（**外務四**）　二五一

○在勤基本手当の支給に関する規則（**同五**）　二五一

○子女教育手当の支給に関する規則の一部を改正する省令（**同六**）　二五二

○在外公館に勤務する外務公務員の特殊語学手当に関する政令施行規則の一部を改正する省令（**同七**）

○研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令（**同八**）

○研修員手当の支給に関する規則（**同九**）　二六五

○所得税法施行規則の一部を改正する省令（**財務一四**）

○法人税法施行規則等の一部を改正する省令（**同一五**）　二六八

○相続税法施行規則の一部を改正する省令（**同一六**）　二六二

○地価税法施行規則の一部を改正する省令（**同一七**）

○登録免許税法施行規則の一部を改正する省令（**同一八**）　二六三

○消費税法施行規則の一部を改正する省令（**同一九**）

○酒税法施行規則の一部を改正する省令（**同二〇**）　二六四

○たばこ税法施行規則の一部を改正する省令（**同二一**）

○国税通則法施行規則の一部を改正する省令（**同二二**）

○国税徴収法施行規則の一部を改正する省令（**同二三**）

○租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（**同二四**）

○税理士法施行規則の一部を改正する省令（**同二五**）　二三一

○租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同二六**）　二三七

○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同二七**）

○復興特別所得税に関する省令の一部を改正する省令（**同二八**）　二三八

○新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同二九**）　二三四

○減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令（**同三〇**）

○国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令の一部を改正する省令（**同三一**）　二三五

○酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同三二**）

○農業競争力強化支援法施行規則の一部を改正する省令（**財務・農林水産・経済産業一**）

○独立行政法人奄美群島振興開発基金に関する省令の一部を改正する省令（**財務・国土交通二**）　二三六

○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働七五**）　二三七

○勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令（**同七六**）　二三〇

○農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**農林水産二四**）

○中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**経済産業二七**）　二三三

○中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令（**同二八**）　二三五

○国土交通省関係奄美群島振興開発特別措置法施行規則及び小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則の一部を改正する省令（**国土交通四六**）　二四六

○海上運送法施行規則の一部を改正する省令（**同四七**）　二四七

〔**告　示**〕

○非課税口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に関する基準の一部を改正する件（**内閣府三二**）　二四八

○暗号資産交換業者に関する内閣府令第二十三条第一項第九号の規定に基づき認定資金決済事業者協会の規則を指定する件（**金融庁三六**）　二五一

○所得税法施行令第五十一条の三第一項第二号の規定に基づき要件を定める件（**同三七**）

○租税特別措置法施行令第三条の三第四項の規定に基づき要件を定める件（**同三八**）

○平成十四年総務省告示第六百三十八号の一部を改正する件（**総務一二九**）　二五三

○運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則第二条の規定に基づき令和六年度分の運輸事業振興助成交付金の基準額の算定に用いる数値を定める件（**同一三〇**）

○地方税法施行規則第七条の二の九第二項の規定に基づく総務大臣が定める額（**同一三一**）　二五三

○輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件（**財務八八**）　二五四

○関税暫定措置法施行令第二十五条第一項第一号イ及びロに規定する財務大臣が定める所得水準並びに関税暫定措置法第八条の二第一項に規定する特恵受益国等及び同条第三項に規定する特別特恵受益国を告示する件（**同**八九）　三六〇

○法人税法別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、法人税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件（**同**九〇）　三六七

○法人税法別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、収益事業から生じた所得以外の所得に対する法人税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件（**同**九一）　三六六

○登録免許税法別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人を指定する件及び同法別表第三の十九の二の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人等を指定する件の一部を改正する件（**同**九二）　三六五

○消費税法施行令第十四条の二第一項、第二項及び第三項の規定に基づき財務大臣が指定する資産の譲渡等を定める件の一部を改正する件（**同**九三）　三六四

○印紙税法別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、印紙税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件（**同**九四）　三六三

○事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示（**財務・経済産業**三）　三六二

○事業再編の実施に関する指針の一部を改正する告示（**同**四）　三六一

○国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第九条第二項に規定する国税庁長官が定める処分通知等を定める件を廃止する件（**国税庁**六）　三六三

○租税特別措置法施行規則第十八条の十五の三第三十三項に規定する国税庁長官の定める基準を定める件の一部を改正する件（**同**七）　三六四

○租税特別措置法施行規則第十八条の十五の三第三十四項に規定する国税庁長官が定めるファイル形式を定める件の一部を改正する件（**同**八）　三六五

○国税通則法施行規則第十五条第一項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件の一部を改正する件（**同**九）　三六六

○消費税法施行令第四十九条第一項第一号に規定する国税庁長官が指定する者を定める件の一部を改正する件（**同**一〇）　三六七

○医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（**厚生労働**一八二）　三六八

○法人税法施行規則第四条の二の二第一項に規定する厚生労働大臣の定める要件（**同**一八三）　三六九

○法人税法施行規則第五条の二第一項第三号に規定する厚生労働大臣及び農林水産大臣の定める基準（**厚生労働・農林水産**二）　三七〇

○事業上の関係者との関係の構築の方針に記載する事項を定める告示の一部を改正する告示（**厚生労働・経済産業・国土交通**一）　三七一

○租税特別措置法施行令第六条の二の二第一項及び第三項並びに第二十八条の七第一項及び第三項等の農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件（**農林水産**六七九）　三七一

○令和四年九月二十六日農林水産省告示第千四百七十六号（租税特別措置法施行令第六条の六第一項及び第二十九条の四第一項等の農林水産大臣が定める件）の一部を改正する件（**同**六八〇）　三七二

○畜産経営の安定に関する法律第二十一条第一項の規定に基づき、農林水産大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件（**同**六八一）　三七三

○生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準の一部を改正する告示（**経済産業**六〇）　三七四

○生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準（**同**六一）　三七五

○租税特別措置法施行令第三十九条の三十四の三第一項第六号に規定する事業の成長発展が見込まれるものとして経済産業大臣が定める要件の一部を改正する告示（**同**六二）　三七六

○平成二十一年経済産業省告示第六十八号の一部を改正する件（**同**六三）　三七七

○国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等の一部を改正する告示（**同**六四）　三七八

○地方税法施行規則附則第二条の十一各号に規定する拠出金を定める告示（**同**六五）　三七九

○中小企業等経営強化法施行規則第十一条第二項第三号ロに規定する投資に関する契約の契約書の記載事項の一部を改正する告示（**同**六六）　三七七

○租税特別措置法施行規則第十八条の十五第六項及び第七項の経済産業大臣の認定に関する手続を定める件の一部を改正する告示（**同**六七）　三八四

○事業上の関係者との関係の構築の方針の公表及び届出に係る手続を定める告示の一部を改正する告示（**同**六八）　三八五

○租税特別措置法施行令第十九条の三第九項第二号に規定する対象株式等の区分管理の方法として経済産業大臣が定める要件（**同**六九）　三八六

○平成二十一年経済産業省・国土交通省告示第四号の一部を改正する件（**経済産業・国土交通**一）　三九九

○平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第五号の一部を改正する件（**同**二）　四〇一

○平成二十年国土交通省告示第五百十五号の一部を改正する件（**同**三）　四〇二

○地方税法施行規則附則第六条第二十八項に規定する船舶を定める告示の一部を改正する告示（**国土交通**二八八）　四〇三

○鉄道業の事業適応の実施に関する指針（**同**二八九）　四〇八

○令和二年国土交通省告示第八百五十号の一部を改正する件（**同**二九〇）　四〇九

○令和四年国土交通省告示第四百二十一号の一部を改正する件（**同**二九一）　四一〇

○租税特別措置法施行令に規程する国土交通大臣の証明に関する手続きを定める告示の一部を改正する件（**同**二九二）　四一三

（以下次のページへ続く）

（前のページより続き）
○平成二十五年国土交通省告示第三百三十九号の一部を改正する件（同二九三）　四三
○平成二十九年国土交通省告示第二百九十四号の一部を改正する件（同二九四）　四六
○令和五年国土交通省告示第二百九十号の一部を改正する件（同二九五）　四八
○令和五年国土交通省告示第二百九十一号の一部を改正する件（同二九六）　四九
○令和五年国土交通省告示第二百九十二号の一部を改正する件（同二九七）　四九
○令和五年国土交通省告示第二百九十三号の一部を改正する件（同二九八）　四九
○流通業務の省力化に特に資するものとして国土交通大臣が定める基準（同二九九）　四一〇
○租税特別措置法第十五条第一項及び第四十八条第一項の規定の適用を受ける倉庫用の建物及びその附属設備並びに構築物を指定する件の一部を改正する告示（同三〇〇）　四一〇
○租税特別措置法第十五条第一項及び第四十八条第一項の規定の適用を受ける地区を指定する件の一部を改正する告示（同三〇一）　四一一
○租税特別措置法施行令第四十三条第三項の特定国際船舶を指定する告示の一部を改正する告示（同三〇二）　四一二
○海上運送法施行規則に規定する船舶の燃料として使用する場合に二酸化炭素の排出の抑制に資する物質を定める告示（同三〇三）　四一三
○租税特別措置法施行令の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して子育て対応改修工事等の内容に応じて定める金額を定める件（同三〇四）　四一三
○租税特別措置法施行令の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める子育てに係る特例対象個人の負担を軽減するための増築、改築、修繕又は模様替を定める件（同三〇五）　四一四
○昭和六十三年建設省告示第千二百七十四号の一部を改正する件（同三〇六）　四一五
○平成十八年国土交通省告示第四百六十四号の一部を改正する件（同三〇七）　四一七
○平成十九年国土交通省告示第四百七号の一部を改正する件（同三〇八）　四一八
○平成二十一年国土交通省告示第三百七十九号の一部を改正する件（同三〇九）　四一八
○平成二十一年国土交通省告示第八百三十三号の一部を改正する件（同三一〇）　四二〇
○平成二十四年国土交通省告示第千三百八十三号の一部を改正する件（同三一一）　四二四
○平成二十八年国土交通省告示第五百八十五号の一部を改正する件（同三一二）　四二五
○平成二十九年国土交通省告示第二百七十九号の一部を改正する件（同三一三）　四二七
○令和四年国土交通省告示第四百五十五号の一部を改正する件（同三一四）　四二七
○平成十八年国土交通省告示第四百六十六号の一部を改正する件（同三一五）　四二六
○平成二十年国土交通省告示第五百十六号の一部を改正する件（同三一六）　四二六
○平成二十一年国土交通省告示第六百八十五号の一部を改正する件（同三一七）　四二七
○平成二十三年国土交通省告示第千二百九十二号の一部を改正する件（同三一八）　四二三
○平成二十四年国土交通省告示第三百八十九号の一部を改正する件（同三一九）　四二八
○平成二十四年国土交通省告示第三百九十号の全部を改正する件（同三二〇）　四二八
○平成二十四年国土交通省告示第三百九十一号の一部を改正する件（同三二一）　四二一
○平成二十四年国土交通省告示第三百九十二号の一部を改正する件（同三二二）　四二〇
○平成二十四年国土交通省告示第三百九十三号の全部を改正する件（同三二三）　四二一
○平成二十四年国土交通省告示第三百九十四号の一部を改正する件（同三二四）　四二四
○平成二十六年国土交通省告示第四百十七号の一部を改正する件（同三二五）　五〇二
○平成二十六年国土交通省告示第四百三十号の一部を改正する件（同三二六）　五〇六
○平成二十六年国土交通省告示第四百三十一号の一部を改正する件（同三二七）　五〇六
○平成十七年国土交通省告示第三百八十五号の一部を改正する件（同三二八）　四二四
○令和四年国土交通省告示第四百二十二号の一部を改正する件（同三二九）　五一三
○平成二十六年国土交通省告示第四百三十八号の一部を改正する件（同三三〇）　五一三
○平成二十六年国土交通省告示第四百三十九号の一部を改正する件（同三三一）　五一三
○令和三年国土交通省告示第三百十七号の一部を改正する件（同三三二）　五一三

本号で公布された法令のあらまし

◇在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（法律第三号）（外務省）

1　在ナイロビ国際機関日本政府代表部を設置するとともに、同代表部に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めることとした。（別表第一及び別表第二関係）

2　既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定することとした。（別表第二関係）

3　在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当の小学校に係る加算額の限度の適用対象年齢を引き下げることとした。（第一五条の二関係）

4　在外公館に勤務する外務公務員の在勤手当の月額を規定する通貨を改定することとした。（第一〇条、第一五条の二、第一八条及び第一九条関係）

5　この法律は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇地方税法等の一部を改正する法律（法律第四号）（総務省）

一　地方税法の一部改正関係

1　道府県民税及び市町村民税

㈠　居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を令和七年一二月三一日まで延長することとした。（附則第四条関係）

㈡　特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を令和七年一二月三一日まで延長することとした。（附則第四条の二関係）

㈢　個人の道府県民税及び市町村民税について、定額による特別税額控除を次により実施することとした。

(1)　令和六年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に限り、次の措置を講ずることとした。（附則第五条の八～第五条の一一関係）

イ　前年の合計所得金額が一、八〇五万円以下である所得割の納税義務者（以下「特別税額控除対象納税義務者」という。）の所得割の額から一万円（控除対象配偶者又は扶養親族（この法律の施行地に住所を有しない者を除く。以下「控除対象配偶者等」という。）を有する場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき、一万円を加算した金額）を控除することとした。

ロ　都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除における特例控除額の控除限度額及び公的年金等に係る所得に係る仮特別徴収税額の算定の基礎となる令和六年度分の所得割の額について、特別税額控除前の所得割の額とすることとした。

ハ　普通徴収について、令和六年六月に徴収すべき税額から特別税額控除を行い、なお控除しきれない金額は、以後令和六年度中に普通徴収すべき税額から、順次控除する等所要の措置を講ずることとした。

ニ　特別税額控除対象納税義務者の給与所得に係る特別徴収について、均等割の額及び所得割の額ともに令和六年六月において徴収せず、特別税額控除後の給与所得に係る特別徴収税額を同年七月から翌年五月まで、それぞれの給与の支払をする際毎月徴収することとした。

ホ　公的年金等に係る所得に係る特別徴収について、令和六年一〇月一日以後最初に支払を受ける公的年金等に係る所得に係る特別徴収税額から特別税額控除を行い、なお控除しきれない金額は、以後令和六年度中に特別徴収される公的年金等に係る所得に係る特別徴収税額から、順次控除する等所要の措置を講ずることとした。

(2)　令和七年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に限り、特別税額控除対象納税義務者（同一生計配偶者（控除対象配偶者及びこの法律の施行地に住所を有しない者を除く。）を有するものに限る。）の所得割の額から一万円を控除することとした。（附則第五条の一二関係）

㈣　新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の信託財産とするために支出された当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金を寄附金税額控除の対象とする等の措置を講ずることとした。（第三七条の二、第三一四条の七及び附則第三条の二の三関係）

㈤　法人税割の課税標準である法人税額について、産業競争力基盤強化商品を生産及び販売した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受ける前の額とする措置を講ずることとした。（第二三条及び第二九二条関係）

㈥　中間期間において生じた災害損失欠損金額について法人税額の還付を受けた場合において、当該事業年度の法人税割の課税標準となる法人税額から当該還付を受けた法人税額を控除し、控除しきれない額は翌年度以降に控除することとした。（第五三条及び第三二一条の八関係）

㈦　法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置の適用期限を令和九年三月三一日までとする等所要の措置を講ずることとした。（附則第八条関係）

㈧　新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の信託財産について生ずる所得について、公益信託の委託者等が当該公益信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなすこととする特例措置を廃止することとした。（附則第三条の二の三関係）

2　事業税

㈠　脱炭素成長型経済構造移行推進機構の事業の所得で収益事業に係るもの以外のものについて、非課税措置を講ずることとした。（第七二条の五関係）

㈡　中間期間において生じた災害損失欠損金額について法人税額の還付を受けた場合において、当該中間期間の属する事業年度の所得の計算上、当該災害損失欠損金額に相当する金額は益金の額に算入しないこととした。（第七二条の二三関係）

㈢　社会保険診療に係る所得割の課税標準の特例措置について、旧介護保険法の規定に基づく一定の介護療養施設サービス等を適用対象から除外することとした。（第七二条の二三関係）

㈣　次に掲げる課税標準の特例措置の適用期限を延長することとした。（附則第九条関係）

(1)　北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を令和一一年三月三一日まで延長することとした。

(2)　預金保険法に規定する承継銀行及び協定銀行に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を令和一一年三月三一日まで延長することとした。

(3)　新関西国際空港株式会社及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律に規定する指定会社に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を令和一一年三月三一日まで延長することとした。

(4)　中部国際空港の設置及び管理に関する法律に規定する指定会社に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を令和一一年三月三一日まで延長することとした。

(5)　大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法に規定する特定鉄道事業者に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を令和一一年三月三一日まで延長することとした。

(6)　東京湾横断道路の建設に関する特別措置法に規定する東京湾横断道路建設事業者に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を令和一一年三月三一日まで延長することとした。

(7)　株式会社地域経済活性化支援機構に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を令和一一年三月三一日まで延長することとした。

(8)　電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、電気供給業を行う法人の収入金額のうち、卸電力取引所を介して自らが供給を行った電気の供給を受けて当該電気の供給を行う場合において、当該供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を令和九年三月三一日まで延長することとした。

(9)　電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、旧一般電気事業者等が分社化した後の当該分社化に係る電気事業者の間で行う取引のうち、電気の安定供給の確保のため必要な取引に係る収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を令和一一年三月三一日まで延長することとした。

(五)　電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、令和六年四月一日から令和八年三月三一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、次の場合における電気供給業を行う法人の一定の収入金額を追加する課税標準の特例措置を講ずることとした。（附則第九条関係）

(1)　当該電気供給業を行う法人が発電事業等を行う場合において、当該電気供給業を行う法人が、自ら維持し、及び運用する発電等用電気工作物と一般送配電事業者等が維持し、及び運用する電線路とを電気的に接続し、かつ、当該一般送配電事業者等に対して電気事業法に規定する託送供給に係る料金（これに相当する額を含む。）を支払うとき。

(2)　当該電気供給業を行う法人が特定送配電事業を行う場合において、当該電気供給業を行う法人が、自ら維持し、及び運用する電線路と一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを電気的に接続し、かつ、当該一般送配電事業者に対して電気事業法に規定する託送供給に係る料金を支払うとき。

(六)　給与等の支給額が増加した場合の付加価値割の課税標準の特例措置について、適用期限を令和九年三月三一日まで延長する等の措置を講ずることとした。（附則第九条関係）

(七)　電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、令和六年四月一日から令和九年三月三一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、当該電気供給業を行う法人が広域的運営推進機関に対して電気事業法に掲げる一定の業務に係る対価として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置を講ずることとした。（附則第九条関係）

(八)　当分の間、所得等課税法人以外の法人で資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）が一億円以下のもののうち、前事業年度の事業税について第七二条の二第一項第一号イに掲げる法人（以下「外形標準課税の対象法人」という。）に該当したものであって、払込資本の額が一〇億円を超えるものについて、外形標準課税の対象法人とすることとした。（附則第八条の三の三関係）

(九)　令和七年四月一日以後最初に開始する事業年度（以下「最初事業年度」という。）の事業税（公布の日を含む事業年度の前事業年度の事業税について外形標準課税の対象法人に該当したものであって、公布日の前日の現況により資本金一億円以下であると判定され、かつ、公布日以後に終了した各事業年度分の事業税について第七二条の二第一項第一号ロに掲げる法人（以下「外形標準課税の対象外である法人」という。）に該当したものの行う事業に対する事業税を除く。）については、(六)にかかわらず、所得等課税法人以外の法人で資本金一億円以下のもののうち、公布の日を含む事業年度の前事業年度から最初事業年度の前事業年度までのいずれかの事業年度分の事業税について外形標準課税の対象法人に該当したものであって、払込資本の額が一〇億円を超えるものについて、外形標準課税の対象法人とすることとした。（改正法附則第七条関係）

(〇)　給与等の支給額が増加した場合の付加価値割の課税標準の特例措置について、次の措置を講ずることとした。（附則第九条関係）

(1)　令和七年四月一日から令和九年三月三一日までの間に開始する各事業年度に限り、雇用者給与等支給額の比較雇用者給与等支給額に対する増加割合が一〇〇分の一・五以上である場合（当該法人が中小企業者等である場合に限る。）に控除対象雇用者給与等支給増加額を付加価値割の課税標準から控除できることとした。

(2)　控除額について、控除対象雇用者給与等支給増加額に雇用安定控除との調整等所要の措置を講じた金額とすることとした。

(二)　所得等課税法人以外の法人で資本金一億円以下のもの等のうち次に掲げる法人に該当するものについて、外形標準課税の対象法人とすることとした。（第七二条の二関係）

(1)　特定法人（払込資本の額が五〇億円を超える法人及び相互会社等をいう。以下同じ。）との間に当該特定法人による完全支配関係がある法人のうち払込資本の額（公布の日以後に当該法人が行う一定の配当等により減少した払込資本の額を加算した額）が二億円を超えるもの

(2)　法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものが有するものとみなした場合において当該いずれか一のものと当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときの当該法人のうち払込資本の額（公布の日以後に当該法人が行う一定の配当等により減少した払込資本の額を加算した額）が二億円を超えるもの（(1)に掲げる法人を除く。）

(三)　(1)又は(2)に掲げる法人に該当するかどうかを判定する日等について所要の整備を行うこととした。（第七二条の二及び第七二条の二六関係）

(三)　所得等課税法人以外の法人で資本金一億円以下のもの等のうち(二)(1)又は(2)に掲げる法人に該当するものが行う事業に対する令和八年四月一日から令和九年三月三一日までの間に開始する各事業年度分の事業税について申告納付すべき事業税額（以下「令和八年度分基準法人事業税額」という。）が、当該法人を外形標準課税の対象外である法人とみなした場合に申告納付すべき事業税額（以下「比較法人事業税額」という。）を超える場合には、当該超える金額の三分の二に相当する金額は、令和八年度分基準法人事業税額から控除することとし、当該法人が行う事業に対する令和九年四月一日から令和一〇年三月三一日までの間に開始する各事業年度分の事業税について申告納付すべき事業税額（以下「令和九年度分基準法人事業税額」という。）が、比較法人事業税額を超える場合には、当該超える金額の三分の一に相当する金額は、令和九年度分基準法人事業税額から控除することとした。（改正法附則第八条関係）

(四)　新たな公益信託制度の創設に伴い、法人が受託者となる公益信託の信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用は、当該法人の資産及び負債並びに収益及び費用でないものとみなすこととする等の措置を講ずることとした。（第七二条の三関係）

(五)　新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日から令和九年三月三一日までの間に特別事業再編計画について認定を受けた認定特別事業再編事業者である法人が、特別事業再編計画に従って行う一定の特別事業再編のための措置として他の法人の株式等の取得をし、又は他の法人の株式を譲り受け、これをその取得又は譲受けの日（以下「取得等の日」という。）以後引き続き有している等の一定の要件を満たす場合において、当該他の法人及び当該認定特別事業再編事業者が当該特別事業再編計画の認定の申請の日前五年以内に株式等の取得等をした一定の他の法人のうち

資本金一億円以下のもの等について、㈡(1)又は(2)に掲げる法人に該当する場合であっても、取得等の日を含む事業年度から当該取得等の日以後五年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度分の事業税に限り、外形標準課税の対象外である法人とすることとした。(附則第八条の三の四関係)

㈣　新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の委託者等は当該公益信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該委託者等の収益及び費用とみなすこととする特例措置を廃止することとした。(附則第八条の四関係)

3　地方消費税

㈠　国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う電気通信利用役務の提供（事業者向け電気通信利用役務を除く。）のうち、国税庁長官の指定を受けた特定プラットフォーム事業者を介してその対価を収受するものについては、特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなすこととした。(第七二条の八〇の三関係)

㈡　偽りその他不正の行為により、譲渡割に係る還付（更正の請求に基づく更正によるものに限る。）を受けた場合（未遂の場合を含む。）について、罰則規定を設けることとした。(第七二条の九五関係)

㈢　地方消費税の清算等に使用する統計について、所要の規定の整備を行うこととした。(第七二条の一一四及び第七二条の一一五関係)

㈣　新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の信託財産に係る取引については、その受託者に対し、当該受託者の固有資産に係る取引とは区別して地方消費税を課する等の措置を講ずることとした。(第七二条の七八、第七二条の八〇、第七二条の八〇の二及び附則第九条の三関係)

4　不動産取得税

㈠　鉄道事業者が取得する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する一定の不動産について、当該取得が令和八年三月三一日までに行われたときに限り、非課税措置を講ずることとした。(附則第一〇条関係)

㈡　都市緑地法に規定する都市緑化支援機構が一定の業務により取得する土地について、当該取得が令和八年三月三一日までに行われたときに限り、非課税措置を講ずることとした。(附則第一〇条関係)

㈢　次のとおり非課税措置等の適用期限を延長することとした。

(1)　マンションの建替え等の円滑化に関する法律に規定する施行者又はマンション敷地売却組合が、マンション建替事業又はマンション敷地売却事業により取得する特定要除却認定マンション又はその敷地に係る非課税措置の適用期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。(附則第一〇条関係)

(2)　新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から一年（本則六月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。(附則第一〇条の三関係)

(3)　新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。(附則第一〇条の三関係)

(4)　河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。(附則第一一条関係)

(5)　長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。(附則第一一条関係)

(6)　中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和九年三月三一日まで延長することとした。(附則第一一条関係)

(7)　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が一定の業務により取得する土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和九年三月三一日まで延長することとした。(附則第一一条関係)

(8)　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する認定医療機関開設者が認定再編計画に記載された医療機関の再編の事業により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。(附則第一一条関係)

(9)　住宅及び土地の取得に係る標準税率（本則四パーセント）を三パーセントとする特例措置の適用期限を令和九年三月三一日まで延長することとした。(附則第一一条の二関係)

(10)　宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の二分の一とする特例措置の適用期限を令和九年三月三一日まで延長することとした。(附則第一一条の五関係)

㈣　都市再生特別措置法に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に基づき取得する低未利用土地権利設定等促進事業区域内にある一定の低未利用土地に係る課税標準の特例措置を廃止することとした。(附則第一一条関係)

5　軽油引取税

㈠　次に掲げる軽油の引取りに係る課税免除の特例措置について、その適用期限を令和九年三月三一日まで延長することとした。(附則第一二条の二の七関係)

(1)　船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り

(2)　自衛隊又は日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリアの軍隊（以下「オーストラリア軍隊」という。）が通信の用に供する機械、自動車その他これらに類する一定のものの電源又は動力源に供する軽油の引取り

(3)　鉄道事業又は軌道事業を営む者その他一定の者が鉄道用車両、軌道用車両又はこれらの車両に類する一定のものの動力源に供する軽油の引取り

(4)　農業又は林業を営む者その他一定の者が動力耕うん機その他の一定の機械の動力源に供する軽油の引取り

(5)　木材加工業その他の一定の事業を営む者が当該事業の事業場において使用する機械の動力源の用途その他の一定の用途に供する軽油の引取り

㈡　船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律又は国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律に基づき、当該引取りに係る軽油を譲渡する場合における課税免除の特例措置について、その適用期限を令和九年三月三一日まで延長することとした。(附則第一二条の二の七関係)

㈢　船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で一定のものに基づき、当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合における課税免除の特例措置について、その適用期限を令和九年三月三一日まで延長することとした。(附則第一二条の二の七関係)

(四)　船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行ったオーストラリア軍隊の船舶の使用者が、当該引取りに係る軽油を自衛隊に譲渡する場合における課税免除の特例措置について、その適用期限を令和九年三月三一日まで延長することとした。（附則第一二条の二の七関係）

(五)　船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取りに係る課税免除の特例措置について、一定の船舶を適用対象から除外することとした。（附則第一二条の二の七関係）

6　固定資産税及び都市計画税

(一)　令和六年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の負担についての調整措置を次のとおり講ずることとした。

(1)　宅地等に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該宅地等に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、当該年度の価格（住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける宅地等については当該特例措置の適用後の額）に一〇〇分の五を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額（以下「宅地等調整税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整税額とすることとした。ただし、商業地等に係る宅地等調整税額は、当該宅地等調整税額が、当該商業地等の当該年度の価格に一〇分の六を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とすることとした。また、宅地等に係る宅地等調整税額は、当該宅地等調整税額が、当該宅地等の当該年度の価格に一〇分の二を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には、当該税額とすることとした。（附則第一七条、第一八条、第一八条の三、第二二条、第二四条、第二五条、第二五条の三、第二七条の五及び第二八条関係）

(2)　(1)にかかわらず、商業地等のうち負担水準（前年度課税標準額の当該年度の価格（住宅用地又は市街化区域農地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける土地については当該特例措置の適用後の額。以下同じ。）に対する割合をいう。以下同じ。）が〇・六以上〇・七以下の土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、前年度の税額とすることとした。（附則第一八条及び第二五条関係）

(3)　(1)にかかわらず、商業地等のうち負担水準が〇・七を超える土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該年度の価格に一〇分の七を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額とすることとした。（附則第一八条及び第二五条関係）

(4)　農地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該農地に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、負担水準の区分に応じて求める次の表に掲げる負担調整率を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とすることとした。（附則第一九条及び第二六条関係）

負担水準の区分	負担調整率
〇・九以上のもの	一・〇二五
〇・八以上〇・九未満のもの	一・〇五
〇・七以上〇・八未満のもの	一・〇七五
〇・七未満のもの	一・一

(5)　三大都市圏の特定市の市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該市街化区域農地に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、当該年度の価格に一〇〇分の五を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額（以下「市街化区域農地調整税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整税額とする措置を講ずることとした。ただし、市街化区域農地調整税額は、当該市街化区域農地の当該年度の価格に一〇分の二を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には、当該税額とすることとした。（附則第一九条の四及び第二七条の二関係）

(6)　商業地等に係る固定資産税及び都市計画税については、当該年度の価格に一〇分の六以上一〇分の七未満の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額までその税額を減額することができることとした。（附則第二一条、第二七条の四及び第二七条の五関係）

(7)　住宅用地、商業地等及び三大都市圏の特定市の市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税については、前年度分の課税標準額（前年度分の固定資産税及び都市計画税について、(6)又は(7)の減額が行われている場合は、その減額後の税額に対応する前年度分の課税標準額）に一〇〇分の一一〇以上の割合で住宅用地、商業地等及び三大都市圏の特定市の市街化区域農地の区分ごとに市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額までその税額を減額することができることとした。（附則第二一条の二、第二七条の四の二及び第二七条の五関係）

(二)　令和七年度分又は令和八年度分の固定資産税に限り、自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、市町村長が修正前の価格を課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合には、修正前の価格を修正基準により修正した価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることとした。（附則第一七条の二、第一九条の二、第一九条の二の二及び第二二条関係）

(三)　独立行政法人国民生活センターが行う一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、対象に適格消費者団体が行う差止請求関係業務の円滑な実施のために必要な援助業務の用に供する固定資産を追加することとした。（第三四条関係）

(四)　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に規定する総合効率化事業者が、総合効率化計画に基づき実施する流通業務総合効率化事業により取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、物資の搬入及び搬出の円滑化に寄与する一定の機械設備の課税標準をその価格の二分の一の額とした上、その対象資産の取得期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(五)　都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が一定の一体型滞在快適性等向上事業により整備した滞在快適性等向上施設等の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあっては二分の一）（改正前二分の一）を乗じて得た額とした上、その整備期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(六)　新築住宅及び新築中高層耐火建築住宅に係る固定資産税の減額措置について、建築基準法の改正に伴い、所要の規定の整備を行った上、その対象資産の新築期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の六関係）

(七)　新築の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する管理者等から必要書類が提出され、かつ、当該区分所有に係る住宅が当該減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該減額措置を適用することができることとした。（附則第一五条の七関係）

(八)　次のとおり課税標準の特例措置等の適用期限を延長することとした。

(1)　国内航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産を令和七年度までに新たに固定資産税が課されるものとすることとした。（附則第一五条関係）

(2)　沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を令和八年度まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(3)　日本貨物鉄道株式会社が取得した一定の新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(4)　国際船舶に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を令和八年度まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(5)　津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画区域において、同法に規定する推進計画に基づき新たに取得され、又は改良された津波対策の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和一〇年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(6)　津波防災地域づくりに関する法律の規定により指定された指定避難施設若しくは同法に規定する管理協定に係る協定避難施設の用に供する家屋のうち避難の用に供する部分又はこれらの施設に附属する避難の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その指定避難施設の指定に係る期限又は管理協定に係る締結期限を令和九年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(7)　農地中間管理機構が農地中間管理権を取得し、その存続期間が一〇年以上である一定の農地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その農地中間管理権の取得期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(8)　農業協同組合等が取得し、かつ、農業経営基盤強化促進法に規定する認定就農者（同法の規定による公告があった地域計画において地図に表示された農用地等に係る農業を担う者に限る。）の利用に供する一定の機械装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(9)　電波法に規定する無線局（地域における需要に応じ多様な主体が開設することができる無線局であって地域社会の諸課題の解決に寄与する一定のものに限る。）の免許を受けた者が特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律に規定する認定導入計画に基づき新たに取得した当該免許に係る無線通信の業務の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(10)　特定都市河川浸水被害対策法又は下水道法に規定する認定事業者が設置した一定の雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和九年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(11)　長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の七関係）

(12)　河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る固定資産税の減額措置について、その取得期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の八関係）

(13)　耐震改修が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の九関係）

(14)　高齢者等の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の九関係）

(15)　外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の九関係）

(16)　耐震改修が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったものに係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の九の二関係）

(17)　外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったものに係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の九の二関係）

(18)　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物に該当する一定の家屋のうち、主として実演芸術の公演の用に供する施設であることにつき証明がされ、かつ、一定の改修工事を行い、同法に規定する一定の基準に適合することにつき証明がされたものに係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の一一関係）

(19)　東日本大震災により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等が一定の区域内に当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市町村長が認める償却資産を取得した場合の当該償却資産又は当該損壊した償却資産を改良した場合の当該改良された部分に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限又は改良期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。（附則第五六条関係）

(九)　次のとおり課税標準の特例措置を改めることとした。

(1)　公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、石綿が含まれている一定の産業廃棄物の処理の用に供する産業廃棄物処理施設を適用対象から除外した上、その対象資産の取得期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(2)　農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に規定するバイオ燃料製造業者が同法に規定する認定生産製造連携事業計画に従って実施する生産製造連携事業により新設した機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、木竹を原材料として製造される燃料を製造するための一定の設備に係る課税標準をその価格の四分の三（改正前三分の二）の額とした上、その対象資産の取得期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(3)　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する一定の発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、一定の特定バイオマス発電設備（バイオマスのうち木竹に由来するもの又は農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換するものに限る。）に係る課税標準をその価格に七分の六を参酌して一四分の一一以上一四分の一三以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあっては七分の六）（改正前三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以

下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあっては三分の二）を乗じて得た額とした上、その対象資産の取得期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(ロ)　一定の政府の補助を受けた者が児童福祉法に規定する事業所内保育事業に係る業務を目的とする施設のうち当該政府の補助に係るものの用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止することとした。（附則第一五条関係）

7　狩猟税

(一)　鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の課税免除の特例措置について、その適用期限を令和一一年三月三一日まで延長することとした。（附則第三二条関係）

(二)　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の課税免除の特例措置について、その適用期限を令和一一年三月三一日まで延長することとした。（附則第三二条関係）

(三)　狩猟者登録の申請書を提出する日前一年以内の期間に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った者等が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の税率の特例措置について、その適用期限を令和一一年三月三一日まで延長することとした。（附則第三二条の二関係）

8　事業所税

特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する特定農産加工業者等が承認を受けた経営改善措置に関する計画に基づき実施する事業の用に供する一定の施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、以下の措置を講ずることとした。

(一)　適用期限を法人にあっては令和八年三月三一日まで、個人にあっては令和七年分まで延長することとした。（附則第三三条関係）

(二)　特例の対象に特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律による改正後の特定農産加工業経営改善等臨時措置法に規定する調達安定化措置に関する計画に基づき実施する事業の用に供する一定の施設を加えることとした。（附則第三三条関係）

9　国民健康保険税

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の改正に伴い、流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用を含めて国民健康保険税を課する措置を講ずることとした。（第七〇三条の四関係）

10　その他

(一)　偽りその他不正の行為により地方団体の徴収金を免れ、又は地方団体の徴収金の還付を受けた株式会社等がその地方団体の徴収金を納付し、又は納入していない場合において、徴収不足であると認められるときは、その偽りその他不正の行為をしたその株式会社の役員等は、一定の額を限度として、その滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負うこととした。（第一一条の九関係）

(二)　保全差押金額を限度とした差押え等に係る地方団体の徴収金について、その納付し、又は納入すべき額の確定がない場合における当該差押え等を解除しなければならない期限を、その保全差押金額をその者に通知をした日から一年（改正前六月）を経過した日までとすることとした。（第一六条の四関係）

(三)　重加算金の適用対象に、隠蔽し、又は仮装された事実に基づき更正請求書を提出していた場合を加えることとした。（第七一条の一五、第七一条の三六、第七一条の五六、第七二条の四七、第七四条の二四、第九一条、第一四四条の四八、第一七二条、第二七九条、第三二八条の一二、第四六三条の四、第四八四条、第五三七条、第六一〇条、第六八九条、第七〇一条の一三、第七〇一条の六二、第七二二条及び第七三三条の一九関係）

二　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律の一部改正関係

合衆国軍隊の構成員等の所有に係る自動車に対する自動車税の種別割又はこれらのものの所有に係る軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の徴収について、地方団体の条例で定めるところにより、普通徴収又は証紙徴収の方法によらなければならないこととする等所要の措置を講ずることとした。（第四条関係）

三　国有資産等所在市町村交付金法の一部改正関係

令和七年度から令和九年度までの各年度分の国有資産等所在市町村交付金について、固定資産の価格の修正通知又は修正の申出をする場合に比較すべき類似の土地の価格に係る特例措置を講ずることとした。（附則第一四項関係）

四　航空機燃料譲与税法の一部改正関係

空港関係市町村及び空港関係都道府県に対する航空機燃料譲与税の譲与の基準について、譲与額の四分の一の額を延べ重量で、他の四分の一の額を旅客数で、二分の一の額を騒音地区内の世帯数で按分して譲与することとした。（第二条及び第二条の二関係）

五　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部改正関係

市町村及び都道府県に対する森林環境譲与税の譲与の基準について、譲与額の一〇〇分の五五（改正前一〇分の五）に相当する額を私有林人工林の面積で、一〇〇分の二五（改正前一〇分の三）に相当する額を人口で按分して譲与することとした。（第二八条及び第二九条関係）

六　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和六年四月一日から施行することとした。

◇地方交付税法等の一部を改正する法律（法律第五号）（総務省）

一　地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正関係

1　地方交付税の総額の特例（地方交付税法附則第四条及び第四条の二並びに特別会計に関する法律附則第四条、第九条～第一一条及び第一二条の四関係）

令和六年度分の通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税法第六条第二項の額に、法定加算額九八億円及び地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等による加算額五、〇〇〇億円を加算した額から、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金償還額五、〇〇〇億円、同特別会計借入金利子支払額一、九六五億円並びに平成二〇年度分、平成二一年度分、令和元年度分及び令和二年度分の地方交付税の総額を確保するため総額の特例として加算した額に相当する額のうち、令和六年度分の地方交付税の総額から減額することとされていた額二、四六〇億七、七〇八万二、〇〇〇円及び令和七年度以降の地方交付税の総額から減額することとされていた額のうち二、一二三億五四万三、〇〇〇円を控除した額とすることとした。

2　基準財政需要額の算定方法の改正（地方交付税法第一二条、第一三条、附則第六条、第六条の三及び別表関係）

(一)　こども・子育て施策に係る基準財政需要額をより的確に算定するため、測定単位を一八歳以下人口とする「こども子育て費」を設けるとともに、こども・子育て施策に要する経費の財源を措置することとした。

(二)　令和六年度及び令和七年度における措置として、「地域デジタル社会推進費」において、地域社会のデジタル化の推進に要する経費の財源を措置することとした。

(三)　児童虐待防止の充実、障害者の自立支援の充実、介護給付の充実に要する経費の財源を措置することとした。

(四)　特別支援教育、私学助成等教育施策に要する経費の財源を充実することとした。

(五)　森林環境譲与税を活用して実施する森林整備等に要する経費の財源を充実することとした。

(六)　会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に要する経費の財源を措置することとした。

(七) ごみ収集、学校給食等の地方公共団体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、その財源を充実することとした。

(八) その他制度の改正に伴って必要となる経費及び地方公共団体の行政水準の確保のために必要となる経費の財源を措置することとした。

3　基準財政収入額の算定方法の特例（地方交付税法附則第七条の四関係）

(九) 臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすることとした。

令和六年度において、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図るための固定資産税の課税免除の措置等による減収額として総務省令で定める額の一〇〇分の七五の額を加算する特例を設けることとした。

4　特定被災地方公共団体に係る普通交付税の算定方法の特例（地方交付税法附則第九条の二関係）

令和六年度において、特定被災地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に関し、必要な特例措置を設けることとした。

5　震災復興特別交付税に関する特例（地方交付税法附則第四条及び第一一条～第一五条関係）

(一) 震災復興特別交付税に充てるため、令和六年度分の地方交付税の総額に六一億一、七二〇万七、〇〇〇円を加算することとした。

(二) その他震災復興特別交付税に関する所要の特例を設けることとした。

二　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正関係

個人の道府県民税の所得割及び個人の市町村民税の所得割の定額減税による地方公共団体の減収額を埋めるため、定額減税減収補塡特例交付金を創設することとした。（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第一条～第五条及び第八条関係）

三　この法律は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（法律第六号）（国土交通省）

一　奄美群島振興開発特別措置法の一部改正関係

1　目的

この法律の目的に、奄美群島への移住の促進を図ることを追加することとした。（第一条関係）

2　基本理念

奄美群島の振興開発に関する基本理念に、再生可能エネルギー源の利用等を追加することとした。（第二条関係）

3　奄美群島振興開発基本方針

奄美群島振興開発基本方針に定める事項を追加すること等とした。（第四条第二項関係）

4　奄美群島振興開発計画

奄美群島振興開発計画に定める事項について、３の奄美群島振興開発基本方針の改正に準じた改正を行うこととした。（第五条第二項関係）

5　交付金事業計画

交付金事業計画に記載することができる事業として、奄美群島への移住の促進に資する事業等を追加すること等とした。（第八条第一項及び第二項関係）

6　配慮規定

医療の確保、情報の流通の円滑化等についての配慮規定を充実させること等とした。（第二一条、第二五条～第二八条、第三〇条、第三二条、第三三条、第三五条及び第三六条関係）

7　独立行政法人奄美群島振興開発基金の業務の追加

独立行政法人奄美群島振興開発基金は、基金による債務の保証を受けようとする者等に対する経営の改善及び発達に係る助言を行うことができることとした。（第五二条第二項関係）

8　奄美群島振興開発特別措置法の有効期限を五年間延長することとした。（附則第一項関係）

二　小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正関係

1　目的

この法律の目的に、小笠原諸島への移住の促進を図ることを追加することとした。（第一条関係）

2　基本理念

小笠原諸島の振興開発に関する基本理念に、再生可能エネルギー源の利用等を追加することとした。（第二条関係）

3　小笠原諸島振興開発基本方針

小笠原諸島振興開発基本方針に定める事項を追加すること等とした。（第五条第二項関係）

4　小笠原諸島振興開発計画

小笠原諸島振興開発計画に定める事項について、３の小笠原諸島振興開発基本方針の改正に準じた改正を行うこととした。（第六条第二項関係）

5　配慮規定

情報の流通の円滑化、医療の充実等についての配慮規定を充実させること等とした。（第二四条、第二七条～第二九条、第三一条、第三三条～第三五条、第三七条及び第三八条関係）

6　小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限を五年間延長することとした。（附則第二項関係）

三　この法律は、令和六年四月一日（一部の規定については、公布の日）から施行することとした。

◇特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の一部を改正する法律（法律第七号）（防衛省）

1　特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の失効規定及び法律の失効後の経過措置を定めた規定等を削除することとした。（附則関係）

2　附則

(一) 公表に関する経過措置を定めることとした。

(二) この法律は、公布の日から施行することとした。

◇所得税法等の一部を改正する法律（法律第八号）（財務省）

一　所得税法の一部改正関係

1　非課税所得となる相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するものから、公益信託に関する法律に規定する公益信託（以下「新公益信託」という。）から給付を受けた財産に該当するものを除外することとした。（所得税法第九条関係）

2　新公益信託の信託財産につき生ずる所得（貸付信託の受益権の収益の分配に係るものにあっては、当該受益権が当該新公益信託の信託財産に引き続き属していた期間に対応する部分の額として一定の計算をした金額に相当する部分に限る。）については、所得税を課さないこととした。（所得税法第一一条関係）

3　新公益信託の受託者である個人に対する贈与又は遺贈（その信託財産とするためのものに限る。）により、居住者の有する譲渡所得の基因となる資産等の移転があった場合には、当該居住者に対しその贈与又は遺贈によるみなし譲渡課税を適用することとした。（所得税法第五九条関係）

4　新公益信託の委託者（居住者に限る。）がその有する資産を信託した場合には、当該資産を信託した時において、当該委託者から当該新公益信託の受託者に対して贈与又は遺贈により当該資産の移転が行われたものとして、当該委託者に対しその贈与又は遺贈によるみなし譲渡課税を適用することとした。（所得税法第六七条の三関係）

5　新公益信託の信託財産とするために支出した当該新公益信託に係る信託事務に関連する寄附金について、寄附金控除の対象とすることとした。（所得税法第七八条関係）

6　源泉徴収制度及び支払調書の対象となる報酬又は料金等の範囲に、社会保険診療報酬支払基金から支払われる流行初期医療の確保に要する費用を加えることとした。（所得税法第二〇四条関係）

7　支払調書等の電子情報処理組織を使用する方法等による提出義務制度について、当該制度の対象となるかどうかの判定基準となるその年の前々年に提出すべきであった支払調書等の枚数を三〇以上（改正前一〇〇以上）に引き下げることとした。（所得税法第二二八条の四関係）

8　脱炭素成長型経済構造移行推進機構を公共法人等の範囲に加えることとした。（所得税法別表第一関係）

二　法人税法の一部改正関係

1　適格現物出資の対象となる現物出資について、次の見直しを行うこととした。（法人税法第二条関係）

㈠　対象となる現物出資から、外国法人に内国法人の無形資産等の移転を行うもの（その無形資産等の全部がその外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係る資産となる一定のものを除く。）を除外する。

㈡　対象となる現物出資に該当するかどうかを判定する際の現物出資により移転する資産又は負債の内外判定は、内国法人の本店等若しくは外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係る資産若しくは負債又は内国法人の国外事業所等若しくは外国法人の本店等を通じて行う事業に係る資産若しくは負債のいずれに該当するかによることとする。

2　公益信託について、次の整備を行うこととした。

㈠　公益信託に関する法律に規定する公益信託（以下「新公益信託」という。）に対する取扱いを次のとおりとするほか、所要の措置を講ずる。（法人税法第二条、第一二条及び旧法人税法附則第一九条の三関係）

(1)　受益者がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされ、かつ、その信託財産に帰せられる収益及び費用が受益者の収益及び費用とみなされる信託に該当しないこととする。

(2)　その信託財産に属する資産及び負債並びにその信託財産に帰せられる収益及び費用は受託者である法人の各事業年度の所得の金額の計算上その法人の資産及び負債並びに収益及び費用でないものとみなすこととする。

㈡　新公益信託の信託財産とするために支出したその新公益信託に係る信託事務に関連する寄附金について、一般の寄附金の損金算入限度額とは別に、一定の損金算入限度額に相当する金額の範囲内で損金算入ができることとする。（法人税法第三七条関係）

3　第二次納税義務に係る納付税額の損金不算入制度における国税徴収法等の第二次納税義務の規定により納付し、又は納入すべき国税等の範囲に、株式会社等が偽りその他不正の行為により国税等を免れ、又は国税等の還付を受けた場合におけるその役員等である法人が国税徴収法等の第二次納税義務の規定により納付し、又は納入すべき国税等を加えることとした。（法人税法第三九条関係）

4　暗号資産の譲渡損益及び時価評価損益について、法人が事業年度終了の時において有する市場暗号資産に該当する暗号資産のうち譲渡についての制限その他の条件が付されている暗号資産であってその条件が付されていることにつき適切に公表されるための手続が行われている一定のもの（以下「特定譲渡制限付暗号資産」という。）のその時における評価額は、時価法又は原価法のうちその法人が選定した方法（その法人が発行し、かつ、その発行の時から継続して有する特定譲渡制限付暗号資産にあっては、原価法）により評価した金額とすることとした。（法人税法第六一条関係）

5　各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税について、次の見直しを行うこととした。（法人税法第八二条及び第八二条の二関係）

㈠　最終親会社の範囲から政府関係会社等のうち国等の資産を運用することを主たる目的とする一定のものを除外した上、会社等が最終親会社に該当するかどうかの判定については、その一定の政府関係会社等が直接又は間接に有する支配持分はないものとみなす。

㈡　無国籍構成会社等が自国内最低課税額に係る税を課されている場合には、無国籍構成会社等に係るグループ国際最低課税額の計算においてその自国内最低課税額に係る税の額を控除する。

㈢　特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等が我が国以外の国又は地域の租税に関する法令において自国内最低課税額に係る税を課することとされている場合において、各対象会計年度のその自国内最低課税額に係る税が一定の要件を満たすときは、その対象会計年度のその構成会社等の所在地国に係るグループ国際最低課税額（その構成会社等が無国籍構成会社等である場合にあっては、その構成会社等に係るグループ国際最低課税額）は、零とすることができる。

㈣　特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（その構成会社等の所在地国を所在地国とする構成会社等のうちに連結除外構成会社等（企業集団の計算書類において連結の範囲から除かれる一定の構成会社等をいう。）が含まれるものに限る。）が各対象会計年度において一定の要件を満たす場合には、その対象会計年度のその所在地国に係る当期国別国際最低課税額は、零とすることができる。

6　特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供制度について、特定多国籍企業グループ等報告事項等を、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項等とするほか、所要の措置を講ずることとした。（法人税法第一五〇条の三関係）

㈠　㈡に掲げる場合以外の場合　特定多国籍企業グループ等の最終親会社等の名称、その特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の所在地国ごとの国別実効税率の水準その他の一定の事項

㈡　特定多国籍企業グループ等報告事項等を提供する内国法人が最終親会社等その他の一定の構成会社等に該当する場合　㈠に定める事項及びその特定多国籍企業グループ等のグループ国際最低課税額に関する事項

7　脱炭素成長型経済構造移行推進機構を公益法人等の範囲に加えることとした。（法人税法別表第二関係）

三　相続税法の一部改正関係

1　公益信託について、次の整備を行うこととした。

㈠　公益信託に関する法律に規定する公益信託（以下「新公益信託」という。）の受託者が遺贈により取得した財産（その信託財産として取得したものに限る。）の価額は、相続税の課税価格に算入しない。（相続税法第一二条関係）

㈡　新公益信託から給付を受けた財産及び新公益信託の受託者が贈与により取得した財産（その信託財産として取得したものに限る。）の価額は、贈与税の課税価格に算入しない。（相続税法第二一条の三関係）

2　調書の電子情報処理組織を使用する方法等による提出義務制度について、当該制度の対象となるかどうかの判定基準となるその年の前々年に提出すべきであった調書の枚数を三〇以上（改正前一〇〇以上）に引き下げることとした。（相続税法第五九条関係）

四　登録免許税法の一部改正関係

脱炭素成長型経済構造移行推進機構が自己のために受ける事務所用建物の所有権の取得登記及び当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記については、登録免許税を課さないこととした。（登録免許税法別表第三関係）

五　消費税法の一部改正関係

1　特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例について、給与等の一定の金額の合計額をもって課税売上高とすることができる措置の対象から国外事業者を除外することとした。（消費税法第九条の二関係）

2　新設法人の納税義務の免除の特例及び特定新規設立法人の納税義務の免除の特例について、その事業年度の基準期間がある外国法人が、当該基準期間の末日の翌日以後に国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した場合には、当該事業年度については、基準期間がないものとみなして、これらの特例を適用することとした。（消費税法第一二条の二及び第一二条の三関係）

3　特定新規設立法人の納税義務の免除の特例の対象となる特定新規設立法人の範囲に、新規設立法人が他の者により支配される場合における他の者及び当該他の者と特殊な関係にある法人のうちいずれかの者の基準期間に相当する期間における総収入金額が五〇億円を超える場合における当該新規設立法人を加えることとした。（消費税法第一二条の三関係）

4　事業者が、金地金等の仕入れ等を行った場合において、その課税期間中の当該金地金等の仕入れ等の金額の合計額が高額である一定の場合に該当するときは、当該課税期間の翌課税期間から当該課税期間の初日以後三年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間においては、事業者免税点制度及び簡易課税制度を適用できないこととした。（消費税法第一二条の四及び第三七条関係）

5　公益信託について、次の整備を行うこととした。

㈠　公益信託に関する法律に規定する公益信託（以下「新公益信託」という。）の受託者について、信託資産等及び固有資産等ごとに、受託者をそれぞれ別の者とみなして消費税法の規定を適用する。（消費税法第一四条、第一五条及び旧消費税法附則第一九条の二関係）

㈡　新公益信託に係る受託事業者は、特定収入がある場合の仕入控除税額の調整措置の対象とする。（消費税法第六〇条関係）

6　消費税のプラットフォーム課税制度を次のとおり創設することとした。（消費税法第一五条の二関係）

㈠　国外事業者が国内において行う電気通信利用役務の提供（事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。以下同じ。）がデジタルプラットフォームを介して行われるものであって、その対価について㈡の指定を受けたプラットフォーム事業者（以下「特定プラットフォーム事業者」という。）を介して収受するものである場合には、特定プラットフォーム事業者が当該電気通信利用役務の提供を行ったものとみなす。

㈡　国税庁長官は、プラットフォーム事業者のその課税期間において、その提供するデジタルプラットフォームを介して国外事業者が国内において行う電気通信利用役務の提供に係る対価の額のうち、当該プラットフォーム事業者を介して収受するものの合計額が五〇億円を超える場合には、当該プラットフォーム事業者を特定プラットフォーム事業者として指定するものとする。

㈢　㈡の指定を受けるべき者は、その課税期間に係る確定申告書の提出期限までに、一定の事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。

㈣　国税庁長官は、特定プラットフォーム事業者を指定したときは、当該特定プラットフォーム事業者に対してその旨を通知するとともに、当該特定プラットフォーム事業者に係るデジタルプラットフォームの名称等について速やかに公表しなければならないこととし、当該通知を受けた特定プラットフォーム事業者は、㈠の適用対象となる国外事業者に対して、㈠が適用されることとなる旨及びその年月日を通知するものとする。

㈤　特定プラットフォーム事業者は、確定申告書に㈠の対象となる金額等を記載した明細書を添付しなければならない。

7　事業者が行った課税仕入れに係る資産が外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出物品販売場制度）により消費税が免除された物品に係るものである場合（当該事業者が、当該消費税が免除されたものであることを知っていた場合に限る。）には、仕入税額控除制度を適用できないこととした。（消費税法第三〇条関係）

8　その課税期間の初日において恒久的施設を有しない国外事業者については、簡易課税制度を適用できないこととした。（消費税法第三七条関係）

9　特例輸入者による特例申告の納期限の延長において必須とされている担保について、消費税の保全のために必要があると認められる場合にのみ提供を求めることができることとした。（消費税法第五一条関係）

10　偽りその他不正の行為により消費税の還付を受けた者に対する罰則の適用対象に、更正の請求に基づく更正による還付を受けた者を加えることとした。（消費税法第六四条関係）

11　脱炭素成長型経済構造移行推進機構を消費税法別表第三法人に加えることとした。（消費税法別表第三関係）

六　酒税法の一部改正関係

特例輸入者による特例申告の納期限の延長において必須とされている担保について、酒税の保全のため必要があると認められる場合にのみ提供を求めることができることとした。（酒税法第三〇条の六関係）

七　たばこ税法の一部改正関係

特例輸入者による特例申告の納期限の延長において必須とされている担保について、たばこ税の保全のために必要があると認められる場合にのみ提供を求めることができることとした。（たばこ税法第二二条関係）

八　揮発油税法の一部改正関係

特例輸入者による特例申告の納期限の延長において必須とされている担保について、揮発油税の保全のために必要があると認められる場合にのみ提供を求めることができることとした。（揮発油税法第一三条関係）

九　石油石炭税法の一部改正関係

特例輸入者による特例申告の納期限の延長において必須とされている担保について、石油石炭税の保全のために必要があると認められる場合にのみ提供を求めることができることとした。（石油石炭税法第一八条関係）

一〇　印紙税法の一部改正関係

1　公益信託に関する法律に規定する公益信託の信託行為に関する契約書（同法の規定による一定の行政庁の認可を受けた後に作成されるものに限る。）には、印紙税を課さないこととした。（印紙税法別表第一関係）

2　非課税文書の表について、次の見直しを行うこととした。（印紙税法別表第三関係）

㈠　非課税文書の表から、国立研究開発法人情報通信研究機構が作成する国立研究開発法人情報通信研究機構法第一四条第一項第一号から第八号までの業務及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法第六条第一項第一号の業務に関する文書を除外する。

㈡　脱炭素成長型経済構造移行推進機構が作成する脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第五四条第一項各号に掲げる業務に関する文書を非課税文書の範囲に加える。

㈢　都市緑化支援機構が作成する古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第一四条第一項第一号に掲げる業務として行う同法第一三条第一項に規定する対象土地の買入れ等に係る不動産譲渡契約書を非課税文書の範囲に加える。

㈣　社会保険診療報酬支払基金が作成する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三六条の二五第一項各号に掲げる業務に関する文書を非課税文書の範囲に加える。

一一　国税通則法の一部改正関係

過少申告加算税又は無申告加算税に代えて課される重加算税の適用対象に、隠蔽し、又は仮装された事実に基づき更正請求書を提出していた場合を加えることとした。（国税通則法第六八条関係）

一二　国税徴収法の一部改正関係

1　偽りその他不正の行為により国税を免れ、又は国税の還付を受けた株式会社、合資会社又は合同会社がその国税（その附帯税を含む。1において同じ。）を納付していない場合において、滞納処分を執行してもなお徴収不足であると認められるときは、その偽りその他不正の行為をしたその株式会社の役員又はその合資会社若しくは合同会社の業務を執行する有限責任社員（その役員又は有限責任社員を判定の基礎となる株主又は社員として選定した場合にその株式会社、合資会社又は合同会社が被支配会社に該当する場合におけるその役員又は有限責任社員に限る。以下「特定役員等」という。）は、その偽りその他不正の行為により免れ、若しくは還付を受けた国税の額又はその株式会社、合資会社若しくは合同会社の財産のうち、その偽りその他不正の行為があった時以後に、その特定役員等が移転を受けたもの及びその特定役員等が移転をしたもの（その取引の内容その他の事情を勘案して、当該取引の相手方との間で通常の取引の条件に従って行われたと認められる一定の取引として移転をしたものを除く。）の価額のいずれか低い額を限度として、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負うこととした。（国税徴収法第四〇条関係）

2　換価代金等の交付について、次の措置を講ずることとした。（国税徴収法第一三三条関係）

㈠　換価代金等の供託がされた場合における当該供託に係る債権者は、その供託の事由が消滅したときは、直ちに、その旨を税務署長に届け出なければならないこととする。

㈡　税務署長は、換価代金等の供託がされた場合において、その供託がされた日等から㈠の届出がされることなく二年を経過したときは、当該供託に係る債権者に対し、その供託に係る供託の事由が消滅しているときはその旨の届出をすべき旨を催告しなければならないこととする。

㈢　㈡の催告を受けた供託に係る債権者が、催告を受けた日から一四日以内にその届出をしないときは、税務署長は、当該供託に係る債権者を除外して供託金について換価代金等の配当を実施する旨の決定をすることができることとする。

㈣　㈢の決定は、供託に係る債権者がその決定の告知を受けた日から七日を経過した日にその効力を生ずることとする。

3　保全差押金額を限度とした差押え又はその保全差押金額について提供されている担保に係る国税について、その納付すべき額の確定がない場合におけるその差押え又は担保を解除しなければならない期限を、その保全差押金額を書面で通知をした日から一年（改正前六月）を経過した日までとすることとした。（国税徴収法第一五九条関係）

一三　租税特別措置法の一部改正関係

1　個人所得課税

㈠　金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用の適用対象に、一定の社債であって、金融商品取引業者のうち第一種金融商品取引業を行う者又は登録金融機関に当該社債の譲渡についての制限を付すことその他の一定の要件を満たす方法による保管の委託がされた当該社債の利子等を加えることとした。（租税特別措置法第八条関係）

㈡　特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等の特例について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第二九条の二関係）

(1)　その年における特定新株予約権の行使に係る権利行使価額について、次のとおりとする。

イ　付与決議の日においてその設立の日以後の期間が五年未満の株式会社が付与した特定新株予約権については、当該権利行使価額を二で除して計算した金額とする。

ロ　付与決議の日においてその設立の日以後の期間が五年以上二〇年未満であることその他の一定の要件を満たす株式会社が付与した特定新株予約権については、当該権利行使価額を三で除して計算した金額とする。

(2)　対象となる新株予約権に係る契約の要件に、「新株予約権の行使により交付をされる当該株式会社の株式（譲渡制限株式に限る。）の管理に関する取決め（当該管理に係る契約が権利者の別に締結されるものであることその他の一定の要件が定められるものに限る。）に従い、取得後直ちに、当該株式会社により管理がされること」を加え、改正前の「新株予約権の行使により取得をする株式につき金融商品取引業者等の営業所等に保管の委託等がされること」との選択適用とする。

(3)　権利者が付与決議の日において特定新株予約権の行使に係る株式会社の大口株主等に該当しなかったことを誓約する書面等について、当該書面等の提出に代えて、当該書面等に記載すべき事項を電磁的方法により提供できることとする。

(4)　特定株式及び承継特定株式の範囲に、株式の管理に関する取決めに従い一定の株式会社により管理がされている株式等を加えるとともに、当該株式会社による管理に係る契約の解約又は終了等の事由により、当該特定株式又は承継特定株式の全部又は一部の返還又は移転があった場合には、その事由が生じた時に、当該特定株式又は承継特定株式の譲渡等があったものとみなす。

(5)　株式の管理に関する取決めに従い特定株式又は承継特定株式の管理をしている株式会社は、特定株式等の異動状況に関する調書を毎年一月三一日までに税務署長に提出しなければならないこととする。

㈢　山林所得に係る森林計画特別控除の適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第三〇条の二関係）

㈣　収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等の適用対象に、土地収用法に規定する事業の施行者が行う当該事業の施行に伴う漁港水面施設運営権の消滅により補償金を取得する場合を加えることとした。（租税特別措置法第三三条及び第六四条関係）

㈤　特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の二、〇〇〇万円特別控除について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第三四条及び第六五条の三関係）

(1)　適用対象に、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に規定する対象土地が同法の規定により都市緑化支援機構に買い取られる場合（一定の要件を満たす場合に限る。）を加える。

(2)　適用対象に、都市緑地法に規定する対象土地が同法の規定により都市緑化支援機構に買い取られる場合（一定の要件を満たす場合に限る。）を加える。

㈥　特定の民間住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の一、五〇〇万円特別控除の適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第三四条の二及び第六五条の四関係）

㈦　特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第三六条の二及び第三六条の五関係）

㈧　非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第三七条の一四関係）

(1)　受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が二四〇万円を超えないこと等の要件を満たすことにより特定非課税管理勘定に受け入れることができる上場株式等の範囲に、上場株式等について与えられた新株予約権の行使により取得をした上場株式等その他の一定のものを加える。

(2)　非課税口座を開設し、又は開設していた居住者等は、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書を添付した非課税口座開設届出書の提出に代えて、勘定廃止通知書記載事項若しくは非課税口座廃止通知書記載事項の記載をした非課税口座開設届出書の提出又は非課税口座開設届出書の提出と併せて行われる電磁的方法による勘定廃止通知書記載事項若しくは非課税口座廃止通知書記載事項の提供等ができることとする。

(3)　金融商品取引業者等の営業所の長は、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書の交付に代えて、電磁的方法による勘定廃止通知書記載事項又は非課税口座廃止通知書記載事項の提供ができることとする。

(4)　金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等は、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書の提出に代えて、電磁的方法による勘定廃止通知書記載事項又は非課税口座廃止通知書記載事項の提供等ができることとする。

(九)　公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第四〇条関係）

(1)　適用対象となる公益法人等の範囲に、公益信託に関する法律に規定する公益信託（以下「新公益信託」という。）の受託者（非居住者又は外国法人に該当するものを除く。以下同じ。）を加える。

(2)　次に掲げる非課税措置の継続適用の対象に、公益社団法人及び公益財団法人が解散する場合又は公益認定の取消しの処分を受けた場合において、非課税措置の適用を受けた財産等（以下「非課税財産等」という。）を類似の公益事務をその目的とする新公益信託の信託財産とするときを加える。

イ　公益法人等が解散する場合における非課税措置の継続適用

ロ　公益社団法人及び公益財団法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合における非課税措置の継続適用

(3)　非課税財産等を有する新公益信託の受託者（以下「当初受託者」という。）が、次に掲げる事由（当該事由により国税庁長官の承認を取り消すことができる一定の場合の当該事由を除く。）により、当該非課税財産等を次に掲げる事由の区分に応じそれぞれ次に定める者（新受託者の選任等につき公益信託に関する法律の認可を受け、又は届出がされた当該新公益信託の受託者に該当するものに限る。以下「引継受託者」という。）に移転しようとする場合において、当該非課税財産等の移転に関する届出書を国税庁長官に提出したときは、引継受託者を当初受託者とみなすこととする。

イ　その任務の終了　新受託者

ロ　法人の合併　当該合併後存続する法人又は当該合併により設立する法人

ハ　法人の分割　当該分割により受託者としての権利義務を承継する法人

(4)　非課税財産等を有する新公益信託（以下「当初新公益信託」という。）の受託者が、新公益信託の終了（当該終了に係る事由により国税庁長官の承認を取り消すことができる一定の場合の当該終了を除く。）により、当該非課税財産等を他の公益法人等（当初新公益信託に係る帰属権利者となるべき者に該当するものに限る。）に移転し、又は類似の公益事務をその目的とする他の新公益信託（その受託者が当初新公益信託に係る帰属権利者となるべき者に該当する者であるものに限る。）の信託財産としようとする場合において、当該非課税財産等の移転に関する届出書を国税庁長官に提出したときは、当該他の公益法人等又は他の新公益信託の受託者を当初新公益信託の受託者とみなすこととする。

(ろ)　住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第四一条及び第四一条の二関係）

(1)　個人で、年齢四〇歳未満であって配偶者を有する者、年齢四〇歳以上であって年齢四〇歳未満の配偶者を有する者又は年齢一九歳未満の扶養親族を有する者（以下「特例対象個人」という。）が、認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得をして令和六年一月一日から同年一二月三一日までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）を次のとおりとして本特例の適用ができることとする。

住宅の区分	借入限度額
認定住宅	五、〇〇〇万円
特定エネルギー消費性能向上住宅	四、五〇〇万円
エネルギー消費性能向上住宅	四、〇〇〇万円

(2)　特例認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例について、令和六年一二月三一日以前に建築確認を受けた家屋についても適用対象とする。

(ハ)　令和六年分における特別税額控除制度を次のとおり創設することとした。（租税特別措置法第四一条の三～第四一条の三の一〇関係）

(1)　令和六年分における所得税額の特別控除

イ　居住者の令和六年分の所得税については、その者のその年分の所得税の額から、令和六年分特別税額控除額を控除する。ただし、その者のその年分の所得税に係るその年の合計所得金額が一、八〇五万円を超える場合については、この限りでない。

ロ　イの令和六年分特別税額控除額は、次の合計額とする。

(イ)　三万円

(ロ)　居住者の一定の同一生計配偶者又は扶養親族一人につき　三万円

(2)　令和六年分の所得税に係る予定納税に係る特別控除の額の控除等

イ　居住者の令和六年分の所得税に係る第一期納付分の予定納税額は、当該第一期納付分の予定納税額に相当する金額から予定納税特別控除額の控除をした金額に相当する金額とすること等とする。

ロ　イの予定納税特別控除額は、三万円とする。

ハ　一定の居住者の令和六年分の所得税につき予定納税額の減額の承認の申請により予定納税額から減額の承認に係る予定納税特別控除額の控除を受けることができること等とする。

ニ　ハの減額の承認に係る予定納税特別控除額は、(1)ロの令和六年分特別税額控除額の見積額とする。

(3)　令和六年六月以後に支払われる給与等に係る特別控除の額の控除等

イ　令和六年六月一日において給与等の支払者から主たる給与等の支払を受ける者である居住者の同日以後最初に当該支払者から支払を受ける同年中の主たる給与等（年末調整の対象となるものを除く。）に係る源泉徴収税額は、当該源泉徴収税額に相当する金額から給与特別控除額の控除（当該源泉徴収税額に相当する金額を限度とする。）をした金額に相当する金額とする。

ロ　給与特別控除額のうちイの控除をしてもなお控除しきれない部分の金額があるときは、当該控除しきれない部分の金額を、当該居住者がイの最初に主たる給与等の支払を受けた日後に当該支払者から支払を受ける令和六年中の主たる給与等（年末調整の対象となるものを除く。）に係る源泉徴収税額に相当する金額から順次控除（それぞれの当該源泉徴収税額に相当する金額を限度とする。）をした金額に相当する金額をもって、それぞれの当該主たる給与等に係る源泉徴収税額とする。

ハ　イ及びロの給与特別控除額は、次の合計額とする。

(イ)　三万円

(ロ)　給与所得者の扶養控除等申告書に記載された一定の源泉控除対象配偶者で合計所得金額の見積額が四八万円以下である者又は一定の控除対象扶養親族等一人につき　三万円

(4)　令和六年における年末調整に係る特別控除の額の控除等

イ　居住者の令和六年中に支払の確定した給与等に係る年末調整による年税額は、当該年税額に相当する金額から年末調整特別控除額を控除した金額に相当する金額とする。

ロ　イの年末調整特別控除額は次の合計額とする。

(イ)　三万円

(ロ)　給与所得者の配偶者控除等申告書に記載された一定の控除対象配偶者又は給与所得者の扶養控除等申告書に記載された一定の控除対象扶養親族等一人につき　三万円

(5)　令和六年六月以後に支払われる公的年金等に係る特別控除の額の控除等

イ　公的年金等で一定のものの支払を受ける者である居住者の令和六年六月一日以後最初に当該公的年金等の支払者から支払を受ける同年分の所得税に係る公的年金等に係る源泉徴収税額は、当該源泉徴収税額に相当する金額から年金特別控除額の控除（当該源泉徴収税額に相当する金額を限度とする。）をした金額に相当する金額とする。

ロ　年金特別控除額のうちイの控除をしてもなお控除しきれない部分の金額があるときは、当該控除しきれない部分の金額を、当該居住者がイの最初に公的年金等の支払を受けた日後に当該支払者から支払を受ける令和六年分の所得税に係る公的年金等に係る源泉徴収税額に相当する金額から順次控除（それぞれの当該源泉徴収税額に相当する金額を限度とする。）をした金額に相当する金額をもって、それぞれの当該公的年金等に係る源泉徴収税額とする。

ハ　イ及びロの年金特別控除額は、次の合計額とする。

(イ)　三万円

(ロ)　公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載された一定の源泉控除対象配偶者で合計所得金額の見積額が四八万円以下である者又は一定の控除対象扶養親族等一人につき三万円

(三)　居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第四一条の五関係）

(三)　特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第四一条の五の二関係）

(四)　政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除の適用期限を五年延長することとした。（租税特別措置法第四一条の一八関係）

(五)　特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第四一条の一九関係）

(1)　適用対象となる国家戦略特別区域法に規定する特定事業を行う株式会社により発行される株式の発行期限を二年延長する。

(2)　適用対象となる地域再生法に規定する特定地域再生事業を行う株式会社により発行される株式の発行期限を二年延長する。

(六)　既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除の適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第四一条の一九の二関係）

(七)　既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第四一条の一九の三関係）

(1)　特例対象個人が、その者の所有する居住用の家屋について子育てに係る特例対象個人の負担を軽減するための一定の改修工事（以下「子育て対応改修工事等」という。）をして、当該居住用の家屋を令和六年四月一日から同年一二月三一日までの間にその者の居住の用に供した場合には、当該特例対象個人の令和六年分の所得税の額から、その子育て対応改修工事等に係る標準的な工事費用相当額（二五〇万円を限度）の一〇パーセントに相当する金額を控除できることとする。

(2)　適用対象者の合計所得金額要件を二、〇〇〇万円以下（改正前三、〇〇〇万円以下）に引き下げる。

(六)　認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除について、適用対象者の合計所得金額要件を二、〇〇〇万円以下（改正前三、〇〇〇万円以下）に引き下げた上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第四一条の一九の四関係）

(九)　支払調書等の電子情報処理組織を使用する方法等による提出義務制度について、当該制度の対象となるかどうかの判定基準となるその年の前々年に提出すべきであった支払調書等の枚数を三〇以上（改正前一〇〇以上）に引き下げることとした。（租税特別措置法第四二条の二の二関係）

2　法人課税

(一)　試験研究を行った場合の特別税額控除制度について、次の見直しを行うこととした。（租税特別措置法第一〇条及び第四二条の四関係）

(1)　一般の試験研究費の額に係る特別税額控除制度について、増減試験研究費割合が零に満たない場合の特別税額控除割合を、一〇〇分の八・五から、その満たない部分の割合に二五分の八・五（次に掲げる事業年度にあっては、それぞれ次に定める割合）を乗じて計算した割合を減算した割合（零を下限とする。）とする。

イ　令和一一年四月一日前に開始する事業年度　三〇分の八・五

ロ　令和一一年四月一日から令和一三年三月三一日までの間に開始する事業年度　二七・五分の八・五

(2)　試験研究費の額から、事業者が内国法人又は居住者である場合のその事業者の国外事業所等を通じて行う事業に係る費用の額を除外する。

(二)　国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、令和六年四月一日から令和八年三月三一日までの間に取得等をした特定機械装置等（令和六年三月三一日以前に受けた指定に係る指定法人事業実施計画に同日において記載されているものを除く。）につき次の見直しを行った上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第四二条の一一関係）

(1)　機械装置及び開発研究用器具備品の償却割合を一〇〇分の三〇（改正前一〇〇分の三四）に、建物等及び構築物の償却割合を一〇〇分の一五（改正前一〇〇分の一七）に、それぞれ引き下げる。

(2)　機械装置及び開発研究用器具備品の特別税額控除割合を一〇〇分の八（改正前一〇〇分の一〇）に、建物等及び構築物の特別税額控除割合を一〇〇分の四（改正前一〇〇分の五）に、それぞれ引き下げる。

(三)　地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、機械装置及び器具備品の特別税額控除割合を、その承認地域経済牽引事業が地域の事業者に対して著しい経済的効果を及ぼす一定のものである場合には一〇〇分の六（改正前一〇〇分の五）に引き上げることとした。（租税特別措置法第一〇条の四及び第四二条の一一の二関係）

(四)　地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第一〇条の四の二及び第四二条の一一の三関係）

(1)　対象となる特定建物等の範囲に、特定業務施設の新設に併せて整備される特定業務児童福祉施設に該当する建物等及び構築物を加える。

(2)　一の特定業務施設を構成する建物等及び構築物の取得価額の合計額の上限を八〇億円（改正前上限なし）とする。

(五)　地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の特別税額控除制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第一〇条の五及び第四二条の一二関係）

(1)　適用対象となる事業年度について、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が特定業務施設の新設に係るものである場合には、その特定業務施設を事業の用に供した日から同日の翌日以後二年を経過する日までの期間（改正前計画の認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日までの期間）内の日を含む事業年度とする。

(2)　地方事業所特別基準雇用者数に係る措置における地方事業所特別基準雇用者数について、移転型事業に関する計画の認定を受けた事業者の適用年度及びその適用年度前の各事業年度のうち、その事業者のその計画の認定を受けた日（その計画の認定に係る地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が特定業務施設の新設に係るものである場合には、その特定業務施設を事業の用に供した日）以後に終了する各事業年度のイに掲げる数のうちロに掲げる数に達するまでの数（改正前その事業者の適用年度及びその適用年度前の各事業年度のうち、その計画の認定を受けた日以後に終了する各事業年度のイに掲げる数）の合計数とする。

イ　その事業者のその計画の認定に係る特定業務施設のみをその事業者の事業所とみなした場合における基準雇用者数として証明がされた数

ロ　その事業者のその計画の認定に係る特定業務施設のみをその事業者の事業所と、その事業者の特定雇用者のみをその事業者の雇用者と、それぞれみなした場合における基準雇用者数として証明がされた数

(3)　事業主都合による離職者がいないこととの要件について、その判定の対象となる事業年度を対象年度及びその対象年度開始の日前二年（改正前一年）以内に開始した各事業年度とする。

(六)　給与等の支給額が増加した場合の特別税額控除制度について、次の措置を講ずることとした。

（租税特別措置法第一〇条の五の四及び第四二条の一二の五関係）

(1)　継続雇用者給与等支給額が増加した場合に係る措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を三年延長する。

イ　原則の特別税額控除割合を一〇〇分の一〇（改正前一〇〇分の一五）に引き下げる。

ロ　特別税額控除割合の上乗せ措置について、次に掲げる要件を満たす場合には特別税額控除割合にそれぞれ次に定める割合を加算する措置とする。

(イ)　継続雇用者給与等支給増加割合が一〇分の四以上であること　一〇〇分の五（継続雇用者給与等支給増加割合が一〇〇分の五以上である場合には一〇〇分の一〇とし、継続雇用者給与等支給増加割合が一〇〇分の七以上である場合には一〇〇分の一五とする。）

(ロ)　次に掲げる要件の全てを満たすこと　一〇〇分の五

①　教育訓練費の額から比較教育訓練費の額を控除した金額のその比較教育訓練費の額に対する割合が一〇〇分の一〇以上であること。

②　教育訓練費の額の雇用者給与等支給額に対する割合が一〇〇分の〇・〇五以上であること。

(ハ)　その事業年度終了の時において次に掲げる者のいずれかに該当すること　一〇〇分の五

①　次世代育成支援対策推進法に規定する特例認定一般事業主

②　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に規定する特例認定一般事業主

ハ　本措置の適用を受けるために「給与等の支給額の引上げの方針、下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針等の一定の事項」を公表しなければならない事業者に、その事業年度終了の時において常時使用する従業員の数が二、〇〇〇人を超えるものを加える。

(2)　青色申告書を提出する事業者が、令和六年四月一日から令和九年三月三一日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合で、かつ、その事業年度終了の時において常時使用する従業員の数が二、〇〇〇人以下の事業者に該当する場合において、継続雇用者給与等支給増加割合が一〇〇分の三以上であるとき（その事業年度終了の時において、その法人の資本金の額又は出資金の額が一〇億円以上であり、かつ、その法人の常時使用する従業員の数が一、〇〇〇人以上である場合には、給与等の支給額の引上げの方針、下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針等の一定の事項を公表している場合に限る。）は、控除対象雇用者給与等支給増加額に一〇〇分の一〇（次に掲げる要件を満たす場合には、それぞれ次に定める割合を加算した割合）を乗じて計算した金額の特別税額控除ができる。ただし、特別税額控除額については、当期の税額の一〇〇分の二〇相当額を限度とする。

イ　継続雇用者給与等支給増加割合が一〇〇分の四以上であること　一〇〇分の一五

ロ　次に掲げる要件の全てを満たすこと　一〇〇分の五

(イ)　教育訓練費の額から比較教育訓練費の額を控除した金額のその比較教育訓練費の額に対する割合が一〇〇分の一〇以上であること。

(ロ)　教育訓練費の額の雇用者給与等支給額に対する割合が一〇〇分の〇・〇五以上であること。

ハ　次に掲げる要件のいずれかを満たすこと　一〇〇分の五

(イ)　その事業年度終了の時において次世代育成支援対策推進法に規定する特例認定一般事業主に該当すること。

(ロ)　その事業年度において女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の認定を受けたこと（女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供及び雇用環境の整備の状況が特に良好な一定の場合に限る。）。

(ハ)　その事業年度終了の時において女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に規定する特例認定一般事業主に該当すること。

(3)　中小企業者等の雇用者給与等支給額が増加した場合に係る措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を三年延長する。

イ　教育訓練費に係る上乗せ措置について、教育訓練費の額から比較教育訓練費の額を控除した金額のその比較教育訓練費の額に対する割合が一〇〇分の五以上であり、かつ、教育訓練費の額の雇用者給与等支給額に対する割合が一〇〇分の〇・〇五以上である場合には、特別税額控除割合に一〇〇分の一〇を加算する措置とする。

ロ　次に掲げる要件のいずれかを満たす場合には、特別税額控除割合に一〇〇分の五を加算する。

(イ)　その事業年度において次世代育成支援対策推進法の認定を受けたこと（次世代育成支援対策の実施の状況が良好な一定の場合に限る。）。

(ロ)　その事業年度終了の時において次世代育成支援対策推進法に規定する特例認定一般事業主に該当すること。

(ハ)　その事業年度において女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の認定を受けたこと（女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供及び雇用環境の整備の状況が良好な一定の場合に限る。）。

(ニ)　その事業年度終了の時において女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に規定する特例認定一般事業主に該当すること。

(4)　青色申告書を提出する事業者の各事業年度において雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額を超える場合において、前五年以内に開始した各事業年度における(3)の措置による控除しきれない金額があるときは、その控除しきれない金額の繰越控除ができる。ただし、繰越控除額については、(1)から(3)までの措置と合計して、当期の税額の一〇〇分の二〇相当額を限度とする。

(5)　給与等の支給額から控除するその給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額から、役務の提供の対価として支払を受ける金額を除外する。

(七)　事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度について、次の措置を講ずることとした。

(1)　生産工程効率化等設備等に係る措置について、次の見直しを行う。（租税特別措置法第一〇条の五の六及び第四二条の一二の七関係）

イ　適用対象となる事業者を産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行の日から令和八年三月三一日までの間にされた産業競争力強化法の認定に係る同法に規定する認定事業適応事業者であるものとする。

ロ　対象資産について、次の見直しを行う。

(イ)　産業競争力強化法の認定の日から同日以後三年を経過する日までの間に取得等をするものとする。

(ロ)　需要開拓商品生産設備を除外する。

(ハ)　令和六年四月一日前に認定の申請がされた認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された生産工程効率化等設備で同日以後に取得等をされたものを除外する。

ハ　中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）が事業の用に供した生産工程効率化等設備の特別税額控除割合を一〇〇分の一〇（エネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資する一定のものについては、一〇〇分の一四）とする。

(2)　産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の特別税額控除措置を次のとおり創設する。（租税特別措置法第四二条の一二の七関係）

イ　青色申告書を提出する法人で新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日から令和九年三月三一日までの間にされた産業競争力強化法の認定に係る同法に規定する認定事業適応事業者（以下「認定産業競争力基盤強化商品生産販売事業者」という。）であるものが、その認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された同法に規定する産業競争力基盤強化商品（以下「産業競争力基盤強化商品」という。）のうち同法の半導体（以下「半導体」という。）の生産をするための設備の新設又は増設をする場合において、その新設又は増設に係る機械その他の減価償却資産（以下「半導体生産用資産」という。）の取得等をして、その法人の事業の用に供したときは、その事業の用に供した日からその認定の日以後一〇年を経過する日までの期間内の日を含む各事業年度（以下「供用中年度」という。）において、その半導体生産用資産により生産された半導体が次に掲げる半導体のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める金額と、その事業の用に供したその半導体生産用資産及びこれとともにその半導体を生産するために直接又は間接に使用する減価償却資産に対して投資した金額の合計額として一定の金額（その半導体生産用資産について既に本措置により特別税額控除の対象となった金額等を除く。）とのうちいずれか少ない金額の合計額の特別税額控除ができる。ただし、特別税額控除額については、情報技術事業適応設備、事業適応繰延資産及び生産工程効率化等設備に係る特別税額控除措置と合計して当期の法人税額の一〇〇分の二〇相当額を限度とし、税額控除限度超過額については三年間の繰越しができる。

(イ)　演算半導体　一万六、〇〇〇円（トランジスター上に配置される導線の中心の間隔が最も短い箇所において一三〇ナノメートルを超える演算半導体にあっては、一万六、〇〇〇円にその演算半導体の標準的な価額の基準演算半導体の標準的な価額に対する一定の割合を乗じて計算した金額）に、その半導体生産用資産により生産された演算半導体のうちその供用中年度において販売されたものの直径二〇〇ミリメートルのウエハーで換算した枚数にその販売された日に応じた一定の割合を乗じて計算した金額

(ロ)　(イ)に掲げる半導体以外の半導体（以下「その他半導体」という。）　四、〇〇〇円（パワー半導体等にあっては、四、〇〇〇円にそのパワー半導体等の標準的な価額の基準半導体の標準的な価額に対する一定の割合を乗じて計算した金額）に、その半導体生産用資産により生産されたその他半導体のうちその供用中年度において販売されたものの直径二〇〇ミリメートルのウエハーで換算した枚数にその販売された日に応じた一定の割合を乗じて計算した金額

ロ　青色申告書を提出する法人で新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日から令和九年三月三一日までの間にされた産業競争力強化法の認定に係る認定産業競争力基盤強化商品生産販売事業者であるものが、その認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された産業競争力基盤強化商品（半導体を除く。以下「特定産業競争力基盤強化商品」という。）の生産をするための設備の新設又は増設をする場合において、その新設又は増設に係る機械その他の減価償却資産（以下「特定商品生産用資産」という。）の取得等をして、その法人の事業の用に供したときは、その事業の用に供した日からその認定の日以後一〇年を経過する日までの期間内の日を含む各事業年度（以下「供用中年度」という。）において、その特定商品生産用資産により生産された特定産業競争力基盤強化商品が次に掲げる商品のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める金額と、その事業の用に供したその特定商品生産用資産及びこれとともにその特定産業競争力基盤強化商品を生産するために直接又は間接に使用する減価償却資産に対して投資した金額の合計額として一定の金額（その特定商品生産用資産について既に本措置により特別税額控除の対象となった金額等を除く。）とのうちいずれか少ない金額の合計額の特別税額控除ができる。ただし、特別税額控除額については、情報技術事業適応設備、事業適応繰延資産、生産工程効率化等設備及び半導体生産用資産に係る特別税額控除措置と合計して当期の法人税額の一〇〇分の四〇相当額を限度とし、税額控除限度超過額については四年間の繰越しができる。

(イ)　産業競争力強化法に規定する自動車（以下「自動車」という。）　二〇万円（内燃機関を有しないもの（軽自動車を除く。）にあっては、四〇万円）に、その特定商品生産用資産により生産された自動車のうちその供用中年度において販売されたものの台数にその販売された日に応じた一定の割合を乗じて計算した数の合計を乗じて計算した金額

(ロ)　産業競争力強化法の鉄鋼（以下「鉄鋼」という。）　二万円に、その特定商品生産用資産により生産された鉄鋼のうちその供用中年度において販売されたもののトンで表した重量にその販売された日に応じた一定の割合を乗じて計算した数の合計を乗じて計算した金額

(ハ)　産業競争力強化法に規定する基礎化学品（以下「基礎化学品」という。）　五万円に、その特定商品生産用資産により生産された基礎化学品のうちその供用中年度において販売されたもののトンで表した重量にその販売された日に応じた一定の割合を乗じて計算した数の合計を乗じて計算した金額

(ニ)　産業競争力強化法の燃料（以下「燃料」という。）　三〇円に、その特定商品生産用資産により生産された燃料のうちその供用中年度において販売されたもののリットルで表した体積にその販売された日に応じた一定の割合を乗じて計算した数の合計を乗じて計算した金額

ハ　本措置は、次に掲げる要件のいずれにも該当しない事業年度については、適用しない。ただし、その事業年度が設立事業年度及び合併等事業年度のいずれにも該当しない場合であって、その事業年度の所得の金額がその前事業年度の所得の金額以下である一定の場合におけるその事業年度については、この限りでない。

(イ)　継続雇用者給与等支給額から継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額のその継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が一〇〇分の一以上であること。

(ロ)　①に掲げる金額が②に掲げる金額の一〇〇分の四〇相当額を超えること。
①　その法人がその事業年度において取得等をした国内資産でその事業年度終了の日において有するものの取得価額の合計額
②　その法人がその有する減価償却資産につきその事業年度においてその償却費として損金経理をした金額の合計額
ニ　ロの措置の適用がある場合には、その特別税額控除額は、地方法人税の課税標準となる法人税額から控除しない。

(八)　法人税額等から控除される特別控除額の特例における特定税額控除規定を不適用とする措置について、法人の資本金の額又は出資金の額が一〇億円以上であり、かつ、その法人の常時使用する従業員の数が一、〇〇〇人以上である場合及び前事業年度の所得の金額が零を超える一定の場合のいずれにも該当する場合における要件の上乗せ措置を次のとおり見直した上、その適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第一〇条の六及び第四二条の一三関係）
(1)　要件の上乗せ措置の対象に、事業年度終了の時においてその事業者の常時使用する従業員の数が二、〇〇〇人を超える場合及び前事業年度の所得の金額が零を超える一定の場合のいずれにも該当する場合を加える。
(2)　国内設備投資額に係る要件について、イに掲げる金額がロに掲げる金額の一〇〇分の四〇（改正前一〇〇分の三〇）相当額を超えることとする。
イ　その事業者がその事業年度において取得等をした国内資産でその事業年度終了の日において有するものの取得価額の合計額
ロ　その事業者がその有する減価償却資産につきその事業年度においてその償却費として損金経理をした金額の合計額

(九)　環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却制度について、本制度の適用に関する政令委任規定を設けた上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第一一条の四及び第四四条の四関係）

(一〇)　青色申告書を提出する事業者で農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律に規定する認定生産方式革新事業者であるものが、同法の施行の日から令和九年三月三一日までの間に、その認定生産方式革新事業者として行う生産方式革新事業活動等の用に供するための次に掲げる機械その他の減価償却資産（以下「生産方式革新事業活動用資産等」という。）の取得等をして、その事業者のその生産方式革新事業活動等の用に供した場合には、次に掲げる生産方式革新事業活動用資産等の区分に応じそれぞれ次に定める金額の特別償却ができることとした。（租税特別措置法第一一条の五及び第四四条の五関係）
(1)　認定生産方式革新実施計画に記載された設備等を構成する機械装置、器具備品、建物等及び構築物のうち、農作業の効率化等を通じた農業の生産性の向上に著しく資する一定のものの取得価額の一〇〇分の三二（建物等及び構築物については、一〇〇分の一六）相当額
(2)　認定生産方式革新実施計画に記載された設備等を構成する機械装置のうち、その認定生産方式革新実施計画に係る農業者等が行う生産方式革新事業活動の促進に特に資する一定のもの　その取得価額の一〇〇分の二五相当額

(一一)　特定地域における工業用機械等の特別償却制度について、次の見直しを行うこととした。（租税特別措置法第一二条及び第四五条関係）
(1)　過疎地域等に係る措置の適用期限を三年延長する。
(2)　奄美群島に係る措置を除外する。

(一二)　事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却制度は、所要の経過措置を講じた上、廃止することとした。（旧租税特別措置法第一三条及び第四六条関係）

(一三)　輸出事業用資産の割増償却制度について、対象資産から開発研究の用に供されるものを除外した上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第一三条及び第四六条関係）

(一四)　倉庫用建物等の割増償却制度について、流通業務の省力化に特に資する一定の要件を満たす特定流通業務施設であることにつき証明がされた事業年度のみ本制度の適用ができることとした上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第一五条及び第四八条関係）

(一五)　特別償却等に関する複数の規定の不適用措置について、事業者の有する減価償却資産につきその事業年度前の各事業年度において特別償却又は特別税額控除の規定のうちいずれか一の規定の適用を受けた場合には、その減価償却資産については、そのいずれか一の規定以外の特別償却又は特別税額控除の規定は、適用しないこととした。（租税特別措置法第一九条及び第五三条関係）

(一六)　中小企業事業再編投資損失準備金制度について、次の措置を講じた上、その適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第五六条関係）
(1)　株式等の取得の日を含む事業年度終了の日においてその事業承継等に係る特定保険契約を締結している場合には、その株式等について中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てた金額は、損金の額に算入できないこととする。
(2)　準備金の取崩事由に特定保険契約を締結した場合（その特定保険契約に係る事業承継等として特定法人の株式等の取得をしていた場合に限る。）を加え、その取崩金額はその締結した日におけるその特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額とする。
(3)　青色申告書を提出する法人で新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日から令和九年三月三一日までの間に産業競争力強化法の認定を受けた認定特別事業再編事業者であるものが、その認定に係る特別事業再編計画に従って行う特別事業再編のための措置として他の法人の株式等の取得（購入による取得に限る。）をし、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合（その取得をした株式等（以下「特定株式等」という。）の取得価額が一〇〇億円を超える金額又は一億円に満たない金額である場合及び同日においてその措置に係る特定保険契約を締結している場合を除く。）において、その特定株式等の価格の低落による損失に備えるため、その特定株式等の取得価額に次の特定株式等の区分に応じそれぞれ次に定める割合を乗じて計算した金額以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その事業年度において損金の額に算入できる。
イ　その認定に係る特別事業再編計画に従って行う最初の特別事業再編のための措置としての取得をした株式等　一〇〇分の九〇
ロ　イに掲げるもの以外の株式等　一〇〇分の一〇〇
なお、この準備金については、特定株式等の譲渡その他の取崩事由に該当することとなった場合には、その事由に応じた金額を取り崩して益金の額に算入するほか、その積み立てられた事業年度終了の日の翌日から一〇年を経過したものがある場合には、その経過した準備金の金額にその事業年度の月数を乗じてこれを六〇で除して計算した金額を益金の額に算入する。

(一七)　青色申告書を提出する法人が、令和七年四月一日から令和一四年三月三一日までの間に開始する各事業年度（以下「対象事業年度」という。）において、特許権譲渡等取引を行った場合には、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の一〇〇分の三〇相当額の所得控除ができることとした。（租税特別措置法第五九条の三関係）
(1)　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額
イ　その法人がその対象事業年度において行った特許権譲渡等取引に係る特定特許権等のいずれについてもその特定特許権等に直接関連する研究開発に係る研究開発費の額として一定の金額がその法人の令和七年四月一日前に開始した事業年度において生じていない場合

又はその対象事業年度が令和九年四月一日以後に開始する事業年度である場合　その対象事業年度において行った特許権譲渡等取引ごとに、(イ)に掲げる金額に(ロ)に掲げる金額のうちに(ハ)に掲げる金額の占める割合（(ロ)に掲げる金額が零である場合には、零）を乗じて計算した金額を合計した金額

(イ)　その特許権譲渡等取引に係る所得の金額として一定の金額

(ロ)　その対象事業年度及びその対象事業年度前の各事業年度（令和七年四月一日以後に開始する事業年度に限る。）において生じた研究開発費の額のうち、その特許権譲渡等取引に係る特定特許権等に直接関連する研究開発に係る金額として一定の金額の合計額

(ハ)　(ロ)に掲げる金額に含まれる適格研究開発費の額の合計額

ロ　イに掲げる場合以外の場合　(イ)に掲げる金額に(ロ)に掲げる金額のうちに(ハ)に掲げる金額の占める割合（(ロ)に掲げる金額が零である場合には、零）を乗じて計算した金額

(イ)　その対象事業年度において行った特許権譲渡等取引に係る所得の金額として一定の金額

(ロ)　その対象事業年度及びその対象事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度において生じた研究開発費の額の合計額

(ハ)　(ロ)に掲げる金額に含まれる適格研究開発費の額の合計額

(2)　その対象事業年度の所得の金額として一定の金額

なお、その法人が、各事業年度において、その法人に係る関連者との間で特許権譲受等取引を行った場合に、その特許権譲受等取引につきその法人がその関連者に支払う対価の額が独立企業間価格に満たないときは、その法人のその事業年度以後の各事業年度における本制度の適用については、その特許権譲受等取引は、独立企業間価格で行われたものとみなす。

(六)　国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例について、所得控除割合を一〇〇分の一八（改正前一〇〇分の二〇）に引き下げた上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第六一条関係）

(九)　技術研究組合の所得の計算の特例について、対象資産を新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行う試験研究の用に直接供する固定資産に限定した上、その適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第六六条の一〇関係）

(一〇)　特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例における独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う中小企業倒産防止共済事業に係る措置について、事業者の締結していた中小企業倒産防止共済法に規定する共済契約につき解除があった後同法に規定する共済契約を締結したその事業者がその解除の日から同日以後二年を経過する日までの間にその共済契約について支出する掛金については、本特例を適用しないこととした。（租税特別措置法第二八条及び第六六条の一一関係）

(一一)　認定株式分配に係る課税の特例の適用期限を四年延長することとした。（租税特別措置法第六八条の二の二関係）

(一二)　交際費等の損金不算入制度の適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第六一条の四関係）

(一三)　次に掲げる租税特別措置の適用期限を二年延長することとした。

(1)　国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除（租税特別措置法第四二条の一〇関係）

(2)　海外投資等損失準備金（租税特別措置法第五五条関係）

(3)　中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用（租税特別措置法第六六条の一二関係）

(4)　特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例（租税特別措置法第六六条の一三関係）

(5)　中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（租税特別措置法第二八条の二及び第六七条の五関係）

3　国際課税

(一)　振替社債等の利子等の課税の特例の対象となる振替社債等の範囲から、振替特定目的信託受益権のうち社債的受益権に該当するものを除外することとした。（租税特別措置法第五条の三関係）

(二)　外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の課税の特例の適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第四二条関係）

(三)　対象純支払利子等に係る課税の特例の適用により損金不算入とされた金額（以下「超過利子額」という。）の損金算入制度について、令和四年四月一日から令和七年三月三一日までの間に開始した事業年度に係る超過利子額の繰越期間を一〇年（原則七年）に延長することとした。（租税特別措置法第六六条の五の三関係）

4　資産課税

(一)　国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税措置のうち公益信託に関する措置について、次の見直しを行うこととした。（租税特別措置法第七〇条関係）

(1)　相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該財産の全部又は一部を相続税の申告書の提出期限までに公益信託に関する法律に規定する公益信託（以下「新公益信託」という。）の信託財産とするために支出をした場合には、当該支出をした者又はその親族等の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合を除き、当該支出をした財産の価額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない。

(2)　(1)の財産を受け入れた新公益信託がその受入れの日から二年を経過した日までに終了（信託の併合による終了を除く。）をした場合又は新公益信託の受託者がその財産を同日までに公益信託に関する法律に規定する公益信託事務の用に供しない場合若しくは供しなくなった場合には、当該財産の価額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入する。

(二)　直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、非課税限度額の上乗せ措置の対象となる住宅用の家屋を次に掲げる要件のいずれかを満たすものとした上、その適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第七〇条の二関係）

(1)　当該住宅用の家屋（新築をした住宅用の家屋又は取得をした建築後使用されたことのない住宅用の家屋に限る。）がエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋として一定のものであること。

(2)　当該住宅用の家屋がエネルギーの使用の合理化に資する住宅用の家屋（新築をした住宅用の家屋又は取得をした建築後使用されたことのない住宅用の家屋を除く。）、地震に対する安全性に係る基準に適合する住宅用の家屋又は高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合する住宅用の家屋として一定のものであること。

(三)　特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例の適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第七〇条の三関係）

(四)　産業競争力強化法に規定する特別事業再編を実施する認定特別事業再編事業者が次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が認定特別事業再編計画に係る認定（新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日から令和九年三月三一日までの間にされたものに限る。）に係るものであるときは、当該登記に対する登録免許税の税率を次のとおり軽減する措置を講ずることとした。（租税特別措置法第八〇条関係）

(1)　合併による増資の登記　一、〇〇〇分の一（純増部分については、一、〇〇〇分の一・五）（本則一、〇〇〇分の一・五（純増部分については、一、〇〇〇分の七））

(2)　分割による増資の登記　一、〇〇〇分の三（本則一、〇〇〇分の七）

(3)　事業に必要な資産の譲受けの場合における次に掲げる登記

イ　不動産の所有権の移転登記　一、〇〇〇分の一二（本則一、〇〇〇分の二〇）

ロ　船舶の所有権の移転登記　一、〇〇〇分の一八（本則一、〇〇〇分の二八）

(4)　合併による次に掲げる登記

イ　不動産の所有権の移転登記　一、〇〇〇分の一（本則一、〇〇〇分の四）

ロ　船舶の所有権の移転登記　一、〇〇〇分の二（本則一、〇〇〇分の四）

(5)　分割による次に掲げる登記

イ　不動産の所有権の移転登記　一、〇〇〇分の一（本則一、〇〇〇分の二〇）

ロ　船舶の所有権の移転登記　一、〇〇〇分の一八（本則一、〇〇〇分の二八）

(五)　特定創業支援等事業による支援を受けて行う会社の設立の登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象となる登記の範囲から合名会社及び合資会社の設立登記を除外した上、その適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第八〇条関係）

(六)　次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律に規定する認定開発供給実施計画の認定（同法の施行の日から令和九年三月三一日までの間にされたものに限る。）に係るものであるときは、当該登記に対する登録免許税の税率を次のとおり軽減する措置を講ずることとした。（租税特別措置法第八〇条の三関係）

(1)　株式会社の設立又は増資の登記　一、〇〇〇分の三・五（本則一、〇〇〇分の七）

(2)　合併による株式会社の設立又は増資の登記　一、〇〇〇分の一（純増部分については、一、〇〇〇分の三・五）（本則一、〇〇〇分の一・五（純増部分については、一、〇〇〇分の七））

(3)　分割による株式会社の設立又は増資の登記　一、〇〇〇分の五（本則一、〇〇〇分の七）

(4)　法人の設立等の場合における不動産の所有権の移転登記　一、〇〇〇分の一六（本則一、〇〇〇分の二〇）

(5)　合併による不動産の所有権の移転登記　一、〇〇〇分の二（本則一、〇〇〇分の四）

(6)　分割による不動産の所有権の移転登記　一、〇〇〇分の四（本則一、〇〇〇分の二〇）

(七)　特定国際船舶の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象となる建造した船舶を海上運送法に規定する認定特定船舶導入計画に基づき建造した特定船舶に限定し、当該特定船舶に係る次に掲げる登記に対する登録免許税の税率を次のとおり引き下げた上、その適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第八二条関係）

(1)　所有権の保存登記　一、〇〇〇分の二（改正前一、〇〇〇分の三・五）

(2)　抵当権の設定登記　一、〇〇〇分の二（改正前一、〇〇〇分の三・五）

(八)　都市緑化支援機構（公益社団法人又は公益財団法人であるものに限る。）が、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日から令和八年三月三一日までの間に都市緑地法等の規定による都道府県等の要請に基づき土地の所有権の取得をした場合における当該土地の所有権の移転登記に対する登録免許税を免税とする措置を講ずることとした。（租税特別措置法第八二条の二関係）

(九)　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業者が、同法に規定する認定鉄道事業再構築実施計画（令和六年四月一日から令和九年三月三一日までの間に認定を受けたものに限る。）に基づき取得する不動産の所有権等の移転登記に対する登録免許税の税率を次のとおり軽減する措置を講ずることとした。（租税特別措置法第八三条の四関係）

(1)　所有権の移転登記　一、〇〇〇分の一〇（本則一、〇〇〇分の二〇）

(2)　地上権又は賃借権の移転登記　一、〇〇〇分の五（本則一、〇〇〇分の一〇）

(〇)　次に掲げる租税特別措置の適用期限を三年延長することとした。

(1)　住宅用家屋の所有権の保存登記若しくは移転登記又は住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第七二条の二、第七三条及び第七五条関係）

(2)　特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第七四条関係）

(3)　認定低炭素住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第七四条の二関係）

(4)　特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第七四条の三関係）

(5)　産業競争力強化法に規定する認定事業再編計画等に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第八〇条関係）

(二)　次に掲げる租税特別措置の適用期限を二年延長することとした。

(1)　マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等に対する登録免許税の免税措置（租税特別措置法第七六条関係）

(2)　農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第七七条の二関係）

(3)　経営強化計画等に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第八〇条の二関係）

(4)　特定連絡道路工事施行者が取得した特定連絡道路に係る土地の所有権の移転登記に対する登録免許税の免税措置（租税特別措置法第八四条の二の二関係）

(三)　農業競争力強化支援法に規定する認定事業再編計画に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置は、所要の経過措置を講じた上、廃止することとした。（旧租税特別措置法第八〇条関係）

次に掲げる租税特別措置は、適用期限の到来をもって廃止することとした。

(1)　認定経営力向上計画に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（旧租税特別措置法第八〇条関係）

(2)　認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（旧租税特別措置法第八一条関係）

(3)　低未利用土地権利設定等促進計画に基づき不動産を取得した場合の所有権等の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（旧租税特別措置法第八三条の二関係）

(4)　特定の社債的受益権に係る特定目的信託の終了に伴い信託財産を買い戻した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税措置（旧租税特別措置法第八三条の四関係）

消費課税

(一)　外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る免税措置の要件である事業者による一定の書類の保存について、電磁的記録の保存により行うことができることとした。（租税特別措置法第八六条関係）

(二)　入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例措置の適用期限を一年延長することとした。（租税特別措置法第八八条の二関係）

(三)　次に掲げる租税特別措置の適用期限を三年延長することとした。

(1)　沖縄発電用特定石炭等に係る石油石炭税の免税措置（租税特別措置法第九〇条の四の三関係）

(2)　不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置（租税特別措置法第九一条関係）

(四)　公共交通移動等円滑化基準に適合した乗合自動車等に係る自動車重量税の免税措置の適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第九〇条の一三関係）

一四　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正関係
保税地域から引き取られる課税物品に係る重加算税の特例について、所要の措置を講ずることとした。（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第一九条関係）

一五　外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正関係
暗号資産等取引情報の自動的な提供のための報告制度を次のとおり整備することとした。（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第四一条の三及び第四七条関係）

1　報告暗号資産交換業者等は、その年の一二月三一日において当該報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引を行った者が報告対象契約を締結している場合等には、特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店等の所在地及び特定居住地国、その年において当該報告暗号資産交換業者等との間で行われた暗号資産等売買等に係る暗号資産等の種類ごとの名称、当該種類ごとの暗号資産等の売却又は購入の対価の額の合計額その他一定の事項（以下「報告事項」という。）を、その年の翌年四月三〇日までに、電子情報処理組織を使用する方法等により、当該報告暗号資産交換業者等の本店等の所在地の所轄税務署長に提供しなければならない。

2　暗号資産等取引を行った者若しくはその関係者又は報告暗号資産交換業者等が、当該暗号資産等取引に係る契約に関する報告事項について、提供を回避することを主たる目的の一つとして当該報告事項に係る行為を行った場合等には、当該行為がなかったもの等として、本制度を適用する。

3　税務職員は、報告事項の提供に関する調査について必要があるときは、当該報告事項の提供をする義務がある者に質問し、帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

4　報告事項の提供義務に対する違反行為等について所要の罰則を規定する。

一六　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正関係

1　非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度について、次の見直しを行うこととした。（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第一〇条の五関係）

㈠　報告金融機関等は、次に掲げる者につき、それぞれ次に定める日までに、当該報告金融機関等の保有する特定対象者の住所その他の情報に基づき当該特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定しなければならない。

(1)　令和七年一二月三一日以前に報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行った者で同日において当該特定取引（一定の特定取引を除く。）に係る契約を締結しているもの　令和九年一二月三一日

(2)　令和八年一月一日以後に報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行う者で届出書の提出をしなかったもの　当該特定取引を行った日から二年を経過する日

㈡　我が国及び租税条約の相手国等の双方を居住地国とする。

2　非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度を次のとおり整備することとした。（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第一〇条の九～第一〇条の一四及び第一三条関係）

㈠　次に掲げる者は、特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店等の所在地、居住地国その他一定の事項を記載した届出書を、(1)に掲げる者にあっては(1)の暗号資産等取引を行う際、(2)に掲げる者にあっては令和八年一二月三一日までに、それぞれ次の報告暗号資産交換業者等の営業所等の長に提出しなければならない。この場合において、それぞれ次の報告暗号資産交換業者等の営業所等の長は、当該届出書に記載されている事項を確認しなければならない。

(1)　令和八年一月一日以後に報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引を行う者

(2)　令和七年一二月三一日において報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引をしている者

㈡　報告暗号資産交換業者等は、その年の一二月三一日において当該報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引を行った者が報告対象契約を締結している場合等には、特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店等の所在地及び特定居住地国、その年において当該報告暗号資産交換業者等との間で行われた暗号資産等売買等に係る暗号資産等の種類ごとの名称、当該種類ごとの暗号資産等の売却又は購入の対価の額の合計額その他一定の事項（以下「報告事項」という。）を、その年の翌年四月三〇日までに、電子情報処理組織を使用する方法等により、当該報告暗号資産交換業者等の本店等の所在地の所轄税務署長に提供しなければならない。

㈢　暗号資産等取引を行った者若しくはその関係者又は報告暗号資産交換業者等が、当該暗号資産等取引に係る契約に関する報告事項について、提供を回避することを主たる目的の一つとして当該報告事項に係る行為を行った場合等には、当該行為がなかったもの等として、本制度を適用する。

㈣　税務職員は、報告事項の提供に関する調査について必要があるときは、当該報告事項の提供をする義務がある者に質問し、帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

㈤　届出書の提出義務及び報告事項の提供義務に対する違反行為等について所要の罰則を規定する。

一七　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正関係
沖縄の揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置の適用期限を三年延長することとした。（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八〇条関係）

一八　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正関係
国外送金等調書、国外証券移管等調書及び国外電子決済手段移転等調書の電子情報処理組織を使用する方法等による提出義務制度について、当該制度の対象となるかどうかの判定基準となるその年の前々年に提出すべきであったこれらの調書の枚数を三〇以上（改正前一〇〇以上）に引き下げることとした。（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第四条関係）

一九　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正関係

1　個人所得課税
東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例について、次の措置を講ずることとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一三条の二関係）

㈠　特例対象個人である住宅被災者が、認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得をして令和六年一月一日から同年一二月三一日までの間に居住の用に供した場合の再建住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）を次のとおりとして本特例の適用ができることとする。

住宅の区分	借入限度額
認定住宅	

特定エネルギー消費性能向上住宅 エネルギー消費性能向上住宅		五、〇〇〇万円

(二)　一三1(6)(2)と同様の措置を講ずる。

2　法人課税

(一)　特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、その適用期限を二年延長した上、令和七年四月一日から令和八年三月三一日までの間に取得等をした特定機械装置等につき、次の見直しを行うこととした。(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一〇条及び第一七条の二関係)

(1)　機械装置の償却割合を一〇〇分の四五（改正前一〇〇分の五〇）に、建物等及び構築物の償却割合を一〇〇分の二三（改正前一〇〇分の二五）に、それぞれ引き下げる。

(2)　機械装置の特別税額控除割合を一〇〇分の一四（改正前一〇〇分の一五）に、建物等及び構築物の特別税額控除割合を一〇〇分の七（改正前一〇〇分の八）に、それぞれ引き下げる。

(二)　特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の特別税額控除制度について、その適用期限を二年延長した上、令和七年四月一日から令和八年三月三一日までの間に認定地方公共団体の指定を受けた事業者の特別税額控除割合を一〇〇分の九（改正前一〇〇分の一〇）に引き下げることとした。(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一〇条の三及び第一七条の三関係)

(三)　特定復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却制度等について、その適用期限を二年延長した上、令和七年四月一日から令和八年三月三一日までの間に取得等をした開発研究用資産の償却割合を一〇〇分の三〇（中小企業者等については、一〇〇分の四五）(改正前一〇〇分の三四（中小企業者等については、一〇〇分の五〇）に引き下げることとした。(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一〇条の五及び第一七条の五関係)

(四)　次に掲げる措置は、所要の経過措置を講じた上、廃止することとした。

(1)　再投資等準備金（旧東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一八条の三関係）

(2)　再投資設備等の特別償却（旧東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一八条の四関係）

(3)　特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（旧東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一二条及び第一九条～第二一条関係）

3　資産課税

(一)　東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の見直しを行うこととした。(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三八条の二関係)

(1)　適用対象者を警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在する家屋をその居住の用に供していた者又はその居住の用に供しようとしていた者に限定する。

(2)　非課税限度額の上乗せ措置の対象となる住宅用の家屋を次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

イ　当該住宅用の家屋（新築をした住宅用の家屋又は取得をした建築後使用されたことのない住宅用の家屋に限る。）がエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋として一定のものであること。

ロ　当該住宅用の家屋がエネルギーの使用の合理化に資する住宅用の家屋（新築をした住宅用の家屋又は取得をした建築後使用されたことのない住宅用の家屋を除く。）、地震に対する安全性に係る基準に適合する住宅用の家屋又は高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合する住宅用の家屋として一定のものであること。

(二)　経営強化計画に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を二年延長することとした。(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四一条の二関係)

二〇　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正関係

令和六年六月以後に支払われる給与等に係る特別控除の額の控除等の特例等により控除された金額がある場合には、源泉徴収すべき復興特別所得税の額は、控除をしないで計算した所得税の額に一〇〇分の二・一の税率を乗じて計算した金額とすることとした。(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第二八条関係)

二一　所得税法等の一部を改正する法律（平成二八年法律第一五号）の一部改正関係

1　その課税期間の初日において恒久的施設を有しない国外事業者については、適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置を適用できないこととした。(所得税法等の一部を改正する法律附則第五一条の二関係)

2　適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置について、その対象から個人事業者にあってはその年、法人にあってはその事業年度において一の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が一〇億円を超える場合における当該超える部分の課税仕入れを除外することとした。(所得税法等の一部を改正する法律附則第五二条及び第五三条関係)

二二　所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）の一部改正関係

1　各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税における令和六年四月一日から令和八年一二月三一日までの間に開始する対象会計年度（令和一〇年六月三〇日までに終了するものに限る。）に係る適用免除基準について、国別報告事項又はこれに相当する事項が提供されない場合においても適用できることとした。(所得税法等の一部を改正する法律附則第一四条関係)

2　特定多国籍企業グループ等に属する内国法人に係る各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の申告書又は特定基準法人税額に対する地方法人税の申告書の提出期限が令和八年六月三〇日前である場合には、これらの申告書の提出期限は、同日とした。(所得税法等の一部を改正する法律附則第一四条の二及び第一八条の二関係)

3　特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等、最終親会社等届出事項又はこれらを代表して提供する法人等に関する事項の提供の期限が令和八年六月三〇日前である場合には、これらの提供の期限は、同日とした。(所得税法等の一部を改正する法律附則第一六条関係)

二三　その他

1　防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

政府は、この法律の公布後、我が国の防衛力の抜本的な強化及び抜本的に強化された防衛力の維持に必要な安定的な財源を確保するための税制について、令和九年度に向けて複数年かけて段階的に実施するとした令和五年度税制改正の大綱（令和四年一二月二三日閣議決定）及び令和六年度税制改正の大綱（令和五年一二月二二日閣議決定）に基づき、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置を実施するため、令和九年度に至る各年度の防衛力強化に係る財源確保の必要性を勘案しつつ、所得税、法人税及びたばこ税について所要の検討を加え、その結果に基づいて適当な時期に必要な法制上の措置を講ずるものとした。(附則第七四条関係)

2　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和六年四月一日から施行することとした。

◇**関税定率法等の一部を改正する法律**（法律第九号）（財務省）

1　個別品目の関税率の見直し

ルイボスの分類変更に伴い、税細分を新設し、改正前の関税率を維持することとした。（関税定率法別表及び関税暫定措置法別表第二関係）

2　輸入手続の利便性向上

特例輸入者による特例申告の納期限の延長において必須とされている担保について、関税の保全のために必要があると認められる場合にのみ提供を求める取扱いに緩和することとした。（関税法第九条の二関係）

3　重加算税制度の見直し

仮装・隠蔽に基づく更正の請求について、関税の重加算税の対象に追加することとした。（関税法第一二条の四関係）

4　暫定税率等の適用期限の延長等

㈠　令和六年三月三一日に適用期限が到来する暫定税率及び特別緊急関税制度について、これらの適用期限を一年延長するとともに、加糖調製品の暫定税率を引き下げることとした。（関税暫定措置法第二条、第七条の三、第七条の四及び別表第一等関係）

㈡　令和六年三月三一日に適用期限が到来する沖縄に係る関税制度上の特例措置（特定免税店制度）について、適用期限を三年延長することとした。（関税暫定措置法第一四条関係）

㈢　ポリ塩化ビニル製使い捨て手袋について、暫定税率を撤廃することとした。（関税暫定措置法別表第一関係）

5　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和六年四月一日から施行することとした。

◇**令和六年度出産・子育て応援給付金に係る差押禁止等に関する法律**（法律第一〇号）（こども家庭庁）

1　定義

この法律において「令和六年度出産・子育て応援給付金」とは、妊娠から出産及び子育てまでの一貫した相談支援の実効性を確保する必要性に鑑み、令和六年度の予算における妊娠出産子育て支援交付金を財源として市町村（特別区を含む。）から支給される給付金（金銭以外の財産により行われる給付を含む。）で、妊娠から出産及び子育てまでの支援の観点から支給されるものをいうこととした。（第一条関係）

2　差押禁止等

㈠　権利の差押え等の禁止

令和六年度出産・子育て応援給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととした。（第二条第一項関係）

㈡　金銭等の差押えの禁止

令和六年度出産・子育て応援給付金として支給を受けた金銭その他の財産は、差し押さえることができないこととした。（第二条第二項関係）

3　非課税

租税その他の公課は、令和六年度出産・子育て応援給付金として支給を受けた金品を標準として課することができないこととした。（第三条関係）

4　施行期日等

㈠　経過措置

この法律は、この法律の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなった令和六年度出産・子育て応援給付金についても適用することとした。ただし、2の適用については、この法律の施行前に生じた効力を妨げないこととした。（附則第二項関係）

㈡　施行期日

この法律は、公布の日から施行することとした。

◇**二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法**（法律第一一号）（外務省）

1　令和九年に開催される二〇二七年国際園芸博覧会に関し、国際博覧会条約第一二条の規定に基づく政府委員として、外務省に「二〇二七年国際園芸博覧会政府委員」を置くこととした。（第二条関係）

2　委員は、特別職の国家公務員とし、かつ、外務公務員とすることとした。（第二条関係）

3　委員は、二〇二七年国際園芸博覧会に関し、日本国政府を代表することを任務とすることとした。（第三条関係）

4　関係府省の長は、委員の任務の円滑な遂行を図るため、必要な措置をとることとした。（第四条関係）

5　委員の任免は、外務大臣の申出により内閣が行うこととした。（第五条関係）

6　委員の俸給月額は、一一七万八、〇〇〇円とすることとした。（第六条関係）

7　この法律は、令和六年四月一日から施行し、二〇二七年国際園芸博覧会の終了の日から起算して一年を経過した日に効力を失うこととした。

◇**在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令及び在外公館に勤務する外務公務員の特殊語学手当に関する政令の一部を改正する政令**（政令第一三四号）（外務省）

一　在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部改正関係

1　在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。（別表第一関係）

2　在外公館に勤務する外務公務員に支給する住居手当の控除額及び限度額を改定することとした。（別表第二関係）

二　在外公館に勤務する外務公務員の特殊語学手当に関する政令の一部改正関係

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正に伴い、同法律の規定を引用する規定を改正することとした。

三　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇**地方財政法施行令等の一部を改正する政令**（政令第一三五号）（総務省）

一　地方財政法施行令の一部改正関係

標準財政規模の算定方法を定める規定等について所要の見直しを行うこととした。（附則第九条～第一五条関係）

二　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令の一部改正関係

市町村に係る地方特例交付金の額の算定及び交付に関する都道府県知事の事務を定める規定等について所要の規定の整理を行うこととした。（第一条及び第二条関係）

三　地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部改正関係

早期健全化基準及び財政再生基準の算定方法を定める規定等について所要の見直しを行うこととした。（第一三条並びに附則第四条及び第五条関係）

四　施行期日

この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇**地方税法施行令の一部を改正する政令**（政令第一三六号）（総務省）

1　道府県民税及び市町村民税

㈠　令和六年度分の個人の道府県民税及び市町村民税の特別税額控除について、同年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収に関する特例を適用しない場合を定めることとした。（附則第四条の一〇関係）

㈡　特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等について、特定株式の譲渡等の範囲を明確化することとした。（附則第一八条の六関係）

2　事業税

㈠　事業税の課税標準の算定上、社会保険診療の所得計算の特例措置が講じられる中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護支援給付のための介護の範囲から、旧生活保護法の規定に基づく一定の介護を除外することとした。（第二一条の八関係）

(二)　電気供給業を行う法人の各事業年度の収入金額から控除する収入金額の範囲に、次に掲げる収入金額を追加することとした。（附則第六条の二関係）

(1)　電気供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される発電事業等を行う法人に対して託送供給に係る料金に相当する額を支払う場合における、当該料金に相当する額として支払うべき金額に相当する収入金額

(2)　電気供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課されない発電事業等を行う者に対して託送供給に係る料金に相当する額を支払い、かつ、当該者が一般送配電事業者等に対して当該料金（これに相当する額を含む。）を支払う場合における、当該電気供給業を行う法人が当該料金に相当する額として支払うべき金額に相当する収入金額

(3)　電気供給業を行う法人が発電事業等を行う場合における、当該電気供給業を行う法人が託送供給に係る料金（これに相当する額を含む。）として一般送配電事業者等に対して支払うべき金額に相当する収入金額

(4)　電気供給業を行う法人が特定送配電事業を行う場合における、当該電気供給業を行う法人が託送供給に係る料金として一般送配電事業者に対して支払うべき金額に相当する収入金額

(三)　電気供給業を行う法人の各事業年度の収入金額から控除する収入金額の範囲に、当該電気供給業を行う法人が電気事業法第二八条の四〇第一項第五号に掲げる業務に係る対価として広域的運営推進機関に対して支払うべき一定の金額に相当する収入金額を追加することとした。（附則第六条の二関係）

3　地方消費税

地方消費税の清算に使用する統計について、所要の規定の整備を行うこととした。（第三五条の二〇関係）

4　不動産取得税

(一)　社会福祉法人等が児童福祉法に規定する児童福祉施設の用に供する不動産に係る非課税措置について、その対象資産の範囲に里親支援センターの用に供する不動産を追加することとした。（第三六条の八関係）

(二)　社会福祉法人等が社会福祉法に規定する社会福祉事業の用に供する不動産に係る非課税措置について、その対象資産の範囲に親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業の用に供する不動産を追加することとした。（第三六条の一〇関係）

(三)　鉄道事業者が取得する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する不動産に係る非課税措置について、その対象となる鉄道事業者及び不動産の細目を定めることとした。（附則第六条の一六関係）

(四)　高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置について、建築基準法の改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（附則第七条関係）

(五)　都市再生特別措置法に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に基づき取得する低未利用土地権利設定等促進事業区域内にある一定の低未利用土地に係る課税標準の特例措置について、その対象となる低未利用土地の細目規定を廃止することとした。（附則第七条関係）

5　軽油引取税

課税免除の特例措置に係る軽油の引取りを行おうとする者であることを証する書面の有効期間は、道府県知事が定める期間を経過する日が令和九年三月三一日以後に到来する場合には、同日までとすることとした。（附則第一〇条の二の二関係）

6　固定資産税及び都市計画税

(一)　社会福祉法人等が児童福祉法に規定する児童福祉施設の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、その対象資産の範囲に里親支援センターの用に供する固定資産を追加することとした。（第四九条の一二関係）

(二)　社会福祉法人等が社会福祉法に規定する社会福祉事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、その対象資産の範囲に親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業の用に供する固定資産を追加することとした。（第四九条の一五関係）

(三)　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に規定する総合効率化事業者が、総合効率化計画に基づき実施する流通業務総合効率化事業により取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直すこととした。（附則第一一条関係）

(1)　適用対象となる一般倉庫及び冷蔵倉庫の設備等に関する必須要件に、到着時刻表示装置が設けられていることを追加することとした。

(2)　適用対象となる倉庫の設備等に関する選択要件から、貨物自動車運送事業の用に供する事務所及び駐車施設が併設されていることを除外することとした。

(3)　物資の搬入及び搬出の円滑化に寄与する機械設備の細目を定めることとした。

(四)　一定の政府の補助を受けた者が児童福祉法に規定する事業所内保育事業に係る業務を目的とする施設のうち当該政府の補助に係るものの用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる資産の細目規定を廃止することとした。（附則第一一条関係）

(五)　住宅用地に係る固定資産税の課税標準の特例措置及び高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る固定資産税の減額措置について、建築基準法の改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（第五二条の一一、附則第一二条関係）

7　事業所税

(一)　児童福祉法に規定する児童福祉施設に係る非課税措置について、その対象に里親支援センターを追加することとした。（第五六条の二六の三関係）

(二)　社会福祉法に規定する社会福祉事業の用に供する施設に係る非課税措置について、その対象に親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業の用に供する施設を追加することとした。（第五六条の二六の五関係）

8　国民健康保険税

(一)　後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を二四万円（改正前二二万円）に引き上げることとした。（第五六条の八八の二関係）

(二)　低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する基準について、五割（四割・三割）減額の対象となる所得の算定において被保険者等の数に乗ずべき金額を二九万五、〇〇〇円（改正前二九万円）に、二割減額の対象となる所得の算定において被保険者等の数に乗ずべき金額を五四万五、〇〇〇円（改正前五三万五、〇〇〇円）に引き上げることとした。（第五六条の八九関係）

9　その他

偽りその他不正の行為により地方団体の徴収金を免れた株式会社の役員等の第二次納税義務について、その限度額から除外される株式会社等の移転がされた財産の価額のその移転に係る株式会社等の取引の範囲を規定することとした。（第六条の二関係）

10　この政令は、一部の規定を除き、令和六年四月一日から施行することとした。

◇地方税法施行令の一部を改正する政令（政令第一三七号）（総務省）

1　事業税

(一)　法人が特定の特許権等の譲渡又は貸付けを行った場合の付加価値割及び所得割の課税標準について、所要の措置を講ずることとした。（第二〇条の二の一六、第二一条の四関係）

(二)　払込資本の額について、資本金の額又は出資金の額と一定の金額との合計額とすることとした。（附則第六条関係）

2　軽油引取税
船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取りに係る課税免除の特例措置について、その対象から除外する船舶を専らレクリエーションの用（レクリエーションに関する事業の用を除く。）に供する船舶とすることとした。（附則第一〇条の二の二関係）
3　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇**地方税法施行令の一部を改正する政令**（政令第一三八号）（総務省）
1　道府県民税及び市町村民税
新たな公益信託制度の創設に伴い、公益法人等に係る道府県民税及び市町村民税の住所の特例について、所要の措置を講ずることとした。（附則第三条の二の三関係）
2　事業税
㈠　払込資本の額について、資本金の額又は出資金の額と一定の金額との合計額とすることとした。（第一〇条の二関係）
㈡　特定法人となる相互会社に準ずるものを外国相互会社とすることとした。（第一〇条の三関係）
㈢　特定法人との間に当該特定法人による完全支配関係がある法人等の払込資本の額の算定において一定の配当等により減少した払込資本の額を加算する措置について、細目を定めることとした。（第一〇条の四、第一〇条の五関係）
㈣　地方税法附則第八条の三の四第一項の対象法人等を一定期間に限り同法第七二条の二第一項第一号ロに掲げる法人とする特例措置の適用を受ける法人について、申告書に同法附則第八条の三の四第一項の対象法人等に該当するものであることを証する書類を添付しなければならないこととした。（附則第六条関係）
3　地方消費税
新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の受託者の義務の承継に関する規定を適用するための必要な読替えを定めることとした。（第三五条の七の三関係）
4　この政令は、一部の規定を除き、令和八年四月一日から施行することとした。

◇**奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令**（政令第一三九号）（国土交通省）
奄美群島振興開発特別措置法施行令の一部改正関係
1　奄美群島振興開発特別措置法第八条第一項に規定する政令で定める事業として、次に掲げる事業を追加すること等とした。（第一条の二関係）
㈠　地域の観光資源となる奄美群島固有の野生動植物の保護及び外来生物による当該野生動植物に係る被害の防止に関する事業
㈡　奄美群島の児童、生徒等に対して行われる郷土の現状と歴史に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）の実施に関する事業
㈢　奄美群島において伝承されてきた文化的所産の保存及び活用並びに当該文化的所産の担い手の育成に関する事業
㈣　奄美群島へ移住しようとする者のための住宅の流通の円滑化に必要な環境の整備に関する事業
2　奄美群島振興開発特別措置法第五二条第一項第三号に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とすることとした。（第八条関係）
㈠　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に規定する施設において分蜜糖を製造する事業
㈡　次に掲げる事業であって、独立行政法人奄美群島振興開発基金が銀行その他の金融機関とともに当該事業に係る事業資金の貸付け（その金額が銀行その他の金融機関の当該事業に係る事業資金の貸付けの金額の最高額を超えないものに限る。）を行わなければ、必要な資金の調達が困難なもの
(1)　農産物又は水産物の処理、貯蔵又は加工の用に供する施設であって、農業若しくは漁業を営む者又はこれらの者の組織する法人の共同利用に供するものの整備に関する事業
(2)　畜舎又は堆肥舎の整備に関する事業
(3)　酒税法に規定する単式蒸留焼酎の製造の用に供する施設の整備に関する事業
(4)　観光旅客の利用に供される教養文化施設、休養施設、販売施設又は宿泊施設の整備に関する事業
総務省組織令の一部改正関係
自治行政局の所掌事務の特例の延長を行うこととした。（附則第三条第三項関係）
財務省組織令の一部改正関係
大臣官房等の所掌事務の特例の延長を行うこととした。（附則第二条第二項及び第四条関係）
農林水産省組織令の一部改正関係
農村振興局の所掌事務の特例の延長を行うこととした。（附則第五条関係）
国土交通省組織令の一部改正関係
国土政策局の所掌事務の特例等の延長を行うこととした。（附則第二条、第六条第二項及び第一〇条関係）
六　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇**東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令及び東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令**（政令第一四〇号）（農林水産省）
一　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令の一部改正関係
東日本大震災に係る中小漁業融資保証法等の特例の適用期間を令和七年三月三一日まで延長することとした。（第一条関係）
二　東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部改正関係
1　漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令等の特例の適用期間を令和七年三月三一日まで延長することとした。
2　特定農産加工業経営改善臨時措置法施行令の特例の適用期間を令和六年六月三〇日まで延長することとした。
3　食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法施行令の特例に係る規定を削ることとした。（第二条関係）
三　施行期日
この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**所得税法施行令の一部を改正する政令**（政令第一四一号）（財務省）
1　減価償却資産の範囲に、無形固定資産として漁港水面施設運営権を加えることとした。（第六条関係）
2　公共法人等及び公益信託等に係る非課税措置について、適用対象となる公社債等の管理の方法に、一定の社債につき金融商品取引業者のうち第一種金融商品取引業を行う者又は登録金融機関に当該社債の譲渡についての制限を付すことその他の一定の要件を満たす保管の委託をする方法を加えることとした。（第五一条の三関係）
3　国庫補助金等の総収入金額不算入制度について、対象となる国庫補助金等の範囲に次の助成金を加えることとした。（第八九条関係）
㈠　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の供給確保事業助成金
㈡　独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法に基づく独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の供給確保事業助成金
4　資本的支出の取得価額の特例について、漁港水面施設運営権の存続期間の更新に伴い支出する金額が資本的支出として必要経費不算入となる場合には、その漁港水面施設運営権と種類を同じくする減価償却資産を新たに取得したものとすることとした。（第一二七条関係）
5　この政令は、一部の規定を除き、令和六年四月一日から施行することとした。

◇**法人税法施行令等の一部を改正する政令**（政令第一四二号）（財務省）
一　法人税法施行令の一部改正関係
1　外国法人に対して行う現物出資について、適格現物出資の対象から除外される現物出資に係る移転資産である無形資産等の範囲を定めるほか、所要の措置を講ずることとした。（法人税法施行令第四条の三関係）

2　公益法人等の収益事業の範囲について、次の事業を収益事業から除外する措置を講ずることとした。（法人税法施行令第五条関係）

㈠　広域的運営推進機関が電気事業法に規定する広域系統整備交付金交付等業務として行う金銭貸付業

㈡　国民健康保険団体連合会が国等の委託を受けて行う請負業（一定の要件に該当するものに限る。）

3　減価償却資産の範囲に、無形固定資産として漁港水面施設運営権を加えることとした。（法人税法施行令第一三条関係）

4　資本的支出の取得価額の特例について、漁港水面施設運営権の存続期間の更新に伴い支出する金額が資本的支出として損金不算入となる場合には、その漁港水面施設運営権と種類を同じくする減価償却資産を新たに取得したものとすることとした。（法人税法施行令第五五条関係）

5　第二次納税義務に係る納付税額の損金不算入制度における国税徴収法の第二次納税義務の規定により納付すべき国税等に準ずるものの範囲に、地方税法の偽りその他不正の行為により地方団体の徴収金を免れた株式会社の役員等の第二次納税義務の規定の例により納付すべき特別法人事業税に係る徴収金等を加えることとした。（法人税法施行令第七八条の二関係）

6　国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度について、対象となる国庫補助金等の範囲に次の助成金を加えることとした。（法人税法施行令第七九条関係）

㈠　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の供給確保事業助成金

㈡　独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法に基づく独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の供給確保事業助成金

7　暗号資産の一単位当たりの帳簿価額及び時価評価金額について、次のとおり整備を行うほか、所要の措置を講ずることとした。（法人税法施行令第一一八条の五～第一一八条の一二関係）

㈠　譲渡についての制限その他の条件が付されている暗号資産であってその条件が付されていることにつき適切に公表されるための手続が行われているものの範囲、特定譲渡制限付暗号資産の評価の方法の選定の手続等の細目を定める。

㈡　暗号資産の一単位当たりの帳簿価額について、特定譲渡制限付暗号資産は、特定自己発行暗号資産等と区分し、かつ、自己発行暗号資産に該当するものと該当しないものとに区分して算出する。

8　特定支配関係のある他の法人から一定の配当等の額を受ける場合に、その配当等の額に係る益金不算入相当額を減算して当該他の法人の株式等の帳簿価額を算出する特例について、特定支配日の属する事業年度に受ける配当等の額についても、その減算する金額を特定支配後増加利益剰余金額超過額に達するまでの金額とする計算の特例の適用を受けることができることとした。（法人税法施行令第一一九条の三関係）

9　外国税額控除制度における外国法人税について、その範囲に自国内最低課税額に係る税は含まれるものとし、外国における各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に相当する税及び外国を所在地国とする特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等に対して課される一定の税は含まれないものとすることとした。（法人税法施行令第一四一条関係）

10　各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税について、次の見直しを行うこととした。

㈠　最終親会社の範囲から除外される政府関係会社等の範囲の細目を定める。（法人税法施行令第一五五条の四関係）

㈡　適格適用者変更税額控除額がある場合等における個別計算所得等の金額及び調整後対象租税額の計算の細目を定める。（法人税法施行令第一五五条の一八、第一五五条の二四の二及び第一五五条の三五関係）

㈢　配当控除所得課税規定の適用を受ける場合における国別グループ純所得の金額から控除する金額の細目を定める。（法人税法施行令第一五五条の三八及び第一五五条の四六関係）

㈣　自国内最低課税額に係る税に関する適用免除基準について、その対象となる自国内最低課税額に係る税に関する法令の要件の細目を定める。（法人税法施行令第一五五条の五四関係）

㈤　収入金額等に関する適用免除基準について、構成会社等が連結除外構成会社等である場合におけるその判定の基礎となる収入金額等の計算方法の細目を定める。（法人税法施行令第一五五条の五五関係）

11　特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供義務の免除の要件について、特定多国籍企業グループ等の最終親会社等の所在地国の税務当局に提供される特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項は、当該特定多国籍企業グループ等に属する内国法人が提供することとされているものの全部を含むものとすることとした。（法人税法施行令第二一二条関係）

二　法人税法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第二〇八号）の一部改正関係

1　各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税における令和六年四月一日から令和八年一二月三一日までの間に開始する対象会計年度（令和一〇年六月三〇日までに終了するものに限る。）に係る適用免除基準について、構成会社等又は共同支配会社等が恒久的施設等を有する場合におけるその判定の基礎となる収入金額等の計算方法の細目を定めることとした。（法人税法施行令の一部を改正する政令附則第四条関係）

2　特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供義務の免除の要件について、その提供の期限が令和八年六月三〇日に延長されている場合には、同日までに最終親会社等の所在地国の税務当局に特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項が提供されていること等とした。（法人税法施行令の一部を改正する政令附則第四条の二関係）

三　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、令和六年四月一日から施行することとした。

◇相続税法施行令の一部を改正する政令（政令第一四三号）（財務省）

1　更正の請求の特則について、対象となる事由の範囲に相続の開始後に新たに子と推定された者の価額の支払請求権に基づく請求があったことにより弁済すべき額が確定したことを加えることとした。（第八条関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、公益信託に関する法律の施行の日から施行することとした。

◇登録免許税法施行令の一部を改正する政令（政令第一四四号）（財務省）

1　職権登記等の非課税について、非課税とされる登記等の範囲に人の資格の登録で登録を受ける者の申請に基づかないで登記機関が職権によりするものを加えることとした。（第二条関係）

2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇消費税法施行令等の一部を改正する政令（政令第一四五号）（財務省）

一　消費税法施行令の一部改正関係

1　漁港水面施設運営権を調整対象固定資産の範囲に加える等の見直しを行うこととした。（消費税法施行令第五条及び第六条関係）

2　特定新規設立法人の納税義務の免除の特例について、判定対象者の基準期間相当期間における総収入金額の計算方法を定めることとした。（消費税法施行令第二五条の四関係）

3　金地金等の仕入れ等を行った場合の納税義務の免除の特例について、次のとおり細目を定めることとした。（消費税法施行令第二五条の五及び第二五条の六関係）

㈠　金地金等の仕入れ等を行った場合の納税義務の免除の特例の対象となる場合は、その課税期間中の金地金等の仕入れ等に係る課税仕入れに係る支払対価の額の一一〇分の一〇〇に相当する金額及び保税地域から引き取った金地金等の仕入れ等に係る課税貨物の課税標準である金額の合計額が二〇〇万円以上である場合とする。

㈡　金地金等の仕入れ等が特例申告書の提出に係る課税貨物の保税地域からの引取りである場合等における適用について、所要の措置を講ずる。

4　法人課税信託の固有事業者の基準期間における課税売上高等の特例及び法人課税信託の受託者に関する特例について、所要の措置を講ずることとした。（消費税法施行令第二七条及び第二八条関係）

5　特定プラットフォーム事業者が合併等を行った場合の取扱い等について、次のとおり定めることとした。（消費税法施行令第二九条関係）

㈠　特定プラットフォーム事業者のデジタルプラットフォームに係る事業を合併若しくは分割により承継した合併法人若しくは分割承継法人又は当該事業を譲り受けた事業者（特定プラットフォーム事業者を除く。以下「合併法人等」という。）は、その合併若しくは分割又は譲受けがあった日に特定プラットフォーム事業者としての指定を受けたものとみなす。

㈡　合併法人等は、その合併若しくは分割又は譲受けの日後遅滞なく、一定の事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。

㈢　特定プラットフォーム事業者に係るデジタルプラットフォームの名称等の公表は、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により行う。

6　特例輸入者による特例申告の納期限の延長において担保の提供を求める場合の手続を定めることとした。（消費税法施行令第六七条の二関係）

7　電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例の対象となる電磁的記録の範囲について、所要の措置を講ずることとした。（消費税法施行令第七一条の二関係）

二　消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成三〇年政令第一三五号）の一部改正関係

適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税額の計算に関する経過措置について、所要の規定の整備を行うこととした。（消費税法施行令等の一部を改正する政令附則第二二条及び第二三条関係）

三　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、令和六年四月一日から施行することとした。

◇酒税法施行令の一部を改正する政令（政令第一四六号）（財務省）

1　特例輸入者による特例申告の納期限の延長において担保の提供を求める場合の手続を定めることとした。（第四一条関係）

2　この政令は、令和六年一〇月一日から施行することとした。

◇たばこ税法施行令の一部を改正する政令（政令第一四七号）（財務省）

1　特例輸入者による特例申告の納期限の延長において担保の提供を求める場合の手続を定めることとした。（第一四条関係）

2　この政令は、令和六年一〇月一日から施行することとした。

◇揮発油税法施行令の一部を改正する政令（政令第一四八号）（財務省）

1　特例輸入者による特例申告の納期限の延長において担保の提供を求める場合の手続を定めることとした。（第四条関係）

2　この政令は、令和六年一〇月一日から施行することとした。

◇石油石炭税法施行令の一部を改正する政令（政令第一四九号）（財務省）

1　特例輸入者による特例申告の納期限の延長において担保の提供を求める場合の手続を定めることとした。（第一七条関係）

2　この政令は、令和六年一〇月一日から施行することとした。

◇国税徴収法施行令の一部を改正する政令（政令第一五〇号）（財務省）

1　偽りその他不正の行為により国税を免れた株式会社の役員等の第二次納税義務について、その限度額から除外される株式会社等の移転がされた財産の価額のその移転に係る株式会社等の取引の範囲を定めることとした。（第一四条の二関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、令和七年一月一日から施行することとした。

◇租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第一五一号）（財務省）

1　個人所得課税

㈠　金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用について、適用対象となる特定管理方法による保管の委託がされた一定の社債等に係る特定管理方法の要件を定めるとともに、適用対象から除かれる当該保管の委託がされた社債の利子の細目を定めることとした。（第三条の三関係）

㈡　所得税額から控除される特別控除額の特例について、継続雇用者給与等支給額に係る要件における前年分の事業所得の金額が零を超える一定の場合について定めることとした。（第五条の七関係）

㈢　特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等の特例について、適用対象となる新株予約権の行使に係る株式会社の株式（譲渡制限株式に限る。）の管理に関する取決めの要件を定めるとともに、当該新株予約権の行使に係る株式会社等は、特定株式等の異動状況に関する調書を、毎年一月三一日までに、当該株式会社等の本店の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととした。（第一九条の三関係）

㈣　収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等の適用対象となる国等が一定の法令の規定に基づき行う処分に伴う資産の買取り等により補償金等を取得する場合について、その一定の法令の規定の範囲に漁港及び漁場の整備等に関する法律の規定を加えることとした。（第二二条及び第三九条関係）

㈤　特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の二、〇〇〇万円特別控除について、次の措置を講ずることとした。（第二二条の七及び第三九条の四関係）

(1)　古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に規定する対象土地が同法の規定により都市緑化支援機構に買い取られる場合について、本特例の適用対象となる要件の細目を定める。

(2)　都市緑地法に規定する対象土地が同法の規定により都市緑化支援機構に買い取られる場合について、本特例の適用対象となる要件の細目を定める。

㈥　特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例について、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、非課税口座内上場株式等について与えられた一定の新株予約権の行使等により上場株式等を取得した場合（当該上場株式等の取得について、金銭の払込みを要する場合に限る。）に、その行使等により取得する上場株式等の全てをその行使等の時に当該非課税口座内上場株式等に係る非課税口座が開設されている金融商品取引業者等に開設されている特定口座に受け入れるもの等を加えることとした。（第二五条の一〇の二関係）

㈦　特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等について、次の見直しを行うこととした。（第二五条の一二関係）

(1)　適用対象となる控除対象特定株式の取得に要した金額に、特定中小会社に対する払込みにより取得をした一定の新株予約権の行使により、当該特定中小会社により発行される特定株式の取得をした場合における当該新株予約権の取得に要した金額を含める。

(2)　特例の適用を受けた控除対象特定株式に係る同一銘柄株式の取得価額の計算方法の見直しを行う。

㈧　非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置について、次の措置を講ずることとした。（第二五条の一三関係）

(1)　非課税管理勘定又は特定非課税管理勘定に受け入れることができる非課税口座内上場株式等の分割等により取得する上場株式等の範囲から、非課税口座内上場株式等について与えられた一定の新株予約権の行使等により取得する上場株式等でその取得に金銭の払込みを要するものを除外する。

(2)　受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が二四〇万円を超えないこと等の要件を満たすことにより特定非課税管理勘定に受け入れることができる上場株式等の範囲の細目を定める。

(九)　公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置について、次の措置を講ずることとした。（第二五条の一七関係）

(1)　公益信託に関する法律に規定する公益信託（以下「新公益信託」という。）の信託財産とするための贈与又は遺贈をする場合の非課税承認要件に係る形式基準を定める。

(2)　非課税措置の適用を受けた財産等（以下「非課税財産等」という。）を有する新公益信託の受託者の任務終了事由等に伴う非課税財産等の移転に係る措置について、当該受託者が書類を提出する場合の手続の細目等を定める。

(3)　非課税財産等を有する新公益信託の受託者の新公益信託の終了に伴う非課税財産等の移転に係る措置について、当該受託者が書類を提出する場合の手続の細目等を定める。

(〇)　住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する証明書について、税務署長は、個人が認定住宅等借入限度額の特例の適用を受けた場合には、その旨を記載しなければならないこととした。（第二六条の二関係）

(二)　令和六年分における所得税額の特別控除等について、一の居住者の配偶者がその居住者の同一生計配偶者に該当し、かつ、他の居住者の扶養親族にも該当する場合その他の場合における同一生計配偶者及び扶養親族の所属の判定に必要な事項等の細目を定めることとした。（第二六条の四の二～第二六条の四の五関係）

(三)　公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除における一定の要件を満たす学校法人等に係るいわゆるパブリック・サポート・テストの絶対値要件について、改正前の要件に代えて、次の見直し後の要件でその判定ができることとした。（第二六条の二八の二関係）

(1)　実績判定期間を二年（改正前五年）とする。

(2)　その実績判定期間内の判定基準寄附者の数に係る要件を当該判定基準寄附者の数が各事業年度において（改正前年平均）一〇〇人以上であることとするとともに、当該判定基準寄附者からの寄附金の額に係る要件を当該寄附金の額が各事業年度において（改正前年平均）三〇万円以上であることとする。

(三)　特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例について、適用対象となる控除対象特定新規株式の取得に要した金額に、特定新規中小会社に対する払込みにより取得をした一定の新株予約権の行使により、当該特定新規中小会社により発行される特定新規株式の取得をした場合における当該新株予約権の取得に要した金額を含めることとした。（第二六条の二八の三関係）

(四)　既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、適用対象となる子育て対応改修工事等の要件及び範囲、控除額の計算の基礎となる子育て対応改修工事等の標準的な費用の額等を定めることとした。（第二六条の二八の五関係）

法人課税

(一)　地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、承認地域経済牽引事業のうち地域の事業者に対して著しい経済的効果を及ぼす事業の範囲を定めることとした。（第五条の五の二及び第二七条の一一の二関係）

(二)　地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、中小企業者（適用除外事業者又は通算適用除外事業者に該当するものを除く。）以外の事業者の対象となる特定建物等の取得価額の最低限度を三、五〇〇万円以上（改正前二、五〇〇万円以上）に引き上げることとした。（第五条の五の三及び第二七条の一一の三関係）

(三)　地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の特別税額控除制度について、地方事業所特別基準雇用者数の計算の基礎となる雇用者の数の細目を定めるとともに、合併等があった場合における合併法人等に係る離職者がいないこととの要件の判定の対象となる被合併法人等の事業年度について所要の整備を行うこととした。（第五条の六及び第二七条の一二関係）

(四)　給与等の支給額が増加した場合の特別税額控除制度について、次の見直しを行うこととした。

(1)　一定の個人が本制度の適用を受ける場合に公表すべき事項の細目及びその事項を公表している場合を定める。（第五条の六の四関係）

(2)　常時使用する従業員の数が二、〇〇〇人以下の事業者向けの措置について地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の特別税額控除制度の適用を受ける事業年度において控除対象雇用者給与等支給増加額から控除される金額の計算方法等を定めるとともに、税額控除限度超過額の繰越控除に係る措置について比較雇用者給与等支給額が零である場合には雇用者給与等支給額に係る要件を満たさないこととするほか、所要の整備を行う。（第五条の六の四及び第二七条の一二の五関係）

(五)　事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度について、次の見直しを行うこととした。

(1)　生産工程効率化等設備に係る措置について、エネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資する生産工程効率化等設備の範囲等を定める。（第五条の六の六及び第二七条の一二の七関係）

(2)　産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の特別税額控除措置について、特定演算半導体の標準的な価額に対する割合、その事業年度の所得の金額が前事業年度の所得の金額以下である一定の場合等を定めるほか、所要の措置を講ずる。（第二七条の一二の七関係）

(六)　環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却制度について、基盤確立事業用資産に係る措置の適用を受ける場合における確定申告書等への一定の書類の添付義務を定めることとした。（第六条の二の二及び第二八条の七関係）

(七)　生産方式革新事業活動用資産等の特別償却制度について、対象となる生産方式革新事業活動用資産等の範囲を定めることとした。（第六条の二の三及び第二八条の八関係）

(八)　特定地域における工業用機械等の特別償却制度における過疎地域等に係る措置の適用期限を三年延長することとした。（第六条の三及び第二八条の九関係）

(九)　輸出事業用資産の割増償却制度について、対象資産から除かれる開発研究の用に供される資産に係る開発研究の範囲を定めることとした。（第六条の五及び第二九条関係）

(〇)　倉庫用建物等の割増償却制度について、流通業務の省力化に特に資する特定流通業務施設の要件を定めることとした。（第八条及び第二九条の三関係）

(二)　特別償却等に関する複数の規定の不適用措置について、法人の有する減価償却資産につきその事業年度前の各事業年度において特別償却に関する規定のうちいずれか一の規定の適用を受けた場合における本措置の適用の判定については、その特別償却に関する規定のうちいずれか一の規定とそのいずれか一の規定に係る準備金方式による特別償却の規定とは、あわせて一の規定とみなすこととした。（第三二条関係）

(三)　海外投資等損失準備金制度について、対象となる株式等から、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構が経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に規定する安定供給確保支援業務として交付する助成金の交付を受けた内国法人がその助成金をもって取得するその助成金の交付の目的に適合したものを除外することとした。（第三二条の二関係）

(四)　交際費等の損金不算入制度について、交際費等の範囲から除外する飲食費の金額基準の上限を一万円（改正前五、〇〇〇円）に引き上げることとした。（第三七条の五関係）

(五)　技術研究組合の所得の計算の特例について、対象となる固定資産から電気ガス供給施設利用権を除外することとした。（第三九条の二一関係）

(五)　中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象となる法人の範囲を特定法人については常時使用する従業員の数が三〇〇人以下の法人とすることとした。（第三九条の二八関係）

(六)　特定の協同組合等の法人税率の特例について、物品供給事業における物品の範囲に電気が含まれることを明確化することとした。（第三九条の三四関係）

3　国際課税

内国法人等の外国関係会社に係る所得の課税の特例について、次の見直しを行うこととした。

(一)　一定の特定外国関係会社の範囲から除外する外国関係会社に係る収入割合要件について、その外国関係会社の事業年度に係る収入金額が零である場合には、その事業年度における収入割合要件の判定を不要とする。（第二五条の二〇、第三九条の一四の三、第三九条の一五及び第三九条の一七の二関係）

(二)　適用対象金額の計算において外国関係会社の本店所在地国の法人所得税に関する法令の規定により所得の金額を計算する場合におけるその法人所得税等の範囲から外国における各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に相当する税等を除外する。（第二五条の一九の三、第二五条の二〇、第三九条の一四の三、第三九条の一五及び第三九条の一七の二関係）

4　資産課税

(一)　直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、非課税限度額の上乗せ措置の対象となるエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋の細目を定めることとした。（第四〇条の四の二関係）

(二)　認定特別事業再編計画に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、その対象となる事業再編の範囲を定めることとした。（第四二条の六関係）

(三)　認定鉄道事業再構築実施計画に基づき行う土地又は建物を取得した場合の所有権等の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、その対象となる土地又は建物の範囲を定めることとした。（第四三条の四関係）

5　消費課税

外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る免税措置の適用要件について、外国公館等による証明書の提示は、外務省が整備及び管理をする情報システムによる情報の提供をもって代えることができることとし、外国公館等による一定の事項を記載した書類の提出は、電磁的記録の提供をもって代えることができることとした。（第四五条の四関係）

6　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、令和六年四月一日から施行することとした。

◇沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令（政令第一五二号）（財務省）

1　次に掲げる特例措置の適用期限を三年延長することとした。

(一)　揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置（第七四条関係）

(二)　揮発油価格高騰時における揮発油税及び地方揮発油税の特例措置（第七四条の二関係）

2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一五三号）（財務省）

1　財産債務調書の提出義務の判定の基礎となる所得税の還付申告書の範囲について、令和六年分における所得税額の特別控除の実施に伴う所要の規定の整備を行うこととした。（第一二条の二関係）

2　この政令は、令和六年六月一日から施行することとした。

◇租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一五四号）（財務省）

1　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の適用対象から除かれる租税特別措置法の規定の範囲の見直しを行うこととした。（第一条関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、令和六年四月一日から施行することとした。

◇東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一五五号）（財務省）

1　住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例について、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の改正に伴う所要の措置を講ずることとした。（第一五条の二関係）

2　東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、非課税限度額の上乗せ措置の対象となるエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋の細目を定めることとした。（第二九条の二関係）

3　この政令は、一部の規定を除き、令和六年四月一日から施行することとした。

◇復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令（政令第一五六号）（財務省）

1　復興特別所得税に係る関係法令の適用の特例について、所要の規定の整備を行うこととした。（第一三条関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、令和六年六月一日から施行することとした。

◇新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一五七号）（財務省）

1　新型コロナウイルス感染症等によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を一年延長することとした。（第八条関係）

2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第一五八号）（財務省）

1　関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴い、次により関係政令の整備を行うこととした。

(一)　特例輸入者による特例申告の納期限の延長において担保の提供を求める場合の命令手続を規定することとした。（関税法施行令第七条関係）

(二)　特別緊急関税制度に関し、輸入数量の算出方法について、適用年度の更新に伴う所要の規定の整備を行うこととした。（関税暫定措置法施行令第一四条関係）

2　児童福祉法の改正により同法上の児童福祉施設として新設される里親支援センターについて、給食用脱脂粉乳の軽減税率の対象から除くこととした。（関税定率法施行令第六五条関係）

3　関税割当制度の適用を受ける物品につき令和六年度の関税割当数量を規定することとした。（関税割当制度に関する政令別表関係）

4　輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が運営する電子情報処理組織を使用して行うことができる業務の追加を行うこととした。（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令第一条及び別表関係）

5　この政令は、一部の規定を除き、令和六年四月一日から施行することとした。

◇国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令の一部を改正する政令（政令第一五九号）（財務省）

1　国際関係の緊急時に、ロシアを原産地とする関税定率法別表に掲げる物品に対して、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Ａの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定による関税についての便益を与えない措置について、適用期限を一年延長することとした。（国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令本則の表関係）

2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（政令第一六〇号）（こども家庭庁）

1　子育てのための施設等利用給付

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第三〇条の四第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子ども（国（国

立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下同じ。）が設置する認定こども園に在籍する者に限る。）についての施設等利用費の額は、三万七、〇〇〇円（国が設置する認定こども園にあっては、国立大学法人法第二二条第三項の文部科学省令で定める保育料その他の費用の額を勘案して内閣府令で定める額）を上限とすることとした。（第一五条の六第三項関係）

2　拠出金

子どものための教育・保育給付の支給に要する費用のうち、施設型給付費等負担対象額の満三歳未満児相当分について、法第六六条の三第一項の規定により政令で定める拠出金をもって充てる割合は、一、〇〇〇分の一八一・六とすることとした。（第二四条の二関係）

3　施行期日

この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第一六一号）（こども家庭庁）

一　児童福祉法施行令の一部改正関係

1　児童自立生活援助事業の対象者の要件

㈠　児童福祉法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正後の児童福祉法（㈡及び㈢において「法」という。）第六条の三第一項第一号の政令で定める者は、児童福祉法施行令第一条の二第一項に規定する措置を解除された者以外の者であって、次のいずれかに掲げる者であるものとすることとした。（第一条の二第二項関係）

(1)　児童自立生活援助の実施、母子保護の実施又は一時保護を解除された者

(2)　(1)に掲げる者のほか、都道府県知事が自立のために児童自立生活援助が必要と認めた者

㈡　法第六条の三第一項第二号の政令で定めるものは、児童自立生活援助事業としての相談その他の援助を受けている者、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の行う相談その他の援助を受けている者又は児童相談所その他の内閣府令で定める機関の行う自立のための援助を受けている者とすることとした。（第一条の二第三項関係）

㈢　法第六条の三第一項第二号の政令で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とすることとした。（第一条の二第四項関係）

(1)　学校教育法第五〇条に規定する高等学校、同法第八三条に規定する大学その他内閣府令で定める教育施設に在学する生徒若しくは学生又はこれらの教育施設への入学が予定されている者であること。

(2)　試みの使用期間中の者又はこれに準ずる者として内閣府令で定めるものであること。

(3)　社会的養護自立支援拠点事業の利用、公共職業安定所における就職に関する相談その他の内閣府令で定める就学又は就労に向けた活動を行っている者であること。

(4)　疾病又は負傷のために就学若しくは就労又はこれらに向けた活動を行うことが困難な者であること。

2　国庫又は都道府県が負担する費用の対象額

都道府県が支弁する里親支援事業、市町村が支弁する家庭支援事業等に要する費用に対して、国庫又は都道府県が負担する費用の対象額を定めることとした。（第四二条関係）

3　児童相談所設置市が処理する事務

都道府県が処理することとされている事務のうち、児童相談所設置市が処理する事務から、児童相談所設置市が行う妊産婦等生活援助事業に係る質問等に関する事務等を除くこととした。（第四五条の三第一項関係）

二　地方自治法施行令の一部改正関係

都道府県が処理することとされている事務のうち、指定都市等が処理する事務から、指定都市等が行う妊産婦等生活援助事業に係る質問等に関する事務等を除くこととした。（第一七四条の二六第一項及び第一七四条の四九の二第一項関係）

三　関係政令の整備等

その他関係政令について所要の規定の整備等を行うこととした。（第三条～第一五条関係）

四　施行期日等

1　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条～第四条関係）

2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇孤独・孤立対策推進本部令（政令第一六二号）（内閣府本府）

1　孤独・孤立対策推進本部（2において「本部」という。）の庶務は、内閣府本府に置かれる政策統括官が処理することとした。（第一項関係）

2　1に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、孤独・孤立対策推進本部長が本部に諮って定めることとした。（第二項関係）

3　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇火山調査研究推進本部令（政令第一六三号）（文部科学省）

1　火山調査研究推進本部の庶務

㈠　活動火山対策特別措置法第三二条第四項ただし書の政令で定める庶務は、火山調査委員会の庶務とし、同項ただし書の政令で定める行政機関は、国土地理院及び気象庁とすることとした。（第一条第一項関係）

㈡　火山調査研究推進本部の庶務は、文部科学省研究開発局地震火山防災研究課において総括し、及び処理することとした。ただし、火山調査委員会の庶務については、文部科学省研究開発局地震火山防災研究課、国土地理院及び気象庁地震火山部において共同して処理することとした。（第一条第二項関係）

2　火山調査研究推進本部長に事故があるときは、火山調査研究推進本部員のうちから火山調査研究推進本部長があらかじめ指名する者が、その職務を代理することとした。（第二条関係）

3　政策委員会及び火山調査委員会に関する規定

㈠　政策委員会及び火山調査委員会の委員は、非常勤とすることとした。（第三条第一項及び第七条第一項関係）

㈡　学識経験のある者のうちから任命される政策委員会及び火山調査委員会の委員の任期は、二年とすることとした。ただし、当該委員のうち補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすることとした。（第三条第二項及び第七条第二項関係）

㈢　学識経験のある者のうちから任命される政策委員会及び火山調査委員会の委員は、再任されることができることとした。（第三条第三項及び第七条第三項関係）

㈣　政策委員会及び火山調査委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができることとした。（第四条第一項及び第七条第四項関係）

㈤　専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命することとした。（第四条第二項及び第七条第四項関係）

㈥　専門委員は、非常勤とすることとした。（第四条第三項及び第七条第四項関係）

㈦　専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとした。（第四条第四項及び第七条第四項関係）

㈧　政策委員会及び火山調査委員会に、委員長を置き、各委員会の委員のうちから火山調査研究推進本部長が指名することとした。（第五条第一項及び第八条第一項関係）

㈨　政策委員会及び火山調査委員会の委員長は、各委員会の事務を掌理することとした。（第五条第二項及び第八条第二項関係）

㈩　政策委員会及び火山調査委員会の委員長に事故があるときは、各委員会の委員のうちから各委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理することとした。（第五条第三項及び第八条第三項関係）

㈡　㈠～㈩のほか、議事の手続その他政策委員会及び火山調査委員会の運営に関し必要な事項は、各委員会の委員長が各委員会に諮って定めることとした。（第六条及び第九条関係）

4　施行期日

この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

法　律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第三号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第一項中「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）に定める在勤地」を「在外職員が勤務する在外公館又は在外研修員が研修を受ける場所から八キロメートル以内の地域」に、「第十八条の」を「第十八条第一項の」に、「第十八条中」を「同項中」に改める。

第十条第一項中「定める額」の下に「を外務省令で定める換算率により外国通貨に換算した額（外務大臣が特に必要があると認める在外職員については、当該政令で定める額）」を加え、同条第三項中「適用」の下に「その他在勤基本手当の支給」を加える。

第十五条の二第一項中「八千円」の下に「を外務省令で定める換算率により外国通貨に換算した額（外務大臣が特に必要があると認める在外職員については、年少子女一人につき八千円）」を加え、同条第二項中「六歳」を「五歳」に改め、「受けるべきもの」の下に「（五歳の年少子女にあつては、当該教育施設において教育を受けることについて合理的な理由がある場合として外務大臣が定める場合に該当するもの）」を加え、「同項の額」を「八千円」に改め、「加算した額」の下に「を、外務省令で定める換算率により外国通貨に換算した額（外務大臣が特に必要があると認める在外職員については、当該年少子女一人につき、当該加算した額）」を加え、同条第三項中「同項の額」を「八千円」に改め、「加算した額」の下に「を、外務省令で定める換算率により外国通貨に換算した額（外務大臣が特に必要があると認める在外職員については、当該年少子女一人につき、当該加算した額）」を加え、同条第五項中「六歳未満の年少子女」の下に「（第二項又は第三項の規定の適用を受ける者を除く。）」を加え、「同項の額」を「八千円」に改め、「加算した額」の下に「を、外務省令で定める換算率により外国通貨に換算した額（外務大臣が特に必要があると認める在外職員については、当該年少子女一人につき、当該加算した額）」を加える。

第十八条中「こえない」を「超えない」に改め、「定める額」の下に「を外務省令で定める換算率により外国通貨に換算した額（外務大臣が特に必要があると認める在外職員については、当該政令で定める額）」を加え、同条に次の一項を加える。

２　特殊語学手当の支給に関し必要な事項は、外務省令で定める。

第十九条第一項中「定める額」の下に「を外務省令で定める換算率により外国通貨に換算した額（外務大臣が特に必要があると認める在外研修員については、同表に定める額）」を加え、同条第二項中「適用」の下に「その他研修員手当の支給」を加える。

第二十一条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条に次の一項を加える。

２　外国通貨をもつて定められた在外職員の給与を当該外国通貨とは異なる通貨で支給する必要がある場合において、当該外国通貨から当該異なる通貨に換算する際に当該異なる通貨の最低単位に満たない端数を生じたときは、当該端数を切り捨てて当該給与を支給することができる。

別表第一のうち三　政府代表部の表アフリカの項中「アフリカ連合日本政府代表部　エチオピア　アディスアベバ」を「アフリカ連合日本政府代表部　エチオピア　アディスアベバ　在ナイロビ国際機関日本政府代表部　ケニア　ナイロビ」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二　在勤基本手当の基準額（第十条関係）

一　大使館

地域	所在国	号									
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
アジア	インド	円 790,000	円 730,000	円 684,400	円 661,400	円 626,900	円 569,500	円 512,100	円 454,600	円 408,700	円 385,700	円 362,700	円 339,800
	インドネシア	730,000	620,000	577,600	555,300	521,900	466,100	410,300	354,600	310,000	287,700	265,400	243,100

	カンボジア	750,000	700,000	653,800	629,600	593,400	533,000	472,600	412,300	364,000	339,800	315,700	291,500
	シンガポール	920,000	830,000	771,900	741,000	694,700	617,500	540,300	463,100	401,400	370,500	339,600	308,800
	スリランカ	700,000	670,000	633,000	609,700	574,700	516,400	458,100	399,800	353,200	329,800	306,500	283,200
	タイ	780,000	660,000	612,900	588,400	551,600	490,300	429,000	367,700	318,700	294,200	269,700	245,200
	大韓民国	860,000	720,000	674,900	647,900	607,400	539,900	472,400	404,900	350,900	323,900	296,900	270,000
	中華人民共和国	1,020,000	810,000	756,900	727,400	683,200	609,500	535,800	462,100	403,200	373,700	344,200	314,800
	ネパール	750,000	730,000	691,400	669,700	637,200	583,100	529,000	474,800	431,500	409,900	388,200	366,600
	パキスタン	830,000	770,000	727,500	706,000	673,800	620,000	566,300	512,500	469,500	448,000	426,500	405,000
	バングラデシュ	860,000	810,000	771,400	747,300	711,200	651,100	591,000	530,800	482,700	458,700	434,600	410,600
	東ティモール	840,000	820,000	773,300	748,300	710,900	648,600	586,300	524,000	474,100	449,200	424,200	399,300
	フィリピン	730,000	620,000	579,600	557,200	523,700	467,700	411,700	355,800	311,000	288,600	266,200	243,900
	ブータン	750,000	730,000	684,400	661,400	626,900	569,500	512,100	454,600	408,700	385,700	362,700	339,800
	ブルネイ	710,000	680,000	635,100	609,700	571,600	508,100	444,600	381,100	330,300	304,900	279,500	254,100
	ベトナム	660,000	590,000	554,400	533,000	500,900	447,500	394,100	340,600	297,900	276,500	255,100	233,800
	マレーシア	670,000	600,000	564,500	541,900	508,100	451,600	395,200	338,700	293,500	271,000	248,400	225,800
	ミャンマー	760,000	720,000	674,800	651,400	616,300	557,800	499,300	440,900	394,100	370,700	347,300	323,900
	モルディブ	820,000	790,000	743,600	717,500	678,300	612,900	547,500	482,200	429,900	403,700	377,600	351,500
	モンゴル	720,000	690,000	653,300	630,700	596,900	540,600	484,300	428,000	382,900	360,400	337,800	315,300
	ラオス	710,000	690,000	644,800	621,400	586,300	527,800	469,300	410,900	364,100	340,700	317,300	293,900
大洋州	オーストラリア	730,000	660,000	614,500	589,900	553,100	491,600	430,200	368,700	319,500	295,000	270,400	245,800
	キリバス	900,000	870,000	822,400	796,300	757,100	691,900	626,700	561,400	509,200	483,100	457,000	431,000
	クック	710,000	690,000	641,400	615,700	577,200	513,100	449,000	384,800	333,500	307,900	282,200	256,600
	サモア	820,000	790,000	741,800	714,100	672,600	603,400	534,200	465,100	409,700	382,000	354,400	326,700
	ソロモン	860,000	840,000	791,400	765,700	727,200	663,100	599,000	534,800	483,500	457,900	432,200	406,600
	ツバル	680,000	650,000	611,600	588,000	552,500	493,300	434,100	375,000	327,600	304,000	280,300	256,700
	トンガ	830,000	800,000	754,300	727,700	687,800	621,400	555,000	488,600	435,400	408,800	382,300	355,700
	ナウル	680,000	650,000	611,600	588,000	552,500	493,300	434,100	375,000	327,600	304,000	280,300	256,700
	ニウエ	710,000	690,000	641,400	615,700	577,200	513,100	449,000	384,800	333,500	307,900	282,200	256,600
	ニュージーランド	710,000	690,000	641,400	615,700	577,200	513,100	449,000	384,800	333,500	307,900	282,200	256,600
	バヌアツ	790,000	760,000	711,300	683,600	642,100	573,000	503,900	434,800	379,500	351,800	324,200	296,500
	パプアニューギニア	870,000	850,000	800,400	774,400	735,300	670,300	605,300	540,200	488,200	462,200	436,200	410,200
	パラオ	820,000	790,000	737,500	708,800	665,800	594,000	522,300	450,500	393,100	364,400	335,700	307,000
	フィジー	680,000	650,000	611,600	588,000	552,500	493,300	434,100	375,000	327,600	304,000	280,300	256,700
	マーシャル	920,000	890,000	833,100	803,400	758,800	684,500	610,200	535,900	476,400	446,700	417,000	387,300
	ミクロネシア	870,000	840,000	788,900	759,300	715,000	641,100	567,200	493,300	434,200	404,700	375,100	345,600
北米	アメリカ合衆国	1,180,000	890,000	824,100	791,200	741,700	659,300	576,900	494,500	428,500	395,600	362,600	329,700
	カナダ	790,000	710,000	659,000	632,600	593,100	527,200	461,300	395,400	342,700	316,300	290,000	263,600

中南米	アルゼンチン	810,000	780,000	725,100	696,100	652,600	580,100	507,600	435,100	377,100	348,100	319,100	290,100
	アンティグア・バーブーダ	810,000	780,000	733,100	705,800	664,800	596,500	528,200	459,900	405,200	377,900	350,600	323,300
	ウルグアイ	890,000	860,000	797,800	765,800	718,000	638,200	558,400	478,700	414,800	382,900	351,000	319,100
	エクアドル	820,000	790,000	743,800	716,000	674,400	605,000	535,600	466,300	410,800	383,000	355,300	327,500
	エルサルバドル	810,000	780,000	733,300	707,500	668,900	604,600	540,300	476,000	424,500	398,800	373,000	347,300
	ガイアナ	810,000	780,000	733,100	705,800	664,800	596,500	528,200	459,900	405,200	377,900	350,600	323,300
	キューバ	950,000	920,000	868,400	839,600	796,500	724,700	652,900	581,000	523,600	494,800	466,100	437,400
	グアテマラ	910,000	880,000	830,600	801,000	756,600	682,500	608,400	534,400	475,100	445,500	415,900	386,300
	グレナダ	810,000	780,000	733,100	705,800	664,800	596,500	528,200	459,900	405,200	377,900	350,600	323,300
	コスタリカ	800,000	770,000	716,900	689,000	647,200	577,500	507,800	438,100	382,400	354,500	326,600	298,800
	コロンビア	760,000	730,000	689,500	665,500	629,600	569,600	509,700	449,700	401,700	377,800	353,800	329,800
	ジャマイカ	790,000	760,000	716,600	690,000	650,000	583,300	516,600	450,000	396,600	370,000	343,300	316,700
	スリナム	810,000	780,000	733,100	705,800	664,800	596,500	528,200	459,900	405,200	377,900	350,600	323,300
	セントクリストファー・ネービス	810,000	780,000	733,100	705,800	664,800	596,500	528,200	459,900	405,200	377,900	350,600	323,300
	セントビンセント	810,000	780,000	733,100	705,800	664,800	596,500	528,200	459,900	405,200	377,900	350,600	323,300
	セントルシア	810,000	780,000	733,100	705,800	664,800	596,500	528,200	459,900	405,200	377,900	350,600	323,300
	チリ	800,000	770,000	714,600	686,000	643,200	571,700	500,200	428,800	371,600	343,000	314,400	285,900
	ドミニカ	810,000	780,000	733,100	705,800	664,800	596,500	528,200	459,900	405,200	377,900	350,600	323,300
	ドミニカ共和国	820,000	790,000	746,100	719,900	680,500	614,900	549,300	483,700	431,200	404,900	378,700	352,500
	トリニダード・トバゴ	810,000	780,000	733,100	705,800	664,800	596,500	528,200	459,900	405,200	377,900	350,600	323,300
	ニカラグア	820,000	790,000	750,500	726,500	690,500	630,400	570,400	510,300	462,300	438,200	414,200	390,200
	ハイチ	1,120,000	1,090,000	1,029,000	997,000	949,100	869,200	789,300	709,400	645,500	613,500	581,600	549,600
	パナマ	730,000	700,000	654,000	628,600	590,600	527,200	463,800	400,400	349,700	324,300	299,000	273,600
	バハマ	790,000	760,000	716,600	690,000	650,000	583,300	516,600	450,000	396,600	370,000	343,300	316,700
	パラグアイ	680,000	660,000	620,500	597,700	563,500	506,400	449,400	392,300	346,700	323,800	301,000	278,200
	バルバドス	970,000	940,000	878,800	845,600	795,900	713,000	630,100	547,300	481,000	447,800	414,700	381,500
	ブラジル	780,000	730,000	682,800	656,200	616,500	550,200	483,900	417,700	364,600	338,100	311,600	285,100
	ベネズエラ	990,000	960,000	903,900	873,700	828,500	753,100	677,700	602,300	542,000	511,900	481,700	451,600
	ベリーズ	780,000	760,000	711,600	685,600	646,500	581,300	516,100	451,000	398,800	372,800	346,700	320,700
	ペルー	800,000	770,000	723,400	696,400	656,000	588,700	521,400	454,000	400,200	373,200	346,300	319,400
	ボリビア	830,000	810,000	763,900	740,100	704,500	645,100	585,700	526,300	478,800	455,100	431,300	407,600
	ホンジュラス	830,000	810,000	766,000	741,400	704,400	642,800	581,200	519,600	470,300	445,700	421,000	396,400
	メキシコ	850,000	820,000	768,300	738,300	693,400	618,600	543,800	469,000	409,100	379,200	349,200	319,300
欧州	アイスランド	820,000	790,000	734,600	705,200	661,200	587,700	514,200	440,800	382,000	352,600	323,200	293,900
	アイルランド	730,000	700,000	657,100	630,800	591,400	525,700	460,000	394,300	341,700	315,400	289,100	262,900
	アゼルバイジャン	650,000	620,000	584,800	562,200	528,300	471,800	415,300	358,900	313,700	291,100	268,500	245,900
	アルバニア	750,000	720,000	679,000	653,800	616,100	553,200	490,300	427,400	377,100	351,900	326,800	301,600

	アルメニア	700,000	670,000	630,900	607,600	572,800	514,700	456,600	398,500	352,100	328,800	305,600	282,400
	アンドラ	750,000	720,000	673,500	646,600	606,200	538,800	471,500	404,100	350,200	323,300	296,300	269,400
	イタリア	790,000	710,000	663,400	636,800	597,000	530,700	464,400	398,000	345,000	318,400	291,900	265,400
	ウクライナ	910,000	880,000	839,300	814,900	778,300	717,400	656,500	595,600	546,800	522,400	498,100	473,700
	ウズベキスタン	640,000	620,000	578,500	557,500	526,000	473,400	420,900	368,300	326,300	305,200	284,200	263,200
	英国	980,000	830,000	771,300	740,400	694,100	617,000	539,900	462,800	401,100	370,200	339,400	308,500
	エストニア	650,000	630,000	586,900	563,400	528,200	469,500	410,800	352,100	305,200	281,700	258,200	234,800
	オーストリア	880,000	790,000	737,300	707,800	663,500	589,800	516,100	442,400	383,400	353,900	324,400	294,900
	オランダ	760,000	740,000	687,100	659,600	618,400	549,700	481,000	412,300	357,300	329,800	302,300	274,900
	カザフスタン	730,000	710,000	665,900	642,800	608,300	550,700	493,100	435,500	389,500	366,400	343,400	320,400
	北マケドニア	600,000	580,000	544,500	523,600	492,300	440,100	387,900	335,700	293,900	273,100	252,200	231,300
	キプロス	660,000	640,000	597,500	573,600	537,800	478,000	418,300	358,500	310,700	286,800	262,900	239,000
	ギリシャ	660,000	630,000	590,400	566,800	531,300	472,300	413,300	354,200	307,000	283,400	259,800	236,200
	キルギス	670,000	650,000	609,700	589,100	558,400	507,100	455,800	404,600	363,500	343,000	322,500	302,000
	クロアチア	680,000	660,000	614,300	589,700	552,800	491,400	430,000	368,600	319,400	294,800	270,300	245,700
	コソボ	610,000	590,000	551,200	530,500	499,400	447,700	396,000	344,300	302,900	282,200	261,500	240,800
	サンマリノ	740,000	710,000	663,400	636,800	597,000	530,700	464,400	398,000	345,000	318,400	291,900	265,400
	ジョージア	700,000	680,000	634,900	611,500	576,400	517,900	459,400	400,900	354,100	330,700	307,300	284,000
	スイス	1,060,000	1,020,000	952,500	914,400	857,300	762,000	666,800	571,500	495,300	457,200	419,100	381,000
	スウェーデン	740,000	720,000	668,000	641,300	601,200	534,400	467,600	400,800	347,400	320,600	293,900	267,200
	スペイン	700,000	680,000	630,900	605,600	567,800	504,700	441,600	378,500	328,100	302,800	277,600	252,400
	スロバキア	750,000	720,000	671,300	644,400	604,100	537,000	469,900	402,800	349,100	322,200	295,400	268,500
	スロベニア	670,000	650,000	604,100	580,000	543,700	483,300	422,900	362,500	314,100	290,000	265,800	241,700
	セルビア	720,000	690,000	645,800	620,700	583,200	520,600	458,000	395,500	345,400	320,400	295,300	270,300
	タジキスタン	760,000	740,000	703,400	683,200	652,900	602,400	551,900	501,500	461,100	440,900	420,700	400,500
	チェコ	810,000	780,000	730,600	701,400	657,600	584,500	511,400	438,400	379,900	350,700	321,500	292,300
	デンマーク	840,000	810,000	753,900	723,700	678,500	603,100	527,700	452,300	392,000	361,900	331,700	301,600
	ドイツ	830,000	720,000	674,500	647,500	607,100	539,600	472,200	404,700	350,700	323,800	296,800	269,800
	トルクメニスタン	1,170,000	1,130,000	1,064,100	1,028,400	974,700	885,300	795,900	706,500	634,900	599,200	563,400	527,700
	ノルウェー	810,000	780,000	724,800	695,800	652,300	579,800	507,300	434,900	376,900	347,900	318,900	289,900
	バチカン	740,000	710,000	663,400	636,800	597,000	530,700	464,400	398,000	345,000	318,400	291,900	265,400
	ハンガリー	670,000	650,000	601,900	577,800	541,700	481,500	421,300	361,100	313,000	288,900	264,800	240,800
	フィンランド	810,000	780,000	726,100	697,100	653,500	580,900	508,300	435,700	377,600	348,500	319,500	290,500
	フランス	860,000	720,000	673,500	646,600	606,200	538,800	471,500	404,100	350,200	323,300	296,300	269,400
	ブルガリア	660,000	630,000	592,300	568,600	533,000	473,800	414,600	355,400	308,000	284,300	260,600	236,900
	ベラルーシ	690,000	670,000	634,400	612,600	579,900	525,500	471,100	416,600	373,100	351,300	329,500	307,800
	ベルギー	740,000	720,000	668,300	641,500	601,400	534,600	467,800	401,000	347,500	320,800	294,000	267,300
	ポーランド	670,000	640,000	600,000	576,000	540,000	480,000	420,000	360,000	312,000	288,000	264,000	240,000

	ボスニア・ヘルツェゴビナ	600,000	580,000	542,700	521,900	490,700	438,800	386,900	334,900	293,400	272,600	251,800	231,100
	ポルトガル	680,000	650,000	609,300	584,900	548,300	487,400	426,500	365,600	316,800	292,400	268,100	243,700
	マルタ	620,000	600,000	559,500	537,100	503,600	447,600	391,700	335,700	290,900	268,600	246,200	223,800
	モナコ	750,000	720,000	673,500	646,600	606,200	538,800	471,500	404,100	350,200	323,300	296,300	269,400
	モルドバ	700,000	680,000	639,000	615,400	580,100	521,200	462,300	403,400	356,300	332,700	309,200	285,600
	モンテネグロ	720,000	690,000	645,800	620,700	583,200	520,600	458,000	395,500	345,400	320,400	295,300	270,300
	ラトビア	770,000	740,000	688,500	661,000	619,700	550,800	482,000	413,100	358,000	330,500	302,900	275,400
	リトアニア	720,000	700,000	648,300	622,300	583,400	518,600	453,800	389,000	337,100	311,200	285,200	259,300
	リヒテンシュタイン	1,060,000	1,020,000	952,500	914,400	857,300	762,000	666,800	571,500	495,300	457,200	419,100	381,000
	ルーマニア	670,000	640,000	599,000	575,000	539,100	479,200	419,300	359,400	311,500	287,500	263,600	239,600
	ルクセンブルク	730,000	710,000	659,000	632,600	593,100	527,200	461,300	395,400	342,700	316,300	290,000	263,600
	ロシア	940,000	750,000	706,800	680,500	641,100	575,400	509,700	444,100	391,500	365,200	339,000	312,700
中東	アフガニスタン	870,000	850,000	809,800	787,400	753,800	697,800	641,800	585,900	541,100	518,700	496,300	473,900
	アラブ首長国連邦	840,000	810,000	753,100	723,000	677,800	602,500	527,200	451,900	391,600	361,500	331,400	301,300
	イエメン	1,090,000	1,060,000	1,002,000	971,100	924,800	847,600	770,400	693,200	631,400	600,600	569,700	538,800
	イスラエル	990,000	890,000	834,800	802,200	753,300	671,800	590,300	508,900	443,700	411,100	378,500	345,900
	イラク	850,000	830,000	793,000	771,600	739,400	685,800	632,200	578,600	535,700	514,300	492,800	471,400
	イラン	830,000	810,000	766,000	742,200	706,400	646,800	587,200	527,600	479,900	456,100	432,200	408,400
	オマーン	770,000	740,000	690,100	663,300	623,100	556,100	489,100	422,100	368,500	341,700	314,900	288,100
	カタール	800,000	770,000	723,300	695,100	652,900	582,600	512,300	442,000	385,700	357,600	329,400	301,300
	クウェート	810,000	780,000	734,000	706,600	665,600	597,200	528,800	460,400	405,700	378,300	351,000	323,600
	サウジアラビア	950,000	920,000	865,500	836,900	794,000	722,400	650,900	579,300	522,100	493,400	464,800	436,200
	シリア	790,000	770,000	722,800	697,400	659,500	596,200	532,900	469,700	419,000	393,700	368,400	343,100
	トルコ	730,000	710,000	660,300	635,000	597,200	534,200	471,200	408,200	357,700	332,500	307,300	282,100
	バーレーン	750,000	720,000	672,500	646,400	607,300	542,000	476,800	411,500	359,300	333,200	307,100	281,000
	ヨルダン	730,000	710,000	663,500	639,000	602,200	540,800	479,500	418,100	369,000	344,500	319,900	295,400
	レバノン	900,000	870,000	813,900	784,900	741,500	669,100	596,700	524,300	466,400	437,500	408,500	379,600
アフリカ	アルジェリア	790,000	760,000	716,800	691,700	654,100	591,400	528,700	466,100	415,900	390,800	365,800	340,700
	アンゴラ	930,000	900,000	854,000	827,400	787,600	721,200	654,800	588,400	535,300	508,700	482,200	455,600
	ウガンダ	860,000	830,000	786,900	761,400	723,200	659,500	595,800	532,100	481,200	455,700	430,200	404,800
	エジプト	730,000	660,000	618,600	596,300	562,800	506,900	451,000	395,200	350,500	328,100	305,800	283,500
	エスワティニ	680,000	660,000	617,400	595,100	561,600	505,900	450,200	394,500	349,900	327,600	305,300	283,000
	エチオピア	870,000	850,000	802,900	778,400	741,600	680,300	619,000	557,700	508,700	484,200	459,700	435,200
	エリトリア	1,100,000	1,070,000	1,011,000	979,800	932,900	854,800	776,700	698,600	636,100	604,900	573,600	542,400
	ガーナ	900,000	870,000	822,400	796,300	757,100	691,900	626,700	561,400	509,200	483,100	457,000	431,000
	カーボベルデ	960,000	930,000	882,100	853,600	810,900	739,700	668,500	597,300	540,300	511,800	483,300	454,900
	ガボン	1,030,000	1,000,000	942,900	911,200	863,600	784,300	705,000	625,700	562,300	530,600	498,900	467,200

	カメルーン	970,000	940,000	888,000	860,100	818,200	748,400	678,600	608,800	553,000	525,000	497,100	469,200
	ガンビア	960,000	930,000	882,100	853,600	810,900	739,700	668,500	597,300	540,300	511,800	483,300	454,900
	ギニア	1,110,000	1,080,000	1,018,400	986,800	939,500	860,700	781,900	703,000	640,000	608,400	576,900	545,400
	ギニアビサウ	960,000	930,000	882,100	853,600	810,900	739,700	668,500	597,300	540,300	511,800	483,300	454,900
	ケニア	790,000	770,000	722,000	697,500	660,800	599,600	538,400	477,200	428,200	403,800	379,300	354,800
	コートジボワール	990,000	960,000	910,900	882,000	838,800	766,700	694,600	622,500	564,900	536,000	507,200	478,400
	コモロ	850,000	820,000	781,500	757,800	722,400	663,200	604,100	544,900	497,600	473,900	450,300	426,600
	コンゴ共和国	1,100,000	1,060,000	1,007,800	976,600	930,000	852,200	774,400	696,700	634,400	603,300	572,200	541,100
	コンゴ民主共和国	1,100,000	1,060,000	1,007,800	976,600	930,000	852,200	774,400	696,700	634,400	603,300	572,200	541,100
	サントメ・プリンシペ	1,030,000	1,000,000	942,900	911,200	863,600	784,300	705,000	625,700	562,300	530,600	498,900	467,200
	ザンビア	710,000	690,000	653,500	632,000	599,700	546,000	492,300	438,500	395,500	374,000	352,500	331,100
	シエラレオネ	900,000	870,000	822,400	796,300	757,100	691,900	626,700	561,400	509,200	483,100	457,000	431,000
	ジブチ	1,000,000	980,000	922,100	892,800	848,900	775,700	702,500	629,300	570,700	541,400	512,100	482,900
	ジンバブエ	980,000	950,000	904,100	876,400	834,700	765,300	695,900	626,500	570,900	543,200	515,400	487,700
	スーダン	1,090,000	1,060,000	1,004,900	973,900	927,400	849,900	772,400	694,900	632,900	601,900	570,900	540,000
	セーシェル	760,000	730,000	684,000	658,600	620,600	557,200	493,800	430,400	379,700	354,300	329,000	303,600
	赤道ギニア	1,030,000	1,000,000	942,900	911,200	863,600	784,300	705,000	625,700	562,300	530,600	498,900	467,200
	セネガル	960,000	930,000	882,100	853,600	810,900	739,700	668,500	597,300	540,300	511,800	483,300	454,900
	ソマリア	790,000	770,000	722,000	697,500	660,800	599,600	538,400	477,200	428,200	403,800	379,300	354,800
	タンザニア	810,000	780,000	739,400	715,800	680,400	621,500	562,600	503,600	456,500	432,900	409,300	385,800
	チャド	970,000	940,000	888,000	860,100	818,200	748,400	678,600	608,800	553,000	525,000	497,100	469,200
	中央アフリカ	970,000	940,000	888,000	860,100	818,200	748,400	678,600	608,800	553,000	525,000	497,100	469,200
	チュニジア	630,000	610,000	571,500	551,300	520,900	470,300	419,700	369,100	328,600	308,400	288,100	267,900
	トーゴ	990,000	960,000	910,900	882,000	838,800	766,700	694,600	622,500	564,900	536,000	507,200	478,400
	ナイジェリア	1,040,000	1,020,000	961,500	932,200	888,400	815,200	742,100	668,900	610,400	581,100	551,900	522,600
	ナミビア	720,000	690,000	654,800	632,200	598,300	541,800	485,300	428,900	383,700	361,100	338,500	315,900
	ニジェール	990,000	960,000	910,900	882,000	838,800	766,700	694,600	622,500	564,900	536,000	507,200	478,400
	ブルキナファソ	950,000	920,000	875,300	849,400	810,700	746,200	681,700	617,200	565,500	539,700	513,900	488,100
	ブルンジ	820,000	790,000	748,300	724,300	688,400	628,600	568,800	509,000	461,100	437,200	413,200	389,300
	ベナン	890,000	860,000	816,400	791,300	753,700	691,100	628,500	565,800	515,700	490,700	465,600	440,600
	ボツワナ	720,000	700,000	661,100	639,100	606,200	551,400	496,600	441,700	397,900	375,900	354,000	332,100
	マダガスカル	850,000	820,000	781,500	757,800	722,400	663,200	604,100	544,900	497,600	473,900	450,300	426,600
	マラウイ	880,000	860,000	814,400	789,400	751,900	689,500	627,100	564,600	514,700	489,700	464,700	439,800
	マリ	990,000	960,000	909,300	882,100	841,300	773,400	705,500	637,600	583,200	556,000	528,900	501,700
	南アフリカ共和国	720,000	660,000	617,400	595,100	561,600	505,900	450,200	394,500	349,900	327,600	305,300	283,000
	南スーダン	980,000	950,000	904,900	877,900	837,400	769,900	702,400	634,900	580,900	553,900	526,900	500,000
	モーリシャス	730,000	710,000	669,300	646,100	611,300	553,400	495,500	437,600	391,200	368,000	344,900	321,700
	モーリタニア	990,000	960,000	910,300	883,000	842,200	774,200	706,200	638,200	583,700	556,500	529,300	502,100
	モザンビーク	820,000	800,000	759,900	737,100	702,900	645,900	588,900	531,900	486,300	463,500	440,700	418,000

	モロッコ	710,000	680,000	637,300	612,600	575,500	513,800	452,100	390,400	341,000	316,300	291,600	266,900
	リビア	840,000	820,000	774,100	750,000	713,700	653,300	592,900	532,500	484,100	460,000	435,800	411,700
	リベリア	900,000	870,000	822,400	796,300	757,100	691,900	626,700	561,400	509,200	483,100	457,000	431,000
	ルワンダ	820,000	790,000	748,300	724,300	688,400	628,600	568,800	509,000	461,100	437,200	413,200	389,300
	レソト	680,000	660,000	617,400	595,100	561,600	505,900	450,200	394,500	349,900	327,600	305,300	283,000

二　総領事館

地域	所在地	号別									
		総領事	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
アジア	コルカタ	690,000	669,100	634,100	575,900	517,700	459,400	412,800	389,500	366,200	343,000
	チェンナイ	720,000	697,000	660,400	599,200	538,100	476,900	428,000	403,500	379,100	354,600
	ベンガルール	700,000	681,800	646,100	586,500	526,900	467,400	419,700	395,900	372,100	348,300
	ムンバイ	740,000	700,500	663,600	602,100	540,600	479,100	429,900	405,300	380,700	356,100
	スラバヤ	600,000	558,800	527,000	474,000	421,000	368,000	325,600	304,400	283,200	262,000
	デンパサール	530,000	515,700	484,900	433,500	382,100	330,800	289,700	269,100	248,600	228,100
	メダン	550,000	539,600	509,500	459,300	409,100	358,900	318,700	298,600	278,500	258,500
	チェンマイ	580,000	559,200	524,300	466,000	407,800	349,500	302,900	279,600	256,300	233,000
	済州	670,000	647,900	607,400	539,900	472,400	404,900	350,900	323,900	296,900	270,000
	釜山	660,000	610,900	572,700	509,100	445,500	381,800	330,900	305,500	280,000	254,600
	広州	740,000	684,700	641,900	570,600	499,300	428,000	370,900	342,400	313,800	285,300
	上海	800,000	747,500	700,800	622,900	545,000	467,200	404,900	373,700	342,600	311,500
	重慶	680,000	629,800	591,700	528,200	464,700	401,200	350,300	324,900	299,500	274,100
	瀋陽	690,000	643,000	604,100	539,200	474,300	409,400	357,500	331,500	305,600	279,600
	青島	680,000	633,800	594,200	528,200	462,200	396,200	343,300	316,900	290,500	264,100
	香港	930,000	865,200	811,100	721,000	630,900	540,800	468,700	432,600	396,600	360,500
	カラチ	740,000	704,900	674,300	623,300	572,300	521,400	480,600	460,200	439,800	419,400
	セブ	530,000	519,000	487,900	436,000	384,100	332,300	290,800	270,000	249,300	228,600
	ダバオ	530,000	519,000	487,900	436,000	384,100	332,300	290,800	270,000	249,300	228,600
	ダナン	520,000	502,700	473,100	423,700	374,300	324,900	285,400	265,700	245,900	226,200
	ホーチミン	600,000	559,500	525,800	469,600	413,400	357,200	312,200	289,800	267,300	244,800
	ペナン	540,000	527,500	494,600	439,600	384,700	329,700	285,700	263,800	241,800	219,800
大洋州	シドニー	640,000	591,600	554,600	493,000	431,400	369,800	320,500	295,800	271,200	246,500
	パース	600,000	581,200	544,800	484,300	423,800	363,200	314,800	290,600	266,400	242,200
	ブリスベン	630,000	584,600	548,100	487,200	426,300	365,400	316,700	292,300	268,000	243,600
	メルボルン	650,000	606,600	568,700	505,500	442,300	379,100	328,600	303,300	278,000	252,800
	オークランド	640,000	620,500	581,700	517,100	452,500	387,800	336,100	310,300	284,400	258,600

北米	アトランタ	840,000	778,700	730,000	648,900	567,800	486,700	421,800	389,300	356,900	324,500
	サンフランシスコ	880,000	819,800	768,600	683,200	597,800	512,400	444,100	409,900	375,800	341,600
	シアトル	830,000	773,400	725,100	644,500	563,900	483,400	418,900	386,700	354,500	322,300
	シカゴ	870,000	812,300	761,500	676,900	592,300	507,700	440,000	406,100	372,300	338,500
	デトロイト	790,000	730,800	685,100	609,000	532,900	456,800	395,900	365,400	335,000	304,500
	デンバー	780,000	749,600	702,800	624,700	546,600	468,500	406,100	374,800	343,600	312,400
	ナッシュビル	830,000	769,400	721,400	641,200	561,100	480,900	416,800	384,700	352,700	320,600
	ニューヨーク	1,010,000	872,300	817,800	726,900	636,000	545,200	472,500	436,100	399,800	363,500
	ハガッニャ	720,000	694,200	650,800	578,500	506,200	433,900	376,000	347,100	318,200	289,300
	ヒューストン	810,000	752,300	705,300	626,900	548,500	470,200	407,500	376,100	344,800	313,500
	ボストン	880,000	819,100	767,900	682,600	597,300	512,000	443,700	409,600	375,400	341,300
	ホノルル	840,000	776,200	727,700	646,800	566,000	485,100	420,400	388,100	355,700	323,400
	マイアミ	800,000	742,400	696,000	618,700	541,400	464,000	402,200	371,200	340,300	309,400
	ロサンゼルス	900,000	833,600	781,500	694,700	607,900	521,000	451,600	416,800	382,100	347,400
	カルガリー	630,000	610,000	571,800	508,300	444,800	381,200	330,400	305,000	279,600	254,200
	トロント	690,000	643,700	603,500	536,400	469,400	402,300	348,700	321,800	295,000	268,200
	バンクーバー	710,000	656,000	615,000	546,700	478,400	410,000	355,400	328,000	300,700	273,400
	モントリオール	650,000	631,700	592,200	526,400	460,600	394,800	342,200	315,800	289,500	263,200
中南米	クリチバ	670,000	651,100	611,600	545,900	480,200	414,400	361,800	335,500	309,200	283,000
	サンパウロ	730,000	681,900	640,600	571,600	502,700	433,700	378,500	351,000	323,400	295,800
	マナウス	730,000	712,700	673,800	608,900	544,000	479,200	427,300	401,300	375,400	349,500
	リオデジャネイロ	760,000	710,800	669,500	600,700	531,900	463,000	408,000	380,400	352,900	325,400
	レシフェ	680,000	655,200	617,300	554,300	491,300	428,200	377,800	352,600	327,400	302,200
	レオン	690,000	666,900	626,500	559,100	491,700	424,300	370,400	343,500	316,500	289,600
欧州	ミラノ	710,000	657,800	616,700	548,200	479,700	411,200	356,300	328,900	301,500	274,100
	エディンバラ	740,000	711,800	667,400	593,200	519,100	444,900	385,600	355,900	326,300	296,600
	バルセロナ	640,000	617,500	578,900	514,600	450,300	386,000	334,500	308,800	283,000	257,300
	デュッセルドルフ	690,000	646,000	605,600	538,300	471,000	403,700	349,900	323,000	296,100	269,200
	ハンブルク	660,000	643,000	602,800	535,800	468,800	401,900	348,300	321,500	294,700	267,900
	フランクフルト	690,000	643,600	603,300	536,300	469,300	402,200	348,600	321,800	295,000	268,200
	ミュンヘン	670,000	649,100	608,500	540,900	473,300	405,700	351,600	324,500	297,500	270,500
	ストラスブール	690,000	643,700	603,500	536,400	469,400	402,300	348,700	321,800	295,000	268,200
	マルセイユ	650,000	627,600	588,400	523,000	457,600	392,300	340,000	313,800	287,700	261,500
	ウラジオストク	650,000	613,800	579,200	521,500	463,800	406,100	360,000	336,900	313,800	290,800
	サンクトペテルブルク	670,000	645,200	608,000	546,000	484,000	422,000	372,400	347,600	322,800	298,000
	ハバロフスク	650,000	613,800	579,200	521,500	463,800	406,100	360,000	336,900	313,800	290,800
	ユジノサハリンスク	690,000	643,300	606,900	546,100	485,300	424,600	376,000	351,700	327,400	303,100

中東	ドバイ	790,000	763,700	716,000	636,400	556,900	477,300	413,700	381,800	350,000	318,200
	ジッダ	790,000	770,400	727,900	657,000	586,100	515,300	458,600	430,200	401,900	373,500
	イスタンブール	680,000	635,100	596,700	532,600	468,500	404,500	353,200	327,600	301,900	276,300

三　政府代表部

地域	所在地	号別											
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
アジア	ジャカルタ（東南アジア諸国連合）	640,000	620,000	577,600	555,300	521,900	466,100	410,300	354,600	310,000	287,700	265,400	243,100
北米	ニューヨーク（国際連合）	1,160,000	980,000	908,600	872,300	817,800	726,900	636,000	545,200	472,500	436,100	399,800	363,500
	モントリオール（国際民間航空機関）	730,000	710,000	658,000	631,700	592,200	526,400	460,600	394,800	342,200	315,800	289,500	263,200
欧州	ローマ（在ローマ国際機関）	740,000	710,000	663,400	636,800	597,000	530,700	464,400	398,000	345,000	318,400	291,900	265,400
	ウィーン（在ウィーン国際機関）	820,000	790,000	737,300	707,800	663,500	589,800	516,100	442,400	383,400	353,900	324,400	294,900
	ジュネーブ（在ジュネーブ国際機関）	1,210,000	1,020,000	946,100	908,300	851,500	756,900	662,300	567,700	492,000	454,100	416,300	378,500
	（軍縮会議）	1,050,000	1,020,000	946,100	908,300	851,500	756,900	662,300	567,700	492,000	454,100	416,300	378,500
	パリ（経済協力開発機構）	800,000	720,000	673,500	646,600	606,200	538,800	471,500	404,100	350,200	323,300	296,300	269,400
	（国際連合教育科学文化機関）	750,000	720,000	673,500	646,600	606,200	538,800	471,500	404,100	350,200	323,300	296,300	269,400
	ブリュッセル（欧州連合）	800,000	720,000	668,300	641,500	601,400	534,600	467,800	401,000	347,500	320,800	294,000	267,300
	（北大西洋条約機構）	740,000	720,000	668,300	641,500	601,400	534,600	467,800	401,000	347,500	320,800	294,000	267,300
アフリカ	アディスアベバ（アフリカ連合）	870,000	850,000	802,900	778,400	741,600	680,300	619,000	557,700	508,700	484,200	459,700	435,200
	ナイロビ（在ナイロビ国際機関）	790,000	770,000	722,000	697,500	660,800	599,600	538,400	477,200	428,200	403,800	379,300	354,800

附　則

この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

外務大臣　上川　陽子
内閣総理大臣　岸田　文雄

地方税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第四号

地方税法等の一部を改正する法律

（地方税法の一部改正）

第一条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

目次並びに第十一条第一項及び第五項中「第十一条の九」を「第十一条の十」に改める。

第一章第四節中第十一条の九を第十一条の十とし、第十一条の八の次に次の一条を加える。

（偽りその他不正の行為により地方団体の徴収金を免れた株式会社の役員等の第二次納税義務）

第十一条の九　偽りその他不正の行為により地方団体の徴収金を免れ、又は地方団体の徴収金の還付を受けた株式会社、合資会社又は合同会社がその地方団体の徴収金を納付し、又は納入していない場合において、その株式会社、合資会社又は合同会社に対し滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められるとき（合資会社にあつては、第十一条の二の無限責任社員に対し滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合に限る。）は、その偽りその他不正の行為をしたその株式会社の役員又はその合資会社若しくは合同会社の業務を執行する有限責任社員（その役員又は有限責任社員を判定の基礎となる株主又は社員として選定した場合にその株式会社、合資会社又は合同会社が法人税法第六十七条第二項に規定する会社に該当する場合におけるその役員又は有限責任社員に限る。以下この条において「特定役員等」という。）は、その偽りその他不正の行為により免れ、若しくは還付を受けた地方団体の徴収金の額又はその株式会社、合資会社若しくは合同会社の財産のうち、その偽りその他不正の行為があつた時以後に、その特定役員等が移転を受けたもの及びその特定役員等が移転をしたもの（その株式会社、合資会社又は合同会社の取引の内容その他の事情を勘案して、当該取引の相手方との間で通常の取引の条件に従つて行われたと認められるその株式会社、合資会社又は合同会社の各事業年度の収益に係る売上原価、販売費又は一般管理費の額の基因となる取引その他の政令で定める取引として移転をしたものを除く。）の価額のいずれか低い額を限度として、当該滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負う。

第十六条の四第四項第二号及び第三号中「六月」を「一年」に改め、同条第十二項に後段として次のように加える。

この場合において、第四項第二号及び第三号中「一年」とあるのは、「六月」と読み替えるものとする。

第二十三条第一項第四号イ及びロ中「第七項から第九項まで及び第十二項」を「第十三項から第十五項まで及び第二十三項」に改める。

第五十三条第二十三項中「法人で、」の下に「当該事業年度の中間期間（同法第八十条第五項又は第百四十四条の十三第十一項に規定する中間期間をいう。以下この項から第二十五項までにおいて同じ。）又は」を加え、「又は中間期間（同法第八十条第五項又は第百四十四条の十三第十一項に規定する中間期間をいう。次項及び第二十五項において同じ。）」を「若しくは中間期間」に改め、同条第二十六項中「法人について、」の下に「当該事業年度の中間期間（同法第八十条第五項に規定する中間期間をいう。以下この項から第二十九項までにおいて同じ。）又は」を加え、「又は中間期間（同法第八十条第五項に規定する中間期間をいう。次項から第二十九項までにおいて同じ。）」を「若しくは中間期間」に改め、同条第二十七項中「開始する」を「終了する」に改める。

第七十一条の十五第一項中「納入申告書」の下に「又は第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書（次項において「更正請求書」という。）」を加え、「同項」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「をした」を「をし、若しくは更正請求書を提出した」に改める。

第七十一条の三十六第一項中「納入申告書」の下に「又は第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書（次項において「更正請求書」という。）」を加え、「同項に」を「前条第一項に」に改め、同条第二項中「をした」を「をし、若しくは更正請求書を提出した」に改める。

第七十一条の五十六第一項中「納入申告書」の下に「又は第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書（次項において「更正請求書」という。）」を加え、「同項に」を「前条第一項に」に改め、同条第二項中「をした」を「をし、若しくは更正請求書を提出した」に改める。

第七十二条の五第一項第七号中「及び金融経済教育推進機構」を「、金融経済教育推進機構及び脱炭素成長型経済構造移行推進機構」に改める。

第七十二条の二十三第二項中「法人税法」の下に「第二十七条、」を加え、同条第三項第二号中「若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法の規定に基づく介護扶助のための介護（同法第十五条の二第一項第四号に掲げる施設介護のうち同条第四項に規定する介護療養施設サービスに限る。）」を削り、同項第四号中「若しくは同法」を「又は同法」に改め、「又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法の規定により施設介護サービス費を支給することとされる被保険者に係る指定介護療養施設サービスのうち当該施設介護サービス費の額の算定に係る当該指定介護療養施設サービスに要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分」を削る。

第七十二条の四十七第一項中「提出し、又は」を「提出し」に、「提出した」を「提出し、又は第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書（次項において「更正請求書」という。）を提出した」に改め、同条第二項中「をし、若しくは」を「をし」に、「提出した」を「提出し、若しくは更正請求書を提出した」に改める。

第七十二条の七十六中「事業所統計」を「経済構造統計（総務省令で定めるものに限る。）」に改める。

第七十二条の七十八第二項第一号中「この項」の下に「及び第七十二条の八十の三」を加える。

第七十二条の八十の二の次に次の一条を加える。

（特定プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供に関するこの節の規定の適用）

第七十二条の八十の三　消費税法第二条第一項第四号の二に規定する国外事業者が国内において行う同項第八号の三に規定する電気通信利用役務の提供（同項第八号の四に規定する事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。以下この条において「電気通信利用役務の提供」という。）が同法第十五条の二第一項に規定するデジタルプラットフォームを介して行われるものであつて、その対価について同項に規定する特定プラットフォーム事業者（以下この条において「特定プラットフォーム事業者」という。）を介して収受するものである場合には、当該特定プラットフォーム事業者が当該電気通信利用役務の提供を行つたものとみなして、この節の規定を適用する。

第七十二条の八十八第一項中「第三項並びに第七十二条の九十三第二項及び第四項」を「以下この款」に改める。

第七十二条の九十五第一項第二号中「又は」を「若しくは」に、「還付」を「還付を受け、又は第七十二条の九十三第一項若しくは第四項の規定による更正による還付（更正の請求に基づく更正によるものに限る。）」に改め、同条第二項中「申告書」を「申告書又は第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書（第七十二条の九十三第一項又は第四項の規定による更正による還付のうち譲渡割の中間納付額に係るもの以外のものを受けようとするものに限る。）」に、「者に係るもの」を「場合」に改める。

第七十二条の百十四第四項中「商業統計」を「経済構造統計（総務省令で定めるものに限る。）」に改める。

第七十二条の百十五第一項中「事業所統計」を「経済構造統計（総務省令で定めるものに限る。）」に改める。

第七十四条の二十四第一項中「又は修正申告書」を「、修正申告書又は第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書（次項において「更正請求書」という。）」に、「同項」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「若しくは」を削り、「提出した」を「提出し、若しくは更正請求書を提出した」に改める。

第九十一条第一項中「申告書」の下に「又は第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書（次項において「更正請求書」という。）」を加え、「同項」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「をした」を「をし、若しくは更正請求書を提出した」に改める。

第百四十四条の四十八第一項中「申告書」の下に「又は第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書（次項において「更正請求書」という。）」を加え、「同項」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「をした」を「をし、若しくは更正請求書を提出した」に改める。

第百七十二条第一項中「又は修正申告書」を「、修正申告書又は第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書（次項において「更正請求書」という。）」に、「同項」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「若しくは」を削り、「提出した」を「提出し、若しくは更正請求書を提出した」に改める。

第二百七十九条第一項中「又は修正申告書」を「、修正申告書又は第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書（次項において「更正請求書」という。）」に、「同項」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「若しくは」を削り、「提出した」を「提出し、若しくは更正請求書を提出した」に改める。

第二百九十二条第一項第四号イ及びロ中「第七項から第九項まで及び第十二項」を「第十三項から第十五項まで及び第二十三項」に改める。

第三百二十一条の八第二十三項中「法人で、」の下に「当該事業年度の中間期間（同法第八十条第五項又は第百四十四条の十三第十一項において同じ。）又は」を加え、「又は中間期間（同法第八十条第五項又は第百四十四条の十三第十一項に規定する中間期間をいう。次項及び第二十五項において同じ。）」を「若しくは中間期間」に改め、同条第二十六項中「法人について、」の下に「当該事業年度の中間期間（同法第八十条第五項に規定する中間期間をいう。以下この項から第二十九項までにおいて同じ。）又は」を加え、「又は中間期間（同法第八十条第五項に規定する中間期間をいう。次項から第二十九項までにおいて同じ。）」を「若しくは中間期間」に改め、同条第二十七項中「開始する」を「終了する」に改める。

第三百二十八条の十二第一項中「納入申告書」の下に「又は第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書（次項において「更正請求書」という。）」を加え、「同項」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「をした」を「をし、若しくは更正請求書を提出した」に改める。

第三百四十八条第二項第二十九号中「第五号まで、第七号又は第八号」を「第八号まで」に改める。

第四百六十三条の四第一項中「又は修正申告書」を「、修正申告書又は第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書（次項において「更正請求書」という。）」に、「同項」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「若しくは」を削り、「提出した」を「提出し、若しくは更正請求書を提出した」に改める。

第四百八十四条第一項中「又は修正申告書」を「、修正申告書又は第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書（次項において「更正請求書」という。）」に、「同項」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「若しくは」を削り、「提出した」を「提出し、若しくは更正請求書を提出した」に改める。

第五百三十七条第一項中「申告書」の下に「又は第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書（次項において「更正請求書」という。）」を加え、「同項」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「をした」を「をし、若しくは更正請求書を提出した」に改める。

第五百八十六条第二項第十九号中「主要構造部」を「建築基準法第二条第九号の二イに規定する特定主要構造部」に、「建築基準法第二条第九号の三イ」を「同条第九号の三イ」に改める。

第六百十条第一項中「又は修正申告書」を「、修正申告書又は第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書（次項において「更正請求書」という。）」に、「同項」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「若しくは」を削り、「提出した」を「提出し、若しくは更正請求書を提出した」に改める。

第六百八十九条第一項中「又は修正申告書」を「、修正申告書又は第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書（次項において「更正請求書」という。）」に、「同項」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「若しくは」を削り、「提出した」を「提出し、若しくは更正請求書を提出した」に改める。

第七百一条の十三第一項中「納入申告書」の下に「又は第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書（次項において「更正請求書」という。）」を加え、「同項」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「をした」を「をし、若しくは更正請求書を提出した」に改める。

第七百一条の六十二第一項中「又は修正申告書」を「、修正申告書又は第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書（次項において「更正請求書」という。）」に、「同項」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「若しくは」を削り、「提出した」を「提出し、若しくは更正請求書を提出した」に改める。

第七百三条の四第一項第一号中「並びに介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）」の下に「並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による流行初期医療確保拠出金等」を加える。

第七百二十二条第一項中「納入申告書」の下に「又は第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書（次項において「更正請求書」という。）」を加え、「同項」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「をした」を「をし、若しくは更正請求書を提出した」に改める。

第七百三十三条の十九第一項中「又は修正申告書」を「、修正申告書又は第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書（次項において「更正請求書」という。）」に、「同項に」を「前条第一項に」に改め、同条第二項中「若しくは」を削り、「提出した」を「提出し、若しくは更正請求書を提出した」に改める。

第七百三十四条第四項中「事業所統計」を「経済構造統計（総務省令で定めるものに限る。）」に改める。

附則第四条第一項第一号及び第四条の二第一項第一号中「令和五年十二月三十一日」を「令和七年十二月三十一日」に改める。

附則第五条の四の二第一項第一号中「第十九項」を「第二十一項」に改め、同条第三項中「同条第十四項」を「同条第十六項」に改め、同条第五項第一号中「第十九項」を「第二十一項」に改め、同条第七項中「同条第十四項」を「同条第十六項」に改める。

附則第五条の七の次に次の六条を加える。

（令和六年度分の個人の道府県民税及び市町村民税の特別税額控除）

第五条の八　道府県は、令和六年度分の個人の道府県民税に限り、道府県民税に係る令和六年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が千八百五万円以下である所得割の納税義務者（以下この条から附則第五条の十二までにおいて「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第三十五条、第三十七条から第三十七条の四まで、附則第三条の三第二項、附則第五条第一項、附則第五条の四の二第一項、附則第五条の五第一項及び附則第七条の二第一項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2　前項の道府県民税に係る令和六年度分特別税額控除額は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との合計額（以下この項及び第五項において「個人の住民税の所得割の額」という。）が一万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者又は扶養親族（第三十四条第八項の規定による判定をするときの現況においてこの法律の施行地に住所を有しない者を除く。以下この項において「控除対象配偶者等」という。）を有する場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額）を超える場合には一万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額）を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

一　特別税額控除対象納税義務者の第三十五条、第三十七条から第三十七条の四まで、附則第三条の三第二項、附則第五条第一項、附則第五条の四の二第一項、附則第五条の五第一項及び附則第七条の二第一項の規定を適用して計算した場合の所得割の額に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額（当該金額に一円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額。第五項において「道府県民税特別税額控除額」という。）とし、個人の住民税の所得割の額が一万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額）を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

二　特別税額控除対象納税義務者の第三百十四条の三、第三百十四条の六から第三百十四条の九まで、附則第三条の三第五項、附則第五条第三項、附則第五条の四の二第五項、附則第五条の五第二項及び附則第七条の二第四項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

3　前二項の規定の適用がある場合における第三十七条の二第十一項及び附則第五条の五第一項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額（附則第五条の八第一項及び第二項の規定の適用を受ける前のものをいう。）」とする。

4　市町村は、令和六年度分の個人の市町村民税に限り、市町村民税に係る令和六年度分特別税額控除額を、特別税額控除対象納税義務者の第三百十四条の三、第三百十四条の六から第三百十四条の九まで、附則第三条の三第五項、附則第五条第三項、附則第五条の四の二第五項、附則第五条の五第二項及び附則第七条の二第四項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

5　前項の市町村民税に係る令和六年度分特別税額控除額は、個人の住民税の所得割の額が一万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者又は扶養親族（第三百十四条の二第八項の規定による判定をするときの現況においてこの法律の施行地に住所を有しない者を除く。以下この項において「控除対象配偶者等」という。）を有する場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額）を超える場合には一万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額）を超えない場合には第二項第二号に掲げる額に相当する金額とする。

6　前二項の規定の適用がある場合における第三百十四条の七第十一項、第三百二十一条の七の八第一項及び附則第五条の五第二項の規定の適用については、第三百十四条の七第十一項及び附則第五条の五第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額（附則第五条の八第四項及び第五項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「の規定の適用を受ける前のものをいう。」と、第三百二十一条の七の八第一項中「課した」とあるのは「附則第五条の八第四項及び第五項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「のこれらの規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第五条の八第四項及び第五項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和六年度分の個人の市町村民税の普通徴収に関する特例）

第五条の九　令和六年度分の個人の市町村民税に限り、第三百十九条の規定により普通徴収の方法によつて徴収する個人の市町村民税（第三百二十一条の七の二第三項及び第三百二十八条の十三の規定により徴収するものを除く。以下この項において「普通徴収の個人の市町村民税」という。）の納期が第三百二十条本文の規定により定められている市町村における普通徴収の個人の市町村民税の当該定められている納期における徴収については、次に定めるところによる。

一　特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市町村民税の額（前条第四項及び第五項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収の個人の市町村民税の額をいう。以下この号において同じ。）からその者の普通徴収の個人の市町村民税の額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の市町村民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市町村民税の額を四で除して得た金額（当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に三を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市町村民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「六月分金額」という。）に満たない場合には、六月中に定められている納期においてはその者の六月分金額からその者の普通徴収の個人の市町村民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額を、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額に相当する税額を、それぞれ徴収するものとする。

二　特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の市町村民税に係る特別税額控除額がその者の六月分金額以上であり、かつ、その者の六月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、六月中に定められている納期において徴収すべき税額はないものとし、八月中に定められている納期においてはその者の六月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の市町村民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額を、十月中に定められている納期及び一月中に定められている納期においてはその者の分割金額に相当する税額を、それぞれ徴収するものとする。

三　特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の市町村民税に係る特別税額控除額がその者の六月分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の六月分金額とその者の分割金額に二を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、六月中に定められている納期及び八月中に定められている納期において徴収すべき税額はないものとし、十月中に定められている納期においてはその者の六月分金額とその者の分割金額に二を乗じて得た金額とその者の分割金額に二を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の市町村民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額を、一月中に定められている納期においてはその者の分割金額に相当する税額を、それぞれ徴収するものとする。

四　特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の市町村民税に係る特別税額控除額がその者の六月分金額とその者の分割金額に二を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、六月中に定められている納期、八月中に定められている納期及び十月中に定められている納期において徴収すべき税額はないものとし、一月中に定められている納期においてはその者の普通徴収の個人の市町村民税の額に相当する税額を徴収するものとする。

2　前項の規定の適用がある場合における第三百二十条の規定の適用については、同条中「当該個人の市町村民税額」とあるのは、「附則第五条の九第一項第一号に規定する特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市町村民税の額」とする。

3　市町村が令和六年度分の個人の市町村民税（六月中に定められている納期から第三百二十一条の七第一項の規定により普通徴収の方法によつて徴収されることとなつたものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する場合については、前二項の規定は、適用しない。

（令和六年度分の給与所得に係る個人の市町村民税の特別徴収に関する特例）

第五条の十　附則第五条の八第四項及び第五項の規定の適用がある場合における第三百二十一条の五第一項の規定の適用については、令和六年度分の個人の市町村民税に限り、同項中「十二分の一」とあるのは「十一分の一」と、「六月」とあるのは「七月」とする。

（令和六年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収に関する特例）

第五条の十一　令和六年度分の個人の市町村民税に限り、第三百二十一条の七の二第一項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する第三百十七条の二第一項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の市町村民税（第三項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市町村民税」という。）の徴収及び第三百二十一条の七の二第三項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の徴収については、次に定めるところによる。

一　特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市町村民税の額（附則第五条の八第四項及び第五項の規定の適用がないものとした場合に算出される第三百二十一条の七の二第一項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（同条第二項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収する場合には、当該所得割額を加算した額とする。以下この号及び第五号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第三項第一号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第三項において「年金所得に係る個人の市町村民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市町村民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市町村民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市町村民税の額の二分の一に相当する額（当該額に百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該額が百円未満であるときは百円とする。）をいう。以下この号において同じ。）を二で除して得た金額（当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割普通徴収金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市町村民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「六月分普通徴収金額」という。）に満たない場合には、第三百二十条本文の規定により六月中に定められている納期においてはその者の六月分普通徴収金額からその者の年金所得に係る個人の市町村民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額を、同条本文の規定により八月中に定められている納期においてはその者の分割普通徴収金額に相当する税額を、普通徴収の方法によつてそれぞれ徴収するものとし、当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市町村民税の額を三で除して得た金額（当該金額に百円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割特別徴収金額」という。）に二を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市町村民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「十月分特別徴収金額」という。）に相当する税額を、同年十二月一日から翌年の三月三十一日までの間においてはその者の分割特別徴収税額に相当する税額を、それぞれの期間において第三百二十一条の七の四第二項に規定する特別徴収対象年金給付（以下この項及び第三項において「特別徴収対象年金給付」という。）の支払をする際、特別徴収の方法によつてそれぞれ徴収するものとする。

二　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市町村民税に係る特別税額控除額がその者の六月分普通徴収金額以上であり、かつ、その者の六月分普通徴収金額とその者の分割普通徴収金額との合計額に満たない場合には、第三百二十条本文の規定により六月中に定められている納期においてはその者の六月分普通徴収金額とその者の分割普通徴収金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市町村民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額を普通徴収の方法によつて徴収するものとし、当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間においてはその者の十月分特別徴収金額に相当する税額を、同年十二月一日から翌年の三月三十一日までの間においてはその者の分割特別徴収金額に相当する税額を、それぞれの期間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつてそれぞれ徴収するものとする。

三　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市町村民税に係る特別税額控除額がその者の六月分普通徴収金額とその者の分割普通徴収金額との合計額以上であり、かつ、その者の六月分普通徴収金額、その者の分割普通徴収金額及びその者の十月分特別徴収金額の合計額に満たない場合には、第三百二十条本文の規定により六月中に定められている納期及び同条本文の規定により八月中に定められている納期においてはその者の六月分普通徴収金額とその者の分割普通徴収金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市町村民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額を、同年十二月一日から翌年の三月三十一日までの間においてはその者の分割特別徴収金額及びその者の十月分特別徴収金額に相当する税額を、それぞれの期間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつてそれぞれ徴収するものとする。

四　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市町村民税に係る特別税額控除額がその者の六月分普通徴収金額、その者の分割普通徴収金額及びその者の十月分特別徴収金額の合計額以上であり、かつ、その者の六月分普通徴収金額、その者の分割普通徴収金額、その者の十月分特別徴収金額及びその者の分割特別徴収金額の合計額に満たない場合には、第三百二十条本文の規定により六月中に定められている納期及び同条本文の規定により八月中に定められている納期並びに当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間において徴収すべき税額はないものとし、同年十二月一日から翌年の一月三十一日までの間においてはその者の六月分普通徴収金額、その者の分割普通徴収金額、その者の十月分特別徴収金額及びその者の分割特別徴収金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市町村民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額を、同年二月一日から三月三十一日までの間においてはその者の分割特別徴収金額に相当する税額を、それぞれの期間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつてそれぞれ徴収するものとする。

五　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市町村民税に係る特別税額控除額がその者の六月分普通徴収金額、その者の分割普通徴収金額、その者の十月分特別徴収金額及びその者の分割特別徴収金額の合計額以上である場合には、第三百二十条本文の規定により六月中に定められている納期及び同条本文の規定により八月中に定められている納期並びに当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の一月三十一日までの間において徴収すべき税額はないものとし、同年二月一日から三月三十一日までの間においてはその者の年金所得に係る特別税額控除額に相当する税額を、同年三月三十一日までの間における当該特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、附則第五条の十一第一項各号の規定により特別徴収の方法によつてそれぞれ徴収するものとされている額」とする。

3　令和六年度分の個人の市町村民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市町村民税の徴収（第一項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

一　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市町村民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市町村民税の額から第三百二十一条の七の八第一項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を三で除して得た金額（当該金額に百円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割特別徴収金額」という。）に二を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市町村民税の額から控除した残

額に相当する金額（以下この項において「十月分特別徴収金額」という。）に満たない場合には、当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間においてはその者の十月分特別徴収金額からその者の年金所得に係る個人の市町村民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額を、同年十二月一日から翌年の三月三十一日までの間においてはその者の分割特別徴収金額に相当する税額を、それぞれの期間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、それぞれ徴収するものとする。

二　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市町村民税に係る特別税額控除額がその者の十月分特別徴収金額以上であり、かつ、その者の十月分特別徴収金額とその者の分割特別徴収金額との合計額に満たない場合には、当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間において徴収すべき税額はないものとし、同年十二月一日から翌年の一月三十一日までの間においてはその者の十月分特別徴収金額とその者の分割特別徴収金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市町村民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額を、同年二月一日から三月三十一日までの間においてはその者の分割特別徴収金額に相当する税額を、それぞれの期間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、それぞれ徴収するものとする。

三　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市町村民税に係る特別税額控除額がその者の十月分特別徴収金額とその者の分割特別徴収金額との合計額以上である場合には、当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の一月三十一日までの間において徴収すべき税額はないものとし、同年二月一日から三月三十一日までの間においてはその者の第三百二十一条の七の八第二項の規定により読み替えられた第三百二十一条の七の二第一項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額を当該期間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、徴収するものとする。

4　前項の規定の適用がある場合における第三百二十一条の七の五の規定の適用については、同条第二項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、附則第五条の十一第三項各号の規定によりそれぞれ徴収するものとされている額」とする。

5　市町村が令和六年度分の個人の市町村民税を第三百二十一条の七の九第二項、第三百二十一条の七の十第一項その他政令で定める規定により普通徴収の方法によつて徴収する場合については、前各項の規定は、適用しない。

（令和七年度分の個人の道府県民税及び市町村民税の特別税額控除）

第五条の十二　道府県は、令和七年度分の個人の道府県民税に限り、道府県民税に係る令和七年度分特別税額控除額を、特別税額控除対象納税義務者（同一生計配偶者（控除対象配偶者及び第三十四条第八項の規定による判定をするときの現況においてこの法律の施行地に住所を有しない者を除く。）を有するものに限る。）の第三十五条、第三十七条から第三十七条の四まで、附則第三条の三第二項、附則第五条第一項、附則第五条の四の二第一項、附則第五条の五第一項及び附則第七条の二第一項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2　前項の道府県民税に係る令和七年度分特別税額控除額は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との合計額（以下この項及び第四項において「個人の住民税の所得割の額」という。）が一万円を超える場合には一万円に第一号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額（当該金額に一円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額。第四項において「道府県民税特別税額控除額」という。）とし、個人の住民税の所得割の額が一万円を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

一　特別税額控除対象納税義務者の第三十五条、第三十七条から第三十七条の四まで、附則第三条の三第二項、附則第五条第一項、附則第五条の四の二第一項、附則第五条の五第一項及び附則第七条の二第一項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

二　特別税額控除対象納税義務者の第三百十四条の三、第三百十四条の六から第三百十四条の九まで、附則第三条の三第五項、附則第五条第三項、附則第五条の四の二第五項、附則第五条の五第二項及び附則第七条の二第四項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

3　市町村は、令和七年度分の個人の市町村民税に限り、市町村民税に係る令和七年度分特別税額控除額を、特別税額控除対象納税義務者（同一生計配偶者（控除対象配偶者及び第三百十四条の二第八項の規定による判定をするときの現況においてこの法律の施行地に住所を有しない者を除く。）を有するものに限る。）の第三百十四条の三、第三百十四条の六から第三百十四条の九まで、附則第三条の三第五項、附則第五条第三項、附則第五条の四の二第五項、附則第五条の五第二項及び附則第七条の二第四項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

4　前項の市町村民税に係る令和七年度分特別税額控除額は、個人の住民税の所得割の額が一万円を超える場合には一万円から道府県民税特別税額控除額を控除して得た金額とし、個人の住民税の所得割の額が一万円を超えない場合には第二項第二号に掲げる額に相当する金額とする。

（政令への委任）

第五条の十三　附則第五条の八から前条までに定めるもののほか、これらの規定の適用がある場合における技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第六条第三項中「並びに附則第三条の三第二項及び第五項、附則第五条の八第二項並びに附則第五条の十二第二項」に、「とする」を「と、附則第五条の八第二項第一号及び附則第五条の十二第二項第一号中「及び」とあるのは「、附則第六条第二項及び」とする」に改め、同条第六項中「並びに附則第三条の三第二項及び第五項、附則第五条の八第二項並びに附則第五条の十二第二項」に、「とする」を「と、附則第五条の八第二項第二号及び附則第五条の十二第二項第二号中「及び」とあるのは「、附則第六条第五項及び」とする」に改める。

附則第八条第二項中「第四十二条の十二の五第二項」を「第四十二条の十二の五第三項」に、「第十二項」を「第十項まで及び第十二項から第十四項」に改め、同条第七項中「第四十二条の十二第六項第一号」を「第四十二条の十二第六項第三号」に改め、同条第八項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、「第四十二条の十二の五第二項」の下に「から第四項まで及び第八項」を加え、同条第十九項中「生じた事業年度」の下に「又は中間期間（法人税法第八十条第五項に規定する中間期間をいう。）」を加え、「附則第八条第十六項」を「附則第八条第十八項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「附則第八条第十六項」を「附則第八条第十八項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項中「附則第八条第十三項」を「附則第八条第十五項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項を同条第十八項とし、同条第十五項中「附則第八条第十三項」を「附則第八条第十五項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項中「附則第八条第十三項」を「附則第八条第十五項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第七項から第九項まで及び第十二項」を「第十三項から第十五項まで及び第二十三項」に、「及び第五項」を「、第五項、第七項から第十二項まで、第十七項から第二十項まで及び第二十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第七項から第九項まで及び第十二項」を「第十三項から第十五項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の十二の七第六項」の下に「から第十二項まで、第十七項から第二十項まで及び第二十二項」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第十項を同条第十二項とし、同条第九項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に、「第四十二条の十二の五第二項」を「第四十二条の十二の五第三項」に改め、「第四十二条の十二の五第一項」の下に「、第二項、第四項及び第八項」を加え、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11　各事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の十二の五第四項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「第四十二条の十二の五」とあるのは、「第四十二条の十二の五第一項から第三項まで及び第七項」とする。

附則第八条第八項の次に次の一項を加える。

9　中小企業者等の令和六年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当該事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の十二の五第二項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「第四十二条の十二の五」とあるのは、「第四十二条の十二の五第一項、第三項、第四項及び第八項」とする。

附則第九条第一項、第二項及び第四項から第七項までの規定中「令和六年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同条第八項第一号の次に次の二号を加える。

一の二　当該電気供給業を行う法人が発電事業等（第七十二条の二第一項第三号に規定する発電事業等をいう。）を行う場合において、当該電気供給業を行う法人が、自ら維持し、及び運用する発電等用電気工作物（電気事業法第二条第一項第五号ロに規定する発電等用電気工作物をいう。）と収入金額に対する事業税を課される一般送配電事業（同項第八号に規定する一般送配電事業をいう。次号から第三号までにおいて同じ。）、配電事業（同項第十一号の二に規定する配電事業をいう。第二号及び第三号において同じ。）又は特定送配電事業（同項第十二号に規定する特定送配電事業をいう。次号において同じ。）（以下この号において「一般送配電事業等」という。）を行う法人が維持し、及び運用する電線路とを電気的に接続し、かつ、当該一般送配電事業等を行う法人に対して同法第十七条第一項に規定する託送供給に係る料金（これに相当する額を含む。）を支払うとき。

一の三　当該電気供給業を行う法人が特定送配電事業を行う場合において、当該電気供給業を行う法人が、自ら維持し、及び運用する電線路と収入金額に対する事業税を課される一般送配電事業を行う法人が維持し、及び運用する電線路とを電気的に接続し、かつ、当該一般送配電事業を行う法人に対して電気事業法第十七条第一項に規定する託送供給に係る料金を支払うとき。

附則第九条第八項第二号中「（電気事業法第二条第一項第十一号の二に規定する配電事業をいう。以下この号及び次号において同じ。）」及び「（同項第八号に規定する一般送配電事業をいう。以下この号及び次号において同じ。）」を削り、「同項第十八号」を「電気事業法第二条第一項第十八号」に、「（次号」を「（同号」に改め、同条第十一項中「令和六年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同条第十三項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に、「第四十二条の十二の五第三項第一号」を「第四十二条の十二の五第五項第一号」に、「第四十二条の十二の五第三項第四号」を「第四十二条の十二の五第五項第四号」に、「又は」を「若しくは」に、「には、同条第三項第三号」を「又は当該事業年度終了の時において当該法人の同項に規定する常時使用する従業員の数が二千人を超える場合には、同条第五項第三号」に、「第四十二条の十二の五第三項第六号」を「第四十二条の十二の五第五項第六号」に改め、同条第十九項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第二十項中「令和六年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同条に次の一項を加える。

24　電気供給業を行う法人が広域的運営推進機関に対して電気事業法第二十八条の四十第一項第五号に掲げる業務に係る対価を支払い、かつ、広域的運営推進機関が収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行う法人に対して当該対価に相当する金額を原資として電気の供給能力の確保に係る対価を支払う場合における当該業務に係る対価の支払をする法人の第七十二条の十二第四号の各事業年度の収入金額は、令和六年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第七十二条の二十四の二第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から政令で定める金額を控除した金額による。

附則第十条第五項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条に次の二項を加える。

7　道府県は、鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者（以下この項において「鉄道事業者」という。）で政令で定めるものが、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二条第九号に規定する鉄道事業再構築事業（以下この項において「鉄道事業再構築事業」という。）の対象となる同条第二号イに規定する旅客鉄道事業（以下この項において「旅客鉄道事業」という。）を経営する鉄道事業者（当該旅客鉄道事業を経営していたものを含む。）から同法第二十四条第八項（同法第二十九条の九において準用する場合を含む。）に規定する認定鉄道事業再構築実施計画に基づき鉄道事業再構築事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合には、当該取得が令和八年三月三十一日までに行われたときに限り、第七十三条の二第一項に規定する託送供給に係る料金（これに相当する額を含む。）を支払うとき。

8　道府県は、都市緑地法第六十九条第一項の規定により指定された都市緑化支援機構が、同法第七十条第一号に掲げる業務により同法第十七条の二第一項に規定する対象土地を取得した場合又は古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第十四条第一項第一号に掲げる業務により同法第十三条第一項に規定する対象土地を取得した場合には、これらの取得が令和八年三月三十一日までに行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、これらの土地の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

附則第十条の三中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則第十一条第二項及び第八項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条第十三項を削り、同条第十四項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項を同条第十三項とし、同条中第十五項を第十四項とし、第十六項を第十五項とし、同条第十七項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項を同条第十七項とする。

附則第十一条の二第一項、第十一条の五第一項及び第三項並びに第十二条の二の七第一項及び第五項から第七項までの規定中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第十五条第一項中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」を「物資の流通の効率化に関する法律」に、「。以下この項において「流通業務総合効率化促進法」という。）第四条第一項」を「）第六条第一項」に、「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」を「令和六年四月一日から令和八年三月三十一日まで」に、「流通業務総合効率化促進法第二条第二号」を「同法第四条第二号」に改め、同項第二号中「四分の三」の下に「（当該機械設備のうち物資の搬入及び搬出の円滑化に寄与するものとして政令で定めるものにあつては、二分の一）」を加え、同条第二項中「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」を「令和六年四月一日から令和八年三月三十一日まで」に改め、同項第四号を次のように改める。

四　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設で総務省令で定めるもの　三分の一

附則第十五条第三項中「令和五年度」を「令和七年度」に改め、同条第四項中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同条第六項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条第八項中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同条第十七項中「（平成十九年法律第五十九号）」を削り、同条第十八項中「令和二年四月一日から令和八年三月三十一日まで」を「令和六年四月一日から令和八年三月三十一日まで」に、「機械その他の設備で総務省令で定めるもの」を「次の各号に掲げる機械その他の設備」に、「の三分の二（当該設備のうち総務省令で定めるものにあつては、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一）の」を「に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」に改め、同項に次の各号を加える。

一　木竹を原材料として製造される燃料を製造するための設備で総務省令で定めるもの　四分の三

二　エタノールその他の総務省令で定める燃料を製造するための設備で総務省令で定めるもの
三分の二
三　水素その他の総務省令で定める成分を主成分とするガスを製造するための設備で総務省令で定めるもの　二分の一
附則第十五条第二十一項中「令和六年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、同条第二十二項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第二十五項中「令和二年四月一日から令和六年三月三十一日まで」を「令和六年四月一日から令和八年三月三十一日まで」に改め、同項第一号イ中「次号ハ」を「第三号ハ」に、「次号イ」を「同号イ」に改め、同号ロ中「次号ロ」を「第三号ロ」に改め、同号ハ中「第三号ロ」を「第四号ロ」に改め、同号ニ中「第三号ハ」を「次号及び第四号ハ」に改め、「のもの」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号イ中「前号イに掲げるもの」を「第一号イに掲げるもの」に改め、同号ロ中「前号ロ」を「第一号ロ」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。
二　特定バイオマス発電設備（バイオマスのうち木竹に由来するもの又は農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換するものに限る。）で第四号ハの総務省令で定める規模以上総務省令で定める規模未満のものであつて総務省令で定めるもの　当該特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に七分の六を参酌して十四分の十一以上十四分の十三以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該特定再生可能エネルギー発電設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、七分の六）を乗じて得た額
附則第十五条第三十一項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条第三十二項を削り、同条第三十三項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に、「第七十条第一号ロ」を「第八十二条第一号ロ」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条中第三十四項を第三十三項とし、第三十五項を第三十四項とし、第三十六項を第三十五項とし、同条第三十七項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十八項を同条第三十七項とし、同条第三十九項中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十三号）の施行の日から令和六年三月三十一日まで」を「令和六年四月一日から令和八年三月三十一日まで」に、「の二分の一の」を「に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該固定資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、二分の一）を乗じて得た」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四十項中「令和六年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第四十一項を同条第四十項とし、同条第四十二項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条中第四十三項を第四十二項とし、第四十四項を第四十三項とし、同条第四十五項ただし書中「第十条の五の四第三項第八号又は第四十二条の十二の五第三項第九号」を「第十条の五の四第五項第八号又は第四十二条の十二の五第五項第九号」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十六項を同条第四十五項とする。
附則第十五条の六第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条第二項中「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」を「令和六年四月一日から令和八年三月三十一日まで」に、「主要構造部」を「建築基準法第二条第九号の二イに規定する特定主要構造部」に、「建築基準法第二条第九号の三イ」を「同条第九号の三イ」に改める。
附則第十五条の七第一項及び第二項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、「の申告書」の下に「又は前項の書類」を、「当該申告書」の下に「又は当該書類」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。
4　市町村長は、第一項又は第二項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第五条第四項に規定する管理者等から、前項に規定する期間内に同法第八条第二項において準用する同法第七条の規定による通知を受けたことを証する書類として総務省令で定めるものの提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が第一項又は第二項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、第一項又は第二項の規定を適用することができる。
附則第十五条の八第四項、第十五条の九第一項、第四項、第五項、第九項及び第十項、第十五条の九の二第一項、第四項及び第五項並びに第十五条の十一第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。
附則第十七条の見出し中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同条第六号イの表(2)中「令和三年度で」を「令和六年度で」に、「地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）」に、「令和三年改正前の地方税法」を「令和六年改正前の地方税法」に、「令和二年度分」を「令和五年度分」に、「令和四年度で」を「令和七年度又は令和八年度で」に、「令和三年度分」を「当該年度の前年度分」に改め、「地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「令和四年改正前の地方税法」という。）」及び「とし、当該年度が令和五年度である場合であつて、当該土地が令和四年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「令和五年改正前の地方税法」という。）第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受けるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額」を削り、同号ロの表(2)中「令和三年度で」を「令和六年度で」に、「令和三年改正前の地方税法」を「令和六年改正前の地方税法」に、「令和二年度分」を「令和五年度分」に、「令和四年度で」を「令和七年度又は令和八年度で」に、「令和三年度分」を「当該年度の前年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」及び「とし、当該年度が令和五年度である場合であつて、当該土地が令和四年度分の固定資産税について令和五年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額」を削り、同条第八号中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に、「令和四年度又は令和五年度」を「令和七年度又は令和八年度」に改める。
附則第十七条の二の見出しを「令和七年度又は令和八年度における土地の価格の特例」に改め、同条第一項の表以外の部分中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」に改め、同項の表の第一号の上欄中「令和三年度」を「令和六年度」に改め、同号の下欄中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同項の第二号の上欄中「令和三年度に」を「令和六年度に」に、「令和三年度の土地」を「令和六年度の土地」に、「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同号の中欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和三年度分」を「令和六年度分」に、「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同項の第三号の上欄中「令和三年度の土地」を「令和六年度の土地」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第四号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同号の下欄中「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同表の第五号の上欄中「令和四年度に」を「令和七年度に」に、「令和四年度の土地」を「令和七年度の土地」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第六号の上欄中「令和五年度に」を「令和八年度に」に、「令和五年度の土地」を「令和八年度の土地」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和四年度適用土地」を「令和七年度適用土地」に改め、同条第二項中「令和四年度類似適用土地」

を「令和七年度類似適用土地」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同条第三項中「令和五年度分」を「令和八年度分」に、「令和四年度分又は」を「令和七年度分又は」に改め、同項の表の第一号及び第二号中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同表の第三号中「令和五年度」を「令和八年度」に、「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第四号中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同表の第五号及び第六号中「令和五年度」を「令和八年度」に、「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同条第四項中「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同項の表中「令和五年度」を「令和八年度」に、「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同条第五項の表以外の部分中「令和五年度分」を「令和八年度分」に、「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同項の表第四百十一条第三項の項中「令和五年度」を「令和八年度」に、「令和三年度の土地」を「令和六年度の土地」に、「令和四年度の土地」を「令和七年度の土地」に、「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表第四百三十二条第一項の項中「令和四年度適用土地」を「令和七年度適用土地」に、「令和五年度に」を「令和八年度に」に、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和三年度類似適用土地」を「令和六年度類似適用土地」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同表附則第十五条第九項、第十六項、第十九項、第三十一項から第三十五項まで、第三十八項、第四十三項及び第四十六項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三の項中「第三十五項まで、第三十八項、第三十九項、第四十三項及び第四十六項」を「第三十四項まで、第三十七項、第四十二項及び第四十五項」に改め、同条第六項中「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同項の表附則第十五条第九項、第十六項、第十九項、第三十一項から第三十五項まで、第三十八項、第三十九項、第四十三項及び第四十六項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三の項中「第三十五項まで、第三十八項、第三十九項、第四十三項及び第四十六項」を「第三十四項まで、第三十七項、第四十二項及び第四十五項」に改め、同条第八項から第十項までの規定中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改める。

附則第十七条の四中「、令和三年度分の固定資産税及び都市計画税を除き」を削る。

附則第十八条の前の見出し中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同条第一項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和四年度分の固定資産税にあつては、百分の二・五）及び「（令和三年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第二項及び第三項中「令和四年度分及び令和五年度分」を「令和六年度から令和八年度までの各年度分」に改め、同条第四項及び第五項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同条第六項第一号中「令和二年度」を「令和五年度」に改め、同項第二号中「令和三年度に」を「令和六年度に」に改め、同号イ中「令和三年度」を「令和六年度」に改め、同号ロ中「令和四年度又は令和五年度」を「令和七年度又は令和八年度」に改め、同項第三号中「令和四年度に」を「令和七年度に」に改め、同号イ中「令和四年度」を「令和七年度」に改め、同項第四号中「令和五年度」を「令和八年度」に改める。

附則第十八条の三第一項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同条第二項第一号中「令和三年度」を「令和六年度」に改め、同号イ中「令和二年度分」を「令和五年度分」に改め、同号ロ中「令和二年度前の地方税法」を「令和六年改正前の地方税法」に改め、同号ロ中「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和三年改正前の地方税法」を「令和六年改正前の地方税法」に改め、同項第二号中「令和四年度」を「令和七年度」に改め、同号イ中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同号ロ中「令和三年改正前の地方税法」を「令和六年改正前の地方税法」に改め、同項第三号中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号イ中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同号ロ中「令和四年改正前の地方税法」を「令和七年改正前の地方税法」に改め、同条第三項各号列記以外の部分中「令和三年度に」を「令和六年度に」に、「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和三年度類似用途変更宅地等」を「令和六年度類似用途変更宅地等」に、「令和四年度に」を「令和七年度に」に、「令和四年度類似用途変更宅地等」を「令和七年度類似用途変更宅地等」に、「令和五年度に」を「令和八年度に」に、「令和四年度類似用途変更宅地等」を「令和七年度類似用途変更宅地等」に、「令和五年度類似用途変更宅地等」を「令和八年度類似用途変更宅地等」に改め、同項第四号中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第四項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第五項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第六項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第七項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第八項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第九項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第十項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第十一項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第十二項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第十三項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第十四項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第十五項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第十六項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第十七項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第十八項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第十九項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二十項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二十一項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二十二項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二十三項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二十四項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二十五項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二十六項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二十七項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二十八項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二十九項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第三十項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第三十一項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第三十二項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第三十三項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第三十四項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第三十五項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第三十六項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第三十七項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第三十八項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第三十九項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第四十項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第四十一項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第四十二項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第四十三項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第四十四項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第四十五項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第四十六項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第四十七項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第四十八項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第四十九項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第五十項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第五十一項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第五十二項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第五十三項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第五十四項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第五十五項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第五十六項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第五十七項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第五十八項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第五十九項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第六十項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第六十一項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第六十二項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第六十三項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第六十四項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第六十五項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第六十六項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第六十七項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第六十八項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第六十九項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第七十項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第七十一項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第七十二項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第七十三項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第七十四項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第七十五項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第七十六項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第七十七項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第七十八項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第七十九項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第八十項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第八十一項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第八十二項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第八十三項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第八十四項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第八十五項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第八十六項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第八十七項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第八十八項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第八十九項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第九十項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第九十一項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第九十二項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第九十三項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第九十四項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第九十五項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第九十六項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第九十七項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第九十八項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第九十九項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百一項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百二項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百三項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百四項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百五項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百六項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百七項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百八項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百九項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百十項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百十一項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百十二項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百十三項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百十四項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百十五項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百十六項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百十七項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百十八項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百十九項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百二十項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百二十一項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百二十二項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百二十三項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百二十四項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百二十五項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百二十六項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百二十七項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百二十八項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百二十九項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百三十項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百三十一項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百三十二項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百三十三項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百三十四項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百三十五項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百三十六項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百三十七項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百三十八項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百三十九項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百四十項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百四十一項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百四十二項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百四十三項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百四十四項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百四十五項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百四十六項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百四十七項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百四十八項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百四十九項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百五十項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百五十一項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百五十二項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百五十三項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百五十四項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百五十五項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百五十六項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百五十七項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百五十八項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百五十九項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百六十項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百六十一項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百六十二項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百六十三項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百六十四項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百六十五項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百六十六項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百六十七項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百六十八項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百六十九項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百七十項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百七十一項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百七十二項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百七十三項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百七十四項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百七十五項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百七十六項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百七十七項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百七十八項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百七十九項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百八十項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百八十一項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百八十二項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百八十三項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百八十四項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百八十五項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百八十六項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百八十七項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百八十八項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百八十九項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百九十項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百九十一項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百九十二項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百九十三項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百九十四項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百九十五項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百九十六項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百九十七項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百九十八項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第百九十九項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百一項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百二項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百三項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百四項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百五項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百六項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百七項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百八項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百九項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百十項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百十一項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百十二項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百十三項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百十四項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百十五項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百十六項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百十七項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百十八項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百十九項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百二十項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百二十一項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百二十二項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百二十三項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百二十四項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百二十五項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百二十六項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百二十七項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百二十八項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百二十九項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百三十項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百三十一項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百三十二項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百三十三項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百三十四項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百三十五項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百三十六項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百三十七項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百三十八項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百三十九項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百四十項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百四十一項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百四十二項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百四十三項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百四十四項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百四十五項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百四十六項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百四十七項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百四十八項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百四十九項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百五十項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百五十一項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百五十二項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百五十三項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百五十四項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百五十五項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百五十六項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百五十七項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百五十八項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百五十九項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百六十項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百六十一項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百六十二項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百六十三項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百六十四項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百六十五項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百六十六項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百六十七項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百六十八項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百六十九項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百七十項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百七十一項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百七十二項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百七十三項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百七十四項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百七十五項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百七十六項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百七十七項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百七十八項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百七十九項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百八十項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百八十一項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百八十二項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百八十三項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百八十四項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百八十五項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百八十六項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百八十七項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百八十八項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百八十九項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百九十項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百九十一項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百九十二項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百九十三項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百九十四項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百九十五項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百九十六項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百九十七項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百九十八項中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二百九十九項中「令和四年

附則第十九条の二の二第四項中「令和四年度」を「令和七年度」に改め、同項の表第一項の表第二号の項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に、「令和三年度の土地」を「令和六年度の土地」に改め、同条第五項中「令和四年度」を「令和七年度」に改め、同項の表第一項の表第二号の項中「令和三年度の土地」を「令和六年度の土地」に改め、同項の表第一項の項中「令和五年度に」を「令和八年度に」に改め、同項の表第一項の項中「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同表第一項の表第三号の項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和三年度の土地」を「令和六年度の土地」に改め、同表第一項の表第五号の項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和三年度の土地」を「令和六年度の土地」に改め、同表第一項の表第六号の項中「令和五年度の土地」を「令和八年度の土地」に改め、同表第一項の表第三号の項中「令和三年度の土地」を「令和六年度の土地」に改め、同表第一項の表第五号の項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和四年度の土地」を「令和七年度の土地」に改め、同表第二項の項中「令和四年度適用土地」を「令和七年度適用土地」に、「令和四年度類似適用土地」を「令和七年度類似適用土地」に改め、同条第七項中「令和五年度に」を「令和八年度に」に改め、同項の表第一項の項中「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同表第一項の表第三号の項中「令和三年度の土地」を「令和六年度の土地」に改め、同表第一項の表第五号の項中「令和四年度の土地」を「令和七年度の土地」に改め、同表第二項の項中「令和四年度適用土地」を「令和七年度適用土地」に改める。

附則第十九条の三中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

附則第十九条の四第一項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、「（令和三年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第二項中「令和四年度分及び令和五年度分」を「令和六年度から令和八年度までの各年度分」に改め、同条第四項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同条第五項中「令和三年度に」を「令和六年度に」に、「令和三年度特定市街化区域農地」を「令和六年度特定市街化区域農地」に、「令和四年度に」を「令和七年度に」に、「令和四年度特定市街化区域農地」を「令和七年度特定市街化区域農地」に、「令和五年度に」を「令和八年度に」に、「令和五年度特定市街化区域農地」を「令和八年度特定市街化区域農地」に、「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和三年度」を「令和六年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同条第六項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、「又は前条第四項の規定」を削り、「令和三年度で」を「令和六年度で」に、「令和三年改正前の地方税法」を「令和六年改正前の地方税法」に改める。

附則第二十一条（見出しを含む。）中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改める。

附則第二十一条の二の見出し及び同条第一項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同項第一号中「令和三年度　次に」を「令和六年度　次に」に改め、同号イ中「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同号ロ中「令和二年度分」を「令和五年度分」に、「令和三年改正前の地方税法」を「令和六年改正前の地方税法」に、「百分の百以上の割合であつて住宅用地、商業地等及び市街化区域農地の区分ごとに当該市町村の条例で定めるもの」を「負担上限割合」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、同項第二号中「令和四年度　次に」を「令和七年度　次に」に改め、同号イ中「令和五年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同号ロ中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、同項第三号中「令和五年度　次に」を「令和八年度　次に」に改め、同号イ中「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロ中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、「令和五年改正前の地方税法」を削り、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロ中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和五年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七

附則第二十五条の三第一項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同条第二項第一号中「令和三年度」を「令和六年度」に改め、同号イ中「令和二年度分」を「令和五年度分」に改め、同号ロ中「令和二年改正前の地方税法」を「令和六年改正前の地方税法」に改め、同項第二号中「令和四年度」を「令和七年度」に改め、同号イ中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同号ロ中「令和三年改正前の地方税法」を「令和六年改正前の地方税法」に改め、同項第三号中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号イ中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同号ロ中「令和四年改正前の地方税法」を「令和七年改正前の地方税法」に改め、同条第三項各号列記以外の部分中「令和三年度に」を「令和六年度に」に、「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和三年度類似用途変更宅地等」を「令和六年度類似用途変更宅地等」に、「令和四年度に」を「令和七年度に」に、「令和四年度類似用途変更宅地等」を「令和七年度類似用途変更宅地等」に、「令和五年度に」を「令和八年度に」に、「令和五年度類似用途変更宅地等」を「令和八年度類似用途変更宅地等」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同項第一号中「令和三年度類似用途変更宅地等」を「令和六年度類似用途変更宅地等」に、「令和二年度分」を「令和五年度分」に、「令和二年度に」を「令和五年度に」に、「令和二年度類似特定用途宅地等」を「令和五年度類似特定用途宅地等」に、「令和二年度類似課税標準額」を「令和五年度類似課税標準額」に改め、同項第二号中「令和四年度類似用途変更宅地等」を「令和七年度類似用途変更宅地等」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に、「令和四年度に」を「令和七年度に」に、「令和三年度類似特定用途宅地等」を「令和六年度類似特定用途宅地等」に、「令和三年度類似課税標準額」を「令和六年度類似課税標準額」に改め、同項第三号中「令和五年度類似用途変更宅地等」を「令和八年度類似用途変更宅地等」に、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度に」を「令和八年度に」に、「令和四年度類似特定用途宅地等」を「令和七年度類似特定用途宅地等」に、「令和四年度類似課税標準額」を「令和七年度類似課税標準額」に改め、同号イ中「令和二年度類似課税標準額」を「令和五年度類似課税標準額」に改め、同項第二号中「令和三年度類似課税標準額」を「令和六年度類似課税標準額」に改め、同号イ中「令和三年度類似特定用途宅地等」を「令和六年度類似特定用途宅地等」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同号ロ中「令和二年度分」を「令和五年度分」に、「令和三年改正前の地方税法」を「令和六年改正前の地方税法」に改め、同項第三号中「令和四年度類似課税標準額」を「令和七年度類似課税標準額」に改め、同項第四号中「令和二年度類似課税標準額」を「令和五年度類似課税標準額」に改め、同号イ中「令和二年度類似特定用途宅地等」を「令和五年度類似特定用途宅地等」に、「令和二年度分」を「令和五年度分」に改め、同号ロ中「令和二年度分」を「令和五年度分」に、「令和二年改正前の地方税法」を「令和五年改正前の地方税法」に、「令和三年度類似特定用途宅地等」を「令和六年度類似特定用途宅地等」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同号ロ中「令和三年改正前の地方税法」を「令和六年改正前の地方税法」に、「令和四年度類似特定用途宅地等」を「令和七年度類似特定用途宅地等」に、「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同号ロ中「令和四年改正前の地方税法」を「令和七年改正前の地方税法」に改め、同項第五項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同条第二項中「令和三年度分の都市計画税の課税標準額」を削る。

附則第二十七条の二第一項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、「(令和三年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り、同条第二項中「令和四年度分及び令和五年度分」を「令和六年度から令和八年度までの各年度分」に改め、同条第四項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同条第五項中「令和三年度に」を「令和六年度に」に、「令和三年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額」を「令和六年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額(令和三年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削る。

附則第二十八条の見出し中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同条第一項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「(令和三年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削る。

附則第二十七条の二第一項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、「(令和三年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り、同条第二項中「令和四年度分及び令和五年度分」を「令和六年度から令和八年度までの各年度分」に改め、同条第四項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同条第五項中「令和三年度に」を「令和六年度に」に、「令和三年度特定市街化区域農地」を「令和六年度特定市街化区域農地」に、「令和四年度に」を「令和七年度に」に、「令和四年度特定市街化区域農地」を「令和七年度特定市街化区域農地」に、「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和三年度」を「令和六年度」に、「令和四年度」を「令和七年度」に改め、同条第六項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に、「令和三年度で」を「令和六年度で」に、「令和三年改正前の地方税法」を「令和六年改正前の地方税法」に改める。

附則第二十七条の四（見出しを含む。）中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改める。

附則第二十七条の四の二の見出し及び同条第一項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同項第一号中「令和三年度　次に」を「令和六年度　次に」に改め、同号イ中「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同号ロ中「令和二年度分」を「令和五年度分」に、「令和三年改正前の地方税法」を「令和六年改正前の地方税法」に、「百分の百以上の割合であつて住宅用地、商業地等及び市街化区域農地の区分ごとに当該市町村の条例で定めるもの」を「負担上限割合」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、同項第二号中「令和四年度　次に」を「令和七年度　次に」に改め、同号イ中「令和五年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同号ロ中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同項第三号中「令和五年度　次に」を「令和八年度　次に」に改め、同号イ中「令和五年改正前の地方税法」を削り、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同条第二項の表附則第十八条第六項第二号イの項中「令和二年度分」を「令和五年度分」に、「令和三年改正前の地方税法」を「令和六年改正前の地方税法」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同表附則第十八条第六項第三号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表附則第十八条第六項第四号の項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、「令和五年改正前の地方税法」を削り、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同表附則第二十五条の三第二項第一号ロの項中「令和二年度分」を「令和五年度分」に、「令和三年改正前の地方税法」を「令和六年改正前の地方税法」に改め、同表附則第二十五条の三第二項第二号ロの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同表附則第二十五条の三第四項第二項第三号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表附則第二十五条の三第四項第一号ロの項中「令和二年度類似特定用途宅地等が令和二年度分」を「令和五年度類似特定用途宅地等が令和五年度分」に、「令和三年改正前の地方税法」を「令和六年改正前の地方税法」に改め、同表附則第二十五条の三第四項第二号ロの項中「令和三年度類似特定用途宅地等が令和三年度分」を「令和六年度類似特定用途宅地等が令和六年度分」に、「令和四年改正前の地方税法」を「令和七年改正前の地方税法」に改め、同表附則第二十五条の三第四項第三号ロの項中「令和四年度類似特定用途宅地等が令和四年度分」を「令和七年度類似特定用途宅地等が令和七年度分」に改める。

附則第二十七条の五第一項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同条第二項中「又は第四項」を削り、同条第三項及び第四項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改める。

附則第二十八条第一項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同条第三項中「又は第四項」を削り、同条第四項中「令和四年度分又は令和八年度分」に改める。

附則第二十九条の四第一項中「又は第四項」を削る。

附則第三十一条の三第一項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同条第二項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第三十二条及び第三十二条の二第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

附則第三十三条第五項中「特定農産加工業経営改善臨時措置法」を「特定農産加工業経営改善等臨時措置法」に、「第二条第二項」を「第二条第三項」に、「又は同法第三条第一項」を「（同条第二項第一号に掲げる業種に属する事業を行う者に限る。）若しくは同条第四項」に、「が同法第四条第二項に規定する承認計画に従つて実施する同法第三条第一項」を「（同号に掲げる業種に属する事業を行う者に限る。）が同法第三条第一項の承認に係る計画（同法第四条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの）に従つて実施する同法第三条第一項」に改め、「経営改善措置に係る事業」の下に「又は同法第五条第一項の規定による承認を受けた同法第二条第三項に規定する特定農産加工業者（同条第二項第二号に掲げる業種に属する事業を行う者に限る。）若しくは同条第四項に規定する特定事業協同組合等（同号に掲げる業種に属する事業を行う者に限る。）が同法第五条第一項の承認に係る計画（同条第五項において読み替えて準用する同法第四条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの）に従つて実施する同法第五条第一項に規定する調達安定化措置に係る事業」を加え、「令和六年六月三十日」を「令和八年三月三十一日」に、「令和五年分」を「令和七年分」に改める。

附則第三十三条の二第三項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　附則第五条の八及び附則第五条の十二の規定の適用については、附則第五条の八第一項及び附則第五条の十二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十三条の二第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、附則第五条の八第二項第一号及び附則第五条の十二第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十三条の二第一項の規定による道府県民税の所得割の額」とする。

附則第三十三条の二第七項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　附則第五条の八及び附則第五条の十二の規定の適用については、附則第五条の八第一項及び附則第五条の十二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十三条の二第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、附則第五条の八第二項第一号及び附則第五条の十二第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十三条の二第一項の規定による道府県民税の所得割の額」とする。

附則第三十三条の三第六項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　附則第五条の八及び附則第五条の十二の規定の適用については、附則第五条の八第一項及び附則第五条の十二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十三条の三第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、附則第五条の八第二項第一号及び附則第五条の十二第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十三条の三第一項の規定による道府県民税の所得割の額」とする。

附則第三十三条の三第七項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　附則第五条の八及び附則第五条の十二の規定の適用については、附則第五条の八第二項第一号及び附則第五条の十二第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十三条の三第一項の規定による道府県民税の所得割の額」とする。

附則第三十三条の三第七項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　附則第五条の八及び附則第五条の十二の規定の適用については、附則第五条の八第二項第二号及び附則第五条の十二第二項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十三条の三第五項の規定による市町村民税の所得割の額並びに附則第三十三条の三第五項の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

附則第三十四条第三項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　附則第五条の八及び附則第五条の十二の規定の適用については、附則第五条の八第一項及び附則第五条の十二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十四条第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、附則第五条の八第二項第一号及び附則第五条の十二第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十四条第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第三十四条第六項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　附則第五条の八及び附則第五条の十二の規定の適用については、附則第五条の八第二項第二号及び附則第五条の十二第二項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十四条第四項の規定による市町村民税の所得割の額」と、附則第五条の八第四項及び附則第五条の十二第三項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十四条第四項の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

附則第三十五条第四項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　附則第五条の八及び附則第五条の十二の規定の適用については、附則第五条の八第一項及び附則第五条の十二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、附則第五条の八第二項第一号及び附則第五条の十二第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第三十五条の二第八項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　附則第五条の八及び附則第五条の十二の規定の適用については、附則第五条の八第二項第二号及び附則第五条の十二第三項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条の二第五項の規定による市町村民税の所得割の額並びに附則第三十五条の二第五項の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

附則第三十五条の四第二項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　附則第五条の八及び附則第五条の十二の規定の適用については、附則第五条の八第一項及び附則第五条の十二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条の四第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、附則第五条の八第二項第一号及び附則第五条の十二第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条の四第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第三十五条の四第四項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　附則第五条の八及び附則第五条の十二の規定の適用については、附則第五条の八第二項第二号及び附則第五条の十二第二項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条の四第四項の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

附則第三十五条第四項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　附則第五条の八及び附則第五条の十二の規定の適用については、附則第五条の八第二項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条第五項の規定による市町村民税の所得割の額」と、附則第五条の八第四項及び附則第五条の十二第三項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条第五項の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

附則第三十五条の二第四項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　附則第五条の八及び附則第五条の十二の規定の適用については、附則第五条の八第一項及び附則第五条の十二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条の二第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、附則第五条の八第二項第一号及び附則第五条の十二第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条の二第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第三十五条の八第六項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　附則第五条の八及び附則第五条の十二の規定の適用については、附則第五条の八第二項第二号及び附則第五条の十二第二項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条第四項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　附則第五条の八及び附則第五条の十二の規定の適用については、附則第五条の八第一項及び附則第五条の十二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条第四項の規定による市町村民税の所得割の額」と、附則第五条の八第二項第一号及び附則第五条の十二第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条第四項の規定による道府県

附則第四十五条第一項の表附則第五条の四の二第一項第一号の項中「第十九項」を「第二十一項」に改め、同条第二項中「第四項まで若しくは第六項から第十項までの」を「第五項まで若しくは第七項から第十一項までの」に改め、同項の表附則第五条の四第一項第一号の項中「第九項」を「第十項」に改め、同表附則第五条の四の二第一項第一号の項中「第四項まで若しくは第六項から第十一項まで」を「第五項まで若しくは第七項から第十一項まで」に改め、同条第四項の表附則第五条の四の二第五項第一号の項中「第十九項」を「第二十一項」に改め、同条第五項中「第四項まで若しくは第六項から第十項までの」を「第五項まで若しくは第七項から第十一項までの」に改め、同項の表附則第五条の四第六項第一号の項中「第九項」を「第十項」に改め、同表附則第五条の四の二第五項第一号の項中「第四項まで若しくは第六項から第十項まで」を「第五項まで若しくは第七項から第十一項まで」に改める。

附則第五十六条第十二項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第二条　地方税法の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第二号、第七十二条の五第一項第二号、第七十三条の四第一項第三号、第二百九十六条第一項第二号、第三百四十八条第二項第九号及び第七百一条の四十一第一項の表第二号中「第六十四条第四項」を「第百五十二条第五項」に改める。

附則第八条の三の二次に次の一条を加える。

（事業税の納税義務者等の特例）

第八条の三の三　第七十二条の二第一項及び第二項の規定の適用については、当分の間、同条第一項第一号ロ中「一億円以下のもの」とあるのは「一億円以下のもの（前事業年度の事業税についてイに掲げる法人に該当したものであつて、払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として政令で定める金額をいう。次項において同じ。）が十億円を超えるものを除く。）」と、同条第二項中「一億円以下の法人であるかどうか」とあるのは「一億円以下の法人であるかどうか、払込資本の額が十億円を超える法人であるかどうか」とする。

2　第七十二条の二十六第九項の規定の適用については、当分の間、同項中「六月経過日の前日の現況」とあるのは、「第一項の事業年度の前事業年度の事業税について同号イに掲げる法人に該当したものであるかどうか」とする。

附則第九条中第二十四項を第二十五項とし、第十七項から第二十三項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十六項中「同じ。）」の下に「及び第十四項（前二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を加え、「第十三項又は第十四項の」を「第十三項又は第十四項の」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第十三項」を「第十三項及び第十四項」に、「同項」を「これらの規定」に、「第十五項」を「第十六項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「これらの規定」に、「労働者派遣（次項」を「労働者派遣（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第一号」に、「船員派遣（次項」を「船員派遣（船員職業安定法第六条第十一項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項の次に次の一項を加える。

14　第七十二条の二第一項第一号イ及び第三号イに掲げる法人並びに同項第四号に掲げる事業を行う法人（これらの法人が租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項に規定する中小企業者等に該当する場合に限る。）に対する事業税の付加価値割の課税標準の算定については、令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（前項の規定の適用を受ける事業年度、同法第四十二条の十二の五第五項第一号に規定する設立事業年度、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において同じ。）分の事業税に限り、当該法人の同法第四十二条の十二の五第五項第九号に規定する雇用者給与等支給額から当該法人の同項第十一号に規定する比較雇用者給与等支給額を控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額に対する割合が百分の一・五以上である場合には、各事業年度の付加価値額から、当該法人の同項第六号に規定する控除対象雇用者給与等支給増加額に、第七十二条の十五第一項に規定する各事業年度の報酬給与額から第七十二条の二十第二項に規定する雇用安定控除額を控除した額を当該報酬給与額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を控除する。

附則第十二条の二の七第一項第一号中「船舶の使用者」を「船舶（政令で定めるものを除く。）の使用者」に改める。

第三条　地方税法の一部を次のように改正する。

第三十七条の二第一項第三号中「及び第三号に掲げる寄附金（同条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに」を「から第四号までに掲げる寄附金及び」に改める。

第七十二条の二第一項第一号ロ中「並びにこれらの法人」を「（以下ロにおいて「所得等課税法人」という。）並びに所得等課税法人」に改め、「有しないもの」の下に「（所得等課税法人以外の法人のうち次に掲げる法人に該当するものを除く。）」を加え、同号ロに次のように加える。

(1)　特定法人（払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として政令で定める金額をいう。以下(1)及び(2)において同じ。）が五十億円を超える法人（ロに掲げる法人を除く。）及び保険業法に規定する相互会社（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）をいう。以下(1)及び(2)において同じ。）との間に当該特定法人による完全支配関係（法人税法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係をいう。以下この号及び次項第二号において同じ。）がある法人のうち払込資本の額（地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）の公布の日以後に当該法人と当該特定法人との間に完全支配関係（当該法人以外の特定法人による完全支配関係に限る。）がある場合その他政令で定める場合において、当該法人が剰余金の配当（払込資本の額のうち政令で定める額の減少に伴うものに限る。以下(1)及び(2)において同じ。）又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額）が二億円を超えるもの

(2)　法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものが有するものとみなした場合において当該いずれか一のものと当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときの当該法人のうち払込資本の額（地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）の公布の日以後に、特定親法人（当該事業年度において当該法人と他の法人との間に当該他の法人による完全支配関係がある場合における当該他の法人をいう。以下(2)において同じ。）と当該法人との間に当該特定親法人による完全支配関係があり、かつ、当該法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものが有するものとみなした場合において当該いずれか一のものと当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときその他政令で定める場合に、当該法人が剰余金の配当又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額）が二億円を超えるもの（(1)に掲げる法人を除く。）

第七十二条の二第二項を次のように改める。

2　前項の規定を適用する場合において、次の各号に掲げる判定は、当該各号に定める日の現況によるものとする。

一　資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人であるかどうか及び資本又は出資を有しない法人であるかどうかの判定並びに前項第一号ロ(1)又は(2)に掲げる法人に該当するものであるかどうかの判定に関し必要な事項の判定（次号に掲げる判定を除く。）　当該事業年度終了の日（第七十二条の二十六第一項ただし書の規定により申告納付すべき事業税にあつては同項に規定する六月経過日の前日、第七十二条の二十九第一項、第三項又は第五項の規定により申告納付すべき事業税にあつてはその解散の日）

二　前号に規定する当該事業年度終了の日に法人との間に完全支配関係がある他の法人が当該事業年度において前項第一号ロ(1)又は(2)の特定法人に該当するものであるかどうかの判定に関し必要な事項の判定　同日以前に最後に終了した当該他の法人の事業年度終了の日（当該日がない場合には、当該他の法人の設立の日）

第七十二条の三第一項ただし書及び第三項中「特定公益信託等」を「公益信託等」に改める。

第七十二条の二十六第九項中「六月経過日の前日の現況」を「第一項の事業年度の前事業年度の事業税について同号イに掲げる法人に該当したものであるかどうか」に改める。

第七十二条の七十八第一項中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改める。

第七十二条の八十第一項ただし書中「次条」を「次条第一項」に、「」又は」を「」、」に、「特定公益信託等」を「公益信託」に、「」の」を「次条第一項において同じ。）又は加入者保護信託（同号に規定する加入者保護信託をいう。）の」に改める。

第七十二条の八十の二の見出し中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改め、同条第一項中「の受託者」を「又は公益信託（以下この条において「法人課税信託等」という。）の受託者」に、「法人課税信託の信託資産等」を「法人課税信託等の信託資産等」に改め、同条第二項から第四項までの規定及び同条第六項中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改める。

第三百十四条の七第一項第三号中「及び第三号に掲げる寄附金（同条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに」を「から第四号までに掲げる寄附金及び」に改める。

附則第三条の二の三を削る。

附則第三条の二の四第一項中「第十項」を「第十二項」に、「第十一項」を「第十三項」に、「同条第十二項」を「同条第十四項」に、「法人を含む。次項」を「者を含む。次項及び第三項」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　前二項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一　前二項の規定の適用を受けた公益法人等（租税特別措置法第四十条第一項第一号に掲げる者に限る。）に対する法人税法の規定の適用については、同法第三十八条第二項第二号中「係るもの」とあるのは、「係るもの及び同法附則第三条の二の三第一項又は第二項の規定によるもの（当該道府県民税又は市町村民税に係るこれらの規定に規定する財産の価額がこれらの規定に規定する当該公益法人等の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入された場合における当該道府県民税又は市町村民税に限る。）」とする。

二　前二項の規定の適用を受けた公益法人等（租税特別措置法第四十条第一項第二号に掲げる者に限る。）に対する第九条の四の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「事由」とあるのは、「事由又は公益信託に関する法律（令和六年法律第　　号）第三十三条第三項の規定により読み替えて適用する信託法第五十六条第一項に規定する特定終了事由」とする。

三　前二項の規定の適用を受ける公益法人等が租税特別措置法第四十条第一項第二号に規定する公益信託の受託者である場合において、当該公益信託の受託者が二以上あるときは、当該公益信託の信託事務を主宰する受託者（以下この号において「主宰受託者」という。）を前二項に規定する個人とみなしてこれらの規定を適用する。この場合において、当該主宰受託者に課するこれらの規定の財産に係る道府県民税又は市町村民税の所得割については、当該主宰受託者以外の受託者は、その道府県民税又は市町村民税の所得割について、連帯納付の責めに任ずる。

附則第三条の二の四を附則第三条の二の三とする。

附則第八条の三の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（事業税の納税義務者等の特例）」を付し、同条第一項中「次項」を「次項第一号」に、「同条第二項」を「同条第二項第一号」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第八条の三の四　新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第　　号）の施行の日から令和九年三月三十一日までの間に産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条の二第一項に規定する特別事業再編計画（以下この項において「特別事業再編計画」という。）について同条第一項の認定を受けた同法第二十四条の三第一項に規定する認定特別事業再編事業者である法人（以下この項において「認定特別事業再編事業者」という。）が、当該認定に係る特別事業再編計画（同条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に従つて行う同法第二条第十八項に規定する特別事業再編（生産性の向上及び需要の開拓に特に資するものとして総務大臣が定める基準に適合するものに限る。以下この項において「特別事業再編」という。）のための措置（同条第十八項第三号、第四号及び第六号に掲げる措置に限る。）として他の法人の株式若しくは出資（以下この項において「株式等」という。）の取得をし、又は他の法人の株式を譲り受け、これをその取得又は譲受けの日（以下この項において「取得等の日」という。）以後引き続き有しており、かつ、取得等の日以後継続して当該他の法人との間に完全支配関係（法人税法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係をいう。以下この項において同じ。）がある場合（その取得又は譲受けに係る対価の額が百億円を超える金額又は一億円に満たない金額である場合を除く。）において、当該他の法人（以下この項において「対象法人」という。）及び当該認定特別事業再編事業者が産業競争力強化法第二十四条の二第一項の認定の申請の日前五年以内に他の法人の株式等の取得をし、又は他の法人の株式を譲り受け、これをその取得又は譲受けの日以後引き続き有しており、かつ、同日以後継続して当該他の法人との間に完全支配関係がある場合における当該他の法人（当該他の法人が当該特別事業再編のための措置を行う場合における当該他の法人のうち総務省令で定めるものに限る。以下この項において「五年以内株式等取得等法人」という。）の行う事業に対する第七十二条の二第一項の規定の適用については、対象法人又は五年以内株式等取得等法人の取得等の日を含む事業年度から当該取得等の日以後五年を経過する日を含む事業年度（同法第二十四条の三第二項又は第三項の規定により同法第二十四条の二第一項の認定が取り消された場合には、その取り消された日を含む事業年度の前事業年度）までの各事業年度分の事業税に限り、第七十二条の二第一項第一号ロ(1)及び(2)中「二億円を超えるもの」とあるのは、「二億円を超えるもの（附則第八条の三の四第一項に規定する対象法人及び同項に規定する五年以内株式等取得等法人を除く。）」とする。

2　前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第八条の四を削り、附則第八条の五を附則第八条の四とする。

附則第九条の三を次のように改める。

第九条の三　削除

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律の一部改正）

第四条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の表中「自動車（次条」を「自動車（次条第一項、第四項及び第七項」に、「軽自動車等（次条第一項及び第七項」に改める。

第四条第一項中「より、」の下に「普通徴収又は」を加え、同条中第二項を第七項とし、第一項の次に次の五項を加える。

2　前項の規定により自動車税の種別割又は軽自動車税の種別割を普通徴収の方法により徴収しようとする場合において納税者に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限前十日までに納税者に交付しなければならない。

3　道府県は、第一項の規定により自動車税の種別割を証紙徴収の方法により徴収しようとする場合には、納税者に当該道府県が発行する証紙をもつてその税金を払い込ませなければならない。この場合においては、自動車税の種別割を納付する義務が発生することを証する書類に、当該道府県の条例で定めるところにより証紙の額面金額に相当する金額を証紙代金収納計器で表示させることにより、又は証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた後納税済印を押すことにより、証紙に代えることができる。

4　新規登録の申請があつた合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有に係る自動車について地方税法第百七十七条の十第一項の規定により課する自動車税の種別割の徴収については、賦課期日後翌年二月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、第一項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法によらなければならない。

5　道府県は、前項の規定により自動車税の種別割を証紙徴収の方法により徴収しようとする場合には、納税者が新規登録の申請をしたときに、納税者に当該道府県が発行する証紙をもつてその税金を払い込ませなければならない。この場合においては、地方税法第百七十七条の十三第一項の規定により提出すべき申告書又は報告書に、当該道府県の条例で定めるところにより証紙の額面金額に相当する金額を証紙代金収納計器で表示させることにより、又は証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた後納税済印を押すことにより、証紙に代えることができる。

6　市町村は、第一項の規定により軽自動車税の種別割を証紙徴収の方法により徴収しようとする場合には、納税者に当該市町村が発行する証紙をもつてその税金を払い込ませなければならない。この場合においては、軽自動車税の種別割を納付する義務が発生することを証する書類に、証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた後納税済印を押すことにより、証紙に代えることができる。

（国有資産等所在市町村交付金法の一部改正）

第五条　国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十一年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十四項（見出しを含む。）中「令和四年度から令和六年度まで」を「令和七年度から令和九年度まで」に改める。

（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正）

第六条　外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　地方税法附則第五条の八及び第五条の十二の規定の適用については、同法附則第五条の八第一項及び第五条の十二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用利子等に係る所得割の額」と、同法附則第五条の八第二項第一号及び第五条の十二第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用利子等に係る所得割の額の合計額」とする。

第八条第六項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　地方税法附則第五条の八及び第五条の十二の規定の適用については、同法附則第五条の八第一項及び第五条の十二第一項第一号中

第二条第二項中「においては、同項の額の二分の一の額を同項第一号の着陸料の収入額で、他の」を「には、市町村譲与額の四分の一の額を同項第一号イの延べ重量で、市町村譲与額の他の四分の一の額を同号ロの旅客数で、市町村譲与額の」に改め、同条第三項中「第一項第一号の着陸料の収入額及び」を「第一項第一号イの延べ重量及び同号ロの旅客数並びに」に改める。

第二条の二第一項中「相当する額」の下に「（次項において「都道府県譲与額」という。）」を加え、「前条第一項第一号の着陸料の収入額」を「前条第一項第一号イの延べ重量」に、「着陸料の収入額の合計額」を「延べ重量の合計重量）若しくは同号ロの旅客数（同号の市町村が二以上ある場合には、これらの市町村に係る当該旅客数の合計数」に改め、同条第二項中「においては、同項の額の二分の一の額を同項の着陸料の収入額又はその合計額で、他の」を「には、都道府県譲与額の四分の一の額を同項の延べ重量又はその合計重量で、都道府県譲与額の他の四分の一の額を同項の旅客数又はその合計数で、都道府県譲与額の」に改め、同条第三項中「前条第一項第一号の着陸料の収入額」を「前条第一項第一号イの延べ重量若しくは同号ロの旅客数」に、「補正された延べ重量若しくは旅客数」に、「同項第一号の着陸料の収入額」を「同項第一号イの延べ重量若しくは同号ロの旅客数」に改める。

（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部改正）

第九条　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項及び第二十九条中「十分の五」を「百分の五十五」に、「十分の二」を「百分の二十」に、「十分の三」を「百分の二十五」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中地方税法第七十二条の八十八第一項並びに第七十二条の九十五第一項第二号及び第二項の改正規定　公布の日から起算して十日を経過した日

二　第一条中地方税法の目次の改正規定、同法第十一条第一項及び第五項の改正規定、同法第一章第四節中第十一条の九を第十一条の十とし、第十一条の八の次に一条を加える改正規定並びに同法第十六条の四第四項及び第十二項、第七十一条の十五第一項及び第二項、第七十一条の三十六第一項及び第二項、第七十一条の五十六第一項及び第二項、第七十二条の四十七第一項及び第二項、第七十四条の二十四第一項及び第二項、第九十一条第一項及び第二項、第百四十四条の四十八第一項及び第二項、第百七十二条第一項及び第二項、第二百七十九条第一項及び第二項、第三百二十八条の十二第一項及び第二項、第四百六十三条の四第一項及び第二項、第四百八十四条第一項及び第二項、第五百三十七条第一項及び第二項、第六百十条第一項及び第二項、第六百八十九条第一項及び第二項、第七百一条の十三第一項及び第二項、第七百一条の六十二第一項及び第二項、第七百二十二条第一項及び第二項並びに第七百三十三条の十九第一項及び第二項の改正規定並びに同法附則第五条の四の二、第四十四条の三第一項及び第三項並びに第四十五条の改正規定並びに次条並びに附則第三条、第四条第一項から第三項まで、第六条第三項、第十二条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第二十二条から第二十七条まで、第二十八条第一項、第三十条第二項及び第三十一条の規定　令和七年一月一日

三　第二条並びに附則第七条及び第十五条の規定　令和七年四月一日

四　第三条中地方税法第七十二条の二第一項第一号ロ及び第二項並びに第七十二条の二十六第九項の改正規定並びに同法附則第八条の三の三の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定並びに附則第八条第一項から第三項までの規定　令和八年四月一日

五　第一条中地方税法附則第三十三条第五項の改正規定（「令和六年六月三十日」を「令和八年三月三十一日」に、「令和五年分」を「令和七年分」に改める部分に限る。）　特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律（令和六年法律第　　号）附則ただし書に規定する規定の施行の日

六　第一条中地方税法第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の改正規定並びに同法附則第八条第十一項及び第十二項の改正規定並びに附則第四条第五項及び第十八条第三項の規定　新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第　　号）の施行の日

七　第一条中地方税法附則第三十三条第五項の改正規定（「令和六年六月三十日」を「令和八年三月三十一日」に、「令和五年分」を「令和七年分」に改める部分を除く。）及び附則第二十八条第二項の規定　特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律（令和六年法律第　　号）の施行の日

八　第一条中地方税法附則第十条に二項を加える改正規定（第八項に係る部分に限る。）及び同法附則第十五条第三十三項の改正規定　都市緑地法等の一部を改正する法律（令和六年法律第　　号）の施行の日

九　第一条中地方税法附則第十五条第一項の改正規定（「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」を「物資の流通の効率化に関する法律」に、「。以下この項において「流通業務総合効率化促進法」という。）第四条第一項」を「）第六条第一項」に、「流通業務総合効率化促進法第二条第二号」を「同法第四条第二号」に改める部分に限る。）　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第　　号）の施行の日

十　第三条（第四号及び次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第八条第四項、第十条及び第十七条の規定　公益信託に関する法律（令和六年法律第　　号）の施行の日

十一　第三条中地方税法第三十七条の二第一項第三号及び第三百十四条の七第一項第三号の改正規定並びに同法附則第三条の二の四第一項及び第三項の改正規定並びに附則第五条及び第十九条の規定　前号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日

（第二次納税義務に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第十一条の九の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「二号施行日」という。）以後に偽りその他不正の行為により免れ、又は還付を受けた地方団体の徴収金について適用する。

（保全差押えに関する経過措置）

第三条　新法第十六条の四第四項の規定は、二号施行日以後にされる同条第一項の規定による決定について適用し、二号施行日前にされた第一条の規定による改正前の地方税法（附則第二十条及び第二十九条において「旧法」という。）第十六条の四第一項の規定による決定については、なお従前の例による。

（道府県民税に関する経過措置）

第四条　新法第七十一条の十五第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に地方税法第七十一条の十一第一項に規定する納入申告書の提出期限が到来する道府県民税の利子割について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来した道府県民税の利子割については、なお従前の例による。

2　新法第七十一条の三十六第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に地方税法第七十一条の三十一第二項に規定する納入申告書の提出期限が到来する道府県民税の配当割について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来した道府県民税の配当割については、なお従前の例による。

3　新法第七十一条の五十六第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に地方税法第七十一条の五十一第二項に規定する納入申告書の提出期限が到来する道府県民税の株式等譲渡所得割について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来した道府県民税の株式等譲渡所得割については、なお従前の例による。

4　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

5　新法第二十三条第一項（第四号に係る部分に限る。）並びに新法附則第八条第十三項（同号の規定に係る部分に限る。）及び第十四項（同号の規定に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（附則第十八条第三項において「六号施行日」という。）以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税について適用する。

6　新法第五十三条第二十三項、第二十六項及び第二十七項並びに新法附則第八条第二十一項（新法第五十三条第二十七項の規定に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

第五条　所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号。附則第八条第四項及び第十九条において「所得税法等改正法」という。）附則第三条第一項の規定の適用がある場合における附則第一条第十一号に掲げる規定による改正後の地方税法第三十七条の二第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第三号中「寄附金及び」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の所得税法第七十八条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」とする。

（事業税に関する経過措置）

第六条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2　新法第七十二条の二十三第二項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

3　新法第七十二条の四十七第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に地方税法第七十二条の三十二第一項に規定する申告書の提出期限が到来する法人の事業税について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来した法人の事業税については、なお従前の例による。

第七条　第二条の規定による改正後の地方税法（次項及び附則第十五条において「七年新法」という。）附則第八条の三の三及び第九条第十四項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（以下この条及び附則第十五条において「三号施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、三号施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2　三号施行日以後最初に開始する事業年度（以下この項において「最初事業年度」という。）の事業税（この法律の公布の日（以下この項において「公布日」という。）を含む事業年度の前事業年度の事業税について第二条の規定による改正前の地方税法第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人に該当したものであって、公布日の前日の現況により資本金の額又は出資金の額が一億円以下であると判定され、かつ、公布日から最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了した各事業年度分の事業税について同号ロに掲げる法人に該当したものの行う事業に対する事業税を除く。）に係る七年新法附則第八条の三の三第一項の規定の適用については、同項中「前事業年度」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）の公布の日を含む事業年度の開始の日の前日から同法附則第七条第二項に規定する最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了したいずれかの事業年度分」とする。

第八条　第三条の規定による改正後の地方税法（次項及び第三項において「八年新法」という。）第七十二条の二第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項並びに第七十二条の二十六第九項並びに附則第八条の三の三及び第八条の三の四の規定は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2　八年新法第七十二条の二第一項第一号ロ（八年新法附則第八条の三の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は同号ロに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないもののうち同号ロ(1)又は(2)に掲げる法人に該当するものが行う事業に対する令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税について八年新法第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「令和八年度分基準法人事業税額」という。）が、当該法人が行う事業に対する当該事業年度の事業税について当該法人を同号ロに掲げる法人とみなした場合に八年新法第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「比較法人事業税額」という。）を超える場合には、当該超える金額の三分の二に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、令和八年度分基準法人事業税額から控除するものとし、当該法人が行う事業に対する令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税について八年新法第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「令和九年度分基準法人事業税額」という。）が、比較法人事業税額を超える場合には、当該超える金額の三分の一に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、令和九年度分基準法人事業税額から控除するものとする。

3　前項の規定の適用がある法人に対する八年新法第七十二条の二十四の十一第五項の規定の適用については、同項中「による事業税額」とあるのは「並びに地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）附則第八条第二項の規定による事業税額」と、「同条第一項」とあるのは「同項」と、「次に第一項の規定による」とあるのは「次に前条第一項の規定による控除及び第一項の規定による控除の順序に」とする。

4　附則第一条第十号に掲げる規定による改正後の地方税法第七十二条の三第一項ただし書及び第三項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び附則第十条において「十号施行日」という。）以後に効力が生ずる所得税法等改正法第二条の規定による改正後の法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十二条第四項第二号に規定する公益信託（公益信託に関する法律附則第四条第一項に規定する移行認可（以下この項及び附則第十条において「移行認可」という。）を受けた信託を含む。）について適用し、十号施行日前に効力が生じた公益信託に関する法律による改正前の公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託（移行認可を受けたものを除く。）については、なお従前の例による。

（地方消費税に関する経過措置）

第九条　新法第七十二条の八十の三の規定は、令和七年四月一日以後に国内（地方税法の施行地をいう。以下この条において同じ。）において行われる電気通信利用役務の提供（新法第七十二条の八十の三に規定する電気通信利用役務の提供をいう。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に国内において行われた電気通信利用役務の提供については、なお従前の例による。

第十条　附則第一条第十号に掲げる規定による改正後の地方税法第七十二条の七十八第一項、第七十二条の八十第一項ただし書及び第七十二条の八十の二の規定は、十号施行日以後に効力が生ずる同項ただし書に規定する公益信託（移行認可を受けた信託を含む。）について適用し、十号施行日前に効力が生じた公益信託に関する法律による改正前の公益信託ニ関スル法律第一条に規定する公益信託（移行認可を受けたものを除く。）については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第十一条　新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（道府県たばこ税に関する経過措置）

第十二条　新法第七十四条の二十四第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に地方税法第七十四条の二十第一項に規定する申告書の提出期限が到来する道府県たばこ税について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来した道府県たばこ税については、なお従前の例による。

（ゴルフ場利用税に関する経過措置）

第十三条　新法第九十一条第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に地方税法第八十七条第一項に規定する申告書の提出期限が到来するゴルフ場利用税について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来したゴルフ場利用税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

第十四条　新法第百四十四条の四十八第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に地方税法第百四十四条の四十四第一項に規定する申告書の提出期限が到来する軽油引取税について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来した軽油引取税については、なお従前の例による。

第十五条　七年新法附則第十二条の二の七第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、三号施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、三号施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第十六条　新法第百七十二条第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に地方税法第百六十一条第一項に規定する申告書の提出期限が到来する自動車税の環境性能割について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来した自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

（道府県法定外普通税に関する経過措置）

第十七条　新法第二百七十九条第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に地方税法第二百七十六条第一項に規定する納入申告書の提出期限が到来する道府県法定外普通税について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来した道府県法定外普通税については、なお従前の例による。

（市町村民税に関する経過措置）

第十八条　新法第三百二十八条の十二第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に地方税法第三百二十八条の九第一項に規定する納入申告書の提出期限が到来する個人の市町村民税について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来した個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

3　新法第二百九十二条第一項（第四号に係る部分に限る。）並びに新法附則第八条第十三項（同号の規定に係る部分に限る。）及び第十四項（同号の規定に係る部分に限る。）の規定は、六号施行日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用する。

4　新法第三百二十一条の八第二十三項、第二十六項及び第二十七項並びに新法附則第八条第二十一項（新法第三百二十一条の八第二十七項の規定に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

第十九条　所得税法等改正法附則第三条第一項の規定の適用がある場合における附則第一条第十一号に掲げる規定による改正後の地方税法第三百十四条の七第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第三号中「寄附金及び」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の所得税法第七十八条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」とする。

（固定資産税に関する経過措置）

第二十条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和五年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2　令和四年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第一項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3　令和四年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4　令和二年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第十八項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5　令和二年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第二十五項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6　平成二十九年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に受けた旧法附則第十五条第三十二項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十三号）の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に整備された旧法附則第十五条第三十九項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8　令和四年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に新築された旧法附則第十五条の六第二項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税等の特例に関する経過措置）

第二十一条　市町村は、令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税について、条例で定めるところにより、新法附則第十八条の三（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二十五条の三（新法附則第二十七条の四の二第二項において準用する場合を含む。）の規定を適用しないことができる。

2　前項の場合には、新法附則第十八条第六項第一号から第三号までに掲げる宅地等で令和六年度から令和八年度までの各年度に係る賦課期日において新法附則第十八条の三第一項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（次項の規定の適用を受ける宅地等を除く。）のうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「用途変更宅地等」という。）に係る当該各年度分の固定資産税については、当該用途変更宅地等が当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の上欄に掲げる宅地等であったものとみなして、新法附則第十七条及び第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

3　第一項の場合には、新法附則第十八条第六項第二号に掲げる宅地等で令和六年度に係る賦課期日において新法附則第十八条の三第一項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下この項において「令和六年度の宅地等」という。）、新法附則第十八条第六項第三号に掲げる宅地等で令和七年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下この項において「令和七年度の宅地等」という。）又は同条第六項第四号に掲げる宅地等で令和八年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下この項において「令和八年度の宅地等」という。）のうち、当該宅地等の類似土地（新法附則第十七条第七号に規定する類似土地をいう。以下この項において同じ。）が令和六年度の宅地等にあっては令和五年度、令和七年度の宅地等にあっては令和六年度、令和八年度の宅地等にあっては令和七年度に係る賦課期日（以下この項において「前年度に係る賦課期日」という。）においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したものに係る令和六年度の宅地等にあっては令和六年度分、令和七年度の宅地等にあっては令和七年度分、令和八年度の宅地等にあっては令和八年度分の固定資産税については、当該類似土地が前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の上欄に掲げる宅地等であったものとみなして、新法附則第十七条及び第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

４　第一項の場合には、令和六年度から令和八年度までの各年度に係る賦課期日において新法附則第十八条の三第一項に規定する小規模住宅用地である部分（以下この項において「小規模住宅用地である部分」という。）、同条第一項に規定する一般住宅用地である部分（以下この項において「一般住宅用地である部分」という。）又は同条第一項に規定する非住宅用宅地等である部分（以下この項において「非住宅用宅地等である部分」という。）のうちいずれか二以上を併せ有する宅地等に係る当該各年度分の固定資産税に係る新法附則第十七条及び第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）並びに前二項の規定の適用については、当該小規模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分又は非住宅用宅地等である部分をそれぞれ一の宅地等とみなす。

５　前三項の規定は、令和六年度から令和八年度までの各年度分の都市計画税について準用する。この場合において、第二項中「附則第十八条第六項第一号から第三号まで」とあるのは「附則第二十五条第六項又は第二十七条の四の二第二項の規定により読み替えられた新法附則第十八条第六項第三号まで」と、「第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第二十五条又は第二十七条の四の二」と、第三項中「附則第十八条第六項第二号」とあるのは「附則第二十五条第六項第二号」と、「附則第十八条第六項第三号」とあるのは「附則第二十五条第六項又は第二十七条の四の二第二項の規定により読み替えられた新法附則第十八条第六項第三号」と、「第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第二十五条又は第二十七条の四の二」と、前項中「及び第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「、第二十五条及び第二十七条の四の二」と読み替えるものとする。

（軽自動車税に関する経過措置）

第二十二条　新法第四百六十三条の四第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に地方税法第四百五十五条第一項に規定する申告書の提出期限が到来する軽自動車税の環境性能割について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来した軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

（市町村たばこ税に関する経過措置）

第二十三条　新法第四百八十四条第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に地方税法第四百八十条第一項に規定する申告書の提出期限が到来する市町村たばこ税について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来した市町村たばこ税については、なお従前の例による。

（鉱産税に関する経過措置）

第二十四条　新法第五百三十七条第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に申告書の提出期限が到来する鉱産税について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来した鉱産税については、なお従前の例による。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第二十五条　新法第六百十条第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に地方税法第六百六条第一項に規定する申告書の提出期限が到来する特別土地保有税について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来した特別土地保有税については、なお従前の例による。

（市町村法定外普通税に関する経過措置）

第二十六条　新法第六百八十九条第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に地方税法第六百八十六条第一項に規定する納入申告書の提出期限が到来する市町村法定外普通税について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来した市町村法定外普通税については、なお従前の例による。

（入湯税に関する経過措置）

第二十七条　新法第七百一条の十三第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に納入申告書の提出期限が到来する入湯税について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来した入湯税については、なお従前の例による。

（事業所税に関する経過措置）

第二十八条　新法第七百一条の六十二第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に地方税法第七百一条の五十八第一項に規定する申告書の提出期限が到来する事業所税について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来した事業所税については、なお従前の例による。

２　新法附則第三十三条第五項の規定は、附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び令和六年以後の年分の個人の事業（同日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに令和六年前の年分の個人の事業及び令和六年分の個人の事業で同日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第二十九条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和五年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

２　令和四年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第一項に規定する施設又は設備に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

３　平成二十九年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に受けた旧法附則第十五条第三十二項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

４　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十三号）の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に整備された旧法附則第十五条第三十九項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（水利地益税等に関する経過措置）

第三十条　新法第七百三条の四第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、令和六年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和五年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

２　新法第七百二十二条第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に納入申告書の提出期限が到来する水利地益税等について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来した水利地益税等については、なお従前の例による。

（法定外目的税に関する経過措置）

第三十一条　新法第七百三十三条の十九第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に地方税法第七百三十三条の十六第一項に規定する納入申告書の提出期限が到来する法定外目的税について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来した法定外目的税については、なお従前の例による。

（国有資産等所在市町村交付金法の一部改正に伴う経過措置）

第三十二条　第五条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金法附則第十四項の規定は、令和七年度以後の年度分の国有資産等所在市町村交付金について適用し、令和六年度分までの国有資産等所在市町村交付金については、なお従前の例による。

（航空機燃料譲与税法の一部改正に伴う経過措置）

第三十三条　第八条の規定による改正後の航空機燃料譲与税法（次項及び第三項において「新航空機燃料譲与税法」という。）の規定は、令和六年度以後の年度分の航空機燃料譲与税について適用し、令和五年度分までの航空機燃料譲与税については、なお従前の例による。

２　令和六年度における新航空機燃料譲与税法第二条及び第二条の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新航空機燃料譲与税法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条第一項	若しくは旅客数	、旅客数
	又は世帯数	若しくは着陸料の収入額若しくは当該収入額を按分した額又は世帯数

第二条第一項第一号	又は旅客数を按分した数	、旅客数を按分した数又は着陸料の収入額若しくは当該収入額を按分した額
	ロ　当該空港において国内航空に従事する航空機に係る旅客数（一の空港につき当該市町村の数が二以上である場合にあつては、当該旅客数を、空港の面積、空港に係る施設の所在の状況その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより按分した数。以下この条及び次条において同じ。）	ロ　当該空港において国内航空に従事する航空機に係る旅客数（一の空港につき当該市町村の数が二以上である場合にあつては、当該旅客数を、空港の面積、空港に係る施設の所在の状況その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより按分した数。以下この条及び次条において同じ。）
		ハ　当該空港において収納されるべき国内航空に従事する航空機に係る地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）第八条の規定による改正前の第二条第一項第一号の着陸料の収入額
第二条第二項	四分の一	二十分の一
	旅客数	旅客数で、市町村譲与額の五分の二の額を同号ハの着陸料の収入額
第二条第三項	及び同号ロ	、同号ロ及び同号ハの着陸料の収入額並びに
第二条の二第一項	若しくは同号ロ	、同号ロ
	又は同項第二号	若しくは同号ハの着陸料の収入額（同号の市町村が二以上ある場合には、これらの市町村に係る当該着陸料の収入額の合計額）又は同項第二号
第二条の二第二項	四分の一	二十分の一
	合計数で、	合計数で、都道府県譲与額の五分の二の額を同項の着陸料の収入額又はその合計額で、
第二条の二第三項	若しくは同号ロの旅客数	、同号ロの旅客数若しくは同号ハの着陸料の収入額
	若しくは旅客数	、旅客数若しくは着陸料の収入額

3　前項の規定は、令和七年度から令和九年度までの各年度における新航空機燃料譲与税法第二条及び第二条の二の規定の適用について準用する。この場合において、令和七年度にあっては同項の表中「二十分の一」とあるのは「十分の一」と、「五分の二」とあるのは「十分の三」と、令和八年度にあっては同表中「二十分の一」とあるのは「二十分の三」と、「五分の二」とあるのは「五分の一」と、令和九年度にあっては同表中「二十分の一」とあるのは「五分の一」と、「五分の二」とあるのは「十分の一」と読み替えるものとする。

（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十四条　第九条の規定による改正後の森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の規定は、令和六年度以後の年度分の森林環境譲与税について適用し、令和五年度分までの森林環境譲与税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三十五条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十六条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（地方税法の一部改正）

第三十七条　地方税法の一部を改正する法律（平成十九年法律第四号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条第一項中「を除く」を「及び公益信託に関する法律（令和六年法律第　号）附則第四条第一項に規定する移行認可を受けたものを除く」に改める。

（脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十八条　脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二十条のうち地方税法附則第九条第二十一項の改正規定中「附則第九条第二十二項」に改める。

地方交付税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第五号

地方交付税法等の一部を改正する法律

（地方交付税法の一部改正）

第一条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表道府県の項第四号中

「	4　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口
	5　労働費	七十五歳以上人口
」を「		
	4　こども子育て費	十八歳以下人口
	5　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口
	6　労働費	七十五歳以上人口
」に改め、		

同項第八号中「令和四年度」を

「令和五年度」に改め、同項第九号及び第十号中「平成十五年度から令和四年度まで」を「平成十六年度から令和五年度まで」に改め、同項第十一号中「平成十五年度」を「平成十六年度」に改め、同項第十二号中「平成十五年度から令和四年度まで」を「平成十六年度から令和五年度まで」に改め、同項第十三号及び第十四号中「令和四年度」を「令和五年度」に改め、同表市町村の項第三号中

4　その他の教育費	人口

を

4　その他の教育費	人口
4　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口
	七十五歳以上人口
5　清掃費	人口

に改め、同項第四号中

4　こども子育て費	十八歳以下人口
5　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口
	七十五歳以上人口
6　清掃費	人口

を

4　こども子育て費	十八歳以下人口
5　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口
	七十五歳以上人口
6　労働費	人口

に改め、同項第九号中「令和四年度」を「令和五年度」に改め、同項第十号中「平成十五年度及び」を削り、「令和四年度」を「令和五年度」に改め、同項第十一号中「令和四年度」を「令和五年度」に改め、同項第十二号中「平成十五年度から令和四年度まで」を「平成十六年度から令和五年度まで」に改め、同項第十三号中「平成十五年度」を「平成十六年度」に改め、同項第十四号及び第十五号中「令和四年度」を「令和五年度」に改め、同条第三項の表中第二十七号を削り、第二十八号を第二十七号とし、第二十九号を第二十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十九　十八歳以下人口	最近の国勢調査の結果による当該地方団体の十八歳以下の人口

第十二条第三項の表第四十号(1)及び(2)並びに第四十三号中「令和四年度」を「令和五年度」に改め、同表第四十四号中「地方税の減収補塡のため平成十五年度から令和四年度まで」を「地方税の減収補塡のため平成十六年度から令和五年度まで」に改め、同号(1)中「平成十五年度から令和四年度まで」を「平成十六年度から令和五年度まで」に、「平成十五年度及び平成十七年度から令和四年度まで」を「平成十七年度から令和五年度まで」に改め、同表第四十五号中「令和四年度」を「令和五年度」に改め、同表第四十六号中「平成十五年度」を「平成十六年度」に改め、同表第四十七号中「平成十五年度から令和四年度まで」を「平成十六年度から令和五年度まで」に改め、(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)から(8)までを(2)から(7)までとし、同号に次のように加える。

(8)　地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により令和五年度において起こすことができることとされた地方債の額	

第十二条第三項の表第四十八号及び第四十九号中「令和四年度」を「令和五年度」に改める。

4　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口
	七十五歳以上人口
5　労働費	人口

を

4　こども子育て費	十八歳以下人口
5　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口
	七十五歳以上人口
6　労働費	人口

に改め、同項第八号中「令和四年度」を

に、「二十八兆六千百二十二億九千五百四十万八千円」を「二十八兆千百二十二億九千五百四十万八千円」に改め、同項第四号中「令和四年度」を「令和五年度」に、「二十九兆六千百二十二億九千五百四十万八千円」を「二十八兆六千百二十二億九千五百四十万八千円」に改め、同項第五号中「令和五年度」を「令和六年度」に、「五百七十二億円」を「千九百六十五億円」に改め、同項第六号中「令和五年度分」を「令和六年度分」に改め、同項第七号中「令和六年度」を「令和七年度」に、「四千九百二十二億円」を「二千二百二十三億五十四万三千円」に改め、同条第二項中「令和五年度分」を「令和六年度分」に改める。

附則第四条の二の見出し並びに同条第一項及び第二項中「令和六年度」を「令和七年度」に改め、同条第三項中「令和六年度から」を「令和七年度から」に改め、同項の表中

令和六年度
八百三十四億円

を削り、同条第四項中「を令和六年度」を「を令和七年度」に、「令和六年度から令和八年度までの各年度」を「令和七年度から令和九年度までの各年度」に改め、「令和九年度」の下に「から令和十二年度までの各年度」を加え、「二千六百十六億八百二十七万六千円を、令和十年度」を「二千二百十九億千三百八十万二千円を、令和十三年度から令和二十六年度までの各年度」に、「千九百九十五億八千九百十二万二千円を、令和十一年度及び令和十二年度にあつては同項の規定による額から千六百三十三億四千五十八万二千円を、令和十三年度及び令和十四年度にあつては同項の規定による額から六百七十五億八千九百十二万三千円を、令和十五年度から令和十八年度までの各年度にあつては第二項の規定による額から六百七十二億八千九百十二万三千円を、令和十九年度から令和二十六年度までの各年度にあつては同項の規定による額から九百二十二億二千九十四万千円」を「五百八十五億七千三百二十二万円」に改め、同条第五項中「令和六年度から令和十八年度まで」を「令和七年度から令和十八年度まで」に、「千三百四十七億五百十六万円」を「八百九十八億三百四十四万円」に、「令和六年度から令和八年度までの各年度」を「令和七年度及び令和八年度」に改める。

附則第四条の三の見出し中「令和六年度及び」を削り、同条第一項中「令和六年度及び」を削り、「当該各年度分」を「同年度分」に改め、同条第二項中「令和六年度及び」を削り、同項第一号中「(8)」を「(7)」に、「当該各年度」を「令和七年度」に改める。

附則第六条第一項中「令和五年度から令和七年度までの各年度」を「令和六年度及び令和七年度」に改める。

附則第六条の三の見出し中「令和五年度から令和七年度までの各年度分」を「令和六年度分及び令和七年度分」に改め、同条第一項中「令和五年度から令和七年度までの各年度分」を「令和六年度分及び令和七年度分」に、「、令和五年度」を「、令和六年度及び」を削り、同項第一号中「五千三百十一億千四百八十七万千円」を「二千三百九十九億三千五百五十万四千円」に改め、「第十条第三項本文の規定により令和五年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた」を削り、同項第二号中「四千六百三十四億八千二百二十六万五千円」を「二千百四十四億八千七百七十九万九千円」に改め、同条第二項中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号中「旧法」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二号）第一条の規定による改正前の地方交付税法」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　令和五年度における基準財政収入額を旧法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

附則第六条の三第三項中「第十条第三項本文の規定により令和五年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた」を削る。

附則第七条の四の見出し中「令和五年度」を「令和六年度」に改め、同条中「令和五年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第一号イ中「令和五年地方税法等改正法」という。）の下に「、地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号。以下この条において「令和六年地方税法等改正法」という。）」を加え、「という。）及び」を「という。）」に、「の施行」を「及び所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号。以下この条において「令和六年所得税法等改正法」という。）の施行」に、「令和五年度」を「令和六年度」に改め、同号ロ中「及び令和五年所得税法等改正法」を「、令和五年所得税法等改正法及び令和六年所得税法等改正法」に、「令和五年度」を「令和六年度」に改め、同号ハ中「令和五年度」を「令和六年度」に改め、同号ニ中「及び令和五年所得税法等改正法」を「、令和五年所得税法等改正法及び令和六年所得税法等改正法」に、「令和五年度」を「令和六年度」に改め、同号ホ及びヘ中「令和五年度」を「令和六年度」に改め、同号ト中「及び令和四年地方税法等改正法」を「、令和四年地方税法等改正法及び令和六年地方税法等改正法」に、「令和五年度」を「令和六年度」に改め、同号チ中「及び令和五年所得税法等改正法」を「、令和五年所得税法等改正法及び令和六年所得税法等改正法」に、「令和五年度」を「令和六年度」に改め、同号リ中「及び令和五年所得税法等改正法」を「、令和五年所得税法等改正法及び令和六年所得税法等改正法」に、「令和五年度」を「令和六年度」に改め、同号ヌ中「及び令和四年地方税法等改正法及び令和六年地方税法等改正法」に、「令和五年度」を「令和六年度」に改め、同号ヲ中「及び令和五年所得税法等改正法」を「、令和五年所得税法等改正法及び令和六年所得税法等改正法」に、「令和五年度」を「令和六年度」に改め、同号ワ中「及び令和五年所得税法等改正法」を「、令和五年所得税法等改正法及び令和六年所得税法等改正法」に、「令和五年度」を「令和六年度」に改め、同号カ中「及び令和四年地方税法等改正法及び令和六年地方税法等改正法」に、「令和五年度」を「令和六年度」に改め、同号ヨ中「及び令和五年所得税法等改正法」を「、令和五年所得税法等改正法及び令和六年所得税法等改正法」に、「令和五年度」を「令和六年度」に改める。

附則第九条の二中「令和五年度分」を「令和六年度分」に改める。

附則第十一条の見出し中「令和五年度分」を「令和六年度分」に改め、同条中「令和五年度に」を「令和六年度に」に、「、令和五年度震災復興特別交付税額」を「及び令和六年度震災復興特別交付税額」に、「令和五年度分」を「令和六年度分」に、「令和四年度震災復興特別交付税額」を「令和五年度震災復興特別交付税額」に、「六百五十四億百七十二万円」を「六百十一億千七百二十万七千円」に改め、「及び三千百五十億円」、「に三千億円を加算した額」及び「及び百五十億円」を削る。

附則第十二条の見出しを「（令和六年度震災復興特別交付税額の一部の令和七年度における交付等）」に改め、同条第一項中「令和五年度分」を「令和六年度分」に、「令和五年度震災復興特別交付税額」を「令和六年度震災復興特別交付税額」を「令和五年度震災復興特別交付税額」を「令和六年度震災復興特別交付税額」に、「令和五年度内」を「令和六年度内」に、「令和四年度震災復興特別交付税額」を「令和五年度震災復興特別交付税額」に、「令和六年度分」を「令和七年度分」に改め、同条第二項中「令和五年度震災復興特別交付税額」を「令和六年度震災復興特別交付税額」に改める。

附則第十三条第一項中「令和五年度及び令和六年度」を「令和六年度及び令和七年度」に改め、同条第二項中「、令和五年度」を「、令和六年度」に、「令和五年度震災復興特別交付税額」を「令和六年度震災復興特別交付税額」に、「令和六年度」を「令和七年度」に改める。

附則第十四条の見出し中「令和五年度及び令和六年度」を「令和六年度及び令和七年度」に改め、同条中「令和五年度及び令和六年度」を「令和六年度及び令和七年度」に、「令和五年度に」を「令和六年度に」に、「令和五年度震災復興特別交付税額」を「令和六年度震災復興特別交付税額」に、「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第五号）」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二号）」に、「令和四年度震災復興特別交付税額のうち令和五年度」を「令和五年度震災復興特別交付税額のうち令和四年度」に、「、令和六年度」を「、令和七年度」に改める。

附則第十五条第一項中「令和五年度及び令和六年度」を「令和六年度及び令和七年度」に改め、同条第三項中「令和七年度」を「令和八年度」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第十二条第四項関係）

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用	
一　警察費		警察費	警察職員数	一人につき	八、六八七、〇〇〇円
二　土木費					
1　道路橋りょう費			道路の面積	千平方メートルにつき	一三七、〇〇〇
			道路の延長	一キロメートルにつき	一、八九三、〇〇〇
2　河川費			河川の延長	一キロメートルにつき	一九二、〇〇〇
3　港湾費			港湾における係留施設の延長	一メートルにつき	二九、五〇〇
			港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき	五、二〇〇
			漁港における係留施設の延長	一メートルにつき	一〇、二〇〇
			漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき	四、六二〇
4　その他の土木費			人口	一人につき	一、二八〇
三　教育費					
1　小学校費			教職員数	一人につき	五、九八八、〇〇〇
2　中学校費			教職員数	一人につき	五、九〇九、〇〇〇
3　高等学校費			生徒数	一人につき	六、七三六、〇〇〇
4　特別支援学校費			教職員数	一人につき	六二、一〇〇
			学級数	一学級につき	五、五八三、〇〇〇
5　その他の教育費			人口	一人につき	二、一八八、〇〇〇
			高等専門学校及び大学の学生の数	一人につき	二、一八〇
			私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき	二一四、〇〇〇
					三一二、七四〇
四　厚生労働費					
1　生活保護費			町村部人口	一人につき	九、四五〇
2　社会福祉費			人口	一人につき	七、五一〇
3　衛生費			人口	一人につき	一四、九〇〇
4　こども子育て費			十八歳以下人口	一人につき	九八、六〇〇
5　高齢者保健福祉費			六十五歳以上人口	一人につき	五八、二〇〇
6　労働費			七十五歳以上人口	一人につき	九八、三〇〇
			人口	一人につき	四五〇
五　産業経済費					
1　農業行政費			農家数	一戸につき	一一七、〇〇〇
2　林野行政費			公有以外の林野の面積	一ヘクタールにつき	五、三一〇
3　水産行政費			公有林野の面積	一ヘクタールにつき	一五、五〇〇
			水産業者数	一人につき	三六五、〇〇〇
4　商工行政費			人口	一人につき	二、〇五〇
六　総務費					
1　徴税費			世帯数	一世帯につき	五、七一〇
2　恩給費			恩給受給権者数	一人につき	八二九、〇〇〇
3　地域振興費			人口	一人につき	五五三
七　災害復旧費			災害復旧事業費の財源に充てるため発行については許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき	九五〇
八　補正予算債償還費			平成四年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇
九　地方税減収補填債償還費			地方税の減収補填のための平成十六年度から令和五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	六〇
十　財源対策債償還費			平成十六年度から令和五年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	千円につき	三三

市町村				
一　消防費	人口	一人につき	一一、八〇〇円	五九
二　土木費	道路の面積	千平方メートルにつき	七一、九〇〇	
1　道路橋りょう費	道路の延長	一キロメートルにつき	一八八、〇〇〇	
2　港湾費	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき	二八、三〇〇	
	港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき	五、二〇〇	
	漁港における係留施設の延長	一メートルにつき	一〇、〇〇〇	
	漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき	三、二六〇	

十一　減税補填債償還費	個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十年度から平成十六年度までの各年度の減収を補填するために当該各年度において特別に起こすこととされた地方債の額	千円につき	六〇	四一
十二　臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十六年度から令和五年度までの各年度において特別に起こすこととされた地方債の額	千円につき	六〇	四一
十三　東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	平成二十五年度から令和五年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行することについて同意を得た地方債の額	千円につき	二八	
十四　国土強靱化施策債償還費	令和元年度から令和五年度までの各年度において国土強靱化施策に要する費用に充てるため発行することについて同意を得た地方債の額	千円につき	二八	

3　都市計画費	都市計画区域における人口	一人につき	九八一	
4　公園費	都市公園の面積	一人につき	五三八	
5　下水道費	人口	千平方メートルにつき	三七、六〇〇	
6　その他の土木費	人口	一人につき	一〇五	
三　教育費			一、四二〇	
1　小学校費	児童数	一人につき	五一、三〇〇	
	学級数	一学級につき	八一八、〇〇〇	
	学校数	一校につき	一二、七〇八、〇〇〇	
2　中学校費	生徒数	一人につき	四七、四〇〇	
	学級数	一学級につき	一、〇二五、〇〇〇	
	学校数	一校につき	一一、〇二九、〇〇〇	
3　高等学校費	教職員数	一人につき	六、五五四、〇〇〇	
	生徒数	一人につき	七八、五〇〇	
4　その他の教育費	人口	一人につき	四、四二〇	
四　厚生費				
1　生活保護費	市部人口	一人につき	九、四三〇	
2　社会福祉費	人口	一人につき	八、〇五〇	
3　保健衛生費	人口	一人につき	七、一八〇	
4　こども子育て費	十八歳以下人口	一人につき	一五九、〇〇〇	
5　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	七二、一〇〇	
	七十五歳以上人口	一人につき	八四、九〇〇	
6　清掃費	人口	一人につき	五、一六〇	
五　産業経済費				
1　農業行政費	農家数	一戸につき	九二、〇〇〇	
2　林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	一人につき	五二五、〇〇〇	
3　商工行政費	人口	一人につき	一、三六〇	
六　総務費				
1　徴税費	世帯数	一世帯につき	四、一二〇	
2　戸籍住民基本台帳費	戸籍数	一籍につき	一、一二〇	
	世帯数	一世帯につき	二、〇九〇	
3　地域振興費	人口	一人につき	一、七四〇	
	面積	一平方キロメートルにつき	一、〇二四、〇〇〇	

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

七　災害復旧費	災害復旧事業費に充てるために発行が許可されている地方債の額	千円につき	九五〇				
八　辺地対策事業債償還費	辺地対策事業費に充てるために発行が許可されている地方債の額	千円につき	八〇〇				
九　補正予算債償還費	平成十四年度から令和四年度までの各年度において国の補正予算に係る事業費に充てるために発行が許可されている地方債の額	千円につき	八〇〇				
十　地方税減収補塡債償還費	地方税の減収補塡のために平成十七年度から令和五年度までの各年度において発行が許可されている地方債の額	千円につき	三九				
十一　財源対策債償還費	平成十三年度から令和五年度までの各年度の財源対策のために発行が許可されている地方債の額	千円につき	三三				
十二　減税補塡債償還費	個人の市町村民税等に係る特別減税に係る減収補塡のために発行が許可されている地方債の額	千円につき	六〇				
十三　臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のために発行が許可されている地方債の額	千円につき	六〇	平成二十五年度から令和五年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるために発行が許可されている地方債の額	千円につき	五二	令和元年度から令和五年度までの各年度において国土強靭化施策に要する費用に充てるために発行が許可されている地方債の額	千円につき	二七
十四　東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費									
十五　国土強靭化施策債償還費									

別表第二道府県の項中「九、四一〇」を「九、七四〇」に、「一、〇八二、〇〇〇」を「一、〇六二、〇〇〇」に改め、同表市町村の項中「一八、六〇〇」を「一九、四〇〇」に、「二、二〇三、〇〇〇」を「二、二〇〇、〇〇〇」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第二条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「令和五年度」を「令和六年度」に、「二十八兆六千百二十二億九千五百四十万八千円」を「二十八兆千百二十二億九千五百四十万八千円」に、「、令和六年度」を「、令和七年度」に改め、同項の表中

令和六年度	五千億円

を削る。

附則第五条中「令和五年度」を「令和六年度」に改める。

附則第九条第一項中「令和五年度」を「令和六年度」に改め、「加算した額」の下に「に二千五百億円を加算した額」を加え、同条第二項中「令和六年度」を「令和七年度」に改め、同条第三項中「令和六年度から令和二十六年度まで」を「令和七年度から令和二十六年度まで」に、「令和六年度から令和八年度までの各年度に」を「令和七年度及び令和八年度に」に改め、「、令和九年度」の下に「から令和十二年度までの各年度」を加え、「令和十年度に」を「令和十三年度及び令和十四年度に」に、「令和十一年度及び令和十二年度にあっては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第五号に掲げる額を減額した額とし、令和十三年度及び令和十四年度にあっては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第六号に掲げる額を減額した

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

額とし、令和十五年度から令和十八年度までの各年度にあっては同項の規定により算定した額から第七号に掲げる額を減額した額とし、令和十九年度」を「令和十五年度」に、「第八号」を「同号」に改め、同項第一号の表中「令和六年度

八百三十四億円」を削り、同項第二号中「令和六年度から令和八年度までの各年度分」を「令和七年度分及び令和八年度分」に改め、同項第三号中「令和九年度分」を「令和九年度から令和十二年度までの各年度分」に、「二千六百十六億八百二十七万六千円」を「二千二百十九億千三百八十万二千円」に改め、同項第四号中「令和十年度分」を「令和十三年度から令和二十六年度までの各年度分」に、「千九百九十五億八千九百十二万二千円」を「五百八十五億七千三百二十二万円」に改め、同項第五号から第八号までを削る。

附則第十条第一項中「第三条第一項」を「第二条第三項」に改め、同条第三項中「令和二年度」を「前項に規定するもののほか、令和二年度」に改め、「(平成十九年法律第六十四号)」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　令和六年度においては、地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

附則第十一条第二項中「前条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

附則第十二条の四第一項中「附則第十条第三項」の下に「及び第四項」を加え、同条第三項中「附則第十条第三項」の下に「及び第四項」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正）

第三条　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「。第三条において」を「。以下」に、「同条において」を「以下」に改め、「控除（」の下に「次条第二項及び」を、「いう。）」の下に「並びに同法附則第五条の八及び第五条の十二の規定による控除（同項及び第三条の二において「定額減税」という。）」を加える。

第二条に次の三項を加える。

2　地方特例交付金の種類は、住宅借入金等特別税額控除減収補塡特例交付金（個人の道府県民税の所得割及び個人の市町村民税の所得割の住宅借入金等特別税額控除による減収額を埋めるために当分の間の措置として交付する交付金をいう。以下同じ。）及び定額減税減収補塡特例交付金（個人の道府県民税の所得割及び個人の市町村民税の所得割の定額減税による減収額を埋めるために令和六年度及び令和七年度において交付する交付金をいう。以下同じ。）とする。

3　毎年度分として交付すべき地方特例交付金の総額は、当該年度における次条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除減収補塡特例交付金総額（令和六年度及び令和七年度にあっては、当該住宅借入金等特別税額控除減収補塡特例交付金総額に当該各年度における第三条の二第一項に規定する定額減税減収補塡特例交付金総額を加算した額）とする。

4　毎年度分として各都道府県又は各市町村に対して交付すべき地方特例交付金の額は、当該年度において次条第二項の規定により交付すべき住宅借入金等特別税額控除減収補塡特例交付金の額（令和六年度及び令和七年度にあっては、当該額に当該各年度において第三条の二第二項の規定により交付すべき定額減税減収補塡特例交付金の額を加算した額）とする。

第三条の見出しを「（住宅借入金等特別税額控除減収補塡特例交付金の額）」に改め、同条中「地方特例交付金の」を「住宅借入金等特別税額控除減収補塡特例交付金の」に、「地方特例交付金総額」を「住宅借入金等特別税額控除減収補塡特例交付金総額」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（定額減税減収補塡特例交付金の額）

第三条の二　令和六年度分及び令和七年度分として交付すべき定額減税減収補塡特例交付金の総額は、各都道府県及び各市町村における当該各年度の個人の道府県民税の所得割及び個人の市町村民税の所得割の定額減税による減収見込額の合算額に相当する額として予算で定める額（次項において「定額減税減収補塡特例交付金総額」という。）とする。

2　令和六年度分及び令和七年度分として各都道府県及び各市町村に対して交付すべき定額減税減収補塡特例交付金の額は、定額減税減収補塡特例交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各都道府県及び各市町村の定額減税見込額（各都道府県にあっては当該各年度分の個人の道府県民税の所得割の額から控除する定額減税の額の合計額の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額、各市町村にあっては当該各年度分の個人の市町村民税の所得割の額から控除する定額減税の額の合計額の見込額として総務省令で定めるところにより按分した額とする。

第四条第一項中「前条第二項」を「第二条第四項」に改める。

第五条第一項の表四月の項中「地方特例交付金の」を「住宅借入金等特別税額控除減収補塡特例交付金の」に、「地方特例交付金総額」を「住宅借入金等特別税額控除減収補塡特例交付金総額」に改め、同条第四項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　令和六年度における前項の規定の適用については、同項の表四月の項中「住宅借入金等特別税額控除減収補塡特例交付金の額」とあるのは「地方特例交付金の額」と、「住宅借入金等特別税額控除減収補塡特例交付金総額に」とあるのは「地方特例交付金の総額に」と、「得た額」とあるのは「得た額に、個人の道府県民税の所得割及び個人の市町村民税の所得割の納税義務者数等を参酌して総務省令で定めるところにより算定した額を加算した額」とし、令和七年度における前項の規定の適用については、同項の表四月の項中「得た額」とあるのは、「得た額に、前年度の当該地方公共団体に対する定額減税減収補塡特例交付金の額に当該年度の第三条の二第一項に規定する定額減税減収補塡特例交付金総額の前年度の同項に規定する定額減税減収補塡特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額を加算した額」とする。

第八条第一項中「第二条」を「第二条第一項」に改め、同条第二項中「第三条第二項」を「第二条第四項」に、「同法第二条」を「同条第一項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和六年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方交付税法（次条において「新地方交付税法」という。）の規定は、令和六年度分の地方交付税から適用し、令和五年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

（令和六年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

第三条　令和六年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表道府県の項第十六号中「前年度の航空機燃料譲与税の譲与額」とあるのは「当該年度の航空機燃料譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」と、同項第十七号中「前年度の森林環境譲与税の譲与額」とあるのは「当該年度の森林環境譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」と、同表市町村の項第十二号中「前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額」と、同項第二十号中「前年度の航空機燃料譲与税の譲与額」とあるのは「当該年度の航空機燃料譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」と、同項第二十一号中「前年度の森林環境譲与税の譲与額」とあるのは「当該年度の森林環境譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」とする。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第二条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、令和六年度の予算から適用する。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第三条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の規定は、令和六年度分の地方特例交付金及び地方交付税から適用し、令和五年度分までの地方特例交付金及び地方交付税については、なお従前の例による。

（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部改正）

第六条　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の二中「附則第十条第三項」を「附則第十条第四項」に改める。

総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第六号

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律

（奄美群島振興開発特別措置法の一部改正）

第一条　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条」を「第二十条」に、「第二十二条」を「第二十一条」に改める。

第一条中「向上並びに」の下に「奄美群島への移住及び」を加える。

第二条を次のように改める。

（基本理念）

第二条　奄美群島の振興開発のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一　奄美群島が我が国の領域の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいう。以下同じ。）の利用、食料の安定的な供給その他の我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っていることに鑑み、その役割が十分に発揮されるよう、奄美群島の地理的及び自然的特性を生かし、その魅力の増進に資することを旨とすること。

二　奄美群島の振興開発に対する需要が多様化していることに鑑み、奄美群島の振興開発に係る関係者の協働を推進し、その知見を集約することにより、施策の効果を一層高め、及び多様化する需要に的確に対応することを旨とすること。

三　奄美群島が本土から遠隔の地にあることに鑑み、奄美群島と自然的、経済的、社会的及び文化的に密接な関連がある沖縄（沖縄県の区域をいう。）その他の奄美群島と近接する地域との多様な分野における連携を促進することにより、新たな価値を生み出し、奄美群島の持続的な発展に資することを旨とすること。

第四条第二項第二号中「商工業等」を「商工業、情報通信業等」に改め、同項第六号中「整備（」の下に「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十七号）第二条第一項に規定する空家等（第二十六条において「空家等」という。）に関する対策及び」を加え、「以下」を「次条第二項第六号において」に改め、同項第十二号中「（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいう。以下同じ。）」を削り、同項第十七号を同項第十八号とし、同項第十六号中「以下単に」を「次条第二項第十七号及び第三十七条において」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十五号を同項第十六号とし、同項第十四号の次に次の一号を加える。

十五　奄美群島への移住の促進に関する基本的な事項

第四条第三項中「平成三十一年度」を「令和六年度」に改め、同条第四項中「、あらかじめ」を削る。

第五条第二項第二号中「商工業等」を「商工業、情報通信業等」に改め、同項中第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五　奄美群島への移住の促進に関する事項

第五条第四項中「平成三十一年度」を「令和六年度」に改め、同条第五項及び第八項中「、あらかじめ」を削り、同条第十項中「、同意」を「、当該同意」に改める。

第八条第一項中「奄美群島の特性に応じた産業の振興又は奄美群島における住民の生活の利便性の向上に資する」を「次に掲げる」に、「を実施するための」を「であつて政令で定めるものに関する」に改め、同項に次の各号を加える。

一　奄美群島の特性に応じた産業の振興に資する事業

二　奄美群島における産業の振興の基盤となる自然環境の保全及び再生に資する事業

三　奄美群島における住民の生活の利便性の向上に資する事業

四　奄美群島における教育の充実及び文化の継承に資する事業

五　奄美群島への移住の促進に資する事業

第八条第二項第一号を次のように改める。

一　事業の内容及び実施主体に関する事項

第八条第四項及び第五項中「、あらかじめ」を削る。

第十一条第四項第一号中「第十八条第五項」を「第十七条第五項」に改め、同項第二号中「第十九条」を「第十八条」に改め、同条第五項中「、あらかじめ」を削り、同条第八項第四号中「第十八条第四項前段」を「第十七条第四項前段」に改め、同条第九項中「単に」を削る。

第十七条を削る。

第十八条第三項中「それぞれ」を削り、同条を第十七条とし、第十九条を第十八条とし、第二十条を第十九条とし、第二十一条を第二十条とする。

第二十二条第九項中「巡回診療」の下に「、情報通信機器を活用した診療」を加え、「適切な」を「特別の」に改め、第二章第五節中同条を第二十一条とし、第二十三条を第二十二条とし、第二十四条を第二十三条とし、第二十五条を第二十四条とする。

第二十六条の見出しを「（情報の流通の円滑化等）」に改め、同条中「円滑化及び」を「円滑化」に、「充実に」を「充実及び先端的な情報通信技術の活用に」に、「適切な」を「特別の」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十七条中「地方公共団体は、」の下に「奄美群島への移住及び」を、「住宅の整備」の下に「（空家等の活用によるものを含む。）」を加え、同条を第二十六条とする。

第二十八条中「この条」を「この項」に、「確保」を「確保及び当該者の負担の軽減に資する機器等の導入」に、「整備及び」を「整備並びに」に改め、同条に次の一項を加える。

２　国及び地方公共団体は、奄美群島における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス及び同条第十九項に規定する相談支援並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の十九第一項に規定する障害児通所支援等（以下この項において「障害福祉サービス等」という。）の確保及び充実を図るため、障害福祉サービス等に従事する者の確保、障害福祉サービス等に係る事業を行う事業所等の整備及び提供される障害福祉サービス等の内容の充実について適切な配慮をするものとする。

第二十八条を第二十七条とする。

第二十九条の見出し中「居住用施設」の下に「及び児童福祉施設」を加え、同条に次の一項を加える。

２　国及び地方公共団体は、奄美群島における児童の福祉の増進を図るため、児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設（前条第二項に規定する障害福祉サービス等に係る事業を行う事業所等に該当するものを除く。）の整備等について適切な配慮をするものとする。

第二十九条を第二十八条とし、第三十条を第二十九条とする。

第三十一条の見出し中「推進」を「推進等」に改め、同条中「、及び」を「、及び軽減するため、並びに」に、「孤立する」を「孤立し、及び地域経済の円滑な運営が著しく阻害される」に改め、同条に次の一項を加える。

２　国及び地方公共団体は、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれのある感染症が発生したことにより、奄美群島と奄美群島以外の地域との間の人の往来又は物資の流通が停滞し、又は制限された場合には、奄美群島において、住民の生活の安定及び地域経済の円滑な運営が著しく阻害されるおそれがあることに鑑み、当該場合における住民の生活に必要な物資の確保及び事業活動の継続について適切な配慮をするものとする。

第三十一条を第三十条とし、第三十二条を第三十一条とする。

第三十三条の見出し中「推進等」を「促進等」に改め、同条第一項中「の推進」を「を促進するために必要な施策の充実」に改め、同条を第三十二条とする。

第三十四条第一項中「この条」を「この項」に改め、同条第二項を次のように改める。

２　国及び地方公共団体は、奄美群島における教育の特殊事情に鑑み、奄美群島に所在する公立学校の教職員（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）第二条第三項に規定する教職員及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）第二条第一項に規定する教職員をいう。次項及び第四項において同じ。）の定数の算定について特別の配慮をするものとする。

第三十四条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、「社会教育」の下に「（情報通信機器を活用して二以上の学校その他の教育機関の間で行われる教育を含む。）」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

３　地方公共団体は、奄美群島における教育の特殊事情に鑑み、奄美群島に所在する公立学校の教職員の配置について特別の配慮をするものとする。

４　国及び地方公共団体は、奄美群島における教育の充実に資するよう、奄美群島に所在する公立学校の教職員の待遇について適切な配慮をするものとする。

第三十四条を第三十三条とし、第三十五条を第三十四条とする。

第三十六条に次の一項を加える。

２　前項の交流には、奄美群島の学校に在籍する児童、生徒等と奄美群島の学校以外の学校に在籍する児童、生徒等との交流その他の子どもの教育の場における交流が含まれるものとする。

第三十六条を第三十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（移住の促進）

第三十六条　国及び地方公共団体は、奄美群島への移住の促進を図るため、第二十四条及び第二十六条に定めるもののほか、奄美群島へ移住しようとする者への情報の提供、便宜の供与その他の奄美群島へ移住しようとする者の来訪及び滞在の促進について適切な配慮をするものとする。

第五十二条に次の一項を加える。

２　基金は、前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内で、次に掲げる者に対する経営の改善及び発達に係る助言を行うことができる。

一　前項第一号の債務の保証を受けようとする者又は受けている者

二　前項第二号又は第三号の事業資金の貸付けを受けようとする者又は受けている者

三　前二号に掲げる者のほか、奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者

第五十三条第一項中「前条第一号」を「前条第一項第一号」に改め、同条第二項中「前条第二号」を「前条第一項第二号」に改める。

第五十五条第一項中「第五十二条第二号」を「第五十二条第一項第二号」に改める。

第六十二条第一項中「第十五号」を「第十六号」に改める。

第六十五条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第十八条第二項」を「第十七条第二項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「第十八条第三項」を「第十七条第三項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「第十八条第五項」を「第十七条第五項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第四号を削り、同条に次の一項を加える。

２　受託者の役員又は職員が、第五十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、三十万円以下の罰金に処する。

第六十六条中「前条第一号から第三号まで」を「前条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

附則第一項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

附則第二項中「平成三十五年度」を「令和十年度」に改める。

附則第三項中「平成三十六年度」を「令和十一年度」に改める。

別表保育所の項中「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を削る。

（小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正）

第二条　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十条」を「第十九条」に、「第二十一条」を「第二十条」に改める。

第一条中「向上並びに」の下に「小笠原諸島への移住及び」を加える。

第二条を次のように改める。

（基本理念）

第二条　小笠原諸島の振興開発のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一　小笠原諸島が我が国の領域、排他的経済水域及び大陸棚の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいう。以下同じ。）の利用、食料の安定的な供給その他の我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っていることに鑑み、その役割が十分に発揮されるよう、小笠原諸島の地理的及び自然的特性を生かし、その魅力の増進に資することを旨とすること。

二　小笠原諸島の振興開発に対する需要が多様化していることに鑑み、小笠原諸島の振興開発に係る関係者の協働を推進し、その知見を集約することにより、施策の効果を一層高め、及び多様化する需要に的確に対応することを旨とすること。

第五条第二項第四号中「商工業等」を「商工業、情報通信業等」に改め、同項第六号中「以下」を「次条第二項第六号において」に改め、同項第十一号中「（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいう。以下同じ。）」を削り、同項第十八号を同項第十九号とし、同項第十七号中「以下単に」を「次条第二項第十八号及び第三十九条において」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十六号を同項第十七号とし、同項第十五号の次に次の一号を加える。

十六　小笠原諸島への移住の促進に関する基本的な事項

第五条第三項中「平成三十一年度」を「令和六年度」に改め、同条第四項中「、あらかじめ」を削る。

第六条第二項第四号中「商工業等」を「商工業、情報通信業等」に改め、同項中第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六　小笠原諸島への移住の促進に関する事項

第六条第三項中「平成三十一年度」を「令和六年度」に改め、同条第四項及び第七項中「、あらかじめ」を削り、同条第九項中「、あらかじめ」を削り、「、同意」を「、当該同意」に改める。

第十一条第四項第一号中「第十八条第五項」を「第十七条第五項」に改め、同項第二号中「第十九条」を「第十八条」に改め、同条第五項中「、あらかじめ」を削り、同条第八項第四号中「第十八条第四項前段」を「第十七条第四項前段」に改め、同条第九項中「単に」を削る。

第十七条を削る。

第十八条第三項中「それぞれ」を削り、同条を第十七条とし、第十九条を第十八条とし、第二十条を第十九条とし、第二章第四節中第二十一条を第二十条とし、第二十二条から第二十四条までを一条ずつ繰り上げる。

第二十五条の見出しを「情報の流通の円滑化等についての配慮」に改め、同条中「円滑化及び」を「円滑化」に、「充実に」を「充実及び先端的な情報通信技術の活用に」に、「適切な」を「特別の」に改め、同条を第二十四条とし、第二十六条を第二十五条とし、第二十七条を第二十六条とする。

第二十八条中「地方公共団体は、」の下に「小笠原諸島への移住及び」を加え、同条を第二十七条とする。

第二十九条中「この条」を「この項」に、「確保」を「確保及び当該者の負担の軽減に資する機器等の導入」に、「整備及び」を「整備並びに」に改め、同条に次の一項を加える。

2　国及び地方公共団体は、小笠原諸島における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス及び同条第十九項に規定する相談支援並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の十九第一項に規定する障害児通所支援等（以下この項において「障害福祉サービス等」という。）の確保及び充実を図るため、障害福祉サービス等に従事する者の確保、障害福祉サービス等に係る事業を行う事業所等の整備及び提供される障害福祉サービス等の内容の充実について適切な配慮をするものとする。

第二十九条を第二十八条とする。

第三十条の見出し中「居住用施設」の下に「及び児童福祉施設」を加え、同条に次の一項を加える。

2　国及び地方公共団体は、小笠原諸島における児童の福祉の増進を図るため、児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設（前条第二項に規定する障害福祉サービス等に係る事業を行う事業所等に該当するものを除く。）の整備について適切な配慮をするものとする。

第三十条を第二十九条とし、第三十一条を第三十条とする。

第三十二条第一項中「巡回診療」の下に「、情報通信機器を活用した診療」を加え、「適切な」を「特別の」に改め、同条を第三十一条とし、第三十三条を第三十二条とする。

第三十四条の見出し中「推進等」を「促進等」に改め、同条第一項中「の推進」を「を促進するために必要な施策の充実」に改め、同条を第三十三条とする。

第三十五条の見出し中「推進」を「推進等」に改め、同条中「、及び」を「、及び軽減するため、並びに」に「孤立する」を「孤立し、及び地域経済の円滑な運営が著しく阻害される」に改め、同条に次の一項を加える。

2　国及び地方公共団体は、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれのある感染症が発生したことにより、小笠原諸島と小笠原諸島以外の地域との間の人の往来又は物資の流通が停滞し、又は制限された場合には、小笠原諸島において、住民の生活の安定及び地域経済の円滑な運営が著しく阻害されるおそれがあることに鑑み、当該場合における住民の生活に必要な物資の確保及び事業活動の継続について適切な配慮をするものとする。

第三十五条を第三十四条とする。

第三十六条第一項中「この条」を「この項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　国及び地方公共団体は、小笠原諸島における教育の特殊事情に鑑み、小笠原諸島に所在する公立学校の教職員（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）第二条第三項に規定する教職員及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）第二条第一項に規定する教職員をいう。次項及び第四項において同じ。）の定数の算定について特別の配慮をするものとする。

第三十六条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、「社会教育」の下に「（情報通信機器を活用して二以上の学校その他の教育機関の間で行われる教育を含む。）」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　地方公共団体は、小笠原諸島における教育の特殊事情に鑑み、小笠原諸島に所在する公立学校の教職員の配置について特別の配慮をするものとする。

4　国及び地方公共団体は、小笠原諸島における教育の充実に資するよう、小笠原諸島に所在する公立学校の教職員の待遇について適切な配慮をするものとする。

第三十六条を第三十五条とし、第三十七条を第三十六条とする。

第三十八条に次の一項を加える。

2　前項の交流には、小笠原諸島の学校に在籍する児童、生徒等と小笠原諸島の学校以外の学校に在籍する児童、生徒等との交流その他の子どもの教育の場における交流が含まれるものとする。

第三十八条を第三十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（移住の促進についての配慮）

第三十八条　国及び地方公共団体は、小笠原諸島への移住の促進を図るため、第二十六条及び第二十七条に定めるもののほか、小笠原諸島へ移住しようとする者への情報の提供、便宜の供与その他の小笠原諸島へ移住しようとする者の来訪及び滞在の促進について適切な配慮をするものとする。

第五十二条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第十八条第二項」を「第十七条第二項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「第十八条第三項」を「第十七条第三項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「第十八条第五項」を「第十七条第五項」に、「者」を「とき。」に改める。

附則第二項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同項ただし書中「平成三十六年度」を「令和十一年度」に改める。

附則第四項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

附則第六項中「平成三十六年分」を「令和十一年分」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第一条中奄美群島振興開発特別措置法附則第一項の改正規定及び第二条中小笠原諸島振興開発特別措置法附則第二項の改正規定（同項ただし書の改正規定を除く。）並びに附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

（奄美群島振興開発特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正前の奄美群島振興開発特別措置法第五条第一項に規定する振興開発計画に基づく事業で令和六年度以降に繰り越される国の負担金、補助金又は交付金に係るものは、第一条の規定による改正後の奄美群島振興開発特別措置法（以下この条において「新奄美法」という。）第五条第一項に規定する振興開発計画（以下この条において「新計画」という。）に基づく事業とみなして、新奄美法第六条第一項から第四項まで及び第二章第三節の規定を適用する。

2　新奄美法第四条第一項に規定する基本方針が定められるまでの間に、令和六年度の予算に係る国の負担金、補助金又は交付金に係る事業で新奄美法第一条に規定する奄美群島の振興開発のために緊急に実施する必要があるものとして国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が関係行政機関の長と協議して決定したものについては、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、新奄美法の規定を適用する。

3　新奄美法第四条第一項に規定する基本方針が定められた日から新計画が定められるまでの間に、令和六年度の予算に係る国の負担金、補助金又は交付金に係る事業で新奄美法第一条に規定する奄美群島の振興開発のために緊急に実施する必要があるものとして鹿児島県が国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣に協議し、その同意を得て決定したものについては、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、新奄美法の規定を適用する。この場合において、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、当該同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（次条第四項において「障害者総合支援法等一部改正法施行日」という。）の前日までの間における新奄美法第二十七条第二項の規定の適用については、同項中「同条第十九項」とあるのは、「同条第十八項」とする。

（小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正前の小笠原諸島振興開発特別措置法第六条第一項に規定する振興開発計画に基づく事業で令和六年度以降に繰り越される国の負担金又は補助金に係るものは、第二条の規定による改正後の小笠原諸島振興開発特別措置法（以下この条において「新小笠原法」という。）第六条第一項に規定する振興開発計画（以下この条において「新計画」という。）に基づく事業とみなして、新小笠原法第七条第一項の規定を適用する。

2　新小笠原法第五条第一項に規定する基本方針が定められるまでの間に、令和六年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で新小笠原法第四条第一項に規定する小笠原諸島の振興開発のために緊急に実施する必要があるものとして国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して決定したものについては、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。

3　新小笠原法第五条第一項に規定する基本方針が定められた日から新計画が定められるまでの間に、令和六年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で新小笠原法第四条第一項に規定する小笠原諸島の振興開発のために緊急に実施する必要があるものとして東京都が国土交通大臣に協議し、その同意を得て決定したものについては、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。この場合において、国土交通大臣は、当該同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4　障害者総合支援法等一部改正法施行日の前日までの間における新小笠原法第二十八条第二項の規定の適用については、同項中「同条第十九項」とあるのは、「同条第十八項」とする。

（政令への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（登録免許税法の一部改正）

第五条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第百四十二号中「第十八条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

（総務省設置法の一部改正）

第六条　総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表令和六年三月三十一日の項を削り、同表令和九年三月三十一日の項の次に次のように加える。

令和十一年三月三十一日	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

（農林水産省設置法の一部改正）

第七条　農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の表令和六年三月三十一日の項を削り、同表令和九年三月三十一日の項の次に次のように加える。

令和十一年三月三十一日	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

（国土交通省設置法の一部改正）

第八条　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項の表令和六年三月三十一日の項を削り、同表令和九年三月三十一日の項の次に次のように加える。

令和十一年三月三十一日	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
	奄美群島振興開発計画（奄美群島振興開発特別措置法第五条第一項に規定する奄美群島振興開発計画をいう。）に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。
	独立行政法人奄美群島振興開発基金の行う業務に関すること。
	小笠原諸島（小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島をいう。）の総合的な振興及び開発に関すること。

附則第四条中「令和六年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　伊藤信太郎
内閣総理大臣　岸田　文雄

特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の一部を改正する法律を公布する。

御名御璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第七号

特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の一部を改正する法律

特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法（平成二十七年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項、附則第三項の前の見出し、同項及び附則第四項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　令和六年度の国庫債務負担行為に係る特定防衛調達についての特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法第三条第一項の規定の適用については、同項中「前条に規定する会計年度の予算について財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十九条の閣議決定があったときは、遅滞なく」とあるのは、「特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和六年法律第七号）の施行後遅滞なく」とする。

所得税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

防衛大臣　木原　稔

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第八号

所得税法等の一部を改正する法律

（所得税法の一部改正）

第一条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第十七号中「含む」を「含み、同法第二十一条の三第一項第一号（贈与税の非課税財産）に規定する公益信託から給付を受けた財産に該当するものを除く」に改める。

第十一条第二項中「公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条（公益信託）」を「公益信託に関する法律（令和六年法律第　　号）第二条第一項第一号（定義）」に改め、「規定する公益信託」の下に「（第五十九条第一項第一号（贈与等の場合の譲渡所得等の特例）、第六十条第一項第一号（贈与等により取得した資産の取得費等）、第六十条の二第六項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例）、第六十条の三第六項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例）、第六十七条の三第八項（信託に係る所得の金額の計算）及び第七十八条第二項第四号（寄附金控除）において「公益信託」という。）」を加える。

第五十九条第一項第一号中「対するものに」を「対するもの及び公益信託の受託者である個人に対するもの（その信託財産とするためのものに限る。）に」に、「及び」を「並びに公益信託の受託者である個人に対するもの（その信託財産とするためのものに限る。）及び」に改める。

第六十条第一項第一号中「贈与」の下に「（公益信託の受託者に対するもの（その信託財産とするためのものに限る。次条第六項第二号及び第六十条の三第六項第二号（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例）において同じ。）を除く。）」を、「遺贈（一の下に「公益信託の受託者に対するもの（その信託財産とするためのものに限る。次条第六項第三号及び第六十条の三第六項第三号において同じ。）及び」を加え、同条第四項中「掲げる」の下に「贈与、」を加える。

第六十条の二第六項ただし書中「仮装し、」を「仮装し、かつ、」に改め、同項第二号中「を贈与」の下に「（公益信託の受託者に対するものを除く。以下この号において同じ。）」を加え、同項第三号中「遺贈（一の下に「公益信託の受託者に対するもの及び」を加える。

第六十条の三第六項第二号中「を贈与」の下に「（公益信託の受託者に対するものを除く。以下この号において同じ。）」を加え、同項第三号中「遺贈（一の下に「公益信託の受託者に対するもの及び」を加える。

第六十七条の三第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　公益信託の委託者（居住者に限る。以下この項において同じ。）がその有する資産を信託した場合には、当該資産を信託した時において、当該公益信託の委託者から当該公益信託の受託者に対して贈与（当該公益信託が信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第二号（信託の方法）に掲げる方法によつてされた場合には、遺贈）により当該資産の移転が行われたものとして、当該公益信託の委託者の各年分の各種所得の金額を計算するものとする。

第七十八条第二項に次の一号を加える。

四　公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金（出資に関する信託事務に充てられることが明らかなもの及び前三号に規定する寄附金に該当するものを除く。）

第七十八条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第二百四条第一項第三号中「支払われる診療報酬」の下に「（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十六条の九第二項（流行初期医療確保措置）の規定により都道府県知事から同項に規定する流行初期医療確保措置に係る事務を委託された同項に規定する支払基金から支払われる同条第一項に規定する流行初期医療の確保に要する費用を含む。）」を加える。

第二百二十八条の四第一項中「が百」を「が三十」に改める。

別表第一大学共同利用機関法人の項の次に次のように加える。

脱炭素成長型経済構造移行推進機構	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）

（法人税法の一部改正）

第二条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号の十四中「外国法人に国内にある資産又は負債として政令で定める資産又は」を「被現物出資法人である外国法人に国内にある不動産その他の政令で定める資産（以下この号において「国内不動産等」という。）、国内事業所等（内国法人にあつては第六十九条第四項第一号（外国税額の控除）に規定する本店等をいい、外国法人にあつては恒久的施設をいう。）を通じて行う事業に係る資産（外国法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の二十五以上に相当する数又は金額の株式を有する場合におけるその外国法人の株式を除く。）若しくは」に改め、「国内資産等」という。）」の下に「又は内国法人の工業所有権、著作権その他の政令で定める資産（以下この号において「無形資産等」という。）」を加え、「国内資産等の全部が当該外国法人の恒久的施設に属する」を「国内不動産等、国内資産等及び無形資産等の全部が当該移転により当該被現物出資法人である外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係る資産又は負債となる」に、「国外にある資産又は負債として政令で定める資産」を「第百三十八条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する本店等（以下この号において「本店等」という。）を通じて行う事業に係る資産（国内不動産等を除く。）」に、「国外資産等」を「外国法人国外資産等」に、「の外国法人に国外資産等」を「の外国法人に外国法人国外資産等」に、「国外資産等が」を「外国法人国外資産等の全部又は一部が当該移転により」に、「に属するものとして政令で定めるものに」を「を通じて行う事業に係る資産又は負債となるものに」に、「が外国法人に国外資産等」を「が外国法人に第六十九条第四項第一号に規定する国外事業所等を通じて行う事業に係る資産又は負債（以下この号において「国外資産等の全部又は一部が」を「内国法人国外資産等の全部又は一部が当該移転により」に、「恒久的施設に属しない」を「本店等を通じて行う事業に係る資産又は負債となる」に改め、同条第二十九号の二中「特定公益信託等」を「公益信託等」に改める。

第十二条第一項ただし書及び第三項中「特定公益信託等」を「公益信託等」に改め、同条第四項第二号中「特定公益信託等　第三十七条第六項（寄附金の損金不算入）に規定する特定公益信託等　公益信託等　公益信託に関する法律（令和六年法律第　　号）第二条第一項第一号（定義）に規定する公益信託」に改める。

第三十七条第四項中「この項及び次項」を「第六項まで」に改め、同条第六項を削り、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第一項の場合において、同項に規定する寄附金の額のうちに公益信託に関する法律第二条第一項第一号（定義）に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金（出資に関する信託事務に充てられることが明らかなもの及び第三項各号又は前項に規定する寄附金に該当するものを除く。）の額があるときは、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前項に規定する政令で定めるところにより計算した金額から同項の規定により第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入されない金額を控除した金額を超える場合には、当該控除した金額に相当する金額）は、第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入しない。ただし、公益法人等が支出した寄附金の額については、この限りでない。

第三十七条第九項中「、第四項」を「、第四項及び第五項」に、「第四項に」を「第四項又は第五項に」に、「同項」を「これらの規定」に、「又は第四項」を「から第五項まで」に改め、同条第十項中「第四項」の下に「又は第五項」を加え、同条第十二項中「第五項」を「第六項」に、「第四項」を「第五項」に改める。

第三十九条第一項第一号中「第三十九条」を「第四十条」に改め、同項第二号中「第十一条の八」を「第十一条の九」に改める。

第六十一条第二項を次のように改める。

2　内国法人が事業年度終了の時（以下この項及び次項において「期末時」という。）において有する短期売買商品等については、次の各号に掲げる短期売買商品等の区分に応じ当該各号に定める方法（第二号に掲げる短期売買商品等にあつては、同号に定める方法のうち当該内国法人が選定した方法（その方法を選定しなかつた場合には、同号ロに掲げる方法）とする。）により評価した金額をもつて、当該期末時における評価額とする。

一　短期売買商品等（暗号資産にあつては、市場暗号資産（活発な市場が存在する暗号資産として政令で定めるものをいう。次号において同じ。）に限るものとし、次に掲げるものを除く。）　時価法（期末時において有する短期売買商品等をその種類又は銘柄（以下この号において「種類等」という。）の異なるごとに区別し、その種類等の同じものについて、当該期末時における価額として政令で定めるところにより計算した金額をもつて当該短期売買商品等の当該期末時における評価額とする方法をいう。次号イ及び次項において同じ。）

イ　特定譲渡制限付暗号資産（譲渡についての制限その他の条件が付されている暗号資産であつてその条件が付されていることにつき適切に公表されるための手続が行われているものとして政令で定めるものをいう。次号において同じ。）

ロ　特定自己発行暗号資産（当該内国法人が発行し、かつ、その発行の時から継続して有する暗号資産（次号において「自己発行暗号資産」という。）であつてその時から継続して譲渡についての制限その他の条件が付されているものとして政令で定めるものをいう。第六項において同じ。）

二　市場暗号資産に該当する特定譲渡制限付暗号資産（自己発行暗号資産を除く。）　イ又はロに掲げる方法

イ　時価法

ロ　原価法（期末時において有する短期売買商品等について、当該期末時における帳簿価額をもつて当該短期売買商品等の当該期末時における評価額とする方法をいう。次号において同じ。）

三　前二号に掲げる短期売買商品等以外の短期売買商品等　原価法

第六十一条第三項中「事業年度終了の時」を「期末時」に、「を有する」を「（時価法により評価した金額（以下この項において「時価評価金額」という。）をもつてその期末時における評価額とするものに限る。以下この項及び次項において同じ。）を有する」に、「その時」を「その期末時」に、「当該事業年度」を「その期末時の属する事業年度」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「特定自己発行暗号資産に該当する」を削り、「とき」を「ことその他の政令で定める事実が生じたとき」に改め、「その該当しないこととなつた時において」を削り、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項中「手続」の下に「、第二項第二号に掲げる短期売買商品等の評価の方法の選定の手続」を加え、「第八項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とする。

第六十一条の六第一項中「第六十一条第八項」を「第六十一条第七項」に改め、同項第一号中「第六十一条第二項」を「第六十一条第三項」に改め、同条第二項中「第六十一条第九項」を「第六十一条第八項」に改め、同条第四項第二号中「第六十一条第八項」を「第六十一条第七項」に改める。

第六十一条の八第二項中「第六十一条第二項」を「第六十一条第三項」に改める。

第八十二条第二項第二号イ中「他の会社等がその支配持分を」を「第十四号イに規定する政府関係会社等のうち同号イに規定する国等の資産を運用することを主たる目的とするものとして政令で定めるものを除く。）であつて、その支配持分を他の会社等が」に、「に限る。）をいう」を「をいう。この場合において、当該他の会社等が当該政令で定める政府関係会社等であるときは、当該政令で定める政府関係会社等が直接又は間接に有する支配持分はないものとみなす」に改める。

第八十二条の二第二項第四号中「次に掲げる金額の合計額」を「イからハまでに掲げる金額の合計額からニに掲げる金額を控除した残額」に改め、同号に次のように加える。

ニ　当該対象会計年度に係る自国内最低課税額に係る税の額

第八十二条の二第四項第五号中「次に掲げる金額の合計額」を「イ及びロに掲げる金額の合計額からハに掲げる金額を控除した残額」に改め、同号に次のように加える。

ハ　当該対象会計年度に係る自国内最低課税額に係る税の額

第八十二条の二第四項第六号中「合計額（」を「合計額からニに掲げる金額を控除した残額（」に、「次に掲げる金額の合計額」を「イからハまでに掲げる金額の合計額からニに掲げる金額を控除した残額」に改め、同号に次のように加える。

ニ　当該対象会計年度に係る自国内最低課税額に係る税の額

第八十二条の二第十二項を同条第十五項とし、同条第十一項を同条第十四項とし、同条第十項中「から前項まで」を「、第七項及び前三項」に、「第六項中」を「第六項中「第二項第一号から第三号まで」とあるのは「第四項第一号から第三号まで」と、第七項中」に、「第七項中「ついて前項」を「第十項中「第六項から第八項までの規定」とあるのは「第六項及び第七項の規定」と、「第六項から第八項までのいずれか」に、「ついて第十項」を「第十三項」に、「前項」と、第八項」を「第六項又は第七項」と、第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項を同条第十二項とし、

同条第八項を同条第十一項とし、同条第七項中「前項」を「第六項から第八項まで」に、「同項」を「これらの規定」に、「規定の適用を」を「いずれかの規定の適用を」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項を同条第七項とし、同項の次に次の二項を加える。

8　特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（当該構成会社等の所在地国を所在地国とする構成会社等のうちに連結除外構成会社等（企業集団の計算書類において連結の範囲から除かれる構成会社等として財務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）が含まれるものに限る。）が各対象会計年度において次に掲げる要件のいずれかを満たす場合には、当該対象会計年度の当該所在地国に係る第二項第一号イに規定する当期国別国際最低課税額は、零とする。

一　イに掲げる金額がロに掲げる金額（零を超えるものに限る。）のうちに占める割合が百分の十五以上であること。

イ　当該所在地国を所在地国とする全ての構成会社等（連結除外構成会社等を除く。）の当該対象会計年度に係る調整後対象租税額及び我が国の租税に関する法令又はこれに相当するものにより国際的な租税に関する情報の交換のために提供された当該特定多国籍企業グループ等の当該対象会計年度に係る当該所在地国の税額に関する事項のうち財務省令で定めるものに係る金額（当該連結除外構成会社等に係る部分に限る。）の合計額として政令で定める金額

ロ　当該所在地国を所在地国とする全ての構成会社等（連結除外構成会社等を除く。）の当該対象会計年度に係る個別計算損失金額の合計額を減算した金額に、我が国の租税に関する法令又はこれに相当するものにより国際的な租税に関する情報の交換のために提供された当該特定多国籍企業グループ等の当該対象会計年度に係る当該所在地国の収入金額（当該連結除外構成会社等に係る部分に限る。）を加算した金額として政令で定める金額

二　前号ロに掲げる金額が当該対象会計年度の当該構成会社等に係る第二項第一号イ⑵に掲げる金額以下であること。

9　第三項の規定は、前項の所在地国を所在地国とする第三項に規定する特定構成会社等がある場合について準用する。この場合において、同項中「前項第一号から第三号まで」とあるのは、「第八項第一号」と読み替えるものとする。

第八十二条の二第五項の次に次の一項を加える。

6　特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等が我が国以外の国又は地域の租税に関する法令において自国内最低課税額に係る税を課することとされている場合において、各対象会計年度の当該自国内最低課税額に係る税が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該対象会計年度の当該構成会社等の所在地国に係る第二項第一号から第三号までに定める金額（当該構成会社等が無国籍構成会社等である場合にあつては、当該構成会社等の同項第四号から第六号までに定める金額）は、零とする。

一　当該自国内最低課税額に係る税に関する法令が、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税における前条第二十六号に規定する当期純損益金額の計算に関する規定と同様であると認められる規定が設けられている法令として政令で定めるものであること。

二　当該自国内最低課税額に係る税に関する法令が、最終親会社等又は被部分保有親会社等が当該対象会計年度開始の日からその終了の日までの期間において当該国又は地域を所在地国とする全ての構成会社等に係る持分の全てを有する場合にのみ自国内最低課税額に係る税を課することとされているものでないことその他の政令で定める要件を満たすものであること。

第百五十条の三第一項中「。第一号」を「。第一号イ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ　ロに掲げる場合以外の場合　当該特定多国籍企業グループ等の最終親会社等（第八十二条第十号に規定する最終親会社等をいう。ロ及び第三項において同じ。）の名称、当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の所在地国ごとの第八十二条の二第二項第一号イ⑶（国際最低課税額）に規定する国別実効税率の水準その他の財務省令で定める事項

ロ　当該内国法人が最終親会社等その他の財務省令で定める構成会社等に該当する場合　イに定める事項及び当該特定多国籍企業グループ等の第八十二条の二第一項に規定するグループ国際最低課税額に関する事項として財務省令で定める事項

第百五十条の三第一項第二号中「、第八項若しくは第九項」を「から第八項まで、第十一項若しくは第十二項」に、「を同条第十項」を「（同条第八項を除く。）を同条第十三項」に改め、同条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、当該代表して提供するものとされた法人に係る同項の規定の適用については、同項中「次項」とあるのは、「（次項前段の規定により当該事項を提供することを要しないこととされる法人に係る当該事項を含む。同項」とする。

第百五十条の三第三項中「（第八十二条第十号に規定する最終親会社等をいう。以下この項において同じ。）」を削り、「に相当する情報」を「当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人が第一項の規定により提供することとされているものの全部を含むものに限る。）に相当する情報」に改める。

附則第十九条の三を削る。

別表第二損害保険料率算出団体の項の次に次のように加える。

脱炭素成長型経済構造移行推進機構	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）

（相続税法の一部改正）

第三条　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第三号中「確実なもの」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同項第六号中「応じ」を「応じそれぞれ」に改め、同号イ中「すべて」を「全て」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「応じ」を「応じそれぞれ」に改め、同号イ中「すべて」を「全て」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　公益信託に関する法律（令和六年法律第　　号）第二条第一項第一号（定義）に規定する公益信託（第二十一条の三第一項第一号及び第四号において「公益信託」という。）の受託者が遺贈により取得した財産（その信託財産として取得したものに限る。）

第十二条第二項中「その」を「当該」に、「において、なお」を「までに」に、「をその」に、「供していない場合においては」を「供しない場合又は供しなくなつた場合には、同項の規定にかかわらず」に、「課税価格」を「相続税の課税価格」に改める。

第二十一条の三第一項第一号中「財産」の下に「及び公益信託から給付を受けた財産」を加え、同項第三号中「確実なもの」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同項第四号を次のように改める。

四　公益信託の受託者が贈与により取得した財産（その信託財産として取得したものに限る。）

第二十一条の三第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「同項」とあるのは「第二十一条の三第一項」と、「相続税」とあるのは「贈与税」と読み替えるものとする。

第五十九条第五項中「が百」を「が三十」に改める。

附則第二十四項を削る。

（登録免許税法の一部改正）

第四条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三の一の項の第三欄中「の取得登記又は」を「（賃借権を含む。以下同じ。）の取得登記（権利の保存、設定、転貸又は移転の登記をいう。以下同じ。）又は」に、「権利」を「権利（土地の所有権及び土地の上に存する権利をいう。以下同じ。）」に改め、同表の一の二の項の第三欄の第一号中「（賃借権を含む。以下同じ。）」及び「（権利の保存、設定、転貸又は移転の登記をいう。以下同じ。）」を削り、同欄の第二号中「（土地の所有権及び土地の上に存する権利をいう。以下同じ。）」を削り、同表の十六の項を次のように改める。

十六	脱炭素成長型経済構造移行推進機構	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）	事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記	第三欄の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。

（消費税法の一部改正）

第五条　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第九条第七項中「第十二条の二第三項」を「第十二条の二第四項」に改める。

第九条の二第三項中「第一項の規定」を「国外事業者以外の事業者が第一項の規定」に、「第一項の個人事業者又は法人が同項」を「当該事業者が第一項」に改める。

第十二条の二第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　その事業年度の基準期間がある外国法人（法人税法第二条第四号（定義）に規定する外国法人をいう。次条第五項において同じ。）が、当該基準期間の末日の翌日以後に国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した場合には、当該事業年度については、基準期間がないものとみなして、前二項の規定を適用する。

第十二条の三第一項中「者の」を「者について」に、「超えるもの」を「超える場合又は当該基準期間における総収入金額として政令で定めるところにより計算した金額（国若しくは地方公共団体が一般会計に係る業務として行う事業又は外国若しくは外国の地方公共団体が行う事業におけるものを除く。）が五十億円を超える場合における当該新規設立法人」に改め、同条第三項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第四項中「に規定する金額」を「の課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額」に、「超える」を「超える場合又は同項の総収入金額として政令で定めるところにより計算した金額が五十億円を超える場合に該当する」に改め、同条第五項中「前三項」を「第二項から前項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　その事業年度の基準期間が、当該基準期間の末日の翌日以後に国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した場合には、当該事業年度については、基準期間がないものとみなして、前各項の規定を適用する。

第十二条の四第三項中「が特例申告書」を「又は前項に規定する金地金等の仕入れ等が特例申告書」に、「同項」を「第一項又は前項」に、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、第三十七条第一項の規定の適用を受けない課税期間中に国内における金若しくは白金の地金その他これに類する資産として財務省令で定める資産（以下この項において「金地金等」という。）の課税仕入れ又は金地金等に該当する課税貨物の保税地域からの引取り（当該課税期間において第三十六条第一項又は第三項の規定の適用を受ける棚卸資産に係る課税仕入れ又は保税地域からの引取りを含む。以下この項において「金地金等の仕入れ等」という。）を行つた場合において、当該課税期間中の当該金地金等の仕入れ等の金額の合計額が高額である場合として政令で定める場合に該当するときは、当該金地金等の仕入れ等を行つた課税期間の翌課税期間から当該金地金等の仕入れ等を行つた課税期間の初日以後三年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間（その基準期間における課税売上高が千万円を超える課税期間及び第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条の二第一項、第十条第二項、第十一条第二項若しくは第四項、第十二条第二項から第四項まで若しくは第六項、第十二条の二第一項若しくは第二項、前条第一項若しくは第三項若しくは前二項の規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。）における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

第十四条第一項ただし書中「特定公益信託等」を「公益信託若しくは加入者保護信託」に改める。

第十五条の見出し中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改め、同条第一項中「法人課税信託（」を削り、「をいう。以下この条において同じ。）の」を「又は同項ただし書に規定する公益信託（以下この条において「法人課税信託等」という。）の」に、「法人課税信託の」を「法人課税信託等の」に改め、同条第二項から第六項まで、第八項、第十項、第十二項、第十四項及び第十五項中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改める。

第十五条の次に次の一条を加える。

（特定プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供に関するこの法律の適用）

第十五条の二　国外事業者が国内において行う電気通信利用役務の提供（事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。以下この条において同じ。）がデジタルプラットフォーム（不特定かつ多数の者が利用することを予定して電子計算機を用いた情報処理により構築された場であつて、当該場を介して当該場を提供する者以外の者が電気通信利用役務の提供を行うために、当該電気通信利用役務の提供に係る情報を表示することを常態として不特定かつ多数の者に電気通信回線を介して提供されるものをいう。以下この条において同じ。）を介して行われるものであつて、その対価について当該デジタルプラットフォームを提供する事業者（次項において「プラットフォーム事業者」という。）のうち同項の規定により国税庁長官の指定を受けた者（以下この条において「特定プラットフォーム事業者」という。）を介して収受するものである場合には、当該特定プラットフォーム事業者が当該電気通信利用役務の提供を行つたものとみなして、この法律の規定を適用する。

2　国税庁長官は、プラットフォーム事業者のその課税期間において、その提供するデジタルプラットフォームを介して国外事業者が国内において行う電気通信利用役務の提供に係る対価の額（対価として収受し、又は収受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、当該電気通信利用役務の提供に課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額（これらの税額に係る附帯税の額に相当する額を除く。）に相当する額がある場合には、当該相当する額を含む。第七項において同じ。）のうち当該プラットフォーム事業者を介して収受するものの合計額（当該課税期間が一年に満たない場合には、当該合計額を当該課税期間の月数（当該月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。同項において同じ。）で除し、これに十二を乗じて計算した金額）が五十億円を超える場合には、当該プラットフォーム事業者を、前項の規定により電気通信利用役務の提供を行つたとみなされる事業者として指定をするものとする。この場合において、当該指定は、次項の届出書の提出期限（その提出期限までに当該届出書の提出がない場合にあつては、当該指定に係る第四項の通知を発した日）から六月を経過する日の属する月の翌月の初日に、その効力を生ずる。

3　前項の規定により特定プラットフォーム事業者として指定を受けるべき者は、その課税期間に係る第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限（同項の規定による申告の義務がない場合にあつては、当該申告の義務があるとした場合の同項の規定による申告書の提出期限）までに、その旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。ただし、当該課税期間の末日において特定プラットフォーム事業者である者については、この限りでない。

4　国税庁長官は、第二項の規定により特定プラットフォーム事業者を指定したときは、当該特定プラットフォーム事業者に対し、書面によりその旨を通知する。この場合において、国税庁長官は、政令で定めるところにより、当該特定プラットフォーム事業者に係るデジタルプラットフォームの名称その他の政令で定める事項を速やかに公表しなければならない。

5　前項の通知を受けた特定プラットフォーム事業者は、第一項の規定が適用されることとなる電気通信利用役務の提供に係る国外事業者に対し、同項の規定が適用されることとなる旨及びその年月日を速やかに通知するものとする。

6　特定プラットフォーム事業者は、第四項の規定により公表された事項に変更があつたときは、その旨を記載した届出書を、速やかに、その納税地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。この場合において、国税庁長官は、政令で定めるところにより、変更があつた事項を速やかに公表しなければならない。

7　特定プラットフォーム事業者は、その課税期間から当該課税期間の初日から三年を経過する日の属する課税期間（以下この項において「第三年度の課税期間」という。）までのいずれの課税期間においても第一項の規定の適用を受ける電気通信利用役務の提供に係る対価の額の合計額（これらの課税期間のうち一年に満たない課税期間がある場合には、当該合計額を当該課税期間の月数で除し、これに十二を乗じて計算した金額）が五十億円以下である場合には、当該第三年度の課税期間に係る第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限までに、その旨その他財務省令で定める事項を記載した書面をその納税地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官に提出して、第二項の指定の解除を申請することができる。

8　国税庁長官は、前項の申請があつた場合には、遅滞なく、これを審査し、その申請に係る指定の解除をし、又は同項の場合に該当しないと認めるときは、その申請を却下する。

9　前項の規定により特定プラットフォーム事業者の指定が解除された事業者は、国税庁長官が第十二項の通知を発した日の翌日から同日以後六月を経過する日の属する月の末日までの間は、引き続き特定プラットフォーム事業者とみなして、第一項の規定を適用する。

10　特定プラットフォーム事業者は、第一項の規定の適用を受けるデジタルプラットフォームに係る事業を廃止した場合には、その旨を記載した届出書を、速やかに、その納税地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。

11　国税庁長官は、特定プラットフォーム事業者が次の各号に掲げるいずれかの事実に該当すると認めるときは、第二項の規定による特定プラットフォーム事業者の指定の解除をすることができる。

一　第一項の規定の適用を受けるデジタルプラットフォームに係る事業を廃止したと認められること。

二　消費税につき国税通則法第十七条第二項（期限内申告）に規定する期限内申告書の提出がなかつた場合において、当該提出がなかつたことについて正当な理由がないと認められること。

三　現に国税の滞納があり、かつ、その滞納額の徴収が著しく困難であること。

四　前三号に掲げるもののほか、消費税の徴収の確保に支障があると認められること。

12　国税庁長官は、第八項若しくは前項の規定により特定プラットフォーム事業者の指定を解除したとき、又は第八項の規定により申請を却下したときは、これらの処分に係る事業者に対し、書面によりその旨を通知する。この場合において、指定の解除に係る通知をしたときは、国税庁長官は、政令で定めるところにより、当該指定が解除された旨及び第一項の規定が適用されないこととなる年月日を速やかに公表しなければならない。

13　特定プラットフォーム事業者の指定の解除に係る前項の通知を受けた事業者は、第一項の規定が適用されないこととなる電気通信利用役務の提供に係る国外事業者に対し、同項の規定が適用されないこととなる旨及びその年月日を速やかに通知するものとする。

14　第一項の規定の適用を受ける特定プラットフォーム事業者の第九条第一項及び第三十七条第一項の規定の適用については、第九条第一項中「を除く」とあるのは「及び第十五条の二第一項の規定の適用を受ける同項に規定する特定プラットフォーム事業者を除く」と、第三十七条第一項中「及びその」とあるのは「、その」と、「国外事業者」とあるのは「国外事業者及び第十五条の二第一項の規定の適用を受ける同項に規定する特定プラットフォーム事業者」とする。

15　特定プラットフォーム事業者は、その課税期間に係る第四十五条第一項の規定による申告書（当該申告書に係る国税通則法第十八条第二項（期限後申告）に規定する期限後申告書を含む。）に第一項の規定の適用を受ける金額その他の財務省令で定める事項を記載した明細書を添付しなければならない。

16　前各項に定めるもののほか、事業者が特定プラットフォーム事業者のデジタルプラットフォームに係る事業を合併若しくは分割により承継し、又は当該事業を譲り受けた場合の手続その他この条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十条第十二項中「課税貨物」の下に「又は第八条第一項の規定により消費税が免除された物品」を、「こと」の下に「又は免除されたものであること」を加える。

第三十七条第一項中「事業者を」を「事業者及びその課税期間の初日において所得税法第二条第一項第八号の四（定義）又は法人税法第二条第十二号の十九（定義）に規定する恒久的施設を有しない国外事業者を」に、「同項に」を「第九条第一項に」に改め、同条第三項に次の一号を加える。

五　当該事業者が第十二条の四第三項に規定するときに該当するとき（前各号に掲げる場合に該当する場合を除く。）　同項に規定するときに該当する課税期間の初日から同日以後三年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間

第三十七条第四項中「又は」を「若しくは」に、「の初日」を「又は同項第五号に規定するときに該当する課税期間の初日」に改める。

第五十一条第一項中「特例輸入者」を「特例申告者」に改め、同条第三項中「特例申告書を」を「関税法第七条の二第一項に規定する特例委託輸入者が、特例申告書を」に、「者が」を「場合において」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　特例輸入者（関税法第七条の二第一項（申告の特例）に規定する特例輸入者をいう。以下この項において同じ。）が、特例申告書をその提出期限までに提出した場合において、当該特例申告書に記載した第四十七条第一項第二号に掲げる消費税額の合計額の全部又は一部の納期限に関し、当該特例申告書の提出期限までにその延長を受けたい旨の申請書を同項の税関長に提出したときは、当該税関長は、当該課税貨物に係る消費税については、前条第一項の規定にかかわらず、その納期限を二月以内に限り延長することができる。この場合において、当該税関長は、消費税の保全のために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該特例輸入者に対し、当該特例申告書に記載した消費税額の全部又は一部に相当する額の担保の提供を命ずることができる。

第五十七条第一項第二号の二中「又は第二項」を「から第三項まで」に改める。

第五十八条中「特例輸入者」を「特例申告者」に改める。

第六十条第四項中「法人」の下に「、第十四条第一項ただし書に規定する公益信託に係る第十五条第三項に規定する受託事業者（第八項において「公益信託受託事業者」という。）」を加え、同条第八項中「、別表第三に掲げる法人」の下に「、公益信託受託事業者」を加える。

第六十四条第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「した者」を「したとき。」に改め、同項第二号中「より」を「より、」に、「又は」を「若しくは」に、「受けた者」を「受け、又は第五十四条第一項若しくは第五十五条第二項若しくは第三項の規定による還付（国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求に基づく更正（同法第二十四条（更正）又は第二十六条（再更正）の規定による更正をいう。）によるものに限る。）を受けたとき。」に改め、同条第二項中「を提出した者に係るもの」を「又は国税通則法第二十三条第三項の更正請求書（第五十四条第一項の規定による還付を受けようとするものに限る。）を提出した場合」に改め、同条第三項及び第四項中「した者」を「したとき」に改め、同条第五項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改める。

第六十五条中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「した者」を「したとき。」に改め、同条第二号及び第三号中「提出した者」を「提出したとき。」に改め、同条第四号中「提供した者」を「提供したとき。」に改める。

第六十六条中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改める。

附則第十九条の二を削り、附則第十九条の三を附則第十九条の二とする。

別表第三中「附則第十九条の三」を「附則第十九条の二」に改め、同表第一号の表大学共同利用機関法人の項の次に次のように加える。

脱炭素成長型経済構造移行推進機構	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）

（酒税法の一部改正）

第六条　酒税法（昭和二十八年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第三十条の六第二項中「（特例申告」を「（申告の特例」に、「を行う者」を「（次項及び第四項において「特例申告」という。）を行う者（第四十六条において「特例申告者」という。）」に改め、同条第三項中「関税法第七条の二第二項に規定する」を削り、「行う者に限る。以下「特例輸入者」という」を「行う関税法第七条の二第一項に規定する特例委託輸入者に限る」に、「特例輸入者が」を「引き取ろうとする者が（その引取りに係る酒類につき特例申告を行う関税法第七条の二第一項に規定する特例委託輸入者に限る。）が、第三十条の三第一項の規定による申告書を同条第三項の提出期限内に提出した場合において、前条第一項の納期限内に納期限の延長についての申請書を第三十条の三第一項の税関長に提出したときは、当該税関長は、当該引き取ろうとする者が酒類の販売代金の回収に相当期間を要することその他これに類する事由により当該申告書に記載した同項第四号に掲げる酒税額の全部又は一部に相当する酒税を当該納期限内に納付することが著しく困難であると認められる場合に限り、一月以内、当該酒税額の全部又は一部に相当する酒税の納期限を延長することができる。この場合において、当該税関長は、酒税の保全のため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該引き取ろうとする者に対し、当該引き取ろうとする者に対し、当該酒税額の全部又は一部に相当する担保の提供を命ずることができる。

3　酒類を保税地域から引き取ろうとする者（その引取りに係る酒類につき特例申告を行う関税法第七条の二第一項に規定する特例輸入者に限る。）が、第三十条の三第一項の規定による申告書を同条第三項の提出期限内に提出した場合において、前条第一項の納期限内に納期限の延長についての申請書を第三十条の三第一項の税関長に提出したときは、当該税関長は、当該引き取ろうとする者が酒類の販売代金の回収に相当期間を要することその他これに類する事由により当該申告書に記載した同項第四号に掲げる酒税額の全部又は一部に相当する酒税を当該納期限内に納付することが著しく困難であると認められる場合に限り、一月以内、当該酒税額の全部又は一部に相当する担保の提供を命ずることができる。この場合において、当該税関長は、酒税の保全のため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該引き取ろうとする者に対し、当該引き取ろうとする者に対し、当該酒税額の全部又は一部に相当する担保の提供を命ずることができる。

（たばこ税法の一部改正）

第七条　たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項中「（特例申告」を「（申告の特例」に、「を行う者」を「（次項及び第四項において「特例申告」という。）を行う者（第二十五条において「特例申告者」という。）」に改め、同条第三項中「関税法第七条の二第二項に規定する」を削り、「行う者に限る。以下「特例輸入者」という」を「行う関税法第七条の二第一項に規定する特例委託輸入者に限る」に、「特例輸入者が」を「引き取ろうとする者が」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　製造たばこを保税地域から引き取ろうとする者（その引取りに係る製造たばこにつき特例申告を行う関税法第七条の二第一項に規定する特例輸入者に限る。）が、第十八条第一項の規定による申告書を同条第三項の提出期限内に提出した場合において、第二十条第一項の納期限内に納期限の延長についての申請書を第十八条第一項の税関長に提出したときは、当該税関長は、当該引き取ろうとする者が製造たばこの販売代金の回収に相当期間を要することその他これに類する事由により当該申告書に記載した同項第四号に掲げるたばこ税額の全部又は一部に相当するたばこ税を当該納期限内に納付することが著しく困難であると認められる場合に限り、一月以内、当該たばこ税額の全部又は一部に相当するたばこ税の納期限を延長することができる。この場合において、当該税関長は、たばこ税の保全のために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該引き取ろうとする者に対し、当該たばこ税額の全部又は一部に相当する担保の提供を命ずることができる。

第二十五条中「特例輸入者」を「特例申告者」に改める。

（揮発油税法の一部改正）

第八条　揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「（特例申告」を「（申告の特例」に、「を行う者」を「（次項及び第四項において「特例申告」という。）を行う者（第二十四条において「特例申告者」という。）」に改め、同条第三項中「関税法第七条の二第二項に規定する」を削り、「行う者に限る。第二十四条において「特例輸入者」という。）を「行う関税法第七条の二第一項に規定する特例委託輸入者に限る」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　揮発油を保税地域から引き取ろうとする者（その引取りに係る揮発油につき特例申告を行う関税法第七条の二第一項に規定する特例輸入者に限る。）が、第十一条第一項の税関長に提出したときは、当該税関長は、二月以内、当該申告書に記載された引取りに係る納付すべき税額の納期限を延長することができる。この場合において、揮発油税の保全のために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該引き取ろうとする者に対し、当該申告書に記載された引取りに係る納付すべき税額の全部又は一部に相当する担保の提供を命ずることができる。

第二十四条中「特例輸入者」を「特例申告者」に改める。

（石油石炭税法の一部改正）

第九条　石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「（特例申告」を「（申告の特例」に、「を行う者」を「（次項及び第四項において「特例申告」という。）を行う者（第二十一条において「特例申告者」という。）」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「関税法第七条の二第二項に規定する」を削り、「行う者に限る。第二十一条において「特例輸入者」という」を「行う関税法第七条の二第一項に規定する特例委託輸入者に限る」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　原油等を保税地域から引き取ろうとする者（その引取りに係る原油等につき特例申告を行う関税法第七条の二第一項に規定する特例輸入者に限る。）が、第十四条第一項の規定による申告書を同条第三項の提出期限内に提出した場合において、前条第一項の納期限内に納期限の延長についての申請書を第十四条第一項の税関長に提出したときは、当該税関長は、二月以内、当該申告書に記載された同項第四号に掲げる石油石炭税額の納期限を延長することができる。この場合において、当該税関長は、石油石炭税の保全のために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該引き取ろうとする者に対し、当該申告書に記載された同号に掲げる石油石炭税額の全部又は一部に相当する担保の提供を命ずることができる。

第二十一条中「特例輸入者」を「特例申告者」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第十条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第十二号の非課税物件の欄に次のように加える。

1　公益信託に関する法律（令和六年法律第　号）第二条第一項第一号（定義）に規定する公益信託の信託行為に関する契約書（同法第六条（公益信託の効力）の規定による行政庁の認可又は同法第二十二条第一項（公益信託の併合等の認可）の規定による行政庁の認可（併合に係るものに限る。）を受けた後に作成されるものに限る。）	
別表第三国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）第十四条第一項第一号から第八号まで（業務の範囲）の業務及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）第六条第一項第一号（機構による特定通信・放送開発事業の推進）の業務に関する文書の項を削り、同表外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第八十七条第一号及び第六号（同条第一号の業務に係る業務に限る。）（業務の範囲）の業務に関する文書の項の次に次のように加える。	
脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）第五十四条第一項各号（業務の範囲）に掲げる業務に関する文書	脱炭素成長型経済構造移行推進機構
古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第十四条第一項第一号（都市緑化支援機構の業務の特例）に掲げる業務として行う同法第十三条第一項（都市緑化支援機構による特定土地保全業務）に規定する対象土地の買入れ及び同法第十四条第一項第四号に掲げる業務として行う同法第十三条第一項に規定する対象土地の譲渡並びに都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第七十条第一号（支援機構の業務）に掲げる業務として行う同法第七十七条の二第一項（都市緑化支援機構による特定緑地保全業務）に規定する対象土地の買入れ及び同法第七十条第四号に掲げる業務として行う同項に規定する対象土地の譲渡に係る不動産の譲渡に関する契約書	都市緑化支援機構

別表第三高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百三十九条第一項各号（支払基金の業務）に掲げる業務、同法附則第十一条第一項（病床転換助成事業に係る支払基金の業務）に規定する業務及び介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百六十条第一項各号（支払基金の業務）に掲げる業務に関する文書の項中「業務及び」を「業務」に、「業務に」を「業務及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十六条の二十五第一項各号（支払基金の業務）に掲げる業務に」に改める。

（国税通則法の一部改正）

第十一条　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第四項中「六月」を「一年」に改める。

第六十八条第一項中「仮装し、」の下に「かつ、」を、「納税申告書」の下に「又は第二十三条第三項（更正の請求）に規定する更正請求書（次項において「更正請求書」という。）」を加え、同条第二項中「仮装し、」の下に「かつ、」を、「後に納税申告書」の下に「若しくは更正請求書」を加え、同条第三項中「仮装し、」の下に「かつ、」を加える。

第七十四条の四第一項中「特例輸入者（同法第三十条の六第二項」に、「特例輸入者を」を「特例申告者（同法第三十条の六第二項」に、「特例輸入者を」を「特例申告者を」に改め、同項第四号中「特例輸入者」を「特例申告者」に改める。

（国税徴収法の一部改正）

第十二条　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「第三十九条」を「第四十一条」に改め、「又は第四十一条（人格のない社団等に係る第二次納税義務）」を削る。

第四十条を次のように改める。

（偽りその他不正の行為により国税を免れた株式会社の役員等の第二次納税義務）

第四十条　偽りその他不正の行為により国税を免れ、又は国税の還付を受けた株式会社、合資会社又は合同会社がその国税（その附帯税を含む。以下この条において同じ。）を納付していない場合において、その株式会社、合資会社又は合同会社に対し滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められるとき（合資会社にあつては、第三十三条（合名会社等の社員の第二次納税義務）の無限責任社員に対し滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合に限る。）は、その偽りその他不正の行為をしたその株式会社の役員又はその合資会社若しくは合同会社の業務を執行する有限責任社員（その役員又は有限責任社員を判定の基礎となる株主又は社員として選定した場合にその株式会社、合資会社又は合同会社が法人税法第六十七条第二項（特定同族会社の特別税率）に規定する会社に該当する場合におけるその役員又は有限責任社員に限る。以下この条において「特定役員等」という。）は、その偽りその他不正の行為により免れ、若しくは還付を受けた国税の額又はその株式会社、合資会社若しくは合同会社の財産のうち、その偽りその他不正の行為があつた時以後に、その特定役員等が移転を受けたもの及びその特定役員等が移転をしたもの（その株式会社、合資会社又は合同会社の取引の内容その他の事情を勘案して、当該取引の相手方との間で通常の取引の条件に従つて行われたと認められるその株式会社、合資会社又は合同会社の各事業年度の収益に係る売上原価、販売費又は一般管理費の額の基因となる取引その他の政令で定める取引として移転をしたものを除く。）の価額のいずれか低い額を限度として、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。

第百三十三条第三項中「前項」を「税務署長は、前項」に、「における換価代金等の交付については、政令で定めるところによる」を「には、換価代金等を供託しなければならない。この場合（前項の規定により換価代金等を交付することができない場合に限る。）において、税務署長は、その旨を異議に関係を有する者に通知しなければならない」に改め、同条に次の七項を加える。

4　前項の場合において、確定判決、異議に関係を有する者の全員の同意その他の理由により換価代金等の交付を受けるべき者及び金額が明らかになつたときは、これに従つて配当しなければならない。この場合において、税務署長は、その配当を受けるべき者に配当額支払証を交付するとともに、同項の規定により供託した供託所に支払委託書を送付しなければならない。

5　前項の規定による配当を受けるべき者に対する供託所の支払は、同項の支払委託書に基づき行うものとする。

6　第三項の規定による供託がされた場合における当該供託に係る債権者は、その供託の事由が消滅したときは、直ちに、その旨を税務署長に届け出なければならない。

7　税務署長は、第三項の規定による供託がされた場合において、その供託がされた日（この項の規定による催告によりその供託に係る供託の事由が消滅していない旨の届出をした場合にあつては、最後に当該届出をした日）から前項の規定による届出がされることなく二年を経過したときは、当該供託に係る債権者に対し、その供託に係る供託の事由が消滅しているときは同項の規定による届出をし、又はその供託に係る供託の事由が消滅していないときはその旨の届出をすべき旨を催告しなければならない。

8　前項の規定による催告を受けた当該供託に係る債権者が、催告を受けた日から十四日以内に第六項の規定による届出又は前項の供託の事由が消滅していない旨の届出をしないときは、税務署長は、当該供託に係る債権者を除外して第四項の規定により供託金について換価代金等の配当を実施する旨の決定をすることができる。

9　前項の決定は、当該供託に係る債権者が当該決定の告知を受けた日から七日を経過した日にその効力を生ずる。ただし、当該供託に係る債権者が当該七日の期間が経過するまでに第六項の規定による届出又は第七項の供託の事由が消滅していない旨の届出をしたときは、この限りでない。

10　当該供託に係る債権者が第七項に規定する期間を経過する前に税務署長にその供託に係る供託の事由が消滅していない旨の届出をしたときは、同項の規定の適用については、同項の供託の事由が消滅していない旨の届出があつたものとみなす。

第百五十九条第五項第二号及び第三号中「六月」を「一年」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第十三条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六節　その他の特例（第四十一条の三の三―第四十一条の三の十二の二）」を「第五節の二　令和六年分における特別税額控除（第四十一条の三の三―第四十一条の三の十）」に、「第三節の三　沖縄の認定法人の課税の特例（第六十条）」を「第三節の三　沖縄の認定法人の課税の特例（第六十一条）」に、「第三節の四　国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例（第六十一条の三）」を「第三節の四　特許権等の譲渡等による所得の課税の特例（第五十九条の三）」に、「第五節の二　その他の税の特例（第六十条）」を「第六節　その他の特例（第四十一条の三の十一―第四十二条の三）」に改める。

第四条の五第二項中「同条第三項の規定又は」を削り、同条第九項中「、同条第三項中「支出した金銭」とあるのは「支出した金銭（租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額に相当する部分を除く。）」と」を削る。

第五条の三の見出し中「利子等」を「利子」に改め、同条第一項中「又は剰余金の配当（以下この条において「利子等」という。）」を削り、「利子等に」を「利子に」に改め、「又は第八条の二第一項第二号に掲げる社債的受益権」を削り、同条第二項中「発行者（特定振替社債等のうち第四項第七号ホに掲げるものにあつては、同号ホに掲げるものに係る特定目的信託の資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百二十四条に規定する原委託者。以下この条（同項第一号を除く。）において同じ。）」を「発行をする者」に、「発行者との」を「発行をする者との」に、「利子等」を「利子」に改め、同条第三項及び第四項第七号中「利子等」を「利子」に、「発行者」を「発行をする者」に改め、同号ホを削り、同号ヘを同号ホとし、同号トからリまでを同号ヘから

チまでとし、同条第七項及び第八項中「利子等」を「利子」に改め、同条第九項中「利子等に」を「利子に」に改め、同項の表前条第三項の項中「利子等の」を「利子の」に、「振替地方債の利子」を「振替地方債」に、「特定振替社債等の利子等」を「特定振替社債等」に改め、同表前条第六項の項中

第一項及び前項	次条第一項及び第三項	
第三条の二及び	第三条の二、第八条の二及び	

を

第一項及び前項	次条第一項及び第三項	
第三条の二及び	第三条の二、第八条の二及び	

に、「の利子等」を「の利子」に、「振替地方債の利子」を「振替地方債」に改め、「の同項に規定する利子等」を削り、

受ける利子	受けるこれらの規定に規定する利子等
「当該利子等」とあるのは「当該利子」	第八条の二第一項中「（以下」とあるのは「（第五条の三第三項後段の規定の適用があるものを除く。以下」と、同条第五項中「配当等の支払を受ける居住者又は非居住者及びその」とあるのは「配当等（第五条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）の支払を受ける居住者又は非居住者及びその」
第五条の二第五項後段	第五条の三第三項後段

を

第五条

に改め、同表前条第十九の二第五項後段

第五条の三第三項後段	

に改め、同表前条第十九項の表第六項の項の項中

「特定振替機関等）」と、「当	特定振替機関等）」と、第八条の二第一項
同条第十九項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する特定受託者）」と、「当	同条第九項において準用する第五条の二第十九項の規定により読み替えられた第五条の三第一項に規定する特定受託者）」と、第八条の
同条第十九項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する特定受託者）」と、「当	同条第九項において準用する第五条の二第十九項の規定により読み替えられた第五条の三第一項に規定する特定受託者）」と、「当
第十九	
三第一	
二第一	

を

同条第十九項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する特定受託者）」と、「当
同条第九項において準用する第五条の二第十九項の規定により読み替えられた第五条の三第一項に規定する特定受託者）」と、「当

に改め、同表第十項中「発行者」を「発行をした者」に、「利子等」を「利子」に改め、同条第十一項中「利子等」を「利子」に改める。

第八条第一項中「。第三号」を「。第四号」に改め、「資産の流動化に関する法律」の下に「（平成十年法律第百五号）」を加え、同項第一号中「第三号及び第四号」を「第四号及び第五号」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　特定管理方法（社債（所得税法第二条第一項第九号に規定する社債であつて、金融商品取引法第二十九条の二第一項第八号に規定する権利に該当するものをいう。以下この号、次項第二号及び第三項第二号において同じ。）の譲渡についての制限を付すことその他の政令で定める要件を満たす方法をいう。以下この号、次項第二号及び第三項第二号において同じ。）により金融機関の固有財産として保管され、又は同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。次項第二号及び第三項第二号において「金融商品取引業者」という。）若しくは同法第二条第十一項に規定する登録金融機関（次項第二号及び第三項第二号において「登録金融機関」という。）に特定管理方法による保管の委託がされた社債の利子（前号に規定する金融機関の当該保管の委託がされた社債の利子で政令で定めるものを除く。）

第八条第二項中「政令で定めるもの（」の下に「第二号及び」を加え、「前項第一号又は第四号に掲げるもの（次項において「公社債の利子等」という。）」を「次に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前項第一号又は第五号に掲げる公社債の利子又は社債的受益権の剰余金の配当

二　特定管理方法により金融商品取引業者等の固有財産として保管され、又は他の金融商品取引業者若しくは登録金融機関に特定管理方法による保管の委託がされた社債の利子

第八条第三項中「ものとして政令で定める公社債の利子等」を「公社債の利子又は社債的受益権の剰余金の配当で次に掲げるもののうち政令で定めるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第一項第一号又は第五号に掲げる公社債の利子又は社債的受益権の剰余金の配当

二　金融商品取引業者又は登録金融機関に特定管理方法による保管の委託がされた社債の利子

第八条第四項及び第六項中「第一項第三号」を「第一項第四号」に改める。

第十条第一項第一号中「次号に掲げる場合以外の場合」を「増減試験研究費割合が零以上である場合（第三号に掲げる場合を除く。）」に、「増減試験研究費割合」を「当該増減試験研究費割合」に改め、「（当該割合が百分の一未満であるときは、百分の一）」を削り、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　増減試験研究費割合が零に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。）　百分の八・五から、その満たない部分の割合に二十五分の八・五（次に掲げる年分にあつては、それぞれ次に定める割合）を乗じて計算した割合（当該割合が零に満たないときは、零）

イ　令和十一年以前の年分　三十分の八・五

ロ　令和十二年分及び令和十三年分　二十七・五分の八・五

第十条第三項中「次の各号に掲げる年分の区分に応じ」を削り、同条第八項第一号中「、当該金額を控除した金額」を「当該金額を控除した金額とし、当該個人が居住者である場合の当該個人の同法第九十五条第四項第一号に規定する国外事業所等を通じて行う事業に係る費用の額を除く。」に改める。

第十条の四第三項第一号中「百分の五」の下に「（その承認地域経済牽引事業が地域の事業者に対して著しい経済的効果を及ぼすものとして政令で定めるものである場合には、百分の六）とする。」を加える。

第十条の四の二第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、「規定する特定業務施設」の下に「（同号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものを含む。以下この項において「特定業務施設」という。）」を「取得価額」の下に「（その特定建物等に係る一の特定業務施設を構成する建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が八十億円を超える場合には、八十億円にその特定建物等の取得価額が当該合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額。第三項において「基準取得価額」という。）」を加え、同条第三項中「取得価額」を「基準取得価額」に改める。

第十条の五第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条第二項中「認定事業者」の下に「（地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた個人に限る。）」を加え、「（当該個人の」を「（当該」に、「（地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものに限る。）について計画の認定を受けた日」を「に係る基準日」に改め、同条第三項第十五号中「適用年の前々年の一月一日から当該適用年の十二月三十一日までの間に」を削り、「受けた個人」の下に「（当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る基準日が適用年の前々年の一月一日から当該適用年の十二月三十一日までの期間内であるものに限る。）」を加え、「計画の認定を受けた日」を「基準日」に、

「当該個人の当該計画の認定に係る特定業務施設のみを当該個人の事業所とみなした場合における基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた」を「イに掲げる数のうちロに掲げる数に達するまでの」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該個人の当該計画の認定に係る特定業務施設のみを当該個人の事業所とみなした場合における基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた数

ロ　当該個人の当該計画の認定に係る特定業務施設のみを当該個人の事業所と、当該個人の特定雇用者のみを当該個人の雇用者と、それぞれみなした場合における基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた数

第十条の五第三項第十五号を同項第十六号とし、同項第十一号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十号中「第十四号」を「第十五号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号中「適用年の前々年の一月一日から当該適用年の十二月三十一日までの間に」を削り、「受けた個人」の下に「（当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る基準日が適用年の前々年の一月一日から当該適用年の十二月三十一日までの期間内であるものに限る。）」を加え、同号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を削り、同項第一号中「当該計画の認定を受けた日」を「当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る基準日」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　特定業務施設　地域再生法第五条第四項第五号に規定する特定業務施設で、同法第十七条の二第六項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る計画の認定をした同条第一項に規定する認定都道府県知事が作成した同法第八条第一項に規定する認定地域再生計画に記載されている同号イ又はロに掲げる地域（当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が同法第十七条の二第一項第二号に掲げる事業に関するものである場合には、同号に規定する地方活力向上地域）において当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従つて整備されたものをいう。

二　基準日　地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた個人の当該計画の認定を受けた日（当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が特定業務施設の新設に係るものである場合には、当該特定業務施設を事業の用に供した日）をいう。

第十条の五第五項中「及びその前年」を「並びにその前年及び前々年」に改める。

第十条の五の四第一項中「及び令和六年」を「から令和九年まで」に改め、「あるとき」の下に「（その年十二月三十一日において当該個人の常時使用する従業員の数が二千人を超える場合には、給与等の支給額の引上げの方針、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第二条第四項に規定する下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針その他の政令で定める事項を公表している場合として政令で定める場合に限る。）」を加え、「百分の十五」を「百分の十」に、「に掲げる要件の全て」を「のうち二以上の号に掲げる要件」に、「各号に定める割合を」を「二以上の号に定める割合を、「次項に」を「次項から第四項までに」に改め、同項各号を次のように改める。

一　継続雇用者給与等支給増加割合が百分の四以上であること　百分の五（継続雇用者給与等支給増加割合が百分の五以上である場合には百分の十とし、継続雇用者給与等支給増加割合が百分の七以上である場合には百分の十五とする。）

二　次に掲げる要件の全てを満たすこと　百分の五

イ　当該個人のその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額（その個人の教育訓練費に充てるため他の者（その個人が非居住者である場合の所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。第五項第三号において同じ。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）からその比較教育訓練費の額を控除した金額の当該比較教育訓練費の額に対する割合が百分の十以上であること。

ロ　当該個人のその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額の当該個人の雇用者給与等支給額に対する割合が百分の〇・〇五以上であること。

三　その年十二月三十一日において次に掲げる者のいずれかに該当すること　百分の五

イ　次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第十五条の三第一項に規定する特例認定一般事業主

ロ　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十三条第一項に規定する特例認定一般事業主

第十条の五の四第七項中「又は第二項」を「から第四項まで」に、「並びに」を「及び」に、「及び第二項」を「から第四項まで」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「前三項」を「第五項から前項まで」に、「又は第二項」を「から第四項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「第一項の」を「第一項又は第二項の」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　第四項の規定は、第三項の規定の適用を受けた年以後の各年分の確定申告書に繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合で、かつ、第四項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

第十条の五の四第四項を同条第六項とし、同条第三項第三号中「を除く」を「及び役務の提供の対価として支払を受ける金額を除く。以下この号において「補塡額」という」に、「当該金額」を「当該補塡額」に改め、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九　特定個人　常時使用する従業員の数が二千人以下の個人をいう。

第十条の五の四第三項に次の一号を加える。

十一　繰越税額控除限度超過額　個人の適用年の前年以前五年内の各年（当該適用年まで連続して青色申告書を提出している場合の各年に限る。）における中小事業者税額控除限度額のうち、第三項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該適用年の前年以前四年内の各年分の総所得金額に係る所得税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。

第十条の五の四第三項を同条第五項とし、同条第二項中「令和六年」を「令和九年」に、「前項」を「前二項」に、「に掲げる要件の全て」を「のうち二以上の号に掲げる要件」に、「各号に定める割合を」を「二以上の号に定める割合を」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　次に掲げる要件の全てを満たすこと　百分の十

イ　当該中小事業者のその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額からその比較教育訓練費の額を控除した金額の当該比較教育訓練費の額に対する割合が百分の五以上であること。

ロ　当該中小事業者のその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額の当該中小事業者の雇用者給与等支給額に対する割合が百分の〇・〇五以上であること。

第十条の五の四第二項に次の一号を加える。

三　次に掲げる要件のいずれかを満たすこと　百分の五

イ　その年において次世代育成支援対策推進法第十三条の認定を受けたこと（同法第二条に規定する次世代育成支援対策の実施の状況が良好な場合として財務省令で定める場合に限る。）。

ロ　その年十二月三十一日において次世代育成支援対策推進法第十五条の三第一項に規定する特例認定一般事業主に該当すること。

ハ　その年において女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第九条の認定を受けたこと（同法第四条の女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供及び同条の雇用環境の整備の状況が良好な場合として財務省令で定める場合に限る。）。

ニ　その年十二月三十一日において女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十三条第一項に規定する特例認定一般事業主に該当すること。

第十条の五の四第二項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　青色申告書を提出する個人の各年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において当該個人の雇用者給与等支給額がその比較雇用者給与等支給額を超える場合において、当該個人が繰越税額控除限度超過額を有するときは、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該個人のその年における繰越税額控除限度超過額が当該個人のその年分の調整前事業所得税額の百分の二十に相当する金額（その年において前三項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

第十条の五の四第一項の次に次の一項を加える。

2　青色申告書を提出する個人が、令和七年から令和九年までの各年（前項の規定の適用を受ける年、令和七年以後に事業を開始した個人のその開始した日の属する年及びその事業を廃止した日の属する年を除く。）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合で、かつ、その年十二月三十一日において特定個人に該当する場合において、その年において当該個人の継続雇用者給与等支給額からその継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合（第一号において「継続雇用者給与等支給増加割合」という。）が百分の三以上であるときは、当該個人のその年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該個人のその年の控除対象雇用者給与等支給増加額（その年において第十条の五の規定の適用を受ける場合には、同条の規定による控除を受ける金額の計算の基礎となつた者に対する給与等の支給額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額）に百分の十（その年において次の各号に掲げる要件を満たす場合には、百分の十に当該各号に定める割合（その年において次の各号のうち二以上の号に掲げる要件を満たす場合には、当該二以上の号に定める割合を合計した割合）を加算した割合）を乗じて計算した金額（以下この項において「特定税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該特定税額控除限度額が、当該個人のその年分の調整前事業所得税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一　継続雇用者給与等支給増加割合が百分の四以上であること　百分の十五

二　次に掲げる要件の全てを満たすこと　百分の五

イ　当該個人のその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額がその比較教育訓練費の額を控除した金額の当該比較教育訓練費の額に対する割合が百分の十以上であること。

ロ　当該個人のその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額の当該個人の雇用者給与等支給額に対する割合が百分の〇・〇五以上であること。

三　次に掲げる要件のいずれかを満たすこと　百分の五

イ　その年十二月三十一日において次世代育成支援対策推進法第十五条の三第一項に規定する特例認定一般事業主に該当すること。

ロ　その年において女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第九条の認定を受けたこと（同法第四条の女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供及び同条の雇用環境の整備の状況が特に良好な場合として財務省令で定める場合に限る。）。

ハ　その年十二月三十一日において女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十三条第一項に規定する特例認定一般事業主に該当すること。

第十条の五の六第一項中「第二十一条の二十八」を「第二十一条の三十五第一項」に、「第二十一条の十六第二項」を「第二十一条の二十三第二項」に改め、同条第五項中「産業競争力強化法第二十一条の十六第一項」を「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の施行の日から令和八年三月三十一日までの間にされた産業競争力強化法第二十一条の二十二第一項の認定に係る同法第二十一条の二十三第一項」に、「第二十一条の十三第二項第三号」を「第二十一条の二十第二項第二号」に、「この項及び第九項」を「この条」に、「同号」を「同法第二十一条の二十第二項第二号」に改め、「又は同条第十四項に規定する需要開拓商品生産設備」を削り、「生産工程効率化等設備等」を「生産工程効率化等設備」に、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の施行の日から令和六年三月三十一日まで」を「当該認定の日から同日以後三年を経過する日まで」に、「生産工程効率化等設備等で」を「生産工程効率化等設備で」に、「生産工程効率化等設備等を」を「生産工程効率化等設備を」に、「生産工程効率化等設備に」を「生産工程効率化等設備等に」に、「計算上、当該生産工程効率化等設備等」を「計算上、当該生産工程効率化等設備」に、「（当該生産工程効率化等設備等」を「（当該生産工程効率化等設備」に、「する生産工程効率化等設備等」を「する生産工程効率化等設備」に、「供した生産工程効率化等設備等」を「供した生産工程効率化等設備」に改め、同項ただし書及び同条第六項中「生産工程効率化等設備等」を「生産工程効率化等設備」に改め、同条第八項中「金額）を」を「残額）を」に改め、同条第九項中「個人で」の下に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の施行の日から令和八年三月三十一日までの間にされた産業競争力強化法第二十一条の二十二第一項の認定に係る」を加え、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の施行の日から令和六年三月三十一日まで」を「当該認定の日から同日以後三年を経過する日まで」に、「記載された生産工程効率化等設備等」を「記載された生産工程効率化等設備」に、「生産工程効率化等設備等に」を「生産工程効率化等設備に」に、「供した当該生産工程効率化等設備等」を「供した当該生産工程効率化等設備」に、「の百分の五（当該生産工程効率化等設備等のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるものについては、百分の十）に相当する」を「に次の各号に掲げる生産工程効率化等設備の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」に、「生産工程効率化等設備等税額控除限度額」を「生産工程効率化等設備税額控除限度額」に、「金額）」を「残額）」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第十条第八項第六号に規定する中小事業者（次号において「中小事業者」という。）が事業の用に供した生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるもの　百分の十四

二　次に掲げる生産工程効率化等設備　百分の十

イ　中小事業者が事業の用に供した生産工程効率化等設備のうち前号に掲げるもの以外のもの

ロ　中小事業者以外の個人が事業の用に供した生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に著しく資するものとして政令で定めるもの

三　前二号に掲げるもの以外の生産工程効率化等設備　百分の五

第十条の五の六第十項及び第十一項中「生産工程効率化等設備等」を「生産工程効率化等設備」に改め、同条第十二項第一号中「第二十一条の十五第一項」を「第二十一条の二十二第一項」に、「第二十一条の十六第二項」を「第二十一条の二十三第二項」に、「第二十一条の二十八」を「第二十一条の三十五第一項」に改め、同項に次の一号を加える。

三　第五項及び第九項の規定　令和六年四月一日前に産業競争力強化法第二十一条の二十二第一項の認定の申請がされた認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画（同日以後に同法第二十一条の二十三第一項の規定による変更の認定の申請がされた場合において、その変更の認定があつたときは、その変更後のものを除く。）に記載された生産工程効率化等設備で同日以後に取得又は製作若しくは建設をされたもの

第十条の五の六第十三項中「生産工程効率化等設備等」を「生産工程効率化等設備」に改める。

第十条の六第一項第九号中「第十条の五の四第一項」の下に「から第四項まで」を加え、「同項に」を「それぞれ同条第一項に」に改め、「控除した金額」の下に「、同条第二項に規定する特定税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額、同条第三項に規定する中小事業者税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控

除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額」を加え、同項第十号を削り、同項第十一号を同項第十号とし、同項第十二号中「生産工程効率化等設備等税額控除限度額」を「生産工程効率化等設備税額控除限度額」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十三号を同項第十二号とし、同条第二項中「又は第十条の五の三第四項」を「、第十条の五の三第四項又は第十条の五の四第四項」に改め、同条第三項中「又は第十条の五の三第五項」を「、第十条の五の三第五項又は第十条の五の四第五項第十一号」に改め、同条第五項中「令和六年」を「令和九年」に、「第十一号又は第十二号」を「第十号又は第十一号」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　次に掲げる場合のいずれにも該当する場合　当該個人の第十条の五の四第五項第三号に規定する継続雇用者給与等支給額（ロ及び第七項において「継続雇用者給与等支給額」という。）からその同条第五項第四号に規定する継続雇用者比較給与等支給額（以下この号及び第七項において「継続雇用者比較給与等支給額」という。）を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の一以上であること。

(1)　当該対象年の十二月三十一日において当該個人の常時使用する従業員の数が二千人を超える場合

(2)　当該対象年が事業を開始した日の属する年、相続若しくは包括遺贈により事業を承継した日の属する年及び事業の譲渡若しくは譲受けをした日の属する年のいずれにも該当しない場合であつて当該対象年の前年分の事業所得の金額が零を超える場合として政令で定める場合又は当該対象年が事業を開始した日の属する年、相続若しくは包括遺贈により事業を承継した日の属する年若しくは事業の譲渡若しくは譲受けをした日の属する年に該当する場合

ロ　イに掲げる場合以外の場合　当該個人の継続雇用者給与等支給額がその継続雇用者比較給与等支給額を超えること。

第十条の六第五項第二号中「百分の三十」の下に「（前号イ(1)及び(2)に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、百分の四十）」を加える。

第十一条の四第一項及び第二項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条に次の一項を加える。

5　前項に定めるもののほか、第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十一条の四の次に次の一条を加える。

（生産方式革新事業活動用資産等の特別償却）

第十一条の五　青色申告書を提出する個人で農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和六年法律第　　号）第八条第三項に規定する認定生産方式革新事業者であるものが、同法の施行の日から令和九年三月三十一日までの間に、当該認定生産方式革新事業者として行う同法第二条第三項に規定する生産方式革新事業活動（同法第七条第三項に規定する措置を含む。）の用に供するための次に掲げる機械その他の減価償却資産（以下この項及び次項において「生産方式革新事業活動用資産等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は生産方式革新事業活動用資産等を製作し、若しくは建設して、これを当該個人の当該生産方式革新事業活動の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該生産方式革新事業活動用資産等をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該生産方式革新事業活動用資産等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該生産方式革新事業活動用資産等について同項の規定により計算した償却費の額と次の各号に掲げる生産方式革新事業活動用資産等の区分に応じ当該各号に定める金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該生産方式革新事業活動用資産等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一　農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律第八条第三項に規定する認定生産方式革新実施計画に記載された同法第七条第四項第一号に規定する設備等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物のうち、同法第二条第一項に規定する農作業の効率化等を通じた農業の生産性の向上に著しく資するものとして政令で定めるもの　その取得価額の百分の三十二（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の十六）に相当する金額

二　農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律第八条第三項に規定する認定生産方式革新実施計画に記載された同法第七条第四項第二号に規定する設備等を構成する機械及び装置のうち、当該認定生産方式革新実施計画に係る同法第二条第三項に規定する農業者等が行う同項に規定する生産方式革新事業活動の促進に特に資するものとして政令で定めるもの　その取得価額の百分の二十五に相当する金額

2　第十一条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける生産方式革新事業活動用資産等の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十一条の五第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

3　第十一条第三項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

第十二条第四項中「（次の表の第一号の上欄に掲げる地区にあつては、令和三年四月一日）」を削り、「（同欄に掲げる地区及び同表の第四号」を「まで（次の表の第一号」に、「令和六年三月三十一日まで）」を「令和三年四月一日から令和九年三月三十一日まで）」に改め、同項の表の第四号を削る。

第十三条の二第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、「もの（この下に「開発研究（新たな製品の製造又は新たな技術の発明に係る試験研究として政令で定めるものをいう。）の用に供されるものを除く。」を加え、同条第二項を次のように改める。

2　前項の規定の適用を受けた年において同項の規定により当該輸出事業用資産の償却費として必要経費に算入した金額がその年における同項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額に満たない場合には、その年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該輸出事業用資産の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定（当該輸出事業用資産について前項の規定の適用を受けるときは、同項の規定を含む。）にかかわらず、当該輸出事業用資産の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入する金額（その年の翌年において当該輸出事業用資産につき前項の規定の適用を受ける場合には、当該翌年における同項の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額に相当する金額）とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

第十三条の二第三項中「第一項の規定又は前項において準用する前条第二項」を「前二項」に改め、同条を第十三条とする。

第十四条第三項及び第四項中「第十三条第二項」を「前条第二項」に改める。

第十五条第一項中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四条第一項」を「物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第六条第一項」に、「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「第五条第一項」を「第七条第一項」に、「第二条第三号」を「第四条第三号」に改め、「特定流通業務施設」の下に「（以下この項において「特定流通業務施設」という。）」を、「各年分」の下に「（当該倉庫用建物等が物資の流通の効率化に関する法律第四条第二号に規定する流通業務の省力化に特に資するものとして政令で定める要件を満たす特定流通業務施設であることにつき財務省令で定めるところにより証明がされた年分に限る。）」を加える。

第十九条に次の一項を加える。

3　個人の有する減価償却資産につきその年の前年以前の各年において第一項各号に掲げる規定のうちいずれか一の規定の適用を受けた場合には、当該減価償却資産については、当該いずれか一の規定以外の同項各号に掲げる規定は、適用しない。

第二十六条第二項第二号中「若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法の規定に基づく介護扶助のための介護（同法第十五条の二第一項第四号に掲げる施設介護のうち同条第四項に規定する介護療養施設サービスに限る。）」を削り、同項第四号中「若しくは同法」を「又は同法」に改め、「又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法の規定によって施設介護サービス費を支給することとされる被保険者に係る指定介護療養施設サービスのうち当該施設介護サービス費の額の算定に係る当該指定介護療養施設サービスに要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分」を削る。

第二十八条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　前項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、個人の締結していた同号に規定する共済契約につき解除があつた後同号に規定する共済契約を締結した当該個人がその解除の日から同日以後二年を経過する日までの間に当該共済契約について支出する同号に掲げる掛金については、適用しない。

第二十八条の二第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第二十九条の二第一項ただし書中「次項において「権利行使価額」という。）」を「次項第三号において「権利行使価額」という。）（当該特定新株予約権に係る付与決議の日において、当該特定新株予約権に係る契約を締結した株式会社がその設立の日以後の期間が五年未満のものである場合には当該権利行使価額を二で除して計算した金額とし、当該株式会社がその設立の日以後の期間が五年以上二十年未満であることその他の財務省令で定める要件を満たすものである場合には当該権利行使価額を三で除して計算した金額とする。以下この項（第三号を除く。）及び次項第三号において同じ。）」に改め、同項第六号を次のように改める。

六　当該新株予約権の行使により取得をする株式につき、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ　当該行使に係る株式会社と金融商品取引業者又は金融機関で政令で定めるもの（以下この条において「金融商品取引業者等」という。）との間であらかじめ締結される新株予約権の行使により交付をされる当該株式会社の株式の振替口座簿（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿をいう。以下この条において同じ。）への記載若しくは記録、保管の委託又は管理及び処分に係る信託（以下この条において「管理等信託」という。）に関する取決め（当該振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託に係る口座又は当該管理等信託に係る契約が権利者の別に開設され、又は締結されるものであること、当該口座又は契約においては新株予約権の行使により交付をされる当該株式会社の株式以外の株式を受け入れないことその他の政令で定める要件が定められるものに限る。）に従い、政令で定めるところにより、当該取得後直ちに、当該株式会社を通じて、当該金融商品取引業者等の振替口座簿に記載若しくは記録を受け、又は当該金融商品取引業者等の営業所若しくは事務所（第四項において「営業所等」という。）に保管の委託若しくは管理等信託がされること。

ロ　当該行使に係る株式会社と当該契約により当該新株予約権を与えられた者との間であらかじめ締結される新株予約権の行使により交付をされる当該株式会社の株式（譲渡制限株式に限る。ロにおいて同じ。）の管理に関する取決め（当該管理に係る契約が権利者の別に締結されるものであること、当該株式会社が、新株予約権の行使により交付をされる当該株式会社の株式につき帳簿を備え、権利者の別に、当該株式の取得その他の異動状況に関する事項を記載し、又は記録することによつて、当該株式を当該株式と同一銘柄の他の株式と区分して管理をすることその他の政令で定める要件が定められるものに限る。）に従い、政令で定めるところにより、当該取得後直ちに、当該株式会社により管理がされること。

第二十九条の二第二項第一号中「提出した」を「提出（当該書面の提出に代えて行う電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下この項及び次項において同じ。）による当該書面に記載すべき事項の提供を含む。）をした」に改め、同項第二号中「提出した」を「提出（当該書面の提出に代えて行う電磁的方法による当該書面に記載すべき事項の提供を含む。）をした」に改め、同項第三号中「提出した」を「提出（当該書面の提出に代えて行う電磁的方法による当該書面に記載すべき事項の提供を含む。次号において同じ。）をした」に改め、同項第四号中「書面」の下に「（電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。）を含む。）」を加え、「記載した」を「記載し、又は記録した」に改め、同条第三項中「書面の」の下に「同項第一号から第三号までに規定する」を、「これらの書面」の下に「（電磁的方法により提供されたこれらの書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）」を加え、同条第四項中「もの（第一項第六号」を「もの（第一項第六号イ」に、「、又は」を「、若しくは」に、「ものに」を「もの又は同号ロに規定する取決めに従い同号ロに規定する株式会社（当該株式会社を法人税法第二条第十一号に規定する被合併法人とする合併により同項第六号ロに規定する管理に係る契約の移転を受けた当該合併に係る同条第十二号に規定する合併法人その他の財務省令で定める法人を含む。以下この項及び第七項において同じ。）により管理がされているものに」に改め、「又は遺贈（」の下に「公益信託に関する法律（令和六年法律第　号）第二条第一項第一号に規定する公益信託の受託者に対するものであつてその信託財産とするためのもの及び」を加え、「を第一項第六号」を「を第一項第六号イ」に、「する場合」を「し、又は当該取締役等の特定株式を同号ロに規定する取決めに従い引き続き当該取締役等の特定株式の管理をしていた同号ロに規定する株式会社により管理をさせる場合」に、「で第一項第六号」を「で、第一項第六号イ」に、「されているものを」を「され、又は同号ロに規定する取決めに従い引き続き当該取締役等の特定株式の管理をしていた同号ロに規定する株式会社により管理がされているものを」に改め、同項第一号中「又は管理等信託」を「若しくは管理等信託又は第一項第六号ロに規定する株式会社による管理に係る契約」に、「第一項第六号」を「同号イ又はロ」に改め、同項第二号中「贈与（法人に対するもの」の下に「及び公益信託に関する法律第二条第一項第一号に規定する公益信託（以下この号において「公益信託」という。）の受託者である個人に対するもの（その信託財産とするためのものに限る。）」を加え、「及び」を「並びに公益信託の受託者である個人に対するもの（その信託財産とするためのものに限る。）及び」に改め、同項第三号中「第一項第六号」を「第一項第六号イ又はロ」に改め、同条第七項中「第一項第六号」を「第一項第六号イ又はロ」に、「従い」を「従い」に、「つき」を「つき、」に、「、又は」を「、若しくは」に、「は、」を「又は管理をしている同号ロに規定する株式会社は、」に改め、「受入れ」の下に「若しくは取得」を加え、同条第九項中「受入れ」の下に「若しくは取得」を加える。

第三十条第二項第五号中「又は遺贈（」を「、遺贈（公益信託に関する法律第二条第一項第一号に規定する公益信託（以下この号において「公益信託」という。）の受託者に対するもの（その信託財産とするためのものに限る。）及び」に改め、「限る。）」の下に「又は贈与（公益信託の受託者に対するもの（その信託財産とするためのものに限る。）」を加える。

第三十条の二第一項中「令和六年」を「令和八年」に改める。

第三十三条第一項第七号中「入漁権」の下に「、漁港水面施設運営権」を加える。

第三十三条の三第三項中「及び個人」を「並びに公益信託に関する法律第二条第一項第一号に規定する公益信託（以下この項において「公益信託」という。）の受託者である個人に対するもの（その信託財産とするためのものに限る。）及び個人」に改め、「贈与（法人に対するもの」の下に「及び公益信託の受託者である個人に対するもの（その信託財産とするためのものに限る。）」を加え、「建築施設の部分（同法」を「建築施設の部分（都市再開発法」に改める。

第三十四条第二項第三号中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、「（都市緑地法第十七条第三項の規定により買い取られる場合には、政令で定める場合に限る。）」を削り、同号の次に次の二号を加える。

三の二　古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第十三条第一項に規定する対象土地が同条第四項の規定により同項の都市緑化支援機構に買い取られる場合（当該都市緑化支援機構が公益社団法人又は公益財団法人であることその他の政令で定める要件を満たす場合に限る。）

三の三　都市緑地法第十七条の二第一項に規定する対象土地が同条第四項の規定により同項の都市緑化支援機構に買い取られる場合（当該都市緑化支援機構が公益社団法人又は公益財団法人であることその他の政令で定める要件を満たす場合に限る。）

第三十四条第二項第四号中「（政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）」を削り、「政令で定める場合」を「当該文化財保存活用支援団体が公益社団法人又は公益財団法人であることその他の政令で定める要件を満たす場合」に改め、同項第七号中「（政令で定めるものに限る。）」を削り、「場合」の下に「（当該農地中間管理機構が公益社団法人又は公益財団法人であることその他の政令で定める要件を満たす場合に限る。）」を加える。

第三十四条の二第二項第三号中「令和五年十二月三十一日」を「令和八年十二月三十一日」に改める。

第三十六条の二第一項及び第二項並びに第三十六条の五中「令和五年十二月三十一日」を「令和七年十二月三十一日」に改める。

第三十七条の十三第一項中「の取得に要した金額」の下に「として政令で定める金額」を加え、「当該取得に要した」を「当該政令で定める」に改め、同条第二項中「かつ、」の下に「同項に規定する」を「要した」の下に「金額として政令で定める」を加える。

第三十七条の十四第五項第三号ロ中「以下第七項まで」を「第五号ロ」に改め、同項第六号ハ中「又は当該」を「、当該」に、「上場株式等のうち」を「上場株式等又は当該口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、若しくは当該口座に保管の委託がされている上場株式等について与えられた新株予約権の行使により取得をした上場株式等その他の政令で定めるもののうち」に改め、同項第七号ロ中「の第一号に規定する」を「（勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書その他財務省令で定める書類が添付されたもの、第九号に規定する勘定廃止通知書記載事項又は第十号に規定する非課税口座廃止通知書記載事項の記載がされたもの及び当該非課税口座開設届出書の第一号に規定する提出と併せて行われる電磁的方法による当該勘定廃止通知書記載事項又は当該非課税口座廃止通知書記載事項の提供があるものを除く。次項及び第七項において同じ。）の当該」に、「又は非課税口座廃止通知書」を「若しくは非課税口座廃止通知書その他財務省令で定める書類」に改め、「提出された場合」の下に「、当該勘定廃止通知書記載事項若しくは当該非課税口座廃止通知書記載事項の記載がされて非課税口座開設届出書の提出がされた場合又は電磁的方法による当該勘定廃止通知書記載事項若しくは当該非課税口座廃止通知書記載事項の提供がされた場合」を加え、同項第九号中「事項」の下に「（以下この条において「勘定廃止通知書記載事項」という。）」を加え、同項第十号中「事項」の下に「（以下この条において「非課税口座廃止通知書記載事項」という。）」を加え、同条第十項中「又は非課税口座廃止通知書」を「若しくは非課税口座廃止通知書その他財務省令で定める書類」に、「添付しなければ」を「添付し、勘定廃止通知書記載事項若しくは非課税口座廃止通知書記載事項を記載し、又は非課税口座開設届出書の提出と併せて行われる電磁的方法による勘定廃止通知書記載事項若しくは非課税口座廃止通知書記載事項の提供をしなければ」に改め、同条第十一項中「非課税口座廃止通知書」の下に「その他財務省令で定める書類」を、「もの」の下に「、勘定廃止通知書記載事項又は非課税口座廃止通知書記載事項の記載がされたもの及び当該非課税口座開設届出書の提出と併せて行われる電磁的方法による勘定廃止通知書記載事項又は非課税口座廃止通知書記載事項の提供があるもの」を加え、同条第十四項第二号ただし書中「又は非課税口座廃止通知書の提出」を「若しくは非課税口座廃止通知書その他財務省令で定める書類の提出又は電磁的方法による勘定廃止通知書記載事項若しくは非課税口座廃止通知書記載事項の提供

所得等の非課税）の規定による所得税（当該所得税に係る同項の財産の価額が当該財産の同条第一項に規定する贈与又は遺贈を受けた同項に規定する公益法人等の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入された場合における当該所得税を除く。）」とする。

二　前項後段の規定の適用を受けた公益法人等（第一項第二号に掲げる者に限る。）に対する国税通則法の規定の適用については、同法第七条の二第一項及び第二項中「事由に」とあるのは「事由又は公益信託に関する法律（令和六年法律第　　号）第三十三条第三項（信託法の適用関係）の規定により読み替えて適用する信託法第五十六条第一項に規定する特定終了事由に」とする。

三　前項後段の規定の適用を受ける公益法人等が第一項第二号に規定する公益信託の受託者である場合において、当該公益信託の受託者が二以上あるときは、当該公益信託の信託事務を主宰する受託者（以下この項、第十一項及び第十二項において「主宰受託者」という。）を前項後段に規定する個人とみなして同項後段の規定を適用する。この場合において、当該主宰受託者に課する同項後段の財産に係る所得税については、当該主宰受託者以外の受託者は、その所得税について、連帯納付の責めに任ずる。

四　前号に規定する所得税を主宰受託者以外の受託者から徴収する場合における国税通則法第四十三条第一項の規定の適用については、同項中「国税の徴収」とあるのは「公益信託に関する法律第二条第一項第一号（定義）に規定する公益信託の租税特別措置法第四十条第四項第三号（国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税）に規定する主宰受託者（以下この項において「主宰受託者」という。）以外の受託者（以下この項において「連帯受託者」という。）の同号に規定する連帯納付の責任に係る所得税の徴収」と、「その国税の納税地」とあるのは「当該所得税の納税地又は当該連帯受託者が当該公益信託の主宰受託者であつたとした場合における当該所得税の納税地」とする。

第四十条第五項各号中「第十六項」を「第十八項」に改め、同条第六項中「、合併」の下に「（信託法第五十六条第二項の規定による合併を除く。）」を、「財産等を」及び「法人又は」の下に「当該」を加え、同条第七項中「による解散」の下に「及び信託法第五十六条第一項第四号に掲げる事由による解散」を加え、「以下この項において「解散引継法人」という」を「第一項第一号に掲げる者に限る」に、「移転しよう」を「移転し、又は類似の公益信託に関する法律第二条第一項第二号に規定する公益事務（次項及び第十二項において「公益事務」という。）をその目的とする公益信託（その公益信託の受託者が第一項第二号に掲げる者に該当する者であるものに限る。）の信託財産としよう」に、「解散引継法人等」という。）は」に、「解散引継法人等がその移転を受け、又は当該公益信託の信託財産として受け入れた」に改め、同条第八項中「第十四項」を「第十六項」に、「、第一項」を「、第一項第一号」に、「同条第十七号」を「同条第二十号」に、「以下この項において「引継法人」という」を「第一項第一号に掲げる者に限る」に、「贈与しよう」を「贈与し、又は類似の公益事務をその目的とする公益信託（その公益信託の受託者が第一項第二号に掲げる者に該当する者であるものに限る。）の信託財産としよう」に、「贈与の日の」を「贈与の日又は当該信託財産とする日（以下この項において「贈与等の日」という。）の」に、「贈与の日その他」を「贈与等の日その他」に、「贈与の日以後」を「贈与等の日以後」に、「引継法人は」を「他の公益法人等又は当該公益信託の受託者（以下この項において「引継法人等」という。）は」に、「引継法人が当該贈与を受けた」を「引継法人等が当該贈与を受け、又は当該公益信託の信託財産として受け入れた」に改め、同条第九項中「第一項」を「第一項第一号」に改め、同条第十項中「第十八項」を「第二十項」の下に「第一項第一号に掲げる者であつて、」を加え、同条第二十項中「第十八項」を「第二十項」に、「第十七項」を「第十九項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項を同条第二十一項とし、同条第十八項を同条第二十項とし、同条第十七項を同条第十九項とし、同条第十六項中「第十項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項を同条第十七項とし、同条第十四項を同条第十六項とし、同条第十三項中「第十一項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「引継法人」を「引継法人等」に、「（当該当初法人が当該贈与につき同項に規定する書類を当該贈与の日」を「又は同項に規定する引継財産を同項に規定する公益信託の信託財産として受け入れた場合（当該当初法人が当該贈与又は当該信託財産とすることにつき同項に規定する書類を同項に規定する贈与等の日」に、「及び第十項」を「、第十項」に、「限る。）に」を「限る。）及び第十一項に規定する引継受託者が同項に規定する当初受託者から任務終了事由等により同項に規定する財産等の移転を受けた場合（当該当初受託者が当該移転につき同項に規定する書類を同項に規定する認可又は届出の日の前日までに提出しなかつた場合に限る。）に」に、「受けた場合に」を「受けた場合又は当該引継財産を当該公益信託の信託財産として受け入れた場合に」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項中「合併に」を「同項に規定する合併に」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項の次に次の二項を加える。

11　特定贈与等を受けた第一項第二号に規定する公益信託の受託者（以下この項において「当初受託者」という。）が、次の各号に掲げる事由（当該事由により第一項後段の承認を取り消すことができる場合（当該特定贈与等をした者の所得に係る所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められることその他の事由により当該承認を取り消すことができる場合に限る。）の当該事由を除く。第十四項において「任務終了事由等」という。）により当該当初受託者に係る第三項に規定する財産等を当該各号に掲げる事由の区分に応じ当該各号に定める者（公益信託に関する法律第十二条第一項に規定する新受託者（第一号において「新受託者」という。）の選任若しくは同法第七条第二項各号に掲げる事項の変更につき同法第十二条第一項の認可を受け、又は同項ただし書に規定する新受託者の選任につき同法第十四条第一項の規定による届出がされた当該公益信託の受託者（第一項第二号に掲げる者に該当するものに限る。以下この項において「引継受託者」という。）に移転しようとする場合において、当該認可又は届出の日の前日までに、政令で定めるところにより、当該認可又は届出の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出したときは、当該認可又は届出の日以後は、当該引継受託者は当該特定贈与等に係る公益法人等と、当該引継受託者がその移転を受けた資産は当該特定贈与等に係る財産と、それぞれみなして、この条の規定を適用する。この場合において、当該当初受託者が二以上あるときは、その主宰受託者が当該書類を納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。

一　当該当初受託者の任務の終了　新受託者

二　当該当初受託者である法人の合併　当該合併後存続する法人又は当該合併により設立する法人

三　当該当初受託者である法人の分割　当該分割により受託者としての権利義務を承継する法人

12　特定贈与等を受けた第一項第二号に規定する公益信託（以下この項において「当初公益信託」という。）の受託者が、公益信託の終了（当該公益信託の終了に係る事由により第一項後段の承認を取り消すことができる場合（当該特定贈与等をした者の所得に係る所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められることその他の事由により当該承認を取り消すことができる場合として政令で定める場合に限る。）の当該公益信託の終了を除く。）により当該当初公益信託の受託者に係る第三項に規定する財産等を他の公益法人等（第一項第一号に掲げる者であつて、当該当初公益信託に係る公益信託に関する法律第四条第二項第三号に規定する帰属権利者となるべき者に該当するものに限る。）に移転し、又は類似の公益事務をその目的とする他の公益信託（その公益信託の受託者が第一項第二号に掲げる者であつて、当該当初公益信託に係る同条第二項第三号に規定する帰属権利者となるべき者に該当する者であるものに限る。）の信託財産としようとする場合において、当該公益信託の終了の日の前日までに、政令で定めるところにより、当該公益信託の終了の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出したときは、当該公益信託の終了の日以後は、当該他の公益法人等又は当該他の公益信託の受託者（以下この項において「帰属権利者」という。）は当該特定贈与等に係る公益

法人等と、当該帰属権利者がその移転を受け、又は当該他の公益信託の信託財産として受け入れた資産は当該特定贈与等に係る財産と、それぞれみなして、この条の規定を適用する。この場合において、当該当初公益信託の受託者が二以上あるときは、その主宰受託者が当該書類を納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。

第四十一条第一項中「第二十九項」を「第三十一項」に、「第十八項、第十九項、第二十五項」を「第二十項、第二十一項、第二十七項」に、「第三十三項」を「第三十五項」に、「第十三項」を「第十五項」に、「第十五項」を「第十七項」に、「第十六項」を「第十八項」に、「第二十一項及び第三十二項」を「第二十三項及び第三十四項」に改め、同条第五項中「第十四項」を「第十六項」に改め、同条第六項中「第二十二項」を「第二十四項」に、「第二十三項」を「第二十五項」に、「第二十六項、第二十九項及び第三十二項」を「第二十八項、第三十一項及び第三十四項」に改め、同条第十項中「家屋をいう。以下この項」の下に「、第十三項」を加え、「第二十二項」を「第二十四項」に、「第二十六項」を「第二十八項」に、「第三十二項」を「第三十四項」に、「第十六項及び第十七項」を「第十三項、第十八項及び第十九項」に、「及び次項」を「、次項及び第十三項」に、「第二十九項」を「第三十一項」に、「第二十三項」を「第二十五項」に改め、同項第三号中「次項」の下に「及び第十三項第二号」を加え、同項第四号中「次項」の下に「及び第十三項第一号」を加え、同条第十一項第一号中「この項」の下に「及び第十三項第一号」を加え、同条第三十八項を同条第四十項とし、同条第三十四項から第三十七項までを二項ずつ繰り下げ、同条第三十三項中「第十三項、第二十九項」を「第十五項、第三十一項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十二項第一号中「第二十項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十一項中「第二十九項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十項を同条第三十二項とし、同条第二十九項中「第三十二項」を「第三十四項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十八項中「第二十六項」を「第二十八項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十七項を同条第二十九項とし、同条第二十六項中「第二十九項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十五項を同条第二十七項とし、同条第二十一項から第二十四項までを二項ずつ繰り下げ、同条第二十項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「特例居住用家屋」を「小規模居住用家屋」に改め、「次に掲げるもの」の下に「のうち令和六年十二月三十一日以前に建築確認を受けているもの」を加え、「第二十九項及び第三十二項」を「第三十一項及び第三十四項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「おいて」の下に「小規模居住用家屋（」を加え、「（以下この項及び」を「をいう。」に改め、「次項において」の下に「同じ。）で令和五年十二月三十一日以前に建築基準法第六条第一項の規定による確認（次項において「建築確認」という。）を受けているもの（以下この項において」を加え、「第二十九項及び第三十二項」を「第三十一項及び第三十四項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項を同条第十九項とし、同条第十六項中「第十三項」を「第十五項」に、「第二十二項」を「第二十四項」に、「第二十三項」を「第二十五項」に、「第二十六項、第二十九項及び第三十二項」を「第二十八項、第三十一項及び第三十四項」に改め、同条第十五項中「第十三項」を「第十五項」に、「第十七項」を「第十九項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項を同条第十六項とし、同条第十三項中「第十六項」を「第十八項」に、「第二十二項」を「第二十四項」に、「第二十三項」を「第二十五項」に、「第二十六項、第二十九項及び第三十二項」を「第二十八項、第三十一項及び第三十四項」に改め、同条第十二項中「第十四項」を「第十六項」に、「第十七項」を「第十九項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第十三項」を「第十五項」に、「第十七項」を「第十九項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「第十二項」を「第十四項」に、「第十三項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第十一項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第十項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第九項」を「第十一項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第八項」を「第十項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第七項」を「第九項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第六項」を「第八項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第五項」を「第七項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「第四項」を「第六項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同条の次に次の二項を加える。

13　個人で、年齢四十歳未満であつて配偶者を有する者、年齢四十歳以上であつて年齢四十歳未満の配偶者を有する者又は年齢十九歳未満の所得税法第二条第一項第三十四号に規定する扶養親族を有する者（以下この項において「特例対象個人」という。）が、第十項の規定を適用する場合（認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得をし、かつ、当該認定住宅等の新築等をした認定住宅等（第二十一項の規定により認定住宅等とみなされる同項に規定する特例認定住宅等を含む。）又は買取再販認定住宅等の取得をした家屋を令和六年一月一日から同年十二月三十一日までの間に第一項の定めるところにより当該特例対象個人の居住の用に供した場合に限る。）における第十一項に規定する認定住宅等借入限度額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とすることができる。

一　その居住に係る家屋が認定住宅である場合　五千万円

二　その居住に係る家屋が特定エネルギー消費性能向上住宅である場合　四千五百万円

三　その居住に係る家屋がエネルギー消費性能向上住宅である場合　四千万円

14　前項の個人若しくは配偶者の年齢が四十歳未満であるかどうか若しくは同項の扶養親族の年齢が十九歳未満であるかどうか又はその者が同項の個人の配偶者若しくは同項の扶養親族に該当するかどうかの判定は、令和六年十二月三十一日（これらの者が年の中途において死亡した場合には、その死亡の時）の現況によるものとする。

第四十一条の二第一項中「第十三項及び第十六項」を「第十五項及び第十八項」に改め、同項第三号中「前条第十三項」を「前条第十五項」に改め、同項第四号中「前条第十六項」を「前条第十八項」に改め、同条第二項第二号中「前条第十一項」及び「同条第十一項」の下に「又は第十三項」を加える。

第四十一条の二の二第一項中「同条第十三項」を「同条第十五項」に、「第十六項」を「第十八項」に改め、同条第二項中「第四十一条第十八項」を「第四十一条第十九項」を「同条第二十一項」に改め、同条第四項及び第七項中「同条第十三項」を「同条第十五項」に、「第十六項」を「第十八項」に改め、同条第八項中「第四十一条第十三項」を「第四十一条第十五項」に、「第十六項」を「第十八項」に改める。

第四十一条の三第一項中「第四十一条第二十三項」を「第四十一条第二十五項」に改める。

第四十一条の三の二第二項、第六項及び第九項中「第七項まで」を「第六項まで及び第八項」に改め、同条第二十項中「同条第二十二項」を「同条第二十四項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十五項」に、「同条第二十六項、第二十九項及び第三十二項」を「同条第二十八項、第三十一項及び第三十四項」に、「同条第十三項」を「同条第十五項」に、「第十六項」を「第十八項」に、「第四十一条第二十項」を「第四十一条第二十二項」に、「同条第二十一項」を「第四十一条第十九項」に、「第四十一条第十三項」を「第四十一条第十五項」に改める。

第四十一条の三の四第七項各号中「第四十一条の三の四第一項」を「第四十一条の三の十二第一項」に改め、同条を第四十一条の三の十二とする。

第四十一条の三の三第五項中「第四十一条の三の三第一項」を「第四十一条の三の十一第一項」に改め、同条第六項中「第四十一条の三の三第二項」を「第四十一条の三の十一第二項」に改め、同条を第四十一条の三の十一とする。

第二章第五節の次に次の一節を加える。

第五節の二　令和六年分における特別税額控除

（令和六年分における所得税額の特別控除）

第四十一条の三の三　居住者の令和六年分の所得税については、その者のその年分の所得税の額から、令和六年分特別税額控除額を控除する。ただし、その者のその年分の所得税に係るその年の合計所得金額（所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額をいう。以下この節において同じ。）が千八百五万円を超える場合については、この限りでない。

2　前項に規定する令和六年分特別税額控除額は、居住者について三万円（同一生計配偶者（所得税法第二条第一項第三十三号に規定する同一生計配偶者をいい、居住者に限る。以下この節において同じ。）又は扶養親族（同条第一項第三十四号に規定する扶養親族をいい、居住者に限る。以下この節において同じ。）を有する居住者については、三万円に当該同一生計配偶者又は当該扶養親族一人につき三万円を加算した金額）とする。

3　前二項の場合において、その者が同一生計配偶者又は扶養親族に該当するかどうかの判定は、その年十二月三十一日（その居住者がその年の中途において死亡し、又は出国（所得税法第二条第一項第四十二号に規定する出国をいう。以下この項において同じ。）をする場合には、その死亡又は出国の時）の現況による。ただし、その判定に係る者がその当時既に死亡している場合は、その死亡の時の現況による。

４　所得税法第九十二条第二項の規定は、第一項の規定による控除をすべき金額について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の規定による控除」とあるのは「前項及び租税特別措置法第四十一条の三の三第一項（令和六年分における所得税額の特別控除）の規定による控除」と、「当該控除をすべき金額」とあるのは「これらの控除をすべき金額の合計額」と読み替えるものとする。

５　居住者の令和六年分の所得税の確定申告書の提出に係る所得税法第百二十条第一項の規定の適用については、同項中「配当控除の額」とあるのは、「配当控除の額と租税特別措置法第四十一条の三の三第一項（令和六年分における所得税額の特別控除）の規定により控除される金額との合計額」とする。

６　令和六年分の所得税について第一項の規定の適用を受ける場合における所得税法第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第四十一条の三の三第一項（令和六年分における所得税額の特別控除）」とする。

７　第一項の規定による控除は、所得税法第二編第三章第二節の規定、第四十一条第一項の規定その他の財務省令で定める規定の適用がある場合には、これらの規定を適用した後に行うものとする。

（令和六年分の所得税に係る予定納税額の納期等の特例）

第四十一条の三の四　居住者の令和六年分の所得税に係る予定納税額（所得税法第二条第一項第三十六号に規定する予定納税額をいう。以下この条及び第四十一条の三の六において同じ。）の納期及び予定納税額の減額の承認の申請の期限については、次に定めるところによる。

一　所得税法第百四条の規定の適用については、同条第一項中「同月三十一日」とあるのは、「九月三十日」とする。

二　所得税法第百十一条の規定の適用については、同条第一項中「その年七月十五日」とあるのは「その年七月三十一日」と、同条第三項中「経過した日」とあるのは「経過した日（第一項の申請の期限に係る同日が令和六年七月三十一日以前である場合には、同日）」とする。

（令和六年分の所得税に係る予定納税に係る特別控除の額の控除）

第四十一条の三の五　居住者（所得税法第百七条第一項各号に掲げる居住者を除く。）の令和六年分の所得税に係る前条第一号の規定により読み替えて適用される同法第百四条第一項の規定により同項に規定する第一期（次条第三項第一号及び第四項第一号において「第一期」という。）において納付すべき所得税の額は、当該所得税の額に相当する金額から予定納税特別控除額を控除した金額に相当する金額とする。

２　所得税法第百七条第一項各号に掲げる居住者の令和六年分の所得税に係る同項の規定により同法第百四条第一項に規定する第二期（次条第三項第二号、第四項及び第五項において「第二期」という。）において納付すべき所得税の額は、当該所得税の額に相当する金額から予定納税特別控除額を控除した金額に相当する金額とする。

３　前二項に規定する予定納税特別控除額は、三万円とする。

４　第一項又は第二項の規定の適用がある場合における所得税法その他の所得税に関する法令の規定の適用については、第一項の規定による控除をした後の金額に相当する金額は所得税法第百四条第一項の規定により納付すべき所得税の額と、第二項の規定による控除をした後の金額に相当する金額は同法第百七条第一項の規定により納付すべき所得税の額とみなす。

（令和六年分の所得税の予定納税額の減額の承認の申請の特例）

第四十一条の三の六　居住者（第四十一条の三の三第二項に規定する令和六年分特別税額控除額の金額が三万円を超えると見込まれ、かつ、令和六年分の所得税に係るその年の合計所得金額が千八百五万円以下であると見込まれる者に限る。）の令和六年分の所得税につき予定納税額から減額の承認に係る予定納税特別控除額の控除を受けようとする場合における第四十一条の三の四第二号の規定により読み替えて適用される所得税法第百十一条第一項又は第二項の規定による申請については、同条第一項中「申告納税見積額が予定納税基準額」とあるのは「申告納税見積額から租税特別措置法第四十一条の三の六第六項（令和六年分の所得税の予定納税額の減額の承認の申請の特例）に規定する減額の承認に係る予定納税特別控除額を控除した金額が予定納税基準額から同法第四十一条の三の五第三項（令和六年分の所得税に係る特別控除の額の控除）に規定する予定納税特別控除額を控除した金額」と、「第一期及び第二期」とあるのは「第一期又は第二期」と、同条第二項中「申告納税見積額が」とあるのは「申告納税見積額から租税特別措置法第四十一条の三の六第六項に規定する減額の承認に係る予定納税特別控除額を控除した金額が」と、同項第一号中「（前項」とあるのは「から租税特別措置法第四十一条の三の五第三項に規定する予定納税特別控除額を控除した金額（前項」と、「申告納税見積額」とあるのは「申告納税見積額から同法第四十一条の三の六第六項に規定する減額の承認に係る予定納税特別控除額を控除した金額」と、同項第二号中「予定納税基準額」とあるのは「予定納税基準額から租税特別措置法第四十一条の三の五第三項に規定する予定納税特別控除額を控除した金額」と、同条第四項中「申告納税見積額」とあるのは「申告納税見積額から租税特別措置法第四十一条の三の六第六項に規定する減額の承認に係る予定納税特別控除額を控除した金額」と、「予定納税基準額」とあるのは「予定納税基準額から租税特別措置法第四十一条の三の五第三項に規定する予定納税特別控除額を控除した金額」として、同条の規定を適用することができる。

２　前項の規定の適用がある場合における所得税法第百十三条の規定の適用については、同条第一項中「という。）」とあるのは「という。）及び減額の承認に係る予定納税特別控除額（租税特別措置法第四十一条の三の六第六項（令和六年分の所得税の予定納税額の減額の承認の申請の特例）に規定する減額の承認に係る予定納税特別控除額をいう。以下この条において同じ。）」と、「若しくは申告納税見積額」とあるのは「若しくは申告納税見積額及び減額の承認に係る予定納税特別控除額」と、同条第二項各号中「申告納税見積額が」とあるのは「申告納税見積額から減額の承認に係る予定納税特別控除額を控除した金額が」と、「予定納税基準額又は申告納税見積額」とあるのは「予定納税基準額から租税特別措置法第四十一条の三の五第三項（令和六年分の所得税に係る予定納税に係る特別控除の額の控除）に規定する予定納税特別控除額を控除した金額又は申告納税見積額から減額の承認に係る予定納税特別控除額を控除した金額」と、同条第三項中「その認めた申告納税見積額及び当該申告納税見積額」とあるのは「その認めた申告納税見積額及び減額の承認に係る予定納税特別控除額並びにこれらの金額」と、「その定めた申告納税見積額及び当該申告納税見積額」とあるのは「その定めた申告納税見積額及び減額の承認に係る予定納税特別控除額並びにこれらの金額」と、同条第四項中「申告納税見積額」とあるのは「申告納税見積額から減額の承認に係る予定納税特別控除額を控除した金額」と、「予定納税基準額を」とあるのは「予定納税基準額から租税特別措置法第四十一条の三の五第三項に規定する予定納税特別控除額を控除した金額を」とする。

３　令和六年分の所得税につき第四十一条の三の四第二号の規定により読み替えて適用される所得税法第百十一条第一項の規定による申請をした居住者が同項の承認を受けた場合における同法第百十四条第一項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　第一期において納付すべき予定納税額は、所得税法第百十四条第一項に規定する三分の一に相当する金額から予定納税特別控除額（前条第三項に規定する予定納税特別控除額をいう。第五項において同じ。）（第一項の規定の適用がある場合には、減額の承認に係る予定納税特別控除額）を控除した金額に相当する金額（第一項に規定する合計所得金額が千八百五万円を超えると見込まれる場合には、当該三分の一に相当する金額）とする。この場合において、当該減額の承認に係る予定納税特別控除額が当該三分の一に相当する金額を超えるときは、当該控除をする金額は、当該三分の一に相当する金額とする。

二　前号の場合において、減額の承認に係る予定納税特別控除額を同号の三分の一に相当する金額から控除してもなお控除しきれない金額（以下この号において「控除未済予定納税特別控除額」という。）があるときは、第二期において納付すべき予定納税額は、所得税法第百十四条第一項に規定する三分の一に相当する金額から当該控除未済予定納税特別控除額を控除した金額に相当する金額とする。この場合において、当該控除未済予定納税特別控除額が当該三分の一に相当する金額を超えるときは、当該控除をする金額は、当該三分の一に相当する金額とする。

4　令和六年分の所得税につき所得税法第百十一条第二項の規定による申請をした同項第一号に掲げる居住者が同項の承認を受けた場合における同法第百十四条第二項の規定の適用については、第二期において納付すべき予定納税額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　第一項の規定により減額の承認に係る予定納税特別控除額を第四十一条の三の四第一号の規定により読み替えて適用される所得税法第百四条第一項の規定により第一期において納付すべき所得税の額に相当する金額（以下この号において「控除前第一期予定納税額」という。）から控除してもなお控除しきれない金額その他の財務省令で定める金額（以下この号において「控除未済等予定納税特別控除額」という。）がある場合　同法第百十四条第二項の申告納税見積額から控除前第一期予定納税額を控除した金額の二分の一に相当する金額から当該控除未済等予定納税特別控除額（当該控除未済等予定納税特別控除額が当該二分の一に相当する金額を超える場合には、当該二分の一に相当する金額）を控除した金額に相当する金額

二　前号に掲げる場合以外の場合　同号の二分の一に相当する金額

5　令和六年分の所得税につき所得税法第百十一条第二項の規定による申請をした同項第二号に掲げる居住者が同項の承認を受けた場合における同法第百十四条第三項の規定の適用については、第二期において納付すべき予定納税額は、同項に規定する二分の一に相当する金額から予定納税特別控除額（第一項の規定の適用がある場合には、減額の承認に係る予定納税特別控除額）（当該減額の承認に係る予定納税特別控除額が当該二分の一に相当する金額を超える場合には、当該二分の一に相当する金額）を控除した金額に相当する金額（第一項に規定する合計所得金額が千八百五万円を超えると見込まれる場合には、当該二分の一に相当する金額）とする。

6　第一項及び前三項に規定する減額の承認に係る予定納税特別控除額とは、第四十一条の三の四第二号の規定により読み替えて適用される所得税法第百十一条第一項又は第二項の規定による申請に係る同条第四項に規定する申告納税見積額の計算の基準となる日の現況による第四十一条の三の三第二項に規定する令和六年分特別税額控除額の見積額をいう。

（令和六年六月以後に支払われる給与等に係る特別控除の額の控除等）

第四十一条の三の七　令和六年六月一日において給与等（所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等をいう。以下この条及び次条において同じ。）の支払者から主たる給与等（給与所得者の扶養控除等申告書（同法第百九十四条第八項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書をいう。第三項第一号及び第二号並びに次条第二項第二号において同じ。）の提出の際に経由した給与等の支払者から支払を受ける給与等をいう。以下この項及び次項において同じ。）の支払を受ける者である居住者の同日以後最初に当該支払者から支払を受ける同年中の主たる給与等（同年分の所得税に係るものに限り、同法第百九十条の規定の適用を受けるものを除く。次項及び第五項において「第一回目控除適用給与等」という。）につき同法第四編第二章第一節の規定により徴収すべき所得税の額は、当該所得税の額に相当する金額（以下この項及び次項において「第一回目控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額」という。）から給与特別控除額を控除した金額に相当する金額とする。この場合において、当該給与特別控除額が当該第一回目控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額を超えるときは、当該控除をする金額は、当該第一回目控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額とする。

2　前項の場合において、給与特別控除額を第一回目控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額から控除してもなお控除しきれない金額（以下この項において「第一回目控除未済給与特別控除額」という。）があるときは、当該第一回目控除未済給与特別控除額を、前項の居住者が第一回目控除適用給与等の支払を受けた日後に当該第一回目控除適用給与等の支払者から支払を受ける令和六年中の主たる給与等（同年分の所得税に係るものに限り、所得税法第百九十条の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「第二回目以降控除適用給与等」という。）に係る控除前源泉徴収税額（以下この項において「第二回目以降控除前源泉徴収税額」という。）から順次控除（それぞれの第二回目以降控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額を限度とする。）をした金額に相当する金額をもつて、それぞれの第二回目以降控除適用給与等につき同節の規定により徴収すべき所得税の額とする。

3　前二項に規定する給与特別控除額は、三万円（次に掲げる者がある場合には、三万円にこれらの者一人につき三万円を加算した金額）とする。

一　給与所得者の扶養控除等申告書に記載された源泉控除対象配偶者（所得税法第二条第一項第三十三号の四に規定する源泉控除対象配偶者をいい、居住者に限る。第四十一条の三の九第三項第一号において同じ。）で合計所得金額の見積額が四十八万円以下である者

二　給与所得者の扶養控除等申告書に記載された控除対象扶養親族（所得税法第二条第一項第三十四号の二に規定する控除対象扶養親族をいい、居住者に限る。次条第二項第二号及び第四十一条の三の九第三項第二号において同じ。）

三　第五項に規定する申告書に記載された同一生計配偶者（第一号に掲げる者を除く。）

四　第五項に規定する申告書に記載された扶養親族（第二号に掲げる者を除く。）

4　第一項又は第二項の規定の適用がある場合における所得税法その他の所得税に関する法令の規定の適用については、第一項又は第二項の規定による控除をした後の金額に相当する金額は、それぞれ所得税法第四編第二章第一節の規定により徴収すべき所得税の額とみなす。

5　給与等の支払を受ける第一項の居住者は、第一回目控除適用給与等の支払を受ける日までに、第三項第三号又は第四号に掲げる者に係る同項に規定する給与特別控除額について第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする旨、これらの者の氏名及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名）その他の財務省令で定める事項を記載した申告書を、第一項の給与等の支払者を経由して、その給与等に係る所得税の所得税法第十七条の規定による納税地（同法第十八条第二項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地。次条第四項において同じ。）の所轄税務署長に提出することができる。

6　前項の場合において、同項に規定する申告書をその提出の際に経由すべき給与等の支払者が受け取つたときは、当該申告書は、その受け取つた日に同項に規定する税務署長に提出されたものとみなす。

7　給与等の支払を受ける第一項の居住者は、第五項に規定する申告書の提出の際に経由すべき給与等の支払者が所得税法第百九十八条第二項に規定する政令で定める要件を満たす場合には、当該申告書の提出に代えて、当該給与等の支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（同項に規定する電磁的方法をいう。）により提供することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

8　前項の規定の適用がある場合における第六項の規定の適用については、同項中「申告書を」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「受け取つた」とあるのは「提供を受けた」とする。

9　第五項に規定する申告書の提出を受ける同項の給与等の支払者が、財務省令で定めるところにより、当該申告書に記載されるべき第三項第三号又は第四号に掲げる者の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿（当該申告書の提出の前に、これらの者に係る第一項の居住者から所得税法第百九十八条第四項各号に掲げる申告書その他財務省令で定める申告書の提出を受けて作成されたものに限る。）を備えているときは、その居住者は、第五項の規定にかかわらず、当該給与等の支払者に提出する同項に規定する申告書には、当該帳簿に記載されている個人番号の記載を要しないものとする。ただし、当該申告書に記載されるべき氏名又は個人番号が当該帳簿に記載されているこれらの者の氏名又は個人番号と異なるときは、この限りでない。

10　第五項の規定の適用がある場合における所得税法第百九十八条第四項の規定及び第四十一条の三の十二第六項の規定の適用については、同法第百九十八条第四項中「次に掲げる申告書」とあるのは「次に掲げる申告書又は租税特別措置法第四十一条の三の七第五項（令和六年六月以後に支払われる給与等に係る特別控除の額の控除等）に規定する申告書」と、第四十一条の三の十二第六項中「又は所得税法第百九十八条第四項各号に掲げる申告書又は第四十一条の三の七第五項に規定する申告書」とあるのは「、所得税法第百九十八条第四項各号に掲げる申告書又は第四十一条の三の七第五項に規定する申告書」とする。

11　給与等の支払を受ける第一項の居住者が、令和六年中の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四十五条の二第一項に規定する給与につき同法第四十五条の三の二第一項又は第三百十七条の三の二第一項の規定により提出する申告書（同法第四十五条の三の二第三項又は第三百十七条の三の二第三項の規定により提出する申告書を含み、扶養親族（第三項第二号に掲げる者を除く。以下この項において同じ。）について記載があるものに限る。以下この項及び次項において「地方税法の規定に基づく給与所得者の扶養親族等申告書」という。）をその給与等の支払者に提出（地方税法の規定に基づく給与所得者の扶養親族等申告書の提出に代えて行う同法第四十五条の三の二第五項又は第三百十七条の三の二第五項に規定する電磁的方法による当該地方税法の規定に基づく給与所得者の扶養親族等申告書に記載すべき事項の提供を含む。）をした場合には、この条の規定の適用については、当該地方税法の規定に基づく給与所得者の扶養親族等申告書が当該提出をされた日（当該提出をされた日が同年六月一日前である場合には、同日）に当該扶養親族について記載がある第五項に規定する申告書が提出をされたものとみなす。ただし、当該提出をされた日前に当該申告書が提出（当該申告書の提出に代えて行う第七項に規定する電磁的方法による当該申告書に記載すべき事項の提供を含む。）をされた場合は、この限りでない。

12　前項本文の場合には、同項の地方税法の規定に基づく給与所得者の扶養親族等申告書に記載された事項のうち第五項に規定する事項に相当するものは、同項に規定する申告書に記載されたものとみなす。

（令和六年における年末調整に係る特別控除の額の控除等）

第四十一条の三の八　居住者の令和六年中に支払の確定した給与等に対する所得税法第百九十条の規定の適用については、同条第二号に掲げる税額は、当該税額に相当する金額から年末調整特別控除額を控除した金額に相当する金額とする。ただし、その者のその年分の所得税に係るその年の合計所得金額の見積額が千八百五万円を超える場合については、この限りでない。

2　前項に規定する年末調整特別控除額は、三万円（次に掲げる者がある場合には、三万円にこれらの者一人につき三万円を加算した金額）とする。この場合において、当該金額が令和六年中に支払の確定した給与等につき所得税法第百九十条の規定（第四十一条の二の二の規定その他財務省令で定める規定の適用がある場合には、これらの規定を含む。）を適用して求めた同法第百九十条第二号に掲げる税額を超える場合には、年末調整特別控除額は、当該税額に相当する金額とする。

一　所得税法第百九十五条の二第三項に規定する給与所得者の配偶者控除等申告書に記載された控除対象配偶者（同法第二条第一項第三十三号の二に規定する控除対象配偶者をいい、居住者に限る。）

二　給与所得者の扶養控除等申告書に記載された控除対象扶養親族

三　第四項に規定する申告書に記載された同一生計配偶者（第一号に掲げる者を除く。）

四　第四項に規定する申告書に記載された扶養親族（第二号に掲げる者を除く。）

3　第一項の規定の適用がある場合における所得税法第二条第一項第四十五号の規定の適用については、同号中「第六章まで（源泉徴収）」とあるのは、「第六章まで（源泉徴収）及び租税特別措置法第四十一条の三の八第一項（令和六年における年末調整に係る特別控除の額の控除等）」とする。

4　国内において給与等の支払を受ける居住者は、所得税法第百九十条に規定する過不足の額の計算上、第二項第三号又は第四号に掲げる者に係る同項に規定する年末調整特別控除額について第一項の規定の適用を受けようとする場合には、その給与等の支払者（二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、主たる給与等の支払者）からその年最後に給与等の支払を受ける日までに、当該第二項第三号又は第四号に掲げる者の氏名及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名）その他の財務省令で定める事項を記載した申告書を、当該給与等の支払者を経由して、その給与等に係る所得税の同法第十七条の規定による納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

5　前項の規定の適用がある場合における所得税法第百九十八条第四項の規定及び第四十一条の三の十二第六項の規定の適用については、同法第百九十八条第四項中「次に掲げる申告書」とあるのは「次に掲げる申告書又は租税特別措置法第四十一条の三の八第四項（令和六年における年末調整に係る特別控除の額の控除等）に規定する申告書」と、第四十一条の三の十二第六項中「又は所得税法第百九十八条第四項各号に掲げる申告書」とあるのは「、所得税法第百九十八条第四項各号に掲げる申告書又は第四十一条の三の八第四項に規定する申告書」とする。

6　前条第六項から第九項までの規定は、第四項に規定する申告書の提出について準用する。

7　国内において給与等の支払を受ける居住者が、令和六年中の地方税法第四十五条の二第一項に規定する給与につき同法第四十五条の三の二第一項又は第三百十七条の三の二第一項の規定により提出する申告書（同法第四十五条の三の二第三項又は第三百十七条の三の二第三項の規定により提出する申告書を含み、扶養親族（第二項第二号に掲げる者を除く。以下この項において同じ。）について記載があるものに限る。以下この項及び次項において「地方税法の規定に基づく給与所得者の扶養親族等申告書」という。）をその給与等の支払者に提出（地方税法の規定に基づく給与所得者の扶養親族等申告書の提出に代えて行う同法第四十五条の三の二第五項又は第三百十七条の三の二第五項に規定する電磁的方法による当該地方税法の規定に基づく給与所得者の扶養親族等申告書に記載すべき事項の提供を含む。）をした場合には、この条の規定の適用については、当該地方税法の規定に基づく給与所得者の扶養親族等申告書が当該提出をされた日（当該提出をされた日が同年六月一日前である場合には、同日）に当該扶養親族について記載がある第四項に規定する申告書が提出（当該申告書の提出に代えて行う前項において準用する前条第七項に規定する電磁的方法による当該申告書に記載すべき事項の提供を含む。）をされた場合は、この限りでない。

8　前項本文の場合には、同項の地方税法の規定に基づく給与所得者の扶養親族等申告書に記載されたものとみなす。

9　国内において給与等の支払を受ける居住者で第一項の規定の適用を受けようとする者（同項の給与等に係る所得税法第百九十五条の三第二項に規定する給与所得者の基礎控除申告書をその給与等の支払者に提出（当該給与所得者の基礎控除申告書の提出に代えて行う同法第百九十八条第二項に規定する電磁的方法による当該給与所得者の基礎控除申告書に記載すべき事項の提供を含む。）をした当該居住者その他の財務省令で定める者を除く。）は、その給与等の支払者（二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、主たる給与等の支払者）からその年最後に給与等の支払を受ける日までに、当該給与等の支払者に対し、第一項の合計所得金額の見積額を通知しなければならない。

（令和六年六月以後に支払われる公的年金等に係る特別控除の額の控除等）

第四十一条の三の九　所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等で政令で定めるもの（以下この項、次項及び第五項において「特定公的年金等」という。）の支払を受ける者である居住者の令和六年六月一日以後最初に当該特定公的年金等の支払者から支払を受ける同年分の所得税に係る特定公的年金等で政令で定めるもの（次項において「第一回目控除適用公的年金等」という。）につき同法第四編第三章の二の規定により徴収すべき所得税の額は、当該所得税の額に相当する金額（以下この項及び次項において「第一回目控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額」という。）から年金特別控除額を控除した金額に相当する金額とする。この場合において、当該年金特別控除額が当該第一回目控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額を超えるときは、当該控除をする金額は、当該第一回目控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額とする。

2　前項の場合において、年金特別控除額を第一回目控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額から控除してもなお控除しきれない金額（以下この項において「第一回目控除未済年金特別控除額」という。）があるときは、当該第一回目控除未済年金特別控除額を、前項の居住者が第一回目控除適用公的年金等の支払を受けた日後に当該第一回目控除適用公的年金等の支払者から支払を受ける令和六年分の所得税に係る特定公的年金等で政令で定めるもの（以下この項において「第二回目以降控除適用公的年金等」という。）につき所得税法第四編第三章の二の規定により徴収すべき所得税の額に相当する金額（以下この項において「第二回目以降控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額」という。）から順次控除（それぞれの第二回目以降控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額を限度とする。）をした金額に相当する金額をもつて、それぞれの第二回目以降控除適用公的年金等につき同章の規定により徴収すべき所得税の額とする。

3　前二項に規定する年金特別控除額は、三万円（次に掲げる者がある場合には、三万円にこれらの者一人につき三万円を加算した金額）とする。

一　公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（所得税法第二百三条の六第八項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書をいう。次号において同じ。）に記載された源泉控除対象配偶者で合計所得金額の見積額が四十八万円以下である者

二　公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載された控除対象扶養親族

4　第一項又は第二項の規定の適用がある場合における所得税法その他の所得税に関する法令の規定の適用については、第一項又は第二項の規定による控除をした後の金額に相当する金額は、それぞれ所得税法第四編第三章の二の規定により徴収すべき所得税の額とみなす。

5　特定公的年金等の支払を受ける第一項の居住者が、令和六年中の地方税法第四十五条の三の三第一項に規定する公的年金等につき同項又は同法第三百十七条の三の三第一項の規定により提出する申告書（同法第四十五条の三の三第二項又は第三百十七条の三の三第二項の規定により提出する申告書を含み、扶養親族（第三項第二号に掲げる者を除く。以下この項及び次項において同じ。）について記載があるものに限る。以下この項及び次項において「地方税法の規定に基づく公的年金等受給者の扶養親族等申告書」という。）をその特定公的年金等の支払者に提出（地方税法の規定に基づく公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出に代えて行う同法第四十五条の三の三第四項又は第三百十七条の三の三第四項に規定する電磁的方法による当該地方税法の規定に基づく公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載すべき事項の提供を含む。次項において同じ。）をした場合には、当該扶養親族を同号に掲げる者とみなして、この条の規定を適用する。

6　前項の場合には、同項の地方税法の規定に基づく公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載された事項（地方税法第四十五条の三の三第二項又は第三百十七条の三の三第二項の規定による申告書が提出をされた場合には、これらの規定に規定する記載すべき事項）のうち当該扶養親族の氏名その他財務省令で定める事項は、第三項第一号に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載されたものとみなす。

（政令への委任）

第四十一条の三の十　第四十一条の三の三項から第七項まで及び第四十一条の三の四から前条までに定めるもののほか、一の居住者の配偶者がその居住者の同一生計配偶者に該当し、かつ、他の居住者の扶養親族にも該当する場合その他の場合における同一生計配偶者及び扶養親族の所属の判定に必要な事項、この節の規定の適用がある場合における所得税法その他の法令の規定の技術的読替えその他この節の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の五第七項第一号及び第四十一条の五の二第七項第一号中「令和五年十二月三十一日」を「令和七年十二月三十一日」に改める。

第四十一条の八第一項第一号イ中「（昭和二十五年法律第二百二十六号）」を削る。

第四十一条の十三第二項及び第四項中「第五条の三第二項に規定する発行者の同項」を「発行をする者の第五条の三第二項」に改める。

第四十一条の十八第一項中「令和六年十二月三十一日」を「令和十一年十二月三十一日」に、「同号ロ」を「第四号ロ」に改め、同条第二項中「同条第三項の規定又は」を削り、「第四十一条の十九第一項」を「第四十一条の十八の四第一項」に改める。

第四十一条の十八の二第二項中「同条第三項の規定又は」を削る。

第四十一条の十八の三第一項中「同条第三項の規定又は」を削り、「若しくは前条第一項」を「又は前条第一項」に改める。

第四十一条の十九第一項第四号及び第五号中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第四十一条の十九の二第一項中「令和五年十二月三十一日」を「令和七年十二月三十一日」に、「第七項」を「第八項」に改め、「第四項まで」の下に、「第七項」を加える。

第四十一条の十九の三第一項中「第七項」を「第八項」に、「令和五年十二月三十一日」を「令和七年十二月三十一日」に改め、同条第二項中「第七項」を「第八項」に、「令和五年十二月三十一日」を「令和七年十二月三十一日」に改め、同条第三項及び第四項中「第七項」を「第八項」に、「令和五年十二月三十一日」を「令和七年十二月三十一日」に改め、同条第五項中「令和五年十二月三十一日」を「令和七年十二月三十一日」を「第十一項第三号」に、「第七項」を「第八項」に改め、同条第六項中「令和五年十二月三十一日」を「令和七年十二月三十一日」に、「第八項」を「第九項」に、「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項中「第七項」を「第八項」に、「又は第六項」を「、第六項」に、「対象耐久性向上改修工事等が」を「対象耐久性向上改修工事等又は第七項に規定する対象子育て対応改修工事等が」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十七項とし、同条第十四項を同条第十六項とし、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

14　第七項に規定する子育て対応改修工事等とは、特例対象個人が所有している家屋につき行う子育てに係る特例対象個人の負担を軽減するための改修工事で政令で定めるものをいう。

第四十一条の十九の三第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「又は個人」を「、個人又は特例対象個人」に、「三千万円」を「二千万円」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「又は対象耐久性向上改修工事等」を「、対象耐久性向上改修工事等又は対象子育て対応改修工事等」に、「令和五年十二月三十一日」を「令和七年十二月三十一日」に、「及び控除対象耐震断熱耐久性向上改修標準的費用額」を「、控除対象耐震断熱耐久性向上改修標準的費用額及び控除対象子育て対応改修標準的費用額」に改め、同項第一号中「第三項まで」を「第三項まで若しくは前項」に、「及び対象多世帯同居改修工事等」を「、対象多世帯同居改修工事等及び対象子育て対応改修工事等」に、「及び多世帯同居改修標準的費用額」を「、多世帯同居改修標準的費用額及び子育て対応改修標準的費用額」に改め、同号ホ中「第十項第三号」を「第十一項第三号」に改め、同号ホ中「又は対象多世帯同居改修工事等」を「、対象多世帯同居改修工事等又は対象子育て対応改修工事等」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ　当該対象子育て対応改修工事等に係る子育て対応改修標準的費用額から二百五十万円を控除した金額

第四十一条の十九の三第七項第二号中「及び対象耐久性向上改修工事等に係る標準的費用額」を「、対象耐久性向上改修工事等及び対象子育て対応改修工事等に係る標準的費用額」に、「及び耐久性向上改修標準的費用額の合計額（ハ）を「、耐久性向上改修標準的費用額及び子育て対応改修標準的費用額の合計額（ハ）に改め、同号ロ中「前号ロ及びニ」を「前号ロ、ニ及びホ」に改め、同号ハ中「及び対象耐久性向上改修工事等」を「、対象耐久性向上改修工事等及び対象子育て対応改修工事等に係る標準的費用額」を「、対象耐

久性向上改修工事等及び対象子育て対応改修工事等に係る標準的費用額」に、「及び耐久性向上改修標準的費用額の合計額（ニ）を「、耐久性向上改修標準的費用額及び子育て対応改修標準的費用額の合計額（ニ）に改め、同号イ中「第十項第三号」を「第十一項第三号」に改め、同号ロ中「第一号ロ及びニ」を「第一号ロ、ニ及びホ」に改め、同号ハ中「及び対象耐久性向上改修工事等」を「、対象耐久性向上改修工事等及び対象子育て対応改修工事等」に改め、同項第四号中「前項」を「第六項」に、「対象多世帯同居改修工事等、対象耐久性向上改修工事等及び対象子育て対応改修工事等に係る」を「対象多世帯同居改修工事等、対象耐久性向上改修工事等及び対象子育て対応改修工事等に係る」に、「及び耐久性向上改修標準的費用額の合計額（ニ）を「、耐久性向上改修標準的費用額及び子育て対応改修標準的費用額の合計額（ニ）に改め、同号イ中「第十項第三号」を「第十一項第三号」に改め、同号ロ中「第一号ロ及びニ」を「第一号ロ、ニ及びホ」に改め、同号ハ中「及び対象耐久性向上改修工事等」を「、対象耐久性向上改修工事等及び対象子育て対応改修工事等」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　第四十一条第十三項に規定する特例対象個人（以下この条において「特例対象個人」という。）が、当該特例対象個人の所有する居住用の家屋について子育て対応改修工事等（当該子育て対応改修工事等の標準的な費用の額として政令で定める金額（当該子育て対応改修工事等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、当該金額から当該補助金等の額を控除した金額。以下この項及び次項において「子育て対応改修標準的費用額」という。）が五十万円を超えるものであることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。以下この項及び次項において「対象子育て対応改修工事等」という。）をして、当該居住用の家屋（当該対象子育て対応改修工事等に係る部分に限る。以下この項において同じ。）を令和六年四月一日から同年十二月三十一日までの間にその者の居住の用に供した場合（当該居住用の家屋を当該対象子育て対応改修工事等の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）には、当該特例対象個人の令和六年分の所得税の額から、子育て対応改修標準的費用額（当該子育て対応改修標準的費用額が二百五十万円を超える場合には、二百五十万円とする。次項において「控除対象子育て対応改修標準的費用額」という。）の十パーセントに相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を控除する。

第四十一条の十九の四第一項中「令和五年十二月三十一日」を「令和七年十二月三十一日」に改め、同条第三項及び第四項中「三千万円」を「二千万円」に改める。

第四十二条第一項及び第二項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

第四十二条の二第一項第一号中「リまで」を「チまで」に、「第五条の三第一項に規定する利子等」を「利子」に、「発行者（第五条の三第二項に規定する発行者をいう。以下この号において同じ。）」を「発行をする者」に、「発行者の」を「発行をする者の」に、「発行者との」を「発行をする者との」に改める。

第四十二条の二第一項中「が百」を「が三十」に改める。

第四十二条の四第一項第一号中「次号に掲げる場合以外の場合」を「増減試験研究費割合が零以上である場合（第三号に掲げる場合を除く。）」に、「増減試験研究費割合」を「当該増減試験研究費割合」に改め、「（当該割合が百分の一未満であるときは、百分の一）」を削り、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　増減試験研究費割合が零に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。）　百分の八・五から、その満たない部分の割合に二十五分の八・五（次に掲げる事業年度にあつては、それぞれ次に定める割合）を乗じて計算した割合を減算した割合（当該割合が零に満たないときは、零）

イ　令和十一年四月一日前に開始する事業年度　三十分の八・五

ロ　令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間に開始する事業年度　二十七分の八・五

第四十二条の四第八項第三号イ(1)中「(2)に掲げる場合以外の場合」を「合算増減試験研究費割合が零以上である場合（(3)に掲げる場合を除く。）」に、「合算増減試験研究費割合」を「当該合算増減試験研究費割合」に改め、「（当該割合が百分の一未満であるときは、百分の一）」を削り、同号イ(2)を同号イ(3)とし、同号イ(1)の次に次のように加える。

(2)　合算増減試験研究費割合が零に満たない場合（(3)に掲げる場合を除く。）　百分の八・五から、その満たない部分の割合に二十五分の八・五（第一項第二号イ又はロに掲げる事業年度（当該通算法人が通算子法人である場合には、当該通算法人に係る通算親法人の同号イ又はロに掲げる事業年度終了の日に終了する事業年度）にあつては、それぞれ同号イ又はロに定める割合）を乗じて計算した割合を減算した割合（当該割合が零に満たないときは、零）

第四十二条の四第十九項第一号中「、当該金額を控除した金額」を「当該金額を控除した金額と、当該法人が内国法人である場合の当該法人の同法第六十九条第四項第一号に規定する国外事業所等を通じて行う事業に係る費用の額を除く。」に改め、同項第二号イ中「第六項まで」を「第八項まで、第十項及び第十一項」に改める。

第四十二条の十第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第四十二条の十一第一項中「令和六年三月三十一日までの期間」を「令和八年三月三十一日までの期間」に改め、同項第一号中「平成三十一年四月一日」を「令和六年四月一日」に、「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「平成三十一年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「百分の三十四」を「百分の三十」に、「百分の十七」を「百分の十五」に改め、同項第二号中「百分の四十」を「百分の三十四」に、「百分の二十」を「百分の十七」に改め、同条第二項第一号中「百分の十」を「百分の八」に、「百分の五」を「百分の四」に改め、同項第二号中「百分の十二」を「百分の十」に、「百分の六」を「百分の五」に改める。

第四十二条の十一の二第二項第一号中「百分の五」の下に「（その承認地域経済牽引事業が地域の事業者に対して著しい経済的効果を及ぼすものとして政令で定めるものである場合には、百分の八）とする。」を加える。

第四十二条の十一の三第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、「規定する特定業務施設」の下に「（同号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものを含む。以下この項において「特定業務施設」という。）」を、「取得価額」の下に「（その特定建物等に係る一の特定業務施設を構成する建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が八十億円を超える場合には、八十億円にその特定建物等の取得価額が当該合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額。次項において「基準取得価額」という。）」を加え、同条第二項中「取得価額」を「基準取得価額」に改める。

第四十二条の十二第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「以下この条」を「次項及び第六項」に改め、同条第二項中「認定事業者」の下に「（地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた法人に限る。）」を加え、「（当該法人の」を「（当該」に、「（地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものに限る。）について計画の認定を受けた日」を「に係る基準日」に改め、同条第五項第三号中「ついて計画の認定を受けた日」を「係る基準日」に改め、同条第六項第十五号中「適用年度開始の日から起算して二年前の日から当該適用年度終了の日までの間に」を削り、「受けた法人」の下に「（当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る基準日が適用年度開始の日から起算して二年前の日から当該適用年度終了の日までの期間内であるものに限る。）」を加え、「計画の認定を受けた日」を「基準日」に、「当該法人の当該計画の認定に係る特定業務施設のみを当該法人の事業所とみなした場合における基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた」を「イに掲げる数のうちロに掲げる数に達するまでの」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該法人の当該計画の認定に係る特定業務施設のみを当該法人の事業所とみなした場合における基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた数

ロ　当該法人の当該計画の認定に係る特定業務施設のみを当該法人の事業所と、当該法人の特定雇用者のみを当該法人の雇用者と、それぞれみなした場合における基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた数

第四十二条の十二第六項第十五号を同項第十六号とし、同項第十一号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十号中「第十四号」を「第十五号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号中「適用年度開始の日から起算して二年前の日から当該適用年度終了の日までの間に」を削り、「受けた法人」の下に「（当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る基準日が適用年度開始の日から起算して二年前の日から当該適用年度終了の日までの期間内であるものに限る。）」を加え、同号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を削り、同項第一号中「当該計画の認定を受けた日から同日」を「当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る基準日から当該基準日」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　特定業務施設　地域再生法第五条第四項第五号に規定する特定業務施設で、同法第十七条の二第六項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る計画の認定をした同条第一項に規定する認定都道府県知事が作成した同法第八条第一項に規定する認定地域再生計画に記載されている同号イ又はロに掲げる地域（当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が同法第十七条の二第一項第二号に掲げる事業に関するものである場合には、同号に規定する地方活力向上地域）において当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従つて整備されたものをいう。

二　基準日　地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた法人の当該計画の認定を受けた日（当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が特定業務施設の新設に係るものである場合には、当該特定業務施設を事業の用に供した日）をいう。

第四十二条の十二第八項中「一年」を「二年」に改め、同条第十項中「第六項第一号」を「第六項第三号」に改める。

第四十二条の十二の五第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に、「又は」を「若しくは」に改め、「以上である場合」の下に「又は当該事業年度終了の時において当該法人の常時使用する従業員の数が二千人を超える場合」を加え、「（昭和四十五年法律第百四十五号）」を削り、「この項及び次項」を「この条」に、「百分の十五」を「百分の十」に、「に掲げる要件の全て」を「のうち二以上の号に掲げる要件」に、「各号に定める割合を」を「二以上の号に定める割合を」に改め、同項各号を次のように改める。

一　継続雇用者給与等支給増加割合が百分の四以上であること　百分の五（継続雇用者給与等支給増加割合が百分の五以上である場合には百分の十とし、継続雇用者給与等支給増加割合が百分の七以上である場合には百分の十五とする。）

二　次に掲げる要件の全てを満たすこと　百分の五

イ　当該法人の当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額（その教育訓練費に充てるため他の者（その法人が外国法人である場合の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等を含む。第五項第四号において同じ。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）からその比較教育訓練費の額を控除した金額の当該比較教育訓練費の額に対する割合が百分の十以上であること。

ロ　当該法人の当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額の当該法人の雇用者給与等支給額に対する割合が百分の〇・〇五以上であること。

三　当該事業年度終了の時において次に掲げる者のいずれかに該当すること　百分の五

イ　次世代育成支援対策推進法第十五条の三第一項に規定する特例認定一般事業主

ロ　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十三条第一項に規定する特例認定一般事業主

第四十二条の十二の五第七項中「又は第二項」及び「及び第二項」を「から第四項まで」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「前三項」を「第五項から前項まで」に、「又は第二項」を「から第四項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「第一項の」を「第一項又は第二項の」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　第四項の規定は、第三項の規定の適用を受けた事業年度以後の各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合で、かつ、第四項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

第四十二条の十二の五第四項を同条第六項とし、同条第三項第四号中「第十号」を「第十一号」に、「を除く」を「及び役務の提供の対価として支払を受ける金額を除く。以下この号において「補塡額」という」に、「当該金額」を「当該補塡額」に改め、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

十　特定法人　常時使用する従業員の数が二千人以下の法人（当該法人及び当該法人との間に当該法人による法人税法第二条第十二号の七の五に規定する支配関係がある他の法人の常時使用する従業員の数の合計数が一万人を超えるものを除く。）をいう。

第四十二条の十二の五第三項に次の一号を加える。

十二　繰越税額控除限度超過額　法人の適用年度開始の日前五年以内に開始した各事業年度（当該適用年度まで連続して青色申告書の提出をしている場合の各事業年度に限る。）における中小企業者等税額控除限度額のうち、第二項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各事業年度において調整前法人税額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。

第四十二条の十二の五第三項を同条第五項とし、同条第二項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に、「前項」を「前二項」に、「に掲げる要件の全て」を「のうち二以上の号に掲げる要件」に、「各号に定める割合を」を「二以上の号に定める割合を」に改め、「金額（以下この項」の下に「及び第五項第十二号」を加え、同項第二号を次のように改める。

二　次に掲げる要件の全てを満たすこと　百分の十

イ　当該中小企業者等の当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額からその比較教育訓練費の額を控除した金額の当該比較教育訓練費の額に対する割合が百分の五以上であること。

ロ　当該中小企業者等の当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額の当該中小企業者等の雇用者給与等支給額に対する割合が百分の〇・〇五以上であること。

第四十二条の十二の五第二項に次の一号を加える。

三　次に掲げる要件のいずれかを満たすこと　百分の五

イ　当該事業年度において次世代育成支援対策推進法第十三条の認定を受けたこと（同法第二条に規定する次世代育成支援対策の実施の状況が良好な場合として財務省令で定める場合に限る。）。

ロ　当該事業年度終了の時において次世代育成支援対策推進法第十五条の三第一項に規定する特例認定一般事業主に該当すること。

ハ　当該事業年度において女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第九条の認定を受けたこと（同法第四条の女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供及び同条の雇用環境の整備の状況が良好な場合として財務省令で定める場合に限る。）。

ニ　当該事業年度終了の時において女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十三条第一項に規定する特例認定一般事業主に該当すること。

第四十二条の十二の五第二項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　青色申告書を提出する法人の各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において当該法人の雇用者給与等支給額がその比較雇用者給与等支給額を超える場合において、当該法人が繰越税額控除限度超過額を有するときは、当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該法人の当該事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額（当該事業年度において前三項の規定により当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

第四十二条の十二の五第一項の次に次の一項を加える。

2　青色申告書を提出する法人が、令和六年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（前項の規定の適用を受ける事業年度、設立事業年度、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合で、かつ、当該事業年度終了の時において特定法人に該当する場合において、当該事業年度において当該法人の継続雇用者給与等支給額からその継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合（第一号において「継続雇用者給与等支給増加割合」という。）が百分の三以上であるとき（当該事業年度終了の時において、当該法人の資本金の額又は出資金の額が十億円以上であり、かつ、当該法人の常時使用する従業員の数が千人以上である場合には、同項に規定する政令で定める場合に限る。）は、当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から、当該法人の当該事業年度の控除対象雇用者給与等支給増加額（当該事業年度において第四十二条の十二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定による控除を受ける金額の計算の基礎となつた者に対する給与等の支給額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額）に百分の十（当該事業年度において次の各号に掲げる要件を満たす場合には、百分の十に当該各号に定める割合（当該事業年度において次の各号のうち二以上の号に掲げる要件を満たす場合には、当該二以上の号に定める割合を合計した割合）を加算した割合）を乗じて計算した金額（以下この項において「特定税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該特定税額控除限度額が、当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一　継続雇用者給与等支給増加割合が百分の四以上であること　百分の十五

二　次に掲げる要件の全てを満たすこと　百分の五

イ　当該法人の当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額がその比較教育訓練費の額を控除した金額の当該比較教育訓練費の額に対する割合が百分の十以上であること。

ロ　当該法人の当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額の当該法人の雇用者給与等支給額に対する割合が百分の〇・〇五以上であること。

三　次に掲げる要件のいずれかを満たすこと　百分の五

イ　当該事業年度終了の時において次世代育成支援対策推進法第十五条の三第一項に規定する特例認定一般事業主に該当すること。

ロ　当該事業年度において女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第九条の認定を受けたこと（同法第四条の女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供及び同条の雇用環境の整備の状況が特に良好な場合として財務省令で定める場合に限る。）。

ハ　当該事業年度終了の時において女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十三条第一項に規定する特例認定一般事業主に該当すること。

第四十二条の十二の七第一項中「第二十一条の二十八」を「第二十一条の三十五第一項」に、「を除き」を「及び第七項を除き」に、「第二十一条の十六第二項」を「第二十一条の二十三第二項」に改め、同条第三項中「産業競争力強化法第二十一条の三十五第一項」を「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の施行の日から令和八年三月三十一日までの間にされた産業競争力強化法第二十一条の二十二第一項の認定に係る同法第二十一条の二十三第一項」に、「第二十一条の十三第二項第三号」を「第二十一条の二十第二項第二号」に、「この項及び第六項」を「この条」に、「同号」を「同法第二十一条の二十第二項第二号」に改め、「又は同条第十四項に規定する需要開拓商品生産設備」を削り、「生産工程効率化等設備等」を「生産工程効率化等設備」に、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の施行の日から令和六年三月三十一日まで」を「当該認定の日から同日以後三年を経過する日まで」に改め、同条第五項中「金額）を」を「残額）を」に改め、同条第六項中「法人で」の下に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の施行の日から令和八年三月三十一日までの間にされた産業競争力強化法第二十一条の二十二第一項の認定に係る」を加え、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の施行の日から令和六年三月三十一日まで」を「当該認定の日から同日以後三年を経過する日まで」に、「記載された生産工程効率化等設備等」を「記載された生産工程効率化等設備等に」を「生産工程効率化等設備に」に、「供した当該生産工程効率化等設備等」を「供した当該生産工程効率化等設備」に、「の百分の五（当該生産工程効率化等設備等のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるものについては、百分の十）に相当する」を「に次の各号に掲げる生産工程効率化等設備の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」に、「生産工程効率化等設備等税額控除限度額」を「生産工程効率化等設備税額控除限度額」に、「金額）」を「残額）」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者（同項第八号に規定する適用除外事業者又は同項第八号の二に規定する通算適用除外事業者に該当するものを除く。次号において「中小企業者」という。）が事業の用に供した生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるもの　百分の十四

二　次に掲げる生産工程効率化等設備　百分の十

イ　中小企業者が事業の用に供した生産工程効率化等設備のうち前号に掲げるもの以外のもの

ロ　中小企業者以外の法人が事業の用に供した生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に著しく資するものとして政令で定めるもの

三　前二号に掲げるもの以外の生産工程効率化等設備　百分の五

第四十二条の十二の七第十二項中「第七項」を「第十三項」に改め、「ほか」の下に「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額が零である場合における第十八項第一号に掲げる要件に該当するかどうかの判定その他」を加え、「第六項」を「第十二項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十一項中「第六項までの」を「第八項まで、第十項又は第十一項の」に、「第六項まで」を「第八項まで、第十項及び第十一項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

22　第十項又は第十一項の規定の適用がある場合における地方法人税法の規定の適用については、同法第六条第一項第一号中「まで」とあるのは「まで並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条の十二の七第十項及び第十一項」と、同項第二号イ及びロ中「の規定を」とあるのは「並びに租税特別措置法第四十二条の十二の七第十項及び第十一項の規定を」とする。

第四十二条の十二の七第十項中「生産工程効率化等設備等」を「生産工程効率化等設備」に改め、同項を同条第十六項とし、同項の次に次の四項を加える。

17　第七項及び第十項の規定は、確定申告書等（これらの規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）にこれらの規定による控除の対象となる半導体生産用資産又は特定商品生産用資産に係る第七項各号又は第十項各号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた数、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類（次項各号に掲げる要件のいずれかに該当することにより同項の規定の適用がない場合には、当該各号に掲げる要件のいずれかに該当することを明らかにする書類を含む。）の添付がある場合に限り、適用する。

18　第七項及び第十項の規定は、法人の次に掲げる要件のいずれにも該当しない事業年度（当該事業年度が第四十二条の十二の五第五項第一号に規定する設立事業年度（次項において「設立事業年度」という。）及び合併等事業年度のいずれにも該当しない場合であつて、当該事業年度の所得の金額が当該事業年度の前事業年度の所得の金額以下である場合として政令で定める場合における当該事業年度を除く。）については、適用しない。

一　当該法人の第四十二条の十二の五第五項第四号に規定する継続雇用者給与等支給額（第二十三項において「継続雇用者給与等支給額」という。）からその同条第五項第五号に規定する継続雇用者比較給与等支給額（以下この号及び第二十三項において「継続雇用者比較給与等支給額」という。）を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の一以上であること。

二　イに掲げる金額がロに掲げる金額の百分の四十に相当する金額を超えること。

イ　当該法人が当該事業年度において取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、合併、分割、贈与、交換、現物出資又は法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配による取得その他政令で定める取得を除く。）をした国内資産（国内にある当該法人の事業の用に供する機械及び装置その他の資産で政令で定めるものをいう。）で当該事業年度終了の日において有するものの取得価額の合計額

ロ　当該法人がその有する減価償却資産につき当該事業年度においてその償却費として損金経理をした金額（損金経理の方法又は当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てた金額を含み、法人税法第三十一条第四項の規定により同条第一項に規定する損金経理額に含むものとされる金額を除く。）の合計額

19　前項に規定する合併等事業年度とは、同項の法人が、合併、分割若しくは現物出資（分割又は現物出資にあつては、事業を移転するものに限る。以下この項において「合併等」という。）に係る合併法人、分割法人若しくは分割承継法人若しくは現物出資法人若しくは被現物出資法人であり、事業の譲渡若しくは譲受け（以下この項において「譲渡等」という。）に係る当該事業の移転をした法人若しくは当該事業の譲受けをした法人であり、又は特別の法律に基づく承継に係る被承継法人若しくは承継法人である場合その他政令で定める場合における当該合併等の日、当該譲渡等の日又は当該承継の日を含む事業年度その他政令で定める日を含む事業年度（当該法人の設立事業年度を除く。）をいう。

20　第八項及び第十一項の規定は、第七項又は第十項の規定の適用を受けた事業年度以後の各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に第八項又は第十一項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合で、かつ、これらの規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等（これらの規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）にこれらの規定による控除の対象となるこれらの規定に規定する繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

第四十二条の十二の七第九項第一号中「第二十一条の十五第一項」を「第二十一条の二十二第一項」に、「第二十一条の十六第二項」を「第二十一条の二十三第二項」に、「第二十一条の二十八」を「第二十一条の三十五第一項」に改め、同項に次の一号を加える。

三　第三項及び第六項の規定　令和六年四月一日前に産業競争力強化法第二十一条の二十二第一項の認定の申請がされた認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画（同日以後に同法第二十一条の二十三第一項の規定による変更の認定の申請がされた場合において、その変更の認定があつたときは、その変更後のものを除く。）に記載された生産工程効率化等設備で同日以後に取得又は製作若しくは建設をされたもの

第四十二条の十二の七第九項を同条第十五項とし、同条第八項中「生産工程効率化等設備等」を「生産工程効率化等設備」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第七項中「生産工程効率化等設備等」を「生産工程効率化等設備」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第六項の次に次の六項を加える。

7　青色申告書を提出する法人で新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第　　号）の施行の日から令和九年三月三十一日までの間にされた産業競争力強化法第二十一条の二十二第一項の認定に係る同法第二十一条の三十五第二項に規定する認定事業適応事業者（第十項において「認定産業競争力基盤強化商品生産販売事業者」という。）であるものが、その認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された同法第二条第十四項に規定する産業競争力基盤強化商品（第十項において「産業競争力基盤強化商品」という。）のうち同条第十四項の半導体（以下この項及び第十項において「半導体」という。）の生産をするための設備の新設又は増設をする場合において、当該新設若しくは増設に係る機械その他の減価償却資産（以下この項及び第十七項において「半導体生産用資産」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は半導体生産用資産を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該法人の事業の用に供したときは、当該半導体生産用資産につき第一項、第三項、第四項又は前項の規定の適用を受ける場合を除き、その事業の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）から当該認定の日以後十年を経過する日まで（同日までに同法第二十一条の二十三第二項又は第三項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の期間（以下この項において「対象期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において「供用中年度」という。）の所得に対する調整前法人税額から、当該半導体生産用資産により生産された半導体が次の各号に掲げる半導体のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める金額と、その事業の用に供した当該半導体生産用資産及びこれとともに当該半導体を生産するために直接又は間接に使用する減価償却資産に対して投資した金額の合計額として財務省令で定める金額に相当する金額（当該半導体生産用資産について既にこの項の規定により当該供用中年度前の各事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除された金額その他政令で定める金額がある場合には、これらの金額を控除した残額）とのうちいずれか少ない金額の合計額（以下この項及び第九項において「半導体税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該法人の当該供用中年度における半導体税額控除限度額が、当該法人の当該供用中年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額（前三項の規定により当該供用中年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一　演算を行う半導体（以下この号において「演算半導体」という。）　一万六千円（トランジスター上に配置される導線の中心の間隔が最も短い箇所において百三十ナノメートルを超える演算半導体にあつては、一万六千円に当該演算半導体の標準的な価額の基準演算半導体（トランジスター上に配置される導線の中心の間隔が最も短い箇所において百三十ナノメートル以下の演算半導体をいう。）の標準的な価額に対する割合として政令で定める割合を乗じて計算した金額）に、当該半導体生産用資産により生産された演算半導体のうち当該供用中年度（当該供用中年度が対象期間の末日を含む事業年度である場合には、当該末日以前の期間に限る。）において販売されたものの直径二百ミリメートルのウエハーで換算した枚数を次に掲げるその販売された日の属する期間ごとに区分した枚数として財務省令で定めるところにより証明がされた数にそれぞれ次に定める割合を乗じて計算した数の合計を乗じて計算した金額

イ　供用日から供用日以後七年を経過する日までの期間　百分の百

ロ　供用日以後七年を経過する日の翌日から供用日以後八年を経過する日までの期間　百分の七十五

ハ　供用日以後八年を経過する日の翌日から供用日以後九年を経過する日までの期間　百分の五十

ニ　供用日以後九年を経過する日の翌日以後の期間　百分の二十五

二　前号に掲げる半導体以外の半導体（以下この号において「その他半導体」という。）　四千円
（電流若しくは電圧若しくは光に関連する物理現象を電気的信号に変換し又は電気的信号を電流若しくは電圧若しくは光に関連する物理現象に変換することができるといつた固有の機能を果たすその他半導体（以下この号において「パワー半導体等」という。）にあつては、四千円に当該パワー半導体等の標準的な価額の基準半導体（パワー半導体等以外のその他半導体をいう。）の標準的な価額に対する割合として政令で定める割合を乗じて計算した金額）に、当該半導体生産用資産により生産されたその他半導体のうち当該供用中年度（当該供用中年度が対象期間の末日を含む事業年度である場合には、当該末日以前の期間に限る。）において販売されたものの直径二百ミリメートルのウエハーで換算した枚数を前号イからニまでに掲げるその販売された日の属する期間ごとに区分した枚数として財務省令で定めるところにより証明がされた数にそれぞれ同号イからニまでに定める割合を乗じて計算した数の合計を乗じて計算した金額

8　青色申告書を提出する法人が、各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該法人の当該事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額（第四項から前項までの規定により当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

9　前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該法人の当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度（当該事業年度まで連続して青色申告書の提出をしている場合の各事業年度に限る。）における半導体税額控除限度額のうち、第七項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各事業年度において調整前法人税額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。

10　青色申告書を提出する法人で新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第　　号）の施行の日から令和九年三月三十一日までの間にされた産業競争力強化法第二十一条の二十二第一項の認定に係る認定産業競争力基盤強化商品生産販売事業者であるものが、その認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された産業競争力基盤強化商品（半導体を除く。以下この項において「特定産業競争力基盤強化商品」という。）の生産をするための設備の新設又は増設をする場合において、当該新設若しくは増設に係る機械その他の減価償却資産（以下この項及び第十七項において「特定商品生産用資産」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定商品生産用資産を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該法人の事業の用に供したときは、当該特定商品生産用資産につき第一項、第三項、第四項、第六項又は第七項の規定の適用を受ける場合を除き、その事業の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）から当該認定の日以後十年を経過する日まで（同日までに同法第二十一条の二十三第二項又は第三項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の期間（以下この項において「対象期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において「供用中年度」という。）の所得に対する調整前法人税額から、当該特定商品生産用資産により生産された特定産業競争力基盤強化商品が次の各号に掲げる商品のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める金額と、その事業の用に供した当該特定商品生産用資産及びこれとともに当該特定産業競争力基盤強化商品を生産するために直接又は間接に使用する減価償却資産に対して投資した金額の合計額として財務省令で定める金額に相当する金額（当該特定商品生産用資産について既にこの項の規定により当該供用中年度前の各事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除された金額その他政令で定める金額がある場合には、これらの金額を控除した残額）とのうちいずれか少ない金額の合計額（以下この項及び第十二項において「特定商品税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該法人の当該供用中年度における特定商品税額控除限度額が、当該法人の当該供用中年度の所得に対する調整前法人税額の百分の四十に相当する金額（第四項から第八項までの規定により当該供用中年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の四十に相当する金額を限度とする。

一　産業競争力強化法第二条第十四項に規定する自動車（以下この号において「自動車」という。）　二十万円（内燃機関を有しないもの（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三条に規定する軽自動車を除く。）にあつては、四十万円）
二　産業競争力強化法第二条第十四項に規定する基礎化学品（以下この号において「基礎化学品」という。）　五万円に、当該特定商品生産用資産により生産された基礎化学品のうち当該供用中年度（当該供用中年度が対象期間の末日を含む事業年度である場合には、当該末日以前の期間に限る。）において販売されたもののトンで表した重量を前号イからニまでに掲げるその販売された日の属する期間ごとに区分した数値として財務省令で定めるところにより証明がされた数にそれぞれ同号イからニまでに定める割合を乗じて計算した数の合計を乗じて計算した金額
三　産業競争力強化法第二条第十四項に規定する基礎化学品（以下この号において「基礎化学品」という。）　五万円に、当該特定商品生産用資産により生産された基礎化学品のうち当該供用中年度（当該供用中年度が対象期間の末日を含む事業年度である場合には、当該末日以前の期間に限る。）において販売されたもののリットルで表した体積を第一号イからニまでに掲げるその販売された日の属する期間ごとに区分した数値として財務省令で定めるところにより証明がされた数にそれぞれ同号イからニまでに定める割合を乗じて計算した数の合計を乗じて計算した金額
四　産業競争力強化法第二条第十四項の燃料（以下この号において「燃料」という。）　三十円に、当該特定商品生産用資産により生産された燃料のうち当該供用中年度（当該供用中年度が対象期間の末日を含む事業年度である場合には、当該末日以前の期間に限る。）において販売されたものの重量を第一号イからニまでに掲げるその販売された日の属する期間ごとに区分した数値として財務省令で定めるところにより証明がされた数にそれぞれ同号イからニまでに定める割合を乗じて計算した数の合計を乗じて計算した金額

イ　供用日から供用日以後七年を経過する日までの期間　百分の百
ロ　供用日以後七年を経過する日の翌日から供用日以後八年を経過する日までの期間　百分の七十五
ハ　供用日以後八年を経過する日の翌日から供用日以後九年を経過する日までの期間　百分の五十
ニ　供用日以後九年を経過する日の翌日以後の期間　百分の二十五

11　青色申告書を提出する法人が、各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該法人の当該事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の四十に相当する金額（第四項から第八項まで及び前項の規定により当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の四十に相当する金額を限度とする。

12　前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該法人の当該事業年度開始の日前四年以内に開始した各事業年度（当該事業年度まで連続して青色申告書の提出をしている場合の各事業年度に限る。）における特定商品税額控除限度額のうち、第十項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各事業年度において調整前法人税額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。

第四十二条の十三第一項第十四号中「第四十二条の十二の五第一項」の下に「から第四項まで」を加え、「同項に」を「それぞれ同条第一項に」に改め、「控除した金額」の下に「、同条第二項に規定する特定税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額、同条第三項に規定する中小企業者等税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額」を加え、同項第十五号を削り、同項第十六号を同項第十五号とし、同項第十七号中「生産工程効率化等設備税額控除限度額」を「生産工程効率化等設備税額控除限度額」に改め、同号を同項第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六の二　前条第七項、第八項、第十項又は第十一項の規定　それぞれ同条第七項に規定する半導体税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額、同条第八項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額、同条第十項に規定する特定商品税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第十一項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第四十二条の十三第一項第十八号を同項第十七号とし、同条第二項中「又は第四十二条の十二の四第三項」を「、第四十二条の十二の四第三項、第四十二条の十二の五第四項又は前条第八項若しくは第十一項」に改め、同条第三項中「又は第四十二条の十二の四第四項」を「、第四十二条の十二の四第四項、第四十二条の十二の五第五項第十二号又は前条第九項若しくは第十二項」に改め、同条第五項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に、「第十六号又は第十七号」を「第十五号又は第十六号」に、「第四十二条の十二の五第三項第一号」を「第四十二条の十二の五第五項第一号」に改め、同項第一号イ中「第四十二条の十二の五第三項第四号」を「第四十二条の十二の五第五項第四号」に改め、「（当該対象年度が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に開始する事業年度である場合には、百分の〇・五）」を削り、同号イ(1)中「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の下に「又は当該対象年度終了の時において当該法人の常時使用する従業員の数が二千人を超える場合」を加え、同項第二号中「百分の三十」の下に「（前号イ(1)及び(2)に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、百分の四十）」を加え、同条第七項第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「ある場合」の下に「又は当該通算法人若しくは他の通算法人のいずれかが、当該対象年度終了の時において常時使用する従業員の数が二千人を超える場合」を加え、同項第五号中「（当該通算法人の対象年度終了の日に終了する当該通算法人に係る通算親法人の事業年度が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に開始する事業年度である場合には、百分の〇・五）」を削り、同項第七号中「百分の三十」の下に「（同項第一号イ(1)及び(2)に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、百分の四十）」を加え、同条第八項中「前条第十項」を「前条第十六項」に改める。

第四十二条の十四第一項中「までの金額（」を「までの金額（以下この項において「個別要加算調整額」という。）」に、「当該達するまでの金額」を「当該個別要加算調整額」に改め、同項の表の第八号中「の規定」を「から第三項までの規定又は同条第四項の規定」に、「同項」を「同条第一項から第三項まで」に改め、同表の第九号を削り、同表の第十号を同表の第九号とし、同表の第十一号中「又は同条第六項」を「、同条第六項の規定、同条第七項の規定又は同条第八項」に改め、同号を同表の第十号とし、同表に次の一号を加える。

十一　第四十二条の十二の七第十項の規定又は同条第十一項の規定	百分の四十	同条第十項に規定する百分の四十に相当する金額（前号の上欄に掲げる規定に係る個別要加算調整額がある場合には、当該個別要加算調整額を加算した金額）

第四十二条の十四第四項中「第二項又は」を「第二項、」に、「第三項の」を「第三項、第四十二条の十二の五第三項若しくは第四項又は第四十二条の十二の七第七項、第八項、第十項若しくは第十一項の」に改め、同条第五項中「及び第六十九条」の下に「並びに地方法人税法」を加え、「は、同法」を「は、法人税法」に、「とする」を「と、地方法人税法第六条第一項第一号中「まで」とあるのは「まで並びに租税特別措置法第四十二条の十四第一項及び第四項（同法第四十二条の七第十項及び第十一項に係る部分に限る。）」とする」に改める。

第四十四条の四第一項及び第二項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条に次の一項を加える。

4　前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十四条の四の次に次の一条を加える。

（生産方式革新事業活動用資産等の特別償却）

第四十四条の五　青色申告書を提出する法人で農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律第八条第三項に規定する認定生産方式革新事業者であるものが、同法の施行の日から令和九年三月三十一日までの間に、当該認定生産方式革新事業者として行う同法第二条第三項に規定する生産方式革新事業活動（同法第七条第三項に規定する措置を含む。）の用に供するための次に掲げる機械その他の減価償却資産（以下この項において「生産方式革新事業活動用資産等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は生産方式革新事業活動用資産等を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の当該生産方式革新事業活動の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該生産方式革新事業活動用資産等をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該生産方式革新事業活動用資産等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該生産方式革新事業活動用資産等の普通償却限度額と特別償却限度額（次の各号に掲げる生産方式革新事業活動用資産等の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。）との合計額とする。

一　農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律第八条第三項に規定する認定生産方式革新実施計画に記載された同法第七条第四項第一号に規定する設備等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物のうち、同法第二条第一項に規定する農作業の効率化等を通じた農業の生産性の向上に著しく資するものとして政令で定めるもの　その取得価額の百分の三十二（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の十六）に相当する金額

二　農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律第八条第三項に規定する認定生産方式革新実施計画に記載された同法第七条第四項第二号に規定する設備等を構成する機械及び装置のうち、当該認定生産方式革新実施計画に係る同法第二条第三項に規定する農業者等が行う同項に規定する生産方式革新事業活動の促進に特に資するものとして政令で定めるもの　その取得価額の百分の二十五に相当する金額

2　第四十三条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第四十五条第三項中「次の表の第一号の上欄に掲げる地区及び同表の第四号」を「（次の表の第一号」に、「令和六年三月三十一日）まで」を「令和三年四月一日から令和九年三月三十一日まで）」に改め、同項の表の第四号を削る。

第四十六条を削る。

第四十六条の二第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、「もの（」の下に「開発研究（新たな製品の製造又は新たな技術の発明に係る試験研究として政令で定めるものをいう。）の用に供されるものを除く。」を加え、同条を第四十六条とする。

第四十八条第一項中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第四条第一項」を「物資の流通の効率化に関する法律第六条第一項」に、「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「第五条第一項」を「第七条第一項」に、「第二条第三号」を「第四条第三号」に改め、「特定流通業務施設」の下に「（以下この項において「特定流通業務施設」という。）」を、「各事業年度」の下に「（当該倉庫用建物等が物資の流通の効率化に関する法律第四条第二号に規定する流通業務の省力化に特に資するものとして政令で定める要件を満たす特定流通業務施設であることにつき財務省令で定めるところにより証明がされた事業年度に限る。）」を加える。

第五十三条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

３　法人の有する減価償却資産につき当該事業年度前の各事業年度において第一項各号に掲げる規定のうちいずれか一の規定の適用を受けた場合には、当該減価償却資産については、当該いずれか一の規定以外の同項各号に掲げる規定は、適用しない。

４　法人が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人において第一項各号に掲げる規定のうちいずれか一の規定の適用を受けた減価償却資産の移転を受けた場合には、当該法人が当該事業年度前の各事業年度において当該いずれか一の規定の適用を受けたものとみなして、前項の規定を適用する。

第五十五条第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第五十六条第一項中「第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者（同項第八号に規定する適用除外事業者又は同項第八号の二に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。）で青色申告書を提出するもののうち、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に中小企業等経営強化法第十七条第一項に規定する経営力向上計画（同条第四項第二号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この項において「経営力向上計画」という。）について同条第一項の認定を受けた同法第二条第十項に規定する事業承継等（同項第八号に掲げる措置に限る。第三項第一号において「事業承継等」という。）を「当該各号の第二欄に掲げる措置」に、「この項及び第三項」を「この条」に、「第三項第一号において同じ」を「以下この条において同じ」に、「十億円を超える」を「当該各号の第三欄に掲げる金額である」に、「を除く。）において、」を「及び同日において当該措置に基因し、又は関連して生ずる損害を塡補する保険で財務省令で定めるものの契約（第三項第七号において「特定保険契約」という。）を締結している場合を除く。）において、」に、「の百分の七十に相当する」を「に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した」に改め、同項に次の表を加える。

法人	措置	金額	割合
一　第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者（同項第八号に規定する適用除外事業者又は同項第八号の二に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。）	当該認定に係る経営力向上計画（同法第十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に従つて行う同法第二条第十項に規定する事業承継等（同項第八号に掲げる措置に限る。）	十億円を超える金額	百分の七十
二　新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第　号）の施行の日から令和九年三月三十一日までの間に中小企業等経営強化法第十七条第一項に規定する経営力向上計画（同条第四項第二号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この号において「経営力向上計画」という。）について同条第一項の認定を受けた同法第二条第十項に規定する事業承継等（同項第八号に掲げる措置に限る。）	当該認定に係る特別事業再編計画（同法第二十四条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この号において「認定特別事業再編計画」という。）に従つて行う同法第十六条の二に規定する特別事業再編（以下この号において「特別事業再編」という。）のための措置（同法第二条第十八項に規定する措置に限る。以下この号において同じ。）	百億円を超える金額又は一億円に満たない金額	次に掲げる当該特定株式等の区分に応じそれぞれ次に定める割合 イ　当該認定特別事業再編計画に従つて行う最初の特別事業再編のための措置として取得をした株式等　百分の九十 ロ　イに掲げるもの以外の株式等　百分の

第五十六条第二項中「五年」の下に「（前項の表の第二号の第二欄に掲げる措置として特定法人の株式等の取得をしていた場合における当該特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金にあつては、十年）」を加え、同条第三項第一号中「中小企業等経営強化法第十八条第二項の規定により同法第十七条第一項の認定が取り消された場合（当該認定に係る認定経営力向上計画に従つて行う事業承継等」を「次に掲げる場合に該当することとなつた場合（次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める措置」に改め、同号に次のように加える。

イ　中小企業等経営強化法第十八条第二項の規定により同法第十七条第一項の認定が取り消された場合　当該認定に係る第一項の表の第一号の第二欄に掲げる措置

ロ　産業競争力強化法第二十四条の三第二項又は第三項の規定により同法第二十四条の二第一項の認定が取り消された場合　当該認定に係る第一項の表の第二号の第二欄に掲げる措置

第五十六条第三項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　当該法人が特定保険契約を締結した場合（当該特定保険契約に係る第一項の表の各号の第二欄に掲げる措置として特定法人の株式等の取得をしていた場合に限る。）　その締結した日における当該特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額

第六十一条第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「百分の二十」を「百分の十八」に改め、同条第二項第四号中「前条」を「第五十九条の三第一項又は前条第一項若しくは第二項」に改め、同条第五項中「百分の二十」を「百分の十八」に改める。

第三章第三節の四を同章第三節の五とする。

第六十条第三項に次の一号を加える。

五　前条第一項の規定

第三章第三節の三を同章第三節の四とし、同章第三節の二の次に次の一節を加える。

第三節の三　特許権等の譲渡等による所得の課税の特例

第五十九条の三　青色申告書を提出する法人が、令和七年四月一日から令和十四年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（以下この項において「対象事業年度」という。）において、特許権譲渡等取引（居住者（第二条第一項第一号の二に規定する居住者をいう。）若しくは内国法人（関連者であるものを除く。）に対する特定特許権等の譲渡又は他の者（関連者であるものを除く。以下この項において同じ。）に対する特定特許権等の貸付け（特定特許権等に係る権利の設定その他他の者に特定特許権等を使用させる行為を含む。）をいう。以下この項において同じ。）を行つた場合には、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の百分の三十に相当する金額は、当該対象事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　当該法人が当該対象事業年度において行つた特許権譲渡等取引（特許権譲渡等取引以外の取引とあわせて行つた特許権譲渡等取引にあつては、その契約において特許権譲渡等取引の対価の額が明らかにされている場合における当該特許権譲渡等取引に限る。以下この号において同じ。）に係る特定特許権等のいずれについてもその特定特許権等に直接関連する研究開発に係る研究開発費の額として政令で定める金額が当該法人の令和七年四月一日前に開始した事業年度において生じていない場合又は当該対象事業年度が令和九年四月一日以後に開始する事業年度である場合　当該対象事業年度において行つた特許権譲渡等取引ごとに、(1)に掲げる金額に(2)に掲げる金額のうちに(3)に掲げる金額が零である場合には、零）を乗じて計算した金額を合計した金額

(1)　当該特許権譲渡等取引に係る所得の金額として政令で定める金額

(2)　当該対象事業年度及び当該対象事業年度前の各事業年度（令和七年四月一日以後に開始する事業年度に限る。）において生じた研究開発費の額のうち、当該特許権譲渡等取引に係る特定特許権等に直接関連する研究開発に係る金額として政令で定める金額の合計額

(3)　(2)に掲げる金額に含まれる適格研究開発費の額の合計額

ロ　イに掲げる場合以外の場合　(1)に掲げる金額に(2)に掲げる金額のうちに(3)に掲げる金額の占める割合（(2)に掲げる金額が零である場合には、零）を乗じて計算した金額

(1)　当該対象事業年度において行つた特許権譲渡等取引に係る所得の金額として政令で定める金額の合計額

(2)　当該対象事業年度及び当該対象事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度において生じた研究開発費の額の合計額

(3)　(2)に掲げる金額に含まれる適格研究開発費の額の合計額

二　当該対象事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額

2　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　関連者　法人で、前項の法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式又は出資（当該他方の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係のあるものをいう。

二　特定特許権等　次に掲げるもののうち我が国の国際競争力の強化に資するものとして財務省令で定めるもの（第五号イにおいて「適格特許権等」という。）であつて、前項の法人が令和六年四月一日以後に取得又は製作をしたものをいう。

イ　特許権

ロ　官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第二項に規定する人工知能関連技術を活用した著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第十号の二に規定するプログラムの同項第一号に規定する著作物

三　研究開発　次に掲げる行為をいう。

イ　新たな知識の発見を目的とした計画的な調査及び探究（ロにおいて「研究」という。）

ロ　新たな製品若しくは役務若しくは製品の新たな生産の方式についての計画若しくは設計又は既存の製品若しくは役務若しくは製品の既存の生産の方式を著しく改良するための計画若しくは設計として研究の成果その他の知識を具体化する行為

四　研究開発費の額　次に掲げる金額の合計額（当該金額に係る費用に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額）をいう。

イ　研究開発に要した費用の額（次に掲げる金額を除く。）のうち各事業年度において研究開発費として損金経理をした金額

(1)　資産の償却費、除却による損失及び譲渡による損失の額

(2)　負債の利子の額その他これに類するものとして政令で定める金額

ロ　各事業年度において事業の用に供した資産につきその取得をするため及びその事業の用に供するために支出した金額（イに掲げる金額を除く。）のうち研究開発に関連する部分の金額として政令で定める金額

五　適格研究開発費の額　研究開発費の額のうち、次に掲げる金額以外の金額をいう。

イ　特許権譲受等取引（他の者からの適格特許権等の譲受け又は借受け（適格特許権等に該当する特許権に係る専用実施権の他の者による設定、特許を受ける権利に基づいて取得すべき適格特許権等に該当する特許権に係る仮専用実施権の他の者による設定その他他の者が前項の法人に適格特許権等を独占的に使用させる行為を含む。）をいう。以下この条において同じ。）によつて生じた研究開発費の額（特許権譲受等取引以外の取引とあわせて特許権譲受等取引を行つた場合において、その契約において特許権譲受等取引の対価の額が明らかにされていないときは、これらの取引によつて生じた研究開発費の額）

ロ　前項の法人に係る関連者（外国法人に限る。）に委託する研究開発（委任契約その他の財務省令で定めるものに該当する契約又は協定により委託する研究開発で、その委託に基づき行われる業務が研究開発に該当するものに限る。）に係る研究開発費の額として政令で定める金額

ハ　前項の法人が内国法人である場合の当該法人の法人税法第六十九条第四項第一号に規定する国外事業所等を通じて行う事業に係る研究開発費の額（イ及びロに掲げる金額を除く。）

3　第一項の法人である通算法人の各事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）について同項の規定を適用する場合には、同項第二号に掲げる金額は、当該通算法人及び他の通算法人（同日において当該通算法人との間に通算完全支配関係があるものに限る。）の当該事業年度又は同日に終了する事業年度の法人税法第六十四条の五第一項に規定する通算前所得金額及び通算前欠損金額を基礎として同条及び同法第六十四条の七の規定により計算した当該通算法人の所得の金額として政令で定める金額とする。

4　第一項の法人が、各事業年度において、当該法人に係る関連者との間で特許権譲受等取引を行つた場合に、当該特許権譲受等取引につき当該法人が当該関連者に支払う対価の額が独立企業間価格に満たないときは、当該法人の当該事業年度における同項の規定の適用については、当該特許権譲受等取引は、独立企業間価格で行われたものとみなす。

5　前項に規定する独立企業間価格とは、特許権譲受等取引の対価の額について第六十六条の四第二項に規定する方法に準じて算定した金額（当該特許権譲受等取引が同条第一項に規定する国外関連取引である場合には、同項に規定する独立企業間価格）をいう。

6　第一項の法人が当該法人に係る関連者との特許権譲受等取引を他の者（当該法人に係る他の関連者を除く。以下この項において「非関連者」という。）を通じて行う場合として政令で定める場合における当該法人と当該非関連者との特許権譲受等取引は、当該法人と当該関連者との間で行われた特許権譲受等取引とみなして、第四項の規定を適用する。

7　第一項の規定の適用を受けようとする法人が、当該事業年度において、当該法人に係る関連者との間で特許権譲受等取引（第六十六条の四第一項に規定する国外関連取引に該当するものを除く。以下第十一項までにおいて同じ。）を行つた場合には、当該特許権譲受等取引に係る第四項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類として財務省令で定める書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を、当該事業年度（当該特許権譲受等取引を行つた事業年度が令和七年四月一日前に開始した事業年度である場合には、同日以後最初に開始する事業年度）の法人税法第七十四条第一項又は第百四十四条の六第一項若しくは第二項の規定による申告書の提出期限までに作成し、又は取得し、財務省令で定めるところにより保存しなければならない。

8　前項の法人が当該事業年度の前事業年度において当該法人に係る一の関連者との間で行つた特許権譲受等取引（前事業年度がない場合その他の政令で定める場合には、当該事業年度において当該法人と当該一の関連者との間で行つた特許権譲受等取引）につき当該一の関連者に支払う対価の額の合計額が三億円未満である場合又は当該法人が前事業年度において当該一の関連者との間で行つた特許権譲受等取引がない場合として政令で定める場合における当該法人が当該事業年度において当該一の関連者との間で行つた特許権譲受等取引に係る第四項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類及び前項の法人が当該事業年度において当該法人に係る関連者との間で行つた特許権譲受等取引により研究開発費の額が生じない場合又は当該特許権譲受等取引により生ずる研究開発費の額が第一項の規定により損金の額に算入される金額の計算の基礎となることが見込まれない場合における当該特許権譲受等取引に係る第四項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類については、前項の規定は、適用しない。

9　国税庁の当該職員又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、法人に各事業年度における同時文書化対象特許権譲受等取引（前項の規定の適用がある特許権譲受等取引以外の特許権譲受等取引をいう。以下この項において同じ。）に係る第七項に規定する財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から四十五日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出がなかつたとき、又は法人に各事業年度における同時文書化対象特許権譲受等取引に係る第四項に規定する独立企業間価格（第十四項において準用する第六十六条の四第八項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む。）を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）又はその写しの提示若しくは提出を求めた場合において、その提示又は提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類又はその写しの提示又は提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示又は提出がなかつたときに、当該法人の各事業年度における同時文書化免除特許権譲受等取引に係る第四項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該法人の当該同時文書化免除特許権譲受等取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類を検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

10　国税庁の当該職員又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、法人に各事業年度における同時文書化免除特許権譲受等取引（第八項の規定の適用がある特許権譲受等取引をいう。以下この項において同じ。）に係る第四項に規定する独立企業間価格（第十四項において準用する第六十六条の四第八項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む。）を算定するために重要と認められる書類（その作成又は保存がされている場合において電磁的記録の作成又は保存がされているときは、その電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）又はその写しの提示若しくは提出を求めた場合において、その提示又は提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類又はその写しの提示又は提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示又は提出がなかつたときに、当該法人の各事業年度における当該独立企業間価格を算定するために必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該法人の当該同時文書化免除特許権譲受等取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類を検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

11　国税庁の当該職員又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、法人の特許権譲受等取引に係る第四項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、前二項の規定に基づき提出された帳簿書類（その写しを含む。）を留め置くことができる。

12　前三項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

13　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第九項又は第十項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

14　第六十六条の四第八項から第十五項まで及び第二十六項から第三十項までの規定は、法人が当該法人に係る関連者との間で行つた特許権譲受等取引につき、第四項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六十六条の四第八項	特定無形資産国外関連取引	特定特許権譲受等取引
	の譲渡若しくは貸付け（特定無形資産に係る権利の設定その他他の者に特定無形資産を使用させる一切の行為を含む。）又はこれらに類似する	に係る
	第二項各号	第二項各号（第五十九条の三第五項の規定により準じて算定する場合を含む。）
	を第一項	を同条第四項
	事業年度の	事業年度以後の各事業年度の
	ならば第一項	ならば第五十九条の三第四項
第六十六条の四第九項	特定無形資産国外関連取引	特定特許権譲受等取引
	第二十五項の規定により各事業年度において	第五十九条の三第十五項の規定により
	当該事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。同項において同じ。）	確定申告書等

第六十六条の四第十項	特定無形資産国外関連取引	特定特許権譲受等取引
第六十六条の四第十一項	同時文書化対象国外関連取引（第七項の規定の適用がある国外関連取引以外の国外関連取引	同時文書化対象特許権譲受等取引（国外関連取引に該当する第五十九条の三第二項第五号イに規定する特許権譲受等取引のうち第七項の規定の適用がないもの及び同条第九項に規定する同時文書化対象特許権譲受等取引
第六十六条の四第十二項	第六項	第六項若しくは同条第七項
	同時文書化対象国外関連取引	同時文書化対象特許権譲受等取引
	第六項	第六項若しくは第五十九条の三第七項
	第一項	同条第四項
	事業年度の	事業年度以後の各事業年度の
第六十六条の四第十二項第一号	若しくはハ	若しくはハ（第五十九条の三第五項の規定により準じて算定する場合を含む。以下この号において同じ。）
	同項第二号	第二項第二号
第六十六条の四第十二項第二号	第二項第一号ニ	第二項第一号ニ（第五十九条の三第五項の規定により準じて算定する場合を含む。）
	同項第二号	第二項第二号
第六十六条の四第十三項	同時文書化対象国外関連取引	同時文書化対象特許権譲受等取引
	第一項	同条第四項
第六十六条の四第十四項	同時文書化免除国外関連取引	同時文書化免除特許権譲受等取引
	第七項の規定の適用がある国外関連取引	国外関連取引に該当する第五十九条の三第二項第五号イに規定する特許権譲受等取引のうち第七項の規定の適用があるもの及び同条第十項に規定する同時文書化免除特許権譲受等取引
	第一項	同条第四項
	事業年度の	事業年度以後の各事業年度の
第六十六条の四第十五項	同時文書化免除国外関連取引	同時文書化免除特許権譲受等取引
第六十六条の四第二十六項	同項の	第五十九条の三第四項の
第六十六条の四第二十七項	租税特別措置法第六十六条の四第二十七項（特例）及び租税特別措置法第六十六条の四第二十七項の	租税特別措置法第五十九条の三第十四項（特許権等の譲渡等による所得の課税の特例）において準用する同法第六十六条の四第二十七項の

		及び同法
		「前条及び租税特別措置法第五十九条の三第十四項において準用する同法
		（租税特別措置法第五十九条の三第十四項において準用する同法
		並びに租税特別措置法第五十九条の三第十四項において準用する同法
		、租税特別措置法第五十九条の三第十四項において準用する同法
第六十六条の四第二十八項		を第五十九条の三第四項
第六十六条の四第三十項	租税特別措置法	租税特別措置法第五十九条の三第十四項（特許権等の譲渡等による所得の課税の特例）において準用する同法
	同法第六十六条の四第二十七項	同法第五十九条の三第十四項において準用する同法第六十六条の四第二十七項

15　第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書、その損金の額に算入される金額の計算の基礎となつた取引に当該法人に係る関連者との間で行つた特許権譲受等取引がある場合における当該関連者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他財務省令で定める事項を記載した書類その他財務省令で定める書類（次項において「明細書等」という。）の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、第一項の規定により損金の額に算入される金額は、当該申告に係るその損金の額に算入されるべき金額に限るものとする。

16　税務署長は、前項の申告の記載又は添付がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び明細書等の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

17　第一項の規定の適用を受けた法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第六十七条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれるものとする。

18　第二項及び前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算、第九項及び第十項の帳簿書類（その写しを含む。）の留置きに関する手続その他第一項、第三項から第八項まで、第十一項又は第十四項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十一条の四第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

第六十四条第一項第七号中「入漁権」の下に「、漁港水面施設運営権」を加える。

第六十五条の三第一項第三号中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、「（都市緑地法第十七条第三項の規定により買い取られる場合には、政令で定める場合に限る。）」を削り、同号の次に次の二号を加える。

三の二　古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第十三条第一項に規定する対象土地が同条第四項の規定により同項の都市緑化支援機構に買い取られる場合（当該都市緑化支援機構が公益社団法人又は公益財団法人であることその他の政令で定める要件を満たす場合に限る。）

三の三　都市緑地法第十七条の二第一項に規定する対象土地が同条第四項の規定により同項の都市緑化支援機構に買い取られる場合（当該都市緑化支援機構が公益社団法人又は公益財団法人であることその他の政令で定める要件を満たす場合に限る。）

第六十五条の三第一項第四号中「（政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）」を削り、「政令で定める場合」を「当該文化財保存活用支援団体が公益社団法人又は公益財団法人であることその他の政令で定める要件を満たす場合」に改め、同項第七号中「（政令で定めるものに限る。）」を削り、「場合」の下に「（当該農地中間管理機構が公益社団法人又は公益財団法人であることその他の政令で定める要件を満たす場合に限る。）」を加える。

第六十五条の四第一項第三号中「令和五年十二月三十一日」を「令和八年十二月三十一日」に改める。

第六十六条の四第二十七項中「（昭和三十二年法律第二十六号）」を削る。

第六十六条の四の三第十四項の表第六十六条の四第二十七項の項中「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）」を「（租税特別措置法」に改める。

第六十六条の五の三第三項中「次項」を「第五項」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項又は第二項の法人の各事業年度が令和十二年四月一日から令和十七年三月三十一日までの間に開始する事業年度である場合における前三項の規定の適用については、第一項及び第二項中「七年以内に開始した事業年度」とあるのは「十年以内に開始した事業年度（当該開始の日前七年以内に開始した事業年度及び令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に開始した事業年度に限る。）」と、前項中「七年以内」とあるのは「十年以内」と、「各事業年度（以下」とあるのは「各事業年度（当該適格合併の日前十年以内に開始した各事業年度にあつては当該適格合併の日前七年以内に開始した各事業年度及び令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に開始した各事業年度に限り、当該翌日前十年以内に開始した各事業年度にあつては当該翌日前七年以内に開始した各事業年度及び令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に開始した各事業年度に限る。以下」と、「前七年内事業年度」とあるのは「前十年内事業年度」とする。

第六十六条の七第九項及び第六十六条の九の三第八項中「第四十二条の十二の五第七項」を「第四十二条の十二の五第十項」に、「第四十二条の十二の七第十一項」を「第四十二条の十二の七第二十一項」に改める。

第六十六条の十第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、「規定する試験研究」の下に「（新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行うものに限る。）」を加え、「取得に」を「取得又は製作に」に、「取得の」を「取得又は製作の」に改める。

第六十六条の十一第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、法人の締結していた同号に規定する共済契約につき解除があつた後同号に規定する共済契約を締結した当該法人がその解除の日から同日以後二年を経過する日までの間に当該共済契約について支出する同号に掲げる掛金については、適用しない。

第六十六条の十一の三第一項中「。次項に」を「。次項及び第六項に」に、「同条第五項」を「同条第五項ただし書中「公益法人等が」とあるのは「公益法人等又は認定特定非営利活動法人が」と、同条第六項」に改め、同条第五項中「第三十七条第五項」を「第三十七条第六項」に改める。

第六十六条の十二第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第六十六条の十三第一項中「同条第二十五項」を「同条第二十七項」に、「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第六十七条の五第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第六十七条の十七第二項中「同条第二項に規定する発行者の同項」を「発行をする者の同条第二項」に改め、同条第十一項中「第五条の三第二項に規定する発行者の同項」を「発行をする者の第五条の三第二項」に改める。

第六十七条の十八第十三項の表第六十六条の四第二十七項の項中「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）」を「（租税特別措置法」に改める。

第六十八条の二の二第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

第六十八条の三の四第二項及び第四項中「第四十二条の十二の五」の下に「、第四十二条の十二の七第八項、第十一項及び第十八項」を加える。

第七十条第一項中「取得した財産をその取得後」を「財産の全部又は一部を」に、「当該取得に」を「その取得に」に改め、同条第二項中「においてなお」を「までに」に、「供していない」を「供しない場合若しくは供しなくなつた」に、「当該相続」を「同項の相続」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3　相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該財産の全部又は一部を第一項に規定する申告書の提出期限までに公益信託に関する法律第二条第一項第一号に規定する公益信託（次項において「公益信託」という。）の信託財産とするために支出をした場合には、当該支出により当該支出をした者又はその親族その他これらの者と相続税法第六十四条第一項に規定する特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合を除き、当該支出をした財産の価額は、当該相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない。

4　前項の財産を受け入れた公益信託がその受入れの日から二年を経過した日までに終了（信託の併合による終了を除く。）をした場合又は当該公益信託の受託者が当該財産を同日までにその公益信託事務（公益信託に関する法律第七条第三項第四号に規定する公益信託事務をいう。）の用に供しない場合若しくは供しなくなつた場合には、前項の規定にかかわらず、当該財産の価額は、同項の相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入する。

第七十条第五項中「当該」を「これらの規定の」に改め、同条第七項中「これらの規定に」を「第二項又は第四項に」に改め、同条第九項中「それぞれ」を「、それぞれ」に改め、同条第十項中「取得した財産」を「財産の全部又は一部」に改める。

第七十条の二第一項中「令和四年一月一日から令和五年十二月三十一日まで」を「令和六年一月一日から令和八年十二月三十一日まで」に改め、同条第二項第六号イを次のように改める。

イ　当該住宅用の家屋が次に掲げる要件のいずれかを満たすものである場合　千万円

(1)　当該住宅用の家屋（新築をした住宅用の家屋又は取得をした建築後使用されたことのない住宅用の家屋に限る。）がエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋として政令で定めるものであること。

(2)　当該住宅用の家屋がエネルギーの使用の合理化に資する住宅用の家屋（新築をした住宅用の家屋又は取得をした建築後使用されたことのない住宅用の家屋を除く。）、地震に対する安全性に係る基準に適合する住宅用の家屋又は高齢者等（第四十一条の三の二第一項に規定する高齢者等をいう。）が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合する住宅用の家屋として政令で定めるものであること。

第七十条の二第四項中「当該各号に」の下に「掲げる場合に」を加え、同条第六項第二号中「第四項第二号」を「第五項第二号」に改め、同条第十三項中「（令和四年法律第四号）附則第五十一条第三項各号」を「（令和六年法律第八号）附則第五十四条第六項各号」に、「同条第三項」を「同条第六項」に改める。

第七十条の三第一項中「令和五年十二月三十一日」を「令和八年十二月三十一日」に改め、「の各号」を削り、同条第四項中「当該各号に」の下に「掲げる場合に」を加え、同条第六項第二号中「第四項第二号」を「第五項第二号」に改める。

第七十二条の二、第七十三条、第七十四条第一項、第七十四条の二第一項、第七十四条の三第一項及び第七十五条中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

第七十六条及び第七十七条の二中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第七十九条第五号中「法人の設立又は資本金若しくは出資金の額の増加の場合における」を削る。

第八十条第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同項第五号及び第六号中「法人の設立又は資本金若しくは出資金の額の増加の場合における」を削り、同条第三項及び第四項を削り、同条第二項中「第二条第三十一項」を「第二条第三十三項」に、「会社の設立」を「株式会社又は合同会社の設立」に、「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　産業競争力強化法第四十六条の二に規定する特別事業再編を実施する同条の認定特別事業再編事業者が、次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、同法第二十四条の三第二項に規定する認定特別事業再編計画（同法第二条第十七項に規定する事業再編のうち政令で定めるものについて記載があるものに限る。）に係る同法第二十四条の二第一項又は第二十四条の三第一項の認定に係るものであつて新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第　　号）の施行の日から令和九年三月三十一日までの間にされたこれらの認定に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところによりこれらの認定の日から二年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一　合併による資本金の額の増加　イ又はロに掲げる部分の区分に応じイ又はロに定める割合

イ　合併により増加した資本金の額のうち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本金の額として財務省令で定めるものに達するまでの資本金の額に対応する部分　千分の一

ロ　イに掲げる部分以外の部分（これらの認定により増加した資本金の額のうち三千億円を超える部分を除く。）　千分の一・五

二　分割による資本金の額の増加（これらの認定により増加した資本金の額のうち三千億円を超える部分を除く。）　千分の三

三　事業に必要な資産の譲受けの場合における不動産又は船舶の所有権の取得　イ又はロに掲げる事項の区分に応じイ又はロに定める割合

イ　不動産の所有権の取得　千分の一

ロ　船舶の所有権の取得　千分の十二

四　合併による不動産又は船舶の所有権の取得　イ又はロに掲げる事項の区分に応じイ又はロに定める割合

イ　不動産の所有権の取得　千分の一

ロ　船舶の所有権の取得　千分の十八

第八十条の二中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条第四号、第五号、第七号及び第八号中「法人の設立又は資本金若しくは出資金の額の増加の場合における」を削る。

第八十一条を削り、第八十条の三を第八十一条とし、第八十条の二の次に次の一条を加える。

（認定開発供給実施計画に基づき行う登記の税率の軽減）

第八十条の三　次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律第十四条第三項に規定する認定開発供給実施計画に係る同法第十三条第一項又は第十四条第一項の認定に係るものであつて同法の施行の日から令和九年三月三十一日までの間にされたこれらの認定に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところによりこれらの認定の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一　株式会社の設立又は資本金の額の増加（これらの認定により増加した資本金の額のうち三千億円を超える部分並びに次号及び第三号に掲げるものを除く。）　千分の三・五

二　合併による株式会社の設立又は資本金の額の増加　イ又はロに掲げる部分の区分に応じイ又はロに定める割合

イ　資本金の額又は合併により増加した資本金の額のうち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本金の額として財務省令で定めるものに達するまでの資本金の額に対応する部分　千分の一

ロ　イに掲げる部分以外の部分（これらの認定により増加した資本金の額のうち三千億円を超える部分を除く。）　千分の三・五

三　分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加（これらの認定により増加した資本金のうち三千億円を超える部分を除く。）　千分の五

四　法人の設立、資本金若しくは出資金の額の増加又は事業に必要な資産の譲受けの場合における不動産の所有権の取得（次号及び第六号に掲げるものを除く。）　千分の十六

五　合併による不動産の所有権の取得　千分の二

六　分割による不動産の所有権の取得　千分の四

第八十二条の見出し中「特定国際船舶」を「特定国際船舶等」に改め、同条第一項中「）が」を「）が」に、「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に、「以下この条において「特定国際船舶」を「次項において「対象船舶」に、）を」を「）で同法第三十九条の十九第一項に規定する特定船舶に該当するもの（以下この項及び第三項において「特定国際船舶」という。）を同法第三十九条の二十三に規定する認定特定船舶導入計画（第三項において「認定特定船舶導入計画」という。）に基づき」に改め、「又は海上運送事業者が当該期間内に第二条第一項第二号に規定する外国法人から特定国際船舶を取得した場合」を削り、「これらの海上運送事業者が、建造した」を「当該」に改め、「又は取得した特定国際船舶で航行の安全が確保されているものとして政令で定めるもの」を削り、「は、これらの」を「は、当該」に、「千分の三・五」を「千分の二」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「、又は」を「、若しくは」に、「の建造又は」を「（認定特定船舶導入計画に基づき建造するものに限る。）若しくは既存国際船舶の建造若しくは」に、「の対価」を「若しくは既存国際船舶の対価」に、「を目的」を「又は既存国際船舶を目的」に、「千分の三・五」を「特定国際船舶を目的とする抵当権の設定の登記にあつては千分の二とし、既存国際船舶を目的とする抵当権の設定の登記にあつては千分の三・五」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　海上運送事業者が、前項に規定する期間内に第二条第一項第二号に規定する外国法人から航行の安全が確保されている対象船舶として政令で定めるもの（以下この項及び次項において「既存国際船舶」という。）を取得した場合には、当該既存国際船舶の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の三・五とする。

第八十二条の次に次の一条を加える。

（都市緑化支援機構が土地を取得した場合の所有権の移転登記の免税）

第八十二条の二　都市緑地法第六十九条第一項の規定により指定された同項に規定する都市緑化支援機構（公益社団法人又は公益財団法人であるものに限る。）が、都市緑地法等の一部を改正する法律（令和六年法律第　　号）の施行の日から令和八年三月三十一日までの間に、都市緑地法

第十七条の二第四項の規定又は古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第十三条第四項の規定により土地の所有権の取得をした場合には、当該土地の所有権の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

第八十三条の二を削り、第八十三条の二の二を第八十三条の二とし、第八十三条の二の三を第八十三条の二の二とする。

第八十三条の四を次のように改める。

（認定鉄道事業再構築実施計画に基づき不動産を取得した場合の所有権等の移転登記の税率の軽減）

第八十三条の四　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二条第二号イに規定する鉄道事業者（同法第二十五条第一項（同法第二十九条の九において準用する場合を含む。）の規定により鉄道事業法第三条第一項の許可を受けたものとみなされた者を含む。）が、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十四条第八項（同法第二十九条の九において準用する場合を含む。）に規定する認定鉄道事業再構築実施計画（令和六年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に同法第二十四条第二項（同条第七項（同法第二十九条の九において準用する場合を含む。）及び同法第二十九条の九において準用する場合を含む。）の規定による認定を受けたものに限る。）に基づき同法第二条第九号に規定する鉄道事業再構築事業に係る同号の旅客鉄道事業の用に供する土地又は建物で政令で定めるものの所有権、地上権又は賃借権の取得をした場合には、当該土地又は建物の所有権、地上権又は賃借権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該認定の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、所有権の移転の登記にあつては千分の十とし、地上権又は賃借権の移転の登記にあつては千分の五とする。

第八十四条の二の二中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第八十六条第二項中「証する書類」の下に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）」を加え、同項ただし書中「書類」の下に「又は電磁的記録」を加える。

第八十六条の七の見出し及び同条第一項中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改める。

第八十七条の六第十二項及び第八十七条の八第四項中「特例輸入者」を「特例申告者」に、「第三十条の六第三項」を「第三十条の六第二項」に改める。

第八十八条の二第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

第八十八条の七第九項、第八十九条の二第十項、第九十条の三の三第二項、第九十条の三の四第三項、第九十条の四第二項及び第九十条の四の二第二項中「特例輸入者」を「特例申告者」に改める。

第九十条の四の三第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第二項中「特例輸入者」を「特例申告者」に改める。

第九十条の五第五項、第九十条の六第四項、第九十条の六の二第五項及び第九十条の六の三第四項中「特例輸入者」を「特例申告者」に改める。

第九十条の十第三項中「（昭和二十六年法律第百八十五号）」を削る。

第九十一条第一項を削り、同条第二項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

第九十一条の十三中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第九十一条第一項を削り、同条第二項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に「不動産譲渡契約書の」を「印紙税法別表第一第一号の物件名の欄1に掲げる不動産の譲渡に関する契約書（一の文書が当該契約書と当該契約書以外の同号に掲げる契約書とに該当する場合における当該一の文書を含む。以下この項及び次条第一項において「不動産譲渡契約書」という。）の」に、「印紙税法別表第一第一号」を「同号」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に、「建設工事請負契約書の」を「印紙税法別表第一第二号に掲げる請負に関する契約書（建設業法第二条第一項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるものに限る。以下この項及び次条第一項において「建設工事請負契約書」という。）の」に、「印紙税法別表第一第二号」を「同号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「課税文書が租税特別措置法第九十一条第一項」を「課税文書が租税特別措置法第九十一条第二項」に、「同項に」を「同条第二項に」に改め、同項を同条第三項とする。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正）

第十四条　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第三項中「を提出して」を「若しくは更正請求書を提出して」に改め、「なつたとき」の下に「又は更正の請求をしていたとき」を加える。

（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正）

第十五条　外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項及び第五条中「、第四十一条及び第四十一条の二」を「及び第四十一条から第四十一条の三まで」に改める。

第四十一条の二第一項第一号中「いう」の下に「。次条第一項第一号において同じ」を加え、同条第七項中「電磁的記録を含む」の下に「。次条第七項及び第四十七条第一項第三号において同じ」を加える。

第四十一条の二の次に次の一条を加える。

（報告暗号資産交換業者等による報告事項の提供）

第四十一条の三　報告暗号資産交換業者等（租税条約等実施特例法第十条の九第五項第一号に規定する報告暗号資産交換業者等をいう。以下この条において同じ。）は、その年の十二月三十一日において当該報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等（同項第二号に規定する営業所等をいう。第三項において同じ。）を通じて暗号資産等取引（租税条約等実施特例法第十条の九第五項第三号に規定する暗号資産等取引をいう。以下この条において同じ。）を行つた者（租税条約等実施特例法第十条の十第一項に規定する政令で定める者を除く。）が報告対象契約を締結している場合又はその年中にその者の締結していた報告対象契約が終了した場合には、租税条約等実施特例法第十条の九第一項に規定する特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び特定居住地国（租税条約等実施特例法第十条の十第一項に規定する特定居住地国をいう。次項において同じ。）、その年において当該報告暗号資産交換業者等との間で行われた同号に規定する暗号資産等売買等に係る暗号資産等（同号に規定する暗号資産等をいう。以下この項において同じ。）の種類ごとの名称、当該種類ごとの暗号資産等の売却又は購入の対価の額の合計額その他の総務省令、財務省令で定める事項（以下この条において「報告事項」という。）を、その年の翌年四月三十日までに、次に掲げる方法のいずれかにより、当該報告暗号資産交換業者等の本店又は主たる事務所の所在地（当該報告暗号資産交換業者等が国内に本店又は主たる事務所を有しない場合には、租税条約等実施特例法第十条の十第一項に規定する政令で定める場所）の所轄税務署長に提供しなければならない。

一　総務省令、財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織を使用する方法として総務省令、財務省令で定める方法

二　当該報告事項を記録した光ディスクその他の総務省令、財務省令で定める記録用の媒体を提出する方法

2　前項に規定する報告対象契約とは、暗号資産等取引に係る契約のうち次に掲げるものをいう。

一　特定居住地国が報告対象国（報告事項に相当する事項（居住者及び内国法人に係るものを含む。）の提供を求めるために必要な措置が講じられている外国として総務省令、財務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）である者（特定居住地国が報告対象国である租税条約等実施特例法第十条の九第五項第六号イからハまでに掲げるものに係る同号に規定する特定組合員等を含む。）が締結しているもの

二　特定居住地国が報告対象国以外の国又は地域である特定法人（租税条約等実施特例法第十条の九第五項第四号に規定する特定法人をいう。以下この号において同じ。）で、当該特定法人に係る同項第五号に規定する実質的支配者の特定居住地国が報告対象国である特定法人が締結しているもの

3　租税条約等実施特例法第十条の十一第一項の規定は報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引を行つた者若しくはその関係者又は当該報告暗号資産交換業者等が当該暗号資産等取引に係る契約に関する報告事項について第一項の規定による提供を回避することを主たる目的の一つとして当該報告事項に係る行為を行つた場合又はその行為がなかつたならば同項の規定により提供されたであろう報告事項と異なる内容の報告事項を提供させることを主たる目的の一つとして当該行為（当該暗号資産等取引に係る契約に関する報告事項に係る行為に限る。）を行つた場合について、同条第二項の規定はこれらの者が当該暗号資産等取引に係る契約に関する報告事項について第一項の規定による提供を回避することを主たる目的の一つとして当該報告事項に関し通常行われると認められる行為を行わなかつた場合又はその行為があつたならば同項の規定により提供されたであろう報告事項と異なる内容の報告事項を提供させることを主たる目的の一つとして当該行為（当該暗号資産等取引に係る契約に関する報告事項に関し通常行われると認められる行為に限る。）を行わなかつた場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条中「前二条」とあるのは、「第十条の九の規定並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第四十一条の三第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

4　報告暗号資産交換業者等は、第一項の規定により報告事項を提供した場合には、総務省令、財務省令で定めるところにより、当該報告事項に関する事項その他の総務省令、財務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

5　報告暗号資産交換業者等は、前項の規定により作成した記録を、当該記録に係る暗号資産等取引に係る契約が終了した日の属する年の翌年から五年間、保存しなければならない。

6　報告暗号資産交換業者等との間で締結している第一項に規定する報告対象契約の他に当該報告暗号資産交換業者等との間で締結している他の暗号資産等取引に係る契約がある場合の同項の規定の適用その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、報告事項の提供に関する調査について必要があるときは、当該報告事項の提供をする義務がある者に質問し、その者の第一項に規定する報告対象契約に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

8　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、報告事項の提供に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

9　前二項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

10　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第七項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

11　第九項に定めるもののほか、第八項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十七条第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「第四十一条の二第一項」の下に「若しくは第四十一条の三第一項」を加え、「同項」を「これら」に、「同条第三項」を「第四十一条の二第三項」に改め、「第十条の七第一項」の下に「若しくは第四十一条の三第三項において準用する第十条の十一第一項」を加え、「同条第二項」を「第四十一条の二第三項において準用する同法第十条の七第二項若しくは第四十一条の三第三項において準用する同法第十条の十一第二項」に、「提供した者」を「提供したとき。」に改め、同項第二号中「第四十一条の二第七項」の下に「若しくは第四十一条の三第七項」を加え、「同項」を「これら」に、「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第三号中「第四十一条の二第七項」の下に「又は第四十一条の三第七項」を加え、「同項に規定する」を削り、「提出した者」を「提出したとき。」に改める。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第十六条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第六条中「法律」の下に「（第十条の五から第十条の十二までを除く。）」を加える。

第九条第一項中「その他の人」を「その他人」に、「第十条の九第一項及び第十三条第四項」を「第十条の十三第一項並びに第十三条第四項第二号及び第十号」に改める。

第十条の五第一項中「次条及び第十条の八」を「次条第一項及び第十条の八第一項」に改め、同条第二項中「平成二十八年十二月三十一日以前に当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行つた者で同日において当該特定取引に係る契約を締結しているもの」を「次の各号に掲げる者」に、「平成三十年十二月三十一日（特定取引に係る契約で政令で定めるものにあつては、政令で定める日）」を「当該各号に定める日」に改め、同項に次の各号を加える。

一　令和七年十二月三十一日以前に当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行つた者で同日において当該特定取引（特定取引につき前項の規定による届出書を提出すべき場合における当該特定取引を除く。）に係る契約を締結しているもの　令和九年十二月三十一日（特定取引に係る契約で政令で定めるものにあつては、政令で定める日）

二　令和八年一月一日以後に当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行う者で前項の規定による届出書の提出をしなかつたもの　当該特定取引を行つた日から二年を経過する日（特定取引に係る契約で政令で定めるものにあつては、政令で定める日）

第十条の五第三項中「前項」を「前項第一号」に改め、同条第四項中「次条及び第十条の八」を「次条第一項及び第十条の八第一項」に改め、同条第七項中「「第二項」を「「第二項第一号」に改め、同条第八項第二号中「次条第一項」の下に「、第十条の九第五項第二号及び第十条の十第一項」を加え、同項第七号イ中「（租税条約の規定により当該租税条約の相手国等の居住者でないものとみなされる居住者（所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。ハにおいて同じ。）を除く。）」を削り、同号ロ中「もの」を「法人等」に改め、同号ハ中「居住者」を「居住者（所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。第十条の九第五項第七号ハにおいて同じ。）」に、「もの」を「法人等」に改め、同条第九項中「第十三条第四項第三号」を「第十条の九第六項並びに第十三条第四項第三号及び第五号」に改め、同条第十一項中「平成二十九年一月一日」を「令和八年一月一日」に、「同項中「平成二十八年十二月三十一日」を「同項第一号中「令和七年十二月三十一日」に、「この項」を「この号」に、「平成三十年十二月三十一日」を「令和九年十二月三十一日」に改める。

第十条の六第一項中「、次条及び第十条の九」を「及び次条」に改め、同項第一号中「いう」の下に「。第十条の十第一項第一号において同じ」を加える。

第十条の七の見出し中「報告事項」を「特定取引を行つた者等による報告事項」に改める。

第十条の八の見出し中「記録」を「報告金融機関等による記録」に改める。

第十条の十を第十条の十四とする。

第十条の九の見出し中「報告金融機関等の」を削り、同条第一項中「、報告事項」の下に「（第十条の六第一項又は第十条の十第一項に規定する報告事項をいう。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「第十条の六第一項」を「これらの規定」に改め、同条を第十条の十三とする。

第十条の八の次に次の四条を加える。

（暗号資産等取引を行う者の届出書の提出等）

第十条の九　次の各号に掲げる者は、その者（次の各号に掲げる者が特定法人である場合において、当該特定法人に係る実質的支配者があるときにあつては、当該特定法人及びその実質的支配者とし、次の各号に掲げる者が特定組合員等（信託の受託者にあつては、当該信託が第五項第七号イ

に掲げる法人等に該当する場合における当該受託者に限る。以下この項において同じ。）である場合にあつては、当該各号の暗号資産等取引をその業務として行う当該特定組合員等に係る第五項第六号イからハまでに掲げるものとする。以下この条、次条第一項及び第十条の十二第一項において「特定対象者」という。）の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、居住地国その他の総務省令、財務省令で定める事項を記載した届出書を、第一号に掲げる者にあつては同号の暗号資産等取引を行う際、第二号に掲げる者にあつては令和八年十二月三十一日までに、当該各号の報告暗号資産交換業者等の営業所等の長に提出しなければならない。この場合において、当該各号の報告暗号資産交換業者等の営業所等の長は、総務省令、財務省令で定めるところにより、当該届出書に記載されている事項を確認しなければならない。

一　令和八年一月一日以後に報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引を行う者

二　令和七年十二月三十一日において報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引をしている者

2　前項の規定により届出書を提出した者は、当該届出書に記載された事項のうち特定対象者の居住地国その他の総務省令、財務省令で定める事項について異動を生じた場合には、その異動を生じた後の当該特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、居住地国その他の総務省令、財務省令で定める事項を記載した届出書（以下この条、次条第一項及び第十条の十二第一項において「異動届出書」という。）を、その異動を生じた日（その異動を生じたことを知つた日）から三月を経過する日までに、前項に規定する報告暗号資産交換業者等の営業所等の長に提出しなければならない。当該異動届出書の提出をした後、再びその異動を生じた場合についても、同様とする。

3　第一項後段の規定は、前項の規定により異動届出書が提出された場合について準用する。

4　報告暗号資産交換業者等は、特定対象者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在する国又は地域（以下この項、次条第一項及び第十条の十二第一項において「住所等所在地国」という。）と認められる国又は地域その他の事実が第一項の規定により提出された届出書又は第二項の規定により提出された異動届出書（以下この項において「届出書等」という。）に記載された事項のうち特定対象者の居住地国その他の総務省令、財務省令で定める事項と異なることを示す総務省令、財務省令で定める情報（以下この項において「新情報」という。）を取得した場合には、政令で定めるところにより、その取得の日から三月を経過する日までに、当該届出書等を提出した者に対し第二項の規定による異動届出書の提出の要求をし、又は当該報告暗号資産交換業者等の保有する当該特定対象者の住所その他の情報に基づき当該特定対象者の住所等所在地国と認められる国若しくは地域の特定をしなければならない。当該要求又は特定の時から同項の規定による異動届出書の提出までの間に、特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域その他の事実が当該要求又は特定の基因となつたものと異なることを示す新情報を取得した場合についても、同様とする。

5　この条から第十条の十二までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　報告暗号資産交換業者等　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第十六項に規定する暗号資産交換業者その他の政令で定める者をいう。

二　営業所等　国内にある営業所又は事務所をいう。

三　暗号資産等取引　暗号資産等（資金決済に関する法律第二条第十四項に規定する暗号資産その他の政令で定めるものをいう。次条第一項において同じ。）の売買その他の政令で定める行為（同項において「暗号資産等売買等」という。）を行うことを内容とする契約の締結をいう。

四　特定法人　その発行する株式が外国金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたものをいう。次条第一項において同じ。）において上場されている法人その他の政令で定める法人以外の法人をいう。

五　実質的支配者　法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして総務省令、財務省令で定める者をいう。

六　特定組合員等　次に掲げるものの区分に応じそれぞれ次に定める者をいう。

イ　組合契約（民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約（これに類するものとして政令で定める契約を含む。）又は匿名組合契約等（匿名組合契約及び外国におけるこれに類する契約をいう。イにおいて同じ。）をいう。イにおいて同じ。）によつて成立する組合　組合契約を締結している組合員（匿名組合契約等にあつては、匿名組合契約等に基づいて出資を受ける者）であつて、暗号資産等取引を当該組合契約によつて成立する組合の業務として行うもの

ロ　イに掲げる組合に準ずる事業体　暗号資産等取引を当該事業体の業務として行う者

ハ　信託　信託の受託者であつて、暗号資産等取引を当該信託の業務として行うもの

七　居住地国　次に掲げるものの区分に応じそれぞれ次に定める国又は地域をいう。

イ　外国の法令において、当該外国に住所を有し、若しくは一定の期間を超えて居所を有し、若しくは本店若しくは主たる事務所若しくはその事業が管理され、かつ、支配されている場所を有することその他当該外国にこれらに類する場所を有することにより、又は当該外国の国籍を有することその他これに類する基準により、所得税又は法人税に相当する税を課されるものとされている個人又は法人等（法人又は前号イからハまでに掲げるものをいう。以下この号において同じ。）　当該外国

ロ　外国にその財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が所在する法人等（イに掲げる法人等、内国法人及び信託を除く。）　当該外国

ハ　居住者又は法人等（イ及びロに掲げる法人等並びに信託を除く。）　我が国

6　第一項各号に掲げる者又は同項の規定により届出書を提出した者は、同項の規定による届出書又は第二項の規定による異動届出書の提出に代えて、これらの届出書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、これらの者は、これらの届出書を提出したものとみなす。

7　暗号資産等取引を行つたとみられる者（報告暗号資産交換業者等、第十条の五第八項第一号に規定する報告金融機関等その他の政令で定める者を除く。）が単なる名義人（外国におけるこれに相当するものを含む。）であつて、当該暗号資産等取引に係る契約の利益を享受せず、その者以外の者が当該暗号資産等取引に係る契約の利益を享受する場合には、当該暗号資産等取引は、当該利益を享受する者が行つたものとして、この条から第十条の十二までの規定を適用する。

8　前二項に定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（報告暗号資産交換業者等による報告事項の提供）

第十条の十　報告暗号資産交換業者等は、その年の十二月三十一日において当該報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引を行つた者（その発行する株式が外国金融商品取引所において上場されている法人その他の政令で定める者を除く。）が報告対象契約を締結している場合又はその年中にその者の締結していた報告対象契約が終了した場合には、特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び特定居住地国（前条第一項の規定により提出された届出書若しくは同条第二項の規定により提出された異動届出書に特定対象者の居住地国として記載された国若しくは地域又は同条第四項の規定により特定対象者の住所等所在地国と認められる国若しくは地域として特定された国若しくは地域をいう。次項及び第十条の十二第一項において同じ。）、その年において当該報告暗号資産交換業者等との間で行われた暗号資産等売買等に係る暗号資産等の種類ごとの名称、当該種類ごとの暗号資産等の売却又は購入の対価の額の合計額その他の総務省令、財務省令で定める事項（第二号及び次条において「報

告事項」という。）を、その年の翌年四月三十日までに、次に掲げる方法のいずれかにより、当該報告暗号資産交換業者等の本店又は主たる事務所の所在地（当該報告暗号資産交換業者等が国内に本店又は主たる事務所を有しない場合には、政令で定める場所）の所轄税務署長に提供しなければならない。

一　総務省令、財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織を使用する方法として総務省令、財務省令で定める方法

二　当該報告事項を記録した光ディスクその他の総務省令、財務省令で定める記録用の媒体を提出する方法

2　前項に規定する報告対象契約とは、暗号資産等取引に係る契約のうち次に掲げるものをいう。

一　特定居住地国が相手国等のうち総務省令、財務省令で定める国又は地域（以下この項において「報告対象国」という。）である者（特定居住地国が報告対象国である前条第五項第六号イからハまでに掲げるものに係る特定組合員等を含む。）が締結しているもの

二　特定居住地国が報告対象国以外の国又は地域である特定法人で、当該特定法人に係る実質的支配者の特定居住地国が報告対象国であるものが締結しているもの

3　報告暗号資産交換業者等との間で締結している第一項に規定する報告対象契約の他に当該報告暗号資産交換業者等との間で締結している他の暗号資産等取引に係る契約がある場合の同項の規定の適用その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（暗号資産等取引を行つた者等による報告事項の提供の回避を主たる目的とする行為等があつた場合の特例）

第十条の十一　報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引を行つた者若しくはその関係者又は当該報告暗号資産交換業者等が、当該暗号資産等取引に係る契約に関する報告事項について、前条第一項の規定による提供を回避することを主たる目的の一つとして当該報告事項に係る行為を行つた場合又はその行為がなかつたならば同項の規定により提供されたであろう報告事項と異なる内容の報告事項を提供させることを主たる目的の一つとして当該行為（当該暗号資産等取引に係る契約に関する報告事項に係る行為に限る。）を行つた場合には、これらの行為がなかつたものとして、前条第一項の規定を適用する。

2　報告暗号資産交換業者等が、当該暗号資産等取引を行つた者若しくはその関係者又は当該報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引に係る契約に関する報告事項について、前条第一項の規定による提供を回避することを主たる目的の一つとして当該報告事項に関し通常行われると認められる行為を行わなかつた場合又はその行為がなかつたならば同項の規定により提供されたであろう報告事項と異なる内容の報告事項を提供させることを主たる目的の一つとして当該行為（当該暗号資産等取引に係る契約に関する報告事項に関し通常行われると認められる行為に限る。）を行わなかつた場合には、これらの行為があつたものとして、前二条の規定を適用する。

（報告暗号資産交換業者等による記録の作成及び保存）

第十条の十二　報告暗号資産交換業者等は、第十条の九第一項の規定による届出書の提出若しくは同条第二項の規定による異動届出書の提出を受けた場合、同条第四項の規定による要求をした場合又は同項の規定による特定対象者の住所等所在地国と認められる国若しくは地域の特定を行つた場合には、総務省令、財務省令で定めるところにより、特定対象者の特定居住地国に関する事項その他の総務省令、財務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

2　報告暗号資産交換業者等は、前項の規定により作成した記録を、当該記録に係る暗号資産等取引に係る契約が終了した日の属する年の翌年から五年間、保存しなければならない。

第十三条第四項第一号及び第二号中「第十条の九第一項」を「第十条の十三第一項」に改め、同項第八号を同項第十号とし、同項第五号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、同項第四号の次に次の二号を加える。

五　第十条の九第一項に規定する届出書を同項に規定する暗号資産等取引の際若しくは令和八年十二月三十一日までに報告暗号資産交換業者等（同条第五項第一号に規定する報告暗号資産交換業者等をいう。以下この号において同じ。）の営業所等（同条第五項第二号に規定する営業所等をいう。以下この号において同じ。）の長に提出せず、若しくは同条第一項に規定する届出書若しくは同条第二項に規定する異動届出書に偽りの記載をし、若しくは特定行為（第十条の十一第一項の規定によりなかつたものとされた行為又は同条第二項の規定によりあつたものとされた行為を行わなかつたことをいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る記載をして報告暗号資産交換業者等の営業所等の長に提出し、又は第十条の九第六項の規定による電磁的方法により偽りの事項若しくは特定行為に係る事項を提供したとき（これらの違反行為に係る同項に規定する者（以下この号において「届出書提出義務者」という。）が同条第五項第七号イ又はロに掲げる者に該当する場合（当該届出書提出義務者が同項第六号に規定する特定組合員等である場合にあつては、当該特定組合員等が同項第七号イに掲げる法人等に該当する信託以外の信託の受託者であるときを除き、当該特定組合員等に係る同項第六号イからハまでに掲げるものの同項第七号に規定する居住地国が同号イ又はロに定める外国である場合における当該特定組合員等に該当するとき）に限る。）。

六　第十条の十第一項に規定する報告事項をその提供の期限までに同項の規定による方法により税務署長に提供せず、又は同項の規定による方法により偽りの事項若しくは特定行為に係る事項を税務署長に提供したとき。

第十三条第五項中「前項第五号」を「前項第七号」に改める。

（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正）

第十七条　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第八十条第一項第三号中「五十二年」を「五十五年」に、「移出され」を「移出され、」に改める。

第八十二条中「令和八年十月一日」を「同日以後五十五年を経過した日」に改める。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正）

第十八条　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「が百」を「が三十」に改める。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第十九条　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第九号を削り、同項第十号を同項第九号とし、同条第三項第十七号を削り、同項第十六号を同項第十七号とし、同項第十五号を同項第十六号とし、同項第十三号及び第十四号を削り、同項第十二号を同項第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五　適格分割　法人税法第二条第十二号の十一に規定する適格分割をいう。

第二条第三項第十一号の次に次の二号を加える。

十二　被合併法人　法人税法第二条第十一号に規定する被合併法人をいう。

十三　適格合併　法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。

第二条第三項第十八号から第二十八号までを削る。

第十条第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「当該特定機械装置等の取得価額の百分の五十（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十五）に相当する」を「次の各号に掲げる特定機械装置等の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一　令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に取得又は製作若しくは建設をした特定機械装置等　その取得価額の百分の四十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十三）に相当する金額

二　前号に掲げる特定機械装置等以外の特定機械装置等　その取得価額の百分の五十（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十五）に相当する金額

第十条第三項中「の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する」を「に次の各号に掲げる特定機械装置等の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第一項第一号に掲げる特定機械装置等　百分の十四（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の七）

二　第一項第二号に掲げる特定機械装置等　百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）

第十条第六項中「この章」を「第十一条の二まで」に改める。

第十条の三第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「内に所在する」を「（以下この項において「特定復興産業集積区域」という。）内に所在する」に、「事業所に」を「事業所（以下この項において「産業集積事業所」という。）に」に改め、「者をいう。」の下に「以下この項及び」を、「百分の十」の下に「（東日本大震災復興特別区域法第三十八条第一項の規定により令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に認定地方公共団体の指定を受けた個人が当該認定地方公共団体の作成した当該認定を受けた復興推進計画に定められた特定復興産業集積区域内に所在する産業集積事業所に勤務する被災雇用者等に対して支給する給与等の額にあっては、百分の九）」を加える。

第十条の四第一項中「又は第十条の五の三第四項」を「規定その他」に、「若しくは第十条の五の三第四項又は」を「規定」に、「若しくは第十条の二の二第四項」を「又は第十条の二の二第四項の規定その他」に改める。

第十条の五第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「当該開発研究用資産の取得価額の百分の三十四（当該個人が、租税特別措置法第十条第八項第六号に規定する中小事業者である場合には、百分の五十）に相当する」を「次の各号に掲げる開発研究用資産の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項ただし書中「所得税法第四十九条第一項」を「同条第一項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に取得又は製作若しくは建設をした開発研究用資産　その取得価額の百分の三十（当該個人が租税特別措置法第十条第八項第六号に規定する中小事業者（次号において「中小事業者」という。）である場合には、百分の四十五）に相当する金額

二　前号に掲げる開発研究用資産以外の開発研究用資産　その取得価額の百分の三十四（当該個人が中小事業者である場合には、百分の五十）に相当する金額

第十一条の四第六項中「及び第十一条の六から第十二条まで」を「、第十一条の六及び第十一条の七」に改め、「。同条第七項において同じ」を削り、「及び個人」を「並びに公益信託に関する法律（令和六年法律第　号）第二条第一項第一号に規定する公益信託（以下この項において「公益信託」という。）の受託者である個人に対するもの（その信託財産とするためのものに限る。）及び個人」に改め、「。同項において同じ」を削り、「贈与（法人に対するもの」の下に「及び公益信託の受託者である個人に対するもの（その信託財産とするためのものに限る。）」を加え、「及び第十二条」を削る。

第十二条を削る。

第十二条の二第一項中「受けた土地等」の下に「（土地又は土地の上に存する権利をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「、同項」を「、同条第三項」に改め、同条を第十二条とする。

第十二条の三中「第十二条の三」を「第十二条の二」に改め、同条を第十二条の二とする。

第十三条第一項中「第十三項及び第十六項」を「第十五項及び第十八項」に、「第二十九項」を「第三十一項」に、「第三十二項」を「第三十四項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十八項」に、「同条第十九項」を「同条第二十一項」に改め、同条第四項第一号中「次条第三項及び第八項」を「次条第四項及び第九項」に改め、同条第五項第一号中「同条第二十項」を「同条第二十二項」に改め、同項第二号中「次条第八項」を「次条第九項」に改める。

第十三条の二第一項中「第三項」を「第四項」に、「第五項」を「第六項」に、「第四十一条第十八項」を「第四十一条第二十項」に、「同条第十八項」を「同条第二十項」に、「同条第十九項」を「同条第二十一項」に、「認定住宅等の新築等をいう。以下この項から第三項まで」に、「同条第三十三項」を「同条第三十五項」に、「第四十一条第十九項」を「第四十一条第二十一項」に、「第七項第一号」を「第八項第一号」に、「第八項第三号」を「第九項第三号」に、「次項において同じ。）に該当するもので」に、「第六項及び第八項」を「第七項及び第九項」に、「第四十一条第二十二項」を「第四十一条第二十四項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十五項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十七項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十八項」に、「同条第二十九項及び第三十二項」を「同条第三十一項及び第三十四項」に改め、同条第二項第一号及び第四号中「第七項第一号及び第十項」を「第八項第一号及び第十一項」に改め、同条第十二項中「同条第三十四項」を「同条第三十六項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「第六項又は第七項」を「第七項又は第八項」に、「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項第一号中「第七項第一号」を「第八項第一号」に改め、同項第二号中「第七項第二号」を「第八項第二号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「同条第十三項」を「同条第十五項」に、「同条第十六項」を「同条第十八項」に、「第三項及び第六項」を「第四項及び第七項」に、「第十三項及び第十六項」を「第十五項及び第十八項」に改め、同項第二号中「第三項前段」を「第四項前段」に改め、同項第三号ハ中「第四十一条第十三項」を「第四十一条第十五項」に改め、同号ニ中「第四十一条第十六項」を「第四十一条第十八項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項第一号中「第二項」の下に「又は第三項」を加え、「同項」を「第二項又は第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第九項」を「第十項」に、「第十項」を「第十一項」に、「（第三項」を「（第四項」に、「及び第三項」を「及び第四項」に改め、同項第二号中「第三項前段」を「第四項前段」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第四十一条第十四項」を「第四十一条第十六項」に、「第八項第二号」を「第九項第二号」に、「第六項」を「第七項」に、「第四十一条第十三項及び第十六項」を「第四十一条第十五項及び第十八項」に、「第四十一条第二十二項」を「第四十一条第二十四項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十五項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十六項、第二十九項及び第三十二項」を「同条第二十八項、第三十一項及び第三十四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　租税特別措置法第四十一条第十三項に規定する特例対象個人に該当する住宅被災者が、第一項の規定を適用する場合（認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得をし、かつ、当該認定住宅等の新築等をした認定住宅等又は買取再販認定住宅等の取得をした家屋を令和六年一月一日から同年十二月三十一日までの間に同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合に限る。）における前項に規定する借入限度額は、同項の規定にかかわらず、五千万円とすることができる。

第十七条の二第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「第十八条の四」を「第十八条の二」に、「当該特定機械装置等の取得価額の百分の五十（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十三）に相当する金額

二　前号に掲げる特定機械装置等以外の特定機械装置等　その取得価額の百分の五十（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十五）に相当する金額

第十七条の二第二項中「の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する」を「に次の各号に掲げる特定機械装置等の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前項第一号に掲げる特定機械装置等　百分の十四（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の七）

二　前項第二号に掲げる特定機械装置等　百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）

第十七条の三第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「内に所在する」を「（以下この項において「特定復興産業集積区域」という。）内に所在する」に、「事業所」を「事業所（以下この項において「産業集積事業所」という。）」に改め、「者をいう。」の下に「（以下この項及び」を、「百分の十」の下に「（東日本大震災復興特別区域法第三十八条第一項の規定により令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に認定地方公共団体の指定を受けた法人が当該認定地方公共団体の作成した当該認定を受けた復興推進計画に定められた特定復興産業集積区域内に所在する産業集積事業所に勤務する被災雇用者等に対して支給する給与等の額にあっては、百分の九）」を加える。

第十七条の四第一項中「第四十二条の十二の四第三項」を「規定その他」に、「第四十二条の十二の四第三項の規定」を「規定」に改め、「第十七条の二の三第三項」の下に「の規定その他」を加える。

第十七条の五第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「当該開発研究用資産の取得価額の百分の三十四（当該法人が、租税特別措置法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者又は同項第九号に規定する農業協同組合等である場合には、百分の五十）に相当する」を「次の各号に掲げる開発研究用資産の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一　令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に取得又は製作若しくは建設をした開発研究用資産　その取得価額の百分の三十（当該法人が租税特別措置法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者又は同項第九号に規定する農業協同組合等（次号において「中小企業者等」という。）である場合には、百分の四十五）に相当する金額

二　前号に掲げる開発研究用資産以外の開発研究用資産　その取得価額の百分の三十四（当該法人が中小企業者等である場合には、百分の五十）に相当する金額

第十八条の三及び第十八条の四を次のように改める。

第十八条の三及び第十八条の四　削除

第十八条の五第一項中「、第十八条の二第一項若しくは前条第一項」及び「、第十八条の二第一項若しくは第十八条の四第一項」を「若しくは第十八条の二第一項」に改める。

第十八条の六第一項中「、第十八条の二第一項若しくは第十八条の四第一項」を「若しくは第十八条の二第一項」に改める。

第十八条の七第一項中「、第十七条の五」を「若しくは第十七条の五」に改め、「若しくは第十八条の四」を削る。

第十八条の九第一項中「第二十一条まで」を「この条及び次条」に改める。

第十九条から第二十一条までを削り、第二十二条を第十九条とし、同条の次に次の三条を加える。

第二十条から第二十二条まで　削除

第二十三条中「及び第三十三条」を削る。

第三十二条に次の一項を加える。

2　前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条　削除

第三十八条の二第一項中「令和四年一月一日から令和五年十二月三十一日までの間（以下この条において「適用期間」という。）にその直系尊属からの贈与により住宅取得等資金の取得をした被災受贈者（次項第一号ニ(2)に該当する者にあっては、」を削り、「間に」を「間（以下この条において「適用期間」という。）に」に、「者）」を「被災受贈者」に改め、同条第二項第一号ニを次のように改める。

ニ　警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在する家屋（新築に準ずる状態として財務省令で定める状態となっているものを含む。）をその居住の用に供していた者又はその居住の用に供しようとしていた者であること。

第三十八条の二第二項第六号イを次のように改める。

イ　当該住宅用の家屋が次に掲げる要件のいずれかを満たすものである場合　千五百万円

(1)　当該住宅用の家屋（新築をした住宅用の家屋又は取得をした建築後使用されたことのない住宅用の家屋に限る。）がエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋として政令で定めるものであること。

(2)　当該住宅用の家屋がエネルギーの使用の合理化に資する住宅用の家屋（新築をした住宅用の家屋又は取得をした建築後使用されたことのない住宅用の家屋を除く。）、地震に対する安全性に係る基準に適合する住宅用の家屋又は高齢者等（租税特別措置法第四十一条の三の二第一項に規定する高齢者等をいう。）が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合する住宅用の家屋として政令で定めるものであること。

第三十八条の二第三項中「適用期間内に」を削り、同条第四項中「ついて」の下に「所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する特定受贈者」を加え、同項第一号中「滅失」の下に「（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条第六項中「当該各号に」の下に「掲げる場合に」を加え、同条第八項第二号中「第四項第二号」を「第五項第二号」に改め、同条第九項中「第一項に規定する」を削り、同条第十七項及び第十八項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改める。

第四十一条の二第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項第四号及び第六号中「法人の設立又は資本金若しくは出資金の額の増加の場合における」を削る。

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正）

第二十条　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項中「第九条の三の二第三項」の下に「、第四十一条の三の七第一項若しくは第二項又は第四十一条の三の九第一項若しくは第二項」を加え、「同項の」を「これらの」に改める。

第三十条第一項第二号中「第四十一条の二の二第一項」の下に「又は第四十一条の三の八第一項」を加え、「同項」を「これら」に改める。

第三十三条第一項の表租税特別措置法の項中

第四十条第四項	
及び	

並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えられた所得税及び復興特別所得税（これらの税を	並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えられた所得税及び復興特別所得税（これらの税を

を

第四十条第四項第一号	
所得税（当該所得税を	所得税（当該所得税を
及び	及び
所得税（当該所得税を	所得税（当該所得税を
第四十条第四項第三号	
所得税	所得税
第四十条第四項第四号	
所得税	所得税
租税特別措置法	租税特別措置法

に、「第四十条第十八項」を「第四十条第二十項」に、「第四十条第二十項」を「第四十条第二十二項」に、

第六十六条の七第四項第一号及び第六十六条の九第三項第一号	、法人税

第四十一条の三の四	
所得税に係る予定納税額を	所得税に係る予定納税額を
第百四条	第百四条
同条第一項	同条第一項
第四十一条の三の四第一号	
第百十一条	第百十一条
同条第一項	同条第一項
第四十一条の三の四第二号	
所得税に	所得税に
前条第一号	前条第一号
同法第百四条第一項の規定	同法第百四条第一項の規定
同項	同項
所得税の額	所得税の額
第四十一条の三の五第一項	
第百七条第一項各号	第百七条第一項各号
所得税に	所得税に
同項の規定	同項の規定
同法第百四条第一項	同法第百四条第一項

、復興特別所得税の額（附帯税の額を除く。）、法人税

を

所得税の額	第四十一条の三の五第四項	第百四条第一項の規定	所得税の額
		同法第百七条第一項の規定	所得税につき
	第四十一条の三の六第一項	所得税につき	第四十一条の三の四第二号
	第四十一条の三の六第二項	第百十三条	同条第一項
	第四十一条の三の六第三項	所得税につき第四十一条の三の四第二号	第百十四条第一項の
	第四十一条の三の六第四項	所得税につき	第百十一条第二項
		同項第一号	第百十四条第二項の規定
	第四十一条の三の六第四項第一号	第四十一条の三の四第一号	第百四条第一項の規定
			所得税の額

同法	第四十一条の三の六第五項	所得税につき	第百十四条第三項
		同項に	第四十一条の三の四第二号
	第四十一条の三の六第六項	第四十一条の三の七第一項	規定に
			所得税の額
	第四十一条の三の七第二項	第四編第二章第一節の規定	所得税の額
			同節の規定
	第四十一条の三の七第四項	規定により	所得税の額
	第四十一条の三の九第一項	規定に	所得税の額
	第四十一条の三の九第二項	第四編第三章の二の規定	所得税の額
			同章の規定

所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税に係る	予定納税額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この条において「特別措置法」という。）第十六条第一項の規定により納付すべき復興特別所得税の額を
所得税法第百四条第一項	第百四条（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）
所得税法第百十一条第一項	第百十一条（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）
所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税に	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この項及び次項において「特別措置法」という。）第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される前条第一号
所得税法第百四条第一項の規定及び特別措置法第十六条第一項の規定	同号の規定により読み替えて適用される所得税法第百四条第一項
所得税及び復興特別所得税の額の合計額	第百七条第一項各号（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。）
所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税に	

第四十一条の三の九第四項	規定により	
第六十六条の七第四項第一号及び第六十六条の九第三項第一号	所得税の額	、法人税

所得税法第百七条第一項（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）及び特別措置法第十六条第一項の規定	所得税法第百四条第一項（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定及び特別措置法第十六条第一項の規定
所得税及び復興特別所得税の額の合計額	第百四条第一項の規定及び特別措置法第十六条第一項の規定
所得税及び復興特別所得税の額の合計額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税につき	所得税法第百七条第一項の規定及び特別措置法第十六条第一項の規定
東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この条において「特別措置法」という。）第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される第四十一条の三の四第二号	第百十三条（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）
所得税法第百十三条第一項	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税につき特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される第四十一条の三の四第二号
第百十四条第一項（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税につき	第百十四条第一項（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定
第百十一条第二項（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）	第百十一条第二項（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）
所得税法第百十一条第二項第一号	第百十四条第二項（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。第一号において同じ。）の規定

に改め、同表租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法

特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される第四十一条の三の四第一号	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
第百四条第一項の規定及び特別措置法第十六条第一項の規定	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税につき	所得税法
第百十四条第三項（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）	所得税法第百十四条第三項に
特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される第四十一条の三の四第二号	規定並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（次項及び第四項において「特別措置法」という。）第二十八条第一項及び第二十九条第一項の規定に
所得税及び復興特別所得税の額の合計額	規定並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（次項及び第四項において「特別措置法」という。）第二十八条第一項及び第二十九条第一項の規定に
所得税及び復興特別所得税の額の合計額	第四編第二章第一節の規定並びに特別措置法第二十八条第一項及び第二十九条第一項の規定
所得税及び復興特別所得税の額の合計額	同節の規定並びに特別措置法第二十八条第一項及び第二十九条第一項の規定
規定並びに特別措置法第二十八条第一項及び第二十九条第一項の規定により	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
規定及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（次項及び第四項において「特別措置法」という。）第二十八条第一項の規定に	所得税及び復興特別所得税の額の合計額

第四編第三章の二の規定及び特別措置法第二十八条第一項の規定	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
同章の規定及び特別措置法第二十八条第一項の規定	規定及び特別措置法第二十八条第一項の規定により
所得税及び復興特別所得税の額の合計額	、復興特別所得税の額（附帯税の額を除く。）、法人税

及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の項中

除く。）	除く。）、特別措置法第四章（第十一条第一項を除く。）

を

除く。）、特別措置法第四章（第十一条第一項を除く。）	四章（第十一

に改める。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十一条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

附則第四十四条第四項及び第五項中「若しくは第二項の」を「から第三項までの」に改める。

附則第五十一条の二第一項中「者を含む」を「者を含み、その課税期間の初日において所得税法第二条第一項第八号の四又は法人税法第二条第十二号の十九に規定する恒久的施設を有しない消費税法第二条第一項第四号の二に規定する国外事業者を除く」に、「（同項」を「（新消費税法第五十七条の二第一項」に改め、同条第四項中「及び第十二条の四第一項及び第三項」に改める。

附則第五十二条第一項中「ものに」を「もの（当該事業者が、消費税法第二条第一項第三号に規定する個人事業者にあってはその年、法人にあってはその同項第十三号に規定する事業年度において一の事業者から行う当該課税仕入れに係る支払対価の額（新消費税法第三十条第八項第一号ニに規定する課税仕入れに係る支払対価の額をいう。以下この項、次条第一項及び附則第五十三条の二において同じ。）の合計額が十億円を超える場合における当該超える部分の課税仕入れを除く。以下この条及び次条において「控除対象課税仕入れ」という。）に」に、「同条第九項」を「旧消費税法第三十条第九項」に改め、「、当該」の下に「控除対象課税仕入れの」を加え、「（同条第八項第一号ニに規定する課税仕入れに係る支払対価の額をいう。次条第一項及び附則第五十三条の二において同じ。）」を削り、「課税仕入れが」を「控除対象課税仕入れが」に改め、同条第四項中「課税仕入れを」を「控除対象課税仕入れを」に、「課税仕入れに係るもの」を「同項の控除対象課税仕入れに係るもの」に改める。

附則第五十三条第一項中「課税仕入れのうち、旧消費税法第三十条の規定がなお効力を有するものとしたならば同条第一項の規定の適用を受けるもの」を「控除対象課税仕入れ」に、「同条第九項」を「旧消費税法第三十条第九項」に改め、「、当該」の下に「控除対象課税仕入れの」を加え、「課税仕入れが」を「控除対象課税仕入れが」に改め、同条第四項中「課税仕入れを」を「控除対象課税仕入れを」に、「課税仕入れに係るもの」を「同項の控除対象課税仕入れに係るもの」に改める。

第二十二条　所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）の一部を次のように改正する。

第十七条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の表租税特別措置法の項の改正規定を次のように改める。

第三十三条第一項の表租税特別措置法の項中	
第四十一条の三の九第四項	規定により
	所得税の額

を

第四十一条の三の九第四項	規定により
	所得税の額
第四十一条の十九第三項	所得税の額

に改める。

附則第一条第四号イ中「、第十四条」の下に「、第十四条の二」を加え、同号ロ中「及び附則第十七条」を「並びに附則第十七条及び第十八条の二」に改める。

附則第十四条第一項中「構成会社等をいう。以下この条」の下に「及び附則第十六条第三項」を加え、「この条において同じ。）の各対象会計年度に係る国別報告事項（租税特別措置法第六十六条の四の四第一項に規定する国別報告事項をいい、連結等財務諸表（令和六年新法人税法第八十二条第一号に規定する連結等財務諸表をいう。以下この条において同じ。）又はこれに相当する事項につき租税特別措置法第六十六条の四の四第一項若しくは第二項に規定する所轄税務署長又は地域の租税に関する法令を執行する当局に提供された場合において、当該特定多国籍企業グループ等」を「附則第十八条の二までにおいて同じ。）」に、「ときは」を「場合には」に改め、同項第一号イ中「係る国別報告事項」の下に「（租税特別措置法第六十六条の四の四第一項に規定する国別報告事項をいい、連結等財務諸表（令和六年新法人税法第八十二条第一号に規定する連結等財務諸表をいう。以下この条において同じ。）を基礎として作成されたものに限る。以下この項において同じ。）」を、「事項として」の下に「租税特別措置法第六十六条の四の四第一項若しくは第二項に規定する所轄税務署長又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局（以下この項において「所轄税務署長等」という。）に」を、「金額」の下に「（当該国別報告事項又はこれに相当する事項が提供されない場合にあっては、当該国別報告事項又はこれに相当する事項として最終親会社等（令和六年新法人税法第八十二条第十号に規定する最終親会社等をいう。以下この項において同じ。）の所在地国に提供されるものとした場合における当該構成会社等の所在地国に係る当該収入金額）」を加え、同号ロ中「事項として」の下に「所轄税務署長等に」を加え、「次号ロ」を「ロ及び次号ロ」に改め、「。）」の下に「（当該国別報告事項又はこれに相当する事項が提供されない場合にあっては、当該国別報告事項又はこれに相当する事項として最終親会社等の所在地国に提供されるものとした場合における当該構成会社等の所在地国に係る調整後税引前当期利益の額）」を加え、同項第二号ロ中「として」の下に「所轄税務署長等に」を、「調整後税引前当期利益の額」の下に「（当該国別報告事項又はこれに相当する事項が提供されない場合にあっては、当該国別報告事項又はこれに相当する事項として最終親会社等の所在地国に提供されるものとした場合における当該構成会社等の所在地国に係る調整後税引前当期利益の額）」を加える。

附則第十四条の次に次の一条を加える。

（国際最低課税額に係る確定申告に関する経過措置）

第十四条の二　特定多国籍企業グループ等に属する法人税法第八十二条の六第一項の規定による申告書の提出期限が令和八年六月三十日前である場合には、当該申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同日とする。

附則第十六条に次の一項を加える。

3　特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人に係る法人税法第百五十条の三第一項の規定による同項に規定する特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供の期限、当該内国法人に係る同条第二項の規定による同項に規定する財務省令で定める事項の提供の期限、当該内国法人に係る同条第四項の規定による同項に規定する最終親会社等届出事項の提供の期限又は当該内国法人に係る同条第五項の規定による同項に規定する財務省令で定める事項の提供の期限が令和八年六月三十日前である場合には、これらの提供の期限は、これらの規定にかかわらず、同日とする。

附則第十八条の次に次の一条を加える。

（特定基準法人税額に係る確定申告に関する経過措置）

第十八条の二　特定多国籍企業グループ等に属する内国法人に係る地方法人税法第二十四条の四第一項の規定による申告書の提出期限が令和八年六月三十日前である場合には、当該申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同日とする。

附則第四十九条中「以前に」の下に「新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第　号）第一条の規定による改正前の」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第五条中消費税法第六十四条の改正規定、同法第六十五条の改正規定及び同法第六十六条の改正規定　公布の日から起算して十日を経過した日

二　次に掲げる規定　令和六年六月一日

イ　第十三条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第六節　その他の特例（第四十一条の三の三―第四十二条の三）」を「第五節の二　令和六年分における特別税額控除（第四十一条の三の三―第四十一条の三の十一―第四十二条の三）　第六節　その他の特例（第四十一条の三の十一―第四十一条の三の十）」に改める部分に限る。）、同法第四十一条の三の四第七項各号の改正規定、同条を同法第四十一条の三の十二とする改正規定、同法第四十一条の三の三第五項の改正規定、同条第六項の改正規定、同条を同法第四十一条の三の十一とする改正規定、同法第二章第五節の次に一節を加える改正規定及び同法第四十一条の八第一項第一号イの改正規定並びに附則第三十四条第一項から第三項まで、第五項及び第六項の規定

ロ　第二十条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第二十八条第二項の改正規定、同法第三十条第一項第二号の改正規定（「第四十条第二十項」に、「第四十条第二十二項」を「第四十条第二十二項」に改める部分を除く。）

三　次に掲げる規定　令和六年十月一日

イ　第二条中法人税法第二条第十二号の十四の改正規定及び附則第六条の規定

ロ　第五条中消費税法第九条第七項の改正規定、同法第九条の二第三項の改正規定、同法第十二条の二の改正規定、同法第十二条の三の改正規定、同法第三十七条第一項の改正規定、同法第五十一条の改正規定及び同法第五十八条の改正規定並びに附則第十三条第一項から第三項まで、第十項及び第十一項の規定

ハ　第六条の規定及び附則第十四条の規定

ニ　第七条の規定並びに附則第十五条及び第六十五条の規定

ホ　第八条の規定並びに附則第十六条及び第六十四条の規定

ヘ　第九条の規定及び附則第十七条の規定

ト　第十一条中国税通則法第七十四条の四第一項の改正規定

チ　第十三条中租税特別措置法第二十八条の改正規定、同法第六十六条の十一の改正規定、同法第八十七条の六第十二項及び第八十七条の八第四項の改正規定、同法第八十八条の七第九項、第八十九条の二第十項、第九十条の三の三第二項、第九十条の三の四第三項、第九十条の四の二第二項及び第九十条の四の二第二項の改正規定、同法第九十条の四の三第二項の改正規定並びに同法第九十条の五第五項、第九十条の六第四項、第九十条の六の二第五項及び第九十条の六の三第四項の改正規定並びに附則第三十条及び第五十三条の規定

リ　第二十一条中所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第五十一条の二第一項の改正規定、同法附則第五十二条の改正規定及び同法附則第五十三条の改正規定並びに附則第六十三条の規定

四　次に掲げる規定　令和七年一月一日

イ　第二条中法人税法第三十九条第一項の改正規定

ロ　第十一条中国税通則法第三十八条第四項の改正規定及び同法第六十八条の改正規定並びに附則第十九条の規定

ハ　第十二条の規定（同条中国税徴収法第百三十三条の改正規定を除く。）及び附則第二十条の規定

ニ　第十三条中租税特別措置法第四十一条の十八第二項の改正規定（「同条第三項の規定又は」を削る部分を除く。）

ホ　第十四条の規定

五　第十三条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第六節　その他の特例（第四十一条の三の三―第四十二条の三）」を「第五節の二　令和六年分における特別税額控除（第四十一条の三の三―第四十一条の三の十）　第六節　その他の特例（第四十一条の三の十一―第四十二条の三）」に改める部分を除く。）、同法第十条第八項第一号の改正規定、同法第四十二条の四第十九項第一号の改正規定、同法第六十一条第二項第四号の改正規定、同法第三章第三節の四を同章第三節の五とする改正規定、同法第六十条第三項に一号を加える改正規定及び同章第三節の三を同章第三節の四とし、同章第三節の二の次に一節を加える改正規定並びに附則第二十二条第二項及び第三十九条第三項の規定　令和七年四月一日

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えられた租税特別措置法

第四十条第四項		

を

第四十条第四項第一号	並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えられた	及び
第四十条第四項第三号	所得税及び復興特別所得税（これらの税	所得税（当該所得税
第四十条第四項第四号	これらの税を	当該所得税を

に、「第四十条第十八項」を

	並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えられた	及び
	所得税及び復興特別所得税（これらの税	所得税（当該所得税
	これらの税を	当該所得税を
	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税	所得税
	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税	所得税

六　次に掲げる規定　令和八年一月一日
イ　第十五条の規定
ロ　第十六条の規定及び附則第五十六条の規定
ハ　第二十条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の表租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の項の改正規定
七　第十三条中租税特別措置法第十条第一項の改正規定及び同法第四十二条の四の改正規定（同条第十九項に係る部分を除く。）並びに附則第二十二条第一項並びに第三十九条第一項及び第二項の規定　令和八年四月一日
八　次に掲げる規定　令和九年一月一日
イ　第一条中所得税法第二百二十八条の四第一項の改正規定及び附則第五条の規定
ロ　第三条中相続税法第五十九条第五項の改正規定及び附則第十二条第二項の規定
ハ　第十三条中租税特別措置法第四十二条の二の二第一項の改正規定及び附則第三十七条の規定
ニ　第十八条の規定及び附則第五十七条の規定
九　次に掲げる規定　公益信託に関する法律（令和六年法律第　　号）の施行の日
イ　第一条中所得税法第九条第一項第十七号の改正規定、同法第十一条第二項の改正規定、同法第五十九条第一項第一号の改正規定、同法第六十条の改正規定、同法第六十条の二第六項第二号の改正規定、同項第三号の改正規定、同法第六十条の三第六項の改正規定、同法第六十七条の三の改正規定及び同法第七十八条の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定
ロ　第二条中法人税法第二条の改正規定（同条第十二号の十四に係る部分を除く。）、同法第十二条の改正規定、同法第三十七条の改正規定及び同法附則第十九条の三を削る改正規定並びに附則第七条、第八条及び第六十七条の規定
ハ　第三条の規定（同条中相続税法第五十九条第五項の改正規定を除く。）及び附則第十二条第一項の規定
ニ　第五条中消費税法第十四条第一項ただし書の改正規定、同法第十五条（見出しを含む。）の改正規定、同法第六十条の改正規定、同法附則第十九条の二を削り、同法附則第十九条の三を同法附則第十九条の二とする改正規定及び同法別表第三の改正規定（同表第一号に係る部分を除く。）並びに附則第十三条第五項の規定
ホ　第十条中印紙税法別表第一の改正規定
ヘ　第十三条中租税特別措置法第四条の五の改正規定、同法第二十九条の二第四項の改正規定（「又は遺贈（」の下に「公益信託に関する法律（令和六年法律第　　号）第二条第一項第一号に規定する公益信託の受託者に対するものであつてその信託財産とするためのもの及び」を加える部分に限る。）、同項第二号の改正規定、同法第三十条第二項第五号の改正規定、同法第三十三条の三第三項の改正規定、同法第四十条の改正規定（同条第八項中「同条第十七号」を「同条第二十号」に改める部分を除く。）、同法第四十一条の十八第二項の改正規定（「同条第三項の規定又は」を削る部分に限る。）、同法第四十一条の十八の二第二項の改正規定、同法第四十一条の十八の三第一項の改正規定、同法第六十六条の十一の三の改正規定、同法第七十条の改正規定並びに同法第八十六条の七の見出し及び同条第一項の改正規定並びに附則第五十四条第一項から第三項までの規定
ト　第十九条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の四第六項の改正規定（「及び第十一条の六から第十二条まで」を「、第十一条の六及び第十一条の七」に改め、「。同条第七項において同じ」を削る部分、「。同項において同じ」を削る部分及び「及び第十二条」を削る部分を除く。）
チ　第二十条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の表租税特別措置法の項の改正規定（

第四十条第四項	

を

第四十条第四項第一号	及び	並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えられた
	所得税（当該所得税を	所得税及び復興特別所得税（これらの税
第四十条第四項第三号	当該所得税を	これらの税を
第四十条第四項第四号	所得税	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税
	所得税	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税
	租税特別措置法	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第

に、「第四十条第十八

一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えられた租税特別措置法

項」を「第四十条第二十項」に、「第四十条第二十二項」を「第四十条第二十二項」に改める部分に限る。）

十　次に掲げる規定　都市緑地法等の一部を改正する法律（令和六年法律第　　号）の施行の日

イ　第十条中印紙税法別表第三外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第八十七条第一号及び第六号（同条第一号の業務に係る業務に限る。）（業務の範囲）の業務に関する文書の項の次に次のように加える改正規定（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）第五十四条第一項各号（業務の範囲）に掲げる業務に関する文書の項に係る部分を除く。）

ロ　第十三条中租税特別措置法第三十四条第二項の改正規定、同法第六十五条の三第一項の改正規定及び同法第八十二条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三十二条及び第五十一条の規定

十一　第十二条中国税徴収法第百三十三条の改正規定　民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）附則第三号に掲げる規定の施行の日

十二　第十三条中租税特別措置法第十条の四の二第一項の改正規定（「規定する特定業務施設」の下に「（同号に規定する特定業務施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものを含む。以下この項において「特定業務施設」という。）」を加える部分に限る。）及び同法第四十二条の十一の三第一項の改正規定（「規定する特定業務施設」の下に「（同号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものを含む。以下この項において「特定業務施設」という。）」を加える部分に限る。）並びに附則第二十四条第二項及び第四十二条第二項の規定　地域再生法の一部を改正する法律（令和六年法律第　　号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

十三　次に掲げる規定　新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第　　号）の施行の日

イ　第十三条中租税特別措置法第十条の五の六第一項の改正規定、同条第五項の改正規定（「第二十一条の十三第二項第三号」を「第二十一条の二十第二項第二号」に改める部分に限る。）、同条第十二項第一号の改正規定、同法第四十二条の四第十九項第二号イの改正規定、同法第四十二条の十二の七の改正規定（同条第三項に係る部分（「第二十一条の十三第二項第三号」を「第二十一条の二十第二項第二号」に改める部分を除く。）、同条第五項に係る部分、同条第六項に係る部分、同条第十項に係る部分、同条第九項に一号を加える部分、同条第八項に係る部分及び同条第七項に係る部分を除く。）、同法第四十二条の十三第一項第十七号を同項第十六号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同項第十七号を同項第十六号とする部分を除く。）、同条第八項の改正規定、同法第四十二条の十四第一項の表の第十一号の改正規定、同表に一号を加える改正規定、同条第五項の改正規定、同法第五十六条の改正規定（同条第一項中「第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者（同項第八号に規定する適用除外事業者又は同項第八号の二に規定する通算適用除外事業者に該当するものを除く。）で青色申告書を提出するもののうち、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に中小企業等経営強化法第十七条第一項に規定する経営力向上計画（同条第四項第二号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この項において「経営力向上計画」という。）について同条第一項の認定を受けたもの」を「青色申告書を提出する法人で次の表の各号の第一欄に掲げる法人に該当するもの」に改める部分、「第三項第一号において同じ」を「以下この条において同じ」に改める部分及び「を除く。）において、」を「及び同日において当該措置に基因し、又は関連して生ずる損害を塡補する保険で財務省令で定めるものの契約（第三項第七号において「特定保険契約」という。）を締結している場合を除く。）において、」に改める部分並びに同条第三項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に一号を加える部分を除く。）、同法第六十六条の四第二十七項の改正規定、同法第六十六条の三第十四項の表第六十六条の四第二十七項の項の改正規定、同法第六十六条の七第九項及び第六十六条の九の三第八項の改正規定（「第四十二条の十二の七第十一項」に改める部分に限る。）、同法第六十六条の十三第一項の改正規定（「同条第二十七項」を「同条第二十七項」に改める部分に限る。）、同法第六十七条の十八第十三項の表第六十六条の四第二十七項の項の改正規定、同法第六十八条の三の四第二項及び第四項の改正規定、同法第八十条第二項の改正規定（「第二条第三十一項」を「第二条第三十三項」に改める部分に限る。）、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える改正規定並びに同法第九十条の十第三項の改正規定並びに附則第四十五条第二項及び第四十九条第二項の規定

ロ　第十九条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二第十四項の改正規定

ハ　第二十二条中所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）附則第四十九条の改正規定

十四　第十三条中租税特別措置法第十一条の四の次に一条を加える改正規定、同法第四十四条の四の次に一条を加える改正規定及び同法第八十一条を削り、同法第八十条の三を同法第八十一条とし、同法第八十条の二の次に一条を加える改正規定（同法第八十条の二の次に一条を加える部分に限る。）　農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和六年法律第　　号）の施行の日

十五　第十三条中租税特別措置法第十五条第一項の改正規定（「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四条第一項」を「物資の流通の効率化に関する法律第四条第一項」に改める部分及び「第五条第一項」を「第七条第一項」に、「第二条第三号」を「第四条第三号」に改める部分に限る。）及び同法第四十八条第一項の改正規定並びに附則第四十五条第二項及び第四十九条第二項の規定

ロ　第十九条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二第十四項の改正規定

ハ　第二十二条中所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）附則第四十九条の改正規定

十四　第十三条中租税特別措置法第十一条の四の次に一条を加える改正規定、同法第四十四条の四の次に一条を加える改正規定及び同法第八十一条を削り、同法第八十条の三を同法第八十一条とし、同法第八十条の二の次に一条を加える改正規定（同法第八十条の二の次に一条を加える部分に限る。）　農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和六年法律第　　号）の施行の日

十五　第十三条中租税特別措置法第十五条第一項の改正規定（「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四条第一項」を「物資の流通の効率化に関する法律第四条第一項」に改める部分及び「第五条第一項」を「第七条第一項」に、「第二条第三号」を「第四条第三号」に改める部分に限る。）及び同法第四十八条第一項の改正規定並びに附則第四十五条第二項及び第四十九条第二項の規定

十六　第十三条中租税特別措置法第四十条第八項の改正規定（「同条第十七号」を「同条第二十号」に改める部分に限る。）　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第　　号）の施行の日

（公共法人等及び公益信託等に係る非課税に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の所得税法（以下「新所得税法」という。）第十一条第二項（同項に規定する公益信託に係る部分に限る。）の規定は、前条第九号に定める日以後に効力が生ずる同項に規定する公益信託（公益信託に関する法律附則第四条第一項に規定する移行認可（以下「移行認可」という。）を受けた信託を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた公益信託に関する法律による改正前の公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託（移行認可を受けたものを除く。）については、なお従前の例による。

（寄附金控除に関する経過措置）

第三条　個人が第一条の規定による改正前の所得税法（以下「旧所得税法」という。）第七十八条第三項に規定する特定公益信託（移行認可を受けたものを除く。）の信託財産とするために支出する金銭については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「特定公益信託（公益信託ニ関スル法律第一条（公益信託）に規定する公益信託で信託の終了の時における信託財産がその信託財産に係る信託の委託者に帰属しないこと及びその信託事務の実施につき政令で定める要件を満たすものであることについて政令で定めるところにより証明がされたものをいう。）」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第三条第一項（寄附金控除に関する経過措置）に規定する特定公益信託」とする。

２　前項の規定の適用がある場合における第十三条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第四条の五及び第四十一条の十八から第四十一条の十八の三までの規定の適用については、新租税特別措置法第四条の五第二項中「特定寄附金（」とあるのは「特定寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の所得税法（第九項において「旧所得税法」という。）第七十八条第三項の規定又は」と、同条第九項中「規定並びに」とあるのは「規定、旧所得税法第七十八条第三項の規定並びに」と、「同法」とあるのは「所得税法」と、「除く」と、」とあるのは「除く」と、旧所得税法第七十八条第三項中「支出した金銭」とあるのは「支出した金銭（租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額に相当する部分を除く。）」と、」と、新租税特別措置法第四十一条の十八第二項中「及び前項」とあるのは「及び所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の所得税法第七十八条第三項の規定又は前条第一項」と、新租税特別措置法第四十一条の十八の三第一項中「第四十一条の十八第一項又は前項」と、新租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項中「及び前条第一項」とあるのは「及び所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の所得税法第七十八条第三項の規定又は前条第一項」と、新租税特別措置法第四十一条の十八第一項又は」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の所得税法第七十八条第三項の規定又は第四十一条の十八第一項若しくは」とする。

第四条　新所得税法第二百四条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払うべき同号に掲げる診療報酬について適用し、施行日前に支払うべき旧所得税法第二百四条第一項第三号に掲げる診療報酬については、なお従前の例による。

（源泉徴収義務に関する経過措置）

第五条　新所得税法第二百二十八条の四第一項の規定は、令和九年一月一日以後に提出すべき同項に規定する調書等について適用し、同日前に提出すべき旧所得税法第二百二十八条の四第一項に規定する調書等については、なお従前の例による。

（支払調書等の提出の特例に関する経過措置）

第六条　第二条の規定による改正後の法人税法（以下「新法人税法」という。）第二条第十二号の十四の規定は、令和六年十月一日以後に行われる現物出資について適用し、同日前に行われた現物出資については、なお従前の例による。

（適格現物出資の定義に関する経過措置）

第七条　新法人税法第二条第二十九号の二、第十二条及び第三十七条の規定（同条第五項に規定する公益信託に係る部分に限る。）は、附則第一条第九号に定める日以後に効力が生ずる同項に規定する公益信託（移行認可を受けた信託を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた公益信託に関する法律による改正前の公益信託ニ関スル法律第一条に規定する公益信託（移行認可を受けたものを除く。）については、次条に定めるものを除き、なお従前の例による。

（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属等に関する経過措置）

（寄附金の損金不算入に関する経過措置）

第八条　法人（人格のない社団等を含む。次条において同じ。）が、第二条の規定による改正前の法人税法第三十七条第六項に規定する特定公益信託（移行認可を受けたものを除く。）の信託財産とするために支出する金銭の額については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「特定公益信託（公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条（公益信託）に規定する公益信託で信託の終了の時における信託財産がその信託財産に係る信託の委託者に帰属しないこと及びその信託事務の実施につき政令で定める要件を満たすものであることについて政令で定めるところにより証明がされたものをいう。）」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第八条（寄附金の損金不算入に関する経過措置）に規定する特定公益信託」とする。

（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益に関する経過措置）

第九条　新法人税法第六十一条の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

２　所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号。以下この項において「令和五年改正法」という。）附則第十二条第二項の規定により同項に規定する特定自己発行暗号資産に該当するものとみなされた暗号資産（法人税法第六十一条第一項に規定する暗号資産をいう。以下この項において同じ。）についての施行日以後に終了する各事業年度における新法人税法第六十一条の規定の適用については、当該暗号資産（令和五年改正法附則第十二条第二項の法人が発行し、かつ、同項に規定する改正事業年度終了の時から継続して有する暗号資産であってその時から継続して譲渡についての制限その他の条件が付されているものとして政令で定めるものに限る。）は、新法人税法第六十一条第二項第一号ロに規定する特定自己発行暗号資産に該当するものとみなす。

（各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に関する経過措置）

第十条　新法人税法第八十二条及び第八十二条の二の規定は、内国法人の施行日以後に開始する対象会計年度の同条第一項に規定する国際最低課税額に対する法人税について適用する。

（特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供に関する経過措置）

第十一条　新法人税法第百五十条の三の規定は、施行日以後に開始する対象会計年度に係る同条第一項に規定する特定多国籍企業グループ等報告事項等について適用する。

（相続税法の一部改正に伴う経過措置）

第十二条　公益信託に関する法律による改正前の公益信託ニ関スル法律第一条に規定する公益信託（移行認可を受けたものを除く。）については、第三条の規定による改正前の相続税法第二十一条の三第一項第四号及び附則第二十四項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「所得税法第七十八条第三項（寄附金控除）」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第三条第一項（寄附金控除に関する経過措置）」と、同項中「公益信託ニ関スル法律」とあるのは「公益信託に関する法律（令和六年法律第　号）附則第二条第二項（公益信託に関する法律の適用等に関する経過措置）の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の公益信託ニ関スル法律」とする。

２　第三条の規定による改正後の相続税法第五十九条第五項の規定は、令和九年一月一日以後に提出すべき同項に規定する調書について適用し、同日前に提出すべき第三条の規定による改正前の同法第五十九条第五項に規定する調書については、なお従前の例による。

（消費税法の一部改正に伴う経過措置）

第十三条　第五条の規定による改正後の消費税法（以下この条において「新消費税法」という。）第九条の二第三項の規定は、令和六年十月一日以後に開始する個人事業者（消費税法第二条第一項第三号に規定する個人事業者をいう。以下この項において同じ。）のその年又は法人（消費税法第二条第

一項第七号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）のその事業年度（消費税法第二条第一項第十三号に規定する事業年度をいう。以下第三項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始した個人事業者のその年又は法人のその事業年度については、なお従前の例による。

2　新消費税法第十二条の二第三項及び第十二条の三第五項の規定は、令和六年十月一日以後に開始する事業年度について適用する。

3　新消費税法第十二条の三第一項の規定は、令和六年十月一日以後に開始する事業年度について適用し、同日前に開始した事業年度については、なお従前の例による。

4　新消費税法第十二条の四第三項の規定は、施行日以後に事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。第九項において同じ。）が行う金地金等（新消費税法第十二条の四第三項に規定する金地金等をいう。以下この項において同じ。）の課税仕入れ（消費税法第二条第一項第十二号に規定する課税仕入れをいう。第九項において同じ。）及び金地金等に該当する消費税法第二条第一項第十一号に規定する課税貨物の同項第二号に規定する保税地域からの引取りについて適用する。

5　新消費税法第十四条第一項、第十五条及び第六十条第四項の規定は、附則第一条第九号に定める日以後に効力が生ずる新消費税法第十四条第一項ただし書に規定する公益信託（移行認可を受けた信託を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた公益信託に関する法律による改正前の公益信託ニ関スル法律第一条に規定する公益信託（移行認可を受けたものを除く。）については、なお従前の例による。

6　新消費税法第十五条の二第一項の規定は、令和七年四月一日以後に国内において行われる電気通信利用役務の提供（同項に規定する電気通信利用役務の提供をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に国内において行われた電気通信利用役務の提供については、なお従前の例による。

7　新消費税法第十五条の二第二項及び第三項の規定は、施行日を含む課税期間（消費税法第十九条第一項に規定する課税期間（同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。）をいう。以下この項及び第十項において同じ。）（当該課税期間が令和六年八月一日以後に終了する課税期間である場合にあっては、当該課税期間の前課税期間とする。以下この項及び次項において「施行時判定期間」という。）以後の課税期間について適用する。この場合において、施行時判定期間についての新消費税法第十五条の二第三項の規定の適用については、同項中「その課税期間に係る第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限（同項の規定による申告の義務がない場合にあつては、当該申告の義務があるとした場合の同項の規定による申告書の提出期限）」とあるのは、「令和六年九月三十日」とする。

8　施行時判定期間に係る新消費税法第十五条の二第二項の指定が令和六年十二月三十一日までに行われた場合には、当該指定は、同項後段の規定にかかわらず、令和七年四月一日に、その効力を生ずる。

9　新消費税法第三十条第十二項の規定は、施行日以後に国内において事業者が行う課税仕入れについて適用し、施行日前に国内において事業者が行った課税仕入れについては、なお従前の例による。

10　新消費税法第三十七条第一項の規定は、令和六年十月一日以後に開始する課税期間について適用し、同日前に開始した課税期間については、なお従前の例による。

11　新消費税法第五十一条第三項の規定は、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第四条第一項の規定にかかわらず、令和六年十月一日以後に新消費税法第五十一条第三項に規定する特例輸入者が同項前段に規定する申請書を提出する場合について適用する。

（酒税法の一部改正に伴う経過措置）

第十四条　第六条の規定による改正後の酒税法（以下この条において「新酒税法」という。）第三十条の六第三項の規定は、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第四条第一項の規定にかかわらず、令和六年十月一日以後に新酒税法第三十条の六第三項に規定する酒類を保税地域から引き取ろうとする者が同項前段に規定する申請書を提出する場合について適用する。

（たばこ税法の一部改正に伴う経過措置）

第十五条　第七条の規定による改正後のたばこ税法（以下この条において「新たばこ税法」という。）第二十二条第三項の規定は、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第四条第一項の規定にかかわらず、令和六年十月一日以後に新たばこ税法第二十二条第三項に規定する製造たばこを保税地域から引き取ろうとする者が同項前段に規定する申請書を提出する場合について適用する。

（揮発油税法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条　第八条の規定による改正後の揮発油税法（以下この条において「新揮発油税法」という。）第十三条第三項の規定は、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第四条第一項の規定にかかわらず、令和六年十月一日以後に新揮発油税法第十三条第三項に規定する揮発油を保税地域から引き取ろうとする者が同項前段に規定する申請書を提出する場合について適用する。

（石油石炭税法の一部改正に伴う経過措置）

第十七条　第九条の規定による改正後の石油石炭税法（以下この条において「新石油石炭税法」という。）第十八条第三項の規定は、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第四条第一項の規定にかかわらず、令和六年十月一日以後に新石油石炭税法第十八条第三項に規定する原油等を保税地域から引き取ろうとする者が同項前段に規定する申請書を提出する場合について適用する。

（印紙税法の一部改正に伴う経過措置）

第十八条　施行日前に国立研究開発法人情報通信研究機構が作成した第十条の規定による改正前の印紙税法別表第三国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）第十四条第一項第一号から第八号まで（業務の範囲）の業務及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）第六条第一項第一号（機構による特定通信・放送開発事業の推進）の業務に関する文書の項の上欄に掲げる文書に係る印紙税については、なお従前の例による。

（国税通則法の一部改正に伴う経過措置）

第十九条　第十一条の規定による改正後の国税通則法第六十八条の規定は、令和七年一月一日以後に法定申告期限（国税に関する法律の規定により当該法定申告期限とみなされる期限を含み、国税通則法第六十一条第一項第二号に規定する還付請求申告書については、当該申告書を提出した日とする。以下この条において同じ。）が到来する国税について適用し、同年一月一日前に法定申告期限が到来した国税については、なお従前の例による。

（国税徴収法の一部改正に伴う経過措置）

第二十条　第十二条の規定による改正後の国税徴収法（次項において「新国税徴収法」という。）第四十条の規定は、令和七年一月一日以後に偽りその他不正の行為により免れ、又は還付を受けた国税について適用する。

2　新国税徴収法第百五十九条第五項の規定は、令和七年一月一日以後にされる同条第一項の規定による決定について適用し、同日前にされた第十二条の規定による改正前の国税徴収法第百五十九条第一項の規定による決定については、なお従前の例による。

（金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用に関する経過措置）

第二十一条　新租税特別措置法第八条（第一項第二号、第二項第二号及び第三項第二号に係る部分に限る。）の規定は、同条第一項に規定する金融機関、同条第二項に規定する金融商品取引業者等又は同条第三項に規定する内国法人が施行日以後に支払を受けるべき同条第一項第二号、第二項第二号又は第三項第二号に規定する社債の利子について適用する。

（試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二十二条　新租税特別措置法第十条第一項の規定は、令和九年分以後の所得税について適用し、令和八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

２　新租税特別措置法第十条第八項第一号の規定は、令和八年分以後の所得税について適用し、令和七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二十三条　新租税特別措置法第十条の四第三項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする租税特別措置法第十条の四第一項に規定する特定事業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する特定事業用機械等については、なお従前の例による。

（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二十四条　第十三条の規定（附則第一条第十二号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の租税特別措置法第十条の四の二第一項及び第三項の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について同項又は同条第三項に規定する認定を受ける個人が取得又は建設をする当該認定に係るこれらの規定に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された同条第一項に規定する特定建物等について適用し、施行日前に第十三条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第十条の四の二第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について同項又は同条第三項に規定する認定を受けた個人が取得又は建設をする当該認定に係るこれらの規定に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された同条第一項に規定する特定建物等について適用し、なお従前の例による。

２　第十三条の規定（附則第一条第十二号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正後の租税特別措置法第十条の四の二第一項及び第三項の規定は、同号に定める日以後に同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について同項又は同条第三項に規定する認定を受ける個人が取得又は建設をする当該認定に係るこれらの規定に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された同条第一項に規定する特定建物等について適用し、同日前に第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第十条の四の二第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について同項又は同条第三項に規定する認定を受けた個人が取得又は建設をする当該認定に係るこれらの規定に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された同条第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

３　施行日から附則第一条第十二号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第十条の四の二第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「一の特定業務施設」とあるのは、「一の同号に規定する特定業務施設」とする。

（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二十五条　新租税特別措置法第十条の五の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について同項に規定する計画の認定を受ける個人の当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第十条の五第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について同項に規定する計画の認定を受けた個人の当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画については、なお従前の例による。

（給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二十六条　新租税特別措置法第十条の五の四（第四項を除く。）の規定は、令和七年分以後の所得税について適用し、令和六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

２　新租税特別措置法第十条の五の四第四項の規定は、個人の令和七年分以後において生ずる同条第五項第十一号に規定する控除しきれない金額について適用する。

（事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二十七条　新租税特別措置法第十条の五の六第五項及び第九項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第五項に規定する生産工程効率化等設備について適用し、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第十条の五の六第五項に規定する生産工程効率化等設備等については、なお従前の例による。

２　新租税特別措置法第十条の五の六第十二項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、令和六年分以後の所得税について適用する。

３　施行日から附則第一条第十三号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第十条の五の六第五項、第九項及び第十二項の規定の適用については、同条第五項中「第二十一条の二十二第一項」とあるのは「第二十一条の二十五第一項」と、「第二十一条の二十三第一項」とあるのは「第二十一条の二十六第一項」と、「第二十一条の二十第二項第二号」とあるのは「第二十一条の十三第二項第三号」と、同条第九項中「第二十一条の二十二第一項」とあるのは「第二十一条の十五第一項」と、同条第十二項第三号中「第二十一条の二十二第一項」とあるのは「第二十一条の十五第一項」とする。

（所得税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

第二十八条　新租税特別措置法第十条の六第五項（各号に係る部分に限る。）の規定は、令和七年分以後の所得税について適用し、令和六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（個人の減価償却に関する経過措置）

第二十九条　個人が施行日前に租税特別措置法第十二条第二項に規定する取得等をした旧租税特別措置法第十二条第四項に規定する産業振興機械等（同項の表の第四号の下欄に掲げる設備を構成するものに限る。）については、なお従前の例による。

２　個人が取得又は製作若しくは建設（以下この項及び次項において「取得等」という。）をした旧租税特別措置法第十三条第一項に規定する事業再編促進機械等で施行日前に受けた農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）第十八条第一項の認定に係る同法第十九条第二項に規定する認定事業再編計画に記載されたもの（個人が施行日以後に取得等をする旧租税特別措置法第十三条第一項に規定する事業再編促進機械等にあっては、施行日の前日において記載されているものに限る。）については、なお従前の例による。

３　新租税特別措置法第十三条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する輸出事業用資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十三条の二第一項に規定する輸出事業用資産については、なお従前の例による。

４　新租税特別措置法第十五条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する倉庫用建物等について適用し、個人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第十五条第一項に規定する倉庫用建物等については、なお従前の例による。

５　施行日から附則第一条第十五号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第十五条第一項の規定の適用については、同項中「物資の流通の効率化に関する法律第四条第二号」とあるのは、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第二号」とする。

６　新租税特別措置法第十九条第三項の規定は、令和七年分以後の所得税について適用する。

（特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例に関する経過措置）

第三十条　新租税特別措置法第二十八条第二項の規定は、個人の締結していた同項に規定する共済契約につき令和六年十月一日以後に解除があった後同項に規定する共済契約を締結した当該個人が当該共済契約について支出する同項に規定する掛金について適用する。

（特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等に関する経過措置）

第三十一条　新租税特別措置法第二十九条の二第一項の規定は、令和六年分以後の所得税について適用し、令和五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

２　施行日前に締結された旧租税特別措置法第二十九条の二第一項に規定する契約（以下この項において「旧契約」という。）で同条第一項各号に掲げる要件が定められているもの（施行日から令和六年十二月三十一日までの間に行われた当該旧契約の変更により、次の各号に掲げる場合に該当することとなった場合には、当該各号に定める旧契約を含む。）は、新租税特別措置法第二十九条の二第一項各号に掲げる要件が定められている同項の契約とみなして、同条の規定を適用する。

一　旧契約に定められていた旧租税特別措置法第二十九条の二第一項第二号に掲げる要件に代えて新租税特別措置法第二十九条の二第一項第二号に掲げる要件（第三号に掲げる場合を除く。）　当該要件及び旧租税特別措置法第二十九条の二第一項各号に掲げる要件（同項第二号に掲げるものを除く。）が定められている当該旧契約

二　旧契約に定められていた旧租税特別措置法第二十九条の二第一項第六号に掲げる要件に代えて新租税特別措置法第二十九条の二第一項第六号（ロに係る部分に限る。）に掲げる要件が定められた場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該要件及び旧租税特別措置法第二十九条の二第一項各号に掲げる要件（同項第六号に掲げるものを除く。）が定められている当該旧契約

三　旧契約に定められていた旧租税特別措置法第二十九条の二第一項第二号及び第六号に掲げる要件に代えて新租税特別措置法第二十九条の二第一項第二号及び第六号（ロに係る部分に限る。）に掲げる要件が定められた場合　当該要件及び旧租税特別措置法第二十九条の二第一項各号に掲げる要件（同項第二号及び第六号に掲げるものを除く。）が定められている当該旧契約

３　新租税特別措置法第二十九条の二第二項及び第三項の規定は、施行日以後に同条第二項第一号から第三号までの株式会社に対して行う同項第一号から第三号までに規定する電磁的方法による同項第一号から第三号までの書面に記載すべき事項の提供について適用する。

４　新租税特別措置法第二十九条の二第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同号に規定する解約又は終了により同項に規定する特例適用者又は承継特例適用者が有する同項に規定する特定株式又は承継特定株式の全部又は一部の返還がある場合について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第二十九条の二第四項第一号に規定する解約又は終了により同項に規定する特例適用者又は承継特例適用者が有する同項に規定する特定株式又は承継特定株式の全部又は一部の返還があった場合については、なお従前の例による。

５　新租税特別措置法第二十九条の二第四項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同号に規定する譲渡により同項に規定する特例適用者又は承継特例適用者が有する同項に規定する特定株式又は承継特定株式の全部又は一部の移転がある場合について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第二十九条の二第四項第三号に規定する譲渡により同項に規定する特例適用者又は承継特例適用者が有する同項に規定する特定株式又は承継特定株式の全部又は一部の移転があった場合については、なお従前の例による。

６　新租税特別措置法第二十九条の二第七項の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する特定株式等の異動状況に関する調書について適用し、施行日前に提出した旧租税特別措置法第二十九条の二第七項に規定する特定株式等の異動状況に関する調書については、なお従前の例による。

（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除に関する経過措置）

第三十二条　新租税特別措置法第三十四条第二項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、個人の有する租税特別措置法第三十四条第一項に規定する土地等が附則第一条第十号に定める日以後に買い取られる場合について適用し、個人の有する同項に規定する土地等が同日前に買い取られた場合については、なお従前の例による。

（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税に関する経過措置）

第三十三条　新租税特別措置法第三十七条の十四第五項（第六号ハに係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に取得をする租税特別措置法第三十七条の十四第一項第一号に規定する上場株式等について適用し、施行日前に取得をした当該上場株式等については、なお従前の例による。

２　新租税特別措置法第三十七条の十四第十項及び第十一項の規定は、施行日以後に租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号に規定する提出をする同号に規定する非課税口座開設届出書について適用し、施行日前に当該提出をした当該非課税口座開設届出書については、なお従前の例による。

３　新租税特別措置法第三十七条の十四第十五項の規定は、施行日以後に租税特別措置法第三十七条の十四第十三項に規定する提出を受ける同項に規定する金融商品取引業者等変更届出書について適用し、施行日前に当該提出を受けた当該金融商品取引業者等変更届出書については、なお従前の例による。

４　新租税特別措置法第三十七条の十四第十八項の規定は、施行日以後に租税特別措置法第三十七条の十四第十六項に規定する提出を受ける同項に規定する非課税口座廃止届出書について適用し、施行日前に当該提出を受けた当該非課税口座廃止届出書については、なお従前の例による。

５　新租税特別措置法第三十七条の十四第十九項の規定は、施行日以後に同条第五項第七号に規定する特定累積投資勘定又は租税特別措置法第三十七条の十四第五項第八号に規定する特定非課税管理勘定を設けようとする場合について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第三十七条の十四第五項第七号に規定する特定累積投資勘定又は当該特定非課税管理勘定を設けようとする場合については、なお従前の例による。

（令和六年分における特別税額控除に関する経過措置）

第三十四条　新租税特別措置法第四十一条の三の三第五項及び第六項の規定は、令和六年六月一日以後に提出する確定申告書に係る同年分の所得税について適用する。

２　令和六年六月一日前に同年分の所得税につき所得税法第百二十五条又は第百二十七条の規定による確定申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき同法第二条第一項第四十四号に規定する決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき同日前に同項第四十三号に規定する更正があった場合には、その更正後の事項）につき新租税特別措置法第四十一条の三の三の規定の適用により異動を生ずることとなったときは、その異動を生ずることとなった事項について、同日から五年以内に、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

３　令和六年六月一日から同年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第四十一条の三の七の規定の適用については、同条第一項中「第百九十四条第八項」とあるのは「第百九十四条第七項」と、同条第十一項中「第四十五条の三の二第三項又は第三百十七条の三の二第三項」とあるのは「第四十五条の三の二第二項又は第三百十七条の三の二第五項又は第三百十七条の三の二第五項」とあるのは「第四十五条の三の二第四項又は第三百十七条の三の二第四項」とする。

４　新租税特別措置法第四十一条の三の七第五項又は第四十一条の三の八第四項に規定する居住者及びこれらの規定に規定する給与等の支払者は、令和六年六月一日前においても、新租税特別措置法第四十一条の三の七第五項から第十項まで（同条第六項から第九項までの規定を新租税特別措置法第四十一条の三の八第六項において準用する場合を含む。）並びに第四十一条の三の八第四項及び第五項の規定の例により、新租税特別措置法第四十一条の三の七第五項又は第四十一条の三の八第四項に規定する申告書の提出その他必要な行為をすることができる。この場合において、これらの規定の例によりされた当該申告書の提出は、同日においてこれらの規定により行われたものとみなす。

５　新租税特別措置法第四十一条の三の八第一項から第三項までの規定は、令和六年中に支払うべき同条第一項に規定する給与等でその最後に支払をする日が同年六月一日以後であるものについて適用する。

６　令和六年六月一日から同年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第四十一条の三の八の規定の適用については、同条第七項中「第四十五条の三の二第三項又は第三百十七条の三の二第三項」とあるのは「第四十五条の三の二第二項又は第三百十七条の三の二第二項」と、「第四十五条の三の二第五項又は第三百十七条の三の二第五項」とあるのは「第四十五条の三の二第四項又は第三百十七条の三の二第四項」とする。

（既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第三十五条　新租税特別措置法第四十一条の十九の三第九項の規定は、同条第一項に規定する特定個人又は個人が、当該特定個人又は個人の所有する同項に規定する居住用の家屋について同項に規定する対象高齢者等居住改修工事等、同条第二項に規定する対象一般断熱改修工事等、同条第三項に規定する対象多世帯同居改修工事等又は同条第四項に規定する対象住宅耐震改修若しくは対象耐久性向上改修工事等をして、当該居住用の家屋を令和六年一月一日以後に当該特定個人又は個人の居住の用に供する場合について適用し、旧租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項に規定する特定個人又は個人が、当該特定個人又は個人の所有する同項に規定する居住用の家屋について同項に規定する対象高齢者等居住改修工事等、同条第二項に規定する対象一般断熱改修工事等、同条第三項に規定する対象多世帯同居改修工事等又は同条第四項に規定する対象住宅耐震改修若しくは対象耐久性向上改修工事等をして、当該居住用の家屋を同日前に当該特定個人又は個人の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

（認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第三十六条　新租税特別措置法第四十一条の十九の四第三項及び第四項の規定は、個人が、認定住宅等（同条第一項に規定する認定住宅等をいう。以下この条において同じ。）の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの新租税特別措置法第四十一条の十九の四第一項に規定する取得をして、当該認定住宅等を令和六年一月一日以後にその者の居住の用に供する場合について適用し、個人が、認定住宅等の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの旧租税特別措置法第四十一条の十九の四第一項に規定する取得をして、当該認定住宅等を同日前にその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

（支払調書等の提出の特例に関する経過措置）

第三十七条　新租税特別措置法第四十二条の二の二第一項の規定は、令和九年一月一日以後に提出すべき同項に規定する調書等について適用し、同日前に提出すべき旧租税特別措置法第四十二条の二の二第一項に規定する調書等については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則）

第三十八条　別段の定めがあるものを除き、新租税特別措置法第三章の規定は、法人（租税特別措置法第二条第二項第二号に規定する人格のない社団等を含む。以下附則第五十三条までにおいて同じ。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第三十九条　新租税特別措置法第四十二条の四第一項の規定は、法人の令和八年四月一日以後に開始する事業年度（同条第八項第三号の通算法人の租税特別措置法第四十二条の四第八項第二号（同条第十八項において準用する場合を含む。）に規定する適用対象事業年度（以下この条及び附則第四十六条第二項において「適用対象事業年度」という。）を除く。）分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度（旧租税特別措置法第四十二条の四第八項第三号の通算法人の適用対象事業年度を除く。）分の法人税については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第四十二条の四第八項第三号の規定は、同号の通算法人に係る租税特別措置法第二条第二項第十号の四に規定する通算親法人（以下この条及び附則第四十六条第二項において「通算親法人」という。）の令和八年四月一日以後に開始する事業年度終了の日に終了する当該通算法人の適用対象事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第四十二条の四第八項第三号の通算法人に係る通算親法人の同月一日前に開始した事業年度終了の日に終了する当該通算法人の適用対象事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第四十二条の四第十九項第一号の規定は、法人の令和七年四月一日以後に開始する事業年度（租税特別措置法第四十二条の四第八項第三号の通算法人の適用対象事業年度を除く。）分の法人税及び租税特別措置法第四十二条の四第八項第三号の通算法人に係る通算親法人の同日以後に開始する事業年度終了の日に終了する当該通算法人の適用対象事業年度分の法人税について適用し、法人の同月一日前に開始した事業年度（旧租税特別措置法第四十二条の四第八項第三号の通算法人の適用対象事業年度を除く。）分の法人税及び旧租税特別措置法第四十二条の四第八項第三号の通算法人に係る通算親法人の同日前に開始した事業年度終了の日に終了する当該通算法人の適用対象事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第四十条　新租税特別措置法第四十二条の十一第一項及び第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する特定機械装置等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の十一第一項に規定する特定機械装置等については、なお従前の例による。

（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第四十一条　新租税特別措置法第四十二条の十一の二第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする租税特別措置法第四十二条の十一の二第一項に規定する特定事業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する特定事業用機械等については、なお従前の例による。

（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第四十二条　第十三条の規定（附則第一条第十二号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の租税特別措置法第四十二条の十一の三第一項及び第二項の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について同項又は同条第二項に規定する認定を受ける法人が取得又は建設をする当該認定に係るこれらの規定に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された同条第一項に規定する特定建物等について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第四十二条の十一の三第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について同項又は同条第二項に規定する認定を受けた法人が取得又は建設をする当該認定に係るこれらの規定に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された同条第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

2　第十三条の規定（附則第一条第十二号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正後の租税特別措置法第四十二条の十一の三第一項及び第二項の規定は、同号に定める日以後に同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について同項又は同条第二項に規定する認定を受ける法人が取得又は建設をする当該認定に係るこれらの規定に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された同条第一項に規定する特定建物等について適用し、同日前に第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一の三第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について同項又は同条第二項に規定する認定を受けた法人が取得又は建設をする当該認定に係るこれらの規定に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された同条第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

3　施行日から附則第一条第十二号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第四十二条の十一の三第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「一の特定業務施設」とあるのは、「一の同号に規定する特定業務施設」とする。

（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第四十三条　新租税特別措置法第四十二条の十二の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について同項に規定する計画の認定を受ける法人の当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第四十二条の十二第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について同項に規定する計画の認定を受けた法人の当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画については、なお従前の例による。

（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第四十四条　新租税特別措置法第四十二条の十二の五第四項の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度において生ずる同条第五項第十二号に規定する控除しきれない金額について適用する。

（事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第四十五条　新租税特別措置法第四十二条の十二の七第三項及び第六項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第三項に規定する生産工程効率化等設備について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の十二の七第三項に規定する生産工程効率化等設備等については、なお従前の例による。

２　新租税特別措置法第四十二条の十二の七（第七項、第八項、第十項及び第十一項に係る部分に限る。）の規定は、法人が附則第一条第十三号に定める日以後に取得又は製作若しくは建設をする新租税特別措置法第四十二条の十二の七第七項に規定する半導体生産用資産及び同条第十項に規定する特定商品生産用資産について適用する。

３　第十三条の規定（附則第一条第十三号イに掲げる改正規定を除く。）による改正後の租税特別措置法（次項において「四月新租税特別措置法」という。）第四十二条の十二の七第九項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

４　施行日から附則第一条第十三号に定める日の前日までの間における四月新租税特別措置法第四十二条の十二の七第三項、第六項及び第九項の規定の適用については、同条第三項中「第二十一条の二十二第一項」とあるのは「第二十一条の十五第一項」と、「第二十一条の二十三第一項」とあるのは「第二十一条の十六第一項」と、「第二十一条の二十四第二項第二号」とあるのは「第二十一条の十三第二項第三号」と、同条第六項中「第二十一条の二十二第一項」とあるのは「第二十一条の十五第一項」と、同条第九項第三号中「第二十一条の二十二第一項」とあるのは「第二十一条の十五第一項」と、「第二十一条の二十三第一項」とあるのは「第二十一条の十六第一項」とする。

（法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

第四十六条　施行日から附則第一条第十三号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第四十二条の十三第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「、第四十二条の十二の五第四項又は前条第八項若しくは第十一項」とあるのは「又は第四十二条の十二の五第四項」と、同条第三項中「、第四十二条の十二の五第五項第十二号又は前条第九項若しくは第十二項」とあるのは「又は第四十二条の十二の五第五項第十二号」とする。

２　新租税特別措置法第四十二条の十三第七項の規定は、租税特別措置法第四十二条の四第八項第三号の通算法人に係る通算親法人の施行日以後に開始する事業年度終了の日に終了する当該通算法人の適用対象事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第四十二条の四第八項第三号の通算法人に係る通算親法人の施行日前に開始した事業年度終了の日に終了する当該通算法人の適用対象事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額に関する経過措置）

第四十七条　新租税特別措置法第四十二条の十四第四項（新租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項に係る部分に限る。）の規定は、新租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項の規定により施行日以後に開始する各事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額について適用する。

２　施行日から附則第一条第十三号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第四十二条の十四第四項の規定の適用については、同項中「、第四十二条の十二の五第三項若しくは第四項又は第四十二条の十二の七第七項、第八項、第十項若しくは第十一項」とあるのは、「又は第四十二条の十二の七第七項、第八項、第十項若しくは第十一項」とする。

（法人の減価償却に関する経過措置）

第四十八条　法人が施行日前に租税特別措置法第四十五条第二項に規定する取得等をした旧租税特別措置法第四十五条第三項に規定する産業振興機械等（同項の表の第四号の下欄に掲げる設備を構成するものに限る。）については、なお従前の例による。

２　法人が取得又は製作若しくは建設（以下この項及び次項において「取得等」という。）をした旧租税特別措置法第四十六条第一項に規定する事業再編促進機械等で施行日前に受けた農業競争力強化支援法第十八条第一項の認定に係る同法第十九条第二項に規定する認定事業再編計画に記載されたもの（法人が施行日以後に取得等をする旧租税特別措置法第四十六条第一項に規定する事業再編促進機械等にあっては、施行日の前日において記載されているものに限る。）については、なお従前の例による。

３　新租税特別措置法第四十六条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する輸出事業用資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十六条の二第一項に規定する輸出事業用資産については、なお従前の例による。

４　新租税特別措置法第四十八条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する倉庫用建物等について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第四十八条第一項に規定する倉庫用建物等については、なお従前の例による。

５　施行日から附則第一条第十五号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第四十八条第一項の規定の適用については、同項中「物資の流通の効率化に関する法律第四条第二号」とあるのは、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第二号」とする。

（中小企業事業再編投資損失準備金に関する経過措置）

第四十九条　新租税特別措置法第五十六条第一項（同項に規定する特定保険契約に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に同項に規定する取得をする同項に規定する株式等について適用し、法人が施行日前に旧租税特別措置法第五十六条第一項に規定する取得をした同項に規定する株式等については、なお従前の例による。

２　新租税特別措置法第五十六条（第一項の表の第二号に係る部分に限る。）の規定は、法人が附則第一条第十三号に定める日以後に同項に規定する取得をする同項に規定する株式等について適用する。

３　新租税特別措置法第五十六条第三項（第七号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に締結する同条第一項に規定する特定保険契約について適用する。

４　施行日から附則第一条第十三号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第五十六条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「青色申告書を提出する法人で次の表の各号の第一欄に掲げる法人に該当するもの」とあるのは「第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者（同項第八号に規定する適用除外事業者又は同項第八号の二に規定する通算適用除外事業者に該当するものを除く。）で青色申告書を提出するもののうち、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の施行の日から令和九年三月三十一日までの間に中小企業等経営強化法第十七条第一項に規定する経営力向上計画（同条第四項第二号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この項において「経営力向上計画」という。）について同条第一項の認定を受けたもの」と、同条第三項第七号中「の表の各号の第二欄に掲げる措置」とあるのは「に規定する事業承継等」とする。

（国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例に関する経過措置）

第五十条　新租税特別措置法第六十一条第一項の規定は、施行日以後に同項の指定を受ける租税特別措置法第二条第二項第一号の二に規定する内国法人（新租税特別措置法第六十一条第一項の指定に係る国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十七条の三の認定区域計画に定められている同条に規定する特定事業の実施に関する計画として財務省令で定める計画を施行日前に同法第七条第一項第一号に規定する国家戦略特別区域担当大臣に提出したもの（以下この条において「経過内国法人」という。）を除く。）の各事業年度分の法人税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第六十一条第一項の指定を受けた租税特別措置法第二条第二項第一号の二に規定する内国法人（経過内国法人を含む。）の各事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十一条第五項の規定は、施行日以後に同条第一項の指定を受ける租税特別措置法第二条第二項第一号の二に規定する内国法人（経過内国法人を除く。）の新租税特別措置法第六十一条第五項に規定する適用事業年度において同条第一項の規定により損金の額に算入した金額について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第六十一条第一項の指定を受けた同号に規定する内国法人（経過内国法人を含む。）の同条第五項に規定する適用事業年度において同条第一項の規定により損金の額に算入した金額については、なお従前の例による。

（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除に関する経過措置）

第五十一条　新租税特別措置法第六十五条の三第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、法人の有する同項に規定する土地等が附則第一条第十号に定める日以後に買い取られる場合について適用し、法人の有する旧租税特別措置法第六十五条の三第一項に規定する土地等が同日前に買い取られた場合については、なお従前の例による。

（技術研究組合の所得の計算の特例に関する経過措置）

第五十二条　新租税特別措置法第六十六条の十第一項の規定は、同項に規定する技術研究組合が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する試験研究用資産について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の十第一項に規定する技術研究組合が施行日前に取得又は製作をした同項に規定する試験研究用資産については、なお従前の例による。

（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例に関する経過措置）

第五十三条　新租税特別措置法第六十六条の十一第二項の規定は、法人の締結していた同項に規定する共済契約につき令和六年十月一日以後に解除があった後同項に規定する共済契約を締結した当該法人が当該共済契約について支出する同項に規定する掛金について適用する。

（相続税及び贈与税の特例に関する経過措置）

第五十四条　新租税特別措置法第七十条第三項及び第四項の規定は、附則第一条第九号に定める日以後に支出をする財産に係る相続税について適用する。

2　相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。）により財産を取得した者が当該財産に属する金銭を旧租税特別措置法第七十条第三項に規定する特定公益信託（移行認可を受けたものを除く。）の信託財産とするために支出をした場合については、同項及び同条第四項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第三項中「公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託で信託の終了の時における信託財産がその信託財産に係る信託の委託者に帰属しないこと及びその信託事務の実施につき政令で定める要件を満たすものであることについて政令で定めるところにより証明がされたもの」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第五十四条第二項に規定する特定公益信託」とする。

3　前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第七十条第三項の規定の適用を受けた金銭を受け入れた前項の特定公益信託が移行認可を受けた場合には、当該移行認可の日以後は、当該金銭を新租税特別措置法第七十条第三項の規定の適用を受けた財産とみなして、同条第四項の規定を適用する。

4　新租税特別措置法第七十条の二の規定は、特定受贈者（租税特別措置法第七十条の二第二項第一号に規定する特定受贈者をいう。以下この項及び次項において同じ。）が令和六年一月一日以後に贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。）により取得をする住宅取得等資金（租税特別措置法第七十条の二第二項第五号に規定する住宅取得等資金をいう。以下この条において同じ。）に係る贈与税について適用し、特定受贈者が同日前に贈与により取得をした住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

5　特定受贈者が令和六年一月一日以後に贈与により取得をする住宅取得等資金を充てて住宅用家屋（租税特別措置法第七十条の二第二項第二号に規定する住宅用家屋をいう。以下この項において同じ。）の新築又は建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得をする場合において、これらの住宅用家屋が旧租税特別措置法第七十条の二第二項第六号イに規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋として政令で定めるものに該当し、かつ、次に掲げる要件のいずれかを満たすときは、これらの住宅用家屋を新租税特別措置法第七十条の二第二項第六号イ(1)に掲げる要件を満たす住宅用の家屋とみなして、同条の規定を適用する。

一　これらの住宅用家屋が令和五年十二月三十一日以前に建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の規定による確認を受けているものであること。

二　これらの住宅用家屋が令和六年六月三十日以前に建築されたものであること。

6　次に掲げる者が、令和六年一月一日以後に贈与により取得をする住宅取得等資金については、新租税特別措置法第七十条の二の規定は、適用しない。

一　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する特定受贈者

二　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する特定受贈者

三　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する特定受贈者

四　所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する特定受贈者

五　旧租税特別措置法第七十条の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する特定受贈者

（登録免許税の特例に関する経過措置）

第五十五条　施行日前にされた旧租税特別措置法第八十条第三項に規定する認定に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2　施行日前にされた旧租税特別措置法第八十条第四項に規定する認定に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3　施行日前に旧租税特別措置法第八十一条第一項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者が受けた同項の認定に係る同項の不動産の所有権の移転の登記又は同条第二項の建物の所有権の保存の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五十六条　第十六条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この条において「新租税条約等実施特例法」という。）第十条の五第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、同項の報告金融機関等が令和七年十二月三十一日において同号の特定取引に係る契約（第十六条の規定による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この条において「旧租税条約等実施特例法」という。）第十条の五第二項の特定取引に係る契約（同号に規定する特定取引に係る契約で政令で定め

るものを除く。以下この項において「旧既存特定取引契約」という。）を締結している場合について適用し、旧租税条約等実施特例法第十条の五第二項の報告金融機関等が同日において旧既存特定取引契約を締結している場合については、なお従前の例による。

2　前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧租税条約等実施特例法第十条の五第二項の規定により令和八年一月一日以後に同項の特定対象者の同項に規定する住所等所在地国と認められる国又は地域の特定がされ、又は特定がされないこととなる場合には、新租税条約等実施特例法第十条の五第二項の規定により当該特定対象者の同項に規定する住所等所在地国と認められる国又は地域の特定がされ、又は特定がされなかったものとみなして、新租税条約等実施特例法及び第十五条の規定による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の規定を適用する。

3　新租税条約等実施特例法第十条の五第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和八年一月一日以後に同号の特定取引を行う者が同条第一項の規定による届出書の提出をしなかった場合について適用する。

4　新租税条約等実施特例法第十条の五第八項第七号の規定は、令和八年一月一日以後に同条第一項の届出書を提出する場合、同条第四項に規定する異動（令和七年十二月三十一日において次の各号に掲げる個人に該当していた者が令和八年一月一日において当該各号に定める場合に該当することのみによって生ずるものを除く。）を生じた日が同月一日以後である場合又は同日以後に同条第六項に規定する総務省令、財務省令で定める情報を取得した場合に該当する場合（令和七年十二月三十一日において次の各号に掲げる個人に該当していた者が令和八年一月一日において当該各号に定める場合に該当することのみによって該当する場合を除く。）について適用し、同日前に旧租税条約等実施特例法第十条の五第一項の届出書を提出した場合、同条第四項に規定する異動を生じた日が同月一日前である場合又は同日前に同条第六項に規定する総務省令、財務省令で定める情報を取得した場合に該当した場合については、なお従前の例による。

一　租税条約の規定により当該租税条約の相手国等の居住者とみなされる個人（外国（当該相手国等に限る。）を旧租税条約等実施特例法第十条の五第八項第七号に規定する居住地国（次号において「旧居住地国」という。）とするものに限る。）　我が国が当該個人の新租税条約等実施特例法第十条の五第八項第七号に規定する居住地国（次号において「新居住地国」という。）となる場合

二　租税条約の規定により当該租税条約の相手国等の居住者でないものとみなされる個人（我が国を旧居住地国とするものに限る。）　外国（当該相手国等に限る。）が当該個人の新居住地国となる場合

5　第二項の規定は、令和八年一月一日前に旧租税条約等実施特例法第十条の五第十一項の報告金融機関等に該当することとなった場合における同項の規定により読み替えて適用される同条第二項の規定により同日以後に同項の特定対象者の同項に規定する住所等所在地国と認められる国又は地域の特定がされ、又は特定がされないこととなる場合について準用する。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五十七条　第十八条の規定による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第四条第二項（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（以下この条において「国外送金等調書法」という。）第四条の三第二項及び第四条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定は、令和九年一月一日以後に提出すべき国外送金等調書法第四条第一項に規定する国外送金等調書、国外送金等調書法第四条の三第一項に規定する国外証券移管等調書及び国外送金等調書法第四条の五第一項に規定する国外電子決済手段移転等調書について適用し、同日前に提出すべきこれらの調書については、なお従前の例による。

（特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

第五十八条　個人が施行日前に行った第十九条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「旧震災特例法」という。）第十二条第一項の表の各号の上欄に掲げる資産の譲渡については、なお従前の例による。

（再投資等準備金に関する経過措置）

第五十九条　施行日前に旧震災特例法第十八条の三第一項の指定を受けた法人（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二条第三項第一号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）が積み立てた旧震災特例法第十八条の三第一項の再投資等準備金については、なお従前の例による。

（再投資設備等の特別償却に関する経過措置）

第六十条　旧震災特例法第十八条の四第一項の再投資等準備金の金額を有する法人が取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する再投資設備等については、なお従前の例による。

（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に関する経過措置）

第六十一条　法人が施行日前に旧震災特例法第十九条第一項の表の各号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における施行日前に取得（建設及び製作を含む。以下この条において同じ。）をした当該各号の下欄に掲げる資産又は施行日以後に取得をする当該各号の下欄に掲げる資産及びこれらの資産に係る旧震災特例法第二十条第一項又は第二項の特別勘定又は期中特別勘定については、なお従前の例による。

（東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税に関する経過措置）

第六十二条　第十九条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「新震災特例法」という。）第三十八条の二の規定は、同条第二項第一号に規定する被災受贈者が令和六年一月一日以後に贈与により取得をする住宅取得等資金（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第二項第五号に規定する住宅取得等資金をいう。以下この条において同じ。）に係る贈与税について適用し、旧震災特例法第三十八条の二第二項第一号に規定する被災受贈者が同日前に贈与により取得をした住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

2　新震災特例法第三十八条の二第二項第一号に規定する被災受贈者が令和六年一月一日以後に贈与により取得をする住宅取得等資金を充てて住宅用家屋（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第二項第二号に規定する住宅用家屋をいう。以下この項において同じ。）の新築又は建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得をする場合において、これらの住宅用家屋が旧震災特例法第三十八条の二第二項第六号イに規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋として政令で定めるものに該当し、かつ、次に掲げる要件のいずれかを満たすときは、これらの住宅用家屋を新震災特例法第三十八条の二第二項第六号イ(1)に掲げる要件を満たす住宅用の家屋とみなして、同条の規定を適用する。

一　これらの住宅用家屋が令和五年十二月三十一日以前に建築基準法第六条第一項の規定による確認を受けているものであること。

二　これらの住宅用家屋が令和六年六月三十日以前に建築されたものであること。

3　次に掲げる者が、令和六年一月一日以後に贈与により取得をする住宅取得等資金については、新震災特例法第三十八条の二の規定は、適用しない。

一　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）第九条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する被災受贈者

二　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）第十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する被災受贈者

三　所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）第十八条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する被災受贈者

四　旧震災特例法第三十八条の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する被災受贈者

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六十三条　第二十一条の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第五十一条の二第一項及び第五十二条の規定は、令和六年十月一日以後に開始する課税期間（消費税法第十九条第一項に規定する課税期間（同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。）をいう。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に開始した課税期間については、なお従前の例による。

（地方揮発油税法の一部改正）

第六十四条　地方揮発油税法（昭和三十年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第十三条」を「第十三条第一項、第二項又は第四項」に改め、同条第二項中「第十八条」を「第十三条第三項後段又は第十八条第一項」に改める。

（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正）

第六十五条　一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「第二十二条」を「第二十二条第一項、第二項又は第四項」に改め、同条第二項中「たばこ税法」の下に「第二十二条第三項後段又は」を加える。

（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第六十六条　新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第四十一条第十八項」を「第四十一条第二十項」に、「同条第十九項」を「同条第二十一項」に改め、同条第三項中「第四十一条第三十三項」を「第四十一条第三十五項」に、「同条第三十三項」を「同条第三十五項」に、「第四十一条第十八項」を「第四十一条第二十項」に、「同条第十九項」を「同条第二十一項」に改め、同条第四項中「同条第十三項及び第十六項」を「同条第十五項及び第十八項」に、「第四十一条第十八項」を「第四十一条第二十項」に、「同条第十九項」を「同条第二十一項」に、「第十三条の二第三項」を「第十三条の二第四項」に改め、同条第五項中「第四十一条第十四項」を「第四十一条第十六項」に改め、同条第七項中「同条第三十四項」を「同条第三十六項」に改める。

第六条の二第一項中「第三十三項に」を「第三十五項に」に、「同条第十三項及び第十六項」を「同条第十五項及び第十八項」に、「同条第三十三項」を「同条第三十五項」に、「同条第三項中」を「同条第四項中」に改め、同条第二項中「第四十一条第十四項」を「第四十一条第十六項」に改め、同条第三項中「第四十一条第十八項」を「第四十一条第二十項」に、「同条第十九項」を「同条第二十一項」に改め、同条第四項ただし書中「同条第十三項」を「同条第十五項」に改め、同条第五項ただし書中「同条第十六項」を「同条第十八項」に改め、同条第七項ただし書中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第八項中「同条第十三項」を「同条第十五項」に、「第十六項」を「第十八項」に、「同条第三十三項」を「同条第三十五項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「第十三条の二第四項」に、「第四十一条第十八項」を「第四十一条第二十項」に、「同条第十九項」を「同条第二十一項」に改め、同条第十項中「同条第十三項」を「同条第十五項」に、「同条第十四項」を「同条第十六項」に改め、同条第十一項中「同条第十四項」を「同条第十六項」に、「同条第十九項」を「同条第二十一項」に改める。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第六十七条　所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）の一部を次のように改正する。

附則第三十四条第一項中「を除く」を「及び公益信託に関する法律（令和六年法律第　号）附則第四条第一項に規定する移行認可を受けたものを除く」に改める。

附則第四十九条第一項及び第五十二条中「を除く。）に」を「及び公益信託に関する法律附則第四条第一項に規定する移行認可を受けたものを除く。）に」に改める。

第六十八条　所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第八十六条第二項中「同項に規定する事業所」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の三第一項に規定する産業集積事業所」に、「百分の十」を「百分の九」に、「百分の十（」を「百分の九とし、」に、「、百分の七）」を「百分の七とする。」に改める。

附則第九十八条第二項中「同項に規定する事業所」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の三第一項に規定する産業集積事業所」に、「百分の十」を「、百分の九」に、「百分の十（」を「百分の九とし、」に、「、百分の七）」を「百分の七とする。」に改める。

（東日本大震災復興特別区域法の一部改正）

第六十九条　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第四十条から第四十二条までを次のように改める。

第四十条から第四十二条まで　削除

第四十三条中「若しくは第三十九条第一項」を「又は第三十九条第一項」に改め、「又は第四十条第一項に規定する指定法人」を削る。

（東日本大震災復興特別区域法の一部改正に伴う経過措置）

第七十条　施行日前に前条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法（以下この条において「旧復興特区法」という。）第四十条第一項の規定による指定を受けた法人に関する同条第二項において準用する旧復興特区法第三十七条第二項から第五項までの規定による事業の実施の状況の報告、指定の取消し及びその旨の公表並びに旧復興特区法第四十三条の規定による地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置については、なお従前の例による。

（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正）

第七十一条　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第百八十四条第二十八号の次に次の一号を加える。

二十八の二　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第三十八条の二第十七項及び第十八項

（罰則に関する経過措置）

第七十二条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十三条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（防衛力強化に係る財源確保のための税制措置）

第七十四条　政府は、この法律の公布後、我が国の防衛力の抜本的な強化及び抜本的に強化された防衛力の維持に必要な安定的な財源を確保するための税制について、令和九年度に向けて複数年かけて段階的に実施するとした令和四年十二月二十三日に閣議において決定された令和五年度税制改正の大綱及び令和五年十二月二十二日に閣議において決定された令和六年度税制改正の大綱に基づき、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置を実施するため、令和九年度に至る各年度の防衛力強化に係る財源確保の必要性を勘案しつつ、所得税、法人税及びたばこ税について所要の検討を加え、その結果に基づいて適当な時期に必要な法制上の措置を講ずるものとする。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

関税定率法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第九号

関税定率法等の一部を改正する法律

（関税定率法の一部改正）

第一条　関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項、第十九条第五項、第十九条の二第三項、第十九条の三第二項及び第二十条第三項中「第三項まで」を「第四項まで」に改める。

別表第一二一一・九〇号中

「	四　その他のもの	」

を

「	四　ルイボス	
	五　その他のもの	」

に改める。

（関税法の一部改正）

第二条　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第六条の三中「第三項」を「第四項」に改める。

第七条の八第一項中「税関長は、」の下に「特例輸入者又は特例委託輸入者が特例申告を行う場合において、当該特例申告に係る貨物の輸入の時から当該貨物に係る」を、「第七条の十一第二項」の下に「（承認の失効）」を、「。」の下に「の納付がされ、若しくはその必要がなくなり、又は関税等の納付すべき期限が延長されるまでの間における当該関税等」を、「対し、」の下に「特例申告により納付する当該関税等の見込額を基礎として財務省令で定める」を、「指定して、」の下に「当該」を加える。

第七条の十二第一項第一号ニ中「提供）」の下に「又は第九条の二第三項後段（納期限の延長）」を加える。

第九条の二第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「特例輸入者又は」及び「（申告の特例）」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

３　特例輸入者が、期限内特例申告書を提出した場合において、前条第二項第一号に掲げる税額に相当する関税を納付すべき期限に関し、特例申告書の提出期限までにその延長を受けたい旨の申請書を第七条の二第二項（申告の特例）の税関長に提出したときは、当該税関長は、前条第二項の規定にかかわらず、当該納付すべき期限を二月以内に限り延長することができる。この場合において、当該税関長は、関税の保全のために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該特例輸入者に対し、当該期限内特例申告書に記載した関税額の全部又は一部に相当する額の担保の提供を命ずることができる。

第十条第二項中「第三項」を「第四項」に改め、「の額の計算の特例」を削る。

第十二条第九項第一号中「第九条の二第三項」の下に「又は第四項」を加え、同項第二号中「第三項」を「第四項」に改める。

第十二条の四第一項中「仮装し、」の下に「かつ、」を、「納税申告」の下に「又は更正の請求」を加え、同条第二項中「仮装し、」の下に「かつ、」を、「なつたとき」の下に「又は更正の請求をしていたとき」を加える。

（関税暫定措置法の一部改正）

第三条　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「令和六年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

第七条の三第一項及び第八項、第七条の四第一項並びに第七条の六第一項及び第五項中「令和五年度」を「令和六年度」に改める。

第十四条第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

別表第一第一八〇六・一〇号中「二一・七％」を「二〇・四％」に改め、同表第一八〇六・二〇号中「二一・九％」を「二〇・九％」に改め、同表第一九〇一・九〇号中「二三・四％」を「二二・三％」に改め、同表第二一〇六・一〇号中「九・六％」を「七・七％」に改め、同表第二一〇六・九〇号中「二三・四％」を「二二・三％」に改め、同表第三九・二六項を削る。

別表第一の三、別表第一の三の二、別表第一の六及び別表第一の八中「令和六年三月三一日」を「令和七年三月三一日」に改める。

別表第二第一二一一・九〇号中

「	四　その他のもの	」

を

「	四　ルイボス	
	五　その他のもの	」

無税

に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条の規定（同条中関税定率法別表第一二一一・九〇号の改正規定を除く。）及び第二条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに次条第一項の規定　令和六年十月一日

二　第二条中関税法第十二条の四の改正規定及び次条第二項の規定　令和七年一月一日

（関税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第二条の規定による改正後の関税法（以下この条において「新関税法」という。）第九条の二第三項の規定は、関税法第五条の規定にかかわらず、令和六年十月一日以後に同法第七条の二第一項に規定する特例輸入者が新関税法第九条の二第三項前段に規定する申請書を提出する場合について適用する。

２　新関税法第十二条の四第一項及び第二項の規定は、令和七年一月一日以後に関税法第十二条第九項に規定する法定納期限が到来する関税について適用し、同日前に当該法定納期限が到来した関税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条　前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

令和六年度出産・子育て応援給付金に係る差押禁止等に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第十号

令和六年度出産・子育て応援給付金に係る差押禁止等に関する法律

（定義）

第一条　この法律において「令和六年度出産・子育て応援給付金」とは、妊娠から出産及び子育てまでの一貫した相談支援の実効性を確保する必要性に鑑み、令和六年度の予算における妊娠出産子育て支援交付金を財源として市町村（特別区を含む。）から支給される給付金（金銭以外の財産により行われる給付を含む。）で、妊娠から出産及び子育てまでの支援の観点から支給されるものをいう。

（差押禁止等）

第二条　令和六年度出産・子育て応援給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

２　令和六年度出産・子育て応援給付金として支給を受けた金銭その他の財産は、差し押さえることができない。

（非課税）

第三条　租税その他の公課は、令和六年度出産・子育て応援給付金として支給を受けた金品を標準として課することができない。

附　則

１　この法律は、公布の日から施行する。

２　この法律は、この法律の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなった令和六年度出産・子育て応援給付金についても適用する。ただし、第二条の規定の適用については、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

内閣総理大臣　岸田　文雄
法務大臣　小泉　龍司
財務大臣　鈴木　俊一

二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第十一号

二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法

（目的等）

第一条　この法律は、令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会に関し、国際博覧会条約第十二条の規定に基づく政府委員の設置及びその任務、給与等について定めることを目的とする。

２　この法律において「国際博覧会条約」とは、千九百八十八年五月三十一日に総会において採択された千九百二十八年十一月二十二日の国際博覧会に関する条約（千九百四十八年五月十日、千九百六十六年十一月十六日及び千九百七十二年十一月三十日の議定書並びに千九百八十二年六月二十四日の改正によって改正され及び補足されたもの）の改正により改正された千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名され、千九百四十八年五月十日、千九百六十六年十一月十六日及び千九百七十二年十一月三十日の議定書並びに千九百八十二年六月二十四日の改正によって改正され及び補足された国際博覧会に関する条約をいう。

（二千二十七年国際園芸博覧会政府委員）

第二条　外務省に、二千二十七年国際園芸博覧会政府委員（以下「委員」という。）一人を置く。

２　委員は、特別職の国家公務員とし、外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第四条に規定する外務職員以外の外務公務員とする。

（任務）

第三条　委員は、二千二十七年国際園芸博覧会に関する事項について、国際博覧会条約（国際博覧会条約第二十七条の規定に基づいて制定された二千二十七年国際園芸博覧会一般規則を含む。）の定めるところにより、日本国政府を代表することを任務とする。

第四条　関係府省の長は、委員の任務の円滑な遂行を図るため、必要な措置をとるものとする。

（任免）

第五条　委員の任免は、外務大臣の申出により内閣が行う。

２　委員は、その任務を終了したときは、解任されるものとする。

（給与及び災害補償）

第六条　委員の俸給月額は、百十七万八千円とし、その他委員の給与、委員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた委員に対する福祉事業については、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第四十三号までに掲げる特別職の職員の例による。

附　則

１　この法律は、令和六年四月一日から施行する。

２　この法律は、二千二十七年国際園芸博覧会の終了の日から起算して一年を経過した日にその効力を失う。

外務大臣　上川　陽子
財務大臣　鈴木　俊一
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

政　令

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令及び在外公館に勤務する外務公務員の特殊語学手当に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百三十四号

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令及び在外公館に勤務する外務公務員の特殊語学手当に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三号）の施行に伴い、並びに在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十条第一項及び第十二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部改正）

第一条　在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和四十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一　在勤基本手当の月額（第一条関係）

一　大使館

地域	所在国	号			別								
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
アジア	インド	790,000	730,000	684,400	661,400	626,900	569,500	512,100	454,600	408,700	385,700	362,700	339,800
	インドネシア	730,000	620,000	577,600	555,300	521,900	466,100	410,300	354,600	310,000	287,700	265,400	243,100
	カンボジア	750,000	700,000	653,800	629,600	593,400	533,000	472,600	412,300	364,000	339,800	315,700	291,500
	シンガポール	920,000	830,000	771,900	741,000	694,700	617,500	540,300	463,100	401,400	370,500	339,600	308,800
	スリランカ	700,000	670,000	633,000	609,700	574,700	516,400	458,100	399,800	353,200	329,800	306,500	283,200
	タイ	780,000	660,000	612,900	588,400	551,600	490,300	429,000	367,700	318,700	294,200	269,700	245,200
	大韓民国	860,000	720,000	674,900	647,900	607,400	539,900	472,400	404,900	350,900	323,900	296,900	270,000
	中華人民共和国	1,020,000	810,000	756,900	727,400	683,200	609,500	535,800	462,100	403,200	373,700	344,200	314,800
	ネパール	750,000	730,000	691,400	669,700	637,200	583,100	529,000	474,800	431,500	409,900	388,200	366,600
	パキスタン	830,000	770,000	727,500	706,000	673,800	620,000	566,300	512,500	469,500	448,000	426,500	405,000
	バングラデシュ	860,000	810,000	771,400	747,300	711,200	651,100	591,000	530,800	482,700	458,700	434,600	410,600
	東ティモール	840,000	820,000	773,300	748,300	710,900	648,600	586,300	524,000	474,100	449,200	424,200	399,300
	フィリピン	730,000	620,000	579,600	557,200	523,700	467,700	411,700	355,800	311,000	288,600	266,200	243,900
	ブータン	750,000	730,000	684,400	661,400	626,900	569,500	512,100	454,600	408,700	385,700	362,700	339,800
	ブルネイ	710,000	680,000	635,100	609,700	571,600	508,100	444,600	381,100	330,300	304,900	279,500	254,100
	ベトナム	660,000	590,000	554,400	533,000	500,900	447,500	394,100	340,600	297,900	276,500	255,100	233,800
	マレーシア	670,000	600,000	564,500	541,900	508,100	451,600	395,200	338,700	293,500	271,000	248,400	225,800

	ミャンマー	760,000	720,000	674,800	651,400	616,300	557,800	499,300	440,900	394,100	370,700	347,300	323,900
	モルディブ	820,000	790,000	743,600	717,500	678,300	612,900	547,500	482,200	429,900	403,700	377,600	351,500
	モンゴル	720,000	690,000	653,300	630,700	596,900	540,600	484,300	428,000	382,900	360,400	337,800	315,300
	ラオス	710,000	690,000	644,800	621,400	586,300	527,800	469,300	410,900	364,100	340,700	317,300	293,900
大洋州	オーストラリア	730,000	660,000	614,500	589,900	553,100	491,600	430,200	368,700	319,500	295,000	270,400	245,800
	キリバス	900,000	870,000	822,400	796,300	757,100	691,900	626,700	561,400	509,200	483,100	457,000	431,000
	クック	710,000	690,000	641,400	615,700	577,200	513,100	449,000	384,800	333,500	307,900	282,200	256,600
	サモア	820,000	790,000	741,800	714,100	672,600	603,400	534,200	465,100	409,700	382,000	354,400	326,700
	ソロモン	860,000	840,000	791,400	765,700	727,200	663,100	599,000	534,800	483,500	457,900	432,200	406,600
	ツバル	680,000	650,000	611,600	588,000	552,500	493,300	434,100	375,000	327,600	304,000	280,300	256,700
	トンガ	830,000	800,000	754,300	727,700	687,800	621,400	555,000	488,600	435,400	408,800	382,300	355,700
	ナウル	680,000	650,000	611,600	588,000	552,500	493,300	434,100	375,000	327,600	304,000	280,300	256,700
	ニウエ	710,000	690,000	641,400	615,700	577,200	513,100	449,000	384,800	333,500	307,900	282,200	256,600
	ニュージーランド	710,000	690,000	641,400	615,700	577,200	513,100	449,000	384,800	333,500	307,900	282,200	256,600
	バヌアツ	790,000	760,000	711,300	683,600	642,100	573,000	503,900	434,800	379,500	351,800	324,200	296,500
	パプアニューギニア	870,000	850,000	800,400	774,400	735,300	670,300	605,300	540,200	488,200	462,200	436,200	410,200
	パラオ	820,000	790,000	737,500	708,800	665,800	594,000	522,300	450,500	393,100	364,400	335,700	307,000
	フィジー	680,000	650,000	611,600	588,000	552,500	493,300	434,100	375,000	327,600	304,000	280,300	256,700
	マーシャル	920,000	890,000	833,100	803,400	758,800	684,500	610,200	535,900	476,400	446,700	417,000	387,300
	ミクロネシア	870,000	840,000	788,900	759,300	715,000	641,100	567,200	493,300	434,200	404,700	375,100	345,600
北米	アメリカ合衆国	1,180,000	890,000	824,100	791,200	741,700	659,300	576,900	494,500	428,500	395,600	362,600	329,700
	カナダ	790,000	710,000	659,000	632,600	593,100	527,200	461,300	395,400	342,700	316,300	290,000	263,600
中南米	アルゼンチン	810,000	780,000	725,100	696,100	652,600	580,100	507,600	435,100	377,100	348,100	319,100	290,100
	アンティグア・バーブーダ	810,000	780,000	733,100	705,800	664,800	596,500	528,200	459,900	405,200	377,900	350,600	323,300
	ウルグアイ	890,000	860,000	797,800	765,800	718,000	638,200	558,400	478,700	414,800	382,900	351,000	319,100
	エクアドル	820,000	790,000	743,800	716,000	674,400	605,000	535,600	466,300	410,800	383,000	355,300	327,500
	エルサルバドル	810,000	780,000	733,300	707,500	668,900	604,600	540,300	476,000	424,500	398,800	373,000	347,300
	ガイアナ	810,000	780,000	733,100	705,800	664,800	596,500	528,200	459,900	405,200	377,900	350,600	323,300
	キューバ	950,000	920,000	868,400	839,600	796,500	724,700	652,900	581,000	523,600	494,800	466,100	437,400
	グアテマラ	910,000	880,000	830,600	801,000	756,600	682,500	608,400	534,400	475,100	445,500	415,900	386,300
	グレナダ	810,000	780,000	733,100	705,800	664,800	596,500	528,200	459,900	405,200	377,900	350,600	323,300
	コスタリカ	800,000	770,000	716,900	689,000	647,200	577,500	507,800	438,100	382,400	354,500	326,600	298,800
	コロンビア	760,000	730,000	689,500	665,500	629,600	569,600	509,700	449,700	401,700	377,800	353,800	329,800
	ジャマイカ	790,000	760,000	716,600	690,000	650,000	583,300	516,600	450,000	396,600	370,000	343,300	316,700
	スリナム	810,000	780,000	733,100	705,800	664,800	596,500	528,200	459,900	405,200	377,900	350,600	323,300
	セントクリストファー・ネービス	810,000	780,000	733,100	705,800	664,800	596,500	528,200	459,900	405,200	377,900	350,600	323,300
	セントビンセント	810,000	780,000	733,100	705,800	664,800	596,500	528,200	459,900	405,200	377,900	350,600	323,300
	セントルシア	810,000	780,000	733,100	705,800	664,800	596,500	528,200	459,900	405,200	377,900	350,600	323,300

	チリ	800,000	770,000	714,600	686,000	643,200	571,700	500,200	428,800	371,600	343,000	314,400	285,900
	ドミニカ	810,000	780,000	733,100	705,800	664,800	596,500	528,200	459,900	405,200	377,900	350,600	323,300
	ドミニカ共和国	820,000	790,000	746,100	719,900	680,500	614,900	549,300	483,700	431,200	404,900	378,700	352,500
	トリニダード・トバゴ	810,000	780,000	733,100	705,800	664,800	596,500	528,200	459,900	405,200	377,900	350,600	323,300
	ニカラグア	820,000	790,000	750,500	726,500	690,500	630,400	570,400	510,300	462,300	438,200	414,200	390,200
	ハイチ	1,120,000	1,090,000	1,029,000	997,000	949,100	869,200	789,300	709,400	645,500	613,500	581,600	549,600
	パナマ	730,000	700,000	654,000	628,600	590,600	527,200	463,800	400,400	349,700	324,300	299,000	273,600
	バハマ	790,000	760,000	716,600	690,000	650,000	583,300	516,600	450,000	396,600	370,000	343,300	316,700
	パラグアイ	680,000	660,000	620,500	597,700	563,500	506,400	449,400	392,300	346,700	323,800	301,000	278,200
	バルバドス	970,000	940,000	878,800	845,600	795,900	713,000	630,100	547,300	481,000	447,800	414,700	381,500
	ブラジル	780,000	730,000	682,800	656,200	616,500	550,200	483,900	417,700	364,600	338,100	311,600	285,100
	ベネズエラ	990,000	960,000	903,900	873,700	828,500	753,100	677,700	602,300	542,000	511,900	481,700	451,600
	ベリーズ	780,000	760,000	711,600	685,600	646,500	581,300	516,100	451,000	398,800	372,800	346,700	320,700
	ペルー	800,000	770,000	723,400	696,400	656,000	588,700	521,400	454,000	400,200	373,200	346,300	319,400
	ボリビア	830,000	810,000	763,900	740,100	704,500	645,100	585,700	526,300	478,800	455,100	431,300	407,600
	ホンジュラス	830,000	810,000	766,000	741,400	704,400	642,800	581,200	519,600	470,300	445,700	421,000	396,400
	メキシコ	850,000	820,000	768,300	738,300	693,400	618,600	543,800	469,000	409,100	379,200	349,200	319,300
欧州	アイスランド	820,000	790,000	734,600	705,200	661,200	587,700	514,200	440,800	382,000	352,600	323,200	293,900
	アイルランド	730,000	700,000	657,100	630,800	591,400	525,700	460,000	394,300	341,700	315,400	289,100	262,900
	アゼルバイジャン	650,000	620,000	584,800	562,200	528,300	471,800	415,300	358,900	313,700	291,100	268,500	245,900
	アルバニア	750,000	720,000	679,000	653,800	616,100	553,200	490,300	427,400	377,100	351,900	326,800	301,600
	アルメニア	700,000	670,000	630,900	607,600	572,800	514,700	456,600	398,500	352,100	328,800	305,600	282,400
	アンドラ	750,000	720,000	673,500	646,600	606,200	538,800	471,500	404,100	350,200	323,300	296,300	269,400
	イタリア	790,000	710,000	663,400	636,800	597,000	530,700	464,400	398,000	345,000	318,400	291,900	265,400
	ウクライナ	910,000	880,000	839,300	814,900	778,300	717,400	656,500	595,600	546,800	522,400	498,100	473,700
	ウズベキスタン	640,000	620,000	578,500	557,500	526,000	473,400	420,900	368,300	326,300	305,200	284,200	263,200
	英国	980,000	830,000	771,300	740,400	694,100	617,000	539,900	462,800	401,100	370,200	339,400	308,500
	エストニア	650,000	630,000	586,900	563,400	528,200	469,500	410,800	352,100	305,200	281,700	258,200	234,800
	オーストリア	880,000	790,000	737,300	707,800	663,500	589,800	516,100	442,400	383,400	353,900	324,400	294,900
	オランダ	760,000	740,000	687,100	659,600	618,400	549,700	481,000	412,300	357,300	329,800	302,300	274,900
	カザフスタン	730,000	710,000	665,900	642,800	608,300	550,700	493,100	435,500	389,500	366,400	343,400	320,400
	北マケドニア	600,000	580,000	544,500	523,600	492,300	440,100	387,900	335,700	293,900	273,100	252,200	231,300
	キプロス	660,000	640,000	597,500	573,600	537,800	478,000	418,300	358,500	310,700	286,800	262,900	239,000
	ギリシャ	660,000	630,000	590,400	566,800	531,300	472,300	413,300	354,200	307,000	283,400	259,800	236,200
	キルギス	670,000	650,000	609,700	589,100	558,400	507,100	455,800	404,600	363,500	343,000	322,500	302,000
	クロアチア	680,000	660,000	614,300	589,700	552,800	491,400	430,000	368,600	319,400	294,800	270,300	245,700
	コソボ	610,000	590,000	551,200	530,500	499,400	447,700	396,000	344,300	302,900	282,200	261,500	240,800
	サンマリノ	740,000	710,000	663,400	636,800	597,000	530,700	464,400	398,000	345,000	318,400	291,900	265,400
	ジョージア	700,000	680,000	634,900	611,500	576,400	517,900	459,400	400,900	354,100	330,700	307,300	284,000
	スイス	1,060,000	1,020,000	952,500	914,400	857,300	762,000	666,800	571,500	495,300	457,200	419,100	381,000

第明治三十種郵便物認可

第明治三十五種郵便物認可

	スウェーデン	740,000	720,000	668,000	641,300	601,200	534,400	467,600	400,800	347,400	320,600	293,900	267,200
	スペイン	700,000	680,000	630,900	605,600	567,800	504,700	441,600	378,500	328,100	302,800	277,600	252,400
	スロバキア	750,000	720,000	671,300	644,400	604,100	537,000	469,900	402,800	349,100	322,200	295,400	268,500
	スロベニア	670,000	650,000	604,100	580,000	543,700	483,300	422,900	362,500	314,100	290,000	265,800	241,700
	セルビア	720,000	690,000	645,800	620,700	583,200	520,600	458,000	395,500	345,400	320,400	295,300	270,300
	タジキスタン	760,000	740,000	703,400	683,200	652,900	602,400	551,900	501,500	461,100	440,900	420,700	400,500
	チェコ	810,000	780,000	730,600	701,400	657,600	584,500	511,400	438,400	379,900	350,700	321,500	292,300
	デンマーク	840,000	810,000	753,900	723,700	678,500	603,100	527,700	452,300	392,000	361,900	331,700	301,600
	ドイツ	830,000	720,000	674,500	647,500	607,100	539,600	472,200	404,700	350,700	323,800	296,800	269,800
	トルクメニスタン	1,170,000	1,130,000	1,064,100	1,028,400	974,700	885,300	795,900	706,500	634,900	599,200	563,400	527,700
	ノルウェー	810,000	780,000	724,800	695,800	652,300	579,800	507,300	434,900	376,900	347,900	318,900	289,900
	バチカン	740,000	710,000	663,400	636,800	597,000	530,700	464,400	398,000	345,000	318,400	291,900	265,400
	ハンガリー	670,000	650,000	601,900	577,800	541,700	481,500	421,300	361,100	313,000	288,900	264,800	240,800
	フィンランド	810,000	780,000	726,100	697,100	653,500	580,900	508,300	435,700	377,600	348,500	319,500	290,500
	フランス	860,000	720,000	673,500	646,600	606,200	538,800	471,500	404,100	350,200	323,300	296,300	269,400
	ブルガリア	660,000	630,000	592,300	568,600	533,000	473,800	414,600	355,400	308,000	284,300	260,600	236,900
	ベラルーシ	690,000	670,000	634,400	612,600	579,900	525,500	471,100	416,600	373,100	351,300	329,500	307,800
	ベルギー	740,000	720,000	668,300	641,500	601,400	534,600	467,800	401,000	347,500	320,800	294,000	267,300
	ポーランド	670,000	640,000	600,000	576,000	540,000	480,000	420,000	360,000	312,000	288,000	264,000	240,000
	ボスニア・ヘルツェゴビナ	600,000	580,000	542,700	521,900	490,700	438,800	386,900	334,900	293,400	272,600	251,800	231,100
	ポルトガル	680,000	650,000	609,300	584,900	548,300	487,400	426,500	365,600	316,800	292,400	268,100	243,700
	マルタ	620,000	600,000	559,500	537,100	503,600	447,600	391,700	335,700	290,900	268,600	246,200	223,800
	モナコ	750,000	720,000	673,500	646,600	606,200	538,800	471,500	404,100	350,200	323,300	296,300	269,400
	モルドバ	700,000	680,000	639,000	615,400	580,100	521,200	462,300	403,400	356,300	332,700	309,200	285,600
	モンテネグロ	720,000	690,000	645,800	620,700	583,200	520,600	458,000	395,500	345,400	320,400	295,300	270,300
	ラトビア	770,000	740,000	688,500	661,000	619,700	550,800	482,000	413,100	358,000	330,500	302,900	275,400
	リトアニア	720,000	700,000	648,300	622,300	583,400	518,600	453,800	389,000	337,100	311,200	285,200	259,300
	リヒテンシュタイン	1,060,000	1,020,000	952,500	914,400	857,300	762,000	666,800	571,500	495,300	457,200	419,100	381,000
	ルーマニア	670,000	640,000	599,000	575,000	539,100	479,200	419,300	359,400	311,500	287,500	263,600	239,600
	ルクセンブルク	730,000	710,000	659,000	632,600	593,100	527,200	461,300	395,400	342,700	316,300	290,000	263,600
	ロシア	940,000	750,000	706,800	680,500	641,100	575,400	509,700	444,100	391,500	365,200	339,000	312,700
中東	アフガニスタン	870,000	850,000	809,800	787,400	753,800	697,800	641,800	585,900	541,100	518,700	496,300	473,900
	アラブ首長国連邦	840,000	810,000	753,100	723,000	677,800	602,500	527,200	451,900	391,600	361,500	331,400	301,300
	イエメン	1,090,000	1,060,000	1,002,000	971,100	924,800	847,600	770,400	693,200	631,400	600,600	569,700	538,800
	イスラエル	990,000	890,000	834,800	802,200	753,300	671,800	590,300	508,900	443,700	411,100	378,500	345,900
	イラク	850,000	830,000	793,000	771,600	739,400	685,800	632,200	578,600	535,700	514,300	492,800	471,400
	イラン	830,000	810,000	766,000	742,200	706,400	646,800	587,200	527,600	479,900	456,100	432,200	408,400
	オマーン	770,000	740,000	690,100	663,300	623,100	556,100	489,100	422,100	368,500	341,700	314,900	288,100
	カタール	800,000	770,000	723,300	695,100	652,900	582,600	512,300	442,000	385,700	357,600	329,400	301,300

	クウェート	810,000	780,000	734,000	706,600	665,600	597,200	528,800	460,400	405,700	378,300	351,000	323,600
	サウジアラビア	950,000	920,000	865,500	836,900	794,000	722,400	650,900	579,300	522,100	493,400	464,800	436,200
	シリア	790,000	770,000	722,800	697,400	659,500	596,200	532,900	469,700	419,000	393,700	368,400	343,100
	トルコ	730,000	710,000	660,300	635,000	597,200	534,200	471,200	408,200	357,700	332,500	307,300	282,100
	バーレーン	750,000	720,000	672,500	646,400	607,300	542,000	476,800	411,500	359,300	333,200	307,100	281,000
	ヨルダン	730,000	710,000	663,500	639,000	602,200	540,800	479,500	418,100	369,000	344,500	319,900	295,400
	レバノン	900,000	870,000	813,900	784,900	741,500	669,100	596,700	524,300	466,400	437,500	408,500	379,600
アフリカ	アルジェリア	790,000	760,000	716,800	691,700	654,100	591,400	528,700	466,100	415,900	390,800	365,800	340,700
	アンゴラ	930,000	900,000	854,000	827,400	787,600	721,200	654,800	588,400	535,300	508,700	482,200	455,600
	ウガンダ	860,000	830,000	786,900	761,400	723,200	659,500	595,800	532,100	481,200	455,700	430,200	404,800
	エジプト	730,000	660,000	618,600	596,300	562,800	506,900	451,000	395,200	350,500	328,100	305,800	283,500
	エスワティニ	680,000	660,000	617,400	595,100	561,600	505,900	450,200	394,500	349,900	327,600	305,300	283,000
	エチオピア	870,000	850,000	802,900	778,400	741,600	680,300	619,000	557,700	508,700	484,200	459,700	435,200
	エリトリア	1,100,000	1,070,000	1,011,000	979,800	932,900	854,800	776,700	698,600	636,100	604,900	573,600	542,400
	ガーナ	900,000	870,000	822,400	796,300	757,100	691,900	626,700	561,400	509,200	483,100	457,000	431,000
	カーボベルデ	960,000	930,000	882,100	853,600	810,900	739,700	668,500	597,300	540,300	511,800	483,300	454,900
	ガボン	1,030,000	1,000,000	942,900	911,200	863,600	784,300	705,000	625,700	562,300	530,600	498,900	467,200
	カメルーン	970,000	940,000	888,000	860,100	818,200	748,400	678,600	608,800	553,000	525,000	497,100	469,200
	ガンビア	960,000	930,000	882,100	853,600	810,900	739,700	668,500	597,300	540,300	511,800	483,300	454,900
	ギニア	1,110,000	1,080,000	1,018,400	986,800	939,500	860,700	781,900	703,000	640,000	608,400	576,900	545,400
	ギニアビサウ	960,000	930,000	882,100	853,600	810,900	739,700	668,500	597,300	540,300	511,800	483,300	454,900
	ケニア	790,000	770,000	722,000	697,500	660,800	599,600	538,400	477,200	428,200	403,800	379,300	354,800
	コートジボワール	990,000	960,000	910,900	882,000	838,800	766,700	694,600	622,500	564,900	536,000	507,200	478,400
	コモロ	850,000	820,000	781,500	757,800	722,400	663,200	604,100	544,900	497,600	473,900	450,300	426,600
	コンゴ共和国	1,100,000	1,060,000	1,007,800	976,600	930,000	852,200	774,400	696,700	634,400	603,300	572,200	541,100
	コンゴ民主共和国	1,100,000	1,060,000	1,007,800	976,600	930,000	852,200	774,400	696,700	634,400	603,300	572,200	541,100
	サントメ・プリンシペ	1,030,000	1,000,000	942,900	911,200	863,600	784,300	705,000	625,700	562,300	530,600	498,900	467,200
	ザンビア	710,000	690,000	653,500	632,000	599,700	546,000	492,300	438,500	395,500	374,000	352,500	331,100
	シエラレオネ	900,000	870,000	822,400	796,300	757,100	691,900	626,700	561,400	509,200	483,100	457,000	431,000
	ジブチ	1,000,000	980,000	922,100	892,800	848,900	775,700	702,500	629,300	570,700	541,400	512,100	482,900
	ジンバブエ	980,000	950,000	904,100	876,400	834,700	765,300	695,900	626,500	570,900	543,200	515,400	487,700
	スーダン	1,090,000	1,060,000	1,004,900	973,900	927,400	849,900	772,400	694,900	632,900	601,900	570,900	540,000
	セーシェル	760,000	730,000	684,000	658,600	620,600	557,200	493,800	430,400	379,700	354,300	329,000	303,600
	赤道ギニア	1,030,000	1,000,000	942,900	911,200	863,600	784,300	705,000	625,700	562,300	530,600	498,900	467,200
	セネガル	960,000	930,000	882,100	853,600	810,900	739,700	668,500	597,300	540,300	511,800	483,300	454,900
	ソマリア	790,000	770,000	722,000	697,500	660,800	599,600	538,400	477,200	428,200	403,800	379,300	354,800
	タンザニア	810,000	780,000	739,400	715,800	680,400	621,500	562,600	503,600	456,500	432,900	409,300	385,800
	チャド	970,000	940,000	888,000	860,100	818,200	748,400	678,600	608,800	553,000	525,000	497,100	469,200

	中央アフリカ	970,000	940,000	888,000	860,100	818,200	748,400	678,600	608,800	553,000	525,000	497,100	469,200
	チュニジア	630,000	610,000	571,500	551,300	520,900	470,300	419,700	369,100	328,600	308,400	288,100	267,900
	トーゴ	990,000	960,000	910,900	882,000	838,800	766,700	694,600	622,500	564,900	536,000	507,200	478,400
	ナイジェリア	1,040,000	1,020,000	961,500	932,200	888,400	815,200	742,100	668,900	610,400	581,100	551,900	522,600
	ナミビア	720,000	690,000	654,800	632,200	598,300	541,800	485,300	428,900	383,700	361,100	338,500	315,900
	ニジェール	990,000	960,000	910,900	882,000	838,800	766,700	694,600	622,500	564,900	536,000	507,200	478,400
	ブルキナファソ	950,000	920,000	875,300	849,400	810,700	746,200	681,700	617,200	565,500	539,700	513,900	488,100
	ブルンジ	820,000	790,000	748,300	724,300	688,400	628,600	568,800	509,000	461,100	437,200	413,200	389,300
	ベナン	890,000	860,000	816,400	791,300	753,700	691,100	628,500	565,800	515,700	490,700	465,600	440,600
	ボツワナ	720,000	700,000	661,100	639,100	606,200	551,400	496,600	441,700	397,900	375,900	354,000	332,100
	マダガスカル	850,000	820,000	781,500	757,800	722,400	663,200	604,100	544,900	497,600	473,900	450,300	426,600
	マラウイ	880,000	860,000	814,400	789,400	751,900	689,500	627,100	564,600	514,700	489,700	464,700	439,800
	マリ	990,000	960,000	909,300	882,100	841,300	773,400	705,500	637,600	583,200	556,000	528,900	501,700
	南アフリカ共和国	720,000	660,000	617,400	595,100	561,600	505,900	450,200	394,500	349,900	327,600	305,300	283,000
	南スーダン	980,000	950,000	904,900	877,900	837,400	769,900	702,400	634,900	580,900	553,900	526,900	500,000
	モーリシャス	730,000	710,000	669,300	646,100	611,300	553,400	495,500	437,600	391,200	368,000	344,900	321,700
	モーリタニア	990,000	960,000	910,300	883,000	842,200	774,200	706,200	638,200	583,700	556,500	529,300	502,100
	モザンビーク	820,000	800,000	759,900	737,100	702,900	645,900	588,900	531,900	486,300	463,500	440,700	418,000
	モロッコ	710,000	680,000	637,300	612,600	575,500	513,800	452,100	390,400	341,000	316,300	291,600	266,900
	リビア	840,000	820,000	774,100	750,000	713,700	653,300	592,900	532,500	484,100	460,000	435,800	411,700
	リベリア	900,000	870,000	822,400	796,300	757,100	691,900	626,700	561,400	509,200	483,100	457,000	431,000
	ルワンダ	820,000	790,000	748,300	724,300	688,400	628,600	568,800	509,000	461,100	437,200	413,200	389,300
	レソト	680,000	660,000	617,400	595,100	561,600	505,900	450,200	394,500	349,900	327,600	305,300	283,000

二　総領事館

地域	所在地	号別									
		総領事	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
アジア	コルカタ	690,000	669,100	634,100	575,900	517,700	459,400	412,800	389,500	366,200	343,000
	チェンナイ	720,000	697,000	660,400	599,200	538,100	476,900	428,000	403,500	379,100	354,600
	ベンガルール	700,000	681,800	646,100	586,500	526,900	467,400	419,700	395,900	372,100	348,300
	ムンバイ	740,000	700,500	663,600	602,100	540,600	479,100	429,900	405,300	380,700	356,100
	スラバヤ	600,000	558,800	527,000	474,000	421,000	368,000	325,600	304,400	283,200	262,000
	デンパサール	530,000	515,700	484,900	433,500	382,100	330,800	289,700	269,100	248,600	228,100
	メダン	550,000	539,600	509,500	459,300	409,100	358,900	318,700	298,600	278,500	258,500
	チェンマイ	580,000	559,200	524,300	466,000	407,800	349,500	302,900	279,600	256,300	233,000
	済州	670,000	647,900	607,400	539,900	472,400	404,900	350,900	323,900	296,900	270,000
	釜山	660,000	610,900	572,700	509,100	445,500	381,800	330,900	305,500	280,000	254,600
	広州	740,000	684,700	641,900	570,600	499,300	428,000	370,900	342,400	313,800	285,300
	上海	800,000	747,500	700,800	622,900	545,000	467,200	404,900	373,700	342,600	311,500
	重慶	680,000	629,800	591,700	528,200	464,700	401,200	350,300	324,900	299,500	274,100

	瀋陽	690,000	643,000	604,100	539,200	474,300	409,400	357,500	331,500	305,600	279,600
	青島	680,000	633,800	594,200	528,200	462,200	396,200	343,300	316,900	290,500	264,100
	香港	930,000	865,200	811,100	721,000	630,900	540,800	468,700	432,600	396,600	360,500
	カラチ	740,000	704,900	674,300	623,300	572,300	521,400	480,600	460,200	439,800	419,400
	セブ	530,000	519,000	487,900	436,000	384,100	332,300	290,800	270,000	249,300	228,600
	ダバオ	530,000	519,000	487,900	436,000	384,100	332,300	290,800	270,000	249,300	228,600
	ダナン	520,000	502,700	473,100	423,700	374,300	324,900	285,400	265,700	245,900	226,200
	ホーチミン	600,000	559,500	525,800	469,600	413,400	357,200	312,200	289,800	267,300	244,800
	ペナン	540,000	527,500	494,600	439,600	384,700	329,700	285,700	263,800	241,800	219,800
大洋州	シドニー	640,000	591,600	554,600	493,000	431,400	369,800	320,500	295,800	271,200	246,500
	パース	600,000	581,200	544,800	484,300	423,800	363,200	314,800	290,600	266,400	242,200
	ブリスベン	630,000	584,600	548,100	487,200	426,300	365,400	316,700	292,300	268,000	243,600
	メルボルン	650,000	606,600	568,700	505,500	442,300	379,100	328,600	303,300	278,000	252,800
	オークランド	640,000	620,500	581,700	517,100	452,500	387,800	336,100	310,300	284,400	258,600
北米	アトランタ	840,000	778,700	730,000	648,900	567,800	486,700	421,800	389,300	356,900	324,500
	サンフランシスコ	880,000	819,800	768,600	683,200	597,800	512,400	444,100	409,900	375,800	341,600
	シアトル	830,000	773,400	725,100	644,500	563,900	483,400	418,900	386,700	354,500	322,300
	シカゴ	870,000	812,300	761,500	676,900	592,300	507,700	440,000	406,100	372,300	338,500
	デトロイト	790,000	730,800	685,100	609,000	532,900	456,800	395,900	365,400	335,000	304,500
	デンバー	780,000	749,600	702,800	624,700	546,600	468,500	406,100	374,800	343,600	312,400
	ナッシュビル	830,000	769,400	721,400	641,200	561,100	480,900	416,800	384,700	352,700	320,600
	ニューヨーク	1,010,000	872,300	817,800	726,900	636,000	545,200	472,500	436,100	399,800	363,500
	ハガッニャ	720,000	694,200	650,800	578,500	506,200	433,900	376,000	347,100	318,200	289,300
	ヒューストン	810,000	752,300	705,300	626,900	548,500	470,200	407,500	376,100	344,800	313,500
	ボストン	880,000	819,100	767,900	682,600	597,300	512,000	443,700	409,600	375,400	341,300
	ホノルル	840,000	776,200	727,700	646,800	566,000	485,100	420,400	388,100	355,700	323,400
	マイアミ	800,000	742,400	696,000	618,700	541,400	464,000	402,200	371,200	340,300	309,400
	ロサンゼルス	900,000	833,600	781,500	694,700	607,900	521,000	451,600	416,800	382,100	347,400
	カルガリー	630,000	610,000	571,800	508,300	444,800	381,200	330,400	305,000	279,600	254,200
	トロント	690,000	643,700	603,500	536,400	469,400	402,300	348,700	321,800	295,000	268,200
	バンクーバー	710,000	656,000	615,000	546,700	478,400	410,000	355,400	328,000	300,700	273,400
	モントリオール	650,000	631,700	592,200	526,400	460,600	394,800	342,200	315,800	289,500	263,200
中南米	クリチバ	670,000	651,100	611,600	545,900	480,200	414,400	361,800	335,500	309,200	283,000
	サンパウロ	730,000	681,900	640,600	571,600	502,700	433,700	378,500	351,000	323,400	295,800
	マナウス	730,000	712,700	673,800	608,900	544,000	479,200	427,300	401,300	375,400	349,500
	リオデジャネイロ	760,000	710,800	669,500	600,700	531,900	463,000	408,000	380,400	352,900	325,400
	レシフェ	680,000	655,200	617,300	554,300	491,300	428,200	377,800	352,600	327,400	302,200
	レオン	690,000	666,900	626,500	559,100	491,700	424,300	370,400	343,500	316,500	289,600

欧州	ミラノ	710,000	657,800	616,700	548,200	479,700	411,200	356,300	328,900	301,500	274,100
	エディンバラ	740,000	711,800	667,400	593,200	519,100	444,900	385,600	355,900	326,300	296,600
	バルセロナ	640,000	617,500	578,900	514,600	450,300	386,000	334,500	308,800	283,000	257,300
	デュッセルドルフ	690,000	646,000	605,600	538,300	471,000	403,700	349,900	323,000	296,100	269,200
	ハンブルク	660,000	643,000	602,800	535,800	468,800	401,900	348,300	321,500	294,700	267,900
	フランクフルト	690,000	643,600	603,300	536,300	469,300	402,200	348,600	321,800	295,000	268,200
	ミュンヘン	670,000	649,100	608,500	540,900	473,300	405,700	351,600	324,500	297,500	270,500
	ストラスブール	690,000	643,700	603,500	536,400	469,400	402,300	348,700	321,800	295,000	268,200
	マルセイユ	650,000	627,600	588,400	523,000	457,600	392,300	340,000	313,800	287,700	261,500
	ウラジオストク	650,000	613,800	579,200	521,500	463,800	406,100	360,000	336,900	313,800	290,800
	サンクトペテルブルク	670,000	645,200	608,000	546,000	484,000	422,000	372,400	347,600	322,800	298,000
	ハバロフスク	650,000	613,800	579,200	521,500	463,800	406,100	360,000	336,900	313,800	290,800
	ユジノサハリンスク	690,000	643,300	606,900	546,100	485,300	424,600	376,000	351,700	327,400	303,100
中東	ドバイ	790,000	763,700	716,000	636,400	556,900	477,300	413,700	381,800	350,000	318,200
	ジッダ	790,000	770,400	727,900	657,000	586,100	515,300	458,600	430,200	401,900	373,500
	イスタンブール	680,000	635,100	596,700	532,600	468,500	404,500	353,200	327,600	301,900	276,300

三　政府代表部

地域	所在地	号別											
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
アジア	ジャカルタ（東南アジア諸国連合）	640,000	620,000	577,600	555,300	521,900	466,100	410,300	354,600	310,000	287,700	265,400	243,100
北米	ニューヨーク（国際連合）	1,160,000	980,000	908,600	872,300	817,800	726,900	636,000	545,200	472,500	436,100	399,800	363,500
	モントリオール（国際民間航空機関）	730,000	710,000	658,000	631,700	592,200	526,400	460,600	394,800	342,200	315,800	289,500	263,200
欧州	ローマ（在ローマ国際機関）	740,000	710,000	663,400	636,800	597,000	530,700	464,400	398,000	345,000	318,400	291,900	265,400
	ウィーン（在ウィーン国際機関）	820,000	790,000	737,300	707,800	663,500	589,800	516,100	442,400	383,400	353,900	324,400	294,900
	ジュネーブ（在ジュネーブ国際機関）	1,210,000	1,020,000	946,100	908,300	851,500	756,900	662,300	567,700	492,000	454,100	416,300	378,500
	（軍縮会議）	1,050,000	1,020,000	946,100	908,300	851,500	756,900	662,300	567,700	492,000	454,100	416,300	378,500
	パリ（経済協力開発機構）	800,000	720,000	673,500	646,600	606,200	538,800	471,500	404,100	350,200	323,300	296,300	269,400
	（国際連合教育科学文化機関）	750,000	720,000	673,500	646,600	606,200	538,800	471,500	404,100	350,200	323,300	296,300	269,400

	ブリュッセル （欧州連合） （北大西洋条約機構）	800,000 740,000	720,000 720,000	668,300 668,300	641,500 641,500	601,400 601,400	534,600 534,600	467,800 467,800	401,000 401,000	347,500 347,500	320,800 320,800	294,000 294,000	267,300 267,300
アフリカ	アディスアベバ （アフリカ連合）	870,000	850,000	802,900	778,400	741,600	680,300	619,000	557,700	508,700	484,200	459,700	435,200

別表第二　住居手当の月額に係る控除率及び限度額（第二条関係）

一　大使館

地　域	所　在　国	控除率	限度額						
			単　位	号別					
				公　使	１　号	２　号	３　号	４　号	５　号
アジア	インド	18.0%	インド・ルピー	270,190	219,530	194,199	168,869	151,982	135,095
	インドネシア	11.6%	アメリカ合衆国ドル	5,091	4,137	3,659	3,182	2,864	2,864
	カンボジア	10.6%	アメリカ合衆国ドル	5,590	4,542	4,018	3,494	3,145	2,795
	シンガポール	7.3%	シンガポール・ドル	11,030	8,962	7,928	6,894	6,205	6,205
	スリランカ	21.4%	アメリカ合衆国ドル	2,765	2,246	1,987	1,728	1,555	1,382
	タイ	13.9%	タイ・バーツ	148,485	120,644	106,723	92,803	83,523	74,242
	大韓民国	14.3%	ウォン	5,238,274	4,256,097	3,765,009	3,273,921	2,946,529	2,619,137
	中華人民共和国	8.9%	アメリカ合衆国ドル	6,635	5,391	4,769	4,147	3,732	3,318
	ネパール	39.3%	アメリカ合衆国ドル	1,507	1,225	1,083	942	848	754
	パキスタン	13.8%	アメリカ合衆国ドル	4,301	3,494	3,091	2,688	2,419	2,150
	バングラデシュ	20.1%	アメリカ合衆国ドル	2,950	2,397	2,121	1,844	1,660	1,475
	東ティモール	13.7%	アメリカ合衆国ドル	4,334	3,522	3,115	2,709	2,438	2,167
	フィリピン	15.3%	アメリカ合衆国ドル	3,872	3,146	2,783	2,420	2,178	1,936
	ブータン	39.3%	アメリカ合衆国ドル	1,507	1,225	1,083	942	848	754
	ブルネイ	12.6%	シンガポール・ドル	6,352	5,161	4,566	3,970	3,573	3,176
	ベトナム	10.3%	アメリカ合衆国ドル	5,746	4,668	4,130	3,591	3,232	2,873
	マレーシア	29.9%	マレーシア・リンギ	8,882	7,216	6,384	5,551	4,996	4,441
	ミャンマー	7.6%	アメリカ合衆国ドル	7,782	6,323	5,594	4,864	4,378	4,323
	モルディブ	13.7%	アメリカ合衆国ドル	4,322	3,511	3,106	2,701	2,431	2,161
	モンゴル	34.4%	アメリカ合衆国ドル	1,722	1,399	1,237	1,076	968	861
	ラオス	26.2%	アメリカ合衆国ドル	2,259	1,836	1,624	1,412	1,271	1,130
大洋州	オーストラリア	20.2%	オーストラリア・ドル	4,390	3,567	3,156	2,744	2,470	2,195
	キリバス	16.9%	オーストラリア・ドル	5,240	4,258	3,766	3,275	2,948	2,620
	クック	20.5%	アメリカ合衆国ドル	2,896	2,353	2,082	1,810	1,629	1,448
	サモア	20.6%	アメリカ合衆国ドル	2,880	2,340	2,070	1,800	1,620	1,440
	ソロモン	15.9%	アメリカ合衆国ドル	3,738	3,037	2,686	2,336	2,102	1,869
	ツバル	10.1%	アメリカ合衆国ドル	5,894	4,789	4,237	3,684	3,316	2,947
	トンガ	25.3%	アメリカ合衆国ドル	2,339	1,901	1,681	1,462	1,316	1,170
	ナウル	20.5%	アメリカ合衆国ドル	2,896	2,353	2,082	1,810	1,629	1,448

	ニウエ	22.4%	ニュージーランド・ドル	4,286	3,483	3,081	2,679	2,411	2,143
	ニュージーランド	18.7%	ニュージーランド・ドル	5,123	4,163	3,682	3,202	2,882	2,562
	バヌアツ	11.4%	アメリカ合衆国ドル	5,184	4,212	3,726	3,240	2,916	2,592
	パプアニューギニア	12.6%	アメリカ合衆国ドル	4,715	3,831	3,389	2,947	2,652	2,358
	パラオ	23.5%	アメリカ合衆国ドル	2,518	2,046	1,810	1,574	1,417	1,259
	フィジー	17.6%	アメリカ合衆国ドル	3,363	2,733	2,417	2,102	1,892	1,892
	マーシャル	30.9%	アメリカ合衆国ドル	1,918	1,559	1,379	1,199	1,079	1,079
	ミクロネシア	22.7%	アメリカ合衆国ドル	2,613	2,123	1,878	1,633	1,470	1,306
北米	アメリカ合衆国	11.2%	アメリカ合衆国ドル	5,270	4,282	3,788	3,294	2,965	2,965
	カナダ	20.0%	カナダ・ドル	3,995	3,246	2,872	2,497	2,247	1,998
中南米	アルゼンチン	12.5%	アメリカ合衆国ドル	4,738	3,849	3,405	2,961	2,665	2,369
	アンティグア・バーブーダ	17.6%	アメリカ合衆国ドル	3,360	2,730	2,415	2,100	1,890	1,680
	ウルグアイ	21.1%	アメリカ合衆国ドル	2,814	2,287	2,023	1,759	1,583	1,407
	エクアドル	31.0%	アメリカ合衆国ドル	1,915	1,556	1,377	1,197	1,077	958
	エルサルバドル	20.7%	アメリカ合衆国ドル	2,858	2,322	2,054	1,786	1,607	1,429
	ガイアナ	11.7%	アメリカ合衆国ドル	5,062	4,113	3,639	3,164	2,848	2,531
	キューバ	11.4%	ユーロ	4,869	3,956	3,499	3,043	2,739	2,739
	グアテマラ	21.9%	アメリカ合衆国ドル	2,712	2,204	1,949	1,695	1,526	1,356
	グレナダ	17.6%	アメリカ合衆国ドル	3,360	2,730	2,415	2,100	1,890	1,680
	コスタリカ	24.0%	アメリカ合衆国ドル	2,469	2,006	1,774	1,543	1,389	1,234
	コロンビア	22.7%	アメリカ合衆国ドル	2,610	2,120	1,876	1,631	1,468	1,305
	ジャマイカ	11.0%	アメリカ合衆国ドル	5,390	4,380	3,874	3,369	3,032	2,695
	スリナム	13.6%	アメリカ合衆国ドル	4,368	3,549	3,140	2,730	2,457	2,184
	セントクリストファー・ネービス	17.6%	アメリカ合衆国ドル	3,360	2,730	2,415	2,100	1,890	1,680
	セントビンセント	17.6%	アメリカ合衆国ドル	3,360	2,730	2,415	2,100	1,890	1,680
	セントルシア	17.6%	アメリカ合衆国ドル	3,360	2,730	2,415	2,100	1,890	1,680
	チリ	21.8%	アメリカ合衆国ドル	2,715	2,206	1,952	1,697	1,527	1,358
	ドミニカ	17.6%	アメリカ合衆国ドル	3,360	2,730	2,415	2,100	1,890	1,680
	ドミニカ共和国	20.7%	アメリカ合衆国ドル	2,867	2,330	2,061	1,792	1,613	1,434
	トリニダード・トバゴ	15.4%	アメリカ合衆国ドル	3,861	3,137	2,775	2,413	2,172	1,930
	ニカラグア	26.6%	アメリカ合衆国ドル	2,230	1,812	1,603	1,394	1,255	1,255
	ハイチ	12.4%	アメリカ合衆国ドル	4,800	3,900	3,450	3,000	2,700	2,400
	パナマ	17.0%	アメリカ合衆国ドル	3,478	2,826	2,500	2,174	1,957	1,739
	バハマ	20.7%	アメリカ合衆国ドル	2,867	2,330	2,061	1,792	1,613	1,434
	パラグアイ	20.9%	アメリカ合衆国ドル	2,840	2,308	2,041	1,775	1,598	1,420
	バルバドス	9.6%	アメリカ合衆国ドル	6,195	5,034	4,453	3,872	3,485	3,098
	ブラジル	23.1%	アメリカ合衆国ドル	2,562	2,081	1,841	1,601	1,441	1,281
	ベネズエラ	14.2%	アメリカ合衆国ドル	4,184	3,400	3,007	2,615	2,354	2,092
	ベリーズ	12.5%	アメリカ合衆国ドル	4,741	3,852	3,407	2,963	2,667	2,370
	ペルー	18.6%	アメリカ合衆国ドル	3,179	2,583	2,285	1,987	1,788	1,590

	ボリビア	27.5%	アメリカ合衆国ドル	2,154	1,750	1,548	1,346	1,211	1,077
	ホンジュラス	22.8%	アメリカ合衆国ドル	2,603	2,115	1,871	1,627	1,464	1,302
	メキシコ	14.7%	アメリカ合衆国ドル	4,024	3,270	2,892	2,515	2,264	2,012
欧州	アイスランド	14.5%	スターリング・ポンド	3,304	2,685	2,375	2,065	1,859	1,859
	アイルランド	12.7%	ユーロ	4,363	3,545	3,136	2,727	2,454	2,182
	アゼルバイジャン	12.0%	アメリカ合衆国ドル	4,926	4,003	3,541	3,079	2,771	2,463
	アルバニア	16.4%	ユーロ	3,365	2,734	2,418	2,103	1,893	1,683
	アルメニア	12.6%	アメリカ合衆国ドル	4,712	3,829	3,387	2,945	2,651	2,356
	アンドラ	13.5%	ユーロ	4,091	3,324	2,941	2,557	2,301	2,046
	イタリア	19.4%	ユーロ	2,858	2,322	2,054	1,786	1,607	1,429
	ウクライナ	13.2%	アメリカ合衆国ドル	4,483	3,643	3,222	2,802	2,522	2,242
	ウズベキスタン	13.3%	アメリカ合衆国ドル	4,451	3,617	3,199	2,782	2,504	2,226
	英国	10.6%	スターリング・ポンド	4,523	3,675	3,251	2,827	2,544	2,262
	エストニア	23.8%	ユーロ	2,325	1,889	1,671	1,453	1,308	1,308
	オーストリア	19.0%	ユーロ	2,912	2,366	2,093	1,820	1,638	1,638
	オランダ	18.2%	ユーロ	3,040	2,470	2,185	1,900	1,710	1,520
	カザフスタン	14.0%	アメリカ合衆国ドル	4,229	3,436	3,039	2,643	2,379	2,114
	北マケドニア	29.6%	ユーロ	1,866	1,516	1,341	1,166	1,049	933
	キプロス	15.6%	ユーロ	3,539	2,876	2,544	2,212	1,991	1,770
	ギリシャ	22.9%	ユーロ	2,413	1,960	1,734	1,508	1,357	1,206
	キルギス	17.7%	アメリカ合衆国ドル	3,354	2,725	2,410	2,096	1,886	1,677
	クロアチア	15.5%	ユーロ	3,570	2,900	2,566	2,231	2,008	1,785
	コソボ	16.3%	ユーロ	3,400	2,763	2,444	2,125	1,913	1,700
	サンマリノ	19.4%	ユーロ	2,858	2,322	2,054	1,786	1,607	1,429
	ジョージア	9.4%	アメリカ合衆国ドル	6,333	5,145	4,552	3,958	3,562	3,166
	スイス	9.9%	スイス・フラン	5,448	4,427	3,916	3,405	3,065	2,724
	スウェーデン	21.1%	スウェーデン・クローネ	30,021	24,392	21,577	18,763	16,887	15,010
	スペイン	18.2%	ユーロ	3,032	2,464	2,179	1,895	1,706	1,516
	スロバキア	22.5%	ユーロ	2,458	1,997	1,766	1,536	1,382	1,229
	スロベニア	18.8%	ユーロ	2,934	2,384	2,109	1,834	1,651	1,651
	セルビア	15.5%	ユーロ	3,570	2,900	2,566	2,231	2,008	1,785
	タジキスタン	16.2%	アメリカ合衆国ドル	3,670	2,982	2,638	2,294	2,065	1,835
	チェコ	20.5%	チェコ・コルナ	64,544	52,442	46,391	40,340	36,306	32,272
	デンマーク	12.5%	デンマーク・クローネ	33,005	26,816	23,722	20,628	18,565	16,502
	ドイツ	16.1%	ユーロ	3,432	2,789	2,467	2,145	1,931	1,931
	トルクメニスタン	22.8%	アメリカ合衆国ドル	2,602	2,114	1,870	1,626	1,463	1,301
	ノルウェー	22.0%	ノルウェー・クローネ	28,771	23,377	20,679	17,982	16,184	14,386
	バチカン	19.4%	ユーロ	2,858	2,322	2,054	1,786	1,607	1,429
	ハンガリー	17.5%	ユーロ	3,154	2,562	2,267	1,971	1,774	1,577

	フィンランド	12.2%	ユーロ	4,541	3,689	3,264	2,838	2,554	2,270
	フランス	13.5%	ユーロ	4,091	3,324	2,941	2,557	2,301	2,046
	ブルガリア	31.8%	ユーロ	1,739	1,413	1,250	1,087	978	978
	ベラルーシ	22.1%	アメリカ合衆国ドル	2,677	2,175	1,924	1,673	1,506	1,338
	ベルギー	16.9%	ユーロ	3,267	2,655	2,348	2,042	1,838	1,634
	ポーランド	15.5%	ユーロ	3,558	2,891	2,558	2,224	2,002	1,779
	ボスニア・ヘルツェゴビナ	16.7%	ユーロ	3,317	2,695	2,384	2,073	1,866	1,658
	ポルトガル	21.5%	ユーロ	2,578	2,094	1,853	1,611	1,450	1,289
	マルタ	15.0%	ユーロ	3,694	3,002	2,655	2,309	2,078	1,847
	モナコ	13.5%	ユーロ	4,091	3,324	2,941	2,557	2,301	2,046
	モルドバ	29.8%	アメリカ合衆国ドル	1,989	1,616	1,429	1,243	1,119	994
	モンテネグロ	15.5%	ユーロ	3,570	2,900	2,566	2,231	2,008	1,785
	ラトビア	18.4%	ユーロ	3,011	2,447	2,164	1,882	1,694	1,506
	リトアニア	21.3%	ユーロ	2,594	2,107	1,864	1,621	1,459	1,297
	リヒテンシュタイン	9.4%	スイス・フラン	5,734	4,659	4,122	3,584	3,226	2,867
	ルーマニア	18.8%	ユーロ	2,949	2,396	2,119	1,843	1,659	1,474
	ルクセンブルク	15.1%	ユーロ	3,664	2,977	2,634	2,290	2,061	1,832
	ロシア	6.7%	アメリカ合衆国ドル	8,818	7,164	6,338	5,511	4,960	4,409
中東	アフガニスタン	10.2%	アメリカ合衆国ドル	5,784	4,700	4,157	3,615	3,254	2,892
	アラブ首長国連邦	6.6%	アラブ首長国連邦ディルハム	33,098	26,892	23,789	20,686	18,617	16,549
	イエメン	14.0%	アメリカ合衆国ドル	4,227	3,435	3,038	2,642	2,378	2,114
	イスラエル	9.8%	アメリカ合衆国ドル	6,064	4,927	4,359	3,790	3,411	3,411
	イラク	6.0%	アメリカ合衆国ドル	9,848	8,002	7,078	6,155	5,540	4,924
	イラン	11.7%	ユーロ	4,723	3,838	3,395	2,952	2,657	2,362
	オマーン	12.4%	アメリカ合衆国ドル	4,797	3,897	3,448	2,998	2,698	2,398
	カタール	8.8%	アメリカ合衆国ドル	6,739	5,476	4,844	4,212	3,791	3,370
	クウェート	9.6%	アメリカ合衆国ドル	6,157	5,002	4,425	3,848	3,463	3,078
	サウジアラビア	8.9%	サウジアラビア・リヤール	25,062	20,363	18,014	15,664	14,098	12,531
	シリア	14.0%	アメリカ合衆国ドル	4,243	3,448	3,050	2,652	2,387	2,122
	トルコ	16.0%	アメリカ合衆国ドル	3,715	3,019	2,670	2,322	2,090	1,858
	バーレーン	10.0%	アメリカ合衆国ドル	5,915	4,806	4,252	3,697	3,327	2,958
	ヨルダン	15.2%	アメリカ合衆国ドル	3,898	3,167	2,801	2,436	2,192	1,949
	レバノン	11.0%	アメリカ合衆国ドル	5,384	4,375	3,870	3,365	3,029	2,692
アフリカ	アルジェリア	9.2%	ユーロ	6,008	4,882	4,318	3,755	3,380	3,004
	アンゴラ	5.0%	アメリカ合衆国ドル	11,947	9,707	8,587	7,467	6,720	5,974
	ウガンダ	13.4%	アメリカ合衆国ドル	4,414	3,587	3,173	2,759	2,483	2,207
	エジプト	16.2%	アメリカ合衆国ドル	3,664	2,977	2,634	2,290	2,061	1,832
	エスワティニ	28.8%	ユーロ	1,918	1,559	1,379	1,199	1,079	959
	エチオピア	12.6%	アメリカ合衆国ドル	4,720	3,835	3,393	2,950	2,655	2,655

エリトリア	11.6%	アメリカ合衆国ドル	5,126	4,165	3,685	3,204	2,884	2,563
ガーナ	11.4%	アメリカ合衆国ドル	5,198	4,224	3,736	3,249	2,924	2,599
カーボベルデ	17.2%	ユーロ	3,214	2,612	2,310	2,009	1,808	1,607
ガボン	14.2%	ユーロ	3,891	3,162	2,797	2,432	2,189	1,946
カメルーン	12.7%	ユーロ	4,338	3,524	3,118	2,711	2,440	2,440
ガンビア	17.2%	ユーロ	3,214	2,612	2,310	2,009	1,808	1,607
ギニア	10.1%	アメリカ合衆国ドル	5,864	4,765	4,215	3,665	3,299	2,932
ギニアビサウ	17.2%	ユーロ	3,214	2,612	2,310	2,009	1,808	1,607
ケニア	18.7%	アメリカ合衆国ドル	3,165	2,571	2,275	1,978	1,780	1,780
コートジボワール	15.3%	ユーロ	3,618	2,939	2,600	2,261	2,035	1,809
コモロ	28.8%	ユーロ	1,918	1,559	1,379	1,199	1,079	959
コンゴ共和国	6.7%	アメリカ合衆国ドル	8,805	7,154	6,328	5,503	4,953	4,402
コンゴ民主共和国	6.0%	アメリカ合衆国ドル	9,861	8,012	7,087	6,163	5,547	4,930
サントメ・プリンシペ	13.5%	ユーロ	4,096	3,328	2,944	2,560	2,304	2,048
ザンビア	11.8%	アメリカ合衆国ドル	5,034	4,090	3,618	3,146	2,831	2,517
シエラレオネ	11.4%	アメリカ合衆国ドル	5,198	4,224	3,736	3,249	2,924	2,599
ジブチ	14.0%	アメリカ合衆国ドル	4,238	3,444	3,046	2,649	2,384	2,384
ジンバブエ	16.4%	アメリカ合衆国ドル	3,619	2,941	2,601	2,262	2,036	2,036
スーダン	16.6%	アメリカ合衆国ドル	3,576	2,906	2,570	2,235	2,012	1,788
セーシェル	12.1%	アメリカ合衆国ドル	4,893	3,975	3,517	3,058	2,752	2,446
赤道ギニア	13.5%	ユーロ	4,096	3,328	2,944	2,560	2,304	2,048
セネガル	19.1%	ユーロ	2,901	2,357	2,085	1,813	1,632	1,450
ソマリア	13.5%	アメリカ合衆国ドル	4,379	3,558	3,148	2,737	2,463	2,190
タンザニア	11.1%	アメリカ合衆国ドル	5,331	4,332	3,832	3,332	2,999	2,666
チャド	13.5%	ユーロ	4,096	3,328	2,944	2,560	2,304	2,048
中央アフリカ	12.7%	ユーロ	4,338	3,524	3,118	2,711	2,440	2,169
チュニジア	35.3%	ユーロ	1,566	1,273	1,126	979	881	783
トーゴ	16.0%	ユーロ	3,456	2,808	2,484	2,160	1,944	1,728
ナイジェリア	6.2%	アメリカ合衆国ドル	9,523	7,738	6,845	5,952	5,357	4,762
ナミビア	23.2%	アメリカ合衆国ドル	2,558	2,079	1,839	1,599	1,439	1,279
ニジェール	16.0%	ユーロ	3,456	2,808	2,484	2,160	1,944	1,728
ブルキナファソ	21.0%	ユーロ	2,627	2,135	1,888	1,642	1,478	1,478
ブルンジ	6.7%	アメリカ合衆国ドル	8,805	7,154	6,328	5,503	4,953	4,402
ベナン	21.4%	ユーロ	2,589	2,103	1,861	1,618	1,456	1,294
ボツワナ	24.4%	アメリカ合衆国ドル	2,430	1,975	1,747	1,519	1,367	1,367
マダガスカル	28.8%	ユーロ	1,918	1,559	1,379	1,199	1,079	959
マラウイ	15.4%	アメリカ合衆国ドル	3,851	3,129	2,768	2,407	2,166	1,926
マリ	18.1%	ユーロ	3,053	2,480	2,194	1,908	1,717	1,526
南アフリカ共和国	22.6%	アメリカ合衆国ドル	2,621	2,129	1,884	1,638	1,474	1,310
南スーダン	4.6%	アメリカ合衆国ドル	8,057	8,057	8,057	8,057	8,057	8,057
モーリシャス	28.6%	ユーロ	1,931	1,569	1,388	1,207	1,086	966

	モーリタニア	16.3%	ユーロ	3,390	2,755	2,437	2,119	1,907	1,695
	モザンビーク	10.2%	アメリカ合衆国ドル	5,789	4,703	4,161	3,618	3,256	3,256
	モロッコ	22.8%	ユーロ	2,429	1,973	1,746	1,518	1,366	1,214
	リビア	13.8%	アメリカ合衆国ドル	4,285	3,481	3,080	2,678	2,410	2,142
	リベリア	11.4%	アメリカ合衆国ドル	5,198	4,224	3,736	3,249	2,924	2,599
	ルワンダ	15.2%	アメリカ合衆国ドル	3,890	3,160	2,796	2,431	2,188	1,945
	レソト	28.8%	ユーロ	1,918	1,559	1,379	1,199	1,079	959

二　総領事館

地　域	所　在　地	控除率	限度額					
			単　位	号別					
				1　号	2　号	3　号	4　号	5　号
アジア	コルカタ	39.3%	インド・ルピー	100,684	89,066	77,449	69,704	61,959
	チェンナイ	22.7%	インド・ルピー	174,382	154,261	134,140	120,726	120,726
	ベンガルール	25.3%	インド・ルピー	156,416	138,368	120,320	108,288	96,256
	ムンバイ	12.2%	インド・ルピー	324,735	287,265	249,796	224,816	224,816
	スラバヤ	20.1%	アメリカ合衆国ドル	2,396	2,119	1,843	1,659	1,474
	デンパサール	34.6%	アメリカ合衆国ドル	1,394	1,233	1,072	965	858
	メダン	21.4%	アメリカ合衆国ドル	2,250	1,991	1,731	1,558	1,385
	チェンマイ	19.7%	タイ・バーツ	85,246	75,410	65,574	59,017	52,459
	済州	20.8%	ウォン	2,927,495	2,589,707	2,251,919	2,026,727	1,801,535
	釜山	24.4%	ウォン	2,497,061	2,208,938	1,920,816	1,728,734	1,536,653
	広州	10.4%	アメリカ合衆国ドル	4,620	4,087	3,554	3,199	2,843
	上海	9.3%	アメリカ合衆国ドル	5,158	4,563	3,968	3,571	3,571
	重慶	12.6%	アメリカ合衆国ドル	3,808	3,368	2,929	2,636	2,343
	瀋陽	12.3%	アメリカ合衆国ドル	3,923	3,471	3,018	2,716	2,414
	青島	15.2%	アメリカ合衆国ドル	3,168	2,803	2,437	2,193	1,950
	香港	5.9%	香港ドル	63,067	55,790	48,513	43,662	38,810
	カラチ	17.8%	アメリカ合衆国ドル	2,712	2,399	2,086	1,877	1,669
	セブ	16.4%	アメリカ合衆国ドル	2,933	2,594	2,256	2,030	1,805
	ダバオ	18.3%	アメリカ合衆国ドル	2,629	2,325	2,022	1,820	1,618
	ダナン	12.0%	アメリカ合衆国ドル	4,011	3,548	3,085	2,777	2,468
	ホーチミン	9.3%	アメリカ合衆国ドル	5,162	4,567	3,971	3,574	3,177
	ペナン	40.5%	マレーシア・リンギ	5,339	4,723	4,107	3,696	3,286
大洋州	シドニー	13.5%	オーストラリア・ドル	5,347	4,730	4,113	3,702	3,290
	パース	19.3%	オーストラリア・ドル	3,728	3,298	2,868	2,581	2,294
	ブリスベン	17.4%	オーストラリア・ドル	4,131	3,655	3,178	2,860	2,542
	メルボルン	16.2%	オーストラリア・ドル	4,437	3,925	3,413	3,072	2,730
	オークランド	15.5%	ニュージーランド・ドル	5,032	4,452	3,871	3,484	3,097

北米	アトランタ	14.4%	アメリカ合衆国ドル	3,341	2,956	2,570	2,313	2,056
	サンフランシスコ	9.0%	アメリカ合衆国ドル	5,340	4,724	4,108	3,697	3,286
	シアトル	16.1%	アメリカ合衆国ドル	2,993	2,647	2,302	2,072	2,072
	シカゴ	11.9%	アメリカ合衆国ドル	4,061	3,593	3,124	2,812	2,499
	デトロイト	15.7%	アメリカ合衆国ドル	3,065	2,712	2,358	2,122	1,886
	デンバー	15.2%	アメリカ合衆国ドル	3,167	2,801	2,436	2,192	1,949
	ナッシュビル	14.1%	アメリカ合衆国ドル	3,409	3,015	2,622	2,360	2,098
	ニューヨーク	7.7%	アメリカ合衆国ドル	6,280	5,556	4,831	4,761	4,232
	ハガッニャ	13.5%	アメリカ合衆国ドル	3,558	3,148	2,737	2,463	2,190
	ヒューストン	16.0%	アメリカ合衆国ドル	3,019	2,670	2,322	2,090	1,858
	ボストン	9.0%	アメリカ合衆国ドル	5,351	4,733	4,116	3,704	3,293
	ホノルル	11.8%	アメリカ合衆国ドル	4,070	3,601	3,131	2,818	2,505
	マイアミ	12.5%	アメリカ合衆国ドル	3,848	3,404	2,960	2,664	2,368
	ロサンゼルス	10.9%	アメリカ合衆国ドル	4,414	3,904	3,395	3,056	2,716
	カルガリー	24.9%	カナダ・ドル	2,610	2,309	2,008	1,807	1,606
	トロント	16.7%	カナダ・ドル	3,883	3,435	2,987	2,688	2,390
	バンクーバー	19.0%	カナダ・ドル	3,423	3,028	2,633	2,370	2,106
	モントリオール	19.5%	カナダ・ドル	3,338	2,953	2,568	2,311	2,054
中南米	クリチバ	31.5%	アメリカ合衆国ドル	1,529	1,352	1,176	1,058	941
	サンパウロ	21.2%	アメリカ合衆国ドル	2,276	2,014	1,751	1,576	1,401
	マナウス	33.2%	アメリカ合衆国ドル	1,450	1,282	1,115	1,004	892
	リオデジャネイロ	16.6%	アメリカ合衆国ドル	2,902	2,567	2,232	2,009	1,786
	レシフェ	25.7%	アメリカ合衆国ドル	1,877	1,661	1,444	1,300	1,155
	レオン	19.7%	アメリカ合衆国ドル	2,441	2,160	1,878	1,690	1,502
欧州	ミラノ	15.0%	ユーロ	2,989	2,644	2,299	2,069	1,839
	エディンバラ	21.7%	スターリング・ポンド	1,791	1,585	1,378	1,240	1,102
	バルセロナ	16.7%	ユーロ	2,683	2,374	2,064	1,858	1,651
	デュッセルドルフ	21.2%	ユーロ	2,122	1,877	1,632	1,469	1,306
	ハンブルク	20.9%	ユーロ	2,150	1,902	1,654	1,489	1,323
	フランクフルト	17.7%	ユーロ	2,544	2,251	1,957	1,761	1,566
	ミュンヘン	13.3%	ユーロ	3,374	2,984	2,595	2,336	2,076
	ストラスブール	21.9%	ユーロ	2,055	1,818	1,581	1,423	1,265
	マルセイユ	21.0%	ユーロ	2,144	1,896	1,649	1,484	1,319
	ウラジオストク	12.9%	アメリカ合衆国ドル	3,725	3,295	2,865	2,579	2,292
	サンクトペテルブルク	15.7%	アメリカ合衆国ドル	3,059	2,706	2,353	2,118	1,882
	ハバロフスク	29.1%	アメリカ合衆国ドル	1,656	1,465	1,274	1,147	1,019
	ユジノサハリンスク	30.5%	アメリカ合衆国ドル	1,581	1,398	1,216	1,094	973
中東	ドバイ	10.2%	アラブ首長国連邦ディルハム	17,300	15,304	13,308	11,977	10,646
	ジッダ	8.4%	サウジアラビア・リヤール	21,516	19,034	16,551	14,896	13,241
	イスタンブール	11.2%	アメリカ合衆国ドル	4,319	3,820	3,322	2,990	2,658

三　政府代表部

地域	所在地	控除率	限度額						
			単位	号別					
				公使	1号	2号	3号	4号	5号
アジア	ジャカルタ （東南アジア諸国連合）	11.6%	アメリカ合衆国ドル	5,091	4,137	3,659	3,182	2,864	2,864
北米	ニューヨーク （国際連合）	7.0%	アメリカ合衆国ドル	8,464	6,877	6,084	5,290	4,761	4,232
	モントリオール （国際民間航空機関）	19.5%	カナダ・ドル	4,109	3,338	2,953	2,568	2,311	2,054
欧州	ローマ （在ローマ国際機関）	19.4%	ユーロ	2,858	2,322	2,054	1,786	1,607	1,429
	ウィーン （在ウィーン国際機関）	19.0%	ユーロ	2,912	2,366	2,093	1,820	1,638	1,638
	ジュネーブ （在ジュネーブ国際機関）	8.2%	スイス・フラン	6,547	5,320	4,706	4,092	3,683	3,274
	（軍縮会議）	8.2%	スイス・フラン	6,547	5,320	4,706	4,092	3,683	3,274
	パリ （経済協力開発機構）	13.5%	ユーロ	4,091	3,324	2,941	2,557	2,301	2,046
	（国際連合教育科学文化機関）	13.5%	ユーロ	4,091	3,324	2,941	2,557	2,301	2,046
	ブリュッセル （欧州連合）	16.9%	ユーロ	3,267	2,655	2,348	2,042	1,838	1,634
	（北大西洋条約機構）	16.9%	ユーロ	3,267	2,655	2,348	2,042	1,838	1,634
アフリカ	アディスアベバ （アフリカ連合）	12.6%	アメリカ合衆国ドル	4,720	3,835	3,393	2,950	2,655	2,655

（在外公館に勤務する外務公務員の特殊語学手当に関する政令の一部改正）

第二条　在外公館に勤務する外務公務員の特殊語学手当に関する政令（昭和二十七年政令第四百二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第十八条」を「第十八条第一項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部改正に伴う経過措置）

2　在中華人民共和国、在バヌアツ、在ケニア及び在マラウイの各日本国大使館並びに在チェンマイ、在上海、在ダナン、在サンクトペテルブルク、在ハバロフスク及び在ユジノサハリンスクの各日本国総領事館に勤務する外務公務員であって、令和六年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、第一条の規定による改正後の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

内閣総理大臣　岸田　文雄
外務大臣　上川　陽子

地方財政法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百三十五号

地方財政法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地方交付税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第五号）の施行に伴い、並びに地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第四項第一号及び第五条の四第一項第一号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第二条第五号及び第六号並びに第十一条ただし書並びに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）附則第五条後段の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方財政法施行令の一部改正）

第一条　地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第九条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

附則第十条を削り、附則第十一条を附則第十条とする。

附則第十二条の見出し中「以後」を「及び令和五年度」に改め、同条中「以後の各年度」を「及び令和五年度」に改め、「当分の間」を削り、同条の表第一号イの項中「における」の下に「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第五号）第三条の規定による改正前の」を加え、同表第五号の項中「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令」を「地方財政法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第百三十五号）第二条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令」に改め、同条を附則第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（令和六年度以後における標準的な規模の収入の額の特例）

第十二条　令和六年度以後の各年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	第十四条
附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。）に読替え後の地方交付税法第十四条の規定により算定した分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。）の交付見込額（以下イ及び次号において「特定交付見込額」という。）を加算した額から読替え後の地方交付税法第十四条の規定により算定した分離課税所得割交付金の特定交付見込額を控除した額	から同条

	第一号ロ	及び航空機燃料譲与税	、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金
		合算額	合算額から特定交付見込額を控除した額
第二号		地方交付税法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条
		地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）	地方税法
		同条	読替え後の地方交付税法第十四条
		同法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条
		から	に特定交付見込額を加算した額から
		合算額	合算額から特定交付見込額を控除した額
第三号		同法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条
		同条	読替え後の地方交付税法第十四条
		及び森林環境譲与税	、森林環境譲与税、交通安全対策特別交付金及び分離課税所得割交付金
第四号		同法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条
		同条	読替え後の地方交付税法第十四条
		及び森林環境譲与税	、森林環境譲与税及び交通安全対策特別交付金
第五号		地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条の規定により読み替えられた地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の二の規定により読み替えられた同令
		第二項	地方自治法施行令第二百十条の十二第二項
		基準財政収入額	基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項及び第七条の三第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により算定した額がある場合には当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法による額がある場合には当該額に相当する額を控除した額を加算した額とする。）
		及び森林環境譲与税	、森林環境譲与税及び交通安全対策特別交付金

附則第十三条を削る。

附則第十四条中「附則第九条第二項及び第十二条」を「附則第九条第一項及び第十一条」に改め、同条を附則第十三条とする。

附則第十五条の見出し中「から令和八年度までの各年度」を削り、同条中「から令和八年度までの各年度」を削り、「附則第九条第三項及び第十二条」を「附則第九条第二項及び第十一条」に改め、同条を附則第十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（令和七年度及び令和八年度における赤字により起債許可団体となる額の特例）

第十五条　令和七年度及び令和八年度における第二十二条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第九条第二項及び第十二条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令の一部改正）

第二条　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同条第三号中「第五条第三項」を「第五条第四項」に改める。

第二条中「第二条」を「第二条第一項」に改める。

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部改正）

第三条　地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第七十条の二第一項の規定により、地方公共団体が地方債をもってその財源とすることができる場合

附則第四条を削る。

附則第五条の見出し中「から令和八年度までの各年度」を削り、同条中「から令和八年度までの各年度」を削り、「附則第十五条」を「附則第十四条」に、「附則第九条第三項及び第十二条」を「附則第九条第二項及び第十一条」に、「附則第十二条」を「附則第十一条」に改め、同条を附則第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（令和七年度及び令和八年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）

第五条　令和七年度及び令和八年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「第二十二条」とあるのは「附則第十五条の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「第十三条第一号イ」とあるのは「附則第九条第二項及び第十二条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三条第一号ロ」とあるのは「附則第十二条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令の一部改正）

第四条　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和三年政令第百三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第六項中「特定市町村が」を「特定市町村又は特定市町村を包括する都道府県が」に改め、「当該特定市町村」の下に「又は当該都道府県」を加え、同条第七項中「特別特定市町村が」を「特別特定市町村又は特別特定市町村を包括する都道府県が」に改め、「当該特別特定市町村」の下に「又は当該都道府県」を加える。

（地方自治法施行令の一部改正）

第五条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第七条の二中「附則第六条の三」を「附則第六条の四」に改める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

総務大臣　松本　剛明

内閣総理大臣　岸田　文雄

地方税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百三十六号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）の施行に伴い、及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第六条の二の三を第六条の二の四とし、第六条の二の二を第六条の二の三とする。

第六条の二中「第十一条の九第一項」を「第十一条の十第一項」に改め、同条を第六条の二の二とし、第六条の次に次の一条を加える。

（株式会社等の取引の範囲）

第六条の二　法第十一条の九に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一　各事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額の基因となる取引

二　各事業年度の販売費又は一般管理費の額の基因となる取引

三　前二号に掲げるもののほか、法第十一条の九の株式会社、合資会社又は合同会社の事業の状況その他の事情を勘案して、その事業を遂行するために通常必要と認められる取引

第六条の七第四項中「第六条の二の三」を「第六条の二の四」に改める。

第七条の四の三第一項中「以下この条」を「次項及び第四項」に、「法人課税信託」を「特定法人課税信託」に改める。

第七条の十の五及び第七条の十一第二項中「第四十一条の三の三第四項第三号」を「第四十一条の三の十一第四項第三号」に改める。

第八条の二十三の二第一項中「という。）」の下に「（中間期間（法人税法第八十条第五項に規定する中間期間をいう。次条において同じ。）において生じたものを除く。次項において同じ。）」を加え、「又は中間期間（法人税法第八十条第五項に規定する中間期間をいう。次条において同じ。）」を削り、「開始する」を「終了する」に改め、同条第二項中「開始する」を「終了する」に改める。

第十五条の三第一項中「（法人課税信託」を「（特定法人課税信託」に改める。

第二十一条の八第一項中「及び改正前の生活保護法の規定に基づく介護扶助のための介護」を削る。

第三十五条の七の三第一項中「第七十二条の八十第一項」を「第七十二条の八十第一項ただし書」に、「以下この条」を「次項及び第四項」に、「（法人課税信託」を「（特定法人課税信託」に改める。

第三十五条の二十第一項第一号中「でサービス業に係るもの」を「である経済構造統計（総務省令で定めるものに限る。）」に改める。

第三十六条の八第二項第三号中「又は同法」を「、同法」に改め、「児童家庭支援センター」の下に「又は同法第四十四条の三第一項に規定する里親支援センター」を加える。

第三十六条の十第二項第六号中「子育て援助活動支援事業」の下に「、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業」を加える。

第四十七条の二第一項中「以下この条」を「次項及び第四項」に、「（法人課税信託」を「（特定法人課税信託」に改める。

第四十八条の五の二及び第四十八条の五の三第二項中「第四十一条の三の三第四項第三号」を「第四十一条の三の十一第四項第三号」に改める。

第四十八条の十一の二十六第一項中「という。）」の下に「（中間期間（法人税法第八十条第五項に規定する中間期間をいう。）において生じたものを除く。次項において同じ。）」を加え、「又は中間期間（法人税法第八十条第五項に規定する中間期間をいう。）」を削り、「開始する」を「終了する」に改める。

第四十九条の十二第二項第三号中「又は同法」を「、同法」に改め、「児童家庭支援センター」の下に「又は同法第四十四条の三第一項に規定する里親支援センター」を加える。

第四十九条の十五第二項第九号中「子育て援助活動支援事業」の下に「、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業」を加える。

第五十一条の十中「第五号まで、第七号又は第八号」を「第八号まで」に改める。

第五十二条の十一第三項中「主要構造部」を「建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二イに規定する特定主要構造部」に改め、同条第四項中「もつぱら」を「専ら」に改める。

第五十四条の二十六第一項中「本項」を「この項」に改め、同項第一号イ中「本条」を「この条」に改め、同条第三項第二号中「本号」を「この号」に改め、同号の表中「主要構造部」を「建築基準法第二条第九号の二イに規定する特定主要構造部」に改める。

第五十四条の四十五第四項第四号イ中「（昭和二十五年法律第二百一号）」を削る。

第五十六条の二十六の三中「及び同法」を「、同法」に、「とする」を「及び同法第四十四条の三第一項に規定する里親支援センターとする」に改める。

第五十六条の二十六の五中「子育て援助活動支援事業」の下に「、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業」を加える。

第五十六条の八十八の二第二項中「二十二万円」を「二十四万円」に改める。

第五十六条の八十九第一項中「五十三万五千円」を「五十四万五千円」に、「二十九万五千円」に改め、同条第二項第二号ロ中「二十九万円」を「二十九万五千円」に改め、同号ハ中「五十三万五千円」を「五十四万五千円」に改める。

附則第四条の九の次に次の一条を加える。

（令和六年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収に関する特例を適用しない場合）

第四条の十　法附則第五条の十一第五項に規定する政令で定める規定は、第四十八条の九の十五第五項の規定とする。

２　第四十八条の九の十五第一項の規定の適用がある場合には、法附則第五条の十一第一項から第四項までの規定は、適用しない。

附則第五条の二の四第七項中「第四十二条の十二の五第二項」を「第四十二条の十二の五第三項」に改める。

附則第六条の二第二項第一号を次のように改める。

一　法附則第九条第八項第一号に掲げる場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める収入金額

イ　電気供給業を行う法人が法附則第九条第八項第一号に規定する他の電気供給業を行う法人に対して電気事業法第十七条第一項又は第二十七条の十二の十第一項に規定する託送供給に係る料金を支払う場合　当該料金として支払うべき金額に相当する収入金額

ロ　電気供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される発電事業等（法第七十二条の二第一項第三号に規定する発電事業等をいう。ハにおいて同じ。）を行う法人に対して電気事業法第十七条第一項に規定する託送供給に係る料金に相当する額を支払う場合　当該料金に相当する額として支払うべき金額に相当する収入金額

ハ　電気供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課されない発電事業等を行う者に対して電気事業法第十七条第一項に規定する託送供給に係る料金に相当する額を支払い、かつ、当該者が法附則第九条第八項第一号の二に規定する一般送配電事業等を行う法人に対して当該料金（これに相当する額を含む。）を支払う場合　当該電気供給業を行う法人が当該料金に相当する額として支払うべき金額に相当する収入金額

附則第六条の二第二項第一号の次に次の二号を加える。

一の二　法附則第九条第八項第一号の二に掲げる場合　電気供給業を行う法人が電気事業法第十七条第一項に規定する託送供給に係る料金（これに相当する額を含む。）として同号に規定する一般送配電事業等を行う法人に対して支払うべき金額に相当する収入金額

一の三　法附則第九条第八項第一号の三に掲げる場合　電気供給業を行う法人が電気事業法第十七条第一項に規定する託送供給に係る料金として同号に規定する一般送配電事業を行う法人に対して支払うべき金額に相当する収入金額

附則第六条の二に次の一項を加える。

13　法附則第九条第二十四項に規定する政令で定める収入金額は、電気供給業を行う法人が電気事業法第二十八条の四十第一項第五号に掲げる業務に係る対価として広域的運営推進機関に対して支払うべき金額として総務省令で定める金額に相当する収入金額とする。

附則第六条の十六に次の二項を加える。

5　法附則第十条第七項に規定する鉄道事業者で政令で定めるものは、同項に規定する旅客鉄道事業を経営する鉄道事業者に代わって引き続き同項に規定する旅客鉄道事業を経営しようとする者として総務省令で定めるものとする。

6　法附則第十条第七項に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する不動産で政令で定めるものは、当該鉄道事業の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

一　宿舎の用に供する不動産

二　職員の福利及び厚生の用に供する不動産

三　他の者に貸し付ける不動産（鉄道事業法第十三条第一項に規定する第二種鉄道事業者に貸し付けるもので総務省令で定めるものを除く。）

四　私人のための専用側線の用に供する不動産

附則第七条第十五項第二号中「主要構造部」を「建築基準法第二条第九号の二イに規定する特定主要構造部」に、「建築基準法第二条第九号の三イ」を「同条第九号の三イ」に改め、同条第二十三項を削り、同条第二十四項中「附則第十一条第十四項」を「附則第十一条第十三項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項中「附則第十一条第十八項」を「附則第十一条第十七項」に改め、同項を同条第二十四項とする。

附則第十条の二の二第八項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第十一条第二項第一号イ中「有するもの（以下この項」を「有するもの（以下この号並びに次項第二号及び第三号」に改め、同号ニ中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」を「物資の流通の効率化に関する法律」に、「第五条第二項」を「第七条第二項」に、「第二条第三号」を「第四条第三号」に改め、同号ホ(4)(i)を削り、同号ホ(4)(ii)を同号ホ(4)(i)とし、同号ホ(4)(iii)を同号ホ(4)(ii)とし、同号へ(3)を次のように改める。

(3)　次項第一号に掲げる到着時刻表示装置が設けられているものであること。

附則第十一条第二項第一号ト(2)を次のように改める。

(2)　次項第一号に掲げる到着時刻表示装置が設けられているものであること。

附則第十一条第三項に次の一号を加える。

三　貨物自動車関係情報自動解析装置（前項各号に掲げる倉庫（貯蔵槽倉庫にあつては、第一号に掲げる到着時刻表示装置が設けられているものに限る。）において物資の搬入及び搬出の円滑化を図るために、自動車登録番号標による貨物の運送の用に供する自動車の特定及び当該自動車に係る情報の解析を自動的に行う一又は二以上の装置であつて、総務省令で定める機能を有するものをいう。）

附則第十一条中第三十五項を削り、第三十四項を第三十五項とし、第三十一項から第三十三項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三十項第一号中「第二十八項第一号」を「第二十九項第一号」に改め、同項第二号中「第二十八項第二号」を「第二十九項第二号」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十九項を第三十項とし、第二十五項から第二十八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二十四項中「第四十四項」を「第四十三項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条中第二十三項を第二十四項とし、第四項から第二十二項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

４　法附則第十五条第一項第二号に規定する機械設備のうち物資の搬入及び搬出の円滑化に寄与するものとして政令で定めるものは、前項第三号に掲げる機械設備とする。

附則第十一条第三十六項中「附則第十五条第三十三項」を「附則第十五条第三十二項」に改め、同条第三十七項中「附則第十五条第三十四項」を「附則第十五条第三十三項」に改め、同条第三十八項中「附則第十五条第三十五項」を「附則第十五条第三十四項」に改め、同条第三十九項から第四十一項までの規定中「附則第十五条第三十六項」を「附則第十五条第三十五項」に改め、同条第四十二項及び第四十三項中「附則第十五条第三十七項」を「附則第十五条第三十六項」に改め、同条第四十四項中「附則第十五条第三十九項」を「附則第十五条第三十八項」に改め、同条第四十六項中「附則第十五条第四十項」を「附則第十五条第三十九項」に改め、同条第四十七項中「附則第十五条第四十項」を「附則第十五条第四十五項」に改め、同条第四十八項中「附則第十五条第四十四項」を「附則第十五条第四十五項」に改め、同条第四十九項中「附則第十五条第四十四項」を「附則第十五条第四十四項」に改め、同条第五十項及び第五十一項中「附則第十五条第四十五項」を「附則第十五条第四十六項」に改める。

附則第十二条第十二項第一号イ中「主要構造部」を「建築基準法第二条第九号の二イに規定する特定主要構造部」に、「建築基準法第二条第九号の三イ」を「同条第九号の三イ」に改める。

附則第十四条の四第四号を削る。

附則第十五条第一項第六号中「（商業地等（法附則第十七条第四号に規定する商業地等をいう。第十四号において同じ。）に係る令和四年度分の固定資産税にあつては、百分の二・五）」を削り、同項第十号中「又は第四項」を削り、同項第十四号中「（商業地等に係る令和四年度分の都市計画税にあつては、百分の二・五）」を削り、同条第二項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同条第三項中「令和三年度に」を「令和六年度に」に、「令和三年度一般農地等」を「令和七年度一般農地等」に改め、同条第四項中「令和四年度に」を「令和七年度に」に、「令和四年度一般農地等」を「令和八年度一般農地等」に、「令和五年度に」を「令和八年度に」に、「令和五年度一般農地等」を「令和八年度一般農地等」に、「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和三年度」を「令和六年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同条第五項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同項第二号中「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和三年度」を「令和六年度」に、「令和四年度」を「令和七年度」に改め、同条第五項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改める。

附則第十六条の二の八第六項中「特定農産加工業経営改善臨時措置法」を「特定農産加工業経営改善等臨時措置法」に改める。

附則第十八条第一項中「第五項」の下に「並びに附則第十八条の六第八項及び第二十五項」を加える。

附則第十八条の六第七項中「譲渡を」を「同項に規定する譲渡（次項において「特定株式の譲渡」という。）を」に、「同項」を「同条第六項」に改め、同条第八項中「（法附則第三十五条の二第二項に規定する一般株式等をいう。第二十五項において同じ。）」を削り、同条第九項中「ものの譲渡」の下に「（法附則第三十五条の二の三第二項に規定する譲渡をいう。以下この項、第十二項、第二十六項及び第二十九項において同じ。）」を加え、同条第二十四項中「譲渡を」を「同項に規定する譲渡（次項において「特定株式の譲渡」という。）を」に、「同項」を「同条第十六項」に改める。

附則第二十三条第一項中「附則第十一条第二十一項及び第二十二項」を「附則第十一条第二十二項及び第二十三項」に改める。

附則第二十七条の三第二項及び第五項中「第十四条の二第一項」を「第十四条第一項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第六条の二の三を第六条の二の四とし、第六条の二の二を第六条の二の三とする改正規定、第六条の二の二の改正規定、同条を第六条の二の二とし、第六条の次に一条を加える改正規定、第六条の七第四項、第七条の十の五、第七条の十一第二項、第四十八条の五の三第二項の改正規定並びに附則第十八条第一項、第十八条の六並びに第二十七条の三第二項及び第五項の改正規定　令和七年一月一日

二　附則第十六条の二の八第六項の改正規定　特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律（令和六年法律第　　号）の施行の日

三　附則第十一条第二項第一号ニの改正規定　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第　　号）の施行の日

（道府県民税に関する経過措置）

第二条　この政令による改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）第八条の二十三の二第一項の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初に終了する事業年度終了の日後に終了する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、同日以前に終了する事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

２　新令第八条の二十三の二第二項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第三条　新令第三十六条の八第二項（第三号に係る部分に限る。）及び第三十六条の十第二項（第六号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

２　新令附則第七条第十五項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に新築される同項に規定する貸家住宅の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前に新築されたこの政令による改正前の地方税法施行令（附則第五条第二項から第四項までにおいて「旧令」という。）附則第七条第十五項に規定する貸家住宅の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（市町村民税に関する経過措置）

第四条　新令第四十八条の十一の二十六第一項の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度終了の日後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、同日以前に終了する事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

２　新令第四十八条の十一の二十六第二項において準用する新令第八条の二十三の二第二項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第五条　別段の定めがあるものを除き、新令の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和五年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

２　新令第五十二条の十一第三項の規定は、施行日以後に新築される同条第二項第二号の家屋の敷地の用に供する土地に対して課すべき令和六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新築された旧令第五十二条の十一第二項第二号の家屋の敷地の用に供する土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

３　新令附則第十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に新設され、又は増設される同号に掲げる倉庫に対して課すべき令和六年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、施行日前に新設され、又は増設された旧令附則第十一条第二項第一号に掲げる倉庫に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

４　新令附則第十二条第十二項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に新築される同項に規定するサービス付き高齢者向け貸家住宅に対して課すべき令和六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新築された旧令附則第十二条第十二項に規定するサービス付き高齢者向け貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（事業所税に関する経過措置）

第六条　新令第五十六条の二十六の三及び第五十六条の二十六の五の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び令和六年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに令和六年前の年分の個人の事業及び令和六年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第七条　新令第五十六条の八十八の二第二項並びに第五十六条の八十九第一項及び第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和六年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和五年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

地方税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百三十七号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の四ただし書中「第六十四条第四項」を「第百五十二条第五項」に改める。

第二十条の二の二十六第一項中「第二十条の二の十九」を「第二十条の二の二十」に改め、同条第二項中「第二十条の二の二十第三項」を「第二十条の二の二十一第三項」に改め、同条第五項中「第二十条の二の二十第三項」を「第二十条の二の二十七第三項」に改め、同条第八項中「第二十条の二の二十第三項」を「第二十条の二の二十一第三項」に改め、同条を第二十条の二の二十七とする。

第二十条の二の二十五第二項中「第二十条の二の二十第三項」を「第二十条の二の二十一第三項」に改め、同条を第二十条の二の二十六とする。

第二十条の二の二十四第三項中「第二十条の二の二十第三項」を「第二十条の二の二十一第三項」に改め、同条を第二十条の二の二十五とし、第二十条の二の二十三を第二十条の二の二十四とし、第二十条の二の二十二を第二十条の二の二十三とし、第二十条の二の二十一を第二十条の二の二十二とする。

第二十条の二の二十第一項中「第二十条の二の十七第一項」を「第二十条の二の十八第一項」に、「第二十条の二の二十四第二項、第二十一条の九第一項」を「第二十条の二の二十五第二項、第二十一条の十第一項」に、「第二十条の二の二十四第二項、第二十条の二の二十六、第二十一条の九」を「第二十条の二の二十五第二項、第二十条の二の二十七、第二十一条の十」に改め、同条第五項中「第二十条の二の二十二第一号」を「第二十条の二の二十三第一号」に改め、同条を第二十条の二の二十一とし、第二十条の二の十九を第二十条の二の二十とし、第二十条の二の十八を第二十条の二の十九とする。

第二十条の二の十七第一項中「第二十一条の五第一項」を「第二十一条の六第一項」に改め、同条第二項中「第二十一条の五第二項」を「第二十一条の六第二項」に改め、同条を第二十条の二の十八とし、第二十条の二の十六を第二十条の二の十七とし、第二十条の二の十五の次に次の一条を加える。

（特許権等の譲渡等による単年度損益の算定の特例）

第二十条の二の十六　法第七十二条の十八第一項の規定により法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、同項各号の規定によりその例によるものとされる租税特別措置法第五十九条の三第一項第二号に規定する所得の金額は、当該事業年度に係る法人税の課税標準である所得の計算上同号に規定する所得の金額とされた額とする。

第二十一条の九第一項中「第二十一条の五第一項」を「第二十一条の六第一項」に改め、同条第三項中「第二十条の二の二十第三項」を「第二十条の二の二十一第三項」に改め、同条を第二十一条の十とし、第二十一条の八を第二十一条の九とし、第二十一条の四から第二十一条の七までを一条ずつ繰り下げ、第二十一条の三の次に次の一条を加える。

（特許権等の譲渡等による所得の算定の特例）

第二十一条の四　法第七十二条の二十三第一項の規定により法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、同項各号の規定によりその例によるものとされる租税特別措置法第五十九条の三第一項第二号に規定する所得の金額は、当該事業年度に係る法人税の課税標準である所得の計算上同号に規定する所得の金額とされた額とする。

第二十三条第二項中「第二十条の二の二十第三項」を「第二十条の二の二十一第三項」に改める。

第五十六条の二十二ただし書中「第六十四条第四項」を「第百五十二条第五項」に改める。

附則第六条を附則第五条の六とし、同条の次に次の一条を加える。

（払込資本の額）

第六条　法附則第八条の三の三第一項の規定により読み替えて適用される法第七十二条の二第一項第一号ロに規定する政令で定める金額は、資本金の額又は出資金の額と総務省令で定める金額との合計額とする。

附則第六条の二第一項中「第二十条の二の二十二第一号」を「第二十条の二の二十三第一号」に改め、同条第六項中「附則第九条第十五項」を「附則第九条第十六項」に改め、「同条第十三項」の下に「又は第十四項」を加え、「同項に」を「租税特別措置法第四十二条の十二の五第五項第九号に」に改め、同条第七項中「第二十条の二の二十第三項」を「第二十条の二の二十一第三項」に改め、同条第八項中「附則第九条第十八項」を「附則第九条第十九項」に改め、同条第九項中「附則第九条第二十項」を「附則第九条第二十一項」に、「同条第二十項」を「同条第二十一項」に改め、同条第十一項中「附則第九条第二十一項」を「附則第九条第二十二項」に改め、同条第十二項中「附則第九条第二十二項」を「附則第九条第二十三項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に改め、同条第十三項中「附則第九条第二十四項」を「附則第九条第二十五項」に改める。

附則第十条の二の二第十一項を同条第十二項とし、同条第一項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同条に第一項として次の一項を加える。

法附則第十二条の二の七第一項第一号に規定する政令で定める船舶は、専らレクリエーションの用（レクリエーションに関する事業の用を除く。）に供する船舶とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（軽油引取税に関する経過措置）

2　この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）第二条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第十二条の二の七第二項において準用する旧法第百四十四条の二十一第一項又は第二項の規定により交付を受けた免税証又は免税軽油使用者証（この政令による改正後の地方税法施行令附則第十条の二の二第一項に規定する船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取りに係るものに限る。）に係るこの政令による改正前の地方税法施行令（以下「旧令」という。）附則第十条の二の二第八項において準用する旧令第四十三条の十五第四項又は第十項に規定する有効期間が施行日以後に満了する場合には、これらの規定にかかわらず、当該有効期間は令和七年三月三十一日に満了したものとみなす。

総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

地方税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百三十八号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）の一部の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二第一項第一号ロ(1)及び(2)並びに第七十二条の八十の二第六項並びに附則第三条の二の三第一項及び第二項並びに第八条の三の四第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十条の三を第十条の七とし、第十条の二を第十条の六とし、第十条の次に次の四条を加える。

（払込資本の額）

第十条の二　法第七十二条の二第一項第一号ロ(1)に規定する政令で定める金額は、資本金の額又は出資金の額と総務省令で定める金額との合計額とする。

（相互会社に準ずるもの）

第十条の三　法第七十二条の二第一項第一号ロ(1)に規定する政令で定めるものは、保険業法第二条第十項に規定する外国相互会社とする。

（法第七十二条の二第一項第一号ロ(1)及び(2)の政令で定める場合）

第十条の四　法第七十二条の二第一項第一号ロ(1)に規定する政令で定める場合は、地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）の公布の日以後に、同号ロ(1)の当該法人（以下この項において「当該法人」という。）と同号ロ(1)の当該特定法人（以下この項において「当該特定法人」という。）との間に完全支配関係（法人税法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係をいう。以下この条において同じ。）があり、かつ、当該法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人（法第七十二条の二第一項第一号ロ(1)に規定する特定法人をいう。以下この条において同じ。）が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人（法人税法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係がある全ての特定法人をいう。以下この条において同じ。）が有するものとみなした場合において当該いずれか一のものが有するものとみなした株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものと当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるとき（当該特定親法人と当該法人との間に当該特定親法人による完全支配関係があり、かつ、当該法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものと当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるとき（当該法人以外の特定法人による完全支配関係に限る。）がある場合を除く。）とする。

2　法第七十二条の二第一項第一号ロ(2)に規定する政令で定める場合は、地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）の公布の日以後に、同号ロ(2)の当該特定親法人（以下この項及び次項において「当該特定親法人」という。）又は当該事業年度において同号ロ(2)の当該法人（以下この項及び次項において「当該法人」という。）との間に完全支配関係がある全ての特定法人（当該法人の発行済株式等（法人税法施行令第四条の二第二項に規定する発行済株式等をいう。次項において同じ。）を保有するものに限る。）と当該法人との間に完全支配関係があり、かつ、当該法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものとみなした場合において当該いずれか一のものと当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるとき（当該特定親法人と当該法人との間に当該特定親法人による完全支配関係があり、かつ、当該法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものと当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときを除く。）とする。

3　前項の規定を適用する場合において、当該事業年度において当該法人との間に完全支配関係がある特定法人が一又は二以上の法人の発行済株式等を保有するときにおける当該一又は二以上の法人が他の法人の発行済株式等を保有するときは、当該特定法人は当該他の法人の発行済株式等を保有するものとみなす。

（法第七十二条の二第一項第一号ロ(1)の政令で定める額）

第十条の五　法第七十二条の二第一項第一号ロ(1)に規定する払込資本の額のうち政令で定める額は、第十条の二に規定する総務省令で定める金額とする。

第三十五条の七の三の見出し中「分割」を「分割等」に改め、同条第一項中「第四項」を「第五項」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、「法人課税信託」の下に「又は公益信託」を加え、「又は受益者」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　法第七十二条の八十の二第一項の規定の適用を受けた公益信託（法第七十二条の八十第一項ただし書に規定する公益信託をいう。次項において同じ。）に対する法第九条の四第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「事由」とあるのは、「事由又は公益信託に関する法律（令和六年法律第　号）第三十三条第三項の規定により読み替えて適用する信託法第五十六条第一項に規定する特定終了事由」とする。

第六十一条中「第八条の五」を「第八条の四」に、「第九条の三」を「第九条の四」に改める。

附則第三条の二の三第一項中「附則第三条の二の四第一項」を「附則第三条の二の三第一項」に、「公益法人等に」を「公益法人等（同条第三項第三号の規定の適用がある場合には、同号に規定する主宰受託者）に」に、「の住所」を「（個人を除く。）の住所」に、「主たる事務所又は」を「本店又は主たる事務所若しくは」に改め、同条第二項中「附則第三条の二の四第二項」を「附則第三条の二の三第二項」に、「公益法人等に」を「公益法人等（同条第三項第三号の規定の適用がある場合には、同号に規定する主宰受託者）に」に、「の住所」を「（個人を除く。）の住所」に、「主たる事務所又は」を「本店又は主たる事務所若しくは」に改める。

附則第六条中「附則第八条の三の三第一項」を「附則第八条の三の三」に改め、「第七十二条の二第一項第一号ロ」の下に「(1)及び(2)を除く。」を加え、同条を附則第五条の七とし、同条の次に次の一条を加える。

（対象法人等に該当するものであることを証する書類）

第六条　法附則第八条の三の四第一項の規定の適用を受ける法人は、同項の規定の適用を受ける事業年度の法第七十二条の二十五、第七十二条の二十六第一項ただし書、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定による申告書に当該法人が法附則第八条の三の四第一項に規定する対象法人又は同項に規定する五年以内株式等取得等法人に該当するものであることを証する書類として総務省令で定める書類を添付しなければならない。

２　道府県知事は、前項の書類の添付のない法第七十二条の二十五、第七十二条の二十六第一項ただし書、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定による申告書の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該書類の提出があつた場合に限り、法附則第八条の三の四第一項の規定を適用することができる。

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三十五条の七の三及び第六十一条の改正規定並びに附則第三条の二の三第一項の改正規定（「附則第三条の二の四第一項」を「附則第三条の二の三第一項」に改める部分に限る。）及び同条第二項の改正規定（「附則第三条の二の四第二項」を「附則第三条の二の三第二項」に改める部分に限る。）　公益信託に関する法律（令和六年法律第　　号）の施行の日

二　附則第三条の二の三第一項の改正規定（「附則第三条の二の四第一項」を「附則第三条の二の三第一項」に改める部分を除く。）及び同条第二項の改正規定（「附則第三条の二の四第二項」を「附則第三条の二の三第二項」に改める部分を除く。）　前号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日

総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百三十九号

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（令和六年法律第六号）の施行に伴い、並びに奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第八条第一項及び第五十二条第一項第三号並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条　奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和二十九年政令第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「第八条第二項第一号」を「第八条第一項」に改め、同条第七号中「奄美群島の特性に応じた産業の振興又は奄美群島における住民の生活の利便性の向上に資する」を「法第八条第一項各号に掲げる」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第六号を同条第七号とし、同号の次に次の三号を加える。

八　奄美群島の児童、生徒等に対して行われる郷土の現状と歴史に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）の実施に関する事業

九　奄美群島において伝承されてきた文化的所産の保存及び活用並びに当該文化的所産の担い手の育成に関する事業

十　奄美群島へ移住しようとする者のための住宅の流通の円滑化に必要な環境の整備に関する事業

第一条の二第五号の次に次の一号を加える。

六　地域の観光資源となる奄美群島固有の野生動植物の保護及び外来生物による当該野生動植物に係る被害の防止に関する事業

第二条中「第二十二条第五項」を「第二十一条第五項」に改める。

第八条中「第五十二条第三号」を「第五十二条第一項第三号」に、「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第二十一条第一号に規定する施設において分蜜糖を製造する」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第二十一条第一号に規定する施設において分蜜糖を製造する事業

二　次に掲げる事業であつて、独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下「基金」という。）が銀行その他の金融機関とともに当該事業に係る事業資金の貸付け（その金額が銀行その他の金融機関の当該事業に係る事業資金の貸付けの金額の最高額を超えないものに限る。）を行わなければ、必要な資金の調達が困難なもの

イ　農産物又は水産物の処理、貯蔵又は加工の用に供する施設であつて、農業若しくは漁業を営む者又はこれらの者の組織する法人の共同利用に供するものの整備に関する事業

ロ　畜舎又は堆肥舎の整備に関する事業

ハ　酒税法（昭和二十八年法律第六号）第三条第十号に規定する単式蒸留焼酎（同号ニに掲げるものに限る。）の製造の用に供する施設の整備に関する事業

ニ　観光旅客の利用に供される教養文化施設、休養施設、販売施設又は宿泊施設の整備に関する事業

第十条第二項中「独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下「基金」という。）」を「基金」に改める。

（地方財政法施行令の一部改正）

第二条　地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号ハ中「第五十二条第二号」を「第五十二条第一項第二号」に改める。

（介護保険法施行令の一部改正）

第三条　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項第十四号中「第二十二条第一項第一号」を「第二十一条第一項第一号」に改める。

（総務省組織令の一部改正）

第四条　総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第三項の表令和六年三月三十一日の項を削り、同表令和九年三月三十一日の項の次に次のように加える。

令和十一年三月三十一日	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

（財務省組織令の一部改正）

第五条　財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項及び第四条中「令和六年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

（農林水産省組織令の一部改正）

第六条　農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の表令和六年三月三十一日の項を削り、同表令和九年三月三十一日の項の次に次のように加える。

令和十一年三月三十一日	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

（国土交通省組織令の一部改正）

第七条　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の表令和六年三月三十一日の項を削り、同表令和九年三月三十一日の項の次に次のように加える。

令和十一年三月三十一日	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。附則第十条第一号において同じ。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
	奄美群島振興開発計画（奄美群島振興開発特別措置法第五条第一項に規定する奄美群島振興開発計画をいう。附則第十条第二号において同じ。）に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。
	独立行政法人奄美群島振興開発基金の行う業務に関すること。
	小笠原諸島（小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島をいう。附則第十条第四号において同じ。）の総合的な振興及び開発に関すること。

附則第六条第二項及び第十条中「令和六年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令及び東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百四十号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令及び東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百九条第一項、第百十条第一項、第百十一条、第百十二条第一項、第百十三条から第百十五条まで、第百十六条第一項、第百十七条第一項、第百十九条、第百二十一条第一項及び第百二十二条から第百二十六条まで、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）第八条第二項、水産加工業施設改良資金融通臨時措置法（昭和五十二年法律第九十三号）第二項、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第五条第五項、特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第五条第二項、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第七条第二項、獣医療法（平成四年法律第四十六号）第十五条第二項並びに家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一年法律第百十二号）第十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令の一部改正）

第一条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項、第二条第二項、第三条第二項、第四条第二項、第五条第二項、第六条第二項、第七条第二項、第八条第二項、第九条第二項、第十条第二項、第十一条第二項、第十二条第二項、第十三条第二項、第十四条第二項、第十五条第二項及び第十六条第二項中「令和六年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

（東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部改正）

第二条　東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令（平成二十三年政令第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条から第六条までの規定中「令和六年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

第七条中「令和六年三月三十一日」を「令和六年六月三十日」に改める。

第八条及び第九条中「令和六年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

第十条を削る。

第十一条中「令和六年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条を第十条とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

農林水産大臣　坂本　哲志
内閣総理大臣　岸田　文雄

所得税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百四十一号

所得税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）の施行に伴い、並びに所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第十九号、第十条第二項、第十一条第三項、第四十二条第一項及び第四十九条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第八号ソを同号ツとし、同号ヲからレまでを同号ワからソまでとし、同号ルの次に次のように加える。

ヲ　漁港水面施設運営権

第四十一条の二第一項中「、健康保険の被保険者証」を削る。

第五十一条の三第一項中「この条」を「この項、次項」に、「（同項」を「（法第十一条第三項」に改め、同項第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に、「及び次項」を「並びに次項第一号及び第四号」に改め、同項第三号中「受益証券」の下に「（第二号に掲げるものを除く。）」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号中「次項」を「次項第三号」に改め、「もの」の下に「（前号に掲げるものを除く。）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　社債（法第二条第一項第九号（定義）に規定する社債であつて、金融商品取引法第二十九条の二第一項第八号（登録の申請）に規定する権利に該当するものをいう。以下この号及び次項第二号において同じ。）、金融商品取引業者等（同法第二条第九項（定義）に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項（通則）に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）又は同法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。同号において同じ。）に特定管理方法（当該社債の譲渡についての制限を付すことその他の金融庁長官が定める要件を満たす方法をいう。）による保管の委託をする方法

第五十一条の三第二項中「前項第一号若しくは第三号の金融機関の営業所等又は同項第二号の投資信託委託会社の営業所」を「次の各号に掲げる営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。第二号において同じ。）」に、「金融機関の振替口座簿に記載若しくは記録をし、若しくは保管の委託を受けた公社債等又は振替の取次ぎをした」を「当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前項第一号の金融機関の営業所等　同号の金融機関の振替口座簿に記載又は記録をした公社債等

二　前項第二号の金融商品取引業者等の営業所等　同号の保管の委託を受けた社債

三　前項第三号の投資信託委託会社の営業所　同号の金融機関の振替口座簿に記載又は記録をした公社債等

四　前項第四号の金融機関の営業所等　同号の金融機関の振替口座簿に記載若しくは記録をし、又は同号の保管の委託を受けた公社債等

第五十一条の三第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に、「前項」を「同項」に改め、「その他公社債等に係る有価証券の記載若しくは記録、振替の取次ぎ又は保管の委託に係る手続」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

３　金融庁長官は、第一項第二号の規定により要件を定めたときは、これを告示する。

第五十一条の四第二項中「振替の取次ぎ又は保管」を「保管又は振替の取次ぎ」に改める。

第八十九条第六号を同条第八号とし、同条第五号を同条第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第十一条第一項第二十五号（業務の範囲）に基づく独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の供給確保事業助成金

第八十九条第四号の次に次の一号を加える。

五　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十五条第十五号に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の供給確保事業助成金（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第三十一条第三項第一号（安定供給確保支援法人の指定及び業務）に規定する助成金をいう。第七号において同じ。）

第百二十七条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

４　第一項に規定する場合において、同項に規定する支出する金額が漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第五十七条第三項（漁港水面施設運営権の存続期間）の規定による更新に伴い支出するものであるときは、第一項中「種類及び耐用年数」とあるのは、「種類」とする。

第百二十八条第二項中「第四項及び第五項」を「第五項及び第六項」に改める。

第二百十七条の二を削る。

第二百二十五条の十六第二項第一号ハ及び第二百九十一条の二第二項第一号ハ中「ソまで」を「ツまで」に、「同号ワ」を「同号カ」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第四十一条の二第一項の改正規定　令和六年十二月二日

二　第二百十七条の二を削る改正規定並びに附則第四条、第六条、第七条、第九条及び第十条の規定　公益信託に関する法律（令和六年法律　　号）の施行の日

（公社債等に係る有価証券の記録等に関する経過措置）

第二条　改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）第五十一条の三（第一項第二号に係る部分に限る。）の規定は、所得税法第十一条第一項又は第二項に規定する内国法人又は公益信託若しくは加入者保護信託がこの政令の施行の日以後に支払を受けるべき同号に規定する社債の利子について適用する。

（国庫補助金等の範囲に関する経過措置）

第三条　新令第八十九条第五号及び第七号の規定は、令和六年分以後の所得税について適用する。

（特定公益信託の要件等に関する経過措置）

第四条　所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号。以下「改正法」という。）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第一条の規定による改正前の所得税法第七十八条第三項の規定に基づくこの政令による改正前の所得税法施行令（以下「旧令」という。）第二百十七条の二第三項から第五項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第三項中「主務大臣」とあるのは「主務大臣（当該特定公益信託が第二号に掲げるものをその目的とする公益信託である場合を除き、当該特定公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務を行うこととされた都道府県の知事その他の執行機関を含む。次項において同じ。）」と、同条第四項中「証明がされた公益信託の第一項各号」とあるのは「公益信託の所得税法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第百四十一号）による改正前の所得税法施行令第二百十七条の二第一項各号（特定公益信託の要件等）」とする。

（所得税法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第五条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項、第三項及び第五項中「及び第百二十七条第四項」を「及び第百二十七条第五項」に改める。

（地方自治法施行令の一部改正）

第六条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の項を削る。

（地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第七条　附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第二百十七条の二第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務については、前条の規定による改正前の地方自治法施行令別表第一所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の項の規定は、なおその効力を有する。

（電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正）

第八条　電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「同条第八号ヨ」を「同条第八号タ」に改める。

（財務省組織令の一部改正）

第九条　財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第三号を削り、同条第四号を同条第三号とする。

（財務省組織令の一部改正に伴う経過措置）

第十条　附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第二百十七条の二第四項の規定による協議については、前条の規定による改正前の財務省組織令第三十五条第三号の規定は、なおその効力を有する。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

法人税法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百四十二号

法人税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）の施行に伴い、並びに同法附則、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）及び所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

（法人税法施行令の一部改正）

第一条　法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百五十五条の五十七」を「第百五十五条の五十八」に改める。

第四条の三第十項及び第十一項を次のように改める。

10　法第二条第十二号の十四に規定する国内にある不動産その他の政令で定める資産は、国内にある不動産、国内にある不動産の上に存する権利、鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の規定による鉱業権及び採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）の規定による採石権とし、同条第十二号の十四に規定する工業所有権、著作権その他の政令で定める資産は、次に掲げる資産（当該資産の譲渡若しくは貸付け（資産に係る権利の設定その他他の者に資産を使用させる一切の行為を含む。）又はこれらに類似する取引が独立の事業者の間で通常の取引の条件に従つて行われるとした場合にその対価の額が支払われるべきものに限る。）とする。

一　工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式又はこれらに準ずるもの（これらの権利に関する使用権を含む。）

二　著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）

11　法第二条第十二号の十四に規定する資産又は負債となるものとして政令で定めるものは、被現物出資法人である外国法人に国内不動産等、国内資産等又は無形資産等（それぞれ同号に規定する国内不動産等、国内資産等又は無形資産等をいう。以下この項において同じ。）の移転を行う現物出資のうちこれらの資産又は負債の全部が当該移転により当該外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係る資産又は負債となる現物出資（次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める要件に該当するもの（次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める要件のいずれにも該当するもの）に限る。）とする。

一　当該現物出資が国内不動産等又は法第百三十八条第一項第三号若しくは第五号（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得を生ずべき国内資産等の移転を行うものである場合　当該国内不動産等又は当該国内資産等につき当該現物出資後に当該恒久的施設による譲渡に相当する同項第一号に規定する内部取引（次号において「内部取引」という。）がないことが見込まれていること。

二　当該現物出資が無形資産等の移転を行うものである場合　当該無形資産等につき当該現物出資後に当該恒久的施設による譲渡に相当する事実で法第百三十九条第二項（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）の規定により内部取引に含まれないものとされるものが生じないことが見込まれていること。

第四条の三第十二項中「国外資産等（」を「内国法人国外資産等（」に、「以外の資産」を「を除く。）」に、「国外資産等と」を「内国法人国外資産等と」に改め、「に限る。以下この項において「特定国外資産等」という。）」及び「当該特定国外資産等の全部が当該移転により当該外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係るものとなる現物出資を除く。）」を削る。

第五条第一項第三号に次のように加える。

リ　広域的運営推進機関が電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二十八条の四十第一項第五号の三（業務）に掲げる業務として行う金銭貸付業

第五条第一項第十号に次のように加える。

ホ　国民健康保険団体連合会が次に掲げる者の委託を受けて行うもの（法令の規定に基づく委託を受けて行うもの（これに準ずるものを含む。）であることその他の財務省令で定める要件に該当するものに限る。）

(1)　国又は都道府県、市町村（特別区を含む。）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条（広域連合の設立）に規定する後期高齢者医療広域連合

(2)　全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険組合、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団

(3)　社会保険診療報酬支払基金又は独立行政法人環境再生保全機構

(4)　国民健康保険団体連合会をその社員とすることその他の財務省令で定める要件に該当する公益社団法人

第五条第一項第二十九号カ中「（昭和五十七年法律第八十号）」を削る。

第十三条第八号ツを同号ネとし、同号ソを同号ツとし、同号タ中「（昭和三十九年法律第百七十号）」を削り、同号タを同号レとし、同号レを同号ソとし、同号ヨを同号タとし、同号ワを同号カとし、同号ヲの次に次のように加える。

ワ　漁港水面施設運営権

第十四条の六第一項中「（法人課税信託」を「「特定法人課税信託」に改める。

第二十四条の二第四項第二号中「第六十一条第二項」を「第六十一条第三項」に改める。

第五十五条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項に規定する場合において、同項に規定する支出する金額が漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第五十七条第三項（漁港水面施設運営権の存続期間）の規定による更新に伴い支出するものであるときは、第一項中「種類及び耐用年数」とあるのは、「種類」とする。

第七十三条の二第一項及び第七十七条の三中「第三十七条第五項」を「第三十七条第六項」に改める。

第七十七条の四を削る。

第七十八条の二第一項第一号及び第二号中「第十一条の八」を「第十一条の九」に改め、同項第三号中「第三十九条」を「第四十条」に改める。

第七十九条第八号を同条第十号とし、同条第七号を同条第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第十一条第一項第二十五号（業務の範囲）に基づく独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の供給確保事業助成金

第七十九条第六号を同条第七号とし、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十五条第十五号に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の供給確保事業助成金（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第三十一条第三項第一号（安定供給確保支援法人の指定及び業務）に規定する助成金をいう。第九号において同じ。）

第百十八条の五中「（以下」を「（第百十八条の十（短期売買商品等の評価益又は評価損の翌事業年度における処理等）を除き、以下」に改め、同条第一号中「第六十一条第十項」を「第六十一条第九項」に改める。

第百十八条の六第二項第二号中「前号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号中「第六十一条第二項（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）」を「第六十一条第二項第一号ロ」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　法第六十一条第二項第一号イ（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）に規定する特定譲渡制限付暗号資産（次号において「特定譲渡制限付暗号資産」という。）に該当する暗号資産であつて同項第一号ロに規定する自己発行暗号資産（次号において「自己発行暗号資産」という。）に該当しないもの

二　特定譲渡制限付暗号資産に該当する暗号資産であつて自己発行暗号資産に該当するもの

第百十八条の六第十項中「第六十一条第八項」を「第六十一条第七項」に改める。

第百十八条の七の見出しを「（市場暗号資産等の範囲）」に改め、同条第一項中「第六十一条第二項第一号」に改め、同条第三項中「（適格分割にあつては、分割法人が行つていた暗号資産の発行に関する事業が移転されるものに限る。）」及び「（法第六十一条第二項に規定する特定自己発行暗号資産をいう。以下この項において同じ。）」を削り、同項を同条第六項とし、同条第二項中「第六十一条第二項第一号ロ」に改め、「発行の時から継続して譲渡についての制限その他の条件が付されているものとして」を削り、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

４　内国法人が法第六十一条第二項第一号ロに規定する自己発行暗号資産（次項において「自己発行暗号資産」という。）であつて同号ロに規定する政令で定めるものに該当する暗号資産を有する場合において、当該暗号資産が同号イに規定する特定譲渡制限付暗号資産に該当する又は該当していたものであるときは、当該暗号資産は、同号ロに規定する特定自己発行暗号資産（第六項において「特定自己発行暗号資産」という。）に該当しないものとみなして、同条（第五項及び第七項から第九項までを除く。）の規定を適用する。

５　内国法人が適格合併又は適格分割（適格分割にあつては、分割法人が行つていた暗号資産の発行に関する事業が移転されるものに限る。次項において同じ。）により被合併法人又は分割法人から移転を受けた暗号資産のうち、その移転の直前の時に当該被合併法人又は分割法人において自己発行暗号資産に該当していたものが、その内国法人において自己発行暗号資産に該当するかどうかの判定については、その内国法人が、当該被合併法人又は分割法人が当該暗号資産を発行した時において当該暗号資産を発行し、かつ、その発行の時からその移転の時まで継続して当該暗号資産を有していたものとみなす。

第百十八条の七第一項の次に次の一項を加える。

２　法第六十一条第二項第一号イに規定する政令で定めるものは、次に掲げる要件の全てに該当する暗号資産とする。

一　当該暗号資産につき、譲渡についての制限その他の財務省令で定める条件（次号において「特定条件」という。）が付されていること。

二　法第六十一条第二項の内国法人が、当該暗号資産につき、資金決済に関する法律第二条第十六項（定義）に規定する暗号資産交換業者が同条第二十二項に規定する認定資金決済事業者協会を通じて特定条件が付されていることを公表するための当該暗号資産交換業者に対する特定条件通知（特定条件が付され、又は付される予定である旨の通知をいう。）その他の財務省令で定める手続を行つていること。

第百十八条の八第一項中「第六十一条第二項」を「第六十一条第二項第一号」に改め、「（暗号資産にあつては、同項に規定する市場暗号資産（同項に規定する特定自己発行暗号資産を除く。以下この項において「時価評価暗号資産」という。）に限る。以下この項及び次条において同じ。）」を削り、「時価評価暗号資産以外」を「暗号資産以外」に、「、時価評価暗号資産」を「、暗号資産」に改め、同項第三号及び第四号中「時価評価暗号資産」を「暗号資産」に改め、同条第二項中「第六十一条第二項」を「第六十一条第二項第一号」に改める。

第百十八条の十一を削る。

第百十八条の十の見出し中「区分変更」を「区分変更等」に改め、同条第三項中「おける第一項」を「おける第三項」に、「第一項の事業年度終了の日前の日のうち当該終了の日に最も近い日」を「次の各号に掲げる暗号資産の区分に応じ当該各号に定める日」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第一項第二号（イ又はロに係る部分に限る。）に掲げる事実が生じた暗号資産に該当するものその事実が生じた日前の日のうち当該事実が生じた日に最も近い日

二　第一項第二号（ハに係る部分に限る。）又は第四号に掲げる事実が生じた暗号資産に該当するもの　第三項の事業年度終了の日前の日のうち当該終了の日に最も近い日

第百十八条の十第三項を同条第五項とし、同条第二項中「が期末保有暗号資産」を「が期末保有暗号資産等であつて第一項第四号に掲げる事実が生じた暗号資産に該当するもの」に、「当該期末保有暗号資産」を「当該期末保有暗号資産等」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「事業年度終了の時において市場暗号資産（法第六十一条第二項（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）に規定する市場暗号資産をいう。以下この項において同じ。）に該当しない暗号資産（当該事業年度の期間内のいずれかの時において市場暗号資産に該当していたものに限るものとし、同条第二項に規定する特定自己発行暗号資産に該当するものを除く。）」を「第一項第二号（イからハまでに係る部分に限る。）又は第四号に掲げる事実が生じた暗号資産に該当する暗号資産」に、「当該事業年度終了の時」を「その事実が生じた時（同項第二号（ハに係る部分に限る。）又は第四号に掲げる事実が生じた場合には、その事実が生じた時の属する事業年度終了の時）」に改め、「当該暗号資産」の下に「（同号に掲げる事実が生じた暗号資産に該当するものに限る。）」を加え、「期末保有暗号資産」を「期末保有暗号資産等」に、「に期末保有暗号資産」を「に期末保有暗号資産等」に、「期末保有暗号資産を」を「期末保有暗号資産等を」に改め、同項第一号中「第三項」を「第五項」に、「期末保有暗号資産」を「期末保有暗号資産等」に改め、同項第二号中「期末保有暗号資産」を「期末保有暗号資産等」に、「時価評価をする暗号資産」を「市場暗号資産等」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

法第六十一条第六項（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）に規定する政令で定める事実は、次に掲げる事実とする。

一　法第六十一条第六項の内国法人の有する暗号資産が特定自己発行暗号資産（同条第二項第一号ロに規定する特定自己発行暗号資産をいう。以下この項において同じ。）に該当しないこととなつたこと。

二　法第六十一条第六項の内国法人の有する暗号資産について生じた次に掲げる事実（当該暗号資産がその事業年度開始の時から当該事実の生ずる直前の時（当該事実がハに掲げる事実である場合には、当該事業年度終了の時）までの期間内のいずれかの時において市場暗号資産（同条第二項第一号に規定する市場暗号資産をいう。第四号において同じ。）に該当するもの（次号において「二号暗号資産」という。）である場合に限るものとし、当該暗号資産が当該直前の時において特定自己発行暗号資産に該当するものである場合を除く。）

イ　その暗号資産が特定譲渡制限付暗号資産（法第六十一条第二項第一号イに規定する特定譲渡制限付暗号資産をいう。以下この項において同じ。）に該当することとなつたこと。

ロ　その暗号資産が特定譲渡制限付暗号資産に該当しないこととなつたこと（当該暗号資産が当該開始の時からその該当しないこととなつた時までの期間内のいずれかの時において時価法選定特定譲渡制限付暗号資産（特定譲渡制限付暗号資産であつて法第六十一条第三項に規定する時価評価金額をもつてその事業年度終了の時における評価額とするものをいう。ハ及び第四号において同じ。）に該当するものであつた場合に限る。）。

ハ　その暗号資産がその評価の方法の変更により時価法選定特定譲渡制限付暗号資産に該当しないこととなつたこと。

ニ　その暗号資産が特定譲渡制限付暗号資産に該当しないこととなつたこと（ロに掲げる事実を除く。）。

三　法第六十一条第六項の内国法人の有する暗号資産であつて二号暗号資産に該当しないものについて生じた次に掲げる事実（当該暗号資産が当該事実の生ずる直前の時において特定自己発行暗号資産に該当するものである場合を除く。）

イ　その暗号資産が特定譲渡制限付暗号資産に該当することとなつたこと。

ロ　その暗号資産が特定譲渡制限付暗号資産に該当しないこととなつたこと。

四　法第六十一条第六項の内国法人の有する暗号資産がその事業年度の期間内のいずれかの時において市場暗号資産に該当しないこととなつたこと（当該暗号資産が当該事業年度終了の時において市場暗号資産、特定譲渡制限付暗号資産（当該期間内のいずれかの時において時価法選定特定譲渡制限付暗号資産に該当していたものを除く。）若しくは特定自己発行暗号資産に該当するものである場合、当該暗号資産に当該期間内のいずれかの時において第二号（ハに係る部分を除く。）に掲げる事実が生じ、その生じた時（当該期間内にこれらの事実が二以上生じた場合には、その生じた時のうち最も遅い時）において当該暗号資産が市場暗号資産に該当しないものであつた場合又は当該暗号資産に当該期間内のいずれかの時において同号（ハに係る部分に限る。）に掲げる事実が生じた場合を除く。）。

2　内国法人が前項第一号、第二号（ニに係る部分に限る。）又は第三号に掲げる事実が生じた暗号資産に該当する暗号資産を自己の計算において有する場合には、その事実が生じた時において、その暗号資産をその時の直前の帳簿価額により譲渡し、かつ、その暗号資産をその帳簿価額により取得したものとみなして、その内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

第百十八条の十を第百十八条の十一とする。

第百十八条の九第二項中「短期売買商品等の」を「法第六十一条第三項に規定する短期売買商品等（以下この条において「短期売買商品等」という。）の」に、「つき同項」を「つき法第六十一条第四項」に、「法第六十一条第三項」を「同条第三項」に改め、同条第六項中「の益金不算入等」及び「の損金不算入等」を削り、同条を第百十八条の十とする。

第百十八条の八の次に次の一条を加える。

（特定譲渡制限付暗号資産の評価の方法の選定の手続等）

第百十八条の九　第百十八条の六第四項から第六項まで（短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法及びその選定の手続等）の規定は、法第六十一条第二項第二号（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）に掲げる特定譲渡制限付暗号資産（以下この条において「選定特定譲渡制限付暗号資産」という。）の評価の方法の選定の手続について準用する。この場合において、第百十八条の六第五項中「、第一項各号」とあるのは、「、法第六十一条第二項第二号イ及びロ」と読み替えるものとする。

2　内国法人が、法第六十一条第二項第一号イに規定する特定譲渡制限付暗号資産（同号ロに規定する自己発行暗号資産を除く。以下この項において「特定譲渡制限付暗号資産」という。）の取得（適格合併又は適格分割型分割による被合併法人又は分割法人からの引継ぎを含むものとし、第百十八条の六第六項各号に掲げる取得を除く。）をした場合（第百十八条の六第五項各号に掲げる場合において、当該各号の短期売買商品等が特定譲渡制限付暗号資産であるときを含む。）には、これらの特定譲渡制限付暗号資産が法第六十一条第二項第一号に規定する市場暗号資産に該当しないときであつても、当該特定譲渡制限付暗号資産を選定特定譲渡制限付暗号資産に該当するものとして、前項において準用する第百十八条の六第五項の規定を適用する。

3　第三十条（棚卸資産の評価の方法の変更手続）の規定は、選定特定譲渡制限付暗号資産（前項の規定により選定特定譲渡制限付暗号資産に該当するものとされたものを含む。）の評価の方法の変更手続について準用する。この場合において、同条第一項中「次条第一項に規定する評価の方法」とあるのは、「法第六十一条第二項第二号ロ（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）に掲げる方法」と読み替えるものとする。

4　第二項の場合において、同項の特定譲渡制限付暗号資産が選定特定譲渡制限付暗号資産に該当することとなつたときは、第一項において準用する第百十八条の六第五項の規定により届け出た方法（前項において準用する第三十条第一項の規定によりその方法の変更の承認を受けた場合には、その変更後の方法）をもつて、法第六十一条第二項の規定によりその選定特定譲渡制限付暗号資産に該当することとなつた暗号資産について選定した評価の方法とする。

第百十八条の十二第一項中「第六十一条第八項」を「第六十一条第七項」に改め、同条第二項中「第六十一条第九項」を「第六十一条第八項」に、「同条第八項」を「同条第七項」に、「第六十一条第八項又は第九項」を「第六十一条第七項又は第八項」に改める。

第百十九条の三第十一項中「（特定支配日の属する事業年度に受けるものを除く。）」を削り、「第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額を加算した金額から第三号に掲げる金額を減算した」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める。

一　次号に掲げる場合以外の場合　イに掲げる金額にロに掲げる金額を加算した金額からハに掲げる金額を減算した金額

イ　前項第二号イに掲げる金額

ロ　特定支配日から当該対象配当等の額に係る決議日等の属する当該他の法人の事業年度開始の日の前日までの間に当該他の法人の株主等が当該他の法人から受けた配当等の額（当該配当等の額に係る基準時が当該特定支配日以後であるものに限る。）に対応して減少した当該他の法人の利益剰余金の額の合計額

ハ　前項第二号ハに掲げる金額

二　当該対象配当等の額を受ける日の属する当該他の法人の事業年度（以下この号において「対象事業年度」という。）の期間内に特定支配日がある場合（利益剰余金期中増加及び期中配当等があつた場合（当該対象事業年度が当該他の法人の設立の日の属する事業年度である場合にあつては、利益剰余金期中増加及び期中配当等があつた場合に準ずる場合として財務省令で定める場合。第十四項及び第十五項において同じ。）に限る。）　イに掲げる金額から口に掲げる金額を減算した金額

イ　当該対象配当等の額を受ける直前の当該他の法人の利益剰余金の額から当該対象事業年度の前事業年度（当該対象事業年度が当該他の法人の設立の日の属する事業年度である場合には、その設立の時。ロにおいて同じ。）の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額を減算した金額と当該対象事業年度開始の日から当該直前の時までの期間内に当該他の法人の株主等が当該他の法人から受ける配当等の額に対応して減少した当該他の法人の利益剰余金の額の合計額とを合計した金額

ロ　当該特定支配日の前日の当該他の法人の利益剰余金の額から当該前事業年度の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額を減算した金額と当該対象事業年度開始の日から当該前日までの期間内に当該他の法人の株主等が当該他の法人から受ける配当等の額に対応して減少した当該他の法人の利益剰余金の額の合計額とを合計した金額

第百十九条の三第十四項第一号ロ中「第十項第二号ハ」の下に「又は第十一項第二号ロ」を加え、同号ハ中「同項第二号ハ」の下に「又は第十一項第二号ロ」を加え、「第十一項」を「同項」に改め、同項第二号ロ中「第十項第二号ハ」の下に「又は第十一項第二号ロ」を加え、同号ハ中「同項第二号ハ」の下に「又は第十一項第二号ロ」を加え、「第十一項」を「同項」に改め、同条第十五項第一号中「第十項第二号ハ」の下に「又は第十一項第二号ロ」を加え、「同号ハ」を「これらの規定」に改める。

第百二十三条の二中「第六十一条第二項」を「第六十一条第三項」に、「同条第八項」を「同条第七項」に改める。

第百二十三条の八第二項第二号中「第六十一条第二項」を「第六十一条第三項」に改める。

第百三十九条の十第二項第一号ロ中「第四十二条の十二の五第二項」を「第四十二条の十二の五第三項」に改め、同項第二号ロ中「第四十二条の十二の五（」の下に「同条第一項又は第二項にあつては、」を加える。

第百四十一条第二項に次の一号を加える。

五　法第八十二条第三十一号（定義）に規定する自国内最低課税額に係る税

第百四十一条第三項第四号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四　外国における各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に相当する税

五　第百五十五条の三十四第二項第三号（対象租税の範囲）に掲げる税

第百四十五条の十五第三項第一号ハ中「ツまで」を「ネまで」に、「同号カ」を「同号ヨ」に改める。

第百五十五条の四第二項を同条第三項とし、同条第一項中「（定義）」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第八十二条第二号イ（定義）に規定する政令で定めるものは、国等（同号イに規定する国等をいう。以下この項において同じ。）がその持分の全部を直接又は間接に有する会社等であつて、国等の資産を運用することを主たる目的とし、かつ、第百五十五条の十一第一項第二号から第四号まで（除外会社等の範囲）に掲げる要件を満たすものとする。

第百五十五条の五第二号中「第八十二条の二第十一項」を「第八十二条の二第十四項」に改める。

第百五十五条の十八第一項第二号ヨを同号タとし、同号トからカまでを同号チからヨまでとし、同号への次に次のように加える。

ト　第百五十五条の二十四の二第六項（除外資本損益に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）の規定

第百五十五条の十八第二項第十二号中「及び次項第十一号」及び「及び同項第十一号」を削り、「同号」を「次項第十一号」に、「）で」を「）又は適格適用者変更税額控除額（国又は地域の租税に関する法令において、税額控除を受けることができる者と他の者との間の取引に基づき、当該税額控除を受けることができる者がその税額控除を受けることができる金額の全部又は一部につきその適用を受けることができないこととなることにより、当該適用を受けることができないこととなる金額に相当する額につき当該他の者が税額控除を受けることが認められる税額控除の額として財務省令で定める金額をいう。同号において同じ。）で」に改め、同条第三項第十一号中「非適格給付付き税額控除額（国等から受ける給付付き税額控除の額のうち、適格給付付き税額控除額以外のものをいう。）」を「税額控除の額（適格給付付き税額控除額及び適格適用者変更税額控除額を除く。）」に改める。

第百五十五条の二十四の次に次の一条を加える。

（除外資本損益に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）

第百五十五条の二十四の二　特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等（構成会社等及び当該構成会社等の所在地国を所在地国とする他の構成会社等の個別計算所得等の金額の計算につきこの項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。）の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項の提供がある場合（法第百五十条の三第三項（特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供）の規定の適用がある場合に限る。）には、当該構成会社等の当該対象会計年度以後の各対象会計年度に係る構成会社等個別計算所得等の金額の計算における当該構成会社等が有する所有持分に係る第百五十五条の十八第二項及び第三項（個別計算所得等の金額の計算）の規定の適用については、同条第二項第二号中「含む」とあるのは「含むものとし、当該構成会社等の所在地国の租税に関する法令において当該構成会社等の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額のうち財務省令で定める金額を除く」と、同項第三号中「額で」とあるのは「額（構成会社等の所在地国の租税に関する法令において当該構成会社等の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額を除く。）で」と、同項第四号中「額で」とあるのは「額（当該構成会社等の所在地国の租税に関する法令において当該構成会社等の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額のうち財務省令で定める金額を除く。）で」と、同項第三号中「金額で」とあるのは「金額（当該構成会社等の所在地国の租税に関する法令において当該構成会社等の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額のうち財務省令で定める金額を除く。）で」と、同項第五号中「額で」とあるのは「額（当該構成会社等の所在地国の租税に関する法令において当該構成会社等の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額のうち財務省令で定める金額を除く。）で」とする。

2　特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等（当該対象会計年度以後の各対象会計年度において前項の規定の適用を受けることをやめようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。）の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項の提供がある場合（法第百五十条の三第三項の規定の適用がある場合に限る。）における当該対象会計年度以後の各対象会計年度の前項の所有持分に係る構成会社等個別計算所得等の金額の計算については、同項の規定は、適用しない。ただし、過去対象会計年度において同項の規定により読み替えて適用される第百五十五条の十八第二項第二号又は第三号に規定する財務省令で定める金額として同項に規定する加算調整額から除かれた金額がある場合には、当該対象会計年度以後の各対象会計年度の当該除かれた金額に係る所有持分に係る構成会社等個別計算所得等の金額の計算については、この限りでない。

3　第一項の規定は、同項の当該対象会計年度の直前の四対象会計年度のうちに前項の規定の適用を受けることとなつた対象会計年度がない場合に限り、適用する。

4　第二項の規定は、同項の当該対象会計年度の直前の四対象会計年度のうちに第一項の規定の適用を受けることとなつた対象会計年度がない場合に限り、適用する。

5　法第八十二条の二第三項（国際最低課税額）の規定は、第一項の所在地国を所在地国とする同条第三項に規定する特定構成会社等がある場合について準用する。この場合において、同項中「前項第一号から第三号まで」とあるのは、「法人税法施行令第百五十五条の二十四の二第一項から第四項まで（除外資本損益に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）」と読み替えるものとする。

6　法第八十二条の二第五項の規定及び第一項から第四項までの規定は、共同支配会社等の共同支配会社等個別計算所得等の金額の計算について準用する。この場合において、同条第五項中「前項第一号から第三号まで」とあるのは「法人税法施行令第百五十五条の二十四の二第六項（除外資本損益に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）において準用する同条第一項から第四項まで」と、第一項中「他の構成会社等」とあるのは「当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等」と、「第百五十五条の十八第二項及び第三項」とあるのは「第百五十五条の十八第四項」と、「計算）」とあるのは「計算）において準用する同条第二項及び第三項」と読み替えるものとする。

第百五十五条の二十五第一項第一号イ中「前条第一項」を「第百五十五条の二十四第一項（資産等の時価評価損益に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）」に改め、同条第二項中「前条第一項」を「第百五十五条の二十四第一項」に、「前条第七項」を「第百五十五条の二十四第七項」と、「特例）」とあるのは「特例）」に改める。

第百五十五条の三十三第一項中「第百五十五条の三十五第九項」を「第百五十五条の三十五第十項」に改める。

第百五十五条の三十五第二項第二号ロ中「次号ニ」を「次号ハ」に改め、同号ハ中「含む」の下に「。ハにおいて同じ」を加え、「次号ハ」を「次号ロ及び第七項」に、「同じ。」を「同じ。」又は適格適用者変更税額控除額（同条第二項第十二号に規定する適格適用者変更税額控除額をいう。次号ロにおいて同じ。）」に改め、同項第三号イ中「へまで」を「ホまで」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「を除く」を「及び適格適用者変更税額控除額を除く」に、「限る。）」を「限る。）のうち財務省令で定める金額」に改め、同号ハを同号ロとし、同号ニを同号ハとし、同号ホ中「（ニ」を「（ハ」に改め、同号ホを同号ニとし、同号ヘ中「。ヘ」を「。ホ」に改め、同号ヘを同号ホとし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第七項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　構成会社等又は共同支配会社等が、各対象会計年度において第百五十五条の二十四の二第一項（除外資本損益に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合において、導管会社等（当該構成会社等の特定多国籍企業グループ等に属する会社等又は当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等を除く。）に対する持分のうち当該持分を有することにより受けることができると見込まれる収益の額（適格給付付き税額控除額以外の税額控除の額を除く。）が当該持分の取得に要した額を下回ることその他の財務省令で定める要件を満たすもの（第一号において「適格持分」という。）を有するときは、当該構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度に係る調整後対象租税額の計算については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一　当該適格持分を有することにより受ける収益の額のうち財務省令で定める金額（次号において「投資収益の額」という。）が当該取得に要した額以下である場合　当該適格持分を有することにより受ける税額控除の額及びこれに類するものとして財務省令で定める金額を当該調整後対象租税額に加算する。

二　投資収益の額が当該取得に要した額を超える場合（当該対象会計年度以前の各対象会計年度において前号の規定により加算された金額がある場合に限る。）　その超える部分の金額として財務省令で定める金額（当該加算された金額（過去対象会計年度においてこの号の規定により減算された金額がある場合には、当該減算された金額を除く。）に相当する金額を限度とする。）を当該調整後対象租税額から減算する。

第百五十五条の三十七第十二項中「第八十二条の二第十一項」を「第八十二条の二第十四項」に改める。

第百五十五条の三十八第一項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、同条に次の一項を加える。

4　第一項の所在地国を所在地国とする構成会社等が第百五十五条の三十三第一項（配当控除所得課税規定の適用を受ける最終親会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）の規定の適用を受ける場合には、当該構成会社等の各対象会計年度に係る第一項各号に掲げる金額（第二項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）に同条第一項の規定により控除される金額が同項に規定する特例適用前個別計算所得等の金額のうちに占める割合をそれぞれ乗じて計算した金額を、当該構成会社等の当該対象会計年度に係る第一項各号に掲げる金額からそれぞれ控除する。

第百五十五条の三十九第二号及び第百五十五条の四十三第二号中「同条第九項」を「同条第十二項」に改める。

第百五十五条の四十六中「又は同項の他の共同支配会社等が第百五十五条の三十二第三項」を「が第百五十五条の三十二第三項」に、「当該共同支配会社等又は当該他の共同支配会社等」と読み替える」を「当該共同支配会社等」と、同条第四項中「構成会社等が第百五十五条の三十三第一項」とあるのは「同項の共同支配会社等が第百五十五条の三十三第二項」と、「特例）」とあるのは「特例）において準用する同条第一項」と、「当該構成会社等」とあるのは「当該共同支配会社等」と読み替える」に改める。

第百五十五条の四十七第二号及び第百五十五条の五十第二号中「同条第十項」を「同条第十三項」に、「同条第九項」を「同条第十二項」に改める。

第二編第二章第一節第二款中第百五十五条の五十七を第百五十五条の五十八とし、第百五十五条の五十六を第百五十五条の五十七とする。

第百五十五条の五十五中「前条の」を「前条第一項、第二項、第四項及び第九項の」に、「第八十二条の二第十項」を「第八十二条の二第十三項」に、「同条第六項各号」を「同条第七項各号」に改め、同条を第百五十五条の五十六とする。

第百五十五条の五十四の見出しを「（収入金額等に関する適用免除基準）」に改め、同条第一項中「第八十二条の二第六項第一号」を「第八十二条の二第七項第一号」に改め、同条第二項中「第八十二条の二第六項第二号」を「第八十二条の二第七項第二号」に改め、同条第四項を同条第九項とし、同条第三項中「及び前項」を「、第二項及び前項第一号」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の四項を加える。

5　法第八十二条の二第八項第一号イに規定する政令で定める金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一　法第八十二条の二第八項第一号イの所在地国を所在地国とする全ての構成会社等（連結除外構成会社等を除く。）の同号イの対象会計年度に係る調整後対象租税額の合計額

二　当該対象会計年度に係る国別報告事項又はこれに相当する事項として所轄税務署長等に提供された当該所在地国に係る法第八十二条の二第八項第一号イに規定する財務省令で定める事項に係る金額（連結除外構成会社等に係る部分に限る。以下この号において「調整後税額」という。）（当該国別報告事項又はこれに相当する事項が提供されない場合にあつては、当該国別報告事項又はこれに相当する事項として最終親会社等の所在地国に提供されるものとした場合における当該連結除外構成会社等の所在地国に係る調整後税額）

6　法第八十二条の二第八項第一号ロに規定する政令で定める金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一　法第八十二条の二第八項第一号ロの所在地国を所在地国とする全ての構成会社等（連結除外構成会社等を除く。）の同号ロの対象会計年度に係る個別計算所得金額の合計額から当該対象会計年度に係る国別報告事項又はこれに相当する事項として所轄税務署長等に提供された当該所在地国に係る収入金額（連結除外構成会社等に係る部分に限る。以下この号において「調整後収入金額」という。）（当該国別報告事項又はこれに相当する事項が提供されない場合にあつては、当該国別報告事項又はこれに相当する事項として最終親会社等の所在地国に提供されるものとした場合における当該連結除外構成会社等の所在地国に係る調整後収入金額）

7　前二項に規定する連結除外構成会社等は、法第八十二条の二第八項の特定多国籍企業グループ等の同項の各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等（同項の所在地国を所在地国とする構成会社等が連結除外構成会社等である場合に、当該連結除外構成会社等について前二項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。）の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項の提供がある場合（法第百五十条の三第三項の規定の適用がある場合に限る。）におけるその連結除外構成会社等に限るものとする。

8　連結除外構成会社等が恒久的施設等を有する場合における第三項第一号に規定する調整後収入金額、第五項第二号に規定する調整後税額及び第六項第二号に規定する調整後収入金額は、当該恒久的施設等に係る部分の金額を除いた金額とする。

第百五十五条の五十四第二項の次に次の一項を加える。

3　特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等（第一項第一号の所在地国を所在地国とする構成会社等が連結除外構成会社等（法第八十二条の二第八項に規定する連結除外構成会社等をいう。以下この条において同じ。）である場合に、当該連結除外構成会社等に係る次の各号に掲げる金額の計算につきこの項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。）の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項の提供がある場合（法第百五十条の三第三項（特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供）の規定の適用がある場合に限る。）には、当該連結除外構成会社等に係る次の各号に掲げる金額は、当該各号に定める金額とする。

一　第一項第一号の適用対象会計年度に係る同号に規定する収入金額　当該適用対象会計年度に係る国別報告事項（租税特別措置法第六十六条の四の四第一項（特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供）に規定する国別報告事項をいう。以下この条において同じ。）又はこれに相当する事項として同法第六十六条の四の四第一項若しくは第二項に規定する所轄税務署長又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局（以下この条において「所轄税務署長等」という。）に提供された当該所在地国に係る収入金額（当該連結除外構成会社等に係る部分に限るものとし、その期間が一年でない対象会計年度にあつては、当該収入金額を当該対象会計年度の月数で除し、これに十二を乗じて計算した金額とする。以下この項において「調整後収入金額」という。）（当該国別報告事項又はこれに相当する事項が提供されない場合にあつては、当該国別報告事項又はこれに相当する事項として最終親会社等の所在地国に提供されるものとした場合における当該連結除外構成会社等の所在地国に係る調整後収入金額。以下この項において同じ。）

二　第一項第二号の直前二対象会計年度に係る収入金額　当該直前二対象会計年度に係る国別報告事項又はこれに相当する事項として所轄税務署長等に提供された当該所在地国に係る調整後収入金額

三　前項第一号の各対象会計年度に係る個別計算所得金額　当該対象会計年度に係る国別報告事項又はこれに相当する事項として所轄税務署長等に提供された当該所在地国に係る調整後収入金額が零を超える場合におけるその超える部分の金額

四　前項第二号の各対象会計年度に係る個別計算損失金額　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める額

イ　当該対象会計年度に係る国別報告事項又はこれに相当する事項として所轄税務署長等に提供された当該所在地国に係る調整後収入金額が零である場合　零

ロ　当該対象会計年度に係る国別報告事項又はこれに相当する事項として所轄税務署長等に提供された当該所在地国に係る調整後収入金額が零を下回る場合　その下回る部分の金額

第百五十五条の五十四を第百五十五条の五十五とする。

第百五十五条の五十三の次に次の一条を加える。

（自国内最低課税額に係る税に関する適用免除基準）

第百五十五条の五十四　法第八十二条の二第六項第一号（国際最低課税額）に規定する政令で定める自国内最低課税額に係る税に関する法令は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

一　第百五十五条の十六第一項及び第二項（当期純損益金額）の規定に相当する規定その他の財務省令で定める規定に基づき構成会社等及び共同支配会社等の当期純損益金額を計算することとされていること。

二　次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ　法第八十二条の二第六項の自国内最低課税額に係る税を課することとされている特定多国籍企業グループ等に属する全ての構成会社等の所在地国等財務諸表（その作成に係る期間が当該特定多国籍企業グループ等の対象会計年度と同一であるものに限る。以下この号において同じ。）が作成されている場合には、当該所在地国等財務諸表に係る所在地国等財務会計基準に従つてこれらの構成会社等の当期純損益金額に相当する金額を計算することとされ、かつ、これらの構成会社等のうちいずれかの構成会社等の所在地国等財務諸表が作成されていない場合には、前号に規定する財務省令で定める規定に基づき当該当期純損益金額を計算することとされていること。

ロ　法第八十二条の二第六項の自国内最低課税額に係る税を課することとされている特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等の所在地国等財務諸表が作成されている場合には、これらの所在地国等財務諸表に係る所在地国等財務会計基準に従つて当該共同支配会社等及び当該他の共同支配会社等の当期純損益金額に相当する金額を計算することとされ、かつ、当該共同支配会社等及び当該他の共同支配会社等のうちいずれかの共同支配会社等の所在地国等財務諸表が作成されていない場合には、前号に規定する財務省令で定める規定に基づきこれらの当期純損益金額を計算することとされていること。

2　前項第二号及びこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　所在地国等財務会計基準　構成会社等又は共同支配会社等の所在地国（当該構成会社等又は共同支配会社等が無国籍会社等である場合にあつては、その設立国。次号において同じ。）において一般に公正妥当と認められる会計処理の基準をいう。

二　所在地国等財務諸表　構成会社等又は共同支配会社等の所在地国に係る所在地国等財務会計基準に従つて当該構成会社等又は共同支配会社等の財産及び損益の状況を記載した計算書類として財務省令で定めるものをいう。

3　法第八十二条の二第六項第二号に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　法第八十二条の二第六項の国又は地域の自国内最低課税額に係る税に関する法令が、最終親会社等又は法第八十二条第十二号（定義）に規定する被部分保有親会社等が各対象会計年度開始の日からその終了の日までの期間において当該国又は地域を所在地国とする全ての構成会社等に係る持分の全てを有する場合にのみ自国内最低課税額に係る税を課することとされているものでないこと。

二　法第八十二条の二第六項の国又は地域の自国内最低課税額に係る税に関する法令が、特定多国籍企業グループ等に係る当該国又は地域を所在地国とする共同支配会社等に対して自国内最低課税額に係る税を課することとされているもの（当該特定多国籍企業グループ等に属する当該所在地国を所在地国とする構成会社等がある場合において、当該共同支配会社等に代えて、当該構成会社等に対して当該共同支配会社等の当該所在地国に係る自国内最低課税額に係る税を課することとされているものを含む。）であること。

三　法第八十二条の二第六項の国又は地域の自国内最低課税額に係る税に関する法令が、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税における個別計算所得等の金額の計算に関する規定に相当する規定が設けられているものであること。

四　前三号に掲げるもののほか、法第八十二条の二第六項の国又は地域の自国内最低課税額に係る税に関する法令が、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税における同条第二項各号及び第四項各号に定める金額の計算に関する規定に相当する規定が設けられていない法令として財務省令で定めるものでないこと。

第百八十三条第三項第一号ハ中「ツまで」を「ネまで」に、「同号カ」を「同号ヨ」に改める。

第二百二条第一項第二号中「、第七十七条の四第五項（特定公益信託の要件等）」を削る。

第二百十二条第一項中「第百五十五条の二十六第一項」を「第百五十五条の二十四の二第一項（除外資本損益に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）（同条第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）、第百五十五条の二十六第一項」に、「又は」を「、」に、「の規定」を「又は第百五十五条の五十五第三項（収入金額等に関する適用免除基準）若しくは同条第五項及び第六項の規定」に改め、同条第二項中「第百五十五条の二十四第一項」を「に相当する」を「（当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（法第八十二条第十三号に規定する構成会社等をいう。次項において同じ。）である内国法人が法第百五十条の三第一項の規定により提供することとされているものの全部を含むものに限る。）に相当する」に改め、同条第四項中「（法第八十二条第十三号に規定する構成会社等をいう。）」を削る。

第二条　法人税法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第二百八号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項第二号中「構成会社等をいう。以下この条」の下に「及び次条」を加え、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11　構成会社等又は共同支配会社等が新法第八十二条第六号に規定する恒久的施設等を有する場合における次に掲げる金額は、当該恒久的施設等に係る部分の金額を除いた金額とする。

一　改正法附則第十四条第一項第一号イに規定する収入金額、同号ロに規定する調整後税引前当期利益の額並びに同項第二号イ及びロに掲げる金額

二　改正法附則第十四条第三項第一号イに規定する税引前当期純利益の額として財務省令で定める金額の合計額及び税引前当期純損失の額として財務省令で定める金額の合計額並びに同項第二号イ及びロに掲げる金額

附則第四条の次に次の一条を加える。

（特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供に関する経過措置）

第四条の二　特定多国籍企業グループ等（法人税法第八十二条第四号に規定する特定多国籍企業グループ等をいう。以下この条において同じ。）に属する構成会社等である内国法人が改正法附則第十六条第三項の規定の適用を受ける対象会計年度における当該特定多国籍企業グループ等に係る法人税法施行令第二百十二条第三項の規定の適用については、同条第四項の規定にかかわらず、同条第三項第一号中「法第百五十条の三第三項の各対象会計年度終了の日の翌日から一年三月以内」とあるのは「令和八年六月三十日まで」と、「同項」とあるのは「法第百五十条の三第三項」と、「の当該」とあるのは「の同項の」と、同項第二号中「法第百五十条の三第三項の各対象会計年度終了の日の翌日から一年三月を経過する日」とあるのは「令和八年六月三十日」とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中法人税法施行令第四条の三の改正規定及び次条の規定　令和六年十月一日

二　第一条中法人税法施行令第七十八条の二第一項の改正規定　令和七年一月一日

三　第一条中法人税法施行令第七十三条の二第一項及び第七十七条の三の改正規定、同令第七十七条の四を削る改正規定並びに同令第二百二条第一項第二号の改正規定並びに附則第四条、第十条及び第十一条の規定　公益信託に関する法律（令和六年法律第　号）の施行の日

（適格組織再編成における株式の保有関係等に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の法人税法施行令（以下「新令」という。）第四条の三第十二項の規定は、令和六年十月一日以後に行われる現物出資について適用し、同日前に行われた現物出資については、なお従前の例による。

（収益事業の範囲に関する経過措置）

第三条　新令第五条第一項第十号ホの規定は、法人のこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

（特定公益信託の要件等に関する経過措置）

第四条　所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号。以下「改正法」という。）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第二条の規定による改正前の法人税法第三十七条第六項の規定に基づく第一条の規定による改正前の法人税法施行令（以下「旧令」という。）第七十七条の四第三項から第六項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第三項中「主務大臣」とあるのは「主務大臣（当該特定公益信託が第二号に掲げるものをその目的とする公益信託である場合を除き、当該特定公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務を行うこととされた都道府県の知事その他の執行機関を含む。次項において同じ。）」と、同条第四項中「証明がされた公益信託の第一項各号」とあるのは「公益信託の法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第百四十二号）第一条の規定による改正前の法人税法施行令（次項において「旧令」という。）第七十七条の四第一項各号（特定公益信託の要件等）」と、同条第五項中「第二項」とあるのは「旧令第七十七条の四第二項」とする。

（国庫補助金等の範囲に関する経過措置）

第五条　新令第七十九条第五号及び第九号の規定は、法人（人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に法人税法第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限が到来する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

（短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額及び時価評価金額に関する経過措置）

第六条　新令第百十八条の六第二項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

2　新令第百十八条の七第五項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

3　改正法附則第九条第二項に規定する政令で定めるものは、同項に規定する改正事業年度終了の時から継続して新令第百十八条の七第三項各号に掲げる要件のいずれかに該当する法人税法第六十一条第一項に規定する暗号資産とする。

（移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例に関する経過措置）

第七条　新令第百十九条の三第十一項、第十四項及び第十五項の規定は、内国法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、内国法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（外国法人税の範囲に関する経過措置）

第八条　新令第百四十一条第二項及び第三項の規定は、内国法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、内国法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（法人税法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第九条　法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項、第三項及び第五項中「及び第五十五条第四項」を「及び第五十五条第五項」に改める。

（地方自治法施行令の一部改正）

第十条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の項を削る。

（地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十一条　附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第七十七条の四第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務については、前条の規定による改正前の地方自治法施行令別表第一法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の項の規定は、なおその効力を有する。

（電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正）

第十二条　電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項中「同条第八号タ」を「同条第八号レ」に改める。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

相続税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百四十三号

相続税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）の一部の施行に伴い、及び相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第三十二条第一項第六号の規定に基づき、この政令を制定する。

相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項第三号ヘ及び第二条の二中「第十二条第一項第四号」を「第十二条第一項第五号」に改める。

第八条第二項第二号中「民法」の下に「第七百七十八条の四（相続の開始後に新たに子と推定された者の価額の支払請求権）又は」を加える。

附　則

この政令は、公益信託に関する法律（令和六年法律第　　号）の施行の日から施行する。ただし、第八条第二項第二号の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

登録免許税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百四十四号

登録免許税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第五条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第三十一号」を「第三十二号」に改める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

消費税法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百四十五号

消費税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）の施行に伴い、並びに消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第二条第一項第十六号、第四条第三項第一号、第十二条の三第一項、第十二条の四第三項及び第四項、第十五条第十五項、第十五条の二第四項、第六項、第十二項及び第十六項、第五十一条第三項、第五十九条の二第一項並びに別表第二第七号イの規定に基づき、この政令を制定する。

（消費税法施行令の一部改正）

第一条　消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

第五条第八号ソを同号ツとし、同号ヲからレまでを同号ワからソまでとし、同号ルの次に次のように加える。

ヲ　漁港水面施設運営権

第六条第一項第六号中「公共施設等運営権　公共施設等運営権」を「公共施設等運営権又は漁港水面施設運営権　公共施設等運営権」に「の所在地」を「又は漁港水面施設運営権に係る漁港の所在地」に改める。

第十四条の二第三項第四号を次のように改める。

四　介護保険法の規定に基づく特例施設介護サービス費の支給に係る施設サービス

第十四条の二第三項第十三号中「並びに健康保険法等の一部を改正する法律附則第九十一条（生活保護法の一部改正）の規定による改正前の生活保護法の規定に基づく介護扶助のための介護（同条の規定による改正前の生活保護法第十五条の二第一項第四号に掲げる施設介護のうち同条第四項に規定する介護療養施設サービスに限る。）」を削る。

第二十五条の二第一項第一号中「第二十五条の四第二項」を「第二十五条の四第三項」に改める。

第二十五条の四第一項中「政令で定めるところ」を「課税売上高として政令で定めるところ」に、「この項及び次項」を「第三項まで」に「次項第二号イ」を「第三項第二号イ」に改め、同条第四項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第二十五条の四第二項第二号ハ」を「第二十五条の四第三項第二号ハ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項に規定する基準期間相当期間とは」を「前二項に規定する基準期間相当期間とは」に改め、同項第一号ロ中「該当し」を「該当する場合であつて」に、「前項」を「第一項」に、「場合を」を「場合又は当該イに定める期間に係る前項に規定する基準期間相当期間における総収入金額が五十億円を超える場合を」に改め、同号ハ中「該当し」を「該当する場合であつて」に、「当該イ又は」を「当該イ若しくは」に、「前項」を「第一項」に、「場合を」を「場合又は当該イ若しくはロに定める期間に係る前項に規定する基準期間相当期間における総収入金額が五十億円を超える場合を」に改め、同項第二号ロ中「該当し」を「該当する場合であつて」に、「前項」を「第一項」に、「場

合を」を「場合又は当該イに定める期間に係る前項に規定する基準期間相当期間における総収入金額が五十億円を超える場合を」に改め、同号ハ中「該当し、かつ、当該イ又は」を「該当する場合であつて、かつ、当該イ若しくは」に、「前項」を「第一項」に、「場合を」を「場合又は当該イ若しくはロに定める期間に係る前項に規定する基準期間相当期間における総収入金額が五十億円を超える場合を」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第十二条の三第一項に規定する総収入金額として政令で定めるところにより計算した金額は、判定対象者の基準期間相当期間における総収入金額（当該基準期間相当期間における売上金額、収入金額その他の収益の額の合計額（当該判定対象者の基準期間相当期間が次項第二号イ又はロに定める期間に該当する場合には、当該合計額を当該基準期間相当期間の月数で除し、これに十二を乗じて計算した金額）をいう。）とする。

第二十五条の五第一項第一号中「次号及び第三項」を「以下この条」に、「同条第一項」を「法第三十条第一項」に、「同号」を「次号」に改め、同項第二号中「この条」を「第三項まで」に改め、同条に次の一項を加える。

4　法第十二条の四第三項に規定する政令で定める場合は、事業者が金地金等の仕入れ等（同項に規定する金地金等の仕入れ等をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）を行つた課税期間中の当該金地金等の仕入れ等に係る課税仕入れに係る支払対価の額の百十分の百に相当する金額及び保税地域から引き取つた当該金地金等の仕入れ等に係る課税貨物の課税標準である金額の合計額（当該課税期間が一年に満たない場合には、当該合計額を当該課税期間の月数（当該月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。）で除し、これに十二を乗じて計算した金額）が二百万円以上である場合とする。

第二十五条の六に次の一項を加える。

2　金地金等の仕入れ等が特例申告書の提出に係る課税貨物の保税地域からの引取りである場合又は特例申告に関する決定に係る課税貨物の保税地域からの引取りである場合における法第十二条の四第三項の規定の適用については、同項中「行つた場合」とあるのは、「行つた場合（当該金地金等の仕入れ等が特例申告書の提出に係る課税貨物の保税地域からの引取りである場合には当該特例申告書を提出した場合とし、特例申告に関する決定（特例申告書に記載すべき第四十七条第一項第一号又は第二号に掲げる金額についての決定（国税通則法第二十五条（決定）の規定による決定をいう。）をいう。）に係る課税貨物の保税地域からの引取りである場合には当該特例申告に関する決定の通知を受けた場合とする。）」とする。

第二十七条の見出し中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改め、同条第二項中「この項から第七項まで」を「第八項まで」に改め、同項第一号ロ中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に、「及び次項」を「、次項及び第六項第七号」に、「及び第六項」を「、第六項及び第七項」に改め、同項第二号ロ及び第三号ロ中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改め、同条第六項第一号中「第二十五条の四第二項第一号イ」を「第二十五条の四第三項第一号イ」に、「次項第一号イ」を「第三項第一号イ」に、「法人課税信託」を「法人課税信託等」に、「の」の受託事業者」を「次項において同じ。）の受託事業者」に、「の」の各」を「次項において同じ。）の各」に、「とする」を「と、同条第二項中「の合計額」とあるのは「の合計額（以下この項において「収益合計額」という。）」と、「金額」とあるのは「金額）に、次項第一号ロに定める当該十二月三十一日の属する年において終了した当該判定対象者に係る各法人課税信託等の受託事業者の各事業年度における収益合計額の合計額（当該受託事業者の各事業年度の月数の合計数が十二を超える場合には、当該合計額を当該合計数で除し、これに十二を乗じて計算した金額）の合計額を加算した金額」とする」に改め、同項第三号中「第二十五条の四第二項第一号ハ」を「第二十五条の四第三項第一号ハ」に、「次項第一号ハ」を「第三項第一号ハ」に、「法人課税信託」を「法人課税信託等」に、「の」の受託事業者」を「次項において同じ。）の受託事業者」に改め、「この項」の下に「及び次項」を加え、「」とする」を「」と、同条第二項中「の合計額」とあるのは「の合計額（以下この項において「収益合計額」という。）」と、「金額」とあるのは「金額）に、次項第一号ハに定める当該六月三十日の属する年の一月一日から六月三十日までの期間中に当該判定対象者に係る各法人課税信託等の受託事業者の六月の期間の末日が到来する場合には当該六月の期間における収益合計額の合計額を加算し、同号ハに定める当該六月三十日の属する年の一月一日から六月三十日までの期間中に終了した当該受託事業者（当該六月三十日の属する年の一月一日から六月三十日までの期間中に六月の期間の末日が到来する受託事業者を除く。）の各事業年度がある場合には当該各事業年度における収益合計額の合計額（当該受託事業者の各事業年度の月数の合計数が六を超える場合には、当該合計額を当該合計数で除し、これに六を乗じて計算した金額）の合計額を加算した金額」とする」に改め、同項第二項第二号イ」を「第二十五条の四第三項第二号イ」に、「次項第二号イ」を「第三項第二号イ」に、「法人課税信託」を「法人課税信託等」に、「の」の受託事業者」を「次項において同じ。）の受託事業者」に、「の」の各」を「次項において同じ。）の各」に、「とする」を「と、同条第二項中「の合計額」とあるのは「の合計額（以下この項において「収益合計額」という。）」と、「金額」とあるのは「金額）に、次項第二号イに規定する各事業年度の月数の合計数が十二を超える場合には、当該合計額を当該合計数で除し、これに十二を乗じて計算した金額）の合計額を加算した金額」とする」に改め、同項第二号ロ中「第二十五条の四第二項第二号ハ」を「第二十五条の四第三項第二号ハ」に、「次項第二号ハ」を「第三項第二号ハ」に改め、「この項」の下に「及び次項」を加え、「法人課税信託」を「法人課税信託等」に、「の」の受託事業者」を「次項において同じ。）の受託事業者」に、「」とする」を「」と、同条第二項中「の合計額」とあるのは「の合計額（以下この項において「収益合計額」という。）」と、「金額」とあるのは「金額）に、固有六月期間中に当該判定対象者に係る各法人課税信託等の受託事業者の六月の期間の末日が到来する場合には当該六月の期間における収益合計額の合計額を加算し、固有六月期間中に終了した当該受託事業者（当該固有六月期間中に六月の期間の末日が到来する受託事業者を除く。）の各事業年度がある場合には当該各事業年度における収益合計額の合計額（当該受託事業者の各事業年度の月数の合計数が六を超える場合には、当該合計額を当該合計数で除し、これに六を乗じて計算した金額）の合計額を加算した金額」とする」に改め、同項第七号中「については、」を「又は同条第二項に規定する基準期間相当期間における総収入金額については、それぞれ」に、「法人課税信託」を「法人課税信託等」に、「を同項」を「を同条第一項」に改め、「適用する同項」の下に「又は同条第二項」を加え、同条第六項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　固有事業者又は受託事業者が法第十二条の四第三項に規定する金地金等の仕入れ等を行った場合における当該固有事業者に係る第二十五条の五第四項の規定の適用については、同項中「事業者が」とあるのは「固有事業者（法第十五条第四項に規定する固有事業者をいう。以下この項において同じ。）のその課税期間における」と、「同項」とあるのは「法第十二条の四第三項」と、「を行った課税期間中の当該金地金等の仕入れ等に係る」とあるのは「に係る」と、「合計額（」とあるのは「合計額（以下この項において「金地金等の仕入れ等の額」という。）（」と、「）で」とあるのは「以下この項において同じ。）で」と、「金額）」とあるのは「金額）に、当該固有事業者の当該課税期間中に終了した当該固有事業者に係る各法人課税信託等（法第十五条第一項に規定する法人課税信託等をいう。）の受託事業者（法第十五条第三項に規定する受託事業者をいう。）の各課税期間における金地金等の仕入れ等の額の合計額（当該各課税期間の月数の合計数が十二を超える場合には、当該合計額を当該合計数で除し、これに十二を乗じて計算した金額）の合計額を加算した金額」とする。

第二十八条の見出し並びに同条第一項及び第三項中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改め、同条第五項中「が法人課税信託」の下に「（法第十四条第一項ただし書に規定する法人課税信託をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「（法人課税信託」を「（特定法人課税信託」に改め、同条第十一項中「又は前条第六項」を「、前条第六項」に改め、「第二十五条の四」の下に「及び前条第七項の規定により読み替えて適用する第二十五条の五第四項」を加え、同条第十三項中「法人課税信託の固有事業者」を「法人課税信託の受託事業者」に、「法人課税信託等の受託事業者」に、「法人課税信託（第十四条第一項ただし書」を「法人課税信託等（同条第一項」に、「法人課税信託を」を「法人課税信託等を」に、「（第十五条第四項」を「（同条第四項」に、「法第十四条第一項ただし書」を「同条第一項」に、「法人課税信託の法第十五条第四項」を「法人課税信託等の同条第四項」に改め、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項の次に次の一項を加える。

14　法第十五条第一項の規定の適用を受けた法第十四条第一項ただし書に規定する公益信託に対する国税通則法の規定の適用については、同法第七条の二第一項及び第二項（信託に係る国税の納付義務の承継）中「事由に」とあるのは、「事由又は公益信託に関する法律（令和六年法律第　号）第三十三条第三項（信託法の適用関係）の規定により読み替えて適用する信託法第五十六条第一項に規定する特定終了事由に」とする。

第二十九条及び第三十条を次のように改める。

（特定プラットフォーム事業者が合併等を行った場合の取扱い等）

第二十九条　事業者が、特定プラットフォーム事業者（法第十五条の二第一項に規定する特定プラットフォーム事業者をいう。以下この項及び第五項において同じ。）のデジタルプラットフォーム（同条第一項に規定するデジタルプラットフォームをいう。第五項第一号において同じ。）に係る事業を合併若しくは分割により承継し、又は当該事業を譲り受けた場合には、当該事業を承継した合併法人若しくは分割承継法人又は当該事業を譲り受けた事業者（特定プラットフォーム事業者を除く。次項において「合併法人等」という。）は、当該合併若しくは分割又は譲受けがあつた日に同条第二項の規定による指定を受けたものとみなす。この場合においては、同項後段の規定は、適用しない。

2　合併法人等についての法第十五条の二第三項本文、第四項及び第五項の規定の適用については、同条第三項本文中「前項の規定により特定プラットフォーム事業者として指定を受けるべき者は、その課税期間に係る第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限（同項の規定による申告の義務がない場合にあつては、当該申告の義務があるとした場合の同項の規定による申告書の提出期限）までに」とあるのは「消費税法施行令第二十九条第一項に規定する合併法人等に該当することとなつた者は、その合併若しくは分割又は譲受けの日後遅滞なく」と、同条第四項中「第二項の規定により」とあるのは「消費税法施行令第二十九条第一項の規定により第二項の規定による指定を受けたものとみなされる」と、「指定した」とあるのは「把握した」と、同条第五項中「前項の通知を受けた」とあるのは「前項の」とする。

3　法第十五条の二第一項の規定の適用を受ける国外事業者の法第三十条、第三十二条、第三十四条及び第三十五条の規定の適用については、法第三十条第二項第一号、第三十二条第一項第二号イ及び第四項第二号イ、第三十四条第一項並びに第三十五条中「課税資産の譲渡等に」とあるのは、「課税資産の譲渡等（第十五条の二第一項の規定の適用を受ける電気通信利用役務の提供を含む。）に」とする。

4　法第十五条の二第四項、第六項又は第十二項の規定による公表は、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により行うものとする。

5　法第十五条の二第四項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　特定プラットフォーム事業者に係るデジタルプラットフォームの名称

二　特定プラットフォーム事業者の氏名又は名称

三　法第十五条の二第二項の指定の効力が生ずる年月日

第三十条　削除

第六十七条の次に次の一条を加える。

（担保の提供命令の手続）

第六十七条の二　法第五十一条第三項後段の規定による命令は、提供すべき担保の金額を記載した書面でしなければならない。

第七十一条第三項中「特例輸入者」を「特例申告者」に、「（特例申告）」を「（申告の特例）」に改め、同条第四項中「特例輸入者」を「特例申告者」に改める。

第七十一条の二第一項第九号を同項第十号とし、同項第四号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　租税特別措置法第八十六条第二項（外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る免税）に規定する電磁的記録

第七十七条中「法人」の下に「、公益信託受託事業者」を加える。

附則第十九条の二中「附則第十九条の三」を「附則第十九条の二」に改める。

（消費税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第二条　消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二十二条第一項中「課税仕入れを行った場合」を「控除対象課税仕入れ（同項に規定する控除対象課税仕入れをいう。以下この条及び次条において同じ。）を行った場合」に改め、同項各号中「受ける課税仕入れ」を「受ける控除対象課税仕入れ」に、「当該課税仕入れ」を「当該控除対象課税仕入れ」に改め、同条第二項中「課税仕入れ」を「控除対象課税仕入れ」に改める。

附則第二十三条第一項中「課税仕入れを行った場合」を「控除対象課税仕入れを行った場合」に改め、同項各号中「受ける課税仕入れ」を「受ける控除対象課税仕入れ」に、「当該課税仕入れ」を「当該控除対象課税仕入れ」に改め、同条第二項中「課税仕入れ」を「控除対象課税仕入れ」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次に掲げる規定　令和六年十月一日

イ　第一条中消費税法施行令第二十五条の二第一項第一号の改正規定、同令第二十五条の四の改正規定、同令第二十七条第六項の改正規定、同令第六十七条の次に一条を加える改正規定及び同令第七十一条の改正規定並びに次項の規定

ロ　第二条の規定

二　第一条中消費税法施行令第二十七条（見出しを含む。）の改正規定（同条第二項中「この項から第七項まで」を「第八項まで」に改める部分、同項第一号ロに係る部分（「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改める部分を除く。）、同条第六項に係る部分及び同条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に一項を加える部分を除く。）、同令第二十八条（見出しを含む。）の改正規定（同条第五項中「（法人課税信託」を「（特定法人課税信託」に改める部分及び同条第十一項に係る部分を除く。）、同令第七十七条の改正規定及び同令附則第十九条の二の改正規定　公益信託に関する法律（令和六年法律第　　号）の施行の日

（経過措置）

2　令和六年十月一日から前項第二号に定める日の前日までの間における第一条の規定による改正後の消費税法施行令（次項において「新令」という。）第二十七条第六項の規定の適用については、同項中「法人課税信託等」とあるのは、「法人課税信託」とする。

3　この政令の施行の日から附則第一項第二号に定める日の前日までの間における新令第二十七条第七項の規定の適用については、同項中「法人課税信託等」とあるのは、「法人課税信託」とする。

酒税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百四十六号

酒税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）の一部の施行に伴い、及び酒税法（昭和二十八年法律第六号）第三十条の六第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

酒税法施行令（昭和三十七年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四十一条に次の一項を加える。

2　法第三十条の六第三項後段の規定による命令は、提供すべき担保の金額を記載した書面でしなければならない。

第五十二条第四項中「第三十条の六第三項」を「第三十条の六第二項」に、「特例輸入者」を「特例申告者」に改める。

附　則

この政令は、令和六年十月一日から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一

内閣総理大臣　岸田　文雄

たばこ税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百四十七号

たばこ税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）の一部の施行に伴い、及びたばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第二十二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

たばこ税法施行令（昭和六十年政令第五号）の一部を次のように改正する。

第十四条に次の一項を加える。

2　法第二十二条第三項後段の規定による命令は、提供すべき担保の金額を記載した書面でしなければならない。

第十七条第五項中「第二十二条第三項」を「第二十二条第二項」に、「特例輸入者」を「特例申告者」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年十月一日から施行する。

（たばこ特別税に関する政令の一部改正）

2　たばこ特別税に関する政令（平成十年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第二十二条」を「第二十二条第一項、第二項若しくは第四項」に、「同法第二十三条」を「同条第三項後段若しくは同法第二十三条第一項」に改める。

財務大臣　鈴木　俊一

内閣総理大臣　岸田　文雄

揮発油税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百四十八号

揮発油税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）の一部の施行に伴い、及び揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第十三条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

揮発油税法施行令（昭和三十二年政令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

2　法第十三条第三項後段の規定による命令は、提供すべき担保の金額を記載した書面でしなければならない。

第十七条第五項中「第十三条第三項」を「第十三条第二項」に、「特例輸入者」を「特例申告者」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年十月一日から施行する。

（地方揮発油税法施行令の一部改正）

2　地方揮発油税法施行令（昭和三十年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第十三条」を「第十三条第一項、第二項若しくは第四項」に、「同法」を「同条第三項後段若しくは同法」に改める。

財務大臣　鈴木　俊一

内閣総理大臣　岸田　文雄

石油石炭税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百四十九号

石油石炭税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）の一部の施行に伴い、及び石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）第十八条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

石油石炭税法施行令（昭和五十三年政令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十七条に次の一項を加える。

２　法第十八条第三項後段の規定による命令は、提供すべき担保の金額を記載した書面でしなければならない。

第二十条第八項中「第十八条第三項」を「第十八条第二項」に、「特例輸入者」を「特例申告者」に改める。

附　則

この政令は、令和六年十月一日から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

国税徴収法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百五十号

国税徴収法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）の一部の施行に伴い、及び国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第四十条の規定に基づき、この政令を制定する。

国税徴収法施行令（昭和三十四年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十四条」を「第十四条の二」に、「―第五十条」を「・第四十九条」に、「第五十一条）」を「第五十条）」に、「第五十一条の二」を「第五十一条」に改める。

第三章中第十四条の次に次の一条を加える。

（株式会社等の取引の範囲）

第十四条の二　法第四十条（偽りその他不正の行為により国税を免れた株式会社の役員等の第二次納税義務）に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一　各事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額の基因となる取引

二　各事業年度の販売費又は一般管理費の額の基因となる取引

三　前二号に掲げるもののほか、法第四十条の株式会社、合資会社又は合同会社の事業の状況その他の事情を勘案して、その事業を遂行するために通常必要と認められる取引

第四十九条第一項第二号中「以下」を「第五号において」に改める。

第五十条を削る。

第五章第五節中第五十一条を第五十条とし、同章第六節中第五十一条の二を第五十一条とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和七年一月一日から施行する。ただし、目次の改正規定（「第十四条」を「第十四条の二」に改める部分を除く。）、第四十九条第一項第二号の改正規定、第五十条を削る改正規定及び第五章第五節中第五十一条を第五十条とし、同章第六節中第五十一条の二を第五十一条とする改正規定並びに次条から附則第四条までの規定は、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）附則第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表国税徴収法施行令の項中「第五十一条第一号」を「第五十条第一号」に改める。

（土地収用法施行令の一部改正）

第三条　土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の十六第二項中「国税徴収法施行令（昭和三十四年政令第三百二十九号）第五十条第二項」を「国税徴収法第百三十三条第四項」に改める。

第一条の十八第二項中「国税徴収法施行令第五十条第二項及び第三項」を「国税徴収法第百三十三条第四項及び第五項」に改める。

（都市再開発法施行令の一部改正）

第四条　都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第二項中「国税徴収法施行令（昭和三十四年政令第三百二十九号）第五十条第二項」を「国税徴収法第百三十三条第四項」に改める。

第三十八条第二項中「国税徴収法施行令第五十条第二項及び第三項」を「国税徴収法第百三十三条第四項及び第五項」に改める。

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百五十一号

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第三号）の一部及び所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）の施行に伴い、並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の規定に基づき、この政令を制定する。

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十節　その他の特例（第二十六条の五―第二十七条の三）」を「第九節の二　令和六年分における特別税額控除（第二十六条の四の二―第二十六条の四の五）」に改める。

第一条の二第三項の表第二十八条の九第二十項第一号、第二十二項第一号、第二十四項第一号及び第二十六項第一号の項中「、第二十四項第一号及び第二十六項第一号」を「及び第二十四項第一号」に改める。

第二条の三十五第六項中「うち」を「うち、」に、「第七十八条第三項又は」を「第七十八条第二項第四号に掲げるもの並びに」に改め、同条第七項第五号中「第七十八条第三項」を「第十一条第二項」に、「特定公益信託」を「公益信託」に改める。

第三条の二の見出し中「利子等」を「利子」に改め、同条第一項第一号中「法第五条の三第二項に規定する発行者（以下この条において「発行者」という。）」を「発行をする者」に改め、同項第二号中「発行者」を「発行をする者」に改め、同条第四項中「又は所得税法第二十四条第一項に規定する剰余金の配当（以下この条において「利子等」という。）」を削り、「発行者」を「発行をする者」に、「（法第五条の三第二項」を「（同条第二項」に、「利子等ごと」を「利子ごと」に、「利子等の」を「利子の」に改め、同条第五項中「、第十号」及び「（同項第十号に掲げるものにあつては、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百三十条第一項第二号に規定する社債的受益権に該当するものに限る。）」を削り、同条第十二項第一号中「発行者又は当該発行者」を「発行をする者又は当該発行をする者」に改め、同条第二十項中「利子等」を「利子」に改め、同条第二十二項中「発行者」を「発行をする者」に、「利子等」を「利子」に改め、同条第二十三項中「発行者」を「発行をする者」に改め、同条第二十四項及び第二十五項中「利子等」を「利子」に、「発行者」を「発行をする者」に改め、同条第二十六項中「発行者」を「発行をする者」に、「利子等」を「利子」に改め、同条第二十七項中「利子等」を「利子」に、「発行者」を「発行をする者」に改める。

第三条の三第三項中「第五項及び第九項」を「第七項及び第十一項」に、「第五項に」を「第五項及び第七項に」に改め、同条第十項を同条第十二項とし、同条第九項中「公社債の利子等は」を「公社債の利子又は社債的受益権の剰余金の配当は」に、「公社債の利子等（同条第二項に規定する公社債の利子等をいう。以下この項において同じ。）」を「同項第一号に掲げる公社債の利子若しくは社債的受益権の剰余金の配当又は同項第二号に掲げる社債の利子」に、「公社債の利子等に係る公社債又は」を「公社債若しくは」に、「記載又は」を「記載若しくは」に、「営業所又は」を「営業所（営業所」に改め、「準ずるもの」の下に「をいう。以下この項において同じ。）又は当該社債の法第八条第三項第二号に規定する保管の委託を受けた同号の金融商品取引業者若しくは登録金融機関の営業所等」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「第八条第一項第四号」を「第八条第一項第五号」に、「第九項」を「第十一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第八条第一項第二号」を「第八条第一項第三号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　法第八条第一項第二号に規定する政令で定める要件は、社債（同号に規定する社債をいう。次項及び第十一項において同じ。）の譲渡についての制限を付すことその他の金融庁長官が定める要件とする。

5　法第八条第一項第二号に規定する政令で定める利子は、同号に規定する金融機関の同号に規定する保管の委託がされた社債で、当該金融機関がその引き受けた集団投資信託等の信託財産以外の信託財産に属するものの利子とする。

第三条の三に次の一項を加える。

13　金融庁長官は、第四項の規定により要件を定めたときは、これを告示する。

第三条の四第二項中「資産の流動化に関する法律」の下に「（平成十年法律第百五号）」を加え、「）にその取得勧誘が同号」を「）にその取得勧誘が金融商品取引法第二条第三項第一号」に改める。

第五条の三第八項中「第十条の五の四第一項及び第二項」を「第十条の五の四第一項から第四項まで」に改め、「第四十一条第一項」の下に「、第四十一条の三の三第一項」を加え、「第七項まで」を「第八項まで」に、「第四十一条の三の三第一項」を「第四十一条の三の十一第一項」に改める。

第五条の五の二第二項中「いう」の下に「。第四項において同じ」を加え、同条第四項中「第二項」の下に「又は前項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　法第十条の四第三項第一号に規定する政令で定めるものは、地域の事業者に対して著しい経済的効果を及ぼすものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものとする。

第五条の五の三第一項中「二千五百万円」を「三千五百万円」に改める。

第五条の六第四項中「第十条の五第三項第三号」を「第十条の五第三項第四号」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　法第十条の五第三項第七号に規定する政令で定めるところにより証明がされた数は、適用対象特定業務施設（同号に規定する適用対象特定業務施設をいう。以下この条において同じ。）のみを個人の事業所とみなした場合における基準雇用者数（同項第六号に規定する基準雇用者数をいう。以下この条において同じ。）の計算の基礎となる雇用者（同項第四号に規定する雇用者をいう。以下この条において同じ。）の数について記載された財務省令で定める書類を確定申告書に添付することにより証明がされた当該基準雇用者数とする。

第五条の六第六項中「第十条の五第三項第八号」を「第十条の五第三項第九号」に改め、「数は、」の下に「同項第三号に規定する」を、「計画の認定」の下に「（同条第一項に規定する計画の認定をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「同項第七号」を「法第十条の五第三項第八号」に改め、同条第七項中「第十条の五第三項第九号」を「第十条の五第三項第十号」に改め、「数は、」の下に「同項第三号に規定する」を加え、「同号」を「同項第十号」に改め、同条第八項中「第十条の五第三項第十一号」に改め、「数は、」の下に「同項第三号に規定する」を加え、同条第九項中「第十条の五第三項第十一号」を「第十条の五第三項第十二号」に改め、「数は、」の下に「同項第三号に規定する」を加え、同条第十項中「第十条の五第三項第十二号」を「第十条の五第三項第十三号」に改め、「適用年の」を削り、同条第十一項中「第十条の五第三項第十三号」を「第十条の五第三項第十四号」に改め、「数は、」の下に「同項第三号に規定する」を加え、同条第十二項中「第十条の五第三項第十四号」を「第十条の五第三項第十五号」に改め、「数は、」の下に「同項第三号に規定する」を加え、同条第十三項中「第十条の五第三項第十五号」を「第十条の五第三項第十六号イ」に改め、「受けた」の下に「同号に規定する」を、「係る特定業務施設」の下に「（同項第一号に規定する特定業務施設をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「とする」を「とし、同条第三項第十六号ロに規定する政令で定めるところにより証明がされた数は、当該特定業務施設のみを当該個人の事業所と、当該個人の特定雇用者のみを当該個人の雇用者と、それぞれみなした場合における基準雇用者数の計算の基礎となる雇用者の数について記載された財務省令で定める書類を確定申告書に添付することにより証明がされた当該基準雇用者数とする」に改め、同条第十五項中「ついて計画の認定を受けた日」を「係る基準日」に、「同条第三項第六号」を「同条第三項第七号」に改める。

第五条の六の四第二十項中「又は第二項」を「から第三項まで」に、「同条第三項第七号」に改め、同項各号中「第十条の五の四第一項第二号及び第二項第二号」を「第十条の五の四第一項第二号イ、第二項第二号イ及び第三項第二号イ」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十九項中「第十条の五の四第二項」を「第十条の五の四第三項」に、「同条第三項第九号」を「比較雇用者給与等支給額（同条第五項第十号」に、「が零」を「をいう。次項において同じ。）が零」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

24　法第十条の五の四第四項の規定の適用を受けようとする個人のその適用を受けようとする年に係る比較雇用者給与等支給額が零である場合には、同項に規定する雇用者給与等支給額がその比較雇用者給与等支給額を超える場合に該当しないものとする。

第五条の六の四第十八項中「第十条の五の四第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同条第三項第四号」を「同条第五項第四号」に改め、「同条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第二十二項とし、同条第十七項中「第九項及び第十二項」を「第十三項及び第十六項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十六項中「又は第二項」を「から第三項まで」に、「同条第三項第五号イ」を「同条第五項第五号イ」に、「同項第九号」を「同項第十号」に改め、同項第一号中「第十条の五の四第三項第九号」を「第十条の五の四第五項第十号」に、「第十四項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十五項中「又は第二項」を「から第四項まで」に、「同条第三項第九号」を「同条第五項第十号」に、「第十二項」を「第十六項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十四項中「第十条の五の四第三項第九号」を「第十条の五の四第五項第十号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十三項を同条第十七項とし、同条第十二項中「又は第二項」を「から第三項まで」に、「同条第三項第七号」を「同条第五項第七号」に、「同条第一項第二号」を「同条第一項第二号イ」に、「第十五項を」を「第十九項を」に改め、同項第一号中「この項及び第十五項」を「この項及び第十九項」に、「次号及び第十五項」を「次号及び同項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十一項中「又は第二項第二号」を「、第二項第二号又は第三項第二号」に、「又は第二項の」を「から第三項までの」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十項中「第十条の五の四第三項第六号」を「第十条の五の四第五項第六号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第九項中「第十条の五の四第三項第四号」を「第十条の五の四第五項第四号」に、「第十五項」を「第十九項」に、「同条第三項第三号」を「同条第五項第三号」に、「第十四項」を「第十八項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第八項中「第十条の五の四第三項第三号」を「第十条の五の四第五項第三号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第七項中「第十条の五の四第三項第三号」を「第十条の五の四第五項第三号」に、「第九項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第六項中「第十条の五の四第三項第一号」を「第十条の五の四第五項第一号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項中「第十条の五の四第三項第一号」を「第十条の五の四第五項第一号」に改め、同項第三号中「(法第十条の五の四第三項第二号に規定する給与等をいう。以下この条において同じ。)」を削り、同項を同条第九項とし、同条第四項中「第二項の」を「第四項の」に改め、「第十条の五の四第二項」の下に「及び第三項」を加え、「第二項中」を「同条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額について準用するときは、第四項中「同項の個人」とあるのは、「同条第二項の個人」と、同条第三項に規定する政令で定めるところにより計算した金額について準用するときは、第四項中」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「読み替える」を「、それぞれ読み替える」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7　法第十条の五の四第三項の規定による控除をすべき金額は、その年分の所得税法第九十二条第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税額から控除する。この場合において、当該所得税額から控除をすべき同条第三項に規定する配当控除の額があるときは、まず当該配当控除の額を控除し、次に法第十条の五の四第三項の規定による控除をすべき金額を控除する。

8　法第十条の五の四第四項の規定による控除をすべき金額は、その年分の所得税法第九十二条第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税額から控除する。この場合において、当該所得税額から控除をすべき同条第三項に規定する配当控除の額及び法第十条の五の四第一項から第三項までの規定による控除をすべき金額があるときは、まず当該配当控除の額及びこれらの規定による控除をすべき金額を控除し、次に同条第四項の規定による控除をすべき金額を控除する。

第五条の六の四第三項を同条第五項とし、同条第二項中「同条第三項第五号イ」を「同条第五項第五号イ」に、「第十条の五第三項第三号」を「第十条の五第三項第四号」に改め、同項第二号中「同条第三項第十二号に規定する移転型地方事業所基準雇用者数」を「同条第三項第十六号イに掲げる数のうち同号ロに掲げる数に達するまでの数」に改め、同号イ中「第十条の五第三項第九号」を「第十条の五第三項第十号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

法第十条の五の四第一項に規定する政令で定める事項は、同条第五項第二号に規定する給与等(以下この条において「給与等」という。)の支給額の引上げの方針、法第十条の五の四第一項に規定する下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針その他の事業上の関係者との関係の構築の方針に関する事項として厚生労働大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が定める事項とする。

2　法第十条の五の四第一項に規定する政令で定める場合は、同項の規定の適用を受ける年分の確定申告書に、同項の個人がインターネットを利用する方法により前項に規定する事項を公表していることについて届出があつた旨を経済産業大臣が証する書類の写しの添付がある場合とする。

第五条の六の四に次の一項を加える。

26　厚生労働大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣は、第一項の規定により事項を定めたときは、これを告示する。

第五条の六の六第三項中「第百四十七条第一項第六号」を「第百四十七条第一項第七号」に改め、同条第六項中「第十条の五の六第九項」を「第十条の五の六第九項第一号」に、「及び同項に規定する需要開拓商品生産設備」を「とし、同条第九項第二号ロに規定する政令で定めるものは、同条第五項に規定する生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準に適合するもの」に改める。

第五条の七第二項中「第十条の五の四第七項」を「第十条の五の四第十項」に改め、同条第九項中「同項第一号」を「同項第一号イ」に、「及び」を「及び同号イに規定する」に、「同号に掲げる」を「同号イ又はロに定める」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「、第五項」を「、第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第十条の六第五項に規定する政令」を「第十条の六第五項各号列記以外の部分に規定する政令」に改め、同項第一号中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第十条の六第五項第一号イ(2)に規定する政令で定める場合は、第六項第二号に掲げる金額が零を超える場合とする。

第六条の二の二第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　個人が、その取得し、又は製作し、若しくは建設した機械その他の減価償却資産（以下この項において「機械等」という。）につき法第十一条の四第二項の規定の適用を受ける場合には、当該機械等につき同項の規定の適用を受ける年分の確定申告書に当該機械等が同項に規定する基盤確立事業用資産に該当するものであることを証する財務省令で定める書類を添付しなければならない。

第六条の二の二の次に次の一条を加える。

（生産方式革新事業活動用資産等の特別償却）

第六条の二の三　法第十一条の五第一項第一号に規定する政令で定めるものは、同号に規定する設備等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物のうち、同号に規定する農作業の効率化等を通じた農業の生産性の向上に著しく資するものとして農林水産大臣が定める基準に適合するものとする。

2　法第十一条の五第一項第二号に規定する政令で定めるものは、同号に規定する設備等を構成する機械及び装置のうち、同号に規定する農業者等が行う同号に規定する生産方式革新事業活動の促進に特に資するものとして農林水産大臣が定める基準に適合するものとする。

3　農林水産大臣は、前二項の規定により基準を定めたときは、これを告示する。

第六条の三第十三項中「第二十六項」を「第二十四項」に改め、同条第十四項第一号中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同項第四号及び同条第十五項第四号を削り、同条第十九項中「、第二十三項及び第二十五項」を「及び第二十三項」に改め、同条第二十四項及び第二十五項を削り、同条第二十六項を同条第二十四項とする。

第六条の五を削る。

第六条の六第一項中「第十三条の二第一項に規定する」を「第十三条第一項に規定する合理化、高度化その他の改善に資するものとして」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第十三条第一項に規定する試験研究として政令で定めるものは、次に掲げる試験研究とする。

一　新たな製品のうち当該個人の既存の製品と構造、品種その他の特性が著しく異なるものの製造を目的として行う試験研究

二　新たな製品を製造するために行う新たな資源の利用方法の研究

三　新たな製品を製造するために現に企業化されている製造方法その他の生産技術を改善することを目的として行う試験研究

四　新たな技術のうち当該個人の既存の技術と原理又は方法が異なるものの発明を目的として行う試験研究

第六条の六を第六条の五とする。

第八条第二項中「次項及び第四項」を「第四項及び第五項」に改め、同条第四項中「又は」を削り、「指定した」を「指定し、又は第三項の規定により基準を定めた」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第十五条第一項に規定する政令で定める要件は、貨物の運送の用に供する自動車の運転者の荷待ち及び荷役の時間の短縮その他の同項に規定する流通業務の省力化に特に資するものとして国土交通大臣が定める基準に該当することとする。

第十条第一号及び第二号を削り、同条第三号を同条第一号とし、同条第四号を同条第二号とし、同条第五号中「附則第三十二条第四項又は第七項」を「附則第三十二条第七項」に改め、同号を同条第三号とする。

第十八条第二項中「及び改正前の生活保護法の規定に基づく介護扶助のための介護」を削る。

第十九条の三第二項及び第五項中「第二十五項」を「第二十七項」に改め、同条第六項中「第二十九条の二第一項第六号」を「第二十九条の二第一項第六号イ」に改め、同条第七項中「第二十九条の二第一項第六号に規定する政令」を「第二十九条の二第一項第六号イに規定する政令」に改め、同項第一号中「第二十九条の二第一項第六号」を「第二十九条の二第一項第六号イ」に、「同号」を「同号イ」に改め、「（以下この項」の下に「及び第九項第一号」を加え、「この項及び次項」を「この条」に、「同条第四項」を「法第二十九条の二第四項」に改め、同項第二号中「掲げる株式」の下に「（第九項第二号において「対象株式等」という。）」を加え、「第九項」を「第十一項」に改め、同号イ中「権利行使価額（法第二十九条の二第一項に規定する権利行使価額をいう。以下この号において同じ。）」を「法第二十九条の二第一項第二号の権利行使価額」に改め、「一株当たりの」の下に「同項第三号の」を、「書面）の」の下に「同項第一号から第三号までに規定する」を、「に係る対象株式の」の下に「同条第一項第二号の」を加え、「同条第一項」を「同項」に、「権利行使価額との」を「同号の権利行使価額との」に、「第二十九条の二第一項第六号」を「第二十九条の二第一項第六号イ」に、「同項第六号」を「同項第六号イ」に改め、同号ロ中「第十一項」を「第十三項」に改め、同条第八項中「第二十九条の二第一項第六号イ」を「第二十九条の二第一項第六号ロ」に、「同号」を「同号イ」に改め、同条第三十四項を同条第三十六項とし、同条第三十三項を同条第三十五項とし、同条第二十七項から第三十二項までを二項ずつ繰り下げ、同条第二十六項中「第二十九条の二第一項第六号」を「第二十九条の二第一項第六号イ又は同ロ」に、「従い」を「従い」に、「つき」を「つき」に、「又は保管の委託」を「若しくは保管の委託」に改め、「引き受けている金融商品取引業者等」の下に「又は管理をしている同条第七項の株式会社」を加え、「管理等信託をしている」を「管理等信託又は管理をしている」に改め、「受入れ」の下に「若しくは取得」を、「営業所等」の下に「又は当該株式会社の本店」を加え、同項を同条第二十八項とし、同条第二十五項中「権利行使価額（法第二十九条の二第一項に規定する権利行使価額をいう。）」を「法第二十九条の二第一項第三号の権利行使価額」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十四項を同条第二十六項とし、同条第十九項から第二十三項までを二項ずつ繰り下げ、同条第十八項中「第十六項第二号」を「第十八項第二号」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項中「第十九条の三第十六項第一号」を「第十九条の三第十八項第一号」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項各号中「第十八項」を「第二十項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項を同条第十七項とし、同条第十四項中「第十九項から第二十一項まで」を「第二十一項から第二十三項まで」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項第一号中「第十五項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「同条第一項第六号」を「同条第一項第六号イ又はロ」に、「第十四項」を「第十六項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項を同条第十二項とし、同条第九項中「第十一項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項の次に次の二項を加える。

9　法第二十九条の二第一項第六号ロに規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　当該管理に係る契約は、新株予約権の行使により付与会社の法第二十九条の二第一項第六号ロに規定する株式の取得をした権利者又は当該付与会社の取締役等の特定株式に係る承継特例適用者の各人別に締結されるものであること。

二　法第二十九条の二第七項の株式会社が、対象株式等（当該対象株式等に係る第十一項に規定する分割等株式を含み、譲渡制限株式に限る。）につき帳簿を備え、権利者又は承継特例適用者の別に、当該対象株式等の取得その他の異動状況に関する事項を記載し、又は記録することによつて、当該対象株式等を当該対象株式等と同一銘柄の他の株式と区分して管理をすることその他の経済産業大臣が定める要件を満たす方法によつて管理をすること。

三　権利者又は承継特例適用者が行う法第二十九条の二第七項の株式会社により管理がされている特定株式又は承継特定株式の譲渡は、金融商品取引業者等への売委託又は法人に対する譲渡（当該権利者又は承継特例適用者が、国内において、当該法人から当該特定株式又は承継特定株式の譲渡の対価の支払を受ける場合における当該譲渡に限る。）により行うこと。

四　その他財務省令で定める要件

10　法第二十九条の二第一項第六号ロの管理は、権利者が新株予約権の行使により同号ロに規定する株式の取得をする際、当該株式の交付をする株式会社が、前項第二号に規定する帳簿に当該株式の取得その他の異動状況に関する事項を記載し、又は記録することにより行うものとする。

第二十二条第一項中「規定は」の下に「、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第五十九条第二項（第二号に係る部分に限る。）」を加える。

第二十二条の七第二項を次のように改める。

2　法第三十四条第二項第三号の二に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　法第三十四条第二項第三号の二の都市緑化支援機構（以下この項において「支援機構」という。）が公益社団法人又は公益財団法人であり、かつ、その定款において、当該支援機構が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該支援機構と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあること。

二　支援機構と地方公共団体との間で、その買い取つた対象土地（法第三十四条第二項第三号の二に規定する対象土地をいう。以下この号において同じ。）の売買の予約又はその買い取つた対象土地の第三者への転売を停止条件とする停止条件付売買契約の締結をし、その旨の仮登記を行うこと。

37　経済産業大臣は、第九項第二号の規定により要件を定めたときは、これを告示する。

第二十二条の七第四項を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の規定は、法第三十四条第二項第三号の三に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、前項各号中「第三十四条第二項第三号の三」とあるのは、「第三十四条第二項第三号の三」と読み替えるものとする。

第二十二条の七第五項中「場合は」を「要件は」に改め、「を満たす場合」を削り、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「より当該」を「より」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「当該」及び「を禁止する条項を含む協定に対する違反」を削り、「いずれかを締結し」を「締結をし」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　法第三十四条第二項第四号の文化財保存活用支援団体（以下この項において「支援団体」という。）が公益社団法人（その社員総会における議決権の総数の二分の一以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。次項において同じ。）又は公益財団法人（その設立当初において拠出をされた金額の二分の一以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに限る。次項において同じ。）であり、かつ、その定款において、当該支援団体が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該支援団体と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあること。

第二十二条の七第六項中「農地中間管理機構は、」を「要件は、同号の農地中間管理機構が」に、「あつて」を「あり、かつ」に、「その法人」及び「当該法人」を「当該農地中間管理機構」に、「もの」を「こと」に改める。

第二十四条の二第三項第一号イ中「第四十一条第二十五項」を「第四十一条第二十七項」に改める。

第二十五条の十の二第十四項第三号中「が贈与」を「が贈与（公益信託に関する法律（令和六年法律第　号）第二条第一項第一号に規定する公益信託（以下この号において「公益信託」という。）の受託者に対するもの（その信託財産とするためのものに限る。）を除く。以下この号、次号及び次項において同じ。）」に、「、次号及び次項」を「、次号及び同項」に、「遺贈（」を「遺贈（公益信託の受託者に対するもの（その信託財産とするためのものに限る。）及び」に改め、同項第二十七号中「規定する非課税管理勘定をいう。以下この号」の下に「、第二十九号イ及び第三十号」を、「規定する累積投資勘定をいう。以下この号」及び「特定累積投資勘定をいう。以下この号」の下に「及び第三十号」を、「特定非課税管理勘定をいう。以下この号」の下に「、第二十九号イ及び第三十号」を加え、同項第三十一号を同項第三十三号とし、同項第三十号を同項第三十二号とし、同項第二十九号を同項第三十一号とし、同項第二十八号の次に次の二号を加える。

二十九　金融商品取引業者等に特定口座を開設する居住者又は恒久的施設を有する非居住者が次に掲げる行使又は取得事由の発生（以下この号において「行使等」という。）により上場株式等を取得した場合（当該上場株式等の取得について、金銭の払込みを要する場合に限る。）に、当該行使等により取得する上場株式等の全てを、当該行使等の時に、当該特定口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録をし、又は当該特定口座に保管の委託をする方法により受け入れるもの

イ　当該金融商品取引業者等に開設されている当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の非課税口座に設けられた非課税管理勘定又は特定非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等（以下この号において「特定非課税口座内上場株式等」という。）である新株予約権付社債に付された新株予約権の行使

ロ　特定非課税口座内上場株式等について与えられた株式の割当てを受ける権利（株主等として与えられた場合（当該特定非課税口座内上場株式等を発行した法人の他の株主等に損害を及ぼすおそれがあると認められる場合を除く。）に限る。）の行使

ハ　特定非課税口座内上場株式等について与えられた新株予約権（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十七項に規定する新投資口予約権を含み、所得税法施行令第八十四条第三項の規定の適用があるものを除く。）の行使

ニ　特定非課税口座内上場株式等について与えられた所得税法第五十七条の四第三項第五号に規定する取得条項付新株予約権に係る同号に定める取得事由の発生又は行使

三十　居住者又は恒久的施設を有する非居住者が開設する非課税口座に設けられた非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等及び当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等に当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が開設する特定口座に係る当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の特定口座内保管上場株式等について生じた第二十五条の十三第十二項第一号から第十号までに規定する事由により取得する上場株式等（同項各号（同条第二十二項、第二十九項又は第三十二項において準用する場合を含む。）の規定により当該非課税口座に受け入れることができるもの及び前各号の規定により特定口座に受け入れることができるものを除く。）で、当該上場株式等の当該特定口座への受入れを、振替口座簿に記載若しくは記録をし、又は保管の委託をする方法により行うもの

第二十五条の十二第一項第一号中「以下第二十五条の十二の三」を「第四項を除き、以下第二十五条の十二の三」に、「取得（同項」を「取得（法第三十七条の十三第一項」に、「特定中小会社（同項」を「特定中小会社（法第三十七条の十三第一項」に改め、同条第二項第一号中「の合計額の同項」を「（第四項の規定により計算される金額をいう。第七項及び第八項において同じ。）の合計額の同条第一項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項第二号中「譲渡」の下に「（法第三十七条の十一の二第二項に規定する譲渡をいう。）」を加え、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　法第三十七条の十三第一項に規定する控除対象特定株式の取得に要した金額として政令で定める金額は、同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者がその年中に第一項第一号に規定する払込みにより同号に規定する取得をした特定株式の銘柄ごとに、その払込みにより取得をした特定株式の同号に規定する取得に要した金額（次の各号に掲げる新株予約権の行使により同項第一号に規定する取得をした当該各号に定める特定株式にあつては、当該新株予約権の取得に要した金額を含む。）の合計額を当該取得をした特定株式の数で除して計算した金額に前項に規定する控除対象特定株式数を乗じて計算した金額とする。

一　法第三十七条の十三第一項第一号に掲げる株式会社に該当する特定中小会社に対する払込みにより取得をした新株予約権（新株予約権の発行に際してするものに限る。次号において同じ。）により取得をした新株予約権　当該特定中小会社により発行される特定株式

二　法第三十七条の十三第一項第二号に掲げる株式会社に該当する特定中小会社に対する払込みにより取得をした新株予約権（同号イに規定する投資事業有限責任組合に係る同号イに規定する投資事業有限責任組合契約に従つて取得をしたものに限る。）　当該特定中小会社により発行される同号イに掲げる特定株式

第二十五条の十二第五項中「第三項に規定する取得をした特定株式の」を「第三項各号に掲げる」に、「前項各号に掲げる」を「前項に規定する取得をした特定株式の」に改め、同条第六項中「第三項に規定する取得をした特定株式の」を「第三項各号に掲げる」に、「第四項各号に掲げる」を「第四項に規定する取得をした特定株式の」に改め、同条第七項中「受けた控除対象特定株式」の下に「（以下この項において「適用控除対象特定株式」という。）」を加え、「当該同一銘柄株式一株当たりの当該適用年の十二月三十一日における当該取得価額から当該適用を受けた金額として財務省令で定める金額を同日において有する当該同一銘柄株式の数で除して計算した」を「第一号に掲げる金額から第二号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該適用控除対象特定株式に係る同一銘柄株式一株当たりの当該適用年の十二月三十一日における所得税法施行令第百五条第一項の規定により算出した取得価額

二　当該適用控除対象特定株式に係る適用年の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を当該適用年の十二月三十一日において有する当該適用控除対象特定株式に係る同一銘柄株式の数で除して計算した金額

イ　当該適用年において当該適用控除対象特定株式以外の適用控除対象特定株式（ロにおいて「他の適用控除対象特定株式」という。）がない場合　法第三十七条の十三第一項の規定の適用を受けた金額として財務省令で定める金額（ロにおいて「適用額」という。）

ロ　当該適用年において他の適用控除対象特定株式がある場合　適用額に、当該適用控除対象特定株式の取得に要した金額と当該他の適用控除対象特定株式の取得に要した金額との合計額のうちに占める当該適用控除対象特定株式の取得に要した金額の割合を乗じて計算した金額

第二十五条の十二第八項第二号ロ中「（第三項の規定により計算される同項に規定する取得に要した金額をいう。ロにおいて同じ。）」を削る。

第二十五条の十二の二第四項第二号中「譲渡」の下に「（法第三十七条の十一の二第二項に規定する譲渡をいう。）」を加える。

第二十五条の十二の三第十項中「譲渡を」を「同項に規定する譲渡を」に改め、同条第十二項中「ものの譲渡」の下に「（法第三十七条の十一の二第二項に規定する譲渡をいう。以下この項及び第十五項において同じ。）」を加える。

第二十五条の十三第五項中「又は法」を「、法」に、「を添付して法第三十七条の十四第五項第一号」を「若しくは法第三十七条の十四第十項に規定する財務省令で定める書類を添付して同条第五項第一号」に改め、「提出（」を削り、「をいう。以下この項、第三十二項、第三十三項及び第三十七項並びに第二十五条の十三の六第一項において同じ。）」を「をする場合、同項第九号に規定する勘定廃止通知書記載事項（以下この項において「勘定廃止通知書記載事項」という。）若しくは法第三十七条の十四第五項第十号に規定する非課税口座廃止通知書記載事項（以下この項において「非課税口座廃止通知書記載事項」という。）を記載して非課税口座開設届出書の提出をする場合又は非課税口座開設届出書の同条第五項第一号に規定する提出と併せて行われる電磁的方法による勘定廃止通知書記載事項若しくは非課税口座廃止通知書記載事項の提供」に、「又は非課税口座廃止通知書を」を「、非課税口座廃止通知書若しくは同条第十項に規定する財務省令で定める書類を」に、「提出をする」を「同条第五項第一号に規定する提出をする場合、勘定廃止通知書記載事項若しくは非課税口座廃止通知書記載事項を記載して非課税口座開設届出書の提出をする場合又は非課税口座開設届出書の提出（同号に規定する提出をいう。以下この項、第三十三項、第三十四項及び第三十八項並びに第二十五条の十三の六第一項において同じ。）と併せて行われる電磁的方法による勘定廃止通知書記載事項若しくは非課税口座廃止通知書記載事項の提供をする」に、「又は非課税口座廃止通知書が添付されたもの」を「、非課税口座廃止通知書若しくは法第三十七条の十四第十項に規定する財務省令で定める書類が添付されたもの、勘定廃止通知書記載事項若しくは非課税口座廃止通知書記載事項の記載がされたもの又は当該非課税口座開設届出書の提出と併せて行われる電磁的方法による勘定廃止通知書記載事項若しくは非課税口座廃止通知書記載事項の提供があるもの」に改め、「交付」の下に「又は電磁的方法による非課税口座廃止通知書記載事項の提供」を加え、「が添付された非課税口座開設届出書」を「若しくは法第三十七条の十四第十九項後段に規定する書類が添付され、又は当該非課税口座廃止通知書記載事項の記載がされた非課税口座開設届出書（非課税口座開設届出書の提出と併せて行われる電磁的方法による当該非課税口座廃止通知書記載事項の提供があるものを含む。）」に改め、同条第十二項第十号中「若しくは当該非課税口座内上場株式等について与えられた株式の割当てを受ける権利（所得税法第二条第一項第八号の二に規定する株主等（以下この号において「株主等」という。）として与えられた場合（当該非課税口座内上場株式等を発行した法人の他の株主等に損害を及ぼすおそれがあると認められる場合を除く。）に限る。）」を削り、「ものを除く」の下に「。第三十項第一号において同じ」を加え、「上場株式等で」を「上場株式等（その取得に金銭の払込みを要するものを除く。）で」に改め、同条第二十五項第二号中「第三十一項」を「第三十二項」に改め、同条第二十六項中「第三十項」を「第三十一項」に改め、同条第四十三項を同条第四十四項とし、同条第四十二項中「第三十九項」を「第四十項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十一項を同条第四十二項とし、同条第三十八項から第四十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三十七項中「第三十三項」を「第三十四項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第三十六項を同条第三十七項とし、同条第三十五項中「第三十三項」を「第三十四項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十四項を同条第三十五項とし、同条第三十二項中「第三十四項」を「第三十五項」に、「第三十七項」を「第三十八項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十一項を同条第三十二項とし、同条第二十項を同条第二十一項とし、同条第二十九項の次に次の一項を加える。

30　法第三十七条の十四第五項第六号ハに規定する政令で定める上場株式等は、非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が次に掲げる行使又は取得事由の発生により取得する上場株式等で、金銭の払込み（当該金銭の払込みが当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所を経由して行われるものに限る。）により取得するもの（当該上場株式等の取得の対価として当該金銭の払込みのみをするものに限る。）とする。

一　当該非課税口座に設けられた非課税管理勘定又は特定非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等（以下この項において「特定非課税口座内上場株式等」という。）について与えられた新株予約権の行使

二　特定非課税口座内上場株式等である新株予約権付社債に付された新株予約権の行使

三　特定非課税口座内上場株式等について与えられた株式（出資を含む。）の割当てを受ける権利（所得税法第二条第一項第八号の二に規定する株主等（以下この号において「株主等」という。）として与えられた場合（当該特定非課税口座内上場株式等を発行した法人の他の株主等に損害を及ぼすおそれがあると認められる場合を除く。）に限る。）の行使

四　特定非課税口座内上場株式等について与えられた所得税法第五十七条の四第三項第五号に規定する取得条項付新株予約権に係る同号に定める取得事由の発生又は行使

第二十五条の十三の二第一項中「前条第三十四項」を「前条第三十五項」に改める。

第二十五条の十三の六第三項中「第二十五条の十三第三十六項」を「第二十五条の十三第三十七項」に改め、同条第六項中「届出書」の下に「、通知書」を加える。

第二十五条の十三の八第二十項中「第三十二項から第三十四項まで、第三十七項及び第三十九項から第四十二項まで」を「第三十三項から第三十五項まで、第三十八項及び第四十項から第四十三項まで」に改め、同項の表第二十五条の十三第十二項（第十一号を除く。）の項中「第十一号」を「第十号及び第十一号」に改め、同項の次に次のように加える。

第二十五条の十三第十二項第十号	非課税口座に	未成年者口座に
	非課税管理勘定	非課税管理勘定又は継続管理勘定
	非課税口座内上場株式等	未成年者口座内上場株式等
	付された新株予約権	付された新株予約権若しくは当該未成年者口座内上場株式等について与えられた株式の割当てを受ける権利（所得税法第二条第一項第八号の二に規定する株主等（以下この号において「株主等」という。）として与えられた場合（当該未成年者口座内上場株式等を発行した法人の他の株主等に損害を及ぼすおそれがあると認められる場合を除く。）に限る。）
	上場株式等（その取得に金銭の払込みを要するものを除く。）	上場株式等

第二十五条の十三の八第二十項の表第二十五条の十三第三十二項の項中「第二十五条の十三第三十二項」を「第二十五条の十三第三十七項」に、「第三十七項」を「第三十八項」に改め、同表第二十五条の十三第三十三項の項中「第二十五条の十三第三十三項」を「第二十五条の十三第三十四項」に改め、同表第二十五条の十三第三十四項の項中「第二十五条の十三第三十四項」を「第二十五条の十三第三十五項」に改め、同表第二十五条の十三第三十七項の項中「第二十五条の十三第三十七項」を「第二十五条の十三第三十八項」に改め、同表第二十五条の十三第三十九項の項中「第二十五条の十三第三十九項」を「第二十五条の十三第四十項」に改め、同表第二十五条の十三第四十一項の項中「第二十五条の十三第四十一項」を「第二十五条の十三第四十二項」に改め、同表第二十五条の十三の六第六項の項中「第二十五条の十三第三十六項」を「第二十五条の十三第三十七項」に改め、同表第二十五条の十三の六第六項の項を次のように改める。

第二十五条の十三の六第六項	通知書、依頼書及び書類（第二十五条の十三第十七項第二号に規定する書類を除く。以下この項において同じ。）	依頼書及び書類
	通知書、依頼書又は	依頼書又は

第二十五条の十三の八第二十一項中「第三十二項から第三十四項まで、第三十七項及び第三十九項から第四十二項まで」を「第三十三項から第三十五項まで、第三十八項及び第四十項から第四十三項まで」に改め、同条第二十六項中「第二十五条の十三第三十三項」を「第二十五条の十三第三十四項」に改め、同項第一号中「第二十五条の十三第三十四項」を「第二十五条の十三第三十五項」に改める。

第二十五条の十四第十項第一号中「同条第九項」を「同条第十一項」に改め、同項第三号中「同条第二十三項」を「同項第三十号中「ものを」とあるのは「もの並びに法第三十七条の十四の三第六項第一号に規定する特定合併により取得する同条第一項に規定する外国合併親法人株式、同条第六項第三号に規定する特定分割型分割により取得する同条第二項に規定する外国分割承継親法人株式、同条第六項第五号に規定する特定株式分配により取得する同条第三項に規定する外国完全子法人株式及び同条第六項第七号に規定する特定株式交換により取得する同条第四項に規定する外国株式交換完全支配親法人株式を」と、同条第二十三項」に改める。

第二十五条の十四の二第五項第一号中「同条第九項」を「同条第十一項」に改め、同項第三号中「同条第二十三項」を「同項第三十号中「ものを」とあるのは「もの並びに法第三十七条の十四の四第一項に規定する特定非適格合併により取得する特定軽課税外国法人等の株式に該当する同項に規定する外国合併親法人株式、同条第二項に規定する特定非適格分割型分割により取得する特定軽課税外国法人等の株式交換により取得する特定軽課税外国法人等の株式に該当する同項に規定する外国分割承継親法人株式及び同条第三項に規定する特定非適格株式交換完全支配親法人株式を」と、同条第二十三項」に改める。

第二十五条の十七第一項中「公益法人等（以下この条において「財産」という。）の提供を含む」を「贈与又は遺贈をいう」に、「財産を取得する公益法人等」を「同項後段に規定する財産（以下この条において「財産」という。）を取得する同項後段に規定する公益法人等（以下この条において「公益法人等」という。）」に改め、同条第三項第二号中「公益を目的とする事業」を「法第四十条第一項後段に規定する公益目的事業」に改め、同条第五項中「対するもの」の下に「（法第四十条第一項第二号に規定する公益信託の信託財産とするためのものを除く。）」を加え、同条第六項中「により財産を取得した公益法人等が、次に掲げる」を「が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める。

一　次号に掲げる場合以外の場合　次に掲げる要件の全てを満たす公益法人等に対するものであること。

イ　その運営組織が適正であるとともに、その寄附行為、定款又は規則において、その理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの（以下この号及び次項第一号において「役員等」という。）のうち親族関係を有する者及びこれらと次に掲げる特殊の関係がある者（ロ、次号ハ及び同項第一号において「親族等」という。）の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合は、いずれも三分の一以下とする旨の定めがあること。

(1)　当該親族関係を有する役員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

(2)　当該親族関係を有する役員等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの

(3)　(1)又は(2)に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

(4)　当該親族関係を有する役員等及び(1)から(3)までに掲げる者のほか、次に掲げる法人の法人税法第二条第十五号に規定する役員（(i)において「会社役員」という。）又は使用人である者

(i)　当該親族関係を有する役員等が会社役員となつている他の法人

(ii)　当該親族関係を有する役員等及び(1)から(3)までに掲げる者並びにこれらの者と法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当する他の法人

ロ　その公益法人等に財産の贈与若しくは遺贈をする者、その公益法人等の役員等若しくは社員又はこれらの者の親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。

ハ　その寄附行為、定款又は規則において、その公益法人等が解散した場合にその残余財産が国若しくは地方公共団体又は他の公益法人等に帰属する旨の定めがあること。

ニ　その公益法人等につき公益に反する事実がないこと。

ホ　その公益法人等が当該贈与又は遺贈により株式の取得をした場合には、当該取得により当該公益法人等の有することとなる当該株式の発行法人の株式がその発行済株式の総数の二分の一を超えることとならないこと。

二　法第四十条第一項第二号に規定する公益信託（以下この条において「公益信託」という。）の信託財産とするためのものである場合　次に掲げる要件（その公益信託の受託者（その公益信託の受託者が二以上ある場合には、その公益信託の全ての受託者）が同項第一号に掲げる者（前号イに掲げる要件を満たすものに限る。）その他の財務省令で定める者である場合には、ロに掲げる要件を除く。）の全てを満たす公益信託の信託財産とするためのものであること。

イ　その公益信託が、その信託行為の定めるところにより適正に運営されるものであること。

ロ　その公益信託の信託行為において、運営委員会その他これに準ずるもの（当該信託行為において、その公益信託の目的に関し学識経験を有する者から構成される旨の定めがあることその他の公益信託の適正な運営に資するものとして財務省令で定める要件を満たすものに限る。）を置く旨の定めがあること。

ハ　その公益信託の信託財産とするために財産の贈与若しくは遺贈をする者、その公益信託の受託者若しくは公益信託に関する法律第四条第二項第二号に規定する信託管理人（当該受託者又は信託管理人が法人である場合には、その同法第九条第二号に規定する理事等を含む。）又はこれらの者（個人に限る。）の親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、報酬の支払その他信託財産の運用及び公益信託の運営に関して特別の利益を与えないこと。

ニ　その公益信託の信託行為において、その公益信託が終了した場合にその残余財産が国若しくは地方公共団体又は公益法人等に帰属する旨の定めがあること。

ホ　その公益信託につき公益に反する事実がないこと。

ヘ　当該贈与又は遺贈により株式がその公益信託の信託財産とされた場合には、当該株式を当該信託財産として受け入れたことにより当該公益信託の受託者（当該公益信託の受託者が二以上ある場合には、いずれかの受託者）の有することとなる当該株式の発行法人の株式がその発行済株式の総数の二分の一を超えることとならないこと。

第二十五条の十七第七項第二号イ中「第三十五項」を「第四十一項」に改め、同条第八項第一号中「対するもの」の下に「（公益信託の信託財産とするためのものを除く。）」を加え、同条第十二項中「第三十四項」を「第四十項」に改め、同条第十六項中「係る公益法人等」の下に「（同条第四項第三号の規定の適用がある場合には、同号に規定する主宰受託者。以下第十八項まで及び第三十八項において同じ。）」を加え、「解散を」を「解散又は死亡を」に、「前日」を「前日）又は死亡の日」に、「の住所は、その」を「（個人を除く。）の住所は、その本店又は」に改め、同条第二十一項中「及び第二十六項」を「、第二十五項及び第三十二項」に、「合併により同条第六項」を「同条第六項に規定する合併により同項」に改め、同条第二十二項を次のように改める。

22　特定贈与等を受けた公益法人等が、法第四十条第七項に規定する解散による残余財産の分配又は引渡しにより同項に規定する財産等を同項に規定する他の公益法人等に移転し、又は同項に規定する公益信託の信託財産としようとする場合において、同項の規定の適用を受けようとするときは、当該解散の日の前日までに、同項に規定する書類に、同項に規定する解散引継法人等が同項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類を添付して、これを当該公益法人等の主たる事務所の所在地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

第二十五条の十七第三十五項を同条第四十一項とし、同条第三十四項を同条第四十項とし、同条第三十三項中「第四十条第十八項」を「第四十条第二十項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第三十二項中「第四十条第十八項」を「第四十条第二十項」に、「同条第二十項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第三十一項中「第四十条第十六項」を「第四十条第十八項」に、「が同項」を「（当該公益法人等が同条第一項第二号に規定する公益信託の受託者である場合において、当該公益信託の受託者が二以上あるときは、その同条第四項第三号に規定する主宰受託者。以下この項において同じ。）が同条第十八項」に、「主たる事務所の所在地」を「本店又は主たる事務所の所在地（当該公益法人等が個人である場合には、当該公益法人等の納税地）」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十項を同条第三十六項とし、同条第二十九項中「第四十条第十四項」を「第四十条第十六項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第二十八項中「第四十条第十三項」を「第四十条第十五項」に、「同条第十二項」を「同条第十四項」に、「第二十五項各号」を「第二十七項各号」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第二十七項中「引継法人」を「引継法人等」に、「場合、」を「場合又は同項に規定する引継財産を同項に規定する公益信託の信託財産として受け入れた場合、」に、「場合及び」を「場合、」に、「場合に」を「場合及び同条第十一項に規定する引継受託者が同項に規定する当初受託者から同項に規定する任務終了事由等により同項に規定する財産等の移転を受けた場合に」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該引継法人等が当該当初法人から当該引継財産を当該公益信託の信託財産として受け入れた場合について準用するときは、前項中「主たる事務所の所在地」とあるのは、「本店又は主たる事務所の所在地（当該引継法人等が個人である場合には、当該引継法人等の納税地）」と、当該引継受託者が当該当初受託者から当該任務終了事由等により当該財産等の移転を受けた場合について準用するときは、同項中「主たる事務所の所在地」とあるのは、「本店又は主たる事務所の所在地（当該引継受託者が個人である場合には、当該引継受託者の納税地）」と、それぞれ読み替えるものとする。

第二十五条の十七第二十七項を同条第三十三項とし、同条第二十六項中「第四十条第十一項」を「第四十条第十三項」に、「合併により資産」を「同条第六項に規定する合併により資産」に、「同項の」を「同条第十三項の」に、「合併により移転」を「当該合併により移転」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十五項第一号中「第二十八項」を「第三十四項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同項の次に次の四項を加える。

28　法第四十条第十一項に規定する政令で定める場合は、同条第一項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈につき第十三項第二号に掲げる事実が生じたことにより、国税庁長官が同条第一項後段の承認を取り消すことができる場合とする。

29　法第四十条第十一項に規定する当初受託者が、同項に規定する任務終了事由等により同項に規定する財産等を同項に規定する引継受託者に移転しようとする場合において、同項の規定の適用を受けようとするときは、同項に規定する認可又は届出の日の前日までに、同項に規定する書類に、当該引継受託者が同項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類を添付して、これを当該当初受託者の本店又は主たる事務所の所在地（当該当初受託者が個人である場合には、当該当初受託者の納税地）の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

30　第二十八項の規定は、法第四十条第十二項に規定する政令で定める場合について準用する。

31　法第四十条第十二項に規定する当初公益信託の受託者が、同項に規定する公益信託の終了により同項に規定する財産等を同項に規定する他の公益法人等に移転し、又は同項に規定する他の公益信託の信託財産としようとする場合において、同項の規定の適用を受けようとするときは、当該公益信託の終了の日の前日までに、同項に規定する書類に、同項に規定する帰属権利者が同項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類を添付して、これを当該当初公益信託の受託者の本店又は主たる事務所の所在地（当該当初公益信託の受託者が個人である場合には、当該当初公益信託の受託者の納税地）の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

第二十五条の十七第二十四項を同条第二十六項とし、同条第二十三項を同条第二十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

25　第二十一項の規定は、特定贈与等を受けた法第四十条第九項に規定する特定一般法人が同項の規定により同項に規定する財産等を同項に規定する受贈公益法人等に贈与しようとする場合又は同条第十項に規定する譲渡法人が同項の規定により同項に規定する財産等を同項に規定する譲受法人に贈与をしようとする場合について準用する。

第二十五条の十七第二十二項の次に次の一項を加える。

23　法第四十条第八項に規定する当初法人が、同項の規定により同項に規定する引継財産（次項において「引継財産」という。）を同条第八項に規定する他の公益法人等に贈与し、又は同項に規定する公益信託の信託財産としようとする場合において、同項の規定の適用を受けようとするときは、同項に規定する贈与等の日の前日までに、同項に規定する書類に、同項に規定する引継法人等が同項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類を添付して、これを当該当初法人の主たる事務所の所在地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

第二十五条の十九の三第二項中「全て」の下に「（当該事業年度の収入金額が零である場合にあつては、第二号に掲げる要件）」を加え、同条第四項中「次に掲げる要件」の下に「（当該事業年度の収入金額が零である場合にあつては、第六号に掲げる要件を除く。）」を加え、同条第五項第一号中「次に掲げる要件」の下に「（当該事業年度の収入金額が零である場合にあつては、ハに掲げる要件を除く。）」を加え、同項第二号中「次に掲げる要件」の下に「（当該事業年度の収入金額が零である場合にあつては、ロに掲げる要件を除く。）」を加え、同項第三号中「の全てに該当する外国関係会社」を「（当該事業年度の収入金額が零である場合にあつては、トに掲げる要件を除く。）の全てに該当する外国関係会社」に改める。

第二十五条の二十第二項中「に関する法令（」を「（外国における各対象会計年度（法人税法第十五条の二に規定する対象会計年度をいう。）の国際最低課税額に対する法人税に相当する税、法人税法施行令第百五十五条の三十四第二項第三号に掲げる税及び法人税法第八十二条第三十一号に規定する自国内最低課税額に係る税を除く。）に関する法令（当該」に改める。

第二十六条第二項中「同条第三十三項」を「同条第三十五項」に改め、同条第二十七項中「第四十一条第十五項」を「第四十一条第十七項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に改め、同条第二十八項中「第四十一条第十六項に」を「第四十一条第十八項に」に改め、同項第一号中「第四十一条第十六項」を「第四十一条第十八項」に、「同条第十六項」を「同条第十八項」に改め、同項第二号及び第三号中「第四十一条第十七項」を「第四十一条第十九項」に、「同条第十六項」を「同

条第十八項」に改め、同条第三十項中「第四十一条第十八項」を「第四十一条第二十項」に改め、「でして令和五年十二月三十一日以前に建築基準法第六条第一項の規定による確認を受けているもの」を削り、同条第三十一項中「第四十一条第十八項」を「第四十一条第二十項」に改め、同条第三十二項中「第四十一条第十九項第一号」を「第四十一条第二十一項第一号」に、「同条第十九項第二号」を「同条第二十一項第二号」に、「同条第十九項第三号」を「同条第二十一項第三号」に、「同条第十九項第四号」を「同条第二十一項第四号」に、「同条第十九項の」を「同条第二十一項の」に改め、「（）で」とあるのは（）で令和五年十二月三十一日以前に建築確認（以下「建築確認」という。）を受けているもののうち」と」を削り、「第四十一条第十九項第二号」を「第四十一条第二十一項第二号」に改め、「（）で」とあるのは（）で令和五年十二月三十一日以前に建築確認を受けているもののうち」と」を削り、「第四十一条第十九項第三号」を「第四十一条第二十一項第三号」に、「第四十一条第十九項第四号」を「第四十一条第二十一項第四号」に、「第四十一条第十九項」を「第四十一条第二十一項」に改め、同条第三十三項から第三十五項までの規定中「第四十一条第二十項」を「第四十一条第二十二項」に改め、同条第三十六項中「第四十一条第二十一項」を「第四十一条第二十三項」に改め、同条第三十七項中「第四十一条第二十五項」を「第四十一条第二十七項」に改め、同条第三十八項中「第四十一条第三十三項」を「第四十一条第三十五項」に改める。

第二十六条の二第八項中「同条第十三項若しくは第十六項」を「同条第十五項若しくは第十八項」に改め、同項第一号ヘ中「第四十一条第十三項」を「第四十一条第十五項」に、「同条第十五項」を「同条第十七項」に改め、同号ト中「第四十一条第十六項」を「第四十一条第十八項」に、「同条第十七項」を「同条第十九項」に改め、同項第二号ニ中「同条第十九項」を「同条第二十一項」に改め、同号ホ中「第四十一条第十八項又は第十九項」を「第四十一条第二十項又は第二十一項」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ　その住宅借入金等の金額につき法第四十一条第十三項の規定の適用を受けた場合には、その旨

第二十六条の二第九項中「同条第三十四項」を「同条第三十六項」に改める。

第二十六条の四第二十三項中「同条第三十四項」を「同条第三十六項」に、「第三十五項の」を「第三十七項の」に、「同条第三十五項」を「同条第三十七項」に改め、同条第二十四項中「同条第十三項」を「同条第十五項」に、「第十六項」を「第十八項」に、「同条第三十四項」を「同条第三十六項」に、「第四十一条第三十四項」を「第四十一条第三十六項」に改める。

第二章第九節の次に次の一節を加える。

第九節の二　令和六年分における特別税額控除

（令和六年分における所得税額の特別控除）

第二十六条の四の二　法第四十一条の三の三第一項の規定による控除をすべき金額は、令和六年分の所得税法第九十二条第一項に規定する所得税額から控除する。

（二以上の居住者がある場合の同一生計配偶者の所属等）

第二十六条の四の三　法第四十一条の三の三第二項の場合において、一の居住者の配偶者がその居住者の同一生計配偶者（同項に規定する同一生計配偶者をいう。以下この条において同じ。）に該当し、かつ、他の居住者の扶養親族（同項に規定する扶養親族をいう。以下この条において同じ。）にも該当するときは、その配偶者は、次に定めるところにより、これらのうちいずれか一にのみ該当するものとみなす。

一　当該配偶者が当該同一生計配偶者又は当該扶養親族のいずれに該当するかは、これらの居住者の提出するその年分の所得税法施行令第二百十八条第一項に規定する申告書等（法第四十一条の三の七第五項に規定する申告書及び法第四十一条の三の八第四項に規定する申告書を含む。以下この項において「申告書等」という。）に記載されたところによる。ただし、本文又は次号の規定により、当該配偶者が当該同一生計配偶者又は当該扶養親族のいずれかとされた後において、これらの居住者が提出する申告書等にこれと異なる記載をすることにより、その区分を変更することを妨げない。

二　前号の場合において、同号の居住者が同一人をそれぞれ自己の同一生計配偶者又は扶養親族として申告書等に記載したとき、その他同号の規定により同一生計配偶者又は扶養親族のいずれに該当するかを定められないときは、その夫又は妻である居住者の同一生計配偶者とする。

2　法第四十一条の三の三第二項の場合において、二以上の居住者の扶養親族に該当する者があるときは、その者は、次に定めるところにより、これらの居住者のうちいずれか一の居住者の扶養親族にのみ該当するものとみなす。

一　当該二以上の居住者の扶養親族に該当する者をいずれの居住者の扶養親族とするかは、これらの居住者の提出するその年分の所得税法施行令第二百十九条第一項に規定する申告書等（法第四十一条の三の七第五項に規定する申告書及び法第四十一条の三の八第四項に規定する申告書を含む。以下この項において「申告書等」という。）に記載されたところによる。ただし、本文又は次号の規定により、その扶養親族がいずれか一の居住者の扶養親族に該当するものとされた後において、これらの居住者が提出する申告書等にこれと異なる記載をすることにより、他のいずれか一の居住者の扶養親族とすることを妨げない。

二　前号の場合において、二以上の居住者が同一人をそれぞれ自己の扶養親族として申告書等に記載したとき、その他同号の規定によりいずれの居住者の扶養親族とするかを定められないときは、次に定めるところによる。

イ　その年において既に一の居住者が申告書等の記載によりその扶養親族としている場合には、当該親族は、当該居住者の扶養親族とする。

ロ　イの規定によつてもいずれの居住者の扶養親族とするかが定められない扶養親族は、居住者のうち所得税法施行令第二百十九条第二項第二号に規定する合計額又は当該親族がいずれの居住者の扶養親族とするかを判定すべき時における当該合計額の見積額が最も大きい居住者の扶養親族とする。

3　法第四十一条の三の三第二項の場合において、年の中途において居住者の配偶者が死亡し、その年中にその居住者が再婚したときにおけるその死亡し、又は再婚した配偶者のうちその居住者の同一生計配偶者に該当するものは、その死亡した配偶者又は再婚した配偶者のうち一人に限るものとする。

4　一の居住者の配偶者がその居住者の同一生計配偶者に該当し、かつ、他の居住者の扶養親族にも該当する場合、二以上の居住者の扶養親族に該当する者がある場合又は年の中途において居住者の配偶者が死亡し、その年中にその居住者が再婚した場合において、いずれかの居住者（以下この項において「対象居住者」という。）が、その年分の所得税につき、同一生計配偶者若しくは扶養親族に係る所得税法第七十九条から第八十一条まで、第八十三条若しくは第八十四条の規定（以下この項において「対象規定」という。）の適用を受けるとき、又は同法第百九十条に規定する過不足の額の計算上、同一生計配偶者に係る同条第二号ハに掲げる障害者控除の額若しくは同号ニに掲げる配偶者控除の額に相当する金額若しくは扶養親族に係る同号ハに掲げる障害者控除の額、寡婦控除の額、ひとり親控除の額若しくは扶養控除の額に相当する金額の控除を受けるとき（これらの控除を受ける者がその年分の所得税につき確定申告書の提出をし、又は国税通則法第二十五条の規定による決定を受けた者である場合を除く。）における法第四十一条の三の三第二項の規定の適用については、当該対象規定の適用又は当該対象居住者が受けたこれらの控除に係る同一生計配偶者又は扶養親族は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの居住者のうち当該対象居住者の同一生計配偶者又は扶養親族にのみ該当するものとみなす。

5　第一項から第三項までの規定は、法第四十一条の三の七第三項の場合について準用する。

6　第一項から第四項までの規定は、法第四十一条の三の八第二項の場合について準用する。この場合において、第四項中「第四十一条の三の三第二項」とあるのは、「第四十一条の三の八第二項」と読み替えるものとする。

7　第一項から第三項までの規定は、法第四十一条の三の九第三項の場合について準用する。

（令和六年分の所得税の予定納税額の減額承認申請に係る申告納税見積額の計算の特例）

第二十六条の四の四　居住者の令和六年分の所得税につき法第四十一条の三の四第二号の規定により読み替えて適用される所得税法第百十一条第一項又は第二項の規定による申請をしようとする場合における同条第四項に規定する申告納税見積額の計算については、所得税法施行令第二百六十一条第二号中「所得税の額」とあるのは、「所得税の額（租税特別措置法第四十一条の三の七から第四十一条の三の九まで（令和六年六月以後に支払われる給与等に係る特別控除の額の控除等）の規定の適用がないものとした場合における源泉徴収をされる所得税の額をいう。）」とする。

（特定公的年金等の範囲等）

第二十六条の四の五　法第四十一条の三の九第一項に規定する公的年金等で政令で定めるものは、次に掲げる公的年金等（所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等をいう。以下この項において同じ。）とする。

一　厚生労働大臣が支給する公的年金等

二　国家公務員共済組合連合会が支給する公的年金等

三　地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会又は地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会が支給する公的年金等

四　日本私立学校振興・共済事業団が支給する公的年金等

五　地方公務員の退職年金に関する条例の規定による退職を給付事由とする公的年金等

六　恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）による公的年金等

七　執行官法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十八号）附則第三条第一項の規定によりなお従前の例により支給されることとされる同法による改正前の執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）附則第十三条の規定による公的年金等

八　国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）による公的年金等

九　前各号に掲げるもののほか、財務省令で定める公的年金等

2　法第四十一条の三の九第一項及び第二項に規定する特定公的年金等で政令で定めるものは、令和七年一月三十一日までに支払を受ける同条第一項に規定する特定公的年金等とする。

第二十六条の五中「第四十一条の三の三第一項」を「第四十一条の三の十一第一項」に改める。

第二十六条の十八の見出し中「発行者」を「発行をする者」に改め、同条第一項中「同項に規定する発行者（以下この項及び第三項において「発行者」という。）の同条第二項」を「発行をする者の同項」に、「発行者の」を「発行をする者の」に改め、同条第三項中「の発行者」を「の発行をする者」に、「発行者又は当該」を「特定振替社債等の発行をする者又は当該民間国外債の」に改める。

第二十六条の二十八の二第一項第一号イ(2)中「第四号イ(2)」を「第五号イ(2)」に、「第三号イ(2)」を「第三号ロ(1)、第四号イ(2)」に改め、同号ハ中「いう」の下に「。第三号ロ(3)において同じ」を加え、同項第二号中「掲げる法人」の下に「（特例法人を除く。）」を加え、同号イ(2)中「次号イ(2)」を「第四号イ(2)」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　特例法人　次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ　前号に定める要件

ロ　次に掲げる要件

(1)　特例実績判定期間内の日を含む各事業年度における特例判定基準寄附者の数（当該各事業年度において個人である特例判定基準寄附者と生計を一にする他の特例判定基準寄附者がいる場合には、当該特例判定基準寄附者と当該他の特例判定基準寄附者とを一人とみなした数。(i)及び(ii)において同じ。）（当該各事業年度のうち次に掲げる事業年度にあつては、それぞれ次に定める数（次に掲げる事業年度のいずれにも該当する場合には、次に定める数のうちいずれか多い数）とする。）が百以上であり、かつ、当該各事業年度における当該特例判定基準寄附者からの判定基準寄附金額が三十万円以上であること。

(i)　当該特例法人が設置する特定学校等の定員等の総数が五千に満たない事業年度（当該定員等の総数が零である場合の当該事業年度を除く。(i)において「特定事業年度」という。）　当該特定事業年度における当該特例判定基準寄附者の数に五千を乗じてこれを当該定員等の総数（当該定員等の総数が五百に満たない場合には、五百）で除して得た数

(ii)　当該特例法人の公益目的事業費用等の額の合計額が一億円に満たない事業年度（当該合計額が零である場合の当該事業年度を除く。(ii)において「特定事業年度」という。）　当該特定事業年度における当該特例判定基準寄附者の数に一億を乗じてこれを当該公益目的事業費用等の額の合計額（当該合計額が千万円に満たない場合には、千万）で除して得た数

(2)　前号ロに掲げる要件

(3)　財務省令で定めるところにより、特例実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿を作成し、これを保存していること。

第二十六条の二十八の二第二項第一号ロ(1)中「第三十五条」を「第三十五条の二」に改め、同条第五項中「第三号イ(1)又は第四号イ(1)」を「第四号イ(1)又は第五号イ(1)」に改め、「同項第二号」の下に「若しくは第三号」を加え、同条第六項第五号中「この号」の下に「及び第十一号」を、「金額」の下に「。同号において同じ。」を加え、同項第九号を同項第十二号とし、同項第八号を同項第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

十　特例実績判定期間　特例法人の直前に終了した事業年度終了の日以前二年内に終了した各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日から当該終了の日までの期間をいう。

十一　特例判定基準寄附者　特例法人の特例実績判定期間内の日を含む各事業年度における同一の者からの寄附金の額が三千円以上である場合の当該同一の者（当該特例法人の法人税法第二条第十五号に規定する役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。）をいう。

第二十六条の二十八の二第六項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　特例法人　法第四十一条の十八の三第一項第一号ロに掲げる法人のうち、当該法人の直前に終了した事業年度が令和六年四月一日から令和十一年四月一日までの間に開始する事業年度であること、私立学校法第百四十八条第二項（同法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）に規定する中期事業計画その他これに準ずる計画であつて当該法人の経営の改善に資すると認められるものを作成していることその他財務省令で定める要件に該当するものをいう。

第二十六条の二十八の二第七項中「第三号イ(2)及び第四号イ(2)」を「第四号イ(2)及び第五号イ(2)」に改める。

第二十六条の二十八の三第一項第一号中「払込みをいう。」の下に「第三項を除き、」を加え、「取得（同項」を「取得（法第四十一条の十九第一項」に改め、「取得をいう。」の下に「第三項を除き、」を加え、「特定新規中小会社（同項」を「特定新規中小会社（法第四十一条の十九第一項」に改め、同条第二項第二号中「譲渡」の下に「（法第三十七条の十一の二第二項に規定する譲渡をいう。）」を加え、同条第三項中「に払込みにより」を「に第一項第一号に規定する払込みにより同号に規定する」に、「取得に要した金額の」を「同号に規定する取得に要した金額（次の各号に掲げる新株予約権の行使により同項第一号に規定する取得をした当該各号に定める特定新規株式にあつては、当該新株予約権の取得に要した金額を含む。）の」に改め、同項に次の各号を加える。

一　法第四十一条の十九第一項第一号に掲げる株式会社に該当する特定新規中小会社に対する払込み（新株予約権の発行に際してするものに限る。次号において同じ。）により取得をした新株予約権　当該特定新規中小会社により発行される特定新規株式

二　法第四十一条の十九第一項第二号に掲げる株式会社に該当する特定新規中小会社に対する払込みにより取得をした新株予約権（法第三十七条の十三第一項第二号イに規定する投資事業有限責任組合に係る同号イに規定する投資事業有限責任組合契約に従つて取得をしたものに限る。）　当該特定新規中小会社により発行される法第三十七条の十三第一項第二号イに掲げる特定新規株式

第二十六条の二十八の三第六項第二号イ中「同条第三項の規定又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

第二十六条の二十八の五第一項中「同条第九項」を「同条第十項」に改め、同条第四項中「同条第十項に」を「同条第十一項に」に、「同条第十項第一号」を「同条第十一項第一号」に改め、同条第七項中「同条第十一項」を「同条第十二項」に改め、同条第十一項中「同条第十二項」を「同条第十三項」に改め、同条第二十五項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十四項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十三項中「第四十一条の十九の三第十二項」を「第四十一条の十九の三第十三項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同項の次に次の一項を加える。

27　法第四十一条の十九の三第十四項に規定する政令で定める改修工事は、家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定める子育てに係る同項の特例対象個人の負担を軽減するための増築、改築、修繕又は模様替で当該増築、改築、修繕又は模様替に該当するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

第二十六条の二十八の五第二十二項中「第四十一条の十九の三第十一項」を「第四十一条の十九の三第十二項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十一項を同条第二十四項とし、同条第二十項中「第四十一条の十九の三第十項第三号」を「第四十一条の十九の三第十一項第三号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十九項を同条第二十二項とし、同条第十八項中「第四十一条の十九の三第十項第二号」を「第四十一条の十九の三第十一項第二号」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十七項を同条第二十項とし、同条第十六項中「第四十一条の十九の三第十項第一号」を「第四十一条の十九の三第十一項第一号」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十五項中「第四十一条の十九の三第九項」を「第四十一条の十九の三第十項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十四項中「第四十一条の十九の三第七項第一号ホ」を「第四十一条の十九の三第八項第一号ヘ」に、「若しくは同条第四項」を「、同条第四項」に改め、「対象耐久性向上改修工事等」の下に「若しくは同条第七項に規定する対象子育て対応改修工事等」を加え、同項を同条第十七項とし、同条第十三項の次に次の三項を加える。

14　法第四十一条の十九の三第七項に規定する政令で定める金額は、その者が行つた同条第十四項に規定する子育て対応改修工事等（以下この項及び第十六項において「子育て対応改修工事等」という。）につき国土交通大臣が財務大臣と協議して当該子育て対応改修工事等の内容に応じて定める金額（当該子育て対応改修工事等をした家屋の当該子育て対応改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該子育て対応改修工事等に要した費用の額のうちに当該居住の用に供する部分に係る当該子育て対応改修工事等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額）の合計額とする。

15　国土交通大臣は、前項の規定により金額を定めたときは、これを告示する。

16　法第四十一条の十九の三第七項に規定する政令で定める要件を満たすものは、次に掲げる要件を満たす工事とする。

一　子育て対応改修工事等の法第四十一条の十九の三第七項に規定する子育て対応改修標準的費用額が五十万円を超えること。

二　子育て対応改修工事等をした家屋の当該子育て対応改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該居住の用に供する部分に係る当該子育て対応改修工事等に要した費用の額が当該子育て対応改修工事等に要した費用の額の二分の一以上であること。

三　子育て対応改修工事等をした家屋が、その者のその居住の用に供される第三項第三号イ又はロに掲げる家屋（その家屋の床面積の二分の一以上に相当する部分が専ら当該居住の用に供されるものに限る。）のいずれかに該当するものであること。

四　子育て対応改修工事等をした家屋が、その者が主としてその居住の用に供すると認められるものであること。

第二十七条の十一の二第二項中「いう」の下に「。次項において同じ」を加え、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第四十二条の十一の二第二項第一号に規定する政令で定めるものは、地域の事業者に対して著しい経済的効果を及ぼすものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものとする。

第二十七条の十一の三中「二千五百万円」を「三千五百万円」に改める。

第二十七条の十二第二項中「第四十二条の十二第六項第三号」を「第四十二条の十二第六項第四号」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　法第四十二条の十二第六項第七号に規定する政令で定めるところにより証明がされた数は、適用対象特定業務施設（同号に規定する適用対象特定業務施設をいう。以下この条において同じ。）のみを法人の事業所とみなした場合における基準雇用者数（同項第六号に規定する基準雇用者数をいう。以下この条において同じ。）の計算の基礎となる雇用者（同項第四号に規定する基準雇用者をいう。以下この条において同じ。）の数について記載された財務省令で定める書類を確定申告書等に添付することにより証明がされた当該基準雇用者数とする。

第二十七条の十二第四項中「第四十二条の十二第六項第八号」を「第四十二条の十二第六項第九号」に改め、「数は、」の下に「同項第三号に規定する」を、「計画の認定」の下に「（同条第一項に規定する計画の認定をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「同項第七号」を「法第四十二条の十二第六項第八号」に改め、同条第五項中「第四十二条の十二第六項第九号」を「第四十二条の十二第六項第十号」に改め、「数は、」の下に「同項第三号に規定する」を加え、「同号」を「同項第十号」に改め、同条第六項中「第四十二条の十二第六項第十号」を「第四十二条の十二第六項第十一号」に改め、「数は、」の下に「同項第三号に規定する」を加え、同条第七項中「第四十二条の十二第六項第十一号」を「第四十二条の十二第六項第十二号」に改め、「数は、」の下に「同項第三号に規定する」を加え、同条第八項中「第四十二条の十二第六項第十二号」を「第四十二条の十二第六項第十三号」に改め、「適用年度の」を削り、同条第九項中「第四十二条の十二第六項第十三号」を「第四十二条の十二第六項第十四号」に改め、「数は、」の下に「同項第三号に規定する」を加え、同条第十項中「第四十二条の十二第六項第十四号」を「第四十二条の十二第六項第十五号」に改め、「数は、」の下に「同項第三号に規定する」を加え、同条第十一項中「第四十二条の十二第六項第十五号」を「第四十二条の十二第六項第十六号イ」に改め、「受けた」の下に「同号に規定する」を、「係る特定業務施設」の下に「（同項第一号に規定する特定業務施設をいう。以下この項及び第十六項第二号において同じ。）」を加え、「とする」を「とし、同条第六項第十六号ロに規定する政令で定めるところにより証明がされた数は、当該特定業務施設のみを当該法人の事業所と、当該法人の特定雇用者のみを当該法人の雇用者と、それぞれみなした場合における基準雇用者数の計算の基礎となる雇用者の数について記載された財務省令で定める書類を確定申告書等に添付することにより証明がされた当該基準雇用者数とする」に改め、同条第十四項中「合併で適用年度」の下に「（同条第六項第三号に規定する適用年度をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「第四十二条の十二第六項第三号」を「第四十二条の十二第六項第四号」に、「同項第五号」に改め、同条第十六項中「同条第六項第一号」を「同条第六項第三号」に改め、同項第一号中「計画の認定を受けた日」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る基準日（同条第六項第二号に規定する基準日をいう。第二十項において同じ。）」に、「認定事業年度」を「基準事業年度」に改め、同項第二号中「認定事業年度」を「基準事業年度」に、「同条第六項第十五号」を「同条第六項第十六号」に改め、同条第十八項中「一年前」を「二年前」に、「当該開始の日前一年」を「当該開始の日前二年」に改め、同項第一号中「基準日」を「判定基準日」に、「一年」を「二年」に改め、同項第二号中「基準日」を「判定基準日」に改め、同条第十九項中「一年」を「二年」に改め、同条第二十項中「ついて計画の認定を受けた日」を「係る基準日」に、「同条第六項第六号」を「同条第六項第七号」に改める。

第二十七条の十二の五第一項中「同条第三項第三号」を「同条第五項第三号」に改め、同条第二項中「、同項」の下に「又は同条第二項」を加え、「経済産業大臣の同項」を「これらの規定」に改め、「旨を」の下に「経済産業大臣が」を加え、同条第三項中「同条第三項第六号イ」を「同条第五項第六号イ」に、「第四十二条の十二第六項第三号」を「第四十二条の十二第六項第四号」に改め、同項第二号中「同条第六項第十二号に規定する移転型地方事業所基準雇用者数」を「同条第六項第十六号イに掲げる数のうち同号ロに掲げる数に達するまでの数」に改め、同号イ中「第四十二条の十二第六項第九号」を「第四十二条の十二第六項第十号」に改め、同条第四項中「第四十二条の十二の五第二項」の下に「及び第三項」を、「おいて」の下に「、同条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額について準用するときは、前項中「同項の法人」とあるのは、「同条第二項の法人」と、同条第三項に規定する政令で定めるところにより計算した金額について準用するときは」を加え、「同条第二項」を「同条第三項」に、「読み替える」を「、それぞれ読み替える」に改め、同条第五項及び第六項中「第四十二条の十二の五第三項第二号」を「第四十二条の十二の五第五項第二号」に改め、同条第七項及び第八項中「第四十二条の十二の五第三項第四号」を「第四十二条の十二の五第五項第四号」に改め、同条第九項中「第四十二条の十二の五第三項第五号に」を「第四十二条の十二の五第五項第五号に」に改め、同項第一号中「第四十二条の十二の五第三項第五号」を「第四十二条の十二の五第五項第五号」に、「同条第三項第二号」を「同条第五項第二号」に、「第四十二条の十二の五第三項第四号」を「第四十二条の十二の五第五項第四号」に改め、同項第二号及び第三号中「第四十二条の五第三項第五号」を「第四十二条の十二の五第五項第五号」に改め、同条第十項中「第四十二条の十二の五第三項第七号」を「第四十二条の十二の五第五項第七号」に改め、同条第十一項中「又は第二項第二号」を「、第二項第二号又は第三項第二号」に、「又は第二項の」を「から第三項までの」に改め、同条第十二項中「又は第二項」を「から第三項まで」に、「同条第三項第八号」を「同条第五項第八号」に、「同条第一項第二号」を「同条第一項第二号イ」に改め、同条第十四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に、「第四十二条の十二の五第三項第八号」を「第四十二条の十二の五第五項第八号」に、「同条第一項第二号」を「同条第一項第二号イ」に改め、同条第十七項第一号中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同条第十八項中「第四十二条の十二の五第三項第十号」を「第四十二条の十二の五第五項第十一号」に改め、同条第十九項中「又は第二項」を「から第四項まで」に、「同条第三項第十号」を「同条第五項第十一号」に改め、同条第二十項中「第四十二条の十二の五第三項第十号」を「第四十二条の十二の五第五項第十一号」に改め、同条第二十一項中「又は第二項」を「から第三項まで」に、「同条第三項第六号イ」を「同条第五項第六号イ」に、「同項第十号」を「同項第十一号」に改め、同項第一号中「第四十二条の十二の五第三項第十号」を「第四十二条の十二の五第五項第十一号」に改め、同条第二十三項中「第四十二条の十二の五第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同条第三項第五号」を「同条第五項第五号」に改め、「同条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第二十四項中「第四十二条の十二の五第二項」を「第四十二条の十二の五第三項」に、「同条第三項第十号」を「比較雇用者給与等支給額（同条第五項第十一号」に、「が零」を「をいう。次項において同じ。）が零」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条第二十六項を同条第二十七項とし、同条第二十五項中「又は第二項」を「から第三項まで」に、「同条第三項第八号」を「同条第五項第八号」に改め、同項各号中「第四十二条の十二の五第一項第二号及び第二項第二号」を「第四十二条の十二の五第一項第二号イ、第二項第二号イ及び第三項第二号イ」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十四項の次に次の一項を加える。

25　法第四十二条の十二の五第四項の規定の適用を受けようとする法人のその適用を受けようとする事業年度に係る比較雇用者給与等支給額が零である場合には、同項に規定する雇用者給与等支給額がその比較雇用者給与等支給額を超える場合に該当しないものとする。

第二十七条の十二の七第二項中「第百四十七条第一項第六号」を「第百四十七条第一項第七号」に改め、同条第三項中「第四十二条の十二の七第六項第一号」に、「及び同項に規定する需要開拓商品生産設備」を「とし、同条第六項第二号ロに規定するものは、同条第三項に規定する生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準に適合するもの」に改め、同条第四項中「前二項」を「第二項又は第三項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第三項の次に次の十五項を加える。

4　法第四十二条の十二の七第七項第一号に規定する政令で定める割合は、次の各号に掲げる特定演算半導体（トランジスター上に配置される導線の中心の間隔が最も短い箇所において百三十ナノメートルを超える同項第一号に掲げる半導体をいう。以下この項において同じ。）の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

一　トランジスター上に配置される導線の中心の間隔が最も短い箇所において百六十五ナノメートル以下の特定演算半導体　十六分の十三

二　トランジスター上に配置される導線の中心の間隔が最も短い箇所において百六十五ナノメートルを超え二百十ナノメートル以下の特定演算半導体　十六分の十一

三　トランジスター上に配置される導線の中心の間隔が最も短い箇所において二百十ナノメートルを超える特定演算半導体　十六分の七

5　法第四十二条の十二の七第七項第二号に規定する政令で定める割合は、次の各号に掲げるパワー半導体等（同項第二号に規定するパワー半導体等をいう。以下この項において同じ。）の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

一　パワー半導体等であつて電流若しくは電圧を電気的信号に変換し又は電気的信号を電流若しくは電圧に変換することができるといつた固有の機能を果たすもののうち当該パワー半導体等を構成するウエハーが主としてけい素で構成されるもの　二分の三

二　パワー半導体等であつて電流若しくは電圧を電気的信号に変換し又は電気的信号を電流若しくは電圧に変換することができるといつた固有の機能を果たすもののうち当該パワー半導体等を構成するウエハーが主として炭化けい素又は窒化ガリウムで構成されるもの　四分の二十九

三　パワー半導体等であつて光に関連する物理現象を電気的信号に変換し又は電気的信号を光に関連する物理現象に変換することができるといつた固有の機能を果たすもの　二分の九

6　法第四十二条の十二の七第七項に規定する政令で定める金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一　当該半導体生産用資産（法第四十二条の十二の七第七項に規定する半導体生産用資産をいう。次号及び次項において同じ。）に係る同条第七項に規定する供用中年度前の各事業年度における同項に規定する半導体税額控除限度額のうち、同項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額

二　適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この条において「適格合併等」という。）により移転を受けた当該半導体生産用資産について法第四十二条の十二の七第七項の規定により当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人又は現物出資法人（以下この条において「被合併法人等」という。）の過去事業年度（適格合併等の日（適格合併にあつては、当該適格合併の日の前日）を含む事業年度以前の各事業年度をいう。以下この号及び第八項第二号において同じ。）の所得に対する調整前法人税額（法第四十二条の四第十九項第二号に規定する調整前法人税額をいう。第八項第二号において同じ。）から控除された金額（当該半導体生産用資産に係る当該被合併法人等の過去事業年度における法第四十二条の十二の七第七項に規定する半導体税額控除限度額のうち、同項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額を含む。）

7　法人が適格合併等により法第四十二条の十二の七第七項の規定の適用を受けている半導体生産用資産の移転を受けた場合における同項の規定の適用については、当該法人が、同項に規定する設備の新設又は増設をし、かつ、当該半導体生産用資産を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これを被合併法人等供用日（当該適格合併等に係る被合併法人等の事業の用に供した日をいう。）に当該法人の事業の用に供したものとみなす。

法第四十二条の十二の七第十項に規定する政令で定める金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一　当該特定商品生産用資産（法第四十二条の十二の七第十項に規定する特定商品生産用資産をいう。次号及び次項において同じ。）に係る同条第十項に規定する供用中年度前の各事業年度における同項に規定する特定商品税額控除限度額のうち、同項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額

二　適格合併等により移転を受けた当該特定商品生産用資産について法第四十二条の十二の七第十項の規定により当該適格合併等に係る被合併法人等の過去事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除された金額（当該特定商品生産用資産に係る当該被合併法人等の過去事業年度における同項に規定する特定商品税額控除限度額のうち、同項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額を含む。）

9　法人が適格合併等により法第四十二条の十二の七第十項の規定の適用を受けている特定商品生産用資産の移転を受けた場合における同項の規定の適用については、当該法人が、同項に規定する設備の新設又は増設をし、かつ、当該特定商品生産用資産を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これを被合併法人等供用日（当該適格合併等に係る被合併法人等が当該特定商品生産用資産をその事業の用に供した日をいう。）に当該法人の事業の用に供したものとみなす。

10　法第四十二条の十二の七第十八項第二号イに規定する政令で定める取得は、代物弁済としての取得とする。

11　法第四十二条の十二の七第十八項第二号イに規定する政令で定めるものは、棚卸資産、法人税法第二条第二十一号に規定する有価証券（以下この章において「有価証券」という。）及び繰延資産以外の資産のうち法人税法施行令第十三条各号に掲げるもの（時の経過によりその価値の減少しないものを除く。）とする。

12　法第四十二条の十二の七第十八項に規定する政令で定める場合は、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額以下である場合とする。

一　法第四十二条の十二の七第十八項の事業年度（以下この項及び第十六項において「対象年度」という。）の基準所得等金額（当該対象年度開始の日前一年（当該対象年度が一年に満たない場合には、当該対象年度の期間。次号において同じ。）以内に終了した各事業年度（最初課税事業年度開始の日前に終了した各事業年度及び外国法人である人格のない社団等の第十四項第二号ホに規定する収益事業から生ずるものを有することとなつた日を含む事業年度開始の日からその有することとなつた日の前日までの期間を除く。次号において「前事業年度」という。）の月数を合計した数が当該対象年度の月数に満たない場合には、当該基準所得等金額を当該対象年度の月数で除し、これに当該合計した数を乗じて計算した金額）

二　前事業年度の基準所得等金額（対象年度開始の日から起算して一年前の日を含む前事業年度にあつては、当該前事業年度の基準所得等金額を当該前事業年度の月数で除し、これに当該一年前の日から当該前事業年度終了の日までの期間の月数を乗じて計算した金額）の合計額

13　前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

14　第十二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　基準所得等金額　各事業年度のイ及びロに掲げる金額の合計額からハに掲げる金額を控除した金額をいう。

イ　当該事業年度の所得の金額（法人税法第六十二条第二項に規定する最後事業年度にあつては、同項に規定する資産及び負債の同項に規定する譲渡がないものとして計算した場合における所得の金額。次項第二号イ及びロにおいて同じ。）

ロ　法人税法第五十七条、第五十九条、第六十四条の五第一項又は第六十四条の八の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額

ハ　法人税法第二十七条、第六十四条の五第三項又は第六十四条の七第六項の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入された金額

二　最初課税事業年度　法第四十二条の十二の七第十八項の法人が次に掲げる法人に該当する場合におけるそれぞれ次に定める日を含む事業年度をいう。

イ　新たに収益事業を開始した内国法人である公益法人等又は人格のない社団等　その開始した日

ロ　公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等　当該公益法人等に該当することとなつた日

ハ　公共法人又は収益事業を行つていない公益法人等に該当していた普通法人又は協同組合等　当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた日

ニ　普通法人又は協同組合等に該当していた公益法人等　当該公益法人等に該当することとなつた日

ホ　外国法人　恒久的施設を有することとなつた日（人格のない社団等については、法人税法第百四十一条第一号に定める国内源泉所得のうち収益事業から生ずるものを有することとなつた日）

15　法第四十二条の十二の七第十八項の法人が次の各号に掲げる法人に該当する場合には、第十二項に規定する基準所得等金額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　内国法人である公益法人等又は人格のない社団等　当該事業年度の収益事業から生じた所得の金額及び前項第一号ロに掲げる金額の合計額

二　恒久的施設を有する外国法人　次に掲げる法人税法第百三十八条第一項に規定する国内源泉所得の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得　当該事業年度の恒久的施設帰属所得（同法第百四十二条第一項に規定する恒久的施設帰属所得をいう。イにおいて同じ。）に係る所得の金額（人格のない社団等については、収益事業から生じた所得の金額に限る。）及び同法第百四十二条第二項の規定により同法第五十七条又は第五十九条の規定に準じて計算する場合に当該事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入された金額の合計額から同法第百四十二条の十の規定により準じて計算する同法第百四十二条第二項の規定により同法第五十七条又は第五十九条の規定に準じて計算する場合に当該事業年度の同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入された金額の合計額から同法第百四十二条の十の規定により同法第百四十二条の二の二の規定に準じて計算する場合に当該事業年度の同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算上益金の額に算入された金額を控除した金額

ロ　法人税法第百四十一条第一号ロに掲げる国内源泉所得　当該事業年度の同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額（人格のない社団等については、収益事業から生じた所得の金額に限る。）及び同法第百四十二条の十の規定により同法第百四十二条の二の二の規定により当該事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上益金の額に算入された金額を控除した金額

16　法第四十二条の十二の七第十八項の法人の対象年度に係る同項第一号に規定する継続雇用者給与等支給額及び同号に規定する継続雇用者比較給与等支給額が零である場合には、同号に掲げる要件に該当するものとする。

17　法第四十二条の十二の七第十九項に規定する政令で定める場合は、同項の法人に次の各号に掲げる事実のいずれかが生じた場合とし、同項に規定する政令で定める日は、当該各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める日とする。

一　法人税法第六十四条の九第一項に規定する親法人である当該法人について同項の規定による承認の効力が生じたこと　その承認の効力が生じた日

二　当該法人が通算親法人との間に通算完全支配関係を有することとなつたこと　その有することとなつた日

三　当該法人が通算親法人（当該法人が通算親法人である場合には、他の通算法人の全て）との間に通算完全支配関係を有しなくなつたこと　その有しなくなつた日

18　法第四十二条の十二の七第十九項の法人が法人税法施行令第二十四条の三に規定する初年度離脱通算子法人に該当する場合における前項の規定の適用については、当該法人に生じた同項第二号及び第三号に掲げる事実は、これらの号に掲げる事実に該当しないものとする。

第二十七条の十三第二項中「第四十二条の十二の五第七項」を「第四十二条の十二の五第十項」に、「第四十二条の十二の七第十一項」を「第四十二条の十二の七第二十一項」に改め、同条第五項中「法人税法第二条第二十一号に規定する」及び「（以下この章において「有価証券」という。）」を削り、同条第十四項第二号イ及びロ中「あつて」を「ついて」に改める。

第二十八条の七第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　法人が、その取得し、又は製作し、若しくは建設した機械その他の減価償却資産（以下この項において「機械等」という。）につき法第四十四条の四第二項の規定の適用を受ける場合には、当該機械等につき同項の規定の適用を受ける事業年度の確定申告書等に当該機械等が同項に規定する基盤確立事業用資産に該当するものであることを証する財務省令で定める書類を添付しなければならない。

第二十八条の八を次のように改める。

（生産方式革新事業活動用資産等の特別償却）

第二十八条の八　法第四十四条の五第一項第一号に規定する政令で定めるものは、同号に規定する設備等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物のうち、同号に規定する農作業の効率化等を通じた農業の生産性の向上に著しく資するものとして農林水産大臣が定める基準に適合するものとする。

2　法第四十四条の五第一項第二号に規定する政令で定めるものは、同号に規定する設備等を構成する機械及び装置のうち、同号に規定する農業者等が行う同号に規定する生産方式革新事業活動の促進に特に資するものとして農林水産大臣が定める基準に適合するものとする。

3　農林水産大臣は、前二項の規定により基準を定めたときは、これを告示する。

第二十八条の九第十五項第一号中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同項第四号並びに同条第十六項第四号、第二十五項及び第二十六項を削り、同条第二十七項を同条第二十五項とする。

第二十九条から第二十九条の三までを削る。

第二十九条の四第一項中「第四十六条の二第一項に規定する」を「第四十六条第一項に規定する合理化、高度化その他の改善に資するものとして」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第四十六条第一項に規定する試験研究として政令で定めるものは、次に掲げる試験研究とする。

一　新たな製品のうち当該法人の既存の製品と構造、品種その他の特性が著しく異なるものの製造を目的として行う試験研究

二　新たな製品を製造するために行う新たな資源の利用方法の研究

三　新たな製品を製造するために現に企業化されている製造方法その他の生産技術を改善することを目的として行う試験研究

四　新たな技術のうち当該法人の既存の技術と原理又は方法が異なるものの発明を目的として行う試験研究

第二十九条の四を第二十九条とし、第二十九条の五を第二十九条の二とする。

第二十九条の六第二項中「以下この条」を「第四項及び第五項」に改め、同条第四項中「又は」を削り、「指定した」を「指定し、又は第三項の規定により基準を定めた」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第四十八条第一項に規定する政令で定める要件は、貨物の運送の用に供する自動車の運転者の荷待ち及び荷役の時間の短縮その他の同項に規定する流通業務の省力化に特に資するものとして国土交通大臣が定める基準に該当することとする。

第二十九条の六を第二十九条の三とする。

第三十条第一項第一号及び第二号を削り、同項第三号を同項第一号とし、同項第四号を同項第二号とし、同項第五号中「附則第五十条第五項又は第八項」を「附則第五十条第八項」に、「第四十五条第一項又は第二項」を「第四十五条第二項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第六号を同項第四号とし、同条第三項第二号及び第三号を削り、同項第四号を同項第二号とし、同項第五号を同項第三号とし、同項第六号を同項第四号とする。

第三十二条第一項第一号及び第二号を削り、同項第三号を同項第一号とし、同項第四号を同項第二号とし、同項第五号中「附則第五十条第五項又は第八項」を「附則第五十条第八項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第六号を同項第四号とし、同項第七号を同項第五号とし、同条第二項中「第六号」を「第四号」に改め、「含む」の下に「。次項において「特別償却に関する規定」という」を加え、同条に次の一項を加える。

3　法第五十三条第三項の規定の適用については、特別償却に関する規定のうちいずれか一の規定と当該いずれか一の規定に係る法第五十二条の三の規定とは、あわせて一の規定とみなす。

第三十二条の二第七項中「受けた株式等」の下に「（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法第十一条第一項第二十五号の規定による助成金の交付を受けた内国法人が当該助成金をもつて取得する当該助成金の交付の目的に適合したものを除く。）」を加える。

第三十三条を削り、第三十二条の三を第三十三条とする。

第三十七条の五第一項中「五千円」を「一万円」に改める。

第三十九条第十四項中「規定は」の下に「、漁港及び漁場の整備等に関する法律第五十九条第二項（第二号に係る部分に限る。）」を加える。

第三十九条の四第三項を次のように改める。

3　法第六十五条の三第一項第三号の二に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　法第六十五条の三第一項第三号の二の都市緑化支援機構（以下この項において「支援機構」という。）が公益社団法人又は公益財団法人であり、かつ、その定款において、当該支援機構が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該支援機構と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあること。

二　支援機構と地方公共団体との間で、その買い取つた対象土地（法第六十五条の三第一項第三号の二に規定する対象土地をいう。以下この号において同じ。）の売買の予約又はその買い取つた対象土地の第三者への転売を停止条件とする停止条件付売買契約の締結をし、その旨の仮登記を行うこと。

第三十九条の四第六項を同条第七項とし、同条第五項中「農地中間管理機構は、」を「要件は、同号の農地中間管理機構が」に、「あつて」を「あり、かつ」に、「その法人」及び「当該法人」を「当該農地中間管理機構」に、「もの」を「こと」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「文化財保存活用支援団体は、公益社団法人又は公益財団法人であつて、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるもの（以下この項において「支援団体」という。）とし、同号に規定する政令で定める場合」を「要件」に改め、「を満たす場合」を削り、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「より当該」を「より」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「当該」及び「を禁止する条項を含む協定に対する違反」を削り、「いずれかを締結し」を「締結をし」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　法第六十五条の三第一項第四号の文化財保存活用支援団体（以下この項において「支援団体」という。）が公益社団法人（その社員総会における議決権の総数の二分の一以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。次項において同じ。）又は公益財団法人（その設立当初にお

いて拠出をされた金額の二分の一以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに限る。次項において同じ。）であり、かつ、その定款において、当該支援団体が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該支援団体と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあること。

第三十九条の四第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

４　前項の規定は、法第六十五条の三第一項第三号の三に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、前項各号中「第六十五条の三第一項第三号の二」とあるのは、「第六十五条の三第一項第三号の三」と読み替えるものとする。

第三十九条の十三の三第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

６　法第六十六条の五の三第四項の規定の適用がある場合における前二項の規定の適用については、第四項中「第六十六条の五の三第三項」とあるのは「第六十六条の五の三第四項の規定により読み替えられた同条第三項」と、「前七年内事業年度」とあるのは「前十年内事業年度」と、前項中「第六十六条の五の三第三項」とあるのは「第六十六条の五の三第四項の規定により読み替えられた同条第三項」と、「七年以内に開始した各事業年度」とあるのは「十年以内に開始した各事業年度（当該開始の日前七年以内に開始した各事業年度及び令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に開始した各事業年度に限る。）」と、「合併法人等七年前事業年度開始日」とあるのは「合併法人等十年前事業年度開始日」と、「前七年内事業年度（」とあるのは「前十年内事業年度（」と、「被合併法人等七年前事業年度開始日」とあるのは「被合併法人等十年前事業年度開始日」と、「合併法人等七年前事業年度開始日の」とあるのは「合併法人等十年前事業年度開始日の」とする。

第三十九条の十四の三第六項中「全て」の下に「（当該事業年度の収入金額が零である場合にあつては、第二号に掲げる要件）」を加え、同条第八項中「次に掲げる要件」の下に「（当該事業年度の収入金額が零である場合にあつては、第六号に掲げる要件を除く。）」を加え、同条第九項第一号中「次に掲げる要件」の下に「（当該事業年度の収入金額が零である場合にあつては、ハに掲げる要件を除く。）」を加え、同項第二号中「次に掲げる要件」の下に「（当該事業年度の収入金額が零である場合にあつては、ロに掲げる要件を除く。）」を加え、同項第三号中「の全てに該当する外国関係会社」を「（当該事業年度の収入金額が零である場合にあつては、トに掲げる要件を除く。）の全てに該当する外国関係会社」に改める。

第三十九条の十五第二項中「に関する法令（」を「（外国における各対象会計年度（法人税法第十五条の二に規定する対象会計年度をいう。第三十九条の十七の二第二項第一号ロにおいて同じ。）の国際最低課税額に対する法人税に相当する税、法人税法施行令第百五十五条の三十四第二項第三号に掲げる税及び自国内最低課税額に係る税を除く。）」を加える。

第三十九条の十七の二第二項第一号イ中「の外国法人税」の下に「（自国内最低課税額に係る税を除く。イ(3)及び(6)を除く。）において同じ。）」を加え、同号ロ中「課される税」の下に「（外国における各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に相当する税、法人税法施行令第百五十五条の三十四第二項第三号に掲げる税及び自国内最低課税額に係る税を除く。）」を加える。

第三十九条の二十一中「、意匠権及び電気ガス供給施設利用権」を「及び意匠権」に改める。

第三十九条の二十三第一項中「第三十七条第五項」を「第三十七条第六項」に改める。

第三十九条の二十四の二第一項第三号中「第二条第二十五項」を「第二条第二十七項」に改める。

第三十九条の二十八第一項中「常時使用する従業員の数が五百人以下の」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　常時使用する従業員の数が五百人以下の法人（特定法人（法人税法第七十五条の四第二項に規定する特定法人をいう。次号において同じ。）を除く。）

二　常時使用する従業員の数が三百人以下の特定法人

第三十九条の三十三の三の見出し中「発行者」を「発行をする者」に改め、同条第一項中「同項に規定する発行者（以下この項において「発行者」という。）の同条第二項」を「発行をする者の同項」に、「発行者の」を「発行をする者の」に改め、同条第十項中「同条第二項に規定する発行者（以下この項において「特定振替社債等の発行者」という。）」を「発行をする者」に、「発行者」を「発行をする者」に改める。

第三十九条の三十四第二項中「のもの」の下に「、電気」を加える。

第三十九条の三十四の四第五項第一号中「法人の所得に対して課される税」を「第三十九条の十七の二第二項第一号ロに規定する法人の所得に対して課される税」に改める。

第三十九条の三十五の四第一項第二号中「及び平成二十三年改正法附則第六十五条第四項の規定並びに租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百八十三号。第三項第二号において「平成二十三年改正令」という。）附則第十一条第十項の規定」を削り、同項に次の一号を加える。

八　所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号。以下この号及び第三項第八号において「令和五年改正法」という。）附則第四十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和五年改正法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第五十七条の四の規定及び令和五年改正法附則第四十三条第四項の規定

第三十九条の三十五の四第三項第一号中「、第五十七条の四」を削り、同項第二号中「並びに平成二十三年改正法附則第六十五条第四項及び第八項から第十項までの規定並びに平成二十三年改正令附則第十一条第四項、第五項、第七項及び第十項の規定」を削り、同項に次の一号を加える。

八　令和五年改正法附則第四十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和五年改正法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第五十七条の四の規定並びに令和五年改正法附則第四十三条第四項及び第七項から第九項までの規定

第三十九条の三十六第四号中「附則第九十二条第十項又は第九十三条第二項」を「附則第九十三条第二項」に改め、「第四十八条又は」を削り、同条第五号中「附則第六十七条第七項若しくは第九項、第六十八条」を「附則第六十八条」に改め、「第四十七条、第四十七条の二、」を削り、同条第八号中「附則第五十条第五項又は第八項」を「附則第五十条第八項」に改める。

第四十条の四を削り、第四十条の三を第四十条の四とし、第四十条の二の三を第四十条の三とする。

第四十条の四の二第五項第五号中「第七十条の二第二項第六号イ」を「第七十条の二第二項第六号イ(2)」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項第八号中「第八項」の下に「若しくは第九項」を加え、同項を同条第十六項とし、同条第十五項を同条第十四項とし、同条第十四項から第十三項までを一項ずつ繰り下げ、同条第八項中「第七十条の二第二項第六号イ」を「第七十条の二第二項第六号イ(2)」に改め、「著しく」を削り、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

８　法第七十条の二第二項第六号イ(1)に規定する政令で定める住宅用の家屋は、エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

第四十条の五第四項第八号中「第四十条の四の二第八項」を「第四十条の四の二第九項」に改める。

第四十二条の六第一項中「、産業競争力強化法第二条第十七項に規定する事業再編であつて」を削り、「国内」を「登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の施行地」に、「同項第一号イから力までに掲げる措置のうち次に掲げるもの」を「次に掲げる措置」に改め、同条に次の一項を加える。

３　法第八十条第二項に規定する事業再編のうち政令で定めるものは、中小企業者又は中堅企業者（登録免許税法の施行地に本店又は主たる事務所（個人にあつては、住所又は居所）を有する産業競争力強化法第二条第十八項に規定する中小企業者又は中堅企業者をいう。）が産業競争力強化法第二条第十八項各号に掲げる措置のいずれかによる事業の全部又は一部の構造の変更を行う事業活動とする。

第四十三条第二項中「高いもの」を「高い国際船舶」に改め、同条第三項中「第八十二条第一項」を「第八十二条第二項」に、「いるもの」を「ない対象船舶」に、「ない対象船舶（同条第一項に規定する対象船舶をいう。）」を「同項に規定する特定国際船舶（次項において「特定国際船舶」という。）」を「もの」に改め、同条第四項中「特定国際船舶」を「同項の対象船舶」に改める。

第四十三条の四を次のように改める。

（登記の税率の軽減を受ける旅客鉄道事業の用に供する土地又は建物の範囲）

第四十三条の四　法第八十三条の四に規定する土地又は建物で政令で定めるものは、同条に規定する認定鉄道事業再構築実施計画に基づき土地又は建物の所有権、地上権又は賃借権の譲渡をすることとされている地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二条第二号イに規定する鉄道事業者が法第八十三条の四の認定の日において地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二条第九号に規定する鉄道事業再構築事業に係る同号の旅客鉄道事業の用に供していた土地又は建物であつて、これらの権利の取得をする法第八十三条の四に規定する鉄道事業者が当該取得の日以後遅滞なく、当該旅客鉄道事業の用に供することが確実であると見込まれるものとする。

第四十五条の四第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「書類」を「書類（前項の規定により提供を受けた電磁的記録を含む。）」に、「同項」を「第一項」に、「保存しなければ」を「保存（電磁的記録にあつては、財務省令で定める方法による保存に限る。）をしなければ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　前項の証明書の提示は、外務省が整備及び管理をする情報システムによる当該証明書に係る情報の提供をもつて代えることができるものとし、同項の財務省令で定める事項を記載した書類の提出は、当該書類に記載すべき事項に係る電磁的記録（法第八十六条第二項に規定する電磁的記録をいう。次項において同じ。）の提供をもつて代えることができるものとする。

第四十六条の二第三項中「第四十五条の四第二項」を「第四十五条の四第三項」に改める。

第四十六条の五の見出し中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改める。

第五十五条第一項中「第十七項」を「第十七項並びに」に改め、「並びに第四十条の四第二項及び第三項」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　目次の改正規定、第五条の三第八項の改正規定（「第十条の五の四第一項及び第二項」を「第十条の五の四第一項から第四項まで」に改める部分及び「第七項まで」を「第八項まで」に改める部分を除く。）、第二章第九節の次に一節を加える改正規定及び第二十六条の五の改正規定並びに附則第二十七条の規定　令和六年六月一日

二　第二十六条の二十八の二の改正規定（同条第二項第一号ロ⑴に係る部分を除く。）　令和七年四月一日

三　第二条の三十五の改正規定、第二十五条の十の二第十四項第三号の改正規定、第二十五条の十七の改正規定、第二十六条の二十八の三第六項第二号イの改正規定、第三十九条の二十三第一項の改正規定、第四十条の四を削り、第四十条の三を第四十条の四とし、第四十条の二の三を第四十条の三とする改正規定、第四十六条の五の見出しの改正規定及び第五十五条第一項の改正規定並びに次条並びに附則第十条第二項、第二十一条、第二十二条、第二十五条及び第二十六条の規定　公益信託に関する法律（令和六年法律第　　号）の施行の日

四　第五条の六の六第三項の改正規定、第二十七条の十二の七の改正規定（同条第三項に係る部分を除く。）、第二十七条の十三第二項の改正規定（第四十二条の十二の七第十一項」を「第四十二条の十二の七第二十一項」に改める部分に限る。）、同条第五項の改正規定、第三十九条の二十四の二第一項第三号の改正規定及び第四十二条の六に一項を加える改正規定　新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第　　号）の施行の日

五　第六条の二の二の次に一条を加える改正規定及び第二十八条の八の改正規定　農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和六年法律第　　号）の施行の日

六　第二十二条の七の改正規定及び第三十九条の四の改正規定　都市緑地法等の一部を改正する法律（令和六年法律第　　号）の施行の日

（特定寄附信託の利子所得の非課税に関する経過措置）

第二条　所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号。以下「改正法」という。）附則第三条第一項の規定の適用がある場合における改正後の租税特別措置法施行令（以下「新令」という。）第二条の三十五の規定の適用については、同条第六項中「並びに」とあるのは「並びに所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号。以下この項及び次項第五号において「令和六年改正法」という。）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和六年改正法第一条の規定による改正前の所得税法第七十八条第三項又は」と、同条第七項第五号中「公益信託」とあるのは「公益信託若しくは令和六年改正法附則第三条第一項に規定する特定公益信託」とする。

（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第三条　新令第五条の五の三第一項の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に改正法第十三条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第十条の四の二第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について同項又は同条第三項に規定する認定を受ける個人が取得又は建設をする当該認定に係るこれらの規定に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された同条第一項に規定する特定建物等について適用し、施行日前に改正法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第十条の四の二第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について同項又は同条第三項に規定する認定を受けた個人が取得又は建設をする当該認定に係るこれらの規定に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された同条第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

（給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第四条　新令第五条の六の四第四項及び第六項の規定は、令和七年分以後の所得税について適用する。

２　令和六年分以前の所得税については、改正前の租税特別措置法施行令（以下「旧令」という。）第五条の六の四第二項及び第四項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同年分におけるこれらの規定の適用については、同条第二項中「法第十条の五の四第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第二十六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法（第四項において「令和六年旧法」という。）第十条の五の四第一項」と、「第十条の五第三項第三号」とあるのは「第十条の五第三項第四号」と、同項第二号中「同条第三項第十二号に規定する移転型地方事業所基準雇用者数」とあるのは「同条第三項第十六号イに掲げる数のうち同号ロに掲げる数に達するまでの数」と、同号イ中「第十条の五第三項第九号」とあるのは「第十条の五第三項第十号」と、同条第四項中「法第十条の五の四第二項」とあるのは「令和六年旧法第十条の五の四第二項」とする。

３　改正法附則第二十五条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第十条の五の規定の適用がある年分における新令第五条の六の四第四項（同条第六項において準用する場合を含む。第一号及び第二号において同じ。）及び前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令（第一号及び第二号において「旧効力令」という。）第五条の六の四第二項（同条第四項において準用する場合を含む。第一号及び第二号において同じ。）の規定の適用については、次の各号に掲げる数をもって、当該各号に定める数とみなす。

一　旧法第十条の五第一項第二号イに規定する地方事業所基準雇用者数　新令第五条の六の四第四項に規定する地方事業所基準雇用者数及び旧効力令第五条の六の四第二項に規定する地方事業所基準雇用者数

二　施行日前に旧法第十条の五第一項に規定する計画の認定を受けた同項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る旧令第五条の六の四第二項各号（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により計算した同条第二項各号に掲げる数　当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る新令第五条の六の四第四項各号に掲げる数及び旧効力令第五条の六の四第二項各号に掲げる数

（個人の環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却に関する経過措置）

第五条　新令第六条の二の二第四項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する機械等について適用する。

（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例に関する経過措置）

第六条　新令第二十五条の十の二第十四項（第二十九号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同号に規定する行使等により同号の特定口座に受け入れる同号に掲げる上場株式等について適用する。

２　新令第二十五条の十の二第十四項（第三十号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同号に規定する事由により同号の特定口座に受け入れる同号に掲げる上場株式等について適用する。

（特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等に関する経過措置）

第七条　新令第二十五条の十二第四項の規定は、個人が施行日以後に同項第一号に規定する払込みにより取得をする同項各号に掲げる新株予約権の行使により新法第三十七条の十三第一項に規定する取得をする当該各号に定める特定株式について適用する。

２　新令第二十五条の十二第七項の規定は、個人が施行日以後に新法第三十七条の十三第一項に規定する払込みにより同項に規定する取得をする同項に規定する特定株式について適用し、個人が施行日前に旧法第三十七条の十三第一項に規定する取得をした同項に規定する特定株式については、なお従前の例による。

（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税に関する経過措置）

第八条　新令第二十五条の十三第十二項（第十号に係る部分に限り、同条第三十二項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に同号（同条第三十二項において準用する場合を含む。）に規定する行使又は取得事由の発生により取得する同号に掲げる上場株式等について適用し、施行日前に旧令第二十五条の十三第十二項第十号（同条第三十一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する行使又は取得事由の発生により取得する同号に掲げる上場株式等については、なお従前の例による。

（居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第九条　新令第二十五条の十九の三第二項、第四項及び第五項並びに第二十五条の二十第二項の規定は、租税特別措置法第四十条の四第一項各号に掲げる居住者の令和七年分以後の各年分の同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額及び同条第八項に規定する金融子会社等部分課税対象金額を計算する場合について適用し、同条第一項各号に掲げる居住者の令和六年分以前の各年分の同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額及び同条第八項に規定する金融子会社等部分課税対象金額を計算する場合については、なお従前の例による。

（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例に関する経過措置）

第十条　新令第二十六条の二十八の三第三項の規定は、個人が施行日以後に同項第一号に規定する払込みにより取得をする同項各号に掲げる新株予約権の行使により新法第四十一条の十九第一項に規定する取得をする当該各号に定める特定新規株式について適用する。

２　改正法附則第三条第一項の規定の適用がある場合における新令第二十六条の二十八の三の規定の適用については、同条第六項第二号イ中「法第四十一条の十八第一項又は」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の所得税法第七十八条第三項の規定又は法第四十一条の十八第一項若しくは」とする。

（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第十一条　新令第二十七条の十一の三の規定は、施行日以後に新法第四十二条の十一の三第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について同項又は同条第二項に規定する認定を受ける法人（租税特別措置法第二条第二項第二号に規定する人格のない社団等を含む。以下附則第十六条までにおいて同じ。）が取得又は建設をする当該認定に係る新法第四十二条の十一の三第一項又は第二項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された同条第一項に規定する特定建物等について適用し、施行日前に旧法第四十二条の十一の三第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について同項又は同条第二項に規定する認定を受けた法人が取得又は建設をする当該認定に係るこれらの規定に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された同条第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第十二条　新令第二十七条の十二第十八項及び第十九項の規定は、施行日以後に新法第四十二条の十二第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について同項に規定する計画の認定を受ける法人の当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について適用し、施行日前に旧法第四十二条の十二第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について同項に規定する計画の認定を受けた法人の当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画については、なお従前の例による。

（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第十三条　新令第二十七条の十二の五第三項及び第四項の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用する。

２　法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、旧令第二十七条の十二の五第三項及び第四項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、法人の施行日以後に終了する事業年度におけるこれらの規定の適用については、同条第三項中「法第四十二条の十二の五第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法（次項において「令和六年旧法」という。）第四十二条の十二の五第一項」と、「第四十二条の十二第六項第三号」とあるのは「第四十二条の十二第六項第四号」と、同項第二号中「同条第六項第十二号に規定する移転型地方事業所基準雇用者数」とあるのは「同条第六項第十六号イに掲げる数のうち同号ロに掲げる数に達するまでの数」と、同号イ中「第四十二条の十二第六項第九号」とあるのは「第四十二条の十二第六項第十号」と、同条第四項中「法第四十二条の十二の五第二項」とある。

3　改正法附則第四十三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第四十二条の十二の規定の適用がある事業年度における新令第二十七条の十二の五第三項（同条第四項において準用する場合を含む。第一号及び第二号において同じ。）及び前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令（第一号及び第二号において「旧効力令」という。）第二十七条の十二の五第三項（同条第四項において準用する場合を含む。第一号及び第二号において同じ。）の規定の適用については、次の各号に掲げる数をもって、当該各号に定める数とみなす。

一　旧法第四十二条の十二第一項第二号イに規定する地方事業所基準雇用者数　新令第二十七条の十二の五第三項に規定する地方事業所基準雇用者数及び旧効力令第二十七条の十二の五第三項に規定する地方事業所基準雇用者数

二　施行日前に旧法第四十二条の十二第一項に規定する計画の認定を受けた同項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る旧令第二十七条の十二の五第三項各号（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により計算した同条第三項各号に掲げる数　当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る新令第二十七条の十二の五第三項各号に掲げる数及び旧効力令第二十七条の十二の五第三項各号に掲げる数

（法人の環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却に関する経過措置）

第十四条　新令第二十八条の七第四項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する機械等について適用する。

（準備金に関する経過措置）

第十五条　新令第三十二条の二第七項の規定は、新法第五十五条第一項に規定する内国法人が施行日以後に取得する同項の特定株式等について適用し、旧法第五十五条第一項に規定する内国法人が施行日前に取得した同項の特定株式等については、なお従前の例による。

2　所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）附則第四十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第五十七条の四の規定に基づく旧令第三十三条の規定は、なおその効力を有する。

（交際費等の範囲に関する経過措置）

第十六条　新令第三十七条の五第一項の規定は、法人が施行日以後に支出する租税特別措置法第六十一条の四第六項に規定する飲食費について適用し、法人が施行日前に支出した同項に規定する飲食費については、なお従前の例による。

（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第十七条　新令第三十九条の十四の三第六項、第八項及び第九項、第三十九条の十五第二項並びに第三十九条の十七の二第二項の規定は、租税特別措置法第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額及び同条第八項に規定する金融子会社等部分課税対象金額を計算する場合について適用し、同条第一項各号に掲げる内国法人の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額及び同条第八項に規定する金融子会社等部分課税対象金額を計算する場合については、なお従前の例による。

（技術研究組合の所得の計算の特例に関する経過措置）

第十八条　新令第三十九条の二十一の規定は、新法第六十六条の十第一項に規定する技術研究組合が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する試験研究用資産について適用し、旧法第六十六条の十第一項に規定する技術研究組合が施行日前に取得又は製作をした同項に規定する試験研究用資産については、なお従前の例による。

（中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する経過措置）

第十九条　新令第三十九条の二十八第一項の規定は、新法第六十七条の五第一項に規定する中小企業者等が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する少額減価償却資産について適用し、旧法第六十七条の五第一項に規定する中小企業者等が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する少額減価償却資産については、なお従前の例による。

（適格合併等の範囲に関する特例に関する経過措置）

第二十条　新令第三十九条の三十四の四第五項の規定は、施行日以後に行われる合併、分割、株式交換又は現物出資について適用し、施行日前に行われた合併、分割、株式交換又は現物出資については、なお従前の例による。

（相続税の特例に関する経過措置）

第二十一条　改正法附則第五十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七十条第三項の規定に基づく旧令第四十条の四第三項及び第四項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第三項中「主務大臣」とあるのは「主務大臣（当該特定公益信託が第二号に掲げるものをその目的とする公益信託である場合を除き、当該特定公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務を行うこととされた都道府県の知事その他の執行機関を含む。次項において同じ。）」と、同条第四項中「証明がされた公益信託の第一項各号」とあるのは「公益信託の租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第百五十一号）による改正前の租税特別措置法施行令第四十条の四第一項各号」とする。

（事務の区分に関する経過措置）

第二十二条　前条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第四十条の四第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務については、旧令第五十五条第一項の規定は、なおその効力を有する。

（法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第二十三条　法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

附則第四十六条第一項中「第二十八条の九第二十七項」を「第二十八条の九第二十五項」に改め、同条第三項中「新租税特別措置法施行令第二十九条の五第三項」を「租税特別措置法施行令第二十九条の二第三項」に改め、同条第四項中「新租税特別措置法施行令第二十九条の六第三項」を「租税特別措置法施行令第二十九条の三第四項」に改める。

附則第四十七条第二項中「新租税特別措置法施行令第三十二条の三第一項」を「租税特別措置法施行令第三十三条第一項」に改める。

（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第二十四条　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和五年政令第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち租税特別措置法施行令第二十六条の三の改正規定中「から第三項までの規定」を「及び第二項」に、「同条第六項」を「同条第三項中「第四十一条の十九第一項に」を「第四十一条の十八の四第一項に」に改め、同項第一号中「第四十一条の十九第一項第一号」を「第四十一条の十八の四第一項第一号」に改め、同項第二号中「第四十一条の十九第一項第二号」を「第四十一条の十八の四第一項第二号」に改め、同条第六項」に改める。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二十五条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の項第一号中「第十七項、」を「第十七項並びに」に改め、「並びに第四十条の四第二項及び第三項」を削る。

（地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二十六条　附則第二十一条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第四十条の四第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務については、前条の規定による改正前の地方自治法施行令別表第一租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の項第一号の規定は、なおその効力を有する。

（児童福祉法施行令等の一部改正）

第二十七条　次に掲げる政令の規定中「第四十一条の三の三第二項」を「第四十一条の三の十一第二項」に改める。

一　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十二条第一項第五号、第二十五条の十三第一項第三号及び第二十七条の十三第一項第三号

二　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第二十二条の二第四項第一号

三　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第三十五条第四号及び第四十二条の四第一項第三号

四　高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）第七条第三項第一号

五　難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百五十八号）第一条第一項第五号

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百五十二号

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）の施行に伴い、及び沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）第八十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の三第一項中「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十二条の規定」を削る。

第六十三条の三第一項中「若しくは第六十五条の八の規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十九条若しくは第二十条」を「又は第六十五条の八」に改める。

第七十四条第一項及び第七十四条の二第一項中「令和六年五月十四日」を「令和九年五月十四日」に改める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百五十三号

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第六条の二第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成九年政令第三百六十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第七項中「租税特別措置法第四十一条の二の二第一項の規定の」を「次の各号に掲げる規定の」に、「に租税特別措置法第四十一条の二の二第一項の」を「に当該各号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　租税特別措置法第四十一条の二の二第一項の規定

二　租税特別措置法第四十一条の三の三第一項の規定

附　則

この政令は、令和六年六月一日から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百五十四号

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）の一部の施行に伴い、並びに租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第一号及び第三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令（平成二十二年政令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第四十一条の二の三」の下に「、第四十一条の三の四」を加える。

第二条第三号中「（第三項から第六項まで、第十一項、第十三項及び第十五項を除く。）、第五十七条の四の二」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条第一号の改正規定　令和六年六月一日

二　次項の規定　令和七年四月一日

（経過措置）

2　法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。）の令和七年四月一日以後に終了する事業年度において所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号。以下「改正法」という。）附則第四十八条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における改正法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十五条第三項又は第四十六条の規定（以下「旧規定」という。）の適用がある場合における当該事業年度に係る法人税の申告については、改正法附則第四十八条第一項又は第二項の規定にかかわらず、旧規定は、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第三条第一項に規定する政令で定める規定に含まれないものとする。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百五十五号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）の施行に伴い、並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十条第三項、第十一条の三、第十三条の二第十三項、第十四条、第十八条の五第一項、第十八条の七、第二十三条及び第三十八条の二第二項第六号イの規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項を次のように改める。

3　第三章において「人格のない社団等」、「法人課税信託」、「棚卸資産」、「事業年度」、「確定申告書」、「中間申告書」又は「減価償却資産」とは、それぞれ法第二条第三項第一号から第六号まで又は第十号に規定する人格のない社団等、法人課税信託、棚卸資産、事業年度、確定申告書、中間申告書又は減価償却資産をいう。

第十二条の二第四項第一号中「第十条の五の四第一項及び第二項」を「第十条の五の四第一項から第四項まで」に改め、「第四十一条第一項」の下に「、第四十一条の三の三第一項」を加え、「第七項まで」を「第八項まで」に、「第四十一条の三の三第一項」を「第四十一条の三の十一第一項」に改め、同条第八項中「第十条の五の四第一項及び第二項」を「第十条の五の四第一項から第四項まで」に改める。

第十二条の三第四項中「及び第二項の」を「から第四項までの」に改める。

第十三条の二の二第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号を同条第二号とする。

第十三条の六第一項中「第四十一条第二十三項」を「第四十一条第二十五項」に改める。

第十四条を削る。

第十四条の二第一項及び第二項中「第十二条の二第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条第三項及び第四項中「第十二条の二第二項」を「第十二条第二項」に改め、同条を第十四条とする。

第十四条の三中「第十二条の三」を「第十二条の二」に改め、同条を第十四条の二とする。

第十五条第一項中「第四十一条第三十四項及び第三十五項」を「第四十一条第三十六項及び第三十七項」に、「同条第三十四項」を「同条第三十五項」を「同条第三十七項」に改め、同条第二項中「同条第三十四項」を「同条第三十五項」に、「第四十一条第三十四項」を「第四十一条第三十六項」に改め、同条第四項中「第四十一条第三十四項」を「第四十一条第三十六項」に改める。

第十五条の二第一項中「第十三条の二第三項に規定する政令」を「第十三条の二第四項に規定する政令」に改め、同項第一号中「第十三条の二第三項」を「同条第四項」に改め、同項第三号中「第十三条の二第三項」を「第十三条の二第四項」に改め、同条第二項中「第十三条の二第四項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第三項中「第十三条の二第四項」を「第十三条の二第五項」に改め、同条第四項中「第三項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受ける」を「第四項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受ける」に改め、同項第一号中「第三項」を「第四項」に、「同条第三十四項及び第三十五項」を「同条第三十六項及び第三十七項」に、「第四十一条第三十四項」を「第四十一条第三十六項」に、「同条第三十五項」を「同条第三十七項」に改め、同項第二号中「又は第三項」を「又は第四項」に、「同条第十三項」を「同条第十五項」に、「第十六項」を「第十八項」に改め、同項第三号中「第十三条の二第三項」を「第十三条の二第四項」に、「第四十一条第十三項」を「第四十一条第十五項」に、「同条第十五項」を「同条第十七項」に、「第十三条の二第四項」を「第十三条の二第五項」に、「同条第十九項」を「同条第二十一項」に改め、「旨」と」の下に「、同号ホ中「法第四十一条第十三項」とあるのは「震災特例法第十三条の二第三項」と」を加え、「同条第三十四項」を「同条第三十六項」に、「第四十一条第三十四項」を「第四十一条第三十六項」に改める。

第十八条の三を次のように改める。

第十八条の三　削除

第十八条の四第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同条第二項中「若しくは第二号」を削る。

第十八条の六第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項中「第三十二条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「同項」を「同条第二項」に、「この項」を「この条」に、「及び」を「並びに」に、「から第三号まで」を「及び第二号」に、「とする」を「と、同条第三項中「係る」とあるのは「係る震災特例法第十八条の六第一項の規定によりみなして適用する」とする」に改める。

第十八条の七第二項中「（法第十九条第十四項において準用する場合を含む。）」を削り、「、租税特別措置法」を「、同法」に改める。

第十九条を削る。

第二十条中「第二十二条」を「第十九条」に改め、同条を第十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

第二十条　削除

第二十一条第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号を同条第二号とする。

第二十九条の二第五項第五号中「第三十八条の二第二項第六号イ」を「第三十八条の二第二項第六号イ(2)」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項第八号中「第八項」を「第九項」に改め、同条第十五項中「第八項」の下に「若しくは第九項」を加え、同項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第九項から第十三項までを一項ずつ繰り下げ、同条第八項中「第三十八条の二第二項第六号イ」を「第三十八条の二第二項第六号イ(2)」に改め、「著しく」を削り、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　法第三十八条の二第二項第六号イ(1)に規定する政令で定める住宅用の家屋は、エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第十二条の二第四項第一号の改正規定（「第十条の五の四第一項及び第二項」を「第十条の五の四第一項から第四項まで」に改める部分及び「第七項まで」を「第八項まで」に改める部分を除く。）は、同年六月一日から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百五十六号

復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第三十三条第十三項の規定に基づき、この政令を制定する。

第十三条第一項の表租税特別措置法施行令の項中「第二十五条の十七第三十三項」を「第二十五条の十七第三十九項」に、

第二十六条の十七第八項	所得税の額	所得税の額及び当該所得税の額の復興特別所得税に係る所得税の額

を

第二十六条の四の四	所得税につき法第四十一条の三の四第二号	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税につき東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第四十一条の三の四第二号
	第二百六十一条第二号	第二百六十一条第二号（復興特別所得税に係る所得税に関する政令第四条第一項において準用する場合を含む。）
第二十六条の十七第八項	所得税の額	所得税の額及び当該所得税の額の合計額

に改める。

附　則

この政令は、令和六年六月一日から施行する。ただし、第十三条第一項の表租税特別措置法施行令の項の改正規定（「第二十五条の十七第三十三項」を「第二十五条の十七第三十九項」に改める部分に限る。）は、公益信託に関する法律（令和六年法律第　　号）の施行の日から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百五十七号

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）の施行に伴い、及び新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）第十一条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（令和二年政令第百六十号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第二号中「同条第二十項」を「同条第二十二項」に改め、同条第四項中「同条第三十四項」を「同条第三十六項」に、「第三十五項の」を「第三十七項の」に、「同条第三十五項」を「同条第三十七項」に改め、同条第五項中「同条第三十四項」を「同条第三十六項」に、「第四十一条第三十六項」を「第四十一条第三十八項」に改め、同条第六項中「同条第三十五項」を「同条第三十七項」に改め、同条第七項中「同条第三十四項」を「同条第三十六項」に、「第四十一条第三十四項」を「第四十一条第三十六項」に改め、同条第八項中「同条第三十四項」を「同条第三十六項」に、「第三十五項の」を「第三十七項の」に、「同条第三十五項」を「同条第三十七項」に改め、同条第九項中「同条第三十四項」を「同条第三十六項」に、「第四十一条第三十四項」を「第四十一条第三十六項」に改める。

第四条の二第一項第二号中「同条第二十項」を「同条第二十二項」に改め、同条第十五項中「同条第三十四項」を「同条第三十六項」に、「第三十五項の」を「第三十七項の」に、「同条第三十五項」を「同条第三十七項」に改め、同条第十六項中「同条第三十四項」を「同条第三十六項」に、「第四十一条第三十六項」に改め、同条第十七項中「同条第三十四項」を「同条第三十六項」に、「第四十一条第三十四項」を「第四十一条第三十六項」に改め、同条第十九項中「同条第三十四項」を「同条第三十六項」に、「第三十五項の」を「第三十七項の」に、「同条第三十五項」を「同条第三十七項」に改め、同条第二十項中「同条第三十四項」を「同条第三十六項」に、「第四十一条第三十四項」を「第四十一条第三十六項」に改め、同条第二十三項中「同条第三十四項」を「同条第三十六項」に改める。

第八条第三項中「令和六年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百五十八号

関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、関税定率法等の一部を改正する法律（令和六年法律第九号）の施行に伴い、並びに関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第九条の二第三項及び第五項、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項及び別表第一並びに電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第二条第二号イの規定に基づき、並びに関税法を実施するため、この政令を制定する。

（関税法施行令の一部改正）

第一条　関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「個別の」を削り、同条第二項中「（包括の納期限の延長）」を削り、同条第三項中「第九条の二第三項（期限内特例申告書を提出した場合の納期限の延長）」を「第九条の二第三項前段又は第四項」に改め、同項第二号中「期限内特例申告書に記載された税額の納付すべき期限」を「申告納税方式による関税等の納付」に改め、同条を第六条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（担保の提供命令の手続）

第七条　法第九条の二第三項後段（納期限の延長）の規定による命令は、提供すべき担保の金額を記載した書面でしなければならない。

第八条の四第一号中「その延長に係る担保が提供されたときに限る」を「法第二条の三（災害等による期限の延長）又は国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）の規定により当該期限が延長されたときを除く」に改め、同条第二号中「第三項」を「第四項」に改め、同条第三号中「（法第六十二条の十五」の下に「（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）」を、「又は法第六十一条の四」の下に「（保税蔵置場についての規定の準用）」を加え、同条第五号中「第六十五条第一項」を「第六十五条第一項本文」に改め、同条第六号中「法第七十七条第七項」を「第七十七条第七項」に改め、同条第八号中「及び定率法第十九条第二項」を「（再輸出免税）及び第十九条第二項（輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税等）」に、「、定率法第十八条第二項」を「若しくは第十八条第二項」に改める。

（関税定率法施行令の一部改正）

第二条　関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第六十五条第一項中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。

（関税暫定措置法施行令の一部改正）

第三条　関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項ただし書中「令和五年度」を「令和六年度」に、「令和四年度」を「令和五年度」に改める。

（関税割当制度に関する政令の一部改正）

第四条　関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）の一部を次のように改正する。

別表期間の欄中「令和五年四月一日から令和六年三月三一日まで」を「令和六年四月一日から令和七年三月三一日まで」に改める。

別表数量の欄中「四、二三五、三〇〇トン」を「四、二二三、五〇〇トン」に、「三二〇、六〇〇トン」を「三一八、九〇〇トン」に、「六六、七〇〇トン」を「七八、五〇〇トン」に、「一四七、七〇〇トン」を「一四三、五〇〇トン」に、「四九四、三〇〇トン」を「五〇五、五〇〇トン」に、「一六七、〇〇〇トン」を「一六八、五〇〇トン」に、「五、九〇〇トン」を「五、七〇〇トン」に、「七、六〇〇トン」を「八、二〇〇トン」に、「三八、三〇〇トン」を「三七、一〇〇トン」に改める。

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正）

第五条　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号ト中「第七九号から」の下に「第八一号の二まで、第八二号から」を加え、「、第八九号の五、第八九号の一〇」を「から第八九号の七まで」に、「第八九号の一四、第八九号の一五」を「第八九号の一三」を「第八九号の一四、第八九号の一五」に改める。

別表第三号中「第三項」を「第四項」に改め、同表中第七一号の八を第七一号の九とし、第七一号の七を第七一号の八とし、第七一号の六の次に次の一号を加える。

七一の七	関税暫定措置法施行令第四条第一項（無税を適用するエチルアルコール（エタノール）等の証明方法）の規定による証明書の提出

別表第八一号中「又は第三項」を「から第四項まで」に改め、同号の次に次の二号を加える。

八一の二	酒税法施行令（昭和三十七年政令第九十七号）第三十五条第一項（未納税引取）の規定による申請書の提出
八一の三	たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第十五条第二項（課税済みの輸入製造たばこの輸出又は廃棄の場合のたばこ税の還付（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による申請書の提出及び書類の添付

別表第八二号中「（昭和五十九年法律第七十二号）」を削り、「又は第三項」を「から第四項まで」に改め、同号の次に次の二号を加える。

八二の二	たばこ税法施行令（昭和六十年政令第五号）第五条第一項（未納税引取りの承認の申請等）の規定による申請書の提出
八二の三	たばこ税法施行令第八条第四項（課税済みの輸入製造たばこの輸出又は廃棄の場合のたばこ税の還付）の規定による届出及び申請書の提出

別表第八三号中「又は第三項」を「から第四項まで」に改め、同号の次に次の三号を加える。

八三の二	揮発油税法施行令（昭和三十二年政令第五十七号）第六条第一項（未納税引取りの承認の申請等）の規定による申請書の提出
八三の三	揮発油税法施行令第十条の二（引取りに係る灯油の免税手続）の規定による申請書の提出
八三の四	揮発油税法施行令第十条の七（引取りに係る航空機燃料用揮発油の免税手続）の規定による申請書の提出及び書類の添付

別表第八四号の次に次の一号を加える。

八四の二	石油ガス税法施行令（昭和四十一年政令第五号）第十条第一項（引取りに係る課税石油ガスの特定用途免税の手続）の規定による申請書の提出及び書類の添付

別表第八五号中「第四項」を「第五項」に改め、同表中第八九号の一五を第八九号の一七とし、第八九号の六から第八九号の一四までを二号ずつ繰り下げ、第八九号の五の次に次の二号を加える。

八九の六	租税特別措置法施行令第四十七条の十第一項（引取りに係る揮発油の特定用途免税手続）の規定による申請書の提出及び書類の添付
八九の七	租税特別措置法施行令第四十八条の四第一項（引取りに係るみなし揮発油の特定用途免税手続）の規定による申請書の提出及び書類の添付

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定並びに第五条中電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令別表第三号の改正規定、同表第八一号の改正規定、同表第八二号の改正規定（「（昭和五十九年法律第七十二号）」を削る部分を除く。）、同表第八三号の改正規定及び同表第八五号の改正規定並びに次項の規定は、同年十月一日から施行する。

（関税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

2　第一条の規定による改正後の関税法施行令第八条の四第一号の規定は、関税法第五条の規定にかかわらず、令和六年十月一日以後に同法第七条の二第一項に規定する特例輸入者が関税定率法等の一部を改正する法律（令和六年法律第九号）第二条の規定による改正後の関税法第九条の二第三項前段に規定する申請書を提出する場合について適用する。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百五十九号

国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令（令和四年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「令和六年三月三一日」を「令和七年三月三一日」に改める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百六十号

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令

内閣は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第三十条の十一第二項及び第六十六条の三第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条の六第一項中「この項、次項（第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第三項」を「この条」に改め、「国立大学法人を含む」の下に「。第二項及び第三項において同じ」を加え、同条第二項中「（認定こども園」の下に「（国が設置するものを除く。以下この項において同じ。）」を加え、同条第三項中「であって」を「であって」に、「施設又は」を「施設若しくは」に改め、「もの」の下に「又は国が設置する認定こども園に在籍する者」を、「、三万七千円」の下に「（国が設置する認定こども園にあっては、国立大学法人法第二十二条第三項の文部科学省令で定める保育料その他の費用の額を勘案して内閣府令で定める額。以下この項において同じ。）」を加える。

第二十四条の二中「千分の百六十四・六」を「千分の百八十一・六」に改める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百六十一号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第一条　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項中「都道府県知事がその者の自立のために同条第一項に規定する児童自立生活援助が必要と認めた」を「次の各号のいずれかに掲げる者である」に改め、同項に次の各号を加える。

一　法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助（次号及び第四十二条第十号において「児童自立生活援助」という。）の実施、法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施又は法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護を解除された者

二　前号に掲げる者のほか、都道府県知事が自立のために児童自立生活援助が必要と認めた者

第一条の二に次の二項を加える。

法第六条の三第一項第二号の政令で定めるものは、児童自立生活援助事業としての相談その他の援助を受けている者、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の行う相談その他の援助を受けている者又は児童相談所その他の内閣府令で定める機関の行う自立のための援助を受けている者とする。

法第六条の三第一項第二号の政令で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十条に規定する高等学校（以下この号において「高等学校」という。）、同法第八十三条に規定する大学（以下この号において「大学」という。）その他内閣府令で定める教育施設に在学する生徒若しくは学生又は高等学校、大学若しくは当該内閣府令で定める教育施設への入学が予定されている者であること。

二　試みの使用期間中の者又はこれに準ずる者として内閣府令で定めるものであること。

三　社会的養護自立支援拠点事業の利用、公共職業安定所における就職に関する相談その他の内閣府令で定める就学又は就労に向けた活動を行っている者であること。

四　疾病又は負傷のために就学若しくは就労又はこれらに向けた活動を行うことが困難な者であること。

第二条第二項中「第十二条の四」を「第十二条の四第一項」に、「児童を一時保護する施設」を「一時保護施設」に改める。

第三条の二第一項、第五項及び第六項中「第十三条第三項第一号」を「第十三条第三項第二号」に改める。

第二十三条第四号中「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削る。

第二十四条中「第六条の二の二第九項」を「第六条の二の二第八項」に改める。

第二十五条の七第一項中「医療型児童発達支援を提供する」を「肢体不自由（法第六条の二の二第二項に規定する肢体不自由をいう。次項及び第二十五条の十二において同じ。）のある児童に対して治療を行う」に改め、同条第二項中「医療型児童発達支援を提供する」を「肢体不自由のある児童に対して治療を行う」に改める。

第二十五条の八中「第二十一条の五の十九第二項」を「第二十一条の五の二十第二項」に改める。

第二十五条の十一を削り、第二十五条の十の二を第二十五条の十一とする。

第二十五条の十二中「医療型児童発達支援を提供する」を「肢体不自由のある児童に対して治療を行う」に改める。

第二十七条の八の表第二十一条の五の十五第三項の項、第二十七条の十の表第二十四条の九第三項において準用する第二十一条の五の十五第三項の項、第二十七条の十の二の表第二十四条の九第三項において準用する第二十一条の五の十五第三項の項、第二十七条の十五の表第二十一条の五の十五第三項の項及び第二十七条の十七の表第二十四条の二十八第二項において準用する第二十一条の五の十五第三項の項中「（医療型児童発達支援に係る指定の申請にあつては、第七号を除く。）」を削る。

第二十八条中「第六条の二の二第三項」を「第七条第二項」に改める。

第四十二条第四号中「児童福祉施設」の下に「、小規模住居型児童養育事業」を加え、同条中第十一号を第十五号とし、第十号を第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四　法第五十一条第二号の二に掲げる費用については、内閣総理大臣が法第二十一条の十八第一項に規定する家庭支援事業の種類等を考慮して定める基準によつて算定した当該家庭支援事業に従事する職員の給与費その他の経費の額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）から内閣総理大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る徴収金の額を控除した額

第四十二条第九号を同条第十二号とし、同条第八号中「第十二条の四の規定による施設」を「第十二条の四第一項に規定する一時保護施設」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第七号を同条第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九　法第五十条第七号に掲げる費用のうち里親支援センターにおいて行う法第十一条第四項に規定する里親支援事業に要する費用については、内閣総理大臣が里親支援センターの所在地による地域差等を考慮して定める基準によつて算定した当該里親支援事業に従事する職員の給与費その他の経費の額（その額が当該年度において現に要した当該費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）

十　法第五十条第七号の三に掲げる費用については、児童自立生活援助を行う場所の種類、当該場所の所在地による地域差等を考慮して内閣総理大臣が定める基準によつて算定した児童自立生活援助事業に従事する職員の給与費、利用者の日常生活費その他の経費の額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）から内閣総理大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第五十六条第二項の規定による徴収金の額を控除した額

第四十二条第六号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六　法第五十条第六号の四に掲げる費用については、内閣総理大臣が法第二十六条第一項第二号又は第二十七条第一項第二号に規定する指導に係る児童の数等を考慮して定める基準によつて算定した当該指導に従事する職員の給与費その他の経費の額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）

第四十五条の三第一項中「第十三条第三項第一号」を「第十三条第三項第二号」に、「第十八条の二十」を「第十八条の二十の二」に改め、「保育士の登録等」の下に「、法第十八条の二十の三第一項の規定による報告の受理、法第十八条の二十の四第二項の規定による同条第一項のデータベースへの記録等」を、「又は援助」の下に「、法第二十四条の十九第四項の規定による協議の場の設置等」を、「命令」の下に「、児童相談所設置市が行う親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業に係る法第三十四条の七の三の規定による質問等及び法第三十四条の七の四の規定による制限又は停止の命令、児童相談所設置市が行う妊産婦等生活援助事業に係る法第三十四条の七の六の規定による質問等及び法第三十四条の七の七の規定による制限又は停止の命令」を加え、「第五十九条の四第三項」を「第五十九条の四第四項」に改め、同条第八項中「都道府県を除く。」と」の下に「、法第三十四条の七の二第二項から第四項までの規定中「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び児童相談所設置市」と、法第三十四条の七の三第一項及び第三十四条の七の四中「行う者」とあるのは「行う者（都道府県を除く。）」と」を加え、同条第九項中「命令に関する規定」の下に「、法第三十四条の七の三第一項の規定による親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、法第三十四条の七の四の規定による親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定、法第三十四条の七の六第一項の規定による妊産婦等生活援助事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、法第三十四条の七の七の規定による妊産婦等生活援助事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定」を加える。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十四条の二十六第一項中「第十三条第三項第一号」を「第十三条第三項第二号」に、「第百七十四条の四十九の二第一項第六号」を「第百七十四条の四十九の二第一項第八号」に、「第百七十四条の四十九の二第一項第七号」を「第百七十四条の四十九の二第一項第九号」に、「第百七十四条の四十九の二第一項第十号」を「第百七十四条の四十九の二第一項第十二号」に、「第十八条の二十」

を「第十八条の二十の二」に、「第百七十四条の四十九の二第一項第十一号」を「第百七十四条の四十九の二第一項第十三号」に改め、「登録等」の下に「、同法第十八条の二十の三第一項の規定による報告の受理、同法第十八条の二十の四第二項の規定によるデータベースへの記録等」を加え、「第百七十四条の四十九の二第一項第二十号」を「第百七十四条の四十九の二第一項第二十五号」に、「第百七十四条の四十九の二第一項第二十一号」を「第百七十四条の四十九の二第一項第二十六号」に改め、「命令」の下に「、指定都市が行う同法第六条の三第十五項に規定する親子再統合支援事業（第八項及び第百七十四条の四十九の二第一項第二十二号において「親子再統合支援事業」という。）、同法第六条の三第十六項に規定する社会的養護自立支援拠点事業（第八項及び第百七十四条の四十九の二第一項第二十二号において「社会的養護自立支援拠点事業」という。）又は同法第六条の三第十七項に規定する意見表明等支援事業（第八項及び第百七十四条の四十九の二第一項第二十二号において「意見表明等支援事業」という。）に係る同法第三十四条の七の三の規定による質問等及び同法第三十四条の七の四の規定による制限又は停止の命令、指定都市が行う同法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業（第八項及び第百七十四条の四十九の二第一項第二十七号において「妊産婦等生活援助事業」という。）に係る同法第三十四条の七の六の規定による質問等及び同法第三十四条の七の七の規定による制限又は停止の命令」を加え、「第百七十四条の四十九の二第一項第二十二号」を「第百七十四条の四十九の二第一項第二十三号」を「第百七十四条の四十九の二第一項第二十九号」に、「第百七十四条の四十九の二第一項第三十五号」を「第百七十四条の四十九の二第一項第四十一号」に、「第五十九条の四第四項」に改め、同条第七項中「第二十六条第一項第二号」を「第二十四条の十九第四項中「市町村」とあるのは「当該指定都市以外の市町村」と、同法第二十六条第一項第二号」に改め、「都道府県を除く。）」と」の下に「、同法第三十四条の七の二第二項から第四項までの規定中「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び指定都市」と、同法第三十四条の七の三第一項及び第三十四条の七の四中「行う者（都道府県を除く。）」と」を加え、同条第八項中「命令に関する規定」の下に「、同法第三十四条の七の三第一項の規定による親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第三十四条の七の四の規定による親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定、同法第三十四条の七の六第一項の規定による妊産婦等生活援助事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第三十四条の七の七の規定による妊産婦等生活援助事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定」を加える。

第百七十四条の四十九の二第一項第三十八号を同項第四十四号とし、同項中第三十六号を第四十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十七　中核市が行う妊産婦等生活援助事業に係る児童福祉法第三十四条の七の六の規定による質問等及び同法第三十四条の七の七の規定による制限又は停止の命令に関する事務

第百七十四条の四十九の二第一項中第二十号を第二十五号とし、第十九号を第二十四号とし、第十八号を第二十三号とし、第十七号を第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二　児童福祉法第三十三条の六の二の規定による措置、同法第三十三条の六の三の規定による利用の勧奨、同法第三十四条の七の二第一項の規定による親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業の実施、同条第二項から第四項までの規定による届出、同法第三十四条の七の三の規定による質問等及び同法第三十四条の七の四の規定による制限又は停止の命令に関する事務

第百七十四条の四十九の二第一項第十六号中「第三十一条まで」の下に「、第三十一条の二第一項、第二項及び第四項」を加え、「第七項及び第九項」を「第九項及び第十一項」に改め、同号を同項第二十号とし、同項中第十五号を第十九号とし、第十二号から第十四号までを四号ずつ繰り下げ、同項第十一号中「第十八条の二十」を「第十八条の二十の二」に改め、同号を同項第十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

十四　児童福祉法第十八条の二十の三第一項の規定による報告の受理に関する事務

十五　児童福祉法第十八条の二十の四第二項の規定によるデータベースへの記録等に関する事務

第百七十四条の四十九の二第一項中第十号を第十二号とし、第七号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、同項第六号中「第十三条第三項第一号」を「第十三条第三項第二号」に改め、同号を同項第八号とし、同項中第五号を第七号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　児童福祉法第十二条の四第二項の規定による条例の制定に関する事務

第百七十四条の四十九の二第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　児童福祉法第六条の三第一項第二号及び児童福祉法施行令第一条の二第二項第二号の規定による認定に関する事務

第百七十四条の四十九の二第二項中「都道府県を除く。）」と」の下に「、同法第三十四条の七の五第二項から第四項までの規定中「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び中核市」と、同法第三十四条の七の六第一項及び第三十四条の七の七中「行う者（都道府県を除く。）」と」を加え、同条第三項中「命令に関する規定、同法」の下に「第三十四条の七の三第一項の規定による親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第三十四条の七の四の規定による親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定、同法」を加え、「第百七十四条の四十九の二第一項第三十一号」に改める。

（都市公園法施行令の一部改正）

第三条　都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項第一号中「同条第五項」を「同条第六項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

（消防法施行令の一部改正）

第四条　消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一⑺項ハ⑷中「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同項ハ⑸中「同条第十五項」を「同条第十七項」に改める。

（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令の一部改正）

第五条　次に掲げる政令の規定中「母子健康包括支援センター」を「こども家庭センター」に改める。

一　辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第三百一号）第二条第九号

二　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和三年政令第百三十七号）第七条第六項第九号

（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部改正）

第六条　防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第三号中「昭和二十二年法律第百六十四号）」の下に「第十条の二第二項に規定するこども家庭センター（母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二条第一項第一号から第四号までに掲げる事業を行う施設に限る。）、児童福祉法」を加え、同条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

（活動火山対策特別措置法施行令の一部改正）

第七条　活動火山対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第二百七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「又は同条第七項」を「、同条第七項」に改め、「一時預かり事業」の下に「、同条第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業又は同条第二十項に規定する児童育成支援拠点事業」を、「除く。」の下に「、同法第十条の二第二項に規定することども家庭センター」を加え、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令の一部改正）

第八条　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「母子・父子福祉施設、母子健康包括支援センター」を「こども家庭センター、母子・父子福祉施設」に改める。

（健康増進法施行令の一部改正）

第九条　健康増進法施行令（平成十四年政令第三百六十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第十五号中「同条第五項」を「同条第四項」に、「若しくは同条第六項」を「若しくは同条第五項」に、「及び同条第十三項」を「、同条第十三項」に改め、「病児保育事業」の下に「、同条第十五項に規定する親子再統合支援事業、同条第十六項に規定する社会的養護自立支援拠点事業、同条第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業、同条第二十項に規定する児童育成支援拠点事業及び同条第二十一項に規定する親子関係形成支援事業」を、「児童福祉施設」の下に「、同法第十条の二第二項に規定することども家庭センター、同法第十条の三第一項に規定する地域子育て相談機関の所在する施設」を加え、同条中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号とする。

（特定都市河川浸水被害対策法施行令の一部改正）

第十条　特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一号中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に、「母子健康包括支援センター」を「妊産婦等生活援助事業の用に供する施設、こども家庭センター」に改める。

（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正）

第十一条　地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「同条第五項」を「同条第四項」に、「又は同条第六項」を「又は同条第五項」に、「、同条第七項」を「。）、同条第六項」に、「若しくは同条第十項」を「、同条第十項」に、「の用に供する」を「、同条第十五項に規定する親子再統合支援事業、同条第十六項に規定する社会的養護自立支援事業、同条第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業、同条第二十項に規定する児童育成支援拠点事業若しくは同条第二十一項に規定する親子関係形成支援事業の用に供する施設、同法第十条の二第二項に規定することども家庭センター、同法第十条の三第一項に規定する地域子育て相談機関の所在する」に、「又は同法」を「、同法」に改め、「児童家庭支援センター」の下に「又は同法第四十四条の三第一項に規定する里親支援センター」を加え、同条第五号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センター」を削る。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令及び平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令の一部改正）

第十二条　次に掲げる政令の規定中「第六条の二の二第八項」に改める。

一　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十三条の五第一項第四号及び第三項

二　平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百九号）第一条第一項

（津波防災地域づくりに関する法律施行令の一部改正）

第十三条　津波防災地域づくりに関する法律施行令（平成二十三年政令第四百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一号中「児童相談所、母子健康包括支援センター」を「妊産婦等生活援助事業の用に供する施設、児童育成支援拠点事業の用に供する施設、こども家庭センター、児童相談所」に改める。

第二十一条第一号中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に、「母子健康包括支援センター」を「妊産婦等生活援助事業の用に供する施設、こども家庭センター」に改める。

（子ども・子育て支援法施行令の一部改正）

第十四条　子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項第四号中「、同条第三項に規定する医療型児童発達支援」を削り、「同条第五項」を「同条第四項」に改める。

（こども家庭庁組織令の一部改正）

第十五条　こども家庭庁組織令（令和五年政令第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号及び第四条第一号中「児童家庭支援センター」の下に「、里親支援センター」を加える。

第二十二条第一号中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改め、同条第三号中「里親」を「第一号（里親支援センター及びその職員を養成する施設に係る部分に限る。）に掲げるもののほか、里親」に改め、同条第五号中「及び児童自立支援施設」を「、児童自立支援施設及び里親支援センター」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　次に掲げる施設のうち、児童福祉法等の一部を改正する法律第四条の規定による改正後の母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号。次条において「新母子保健法」という。）第二十二条第一項第一号から第四号までに掲げる事業の用に供するものであって、かつ、第五条（第一号に係る部分に限る。）の規定による改正後の辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令第二条第九号に規定することども家庭センターに該当しないものは、同条（同号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号に規定することども家庭センターとみなす。

一　この政令の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、第五条（第一号に係る部分に限る。）の規定による改正前の辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令第二条第九号に規定する母子健康包括支援センター（以下この号及び次号において「母子健康包括支援センター」という。）であった施設及び児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十九年政令第六十三号）附則第二条の規定により母子健康包括支援センターとみなされていた施設

二　施行日前に定められた辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第三条第一項に規定する総合整備計画（母子健康包括支援センターの整備について定めたものに限る。）に基づいて施行日以後に設置される施設

（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　次に掲げる施設のうち、新母子保健法第二十二条第一項第一号から第四号までに掲げる事業の用に供するものであって、かつ、第五条（第二号に係る部分に限る。）の規定による改正後の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令第七条第六項第九号に規定することども家庭センターに該当しないものは、同条（同号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号に規定することども家庭センターとみなす。

一　施行日の前日において、第五条（第二号に係る部分に限る。）の規定による改正前の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令第七条第六項第九号に規定する母子健康包括支援センター（次号において「母子健康包括支援センター」という。）であった施設

二　施行日前に定められた過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第八条第一項に規定する市町村計画（母子健康包括支援センターの整備について定めたものに限る。）に基づいて施行日以後に設置される施設

（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　施行日前に地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号。以下この条において「地域住宅特別措置法」という。）第六条第六項の規定により同条第一項に規定する地域住宅計画に記載された同条第六項に規定する公共公益施設であって、施行日以後に新たに第十一条の規定による改正前の地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令第二条第五号に規定する母子健康包括支援センターとして整備するものは、地域住宅特別措置法第十二条の規定により読み替えて適用する公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第三十六条第三号及び第十一条の規定による改正後の地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令第二条（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同条第一号に規定することども家庭センターとみなす。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
厚生労働大臣　武見　敬三
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
防衛大臣　木原　稔

孤独・孤立対策推進本部令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百六十二号

孤独・孤立対策推進本部令

内閣は、孤独・孤立対策推進法（令和五年法律第四十五号）第二十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

1　孤独・孤立対策推進本部（次項において「本部」という。）の庶務は、内閣府本府に置かれる政策統括官が処理する。

2　前項に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、孤独・孤立対策推進本部長が本部に諮って定める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

火山調査研究推進本部令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百六十三号

火山調査研究推進本部令

内閣は、活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第三十二条第四項ただし書及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（庶務）

第一条　活動火山対策特別措置法第三十二条第四項ただし書の政令で定める庶務は、火山調査委員会の庶務とし、同項ただし書の政令で定める行政機関は、国土地理院及び気象庁とする。

2　火山調査研究推進本部の庶務は、文部科学省研究開発局地震火山防災研究課において総括し、及び処理する。ただし、前項に規定する庶務については、文部科学省研究開発局地震火山防災研究課、国土地理院及び気象庁地震火山部において共同して処理する。

（火山調査研究推進本部長を代理する火山調査研究推進本部員）

第二条　火山調査研究推進本部長（以下「本部長」という。）に事故があるときは、火山調査研究推進本部員のうちから本部長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（政策委員会の委員）

第三条　政策委員会の委員（以下この条及び第五条において「政策委員」という。）は、非常勤とする。

2　学識経験のある者のうちから任命される政策委員の任期は、二年とする。ただし、当該政策委員のうち補欠の政策委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　前項の政策委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第四条　政策委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2　専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。

3　専門委員は、非常勤とする。

4　専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（政策委員会の委員長等）

第五条　政策委員会に、委員長を置き、政策委員のうちから本部長が指名する。

2　政策委員会の委員長（次項及び次条において「政策委員長」という。）は、政策委員会の事務を掌理する。

3　政策委員長に事故があるときは、政策委員のうちから政策委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（政策委員会の運営）

第六条　前三条に定めるもののほか、議事の手続その他政策委員会の運営に関し必要な事項は、政策委員長が政策委員会に諮って定める。

（火山調査委員会の委員等）

第七条　火山調査委員会の委員（以下この条及び次条において「火山調査委員」という。）は、非常勤とする。

２　学識経験のある者のうちから任命される火山調査委員の任期は、二年とする。ただし、当該火山調査委員のうち補欠の火山調査委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　前項の火山調査委員は、再任されることができる。

４　第四条の規定は、火山調査委員会の専門委員について準用する。

（火山調査委員会の委員長等）

第八条　火山調査委員会に、委員長を置き、火山調査委員のうちから本部長が指名する。

２　火山調査委員会の委員長（次項及び次条において「火山調査委員長」という。）は、火山調査委員会の事務を掌理する。

３　火山調査委員長に事故があるときは、火山調査委員のうちから火山調査委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（火山調査委員会の運営）

第九条　前二条に定めるもののほか、議事の手続その他火山調査委員会の運営に関し必要な事項は、火山調査委員長が火山調査委員会に諮って定める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

文部科学大臣　盛山　正仁
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

府令

○内閣府令第四十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項第五号、第十六条及び第十七条の二第三項第二号の規定に基づき、地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令

地域再生法施行規則（平成十七年内閣府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第五条第四項第五号の内閣府令で定める業務施設）	（法第五条第四項第五号の内閣府令で定める業務施設）
第八条　法第五条第四項第五号の内閣府令で定める業務施設（以下「特定業務施設」という。）は、次に掲げる業務施設のいずれかに該当するものとする。	**第八条**　法第五条第四項第五号の内閣府令で定める業務施設（以下「特定業務施設」という。）は、次に掲げる業務施設のいずれかに該当するものとする。
一　事務所であって、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を行う事業者の次に掲げるいずれかの部門のために使用されるもの	一　事務所であって、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を行う事業者の次に掲げるいずれかの部門のために使用されるもの
［イ～ニ　略］	［イ～ニ　同上］
［号の細分を削る。］	ホ　情報サービス事業部門
ホ　［略］	［号の細分を加える。］
へ　商業事業部門（専ら業務施設において情報通信技術の活用により対面以外の方法による業務を行うものに限る。）	［号の細分を加える。］
ト　情報サービス事業部門	［号の細分を加える。］
チ　サービス事業部門（イからホまでに掲げる部門の業務の受託に関する業務を行うものに限る。）	［号の細分を加える。］
［二・三　略］	［二・三　同上］
（認定地方公共団体による株式の払込みの確認）	（認定地方公共団体による株式の払込みの確認）
第二十六条　法第十六条の規定による確認に係る株式を発行した会社は、別記様式第十一による申請書を認定地方公共団体に提出するものとする。	**第二十六条**　法第十六条の規定による確認に係る株式を発行した会社は、その発行する株式を払込みにより取得した個人ごと（当該会社が、その発行する株式の払込みの期日又はその期間を複数回定めた場合にあっては、個人及び当該期日又は当該期間ごと）に、別記様式第十一による申請書を認定地方公共団体に提出するものとする。
２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。	２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
一　［略］	一　［同上］
二　前項の会社により発行される株式を個人が払込みにより取得したことを証する書類として次に掲げる書類	二　前項の会社により発行される株式を同項の個人が払込みにより取得したことを証する書類として次に掲げる書類
［号の細分を削る。］	イ　当該株式の発行を決議した株主総会の議事録の写し、取締役の決定があったことを証する書面又は取締役会の議事録の写し

［号の細分を削る。］

イ　会社法（平成十七年法律第八十六号）第三十四条第一項又は同法第二百八条第一項の規定による払込みがあったことを証する書面

ロ　［略］

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、参考となる書類

3　第一項の会社により発行される株式を個人が民法組合等（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によって成立する組合又は投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下この項において同じ。）を通じて払込みにより取得した場合にあっては、当該会社は、前項の書類のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

［一～三　略］

4　認定地方公共団体は、第一項の規定による提出を受けたときは、その内容を確認し、当該提出を受けた日から、原則として一月以内に、申請者である同項の会社に対して、当該会社により発行される株式を払込みにより取得した個人ごとに別記様式第十三による確認書を交付するものとする。

5　認定地方公共団体は、前項の確認をしないときは、申請者である第一項の会社に対して、当該会社により発行される株式を払込みにより取得した個人ごとに別記様式第十四によりその旨及びその理由を通知するものとする。

6　［略］

ロ　当該個人が取得した当該株式（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五十八条第一項に規定する設立時募集株式又は同法第百九十九条第一項に規定する募集株式に限る。）の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う契約を証する書面

ハ　会社法第三十四条第一項又は同法第二百八条第一項の規定による払込みがあったことを証する書面

ニ　［同上］

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、参考となる書類

3　第一項の会社により発行される株式を同項の個人が民法組合等（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によって成立する組合又は投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下この項において同じ。）を通じて取得した場合にあっては、当該会社は、前項の書類のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

［一～三　同上］

4　認定地方公共団体は、第一項の規定による提出を受けたときは、その内容を確認し、当該提出を受けた日から、原則として一月以内に、申請者である同項の会社に対して、同項の個人ごとに別記様式第十三による確認書を交付するものとする。

5　認定地方公共団体は、前項の確認をしないときは、申請者である第一項の会社に対して、同項の個人ごとに別記様式第十四によりその旨及びその理由を通知するものとする。

6　［同上］

（特定業務施設において常時雇用する従業員に関する要件）

第三十三条　法第十七条の二第三項第二号の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　移転型事業を行おうとする場合にあっては、次に掲げるいずれかの要件を満たすこと。ただし、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の実施期間（以下この号において単に「実施期間」という。）又は前号の特定業務施設を事業の用に供する日から同日以後一年を経過する日までの間に、特定集中地域にある他の事業所において常時雇用する従業員の数の減少が見込まれる場合にあっては、当該減少が見込まれる従業員の数（その数が定年に達したことにより退職する者の数と自己の都合により退職する者の数の合計の数を超える場合には、その超える部分の数を控除した数）を限度として同号の特定業務施設において新たに雇い入れる常時雇用する従業員を特定集中地域にある他の事業所から当該特定業務施設に転勤させる者とみなす。

イ　［略］

ロ　前号の特定業務施設を事業の用に供する日から同日以後一年を経過する日までの間に当該特定業務施設において増加させると見込まれる常時雇用する従業員の過半数が特定集中地域にある他の事業所から当該特定業務施設に転勤させる者であって、かつ、当該実施期間に同号の特定業務施設において増加させると見込まれる常時雇用する従業員の四分の一以上が特定集中地域にある他の事業所から当該特定業務施設に転勤させる者であること。

（特定業務施設において常時雇用する従業員に関する要件）

第三十三条　法第十七条の二第三項第二号の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一　［同上］

二　移転型事業を行おうとする場合にあっては、次に掲げるいずれかの要件を満たすこと。ただし、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の実施期間（以下この号において単に「実施期間」という。）又は前号の特定業務施設を事業の用に供する日の属する年若しくは事業年度に、特定集中地域にある他の事業所において常時雇用する従業員の数の減少が見込まれる場合にあっては、当該減少が見込まれる従業員の数（その数が定年に達したことにより退職する者の数と自己の都合により退職する者の数の合計の数を超える場合には、その超える部分の数を控除した数）を限度として同号の特定業務施設において新たに雇い入れる常時雇用する従業員を特定集中地域にある他の事業所から当該特定業務施設に転勤させる者とみなす。

イ　［同上］

ロ　前号の特定業務施設を事業の用に供する日の属する年又は事業年度に当該特定業務施設において増加させると見込まれる常時雇用する従業員の過半数が特定集中地域にある他の事業所から当該特定業務施設に転勤させる者であって、かつ、当該実施期間に同号の特定業務施設において増加させると見込まれる常時雇用する従業員の四分の一以上が特定集中地域にある他の事業所から当該特定業務施設に転勤させる者であること。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別記様式第十一を次のように改める。

別記様式第１１（第２６条関係）　（個人が直接投資した場合）

地域再生法第１６条に係る確認申請書

年　月　日

認定地方公共団体の長　殿

会社所在地
会　社　名
代表者の氏名

地域再生法第１６条の規定に係る確認を受けたいので、地域再生法施行規則第２６条第１項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１．会社要件に関する事項
（１）関係する認定地域再生計画を特定し得る事項
（２）会社が行う特定地域再生事業の内容

２．株式の払込みに関する事項
（１）個人の氏名及び住所
（２）払込期日（又は設立の日）　年　月　日
（３）取得株式数　株
（４）払込金額　１株　円
（５）払込金額の総額　円

注　１．（１）関係する認定地域再生計画を特定し得る事項には、認定地域再生計画の名称等当該認定地域再生計画を特定し得る事項を記載してください。

別記様式第１１（第２６条関係）　（ファンド等を通じて投資した場合）

地域再生法第１６条に係る確認申請書

年　月　日

認定地方公共団体の長　殿

会社所在地
会　社　名
代表者の氏名

地域再生法第１６条の規定に係る確認を受けたいので、地域再生法施行規則第２６条第１項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１．会社要件に関する事項
（１）関係する認定地域再生計画を特定し得る事項
（２）会社が行う特定地域再生事業の内容

２．株式の払込みに関する事項
（１）個人の氏名及び住所
民法組合等の名称及び所在地
当該民法組合等の業務の執行を委任される組合員の名称及び所在地
出資価額割合　％
（２）払込期日（又は成立の日）　年　月　日
（３）取得株式数　株
民法組合等の取得株式数　株
（４）払込金額　１株　円
（５）払込金額の総額　円
民法組合等の払込金額の総額　円

注　１．（１）関係する認定地域再生計画を特定し得る事項には、認定地域再生計画の名称等当該認定地域再生計画を特定し得る事項を記載してください。

別記様式第十五を次のように改める。

別記様式第１５（第２８条関係）

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画認定申請書（移転型事業）

年　月　日

認定都道府県知事の氏名　殿

事業者の名称及び代表者の氏名

地域再生法第１７条の２第１項の規定に基づき、同項第１号に掲げる事業（移転型事業）に関する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を申請します。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画

１　地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の内容

（１）　特定業務施設の整備内容

① 整備目的

② 整備内容

ア）特定業務施設の種別

事務所	研究所	研修所

※特定業務施設の種別は、該当するものに「○」を記載すること。

イ）整備場所

※整備場所は、特定業務施設を整備する住所を記載すること。賃貸による場合は入居を予定する物件名まで記載すること。

ウ）取得等の別

区分	新築	増築	購入	賃貸	用途変更
土地					
建物					

※所有地に特定業務施設を整備する場合は、土地の用途変更欄に「○」を記載すること。

エ）特定業務施設となる建物等

区分	項目	全体	対象部分	備考
土地	敷地面積	㎡	㎡	
建物	延べ床面積	㎡	㎡	
建物附属設備	種類			
	数量等			
構築物	種類			
	数量等			
機械装置	種類			
	数量等			

※特定業務施設以外の業務施設（工場等）を整備する場合は、その整備全体について記載することとし、備考欄に対象となる具体的な部分（対象部分のあるフロア等）等を記載すること。

※特定業務施設以外の業務施設（工場等）を整備する場合であって、土地、建物（共有部分）、建物附属設備、構築物の対象部分が明確に区分できない場合のそれぞれの対象部分欄は、建物の特定業務施設部分とそれ以外の業務施設部分の延べ床面積の比により按分したものを記載すること。

※土地、建物が複数ある場合は、その土地、建物ごとに記載すること。

※建物附属設備、構築物、機械装置が複数ある場合は、種類ごとに記載すること。

※特定業務施設の図面、外観イメージを表す書類等を添付すること。

オ）事業期間

第三種郵便物認可　令和六年三月三十一日

第明治二十五種郵便物認可

※事業期間の終期は、本計画の認定の日から起算して５年以内であること。ただし、地域再生計画の計画期間を超えるものではないこと。
なお、事業期間の終期は、特定業務施設の整備を終了した上で組織改正及びそれに伴う人事異動が終了する時期を記載すること。

③　特定業務施設の整備の実施時期

区分	時期	備考
土地取得	令和　　年　　月	
着工	令和　　年　　月	
完成	令和　　年　　月	
事業供用開始	令和　　年　　月	

※特定業務施設を賃貸により整備する場合は、「着工」の欄に賃貸借契約締結時期、「完成」の欄に入居時期を記載すること。
※複数の特定業務施設を整備する場合は、それぞれの時期を並列に記載すること。

（２）　特定業務施設で行う業務

①　移転等を行う業務

移転等を行う業務部門	事業所	備考

※「移転等を行う業務部門」の欄は、調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門、商業事業部門、情報サービス事業部門、サービス事業部門、研究所、研修所の別を記載すること。
※「事業所」の欄は、移転等を行う業務部門が申請時点に所在している事業所名称を記載すること。
※商業事業部門は、専ら業務施設において情報通信技術の活用により対面以外の方法による業務を行うものに限る。
※サービス事業部門は、調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門又はその他管理業務部門の業務の受託に関する業務を行うものに限る。

②　特定業務施設で行う業務

③　組織体制（事業実施前・事業実施後）

（事業実施前）
（事業実施後）

※組織体制図には、全社的な組織を記載するとともに、それぞれの部署の所在が分かるように記載すること。
※それぞれの部署の事業実施前、事業実施後（予定）の定員数を記載すること。

２　特定業務施設において常時雇用する従業員に関する事項

（１）　特定業務施設において常時雇用する従業員数

区分/時期	申請時	１期目	２期目	３期目	４期目	５期目	終了時
特定業務施設の全従業員数	人	人	人	人	人	人	人

※申請者の各事業年度の末日の従業員数を記載すること。「終了時」の欄は、事業期間の末日の従業員数を記載すること。事業期間の末日を含む期間については、当該期間の欄には記載せず、「終了時」の欄に記載すること。

（２）　特定業務施設において常時雇用する従業員の増加数

区分/時期	１期目	２期目	３期目	４期目	５期目	終了時	合計	事業供用開始日から１年間
新規採用者数	人	人	人	人	人	人	人	人
みなし転勤者数	人	人	人	人	人	人	人	人
特定集中地域にある他の事業所からの転勤者数	人	人	人	人	人	人	人	人
特定集中地域以外の地域にある他の事業所からの転勤者数	人	人	人	人	人	人	人	人

※申請者の各事業年度の従業員の増加数を記載すること。「１期目」の欄は認定の日から１期目の末日まで、「終了時」の欄は事業期間の末日の属する事業年度開始の日から事業期間の末日まで、「事業供用開始日から１年間」の欄は特定業務施設を事業の用に供した日から同日以後１年を経過する日までの間の従業員の増加数を記載すること。事業期間の末日を含む期間については、当該期間の欄には記載せず、「終了時」の欄に記載すること。
※「新規採用者数」の欄は、新規採用による従業員の増加数を記載すること。
※「みなし転勤者数」の欄は、新規採用者数、（３）に定める減少が見込まれる従業員数並びに（３）に定める定年退職者及び自己都合退職者の数のうち、最も少ない数を記載すること。
※転勤者数は、それぞれの地域にある他の事業所からの転勤による従業員の増加数を記載すること。
※「事業供用開始日から１年間」の欄は、地域再生法施行規則第３３条第２号イに掲げる要件を満たすものとして認定を受けようとする場合には記載することを要しない。

（３）　特定集中地域にある他の事業所において常時雇用する従業員数の減少数

区分/時期	申請時	１期目	２期目	３期目	４期目	５期目	終了時	事業供用開始

								日から1年間
減少が見込まれる従業員数	人	人	人	人	人	人	人	人
定年退職者及び自己都合退職者の数	人	人	人	人	人	人	人	人

※特定集中地域にある他の事業所において常時雇用する従業員の数の減少が見込まれる場合に記載すること。「１期目」の欄は認定の日から１期目の末日まで、「終了時」の欄は事業期間の末日の属する事業年度開始の日から事業期間の末日まで､「事業供用開始日から１年間」の欄は特定業務施設を事業の用に供した日から同日以後１年を経過する日までの間の従業員の減少数を記載すること。事業期間の末日を含む期間については、当該期間の欄には記載せず、「終了時」の欄に記載すること。

※「事業供用開始日から１年間」の欄は、地域再生法施行規則第３３条第２号イに掲げる要件を満たすものとして認定を受けようとする場合には記載することを要しない。

（４） 新規採用者及び他の事業所からの転勤者の職種

職業分類	人数	備考
	人	
	人	
	人	
	人	
合計	人	

※「職業分類」の欄は、日本標準職業分類の中分類から選択し記載すること。

※「人数」の欄は、事業期間の末日の職種ごとの従業員数を記載すること。

（５） 整備計画に関連する全事業所において特定業務（注）に従事する常時雇用する従業員数

注）地域再生法施行規則第８条各号に掲げる業務施設において行われる業務

区分/時期	申請時	１期目	２期目	３期目	４期目	５期目	終了時
集中地域にある事業所の従業員数	人	人	人	人	人	人	人
集中地域以外の地域にある事業所の従業員数	人	人	人	人	人	人	人

※申請者の各事業年度の末日の従業員数を記載すること。「終了時」の欄は、事業期間の末日の従業員数を記載すること。事業期間の末日を含む期間については、当該期間の欄には記載せず、「終了時」の欄に記載すること。

※計画により業務部門が移転等する全事業所における特定業務に従事する従業員の合計数を記載すること（当該特定業務施設における従業員含む。）。

３　地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を実施するために必要な資金及びその調達方法

（１） 特定業務施設等の整備に必要な資金

区分	取得価格等	備考
土地	百万円	
建物	百万円	
建物附属設備	百万円	
構築物	百万円	
機械装置	百万円	
その他	百万円	
合計	百万円	

※特定業務施設以外の業務施設（工場等）を整備する場合は、その全体について記載すること。

※建物附属設備、構築物、機械装置が複数ある場合は、その合計額を記載し備考欄に主な内訳等を記載すること。

（２） 特定業務施設等の整備に必要な資金の調達方法

調達方法	金額	備考
自己資金	百万円	
借入金	百万円	
社債等	百万円	
出資	百万円	
その他	百万円	
合計	百万円	

※国、都道府県及び市町村等からの補助については、「その他」の欄に記載すること。

※合計額は３（１）特定業務施設等の整備に必要な資金と同額となるよう記載すること。

４　特例措置の活用の希望

特例措置内容	活用の希望の有無
借入れ等に対する独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証	□希望する　□希望しない
設備投資に対する課税の特例措置（特別償却又は税額控除の選択適用）	□希望する　□希望しない
新規雇用等に対する課税の特例措置（税額控除）	□希望する　□希望しない

※新規雇用等に対する課税の特例措置を活用される場合であって、当該特例措置の対象となる特定業務施設の雇用保険適用事業所番号を有する場合は以下に記載すること（複数の雇用保険適用事業所番号を有する場合はその全てを記載すること。）。

別記様式第十六を次のように改める。

別記様式第１６（第２８条関係）

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画認定申請書（拡充型事業）

年　　月　　日

認定都道府県知事の氏名　殿

事業者の名称及び代表者の氏名

地域再生法第１７条の２第１項の規定に基づき、同項第２号に掲げる事業（拡充型事業）に関する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を申請します。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画

１　地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の内容

（１）　特定業務施設の整備内容

①　整備目的

②　整備内容

ア）特定業務施設の種別

事務所	研究所	研修所

※特定業務施設の種別は、該当するものに「○」を記載すること。

イ）整備場所

※整備場所は、特定業務施設を整備する住所を記載すること。賃貸による場合は入居を予定する物件名まで記載すること。

ウ）取得等の別

区分	新築	増築	購入	賃貸	用途変更
土地					
建物					

※所有地に特定業務施設を整備する場合は、土地の用途変更欄に「○」を記載すること。

エ）特定業務施設となる建物等

区分	項目	全体	対象部分	備考
土地	敷地面積	㎡	㎡	
建物	延べ床面積	㎡	㎡	
建物附属設備	種類			
	数量等			
構築物	種類			
	数量等			
機械装置	種類			
	数量等			

※特定業務施設以外の業務施設（工場等）を整備する場合は、その整備全体について記載することとし、備考欄に対象となる具体的な部分（対象部分のあるフロア等）等を記載すること。

※特定業務施設以外の業務施設（工場等）を整備する場合であって、土地、建物（共有部分）、建物附属設備、構築物の対象部分が明確に区分できない場合のそれぞれの対象部分欄は、建物の特定業務施設部分とそれ以外の業務施設部分の延べ床面積の比により按分したものを記載すること。

※土地、建物が複数ある場合は、その土地、建物ごとに記載すること。

※建物附属設備、構築物、機械装置が複数ある場合は、種類ごとに記載すること。

※特定業務施設の図面、外観イメージを表す書類等を添付すること。

オ）事業期間

※事業期間の終期は、本計画の認定の日から起算して５年以内であること。ただし、地域再生計画の計画期間を超えるものではないこと。
なお、事業期間の終期は、特定業務施設の整備を終了した上で組織改正及びそれに伴う人事異動が終了する時期を記載すること。

③　特定業務施設の整備の実施時期

区分	時期	備考
土地取得	令和　　年　　月	
着工	令和　　年　　月	
完成	令和　　年　　月	
事業供用開始	令和　　年　　月	

※特定業務施設を賃貸により整備する場合は、「着工」の欄に賃貸借契約締結時期、「完成」の欄に入居時期を記載すること。
※複数の特定業務施設を整備する場合は、それぞれの時期を並列に記載すること。

（２）　特定業務施設で行う業務

①　拡充等を行う業務

拡充等を行う業務部門	事業所	備考

※「拡充等を行う業務部門」の欄は、調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門、商業事業部門、情報サービス事業部門、サービス事業部門、研究所、研修所の別を記載すること。
※「事業所」の欄は、拡充等を行う業務部門が申請時点に所在している事業所名称を記載すること。
※商業事業部門は専ら業務施設において情報通信技術の活用により対面以外の方法による業務を行うものに限る。
※サービス事業部門は調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門又はその他管理業務部門の業務の受託に関する業務を行うものに限る。

②　特定業務施設で行う業務

③　組織体制（事業実施前・事業実施後）

（事業実施前）
（事業実施後）

※組織体制図には、全社的な組織を記載するとともに、それぞれの部署の所在が分かるように記載すること。
※それぞれの部署の事業実施前、事業実施後（予定）の定員数を記載すること。

２　特定業務施設において常時雇用する従業員に関する事項

（１）　特定業務施設において常時雇用する従業員数

区分/時期	申請時	１期目	２期目	３期目	４期目	５期目	終了時
特定業務施設の全従業員数	人	人	人	人	人	人	人

※申請者の各事業年度の末日の従業員数を記載すること。「終了時」の欄は、事業期間の末日の従業員数を記載すること。事業期間の末日を含む期間については、当該期間の欄には記載せず、「終了時」の欄に記載すること。

（２）　特定業務施設において常時雇用する従業員の増加数

区分/時期	１期目	２期目	３期目	４期目	５期目	終了時	合計
新規採用者数	人	人	人	人	人	人	人
他の事業所からの転勤者数	人	人	人	人	人	人	人

※申請者の各事業年度の従業員の増加数を記載すること。「１期目」の欄は認定の日から１期目の末日まで、「終了時」の欄は事業期間の末日の属する事業年度開始の日から事業期間の末日までの間の従業員の増加数を記載すること。事業期間の末日を含む期間については、当該期間の欄には記載せず、「終了時」の欄に記載すること。
※「新規採用者数」の欄は、新規採用による従業員の増加数を記載すること。
※転勤者数は、他の事業所からの転勤による従業員の増加数を記載すること。

（３）　新規採用者及び他の事業所からの転勤者の職種

職業分類	人数	備考
	人	
	人	
	人	
	人	
合計	人	

※「職業分類」の欄は、日本標準職業分類の中分類から選択し記載すること。
※「人数」の欄は、事業期間の末日の職種ごとの従業員数を記載すること。

（４）　整備計画に関連する全事業所において特定業務（注）に従事する常時雇用する従業員数
注）地域再生法施行規則第８条各号に掲げる業務施設において行われる業務

区分/時期	申請時	１期目	２期目	３期目	４期目	５期目	終了時
集中地域にある事業所の従業員数	人	人	人	人	人	人	人
集中地域以外の地域にある事業所の従業員数	人	人	人	人	人	人	人

※申請者の各事業年度の末日の従業員数を記載すること。「終了時」の欄は、事業期間の末日の従業員数を記載すること。事業期間の末日を含む期間については、当該期間の欄には記載せず、「終了時」の欄に記載すること。
※計画により業務部門が拡充等する全事業所における特定業務に従事する従業員の合計数を記載すること（当該特定業務施設における従業員含む。）。

３　地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を実施するために必要な資金及びその調達方法

（１）　特定業務施設等の整備に必要な資金

区分	取得価格等	備考
土地	百万円	

建物	百万円	
建物附属設備	百万円	
構築物	百万円	
機械装置	百万円	
その他	百万円	
合計	百万円	

※特定業務施設以外の業務施設（工場等）を整備する場合は、その全体について記載すること。

※建物附属設備、構築物、機械装置が複数ある場合は、その合計額を記載し備考欄に主な内訳等を記載すること。

（２）　特定業務施設等の整備に必要な資金の調達方法

調達方法	金額	備考
自己資金	百万円	
借入金	百万円	
社債等	百万円	
出資	百万円	
その他	百万円	
合計	百万円	

※国、都道府県及び市町村等からの補助については、「その他」の欄に記載すること。

※合計額は３（１）特定業務施設等の整備に必要な資金と同額となるよう記載すること。

４　特例措置の活用の希望

特例措置内容	活用の希望の有無
借入れ等に対する独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証	□希望する　□希望しない
設備投資に対する課税の特例措置（特別償却又は税額控除の選択適用）	□希望する　□希望しない
新規雇用等に対する課税の特例措置（税額控除）	□希望する　□希望しない

※新規雇用等に対する課税の特例措置を活用される場合であって、当該特例措置の対象となる特定業務施設の雇用保険適用事業所番号を有する場合は以下に記載すること（複数の雇用保険適用事業所番号を有する場合はその全てを記載すること。）。

別記様式第二十三を次のように改める。

別記様式第２３（第３６条関係）

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に関する実施状況報告書（移転型事業）

年　　月　　日

認定都道府県知事の氏名　殿

事業者の名称及び代表者の氏名

年　　月　　日付けで認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（移転型事業）の実施状況について、地域再生法施行規則第３６条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　特定業務施設の整備状況

①　特定業務施設の整備状況

②　特定業務施設の整備の実施時期

区分	時期	備考
土地取得	令和　年　月	
着工	令和　年　月	
完成	令和　年　月	
事業供用開始	令和　年　月　日	

※報告時までに完了したものを記載すること。

③　組織体制

（報告時）

※組織体制図には、全社的な組織を記載するとともに、それぞれの部署の所在が分かるように記載すること。

※「報告時」の欄は、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）におけるそれぞれの部署の従業員数を記載すること。

２　特定業務施設における雇用実績

（１）　特定業務施設において常時雇用する従業員数

区分/時期	認定時	報告時	増減
特定業務施設の全従業員数	人	人	人

※「報告時」の欄は、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）における特定業務施設の全従業員数を記載すること。

（２）　特定業務施設において常時雇用する従業員の増加数

区分/時期	前回報告時	報告時	増減	事業供用開始日から１年間
新規採用者数	人	人	人	人
みなし転勤者数	人	人	人	人

特定集中地域にある他の事業所からの転勤者数	人	人	人	人
特定集中地域以外の地域にある他の事業所からの転勤者数	人	人	人	人
他の事業所への転勤者数及び離職者数	人	人	人	人
合計	人	人	人	人

※「報告時」の欄は認定の日から前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）まで、「事業供用開始日から１年間」の欄は特定業務施設を事業の用に供した日から同日以後１年を経過する日までの間に増加した従業員数を記載すること。

※「みなし転勤者数」の欄は、新規採用者数、（３）に定める減少した従業員数並びに（３）に定める定年退職者及び自己都合退職者の数のうち、最も少ない数を記載すること。

※「合計」の欄は、新規採用者数及び特定集中地域等にある他の事業所からの転勤者数から他の事業所への転勤者数等を差し引いた人数を記載すること。

※「事業供用開始日から１年間」の欄は、地域再生法施行規則第３３条第２号イに掲げる要件を満たすものとして認定を受けた計画の場合又は事業供用開始日から１年未経過の場合には記載することを要しない。

（３）特定集中地域にある他の事業所において常時雇用する従業員数の減少数

区分/時期	前回報告時	報告時	増減	事業供用開始日から１年間
減少した従業員数	人	人	人	人
定年退職者及び自己都合退職者の数	人	人	人	人

※特定集中地域にある他の事業所において常時雇用する従業員の数の減少が見込まれる場合に記載すること。

※「報告時」の欄は認定の日から前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）まで、「事業供用開始日から１年間」の欄は特定業務施設を事業の用に供した日から同日以後１年を経過する日までの間に減少した従業員数を記載すること。

※「事業供用開始日から１年間」の欄は、地域再生法施行規則第３３条第２号イに掲げる要件を満たすものとして認定を受けた計画の場合又は事業供用開始日から１年未経過の場合には記載することを要しない。

（４）　新規採用者及び他の事業所からの転勤者の職種

職業分類	人数	備考
	人	
	人	
	人	
	人	
合計	人	

※認定の日から前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）までの間に増加した従業員の職種を記載すること。

※「職業分類」の欄は、日本標準職業分類の中分類から選択し記載すること。

（５）　整備計画に関連する全事業所において特定業務（注）に従事する常時雇用する従業員数

注）地域再生法施行規則第８条各号に掲げる業務施設において行われる業務

区分/時期	認定時	報告時	増減
集中地域にある事業所の従業員数	人	人	人
集中地域以外の地域にある事業所の従業員数	人	人	人

※「報告時」の欄は、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）における従業員数を記載すること。

※計画により業務部門が移転等する全事業所における特定業務に従事する従業員の合計数を記載すること（当該特定業務施設における従業員含む。）。

３　特例措置の活用実績

特例措置内容	活用の有無
借入れ等に対する独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証	□有　□無
設備投資に対する課税の特例措置（特別償却又は税額控除の選択適用）	□有　□無
新規雇用等に対する課税の特例措置（税額控除）	□有　□無

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記様式第二十四を次のように改める。

別記様式第２４（第３６条関係）

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に関する実施状況報告書（拡充型事業）

年　月　日

認定都道府県知事の氏名　殿

事業者の名称及び代表者の氏名

年　月　日付けで認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（拡充型事業）の実施状況について、地域再生法施行規則第３６条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　特定業務施設の整備状況

①　特定業務施設の整備状況

②　特定業務施設の整備の実施時期

区分	時期	備考
土地取得	令和　年　月	
着工	令和　年　月	
完成	令和　年　月	
事業供用開始	令和　年　月　日	

※報告時までに完了したものを記載すること。

③　組織体制

（報告時）

※組織体制図には、全社的な組織を記載するとともに、それぞれの部署の所在が分かるように記載すること。

※「報告時」の欄は、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）におけるそれぞれの部署の従業員数を記載すること。

２　特定業務施設における雇用実績

（１）　特定業務施設において常時雇用する従業員数

区分/時期	認定時	報告時	増減
特定業務施設の全従業員数	人	人	人

※「報告時」の欄は、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）における特定業務施設の全従業員数を記載すること。

（２）　特定業務施設において常時雇用する従業員の増加数

区分/時期	前回報告時	報告時	増減
新規採用者数	人	人	人
他の事業所からの転勤者数	人	人	人
他の事業所への転勤者数及び離職者数	人	人	人
合計	人	人	人

※「報告時」の欄は、認定の日から前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）までの間に増加した従業員数を記載すること。

※「合計」の欄は、新規採用者数及び他の事業所からの転勤者数から他の事業所への転勤者数等を差し引いた人数を記載すること。

（３）　新規採用者及び他の事業所からの転勤者の職種

職業分類	人数	備考
	人	
	人	
	人	
	人	
合計	人	

※認定の日から前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）までの間に増加した従業員の職種を記載すること。

※「職業分類」の欄は、日本標準職業分類の中分類から選択し記載すること。

（４）　整備計画に関連する全事業所において特定業務（注）に従事する常時雇用する従業員数

注）地域再生法施行規則第８条各号に掲げる業務施設において行われる業務

区分/時期	認定時	報告時	増減
集中地域にある事業所の従業員数	人	人	人
集中地域以外の地域にある事業所の従業員数	人	人	人

※「報告時」の欄は、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）における従業員数を記載すること。

※計画により業務部門が拡充等する全事業所における特定業務に従事する従業員の合計数を記載すること（当該特定業務施設における従業員含む。）。

３　特例措置の活用実績

特例措置内容	活用の有無
借入れ等に対する独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証	□有　□無
設備投資に対する課税の特例措置（特別償却又は税額控除の選択適用）	□有　□無
新規雇用等に対する課税の特例措置（税額控除）	□有　□無

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

附　則

この府令は、令和六年四月一日から施行する。

○内閣府令第四十四号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十六条第一項並びに国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十七条の二、第二十七条の三及び第四十条の規定に基づき、総合特別区域法施行規則及び国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

総合特別区域法施行規則及び国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令

（総合特別区域法施行規則の一部改正）

第一条　総合特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第二十六条第一項の指定法人の要件） **第十五条**　法第二十六条第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。 一　［略］ 二　指定（法第二十六条第一項に規定する指定をいう。以下この条から第十七条までにおいて同じ。）に係る特定国際戦略事業（法第二条第二項に規定する特定国際戦略事業（同項第二号イ又はロに掲げるものに限る。）のうち、第一条第一項（第八号を除く。）、第二項（第三号及び第五号から第八号までを除く。）及び第三項（第四号から第六号までを除く。）に掲げるものに限る。以下この条から第十七条までにおいて同じ。）を行うことについての適切かつ確実な計画（次号及び第十七条第一項において「指定法人事業実施計画」という。）を有すると認められること。 ［三～五　略］	（法第二十六条第一項の指定法人の要件） **第十五条**　法第二十六条第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。 一　［同上］ 二　指定（法第二十六条第一項に規定する指定をいう。以下この条から第十七条までにおいて同じ。）に係る特定国際戦略事業（法第二条第二項に規定する特定国際戦略事業（同項第二号イ又はロに掲げるものに限る。）のうち、第一条第一項（第八号を除く。）、第二項（第七号及び第八号を除く。）及び第三項（第四号から第六号までを除く。）に掲げるものに限る。以下この条から第十七条までにおいて同じ。）を行うことについての適切かつ確実な計画（次号及び第十七条第一項において「指定法人事業実施計画」という。）を有すると認められること。 ［三～五　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（国家戦略特別区域法施行規則の一部改正）

第二条　国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年内閣府令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（法第二条第二項第二号の内閣府令で定める事業） **第一条**　国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第二条第二項第二号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。 一　産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資するものとして我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる事業であって次に掲げるもの（次号に掲げるものを除く。） イ　［略］ ロ　我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる産業に係る国際的な事業機会の創出その他当該産業に係る国際的な規模の事業活動の促進に資する事業であって次に掲げるもの ⑴～⑷　略］	（法第二条第二項第二号の内閣府令で定める事業） **第一条**　国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第二条第二項第二号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。 一　産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資するものとして我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる事業であって次に掲げるもの（次号に掲げるものを除く。） イ　［同上］ ロ　我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる産業に係る国際的な事業機会の創出その他当該産業に係る国際的な規模の事業活動の促進に資する事業であって次に掲げるもの ⑴～⑷　同上］

(5)　主に英語により授業を行い、かつ、外国籍を有する生徒が過半である学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校又は同法第百三十四条に規定する各種学校（第三条第一項第二号から第四号までにおいて「外国人学校」という。）の用に供される施設（その用に供されなくなった場合には建築基準法令の規定（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定をいう。第三条第一項第二号において同じ。）に適合しないこととなるものに限る。）の整備に関する事業

［(6)～(9)　略］

ハ　［略］

［二・三　略］

（法第二十七条の二の内閣府令で定める特定事業）

第十条　法第二十七条の二の内閣府令で定める特定事業は、第一条第一号（同号イ(1)から(6)まで並びにロ(2)（大規模な集会施設、宿泊施設若しくは文化施設又は設備の整備、運営又はサービスの提供に係る部分に限る。）及び(5)から(9)までに限る。）及び第二号に掲げる事業とする。

（報告書の提出時期及び手続）

第十一条　法第二十七条の二に規定する課税の特例の適用を受けようとする法人であって、第三条第四項の規定による国家戦略特別区域担当大臣の確認を受けた同条第一項の事業実施計画（同条第五項において準用する同条第四項の規定による変更の確認があった場合には、その変更後のもの）に係る特定事業（以下この条において「確認特定事業」という。）を実施するもの（以下この条において「事業実施主体」という。）は、事業実施期間（当該確認特定事業を実施するために必要な期間として、別に定めるところにより当該事業実施計画に記載された期間をいう。）中の各事業年度終了後一月以内に、次に掲げる事項を記載した別記様式第五による実施状況報告書を国家戦略特別区域担当大臣に提出するものとする。

［一～三　略］

［項を削る。］

2‖　国家戦略特別区域担当大臣は、前項の実施状況報告書に関し、確認特定事業を適切に実施していると認めるときは、当該実施状況報告書の提出を受けた日から原則として一月以内に、事業実施主体に対して、別記様式第五の二による当該事業を適切に実施していると確認したことを証する書面及び当該確認の概要を記載した書面を交付するものとする。

3‖　［略］

（法第二十七条の三の内閣府令で定める特定事業）

第十一条の二　法第二十七条の三の内閣府令で定める特定事業は、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資する事業であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一　［略］

(5)　主に英語により授業を行い、かつ、外国籍を有する生徒が過半である学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校又は同法第百三十四条に規定する各種学校（第三条第一項第二号から第四号まで及び第十一条第二項において「外国人学校」という。）の用に供される施設（その用に供されなくなった場合には建築基準法令の規定（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定をいう。第三条第一項第二号において同じ。）に適合しないこととなるものに限る。）の整備に関する事業

［(6)～(9)　同上］

ハ　［同上］

［二・三　同上］

（法第二十七条の二の内閣府令で定める特定事業）

第十条　法第二十七条の二の内閣府令で定める特定事業は、第一条第一号（同号イ(7)及び(8)並びにロ(1)、(3)及び(4)に掲げるものを除く。）及び第二号に掲げる事業とする。

（報告書の提出時期及び手続）

第十一条　法第二十七条の二に規定する課税の特例の適用を受けようとする法人であって、第三条第四項の規定による国家戦略特別区域担当大臣の確認を受けた同条第一項の事業実施計画（同条第五項において準用する同条第四項の規定による変更の確認があった場合には、その変更後のもの）に係る特定事業（以下この条において「確認特定事業」という。）を実施するもの（以下この条において「事業実施主体」という。）は、当該事業実施計画に記載された事業実施期間中の各事業年度終了後一月以内に、次に掲げる事項を記載した別記様式第五による実施状況報告書を国家戦略特別区域担当大臣に提出するものとする。

［一～三　同上］

2‖　前項に規定する事業実施主体であって、第一条第一号ロ(5)に掲げる特定事業を実施するものは、同項の規定にかかわらず、当該特定事業に係る事業実施計画に記載された事業実施期間の初日から当該特定事業に係る施設が外国人学校の用に供された日以後三年を経過する日までの期間中の各事業年度終了後一月以内に、同項に規定する実施状況報告書を国家戦略特別区域担当大臣に提出するものとする。

3‖　国家戦略特別区域担当大臣は、前二項の実施状況報告書に関し、確認特定事業を適切に実施していると認めるときは、当該実施状況報告書の提出を受けた日から原則として一月以内に、事業実施主体に対して、別記様式第五の二による当該事業を適切に実施していると確認したことを証する書面及び当該確認の概要を記載した書面を交付するものとする。

4‖　［同上］

（法第二十七条の三の内閣府令で定める特定事業）

第十一条の二　法第二十七条の三の内閣府令で定める特定事業は、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資する事業であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一　［同上］

二　次のいずれかに該当するものであること。

イ　［略］

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

ロ　［略］

三　［略］

（指定会社に係る株式の払込みの確認等）

第十七条　［略］

［２～５　略］

６　認定書交付証明書の交付を受けた個人が、当該書面を交付した指定会社の株式を払込みにより取得した場合には、当該書面の交付をした指定会社は、別記様式第六の十一による申請書一通を国家戦略特別区域担当大臣に提出するものとする。

７　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　［略］

［号を削る。］

［号を削る。］

二・三　［略］

四　前三号に掲げるもののほか、参考となる書類

８　国家戦略特別区域担当大臣は、第六項の規定による提出を受けたときは、その内容を確認し、当該提出を受けた日から、原則として三月以内に、申請者である同項の指定会社に対して、当該指定会社の発行する株式を払込みにより取得した個人ごとに別記様式第六の十二による確認書を交付するものとする。

９　国家戦略特別区域担当大臣は、前項の確認をしないときは、申請者である第六項の指定会社に対して、当該指定会社の発行する株式を払込みにより取得した個人ごとに別記様式第六の十三によりその旨及びその理由を通知するものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

二　次のいずれかに該当するものであること。

イ　［同上］

ロ　我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる産業に係る国際的な事業機会の創出その他当該産業に係る国際的な規模の事業活動の促進に資する事業であって次に掲げるもの

(1)　国際会議等に参加する者の利用に供する大規模な集会施設、宿泊施設、文化施設その他の施設の運営又はサービスの提供に関する事業（国際会議等に参加する者に係るものに限る。）

(2)　外国語による医療の提供に関する事業

ハ　付加価値の高い農林水産物若しくは加工食品の効率的な生産若しくは輸出の促進を図るために必要な高度な技術の研究開発又は当該技術の活用に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。）

ニ　［同上］

三　［同上］

（指定会社に係る株式の払込みの確認等）

第十七条　［同上］

［２～５　同上］

６　認定書交付証明書の交付を受けた個人が、当該書面を交付した指定会社の株式を払込みにより取得した場合には、当該書面の交付をした指定会社は、その発行する株式を払込みにより取得した個人ごと（当該指定会社が、その発行する株式の払込みの期日又はその期間を複数回定めた場合にあっては、個人及び当該期日又は当該期間ごと）に、別記様式第六の十一による申請書一通を国家戦略特別区域担当大臣に提出するものとする。

７　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　［同上］

二　当該株式の発行を決議した株主総会の議事録の写し、取締役の決定があったことを証する書面又は取締役会の議事録の写し

三　当該個人が取得した当該株式（会社法第五十八条第一項に規定する設立時募集株式又は同法第百九十九条第一項に規定する募集株式に限る。）の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う契約を証する書面

四・五　［同上］

六　前各号に掲げるもののほか、参考となる書類

８　国家戦略特別区域担当大臣は、第六項の規定による提出を受けたときは、その内容を確認し、当該提出を受けた日から、原則として三月以内に、申請者である同項の指定会社に対して、同項の個人ごとに別記様式第六の十二による確認書を交付するものとする。

９　国家戦略特別区域担当大臣は、前項の確認をしないときは、申請者である第六項の指定会社に対して、同項の個人ごとに別記様式第六の十三によりその旨及びその理由を通知するものとする。

別記様式第１（第３条関係）

別記様式第一を次のように改める。

事業実施計画の提出

年　月　日

国家戦略特別区域担当大臣　殿

事業を実施しようとする者の名称

国家戦略特別区域法施行規則第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

１．会社の名称及び代表者の氏名
２．設立年月日及び主たる事務所の所在地
３．事業実施計画（別紙）

注　１及び２に掲げる事項については、事業を実施しようとする者が法人である場合のみ記載すること。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記様式第１（別紙）（第３条関係）

事業実施計画

１．事業の名称

２．国家戦略特別区域法施行規則第１条に掲げる事業のうち該当するもの

３．事業の内容

４．事業実施場所

５．事業実施期間

６．事業の実施に要する資金の総額及びその内訳並びにその資金の調達方法に関する計画

（１）計画期間全体における事業資金見込額　総計○○百万円

（２）年度別内訳

（イ）令和○○年度

（ⅰ）事業資金見込額　小計○○百万円

（ⅱ）内訳

資金調達先見込	見込額	資金調達方法見込

（ロ）令和○○年度

（ⅰ）事業資金見込額　小計○○百万円

（ⅱ）内訳

資金調達先見込	見込額	資金調達方法見込

７．機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得又は製作若しくは建設（以下「設備投資」という。）に関する計画

（１）計画期間全体における設備投資予定額（国家戦略特別区域法施行規則第１条第１号に掲げる事業に係るもの）　総計○○百万円

（イ）年度別内訳（令和○○年度）

（ⅰ）設備投資予定額　小計○○百万円

（ⅱ）内訳

資産の区分	設備名	設置予定地	工事着手予定年月日	取得予定年月日	事業供用予定年月日	取得予定価額	用途	事業内容
機械及び装置								
器具及び備品								
建物及びその附属設備並びに構築物								

（ロ）年度別内訳（令和○○年度）

（ⅰ）設備投資予定額　小計○○百万円

（ⅱ）内訳

資産の区分	設備名	設置予定地	工事着手予定年月日	取得予定年月日	事業供用予定年月日	取得予定価額	用途	事業内容
機械及び装置								
器具及び備品								
建物及びその附属設備並びに構築物								

（２）計画期間全体における設備投資予定額（国家戦略特別区域法施行規則第１条第２号に掲げる事業に係るもの）　総計○○百万円

（イ）年度別内訳（令和○○年度）

（ⅰ）設備投資予定額　小計○○百万円

（ⅱ）内訳

資産の区分	設備名	設置予定地	工事着手予定年月日	取得予定年月日	事業供用予定年月日	取得予定価額	用途	事業内容
機械及び装置								
器具及び備品								
建物及びその附属設備並びに構築物								

（ロ）年度別内訳（令和○○年度）

（ⅰ）設備投資予定額　小計○○百万円

（ⅱ）内訳

資産の区分	設備名	設置予定地	工事着手予定年月日	取得予定年月日	事業供用予定年月日	取得予定価額	用途	事業内容
機械及び装置								
器具及び備品								

建物及び その附属設備 並びに構築物								

８．その他事業の実施に関する事項

注１　適用を受けようとする課税の特例措置を８に記載すること。

２　製作又は建設を伴う場合は、工事着手予定年月日を記載すること。

３　器具及び備品は、専ら開発研究の用に供される器具及び備品に限られているため、留意すること。

４　５の事業実施期間は、特定事業を実施するために必要な期間をいい、課税の特例措置の適用を受けようとする場合には別に定めるところに従って記載すること。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記様式第５（第11条関係）

別記様式第五を次のように改める。

特定事業に関する実施状況報告書

年　月　日

国家戦略特別区域担当大臣　殿

法人の名称及び代表者の氏名

国家戦略特別区域法施行規則第３条第４項の規定による国家戦略特別区域担当大臣の確認（　年　月　日付け）を受けた同条第１項の事業実施計画に係る特定事業の実施状況について、同規則第11条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．事業の名称

２．国家戦略特別区域法施行規則第１条に掲げる事業のうち該当するもの

３．事業の内容

４．事業実施場所

５．事業実施期間

６．前年度における事業の実施状況

７．前年度における収支決算（会社全体の損益計算書等）

８．資金の調達に関する実績

（１）計画期間全体における事業資金額　　総計〇〇百万円

（２）年度別内訳

（イ）　平成／令和　〇〇年度

（ⅰ）資金調達実績額　　小計〇〇百万円

（ⅱ）内訳

資金調達先	資金調達額	資金調達方法

（ロ）　平成／令和　〇〇年度

（ⅰ）資金調達実績額　　小計〇〇百万円

（ⅱ）内訳

資金調達先	資金調達額	資金調達方法

９．機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得又は製作若しくは建設（以下「設備投資」という。）に関する実績

（１）計画期間全体における設備投資実績額（国家戦略特別区域法施行規則第１条第１号に掲げる事業に係るもの）　総計○○百万円

（イ）年度別内訳（平成／令和　○○年度）

（ⅰ）設備投資実績額　小計○○百万円

（ⅱ）内訳

資産の区分	設備名	設置地	工事着手年月日	取得年月日	事業供用年月日	取得価額	用途	事業内容
機械及び装置								
器具及び備品								
建物及びその附属設備並びに構築物								

（ロ）年度別内訳（平成／令和　○○年度）

（ⅰ）設備投資実績額　小計○○百万円

（ⅱ）内訳

資産の区分	設備名	設置地	工事着手年月日	取得年月日	事業供用年月日	取得価額	用途	事業内容
機械及び装置								
器具及び備品								
建物及びその附属設備並びに構築物								

（２）計画期間全体における設備投資実績額（国家戦略特別区域法施行規則第１条第２号に掲げる事業に係るもの）　総計○○百万円

（イ）年度別内訳（平成／令和　○○年度）

（ⅰ）設備投資実績額　小計○○百万円

（ⅱ）内訳

資産の区分	設備名	設置地	工事着手 年月日	取得 年月日	事業供用 年月日	取得価額	用途	事業 内容
機械及び装置								
器具及び備品								
建物及び その附属設備 並びに構築物								

（ロ）年度別内訳（平成／令和　○○年度）

（ⅰ）設備投資実績額　小計○○百万円

（ⅱ）内訳

資産の区分	設備名	設置地	工事着手 年月日	取得 年月日	事業供用 年月日	取得価額	用途	事業 内容
機械及び装置								
器具及び備品								
建物及び その附属設備 並びに構築物								

10．特定事業の適切な実施に関する事項

11．その他事業の実施状況に関する事項

注　10には、別に定める各特定事業の適切な実施に係る判断基準に対する達成状況を記載すること。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記様式第５の２（第11条関係）

別記様式第五の二を次のように改める。

特定事業の実施に係る確認書

年　月　日

法人の名称及び代表者の氏名　殿

国家戦略特別区域担当大臣

年　月　日付けの特定事業に係る実施状況報告を踏まえ、国家戦略特別区域法施行規則第11条第２項の規定に基づき、当該事業が下記のとおり適切に実施されている旨、これを確認します。

記

確認の概要

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記様式第五の三を次のように改める。

別記様式第５の３（第11条関係）

特定事業の実施に係る確認をしない旨の通知書

年　月　日

法人の名称及び代表者の氏名　殿

国家戦略特別区域担当大臣

年　月　日付けの特定事業に係る実施状況報告については、下記の理由により国家戦略特別区域法施行規則第11条第２項の確認をしません。

記

確認をしない理由

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

附　則

（施行期日）

１　この府令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　第二条の規定による改正後の国家戦略特別区域法施行規則第十条及び第十一条の規定は、この府令の施行の日以後に国家戦略特別区域法施行規則第三条第四項の規定による国家戦略特別区域担当大臣の確認（以下「確認」という。）を受ける同条第一項の事業実施計画に係る事業について適用し、同日前に確認を受けた同項の事業実施計画に係る事業については、なお従前の例による。

○内閣府令第四十五号

資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第六十三条の十第一項の規定に基づき、暗号資産交換業者に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

暗号資産交換業者に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

暗号資産交換業者に関する内閣府令（平成二十九年内閣府令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
（その他利用者保護を図るための措置等） **第二十三条**　暗号資産交換業者は、その行う暗号資産交換業に関し、暗号資産交換業の利用者の保護を図り、及び暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ［一～八　略］ 九‖　暗号資産交換業者が、移転についての制限その他の条件として認定資金決済事業者協会の規則（金融庁長官の指定するものに限る。）に定めるもの（以下この号において「移転制限」という。）が付され、又は付されることが予定されている暗号資産（当該暗号資産交換業者又は他の暗号資産交換業者がその行う暗号資産交換業（国内にある者に係るものに限る。）において取り扱う又は取り扱おうとするものであって、次に掲げる要件のいずれかに該当するものに限る。）について、当該規則の定めるところにより、その種類及び数量、保有者、保有の目的並びに移転制限の期間、方法その他の内容に関する情報を当該認定資金決済事業者協会に提供し、かつ、その種類及び数量を当該認定資金決済事業者協会のウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により公表する措置 イ　当該暗号資産につき、当該暗号資産の保有者が、当該暗号資産交換業者に対し、当該移転制限を付すことを要請していること。 ロ　当該暗号資産につき、当該暗号資産の保有者又はその要請を受けた者が、当該暗号資産交換業者に対し、当該移転制限が付され、又は付されることが予定されている旨を通知していること（当該暗号資産交換業者がその通知の内容を確認することができる場合に限る。）。 ［2・3　略］	（その他利用者保護を図るための措置等） **第二十三条**　［同上］ ［一～八　同上］ ［号を加える。］ ［2・3　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、令和六年四月一日から施行する。

○内閣府令第四十六号

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第一条の二第三項及び第四項の規定に基づき、児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
第一条の二の八　［略］ ［②‖　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号。以下「令」という。）第一条の二第三項に規定する内閣府令で定める機関は、児童相談所、里親支援センター及び法第十一条第四項の規定により同条第一項第二号トに掲げる業務に係る事務の委託を受けた者とする。	**第一条の二の八**　［同上］ ［項を加える。］

［項を加える。］

［③］　令第一条の二第四項第一号に規定する内閣府令で定める教育施設は、次に掲げる施設とする。

一　学校教育法第六十三条に規定する中等教育学校（同法第六十六条に規定する後期課程に限る。）

二　学校教育法第七十二条に規定する特別支援学校（同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。）

三　学校教育法第百八条第二項に規定する短期大学

四　学校教育法第百十五条に規定する高等専門学校

五　学校教育法第百二十四条に規定する専修学校

六　前各号に規定する教育施設に準ずる教育施設

［④］　令第一条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定める者は、試みの使用期間の満了後間がない者その他就職後間がない者とする。

［⑤］　令第一条の二第四項第三号に規定する内閣府令で定める就学又は就労に向けた活動は、次に掲げる活動とする。

一　社会的養護自立支援拠点事業の利用

二　公共職業安定所における就職に関する相談

三　求人者との面接

四　前三号に掲げる活動に準ずる活動

第三条　令第二条第一項の規定により、児童相談所の設置に関して報告すべき事項は、次のとおりとする。

［一～六　略］

［②　略］

附　則

第五十五条　第六条の二の三第一項第一号及び第六条の九第二号にいう学校教育法による高等学校は、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含むものとする。

［項を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、令和六年四月一日から施行する。

○内閣府令第四十七号

子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第十五条の六第一項、第三項及び第四項の規定に基づき、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令

子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（令第十五条の六第一項の内閣府令で定める額）	（令第十五条の六第一項の内閣府令で定める額）
第二十八条の十七　令第十五条の六第一項の内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める額とする。	**第二十八条の十七**　令第十五条の六第一項の内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める額とする。
一　認定こども園　八千七百円	［号を加える。］

二・三　［略］	一・二　［同上］
（令第十五条の六第三項の内閣府令で定める額） **第二十八条の十八**　令第十五条の六第三項の内閣府令で定める額は三万七千円とする。	［条を加える。］
（令第十五条の六第四項の規定により読み替えて適用する同条第三項の内閣府令で定める額） **第二十八条の十九**　令第十五条の六第四項の規定により読み替えて適用する同条第三項の内閣府令で定める額は四万二千円とする。	［条を加える。］
第二十八条の二十・第二十八条の二十一　［略］	**第二十八条の十八・第二十八条の十九**　［同上］
（法第五十八条の十一の内閣府令で定める事項） **第五十三条の六**　法第五十八条の十一の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	（法第五十八条の十一の内閣府令で定める事項） **第五十三条の六**　法第五十八条の十一の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
［一～五　略］	［一～五　同上］
六　特定子ども・子育て支援施設等である法第七条第十項第五号に掲げる事業にあっては、第二十八条の二十第三項を満たしているか否かの別	六　特定子ども・子育て支援施設等である法第七条第十項第五号に掲げる事業にあっては、第二十八条の十八第三項を満たしているか否かの別
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この府令は、令和六年四月一日から施行する。

（子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の一部改正）

2　子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第六号）の一部を次のように改正する。

附則第四条中「第二十八条の十八第三項」を「第二十八条の二十第三項」に改める。

府令・省令

○内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、財務省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、環境省令第二号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第十三項の規定に基づき、生産工程効率化等設備に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　伊藤信太郎

生産工程効率化等設備に関する命令の一部を改正する命令

生産工程効率化等設備に関する命令（令和三年内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、財務省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1　産業競争力強化法（以下「法」という。）第二条第十三項に規定する生産工程効率化等設備は、事業者の実施するエネルギー利用環境負荷低減事業適応（法第二十一条の十三第二項第三号に規定するエネルギー利用環境負荷低減事業適応をいう。以下同じ。）に資する設備（機械若しくは装置、器具若しくは備品、建物附属設備若しくは構築物若しくはこれらを組み合わせたもの又は車両（列車の走行に伴う二酸化炭素の排出量の削減に資する鉄道車両として国土交通大臣が定めるものに限る。）をいい、広く一般に流通している照明設備及びエアコンディショナー（使用者の快適性を確保するために使用されるものに限る。）を除く。以下同じ。）のうち、当該設備が導入される事業所における付加価値の創出に伴って生じる環境への負荷の程度を低減させるものであり、次項で定める方法により算出される指標（以下「炭素生産性」という。）を向上させるために必要不可欠な設備（発電の用に供する設備（当該設備と併せて設置される架台、蓄電装置、制御装置その他の当該設備に附属する装置を含む。以下「発電設備等」という。）であって、エネルギー利用環境負荷低減事業適応の実施時期のうち当該発電設備等により発電される電気の販売を行うことが見込まれる期間において、当該発電設備等により発電されることが見込まれる電気の量のうちに販売を行うことが見込まれる電気の量の占める割合が二分の一を超えるものを除く。）であって、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる式により算出された数値が一〇一以上となるものとする。	1　産業競争力強化法（以下「法」という。）第二条第十三項に規定する生産工程効率化等設備は、事業者の実施するエネルギー利用環境負荷低減事業適応（法第二十一条の十三第二項第三号に規定するエネルギー利用環境負荷低減事業適応をいう。以下同じ。）に資する設備（機械若しくは装置、器具若しくは備品、建物附属設備若しくは構築物又はこれらを組み合わせたものをいう。以下同じ。）のうち、当該設備が導入される事業所における付加価値の創出に伴って生じる環境への負荷の程度を低減させるものであり、次項で定める方法により算出される指標（以下「炭素生産性」という。）を向上させるために必要不可欠な設備（発電の用に供する設備（当該設備と併せて設置される架台、蓄電装置、制御装置その他の当該設備に附属する装置を含む。以下「発電設備等」という。）であって、エネルギー利用環境負荷低減事業適応の実施時期のうち当該発電設備等により発電される電気の販売を行うことが見込まれる期間において、当該発電設備等により発電されることが見込まれる電気の量のうちに販売を行うことが見込まれる電気の量の占める割合が二分の一を超えるものを除く。）であって、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる式により算出された数値が一〇一以上となるものとする。
一・二　［略］	一・二　［略］
2・3　［略］	2・3　［略］
4　第二項各号の式中のエネルギー起源二酸化炭素排出量は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる数値とする。ただし、業態特性や固有の事情等がある場合は、これを考慮するものとする。	4　第二項各号の式中のエネルギー起源二酸化炭素排出量は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる数値とする。ただし、業態特性や固有の事情等がある場合は、これを考慮するものとする。なお、当該数値の算定に当たっては、他人から供給される電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の算定に用いる電気の排出係数については、小売電気事業者ごとの調整後排出係数を用いることができるものとし、無効化した国内認証排出削減量（他者へ移転した量を差し引いたもの）又は海外認証排出削減量を当該数値から差し引くことができるものとする。
一・二　［略］	一・二　［略］
5　［略］	5　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

この命令は、令和六年四月一日から施行する。

○内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第三号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の一部の施行に伴い、及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の規定に基づき、産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　伊藤信太郎

産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令

産業競争力強化法施行規則（平成三十年内閣府、総務省、文部科学省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（募集事項の通知等を要しない場合） **第二十六条**　法第三十条第一項の規定により読み替えて適用する会社法第二百一条第五項に規定する法第百四十七条第二項に規定する主務省令で定める場合は、認定事業再編事業者である株式会社が会社法第二百一条第三項に規定する期日の二週間前までに、金融商品取引法の規定に基づき次に掲げる書類（同項に規定する募集事項に相当する事項をその内容とするものに限る。）の届出又は提出をしている場合（当該書類に記載すべき事項を同法の規定に基づき電磁的方法により提供している場合を含む。）であって内閣総理大臣が当該期日の二週間前の日から当該期日まで継続して同法の規定に基づき当該書類を公衆の縦覧に供しているときとする。 一～三　［略］ ［削る］ 四・五　［略］	（募集事項の通知等を要しない場合） **第二十六条**　法第三十条第一項の規定により読み替えて適用する会社法第二百一条第五項に規定する法第百四十七条第二項に規定する主務省令で定める場合は、認定事業再編事業者である株式会社が会社法第二百一条第三項に規定する期日の二週間前までに、金融商品取引法の規定に基づき次に掲げる書類（同項に規定する募集事項に相当する事項をその内容とするものに限る。）の届出又は提出をしている場合（当該書類に記載すべき事項を同法の規定に基づき電磁的方法により提供している場合を含む。）であって内閣総理大臣が当該期日の二週間前の日から当該期日まで継続して同法の規定に基づき当該書類を公衆の縦覧に供しているときとする。 一～三　［略］ 四　金融商品取引法第二十四条の四の七第一項の四半期報告書（同条第四項の訂正報告書を含む。） 五・六　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

様式第十八を次のように改める。

様式第十八（第11条の２第１項関係）

事業適応計画の認定申請書

年　月　日

主務大臣　名　殿

法人番号
住所
名称
代表者の氏名

産業競争力強化法（以下「法」という。）第21条の15第１項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

事業適応計画

１．事業適応の目標

（１）事業適応に係る事業の目標

（２）その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

（３）財務内容の健全性の向上を示す目標

２．事業適応の内容及び実施時期

（１）事業適応に係る事業の内容

①　事業適応の類型

②　計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード）

③　事業適応の具体的内容

（２）事業適応を行う場所の住所

（３）事業適応に伴う設備投資等の内容

（４）事業適応の実施時期

①　事業適応の開始時期及び終了時期

②　毎事業年度の実施予定

（５）事業適応の実施に必要な資金の額及びその調達方法

①必要な資金の額及び調達方法の概要

②必要な資金の額及び調達方法

３．事業適応に係る経営の方針の決議又は決定の過程

４．その他

（備考）

１．申請者が個人事業主の場合には名称及び法人番号の記載は不要とする。

２．主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。

３．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

４．第11条の２第２項各号に掲げる書類及び同条第３項の規定による求めに係る書類を添付すること。

５．法第 21 条の 28 の規定による確認を受けたい場合は、この申請書に様式第 18 の 17 を併せて提出すること。

（記載要領）

１．事業適応の目標

（１）事業適応に係る事業の目標（事業適応を行おうとする背景となる経済社会情勢の変化及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載する。また、エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する計画のうち認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金の貸付けを求めることが含まれるもの（以下「資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画」という。）にあっては、別表１により環境への負荷の低減に関する野心的な目標（事業適応の実施に関する指針（令和３年財務省・経済産業省告示第６号。以下「実施指針」という。）第３項第２号イに規定する目標をいう。以下同じ。）についても記載する。

（２）下記２．（１）①で記載する事業適応の類型（複数記載する場合はその全て）に応じ、その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す数値目標（実施指針に規定する具体的な指標を用いる。）を記載する。ただし、情報技術事業適応に係る数値目標については、この申請書に様式第 18 の 17 を添えて提出する場合は、任意記載事項とし、また、生産工程効率化等設備に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う者のうち事業所又は事業者全体のエネルギー起源二酸化炭素排出量が増加する計画を策定する者は、今後、環境負荷の低減を図りながら、生産の拡大により、市場の獲得を目指す旨を記載し、需要開拓商品生産設備の導入を伴うエネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う者は、需要開拓商品の販路の開拓及び国内への普及に向けた定性的な目標を記載するものとする。

（３）財務内容の健全性の向上を示す目標（実施指針に規定する目標を用いる。）を記載する。

２．事業適応の内容及び実施時期

（１）事業適応に係る事業の内容を記載する。

①　法第２条第 12 項各号に掲げる事業適応の類型（①成長発展事業適応、②情報技術事業適応及び③エネルギー利用環境負荷低減事業適応）のいずれに該当するか（複数該当する場合は全て）を記載する。

②　計画の対象となる事業（日本標準産業分類の事業分類を併せて記載する。）を明記するとともにその選定理由を記載する。

③　事業適応の具体的内容を要約的に記載する。この際、上記①で記載した事業適応の類型（複数記載した場合はその全て）に応じ、次の事項を説明する。

（イ）成長発展事業適応にあっては、実施指針第２項第１号ハに規定する「予見し難い経済社会情勢の変化によりその事業の遂行に重大な影響を受けた事業者がその事業の成長発展を図るために行うもの」への該当性。

（ロ）情報技術事業適応にあっては、実施指針第２項第１号ニに規定する「情報技術の進展による事業環境の変化に対応して行うもの」への該当性。

（ハ）エネルギー利用環境負荷低減事業適応にあっては、１．（２）に記載する目標の達成に向けた具体的な取組の内容。

（２）事業適応を行う場所の住所を記載する。

（３）上記（１）①で記載した事業適応の類型（複数記載した場合はその全て）に応じ、別表２により、

事業適応に伴う設備投資等の内容について記載する。

（４）事業適応の実施時期について記載する。

①　事業適応の開始時期及び終了時期を年月をもって記載する。

②　別表３により、毎事業年度の実施予定を記載する。

（５）事業適応の実施に必要な資金の額及びその調達方法を記載する。ただし、資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画にあっては任意記載事項とする。

①　必要な資金の額及び調達方法の概要を記載する。

②　必要な資金の額及び調達方法は、別表４により記載する。

３．事業適応に係る経営の方針の決議又は決定の過程

原則、第11条の２第２項第５号に掲げる書類を添付することで足りるものとする。

４．その他

この申請書の提出と併せて様式第18の17を提出する場合は、その旨を記載する。資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画にあっては、別表５により必要な事項を記載する。

別表１（環境への負荷の低減に関する野心的な目標）

環境への負荷の低減に関する野心的な目標

目標の設定時期	目標の概要	目標の設定方法

（注）外部評価機関（第11条の２第２項第８号に規定する外部評価機関をいう。以下同じ。）による認証を受けるに当たって、外部評価機関に対して行った説明の内容を記載すること。ただし、「目標の設定方法」については、外部評価機関に認証を受けるに当たって作成した書類等の写しを添付することをもって記載に代えることができる。

別表２－１（成長発展事業適応に伴う設備投資等の内容）

成長発展事業適応に伴う設備投資等の内容

事業者名	実施時期	投資類型	投資内容詳細	金額（千円）

（注）

１．「実施時期」は年月をもって記載する。

２．「投資類型」は実施指針第２項第１号ハ②に規定する（１）～（５）の類型を記載する。

別表２－２（情報技術事業適応に伴う設備投資等の内容）

情報技術事業適応に伴う設備投資等の内容

（１）全ての設備等

	事業者名	種類	設備等の名称	設備等の機能	数量	事業の用に供する時期	合計金額（千円）	税制対象
1								
2								
3								
合計							（　）	

（注）

１．「種類」は、ソフトウェアや機械及び装置、繰延資産など、税務上の種類を記載すること。

２．「設備等の機能」は、事業適応を実施する上で果たす機能を記載すること。繰延資産については、当該繰延資産に係るソフトウェア等の機能について記載すること。

３．「事業の用に供する時期」は年月をもって記載する。

４．この申請書に様式第18の17を添えて提出する場合において、租税特別措置法の定めるところにより租税特別措置の適用を受けようとするときは、当該設備等の税制対象の有無を記載する。

５．税制対象外設備を含む場合は、合計金額欄において、内数として括弧書で税制対象設備の合計金額を記載すること。

（２）上記（１）のうちデータ連携に必要なソフトウェア等

	ソフトウェア等の名称	ソフトウェア等の機能	「情報技術の進展による事業環境の変化に対応して行うもの」における役割
1			
2			

（注）ソフトウェア等とは、取得又は製作をするソフトウェア及び情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアでその利用に係る費用（繰延資産となるものに限る。）の支出の対象となるものをいう。

別表２－３（エネルギー利用環境負荷低減事業適応に伴う設備投資等の内容）

エネルギー利用環境負荷低減事業適応に伴う設備投資等の内容

（１）企業及び事業所の概要

中小企業者等の該当の有無	設備を導入する事業所の概要		
	事業所の名称	事業所の住所	エネルギー使用量（原油換算）3,000キロリットル以上の該当の有無

（注）

１．資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画については記載を要しない。

２．「中小企業者等」とは、租税特別措置法第10条の５の６第９項第１号に規定する中小事業者又は同法第42条の12の７第６項第１号に規定する中小企業者をいう。該当する場合は「有」と、該当しない場合は「無」と記載すること。

３．「エネルギー使用量（原油換算）3,000キロリットル以上の該当の有無」は、該当する場合は「有」と、該当しない場合は「無」と記載すること。

（２）生産工程効率化等設備の内容

	事業所名	種類	設備等の名称	炭素生産性の向上率（%）	数量	事業の用に供する時期	合計金額（千円）
1							
2							
3							
					合計		

（注）

１．資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画については記載を要しない。

２．「種類」は、生産工程効率化等設備の税務上の区分（機械及び装置、器具及び備品、建物附属設備、構築物又は車両及び運搬具）を記載すること。

３．「事業の用に供する時期」は、年月をもって記載する。

４．「炭素生産性の向上率」は、生産工程効率化等設備に関する命令（令和３年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第３号）に基づき、計算した値を記載すること。ただし、設備が車両（列車の走行に伴う二酸化炭素の排出量の削減に資する鉄道車両として国土交通大臣が定めるものに限る。）の場合にあっては、併せて鉄道業の事業適応の実施に関する指針（令和６年国土交通省告示第289号）第４号に規定する「エネルギー利用環境負荷低減事業適応についての要件」に基づき、計算した値を記載すること。なお、設備の導入前は、基準年度（実施指針に規定する基準年度を用いる。）の値とし、設備の導入後は、設備を導入する年度の値とする。ただし、設備を導入する年度については、設備の導入時期が年度途中であること等により、当該設備を導入する年度において十分な炭素生産性の向上効果が現れないことが見込まれる場合にあっては、その翌年度とすることができる。

（３）需要開拓商品生産設備の内容

	種類	設備等の名称	需要開拓商品の名称	数量	事業の用に供する時期	合計金額（千円）
1						
2						
3						
				合計		

（注）

１．資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画については記載を要しない。

２．「種類」は、税務上の種類として、機械及び装置を記載すること。

３．「需要開拓商品の名称」は、エネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う事業者による新たな需要の開拓が見込まれる商品に関する省令（令和３年経済産業省令第67号）に規定する商品の中から選択して記載すること。

４．「事業の用に供する時期」は、年月をもって記載する。

（４）需要開拓商品生産設備による需要開拓商品の生産及び販売計画

年度	需要開拓商品の名称	生産数量	出荷数量	主な出荷先

（注）

１．資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画については記載を要しない。

２．エネルギー利用環境負荷低減事業適応の実施初年度から起算して５事業年度分を記載すること。

３．「需要開拓商品の名称」は、エネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う事業者による新たな需要の開拓が見込まれる商品に関する省令に規定する商品の中から選択して記載すること。

４．需要開拓商品の生産数量及び出荷数量の単位は、それぞれ以下のとおりとする。

・化合物パワー半導体素子：個、半導体基板：平方インチ
・電子電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車用リチウムイオン蓄電池：キロワットアワー
・定置用リチウムイオン蓄電池：キロワットアワー
・燃料電池：キロワット
・ナセル：基、発電機：台、増速機：台、軸受：個、タワー：基、基礎：基

別表２－４（資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画におけるエネルギー利用環境負荷低減事業適応に伴う投資の内容）

資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画におけるエネルギー利用環境負荷低減事業適応に伴う投資の内容

（注）環境への負荷の低減に関する野心的な目標を実現するための投資計画について要約的に記載する。この際、外部評価機関に認証を受けるに当たって、外部評価機関に対して行った説明の内容を記載すること。ただし、外部評価機関に認証を受けるに当たって作成した書類等の写しを添付することをもって記載に代えることができる。

別表３（事業適応の実施時期）

事業適応の実施時期

年　度	実　施　内　容
年度	
年度	
年度	
年度	
年度	

（注）

１．計画の実施期間に応じて年度ごとに記載する。

２．資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画にあっては、環境への負荷の低減に関する野心的な目標を実現するための戦略についても記載する。この際、外部評価機関に認証を受けるに当たって、外部評価機関に対して行った説明の内容を記載すること。ただし、外部評価機関に認証を受けるに当たって作成した書類等の写しを添付することをもって記載に代えることができる。

別表４（事業適応の実施に必要な資金の額及びその調達方法）

事業適応の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（単位：千円）

調達方法／費用	政府関係金融機関からの借入れ	民間金融機関等からの借入れ	自己資金	その他	合計	備考
事業適応の実施に必要な資金の額						

（注）

１．「政府関係金融機関からの借入れ」には政府関係金融機関からの借入れによる調達額を、「民間金融機関等からの借入れ」には政府関係金融機関以外の金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「政府関係金融機関からの借入れ」、「民間金融機関等からの借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載する。

２．法第 21 条の 17 第１項に基づく認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金の貸付けを受けようとする場合にあっては、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。

別表５（資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画におけるその他の事項）

資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画におけるその他の事項

（１）環境への負荷の低減に関する野心的な目標を実現するための戦略の実効性を担保するための管理体制

（２）　自社の事業活動における気候変動の重要性

（３）　環境への負荷の低減に関する野心的な目標に関する実施状況の報告方法・達成状況の検証方法

（注）

１．外部評価機関に認証を受けるに当たって、外部評価機関に対して行った説明の内容を記載すること。ただし、外部評価機関に認証を受けるに当たって作成した書類等の写しを添付することをもって記載に代えることができる。

２．公庫が当該貸付けを行う指定金融機関に対し利子補給金を支給しない場合においては、（３）の記載は要しない。

様式第十九を次のように改める。

様式第十九（第12条関係）

事業再編計画の認定申請書

年　月　日

主務大臣　名　　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

産業競争力強化法第23条第１項の規定に基づき、事業再編計画について認定を受けたいので申請します。

記

１．事業再編の目標
２．事業再編の内容
３．事業再編の実施時期
４．事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法
５．事業再編に伴う労務に関する事項
６．その他

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
１．事業再編の目標
（１）事業再編に係る事業の目標（事業再編を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載する。
（２）生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標（事業再編の実施に関する指針（平成26年財務省・経済産業省告示第１号）に規定する具体的な指標を用いる。）を記載する。
２．事業再編の内容
（１）事業再編に係る事業の内容を記載する。
①　計画の対象となる事業を明記するとともにその選定理由を記載する。
②　事業の構造の変更と分野又は方式の変更とに分けて事業再編の具体的内容を要約的に記載する。
③　②の記載中において、次の説明を記載する。
イ　当該事業再編による生産性の向上が当該事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること。
ロ　当該事業再編の属する事業分野が過剰供給構造にある場合にあっては、その解消に資するものであること。
ハ　内外の市場の状況に照らして、申請者とその営む事業と同一の事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争が確保されるものであること。
ニ　一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。
（２）事業再編を行う場所の住所を記載する。
（３）関係事業者又は外国関係法人が行う措置を含む場合には、その名称及び当該関係事業者又は当該外国関係法人が法第２条第15項の関係事業者若しくは法第28条第１項の特定関係事業者又は法第２条第16項の外国関係法人であることの説明を記載する。
（４）別表１により、事業再編を実施するための措置の内容については、事業の構造の変更及び分野又は方式の変更ごとに法第２条第17項各号に掲げる事業活動に照らして記載する。
（５）別表２により、事業再編に伴う設備投資（土地、建物及び設備（リース設備を含む。）の取得等に係る投資をいう。）の内容について、申請者である事業者及びその関係事業者又は外国関係法人ごとにそれぞれ記載する。
（６）別表３により、事業又は資産の譲受け又は譲渡に伴い不動産の譲受け又は譲渡を予定している者は、当該不動産の内容について記載する。合併、分割等により不動産の取得を予定している者についても、同様とする。
３．事業再編の実施時期
（１）事業再編の開始時期及び終了時期を年月をもって記載する。
（２）別表４により、毎事業年度の実施予定を記載する。
４．事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法
（１）必要な資金の額及び調達方法の概要を記載する。
（２）必要な資金の額及び調達方法は、別表５により記載する。
５．事業再編に伴う労務に関する事項
（１）事業再編の開始時期の従業員数（申請者である事業者及びその関係事業者又は外国関係法人ごとにそれぞれ記載する。以下（５）まで同じ。）
（２）事業再編の終了時期の従業員数
（３）事業再編に充てる予定の従業員数
（４）（３）中、新規採用される従業員数
（５）事業再編に伴い出向又は解雇される従業員数
６．その他
（１）令第12条第１号又は第２号に該当するものは、次の事項を記載する。
①　事業再編関連措置を行う事業者の国内売上高合計額その他の令第12条第１号又は第２号に該当するかどうかの基準に係る国内売上高
②　申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況
（２）令第12条第１号に該当する場合にあっては、（１）の記載事項の様式及び作成方法は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第９条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第１号）様式第４号、様式第５号又は様式第８号から様式第12号までに「公正取引委員会」を「主務大臣」とすることその他所要の調整を加えたものによる。
（３）令第12条第２号に該当する場合にあっては、（１）の記載事項は、別表６により記載する。
（４）法第28条の特例措置の適用を受ける場合にあっては、二以上の事業者が認定事業再編計画に従って事業再編のための措置を共同して行うことに関する書面による合意の内容及び事業譲渡等に係る条件の公正性を担保するために講ずる措置の内容を別表７により記載する。
（５）法第29条の特例措置の適用を受ける場合にあっては、株式の併合の内容を別表８により記載する。
（６）法第30条の特例措置の適用を受ける場合にあっては、株式の発行又は自己株式の処分及び特定株式等取得の内容を別表９により記載する。
（７）法第31条の特例措置（会社法第465条第１項の規定の適用についての特例措置を除く。）の適用を受ける場合にあっては、特定剰余金配当株式等の金融商品取引所への上場に関する日程を別表10により記載する。
（８）産業競争力強化法施行規則第12条第３項に規定する関係事業者等の事業の成長発展が見込まれる場合にあっては、要件の内容を別表11により記載する。

別表１

事業再編の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
法第２条第17項第１号の要件		
イ　合併		
ロ　会社の分割		
ハ　株式交換		
ニ　株式移転		
ホ　株式交付		
ヘ　事業又は資産の譲受け又は譲渡（外国におけるこれらに相当するものを含む。）		
ト　出資の受入れ		
チ　他の会社の株式又は持分の取得（当該他の会社が関係事業者である場合又は当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）		
リ　関係事業者の株式又は持分の譲渡（当該株式又は持分を配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、当該譲渡により当該事業者の関係事業者でなくなる場合に限る。）		
ヌ　外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得（当該外国法人が外国関係法人である場合又は当該取得により当該外国法人が外国関係法人となる場合に限る。）		
ル　外国関係法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの譲渡（当該株式若しくは持分又はこれらに類似するものを配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、当該譲渡により当該事業者の外国関係法人でなくなる場合に限る。）		
ヲ　会社又は外国法人の設立又は清算		
ワ　有限責任事業組合に対する出資		
カ　保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄		
法第２条第17項第２号の要件		
イ　新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供による生産若しくは販売に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成の変化		
ロ　商品の新たな生産の方式の導入又は設備の能率の向上による商品の生産の効率化		
ハ　商品の新たな販売の方式の導入又は役務の新たな提供の方式の導入による商品の販売又は役務の提供の効率化		
ニ　新たな原材料、部品若しくは半製品の使用又は原材料、部品若しくは半製品の新たな購入の方式の導入による商品の生産に係る費用低減		

（注）

１．事業再編計画に従って実施する措置のうち、該当する全ての措置事項について要約的に記載する。同一の措置であって複数の事項に該当する場合は、その旨を記載する。

２．実施する措置の内容については、次の事項を記載する。なお、申請の段階において未定な部分については、その旨を、その見通しを可能な限り明らかにしつつ記載すること。

（１）合併については、合併する会社（合併により新設される会社を含む。）の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに合併比率及び合併期日を記載する。

（２）会社の分割については、分割する会社（分割により新設される会社を含む。）の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに分割により発行される株式等を引き受ける者並びに分割期日を記載する。

（３）株式交換については、株式交換をする会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに株式交換比率及び株式交換期日を記載する。完全親会社となる会社及び完全子会社となる会社を明らかにすること。

（４）株式移転については、株式移転により新設する会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに株式移転比率及び株式移転期日を記載する。

（５）株式交付については、株式交付をする会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに株式交付比率及び株式交付期日を記載する。株式交付親会社となる会社及び株式交付子会社となる会社を明らかにすること。

（６）事業又は資産の譲受けについては、譲り受ける事業又は資産の内容及び価額（株式の場合は、併せてその種類及び数）並びに譲受け期日を記載する。当該事業又は資産の譲受けが財産引受に該当する場合には、その旨を記載する。

（７）事業又は資産の譲渡については、譲り渡す事業又は資産の内容及び価額（株式の場合は、併せてその種類及び数）並びに譲渡期日を記載する。当該事業又は資産の譲渡が財産引受に該当する場合には、その旨を記載する。

（８）出資の受入れについては、当該出資受入れ前の資本金の額、受入れ額、受入れの方法（新株の発行、親会社からの増資等）及び受入れ期日を記載する。当該出資の受入れが現物出資により行われる場合にはその旨を記載し、財産の内容及び価額を記載する。また、当該出資の受入れと同時に資本金、資本準備金又は利益準備金を減少する場合には、その減少額を記載し、株式の併合を伴う場合にはその併合比率を記載する。

（９）他の会社の株式又は持分の取得（当該他の会社が関係事業者である場合又は当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）については、取得する株式又は持分に係る会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金、取得する株式の総数及び取得後における当該他の会社の発行済株式に占める取得株式の割合（出資割合）、派遣する役員数及び当該他の会社の役員に占める当該事業者の派遣役員の割合並びに取得期日を記載する。

（10）関係事業者の株式又は持分の譲渡（当該株式又は持分を配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、当該譲渡により当該事業者の関係事業者でなくなる場合に限る。）については、当該関係事業者における株式保有比率（当該譲渡の前後についてそれぞれ記載する。）及び当該関係事業者の役員に占める当該事業者の派遣役員の占める割合、当該譲渡に係る株式の譲渡先並びに譲渡期日を記載する。当該株式を現物配当する場合には、その旨を記載する。

（11）外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するもの（以下この項目において「株式等」と

いう。）の取得（当該外国法人が外国関係法人である場合又は当該取得により当該外国法人が外国関係法人となる場合に限る。）については、取得する株式等に係る外国法人の名称、住所、代表者の氏名及び資本金、取得する株式等の総数及び取得後における当該外国法人の発行済株式等に占める取得株式等の割合（出資割合）、派遣する役員数及び当該外国法人の役員に占める当該事業者の派遣役員の割合並びに取得期日を記載する。

(12) 外国関係法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するもの（以下この項目において「株式等」という。）の譲渡（当該株式等を配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、当該譲渡により当該事業者の外国関係法人でなくなる場合に限る。）については、当該外国関係法人における株式等の保有比率（当該譲渡の前後についてそれぞれ記載する。）及び当該外国関係法人の役員に占める当該事業者の派遣役員の占める割合、当該譲渡に係る株式等の譲渡先並びに譲渡期日を記載する。当該株式等を現物配当する場合には、その旨を記載する。

(13) 会社又は外国法人の設立については、設立する会社又は外国法人の名称、住所、代表者の氏名及び資本金（出資者ごとに出資額を記載する。）並びに設立期日を記載する。会社の設立の場合につき、当該会社の設立において定款に現物出資又は財産引受の記載がある場合には、その旨を記載し、財産の内容及び価額を記載する。

(14) 会社又は外国法人の清算については、当該会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに清算期日を記載する。

(15) 有限責任事業組合に対する出資については、出資を行う有限責任事業組合の名称及び住所並びに出資者（組合員）の名称（法人が出資者（組合員）である場合には、当該法人の名称並びに職務執行者の当該法人における役職及び氏名）及び住所を記載する。また、金銭を出資の目的とする場合には、出資の額及び出資する期日を記載し、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、現物出資する財産の内容、財産の価額（有限責任事業組合契約に関する法律施行規則（平成17年経済産業省令第74号）第８条第１項に規定する価額をいう。）及び出資する期日を記載する。

(16) 保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄については、当該撤去する施設又は廃棄する設備を特定し、その内容、簿価及び除却費用並びに撤去又は廃棄期日をそれぞれ記載する。また、これに伴い希望退職の募集を行う場合は、その旨を記載する。

別表２

事業再編に伴う設備投資の内容

（単位：百万円）

	設備投資所要資金額	名称	数量	単価	金額	用途	設置場所
年度							
年度							
年度							
合計額							

別表３

譲受け、取得又は譲渡する不動産の内容

（土地）　（単位：㎡）

	所在地番	地目	面積	その他
1				
2				
3				

（家屋）　（単位：㎡）

	所在家屋番号	種類構造	床面積	その他
1				
2				
3				

（注）譲受け又は譲渡について、その他欄に記載する。事業又は資産の譲受け又は譲渡に伴う不動産については、その他欄にその旨を記載し、併せて事業又は資産の譲受け元名又は譲渡先名を明記する。合併、分割等により取得をする不動産についても、同様とする。

別表４

事業再編の実施時期

年度	実施内容
年度	
年度	
年度	

別表５

事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（単位：百万円）

費用＼調達先	資金の借入れ	自己資金	その他	合計	備考
所要額					

（注）

１．「資金の借入れ」には金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「資金の借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を記載する。

２．法第33条の規定の適用を受ける投資事業有限責任組合から資金を調達する場合には、当該組合の名称、並びに当該組合における外国法人の発行する株式、新株予約権若しくは指定有価証券（法第33条第１項に規定する指定有価証券をいう。）若しくは外国法人の持分又はこれらに類似するものの取得及び保有の割合について、事業再編計画の実施期間が終了し、又はその計画が取り消された時に、当該組合の総組合員の出資の総額に対する割合が100分の50未満となるための措置を「備考」に記載する。

３．社債又は資金の借入れについて法第34条の規定に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務の保証を受ける期待がある場合には、その旨を、資金の借入れについては借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。

４．産業競争力強化法施行規則第12条第４項に規定する事業再編に係る資金計画を含む場合には、「備考」に当該資金計画に係る債権放棄額の総額を記載するとともに、個々の債権者ごとに当該債権者の氏名（当該債権者が法人の場合にあっては、法人名）、債権放棄額及び債権放棄の実施時期を記載する。

別表６

１．事業再編関連措置を行う事業者の国内売上高合計額

（単位：百万円）

	甲	乙
事業再編関連措置を行う事業者の名称		
国内売上高合計額	（　年　月期現在）	（　年　月期現在）
国内売上高合計額の算出の根拠		

２．申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況

（注）
１．事業再編関連措置を行う事業者が３者以上の場合は、１．中「乙」に続けて、３者目以降の事業者を「丙」、「丁」等として記載する。
２．国内売上高合計額は、直近事業年度におけるものを記載する。
３．国内売上高合計額の算出の根拠は、企業結合集団（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第10条第２項に規定する企業結合集団をいう。）に含まれる会社のそれぞれの国内売上高、議決権保有割合（事業再編関連措置を行う事業者の属する企業結合集団に属する会社等が取得し、又は所有する当該事業者の最終親会社の子会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該子会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。）その他の国内売上高合計額の算定の根拠となる内容を記載する。
４．申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況は、事業再編関連措置に係る商品又は役務に関する事業再編関連措置を行う事業者の同業者の中において占める地位、市場占有率その他の競争の状況を把握するために参考となるべき事項及び事業再編関連措置に併せて採ることとする措置の内容を記載する。

別表７

事業再編に伴う二以上の事業者が認定事業再編計画に従って事業再編のための措置を共同して行うことに関する書面による合意の内容及び事業譲渡等に係る条件の公正性を担保するために講ずる措置の内容

①　（二以上の事業者が共同して事業再編計画の認定を受けようとする場合において、当該二以上の事業者のいずれか一の事業者及び当該事業者が発行済株式の全部を有する株式会社が特定関係事業者の総株主の議決権の三分の二以上を有している場合以外の場合のみ記載） 当該二以上の事業者が認定事業再編計画に従って事業再編のための措置を共同して行うことに関する書面による合意の内容	
②　（法第28条第１項各号若しくは第２項各号に掲げる行為又は同条第５項の株式等売渡請求（以下別表７において「事業譲渡等」という。）について特定関係事業者とその取締役との利益が相反する状況にある場合その他の不公正な条件で事業譲渡等が行われることにより特定関係事業者の株主の利益が害されるおそれがある状況にある場合のみ記載） 不公正な条件で事業譲渡等が行われることにより特定関係事業者の株主の利益が害されるおそれがある状況の内容及び事業譲渡等に係る条件の公正性を担保するために講ずる措置の内容	

（注）①には、二以上の事業者が共同して事業再編計画の認定を受けようとする場合において、当該二以上の事業者のいずれか一の事業者及び当該事業者が発行済株式の全部を有する株式会社が特定関係事業者の総株主の議決権の三分の二以上を有している場合以外の場合に、当該二以上の事業者が認定事業再編計画に従って事業再編のための措置を共同して行うことに関する書面による合意の内容を具体的に記載する。
②には、事業譲渡等について特定関係事業者とその取締役との利益が相反する状況にある場合その他の不公正な条件で事業譲渡等が行われることにより特定関係事業者の株主の利益が害されるおそれがある状況にある場合において、当該状況の内容及び事業譲渡等に係る条件の公正性を担保するために講ずる措置の内容を具体的に記載する。

別表８

事業再編に伴う法第29条第１項に規定する株式の併合の内容

①　資本金等の額の減少と同時に行う株式の併合の内容	
②　一単元の株式の数の減少又はその数の廃止の内容	

（注）①には、資本金等の額の減少と同時に行う株式の併合の内容について、併合比率及び予定の年月日を含め要約的に記載する。
②には、一単元の株式の数の減少又はその数の廃止の内容について記載することにより、株式の併合後各株主がそれぞれ有する単元の数（当該株式の併合と同時に単元株式数を廃止する場合にあっては、各株主がそれぞれ有する株式の数）が、当該株式の併合前において各株主がそれぞれ有する単元の数を下回ることがないことを明らかにすること。

別表９

事業再編に伴う法第30条第１項に規定する株式の発行又は自己株式の処分及び特定株式等取得の内容

①　（公開買付け（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第27条の２第６項に規定する公開買付けをいい、外国におけるこれに相当するものを含む。以下別表９において同じ。）の方法により特定株式等取得をする場合のみ記載） 公開買付けにおいて取得する予定の他の株式会社又は外国法人の議決権の数の下限	
②　（公開買付けの方法以外の方法により特定株式等取得をする場合のみ記載） 特定株式等取得において取得する予定の他の株式会社又は外国法人の議決権の数又はその下限	
③　①又は②の数の議決権を取得した場合の他の株式会社又は外国法人の総議決権に占める事業者が保有する当該他の株式会社又は外国法人の議決権の数の割合	
④　法第30条第１項の規定により発行することが見込まれる株式又は処分することが見込まれる自己株式の数	

⑤　法第30条第１項の規定による株式の発行又は自己株式の処分の結果として同項の子会社が保有することとなる事業者の株式の数	

（注）

１．①には、公開買付けの方法により特定株式等取得をする場合に、金融商品取引法第27条の13第４項第１号に規定する条件（外国における公開買付けの方法に相当するものにあっては、これに相当するもの）を付そうとする場合における当該条件に含まれる他の株式会社の株式に係る議決権又は外国法人の株式若しくは持分若しくはこれらに類似するものに係る議決権のうち、外国における新株予約権若しくは新株予約権付社債又はこれらに類似するものに係る議決権を除いた数を記載すること。

２．②には、公開買付けの方法以外の方法により特定株式等取得をする場合に、特定株式等取得において取得する予定の他の株式会社又は外国法人の議決権の数又はその下限を記載すること。

３．公開買付けの方法により特定株式等取得をする場合（当該特定株式等取得に係る他の株式会社又は外国法人が事業者の関係事業者又は外国関係法人でない場合に限る。）において、議決権保有割合が100分の40に満たない事業者にあっては、公開買付けにおいて、議決権保有割合が100分の40以上となるように金融商品取引法第27条の13第４項第１号に規定する条件（外国における公開買付けの方法に相当するものにあっては、これに相当するもの）を付す旨を③に記載すること。

４．公開買付けの方法以外の方法により特定株式等取得をする場合（当該特定株式等取得に係る他の株式会社又は外国法人が事業者の関係事業者又は外国関係法人でない場合に限る。）において、議決権保有割合が100分の40に満たない事業者にあっては、議決権保有割合が100分の40以上となるように講ずる措置の内容を③に記載すること。

５．⑤は、特定株式等取得に際して子会社が交付する事業者の株式の数を超えない数に限られる。

別表10

事業再編に伴う特定剰余金配当株式等の金融商品取引所への上場に関する日程

①　特定剰余金配当株式等の金融商品取引所への上場に関する日程	
②　事業者の株主が特定剰余金配当により交付を受ける特定剰余金配当株式等の売却をすることが困難でない理由	

（注）①には、金融商品取引所の名称及び上場予定日その他の特定剰余金配当株式等の金融商品取引所への上場に関する日程を記載する。また、特定剰余金配当に係る会社法第454条第１項の規定による決定に係る株主総会又は取締役会の決議において金融商品取引所が特定剰余金配当株式等をその売買のため上場することを承認したことを当該特定剰余金配当がその効力を生ずることの条件とする場合にあってはその旨、当該場合以外の場合にあってはその旨及びその理由も記載する。

別表11

関係事業者等の事業の成長発展の見込みの内容

①　主要な事業における事業活動が新事業活動であること		
②　①の事業が主要な事業であること		
③　①の事業の今後の取組の方向性		
④	（１）　関係事業者等から当該関係事業者等の特定役員に対して、新株予約権が付与され、又は付与される見込みであること	
	（２）　関係事業者等の主要な事業を開始した日から法第23条第１項の認定の申請の日までの期間が10年を超えないこと	
	（３）　関係事業者等の主要な事業の成長発展が見込まれるものであることにつき、金融商品取引業者が確認したこと	

（注）

１．①には、主要な事業における事業活動の具体的な内容並びに開始した時期及びその背景を記載するとともに、何と比較して、どの程度、どのような新規性があるかを具体的に記載する。

２．②には、対象事業に属する収入金額若しくは損益の状況、従業員の数又は固定資産の状況等を総合的に勘案して、定量的に記載する。

３．③には、事業再編実施後の取組の方向性及び成長発展の見込みを具体的に記載する。

４．産業競争力強化法施行規則第12条第３項に規定するいずれかの書類の添付に加え、④（１）から（３）までのいずれかの欄に、次の事項を記載する。

（１）には、新株予約権を付与する関係事業者等の特定役員の氏名を記載する。

（２）には、関係事業者等の主要な事業を開始した日から申請の日までの期間を年をもって記載する。

（３）には、確認した金融商品取引業者の名称を記載する。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

３　この命令の施行の日前に金融商品取引法等の一部を改正する法律（以下この項において「改正法」という。）第一条の規定による改正前の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条の四の七第一項又は第二項の規定により提出された四半期報告書（同条第一項に規定する四半期報告書をいう。以下この項において同じ。）及び改正法附則第二条第一項の規定により同日以後に提出された四半期報告書に係るこの命令による改正後の産業競争力強化法施行規則第二十六条の規定の適用については、なお従前の例による。

○内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十七条第一項及び第十八条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、経営力向上に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

経営力向上に関する命令の一部を改正する命令

経営力向上に関する命令（平成二十八年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（経営力向上計画の認定の申請） **第二条**　［略］ 2　前項の特定事業者等は、法第二条第十項に規定する事業承継等（同項第九号に掲げるものを除く。）のうち、中小企業等の経営強化に関する基本方針（令和三年厚生労働省、経済産業省告示第一号）第４の２の二のロ⑴①に掲げる取組を行う場合であって、同項第七号に掲げる事業又は資産（土地及び家屋に限る。次条第二項において同じ。）の譲受けを行う旨を前項の申請書に記載する場合においては、同項の申請書を、当該事業を行う事務所又は当該資産が所在する都道府県（次項並びに次条第二項及び第三項において単に「都道府県」という。）を経由して、主務大臣に提出しなければならない。 3　第一項の特定事業者等が前項の申請書を提出する場合においては、同項の申請書の写しを都道府県に提出しなければならない。この場合において、都道府県は意見を付して、主務大臣に送付することができる。 4　第一項の特定事業者等が法第二条第十項に規定する事業承継等を行う旨を第一項の申請書に記載する場合においては、同項の申請書には、当該事業承継等の内容（他の事業者の代表者の状況に関するものを含む。次条第四項第二号において同じ。）及び当該事業承継等に係る合意を証する書類を添付しなければならない。 5　第一項の特定事業者等が経営力向上設備等を取得する場合においては、同項の申請書には、中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）第十六条に規定する要件に該当することを証する書類を添付しなければならない。 6　第一項の特定事業者等が法第十七条第四項第一号に規定する特定許認可等（以下「特定許認可等」という。）に基づく被承継等特定事業者等の地位を記載する場合においては、第一項の申請書には、当該被承継等特定事業者等が当該地位を有することを証する書類を添付しなければならない。	（経営力向上計画の認定の申請） **第二条**　［略］ 2　法第十七条第一項の規定により経営力向上計画に係る認定を受けようとする特定事業者等は、法第二条第十項に規定する事業承継等（同項第九号に掲げるものを除く。）のうち、中小企業等の経営強化に関する基本方針（令和三年厚生労働省、経済産業省告示第一号）第４の２の二のロ⑴①に掲げる取組を行う場合であって、同項第七号に掲げる事業又は資産（土地及び家屋に限る。次条第二項において同じ。）の譲受けを行う旨を第一項の申請書に記載するときは、前項の規定は適用しない。この場合には、様式第二による申請書を、当該事業を行う事務所又は当該資産が所在する都道府県（次項並びに次条第二項及び第三項において単に「都道府県」という。）を経由して、主務大臣に提出しなければならない。 3　前項の特定事業者等は、前項の申請書の写しを都道府県に提出しなければならない。この場合において、都道府県は意見を付して、主務大臣に送付することができる。 4　第一項又は第二項の特定事業者等が法第二条第十項に規定する事業承継等を行う旨を記載する場合においては、第一項又は第二項の申請書には、当該事業承継等の内容（他の事業者の代表者の状況に関するものを含む。次条第四項第二号において同じ。）及び当該事業承継等に係る合意を証する書類を添付しなければならない。 5　第一項又は第二項の特定事業者等が経営力向上設備等を取得する場合においては、第一項又は第二項の申請書には、中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）第十六条に規定する要件に該当することを証する書類を添付しなければならない。 6　第一項又は第二項の特定事業者等が法第十七条第四項第一号に規定する特定許認可等（以下「特定許認可等」という。）に基づく被承継等特定事業者等の地位を記載する場合においては、第一項又は第二項の申請書には、当該被承継等特定事業者等が当該地位を有することを証する書類を添付しなければならない。

7　第一項の特定事業者等が中小企業等経営強化法施行規則第十七条に規定する要件を備える者であることを記載する場合においては、同項の申請書には、当該特定事業者等が当該要件を備えることを証する書類を添付しなければならない。

8　主務大臣は、第一項の申請書及び第四項から前項までの書類のほか、事業分野別指針に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

9　［略］

（経営力向上計画の変更に係る認定の申請）

第三条　法第十八条第一項の規定により経営力向上計画の変更に係る認定を受けようとする特定事業者等は、様式第二による申請書を主務大臣に提出しなければならない。

2　前項の特定事業者等は、前条第二項の事業又は資産の譲受けの内容に変更がある旨を記載する場合においては、前項の申請書を、都道府県を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

3　第一項の特定事業者等が前項の申請書を提出する場合においては、同項の申請書の写しを都道府県に提出しなければならない。この場合において、都道府県は意見を付して、主務大臣に送付することができる。

4　第一項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一～四　［略］

7　第一項又は第二項の特定事業者等が中小企業等経営強化法施行規則第十七条に規定する要件を備える者であることを記載する場合においては、第一項又は第二項の申請書には、当該特定事業者等が当該要件を備えることを証する書類を添付しなければならない。

8　主務大臣は、第一項又は第二項の申請書及び第四項、第五項、第六項又は前項の書類のほか、事業分野別指針に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

9　［略］

（経営力向上計画の変更に係る認定の申請）

第三条　法第十八条第一項の規定により経営力向上計画の変更に係る認定を受けようとする特定事業者等は、様式第三による申請書を主務大臣に提出しなければならない。

2　法第十八条第一項の規定により経営力向上計画の変更に係る認定を受けようとする特定事業者等は、前条第二項の事業又は資産の譲受けの内容に変更がある旨を記載する場合にあっては、様式第三による申請書を、都道府県を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

3　前項の特定事業者等は、前項の申請書の写しを都道府県に提出しなければならない。この場合において、都道府県は意見を付して、主務大臣に送付することができる。

4　第一項又は第二項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一～四　［略］

（事業承継等の報告及び行政庁への通知）

第四条　法第二十七条第二項の規定による報告は、様式第三に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一～四　［略］

2　［略］

（事業承継等事前調査の報告）

第五条　特定事業者等は、法第十七条第一項の認定に係る経営力向上計画（法第十八条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下この条において「認定経営力向上計画」という。）に、法第十七条第四項第二号に規定する事業承継等事前調査（次項において単に「事業承継等事前調査」という。）に関する事項を記載した場合であって、認定経営力向上計画に従って事業承継等（法第二条第十項第八号に掲げる措置に限る。次項において同じ。）を行ったときは、遅滞なく、様式第四による報告書に、次に掲げる書類を添付して主務大臣に提出しなければならない。

一～三　［略］

2　［略］

（事業承継等の報告及び行政庁への通知）

第四条　法第二十七条第二項の規定による報告は、様式第四に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一～四　［略］

2　［略］

（事業承継等事前調査の報告）

第五条　特定事業者等は、法第十七条第一項の認定に係る経営力向上計画（法第十八条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下この条において「認定経営力向上計画」という。）に、法第十七条第四項第二号に規定する事業承継等事前調査（次項において単に「事業承継等事前調査」という。）に関する事項を記載した場合であって、認定経営力向上計画に従って事業承継等（法第二条第十項第八号に掲げる措置に限る。次項において同じ。）を行ったときは、遅滞なく、様式第五による報告書に、次に掲げる書類を添付して主務大臣に提出しなければならない。

一～三　［略］

2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

様式第一から様式第四までを次のように改める。

様式第１

経営力向上計画に係る認定申請書

年　　月　　日

主務大臣名　殿

住　　所

名 称 及 び
代表者の氏名

中小企業等経営強化法第17条第１項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

申請者は以下の要領に従って、経営力向上計画の必要事項を記載し、中小企業等経営強化法第17条第６項の認定要件を満たすことを示すこと。

申請者名は、共同で経営力向上計画を実施する場合においては、当該計画の代表事業者の名称及びその代表者の氏名を記載し、代表事業者以外の経営力向上計画参加事業者については、申請書の余白に事業者名を記載すること。

１　名称等

正確に記載すること。

ただし、法人番号については、個人事業主や民法上の組合等、法人番号が指定されていない者は、記載不要とする。

２　事業分野と事業分野別指針名

「事業分野」の欄には、経営力向上計画に係る事業の属する事業分野について、日本標準産業分類の中分類及び細分類を記載すること。

「事業分野別指針名」の欄は、経営力向上計画に係る事業の属する事業分野において、事業分野別指針が定められていない場合には、記載不要とする。

３　実施時期

３年以上５年以内として定めること。

４　現状認識

①　自社の事業概要

自社の事業の内容について、概要を記載すること。

②　自社の商品・サービスが対象とする顧客・市場の動向、競合の動向

自社の商品・サービスについて、顧客の数やリピート率、主力取引先企業の推移、市場の規模やシェア、競合他社との比較等について分析し、自社の強み及び弱みを記載すること。

③　自社の経営状況

自社の財務状況について、売上高増加率、営業利益率、労働生産性、ＥＢＩＴＤＡ有利子負債倍率、営業運転資本回転期間、自己資本比率その他の財務情報の数値を記載し、これらの数値を参考に分析し、改善すべき項目等について記載すること。

④　経営課題

上記①～③を踏まえて自社の経営課題を整理し、記載すること。

５　経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標

「指標の種類」の欄には、事業分野別指針で定められた指標がある場合は、当該指標を記載することとし、定められていない場合は、労働生産性を記載すること。

労働生産性は、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間）で除したものを用いること。

なお、計画期間が終了した時点での労働生産性の値は正とすること。

６　経営力向上の内容

（１）「（１）現に有する経営資源を利用する取組」「（２）他の事業者から取得した又は提供された経営資源を利用する取組」の欄は、それぞれ該当する取組の有無について「○」で囲むこと。

（２）「（３）具体的な実施事項」の欄は、「４　現状認識」等に記載した内容を踏まえ、経営課題の解決に資することを明確化し、具体的に記載すること。

（３）「（３）具体的な実施事項」の欄のうち、「実施期間」の欄は、「実施事項」の欄に記載した内容を踏まえて具体的に記載すること。

（４）経営力向上計画に係る事業の属する事業分野において事業分野別指針が定められている場合には、各実施事項について、当該事業分野別指針の該当箇所を記載すること。

（５）「事業承継等の種類」の欄には、事業承継等の種類について、中小企業等経営強化法第２条第10項各号に掲げる措置のうち該当するものについて記載すること。

（６）実施事項が新事業活動に該当する場合は、「新事業活動への該非」の欄に「○」を記載すること。なお、新事業活動とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいう。

（７）項目数が足りない場合は、列を追加すること。

（８）実施期間終了時に、記載された実施事項の実施状況及び目標の達成状況の報告を求める場合がある。

７　経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

（１）経営力向上計画の実施に当たって必要な資金の額及びその使途・用途を記載すること。

（２）「実施事項」の欄には、「６　経営力向上の内容」の実施事項ア、イ、ウ等との対応関係を記載すること。

（３）同一の使途・用途であっても、複数の資金調達方法により資金を調達する場合には、資金調達方法ごとに項目を分けて記載すること。

（４）「資金調達方法」の欄には、自己資金、融資、補助金その他の資金の調達方法を記載すること。

（５）中小企業等経営強化法第22条第６項に規定する保証を受けようとする場合には、中小企業等経営強化法施行規則第17条に規定する要件に該当することを証する書類を添付し、「純資産の合計額」及び「ＥＢＩＴＤＡ有利子負債倍率」の欄に数値を記載するとともに、「証明書等」の欄に、当該書類の名称又は当該要件に対応する書類であることを特定する情報を記載すること。

（６）項目数が足りない場合は、列を追加すること。

８　経営力向上設備等の種類

（１）経営力向上計画に基づき経営力向上設備等を取得する場合に記載すること。

（２）「実施事項」の欄には、「６　経営力向上の内容」の実施事項ア、イ、ウ等との対応関係を記載すること。

（３）「利用を想定している支援措置」の欄には、申請段階において利用を想定している支援措置について記載すること。

（４）「所在地」の欄には、当該設備等が所在する場所を都道府県名及び市町村（特別区を含む。）名により記載すること。

（５）「設備等の種類」の欄には、機械及び装置、器具及び備品、工具、建物附属設備並びにソフトウエア等の減価償却資産の種類を記載すること。

（６）経営力向上設備等を取得する場合には、中小企業等経営強化法施行規則第16条に規定する要件に該当することを証する書類を添付し、「証明書等の文書番号等」の欄に、当該書類の名称又は文書番号等当該設備等に対応する書類であることを特定する情報を記載すること。

（７）「設備等の種類別小計」の欄には、減価償却資産の種類ごとの小計値を記載すること。

（８）項目数が足りない場合は、列を追加すること。

９　特定許認可等に基づく被承継等特定事業者等の地位

（１）特定許認可等に基づく被承継等特定事業者等の地位であって、承継等特定事業者等が承継しようとするものがある場合には、当該特定許認可等に基づく地位を記載すること。

（２）項目数が足りない場合は、列を追加すること。

10　事業承継等事前調査に関する事項

（１）「事業承継等事前調査の種類」の欄には、法務、財務・税務等の調査の種類を記載すること。

（２）「実施主体」の欄には、実施する予定の事業承継等事前調査について、当該調査を実施する者の所属及び氏名を記載すること。

（３）「実施内容」の欄には、事業承継等事前調査の内容について記載し、当該調査の内容を補足する書類を添付すること。

（４）項目数が足りない場合は、列を追加すること。

11　事業又は資産の譲受けにより取得する不動産の内容

（１）事業又は資産の譲受けに伴い取得する不動産については、「事業又は資産の譲受け元名」の欄にその旨を記載し、併せて事業又は資産の譲受け元名を明記する。

（２）項目数が足りない場合は、列を追加すること。

（別紙）

経営力向上計画

１　名称等

事業者の氏名又は名称　＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者の役職名及び氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

資本金又は出資の額　＿＿＿＿＿＿　常時使用する従業員の数　＿＿＿＿＿＿

法人番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　設立年月日　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　事業分野と事業分野別指針名

事業分野（　　）　事業分野別指針名（　　）

３　実施時期

年　　月～　　年　　月

４　現状認識

①	自社の事業概要	
②	自社の商品・サービスが対象とする顧客・市場の動向、競合の動向	
③	自社の経営状況	ローカルベンチマークの算出結果
④	経営課題	

（現状値）

指標	算出結果	評点
①売上高増加率	%	
②営業利益率	%	
③労働生産性	（千円）	
④ＥＢＩＴＤＡ有利子負債倍率	（倍）	
⑤営業運転資本回転期間	（ヶ月）	
⑥自己資本比率	%	

（計画終了時目標値）

指標	算出結果	評点
①売上高増加率	%	
②営業利益率	%	
③労働生産性	（千円）	
④ＥＢＩＴＤＡ有利子負債倍率	（倍）	
⑤営業運転資本回転期間	（ヶ月）	
⑥自己資本比率	%	

５　経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標

※労働生産性を用いる場合は、「Ｂ計画終了時の目標」は正の値とすること。

指標の種類	Ａ現状（数値）	Ｂ計画終了時の目標（数値）	伸び率（（Ｂ－Ａ）／Ａ）（%）

６　経営力向上の内容

（１）現に有する経営資源を利用する取組　　有　・　無

（２）他の事業者から取得した又は提供された経営資源を利用する取組　　有　・　無

（３）具体的な実施事項

	事業分野別指針の該当箇所	事業承継等の種類	実施事項（具体的な取組を記載）	実施期間	新事業活動への該非（該当する場合は○）
ア					
イ					
ウ					

７　経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

（１）具体的な資金の額及びその調達方法

実施事項	使途・用途	資金調達方法	金額（千円）

※７（２）以降の項目は、希望する支援措置に応じて記載。

（２）純資産の額が零を超えること

純資産の合計額	証明書等

（３）ＥＢＩＴＤＡ有利子負債倍率が15倍以内であること

ＥＢＩＴＤＡ有利子負債倍率	証明書等

８　経営力向上設備等の種類

	実施事項	取得年月	利用を想定している支援措置	設備等の名称／型式	所在地
1					
2					
3					

	設備等の種類	単価（千円）	数量	金額（千円）	証明書等の文書番号等
1					
2					
3					

	設備等の種類	数量	金額（千円）
設備等の種類別小計			
合計			

９　特定許認可等に基づく被承継等特定事業者等の地位

10　事業承継等事前調査に関する事項

事業承継等事前調査の種類	実施主体	実施内容

11　事業又は資産の譲受けにより取得する不動産の内容

（土地）

	実施事項	所在地番	地目	面積（㎡）	事業又は資産の譲受け元名
1					
2					
3					

（家屋）

	実施事項	所在家屋番号	種類構造	床面積（㎡）	事業又は資産の譲受け元名
1					
2					
3					

様式第２

認定経営力向上計画の変更に係る認定申請書

年　　月　　日

主務大臣名　殿

住　　所
名 称 及 び
代表者の氏名

年　月　日付けで認定を受けた経営力向上計画について下記のとおり変更したいので、中小企業等経営強化法第18条第１項の規定に基づき認定を申請します。

記

１　変更事項
２　変更事項の内容

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
（記載要領）
変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。

様式第３

認定経営力向上計画に係る事業の承継報告書（及び事業承継等事前調査報告書）

年　　月　　日

主務大臣名　殿

住　　所
名 称 及 び
代表者の氏名

年　　月　　日付けで認定を受けた経営力向上計画に従って事業を承継したことを、中小企業等経営強化法第27条第２項の規定に基づき報告します。

記

・実施した経営力向上の内容
・（事業承継等事前調査を実施した場合、）実施した事業承継等事前調査の内容
（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
（記載要領）
実施した経営力向上の内容については、事業承継等の概要及びその実施時期を記載する。
実施した事業承継等事前調査の内容については、当該調査の内容について記載し、調査の内容を補足する書類を添付する。

様式第４

認定経営力向上計画に係る事業の承継及び事業承継等事前調査報告書

年　　月　　日

主務大臣名　殿

住　　所
名称及び
代表者の氏名

年　　月　　日付けで認定を受けた経営力向上計画に従って事業を承継したこと及び事業承継等事前調査を実施したことを、経営力向上に関する命令第５条第１項の規定に基づき報告します。

記

・実施した経営力向上の内容
・実施した事業承継等事前調査の内容
・表明保証保険契約（他の会社の株式又は持分の取得に基因し、又は関連して生ずる損害を填補する保険に係る契約）の締結（□有／□無）
（当該契約を締結している場合）
・支払限度額（当該契約に係る支払保険金の上限）は５億円以下である（□）

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
（記載要領）
実施した経営力向上の内容については、事業承継等の概要及びその実施時期を記載する。
実施した事業承継等事前調査の内容については、当該調査の内容について記載し、調査の内容を補足する書類を添付する。
表明保証保険契約の締結については、締結の有無について記載し、締結をしている場合には、支払限度額（当該契約に係る支払保険金の上限）を証する書類を添付する。

様式第五を削る。

附　則

（施行期日）
第一条　この命令は、令和六年四月一日から施行する。
（経過措置）
第二条　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。
２　この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第八条第一項及び第十三条の規定に基づき、社外高度人材活用新事業分野開拓に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　伊藤信太郎

社外高度人材活用新事業分野開拓に関する命令の一部を改正する命令

社外高度人材活用新事業分野開拓に関する命令（令和元年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（社外高度人材活用新事業分野開拓計画の認定の申請） **第一条**　［略］ ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一　当該新規中小企業者等の社外高度人材活用新事業分野開拓計画において活用する社外高度人材に対する業務の委託に関する契約（以下この号及び第五条第五号において「業務委託契約」という。）の契約書の写し（申請時に業務委託契約が締結されていない場合には、当該社外高度人材活用新事業分野開拓計画の開始の日より前に締結する予定の業務委託契約の契約書案の写し）	（社外高度人材活用新事業分野開拓計画の認定の申請） **第一条**　［略］ ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一　当該新規中小企業者等の社外高度人材活用新事業分野開拓計画において活用する社外高度人材に対する業務の委託に関する契約（以下この号及び第五条第六号において「業務委託契約」という。）の契約書の写し（申請時に業務委託契約が締結されていない場合には、当該社外高度人材活用新事業分野開拓計画の開始の日より前に締結する予定の業務委託契約の契約書案の写し）

二　当該社外高度人材が中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）第四条に規定する要件に該当する者であることを証する書類	二　当該社外高度人材が中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号。第五条第五号において「施行規則」という。）第四条に規定する要件に該当する者であることを証する書類
三　［略］	三　［略］
3　［略］	3　［略］
（資本金の額その他の事項について主務省令で定める要件）	（資本金の額その他の事項について主務省令で定める要件）
第五条　法第十三条の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。	**第五条**　法第十三条の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。
一～四　［略］	一～四　［略］
［削る］	五　新事業活動に係る投資及び指導を新規中小企業者等に対して行うことを業とする者として施行規則第三条に規定する要件に該当する者が当該新規中小企業者等の株式を最初に取得する時において、資本金の額が五億円未満かつ常時使用する従業員の数が九百人以下の会社であること。
五　社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従って、十年以上継続する業務委託契約に基づき、当該社外高度人材活用新事業分野開拓計画全体の実施期間（次号及び第七号において「計画期間」という。）において社外高度人材を日本国内のみにおいて引き続き十年以上活用する会社であること。	六　社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従って、十年以上継続する業務委託契約に基づき、当該社外高度人材活用新事業分野開拓計画全体の実施期間（次号及び第八号において「計画期間」という。）において社外高度人材を日本国内のみにおいて引き続き十年以上活用する会社であること。
六～八　［略］	七～九　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

様式第一を次のように改める。

様式第一

社外高度人材活用新事業分野開拓計画に係る認定申請書

年　月　日

主務大臣名　殿

住　所
氏名又は名称及び
代表者の氏名

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第８条第１項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
申請者は、以下の要領に従って、社外高度人材活用新事業分野開拓計画の必要事項を記載し、法第８条第３項各号に掲げる認定要件を満たすことを示すこと。

１　名称等

正確に記載すること。

ただし、法人番号については、個人事業主等で法人番号が指定されていない者は、記載不要とする。

なお、「高度情報処理業務に従事する常時使用する従業員の数」は、中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号。以下「施行規則」という。）第２条第１項に規定する業務に従事する常時使用する従業員の数とし、「ベンチャーキャピタル等」は、施行規則第３条に規定する要件に該当する者とする。

また、第５条第１号に掲げる要件に該当する場合は「大規模法人グループに所属していない」に、同条第２号に掲げる要件に該当する場合は「上場企業でない」に、同条第３号に掲げる要件に該当する場合は「風俗営業を行っていない」に、同条第４号に掲げる要件に該当する場合は「暴力団による支配を受けていない」にそれぞれチェックすること。

２　社外高度人材活用新事業分野開拓の内容及び目標

「事業名」には当該計画の内容が分かりやすい名称を記載すること。「社外高度人材活用新事業分野開拓の内容」については、「新事業活動の類型」に則して、具体的に記載すること。

「社外高度人材活用新事業分野開拓の目標」については、開拓する新たな事業分野について、需要の開拓がなされる計画であることを示すこと。その際、市場のニーズ、市場の規模、競合する事業者・事業分野等との比較・相違点、需要の開拓の規模、事業として成り立つ蓋然性（具体的な販売計画等）を含むこと。

3　実施時期

当該計画の計画期間を２年以上とし、計画の開始と終了の年月日を記載すること。また、当該計画に従い業務委託契約に基づいて当該社外高度人材を活用する時期（別紙において「活用期間」という。）を当該計画期間の中で２年以上として定め、活用の開始と終了の年月日を記載すること。

なお、当該計画に従って社外高度人材に法第 13 条の新株予約権を付与する場合、当該計画期間は、同条の新株予約権の全ての行使の日まで継続する期間とすること。

4　社外高度人材活用新事業分野開拓において活用する社外高度人材の有する知識又は技能の内容及びその活用の態様

（１）　施行規則の該当箇所（専門性）

施行規則第４条に規定される、新事業活動に有用な高度な知識又は技能の該当箇所を記載すること。

（２）　基本方針の該当箇所（貢献内容）

基本方針に規定される、当該社外高度人材活用新事業分野開拓において活用される社外高度人材の有すべき知識又は技能の内容の該当箇所をチェックすること。

（３）　（１）・（２）の関連性

（１）・（２）に記載した内容の関連性を記載すること。

（４）　その他の社外高度人材の活用の態様に関する事項

第５条第５号に掲げる要件に該当する場合は「当該計画において、当該社外高度人材を日本国内のみにおいて２年以上活用する」に、同条第８号に掲げる要件に該当する場合は「当該計画の計画期間の開始の日から当該計画に従って付与される新株予約権の行使の日まで、当該社外高度人材が引き続き日本国内の居住者である」にそれぞれチェックをすること。

5　当該社外高度人材にその有する知識又は技能の提供に対する報酬として当該新規中小企業者等の新株予約権を与える場合にあっては、当該報酬の内容

当該計画に従って付与される新株予約権の付与決議及び付与を計画期間において行う場合、当該計画に従って付与される新株予約権が当該計画に定められる業務の対価である場合、計画期間が当該計画に従って付与する新株予約権の全ての行使の日まで継続することとされている場合及び当該計画に従って付与する新株予約権について、法第 13 条の規定による課税の特例の適用を希望する場合、該当する欄にそれぞれチェックすること。

6　社外高度人材活用新事業分野開拓を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

（１）　社外高度人材活用新事業分野開拓計画の実施に当たって必要な資金の額及びその使途・用途を記載すること。

（２）　「使途・用途」の欄には、資金の具体的な使途・用途を記載すること。また、同一の使途・用途であっても、複数の資金調達方法により資金を調達する場合には、資金調達方法ごとに項目を分けて記載すること。

（３）　「資金調達方法」の欄には、自己資金、融資、補助金その他の資金の調達方法を記載すること。

（別紙）

1　名称等

事業者の氏名又は名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者の役職名及び氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

法人番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　設立年月日 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

資本金又は出資の額 ＿＿＿＿＿＿＿＿　常時使用する従業員の数（A） ＿＿＿＿＿＿＿＿

高度情報処理業務に従事する常時使用する従業員の数（B） ＿＿＿＿＿＿＿＿

BのAに対する割合（B／A） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

投資及び指導を受けているベンチャーキャピタル等の名称

名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

その他の事項について、該当する場合はチェック

□ 大規模法人グループに所属していない　□ 上場企業でない　□ 風俗営業を行っていない

□ 暴力団による支配を受けていない

2　社外高度人材活用新事業分野開拓の内容及び目標

事業名
新事業活動の類型
計画の対象となる類型全てに丸印を付ける。 ①新商品の開発又は生産 ②新役務の開発又は提供 ③商品の新たな生産又は販売の方式の導入 ④役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動
社外高度人材活用新事業分野開拓の内容
①新事業活動の内容 ②活用する社外高度人材の氏名 ③新事業活動における社外高度人材の活用方法
社外高度人材活用新事業分野開拓の目標

3　実施時期

（計画期間）　年　月　日～　年　月　日

（活用期間）　年　月　日～　年　月　日

4　社外高度人材活用新事業分野開拓において活用する社外高度人材の有する知識又は技能の内容及びその活用の態様

（１）施行規則の該当箇所（専門性）
（２）基本方針の該当箇所（貢献内容）
□ 製品・サービスの開発に貢献すること □ 事業拡大や販路拡大に貢献すること □ 会社成長期の組織拡大に伴うガバナンス体制構築等に貢献すること
（３）（１）・（２）の関連性
（４）その他の社外高度人材の活用の態様に関する事項
□ 当該計画において、当該社外高度人材を日本国内のみにおいて２年以上活用する □ 当該計画の計画期間の開始の日から当該計画に従って付与される新株予約権の行使の日まで、当該社外高度人材が引き続き日本国内の居住者である

5　当該社外高度人材にその有する知識又は技能の提供に対する報酬として当該新規中小企業者等の新株予約権を与える場合にあっては、当該報酬の内容

□ 当該計画に従って付与する新株予約権の付与決議及び付与は計画期間において行う

□ 当該計画に従って付与する新株予約権は当該計画に定められる業務の対価である

□ 計画期間が当該計画に従って付与する新株予約権の全ての行使の日まで継続することとされている

□ 当該計画に従って付与する新株予約権について、法第13条の規定による課税の特例の適用を希望する

6　社外高度人材活用新事業分野開拓を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

使途・用途	資金調達方法	金額（千円）	備考

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた中小企業等経営強化法（以下「法」という。）第八条第一項の認定の申請又は法第九条第一項の変更の認定の申請であって、この命令の施行の際認定をするかどうかの処分がされていないものについては、なお従前の例による。

2　施行日前にされた法第八条第一項の認定の申請に係る社外高度人材活用新事業分野開拓計画（同項に規定する社外高度人材活用新事業分野開拓計画をいう。）に係る法第九条第一項の変更の認定の申請に係る処分については、なお従前の例による。

復興庁令

○**復興庁令第二号**

所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）の施行に伴い、東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する庁令

東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「第十九条」を「第十六条」に改める。

第十七条から第十九条までを次のように改める。

第十七条から第十九条まで　削除

別記様式第五の一から別記様式第七の十四までを次のように改める。

別記様式第五の一から別記様式第七の十四まで　削除

附　則

この庁令は、令和六年四月一日から施行する。

省　令

○**総務省令第三十五号**

奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第三十八条、総合保養地域整備法（昭和六十二年法律第七十一号）第九条、地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の六、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二十四条及び東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十三条の規定に基づき、奄美群島振興開発特別措置法第三十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日

総務大臣　松本　剛明

奄美群島振興開発特別措置法第三十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令

（奄美群島振興開発特別措置法第三十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正）

第一条　奄美群島振興開発特別措置法第三十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成十一年自治省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第三十八条に規定する総務省令で定める場合）	（法第三十八条に規定する総務省令で定める場合）
第一条　奄美群島振興開発特別措置法（以下「法」という。）第三十八条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。	**第一条**　奄美群島振興開発特別措置法（以下「法」という。）第三十八条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。
一　事業税　次のイ又はロに掲げる事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合	一　事業税　次のイ又はロに掲げる事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合
イ　法第十四条第一項に規定する認定産業振興促進計画に記載された法第十一条第二項第四号に掲げる計画期間（以下「計画期間」という。）の初日（その日が平成二十七年四月一日前である場合には、同日。以下同じ。）から令和六年三月三十一日までの間（当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該計画期間とし、同日前に法第十六条第一項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る法第十四条第一項に規定する認定を取り消された場合には当該計画期間の初日からその取り消された日までの期間とする。）に、所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）第十三条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十二条第四項の表の第四号又は第四十五条第三項の表の第四号の規定の適用を受ける法第三十八条第一号イからホまでに掲げる事業の用に供する施設又は設備（租税特別措置法第十二条第四項の表の第一号の上欄又は第四十五条第三項の表の第一号の上欄に掲げる地区（以下「過疎地区」という。）内において営む	イ　法第十四条第一項に規定する認定産業振興促進計画に記載された法第十一条第二項第四号に掲げる計画期間（以下「計画期間」という。）の初日（その日が平成二十七年四月一日前である場合には、同日。以下同じ。）から令和六年三月三十一日までの間（当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該計画期間とし、同日前に法第十六条第一項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る法第十四条第一項に規定する認定を取り消された場合には当該計画期間の初日からその取り消された日までの期間とする。）に、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十二条第四項の表の第四号又は第四十五条第三項の表の第四号の規定の適用を受ける法第三十八条第一号イからホまでに掲げる事業の用に供する施設又は設備（同法第十二条第四項の表の第一号の上欄又は第四十五条第三項の表の第一号の上欄に掲げる地区（以下「過疎地区」という。）内において営む当該事業の用に供する施設又は設備を除く。）であって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に

当該事業の用に供する施設又は設備を除く。）であって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下「特別償却設備設置者」という。）について、鹿児島県が、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（鹿児島県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税

(1)・(2)　略

［ロ　略］

［ハ・ニ　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（総合保養地域整備法第九条の地方公共団体等を定める省令の一部改正）

第二条　総合保養地域整備法第九条の地方公共団体等を定める省令（昭和六十二年自治省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第九条に規定する総務省令で定める特定民間施設） **第二条**　［略］ ２　対象施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める施設とする。 一　法第二条第一項第一号に掲げる施設　次に定める施設 ［イ～ソ　略］ ツ　遊漁船等利用施設（スポーツ又はレクリエーションの用に供する遊漁船（遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第二項に規定する船舶をいう。）その他の船舶を係留する係留施設及びこれらの船舶の利便に供する漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条第一号イ若しくはハ又は第二号イ、ロ、ホ、トからヌまで若しくはカに掲げる施設（陸上船舶保管施設、係留施設その他の施設で船舶を長期に保管する者が専ら利用するものを除くものとし、第二号イに掲げる施設にあつては駐車場に限るものとし、同号トに掲げる施設にあつては荷役機械、製氷、冷凍及び冷蔵施設に限るものとし、同号リに掲げる施設にあつては宿泊所を除くものとし、同号カに掲げる施設にあつては広場、植栽及び休憩所に限るものとする。）により構成される施設をいい、同法第六条第一項から第四項までの規定に基づき指定された漁港の区域内において整備されるものに限る。） ［ネ　略］ ［ノ～四　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（法第九条に規定する総務省令で定める特定民間施設） **第二条**　［同上］ ２　対象施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める施設とする。 一　法第二条第一項第一号に掲げる施設　次に定める施設 ［イ～ソ　同上］ ツ　遊漁船等利用施設（スポーツ又はレクリエーションの用に供する遊漁船（遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第二項に規定する船舶をいう。）その他の船舶を係留する係留施設及びこれらの船舶の利便に供する漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条第一号イ若しくはハ又は第二号イ、ロ、ホ、トからヌまで若しくはカに掲げる施設（陸上船舶保管施設、係留施設その他の施設で船舶を長期に保管する者が専ら利用するものを除くものとし、第二号イに掲げる施設にあつては駐車場に限るものとし、同号トに掲げる施設にあつては荷役機械、製氷、冷凍及び冷蔵施設に限るものとし、同号リに掲げる施設にあつては宿泊所を除くものとし、同号カに掲げる施設にあつては広場、植栽及び休憩所に限るものとする。）により構成される施設をいい、同法第六条第一項から第四項までの規定に基づき指定された漁港の区域内において整備されるものに限る。） ［ネ　同上］ ［ノ～四　同上］

（地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部改正）

第三条　地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成二十七年総務省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第十七条の六に規定する総務省令で定める場合） **第二条**　法第十七条の六に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定める場合とする。 一　事業税　公示日から令和八年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第三項の規定に基づき、同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた同条第四項に規定する認定事業者（同条第一項第一号	（法第十七条の六に規定する総務省令で定める場合） **第二条**　法第十七条の六に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定める場合とする。 一　事業税　公示日から令和六年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第三項の規定に基づき、同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた同条第四項に規定する認定事業者（同条第一項第一号

に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後三年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、法第五条第四項第五号に規定する特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第六条第一号から第七号まで又は法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。）で取得価額の合計額が三千八百万円（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条第八項第六号に規定する中小事業者、同法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第六十六条第六項に規定する中小通算法人にあっては千九百万円）以上のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備の所在する都道府県が、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は各事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額（当該都道府県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該特別償却設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

二　不動産取得税　公示日から令和八年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第三項の規定に基づき、特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第四項に規定する認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後三年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者（以下「特別償却設備設置者」という。）について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

［三　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正）

第四条　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和三年総務省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第二十四条に規定する総務省令で定める場合） **第一条**　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「法」という。）第二十四条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。 一　事業税　次のイ又はロに掲げる事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合 イ　法第二条第二項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和九年三月三十一日までの間に、同条第一項に規定する過疎地域の区域（令和三年三月三十一日において旧過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第三十三条第一項の規定の適	（法第二十四条に規定する総務省令で定める場合） **第一条**　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「法」という。）第二十四条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。 一　事業税　次のイ又はロに掲げる事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合 イ　法第二条第二項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和六年三月三十一日までの間に、同条第一項に規定する過疎地域の区域（令和三年三月三十一日において旧過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第三十三条第一項の規定の適

に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後三年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、法第五条第四項第五号に規定する特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第六条第一号から第七号まで又は法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。）で取得価額の合計額が三千八百万円（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条第八項第六号に規定する中小事業者、同法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第六十六条第六項に規定する中小通算法人にあっては千九百万円）以上のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備の所在する都道府県が、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は各事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額（当該都道府県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該特別償却設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

二　不動産取得税　公示日から令和六年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第三項の規定に基づき、特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第四項に規定する認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後三年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者（以下「特別償却設備設置者」という。）について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

［三　同上］

用を受けていた市町村の区域であって法第四十二条の規定により過疎地域とみなされる区域にあっては同条の規定を適用しないとしたならば法第三条第一項若しくは第二項（これらの規定を法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第四十一条第二項の規定により過疎地域とみなされることとなる区域に限る。ロにおいて同じ。）又は法附則第五条に規定する特定市町村の区域（法附則第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。ロにおいて同じ。）のうち法第八条第一項に規定する市町村計画に記載された同条第四項第一号に規定する産業振興促進区域内において、当該市町村計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十二条第四項の表の第一号の中欄又は第四十五条第三項の表の第一号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第十二条第四項の表の第一号の下欄又は第四十五条第三項の表の第一号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（法第二十三条に規定する取得等（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十八条の九第十項第一号に規定する資本金の額等（1）において「資本金の額等」という。）が五千万円超である法人が行うものにあっては新設又は増設に限る。）をいう。次条第一項第一号及び第二号において同じ。）をした者（第二号及び第三号において「特別償却設備設置者」という。）について、当該設備の所在する都道府県が、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（当該都道府県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税

（1）・（2）　略

［ロ　略］

［二・三　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正）

第五条　東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成二十三年総務省令第百六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第四十三条に規定する総務省令で定める場合） **第一条**　東日本大震災復興特別区域法（以下「法」という。）第四十三条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。 一　事業税　法第四条第九項の規定による復興推進計画の認定の日（以下「認定日」という。）から令和八年三月三十一日までの間に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十条第一項、第十条の五第一項、第十七条の二第一項又は第十七条の五第一項の規定の適用を受ける施設又は設備（以下「対象施設等」という。）を新設し、又は増設した者（当該事業を実施する個人事業者又は法人で法第	（法第四十三条に規定する総務省令で定める場合） **第一条**　東日本大震災復興特別区域法（以下「法」という。）第四十三条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。 一　事業税　法第四条第九項の規定による復興推進計画の認定の日（以下「認定日」という。）から令和六年三月三十一日までの間に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十条第一項、第十条の五第一項、第十七条の二第一項、第十七条の五第一項又は第十八条の四第一項の規定の適用を受ける施設又は設備（以下「対象施設等」という。）を新設し、又は増設した者（当該事業を実施する個人

三十七条第一項又は法第三十九条第一項に規定する指定事業者に該当するものであって認定日から令和八年三月三十一日までの間に当該指定事業者として指定を受けたものに限る。以下「指定事業者」という。）について、当該対象施設等の所在する道県が、当該対象施設等を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額（当該道県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該対象施設等に係るものとして次条により計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

二　不動産取得税　指定事業者について、当該対象施設等である家屋及びその敷地である土地の取得（認定日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

三　固定資産税　指定事業者について、当該対象施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（認定日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

（第一条第一号の当該対象施設等に係る所得又は収入金額の計算方法）

第二条　前条第一号の当該対象施設等に係るものとして計算した額は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額の合算額とする。

一　電気供給業（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。）、ガス供給業又は倉庫業に係る所得又は収入金額

当該道県において当該指定事業者に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得又は収入金額×当該新設し、又は増設した施設又は設備のうち対象施設等に係る固定資産の価額／当該施設又は設備を新設し、又は増設した者が当該道県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額

二　鉄道事業又は軌道事業に係る所得金額

当該道県において当該指定事業者に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得金額×当該新設し、又は増設した軌道のうち対象施設等に係る軌道の延長キロメートル数／当該軌道を新設し、又は増設した者が当該道県内に有する軌道の延長キロメートル数

三　前二号以外の業種に係る所得又は収入金額

当該道県において当該指定事業者に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得又は収入金額×当該新設し、又は増設した施設又は設備のうち対象施設等に係る従業者の数／当該施設又は設備を新設し、又は増設した者が当該道県内に有する事務所又は事業所の従業者の数

［2　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

事業者又は法人で法第三十七条第一項若しくは法第三十九条第一項に規定する指定事業者又は法第四十条第一項に規定する指定法人に該当するものであって認定日から令和六年三月三十一日までの間に当該指定事業者又は指定法人として指定を受けたものに限る。以下「指定事業者等」という。）について、当該対象施設等の所在する道県が、当該対象施設等を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額（当該道県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該対象施設等に係るものとして次条により計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

二　不動産取得税　指定事業者等について、当該対象施設等である家屋及びその敷地である土地の取得（認定日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

三　固定資産税　指定事業者等について、当該対象施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（認定日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

（第一条第一号の当該対象施設等に係る所得又は収入金額の計算方法）

第二条　前条第一号の当該対象施設等に係るものとして計算した額は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額の合算額とする。

一　電気供給業（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。）、ガス供給業又は倉庫業に係る所得又は収入金額

当該道県において当該指定事業者等に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得又は収入金額×当該新設し、又は増設した施設又は設備のうち対象施設等に係る固定資産の価額／当該施設又は設備を新設し、又は増設した者が当該道県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額

二　鉄道事業又は軌道事業に係る所得金額

当該道県において当該指定事業者等に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得金額×当該新設し、又は増設した軌道のうち対象施設等に係る軌道の延長キロメートル数／当該軌道を新設し、又は増設した者が当該道県内に有する軌道の延長キロメートル数

三　前二号以外の業種に係る所得又は収入金額

当該道県において当該指定事業者等に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得又は収入金額×当該新設し、又は増設した施設又は設備のうち対象施設等に係る従業者の数／当該施設又は設備を新設し、又は増設した者が当該道県内に有する事務所又は事業所の従業者の数

［2　同上］

○総務省令第三十六号

地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第五条第二項の規定に基づき、令和六年度における四月交付分の地方特例交付金の額の特例に関する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日　　総務大臣　松本　剛明

令和六年度における四月交付分の地方特例交付金の額の特例に関する省令

第一条　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号。次条において「法」という。）第五条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　都道府県　次の算式により算定した額

算式

$\{(A+B+C+D) \times 4\text{千円} - (A'+B'+C'+D') \times 2\text{千円}\} \times \alpha$

算式の符号

A　令和５年度の市町村税課税状況等の調（以下「市町村税課税状況調」という。）第12表の表側「道府県民税」の「合計」の表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の数となるべき当該都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）ごとの数の合計数

A'　市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」の「合計」の表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の数となるべき当該都道府県内の各指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項に規定する指定都市をいう。以下同じ。）の数の合計数

B　市町村税課税状況調第23表の表側「合計」の表頭「配偶者控除」のうち「計」欄の数となるべき当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数

B'　市町村税課税状況調第23表の表側「合計」の表頭「配偶者控除」のうち「計」欄の数となるべき当該都道府県内の各指定都市の数の合計数

C　市町村税課税状況調第23表の表側「合計」の表頭「扶養控除」のうち「計」欄の数となるべき当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数

C'　市町村税課税状況調第23表の表側「合計」の表頭「扶養控除」のうち「計」欄の数となるべき当該都道府県内の各指定都市の数の合計数

D　市町村税課税状況調第23表の表側「合計」の表頭「16歳未満扶養親族」欄の数となるべき当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数

D'　市町村税課税状況調第23表の表側「合計」の表頭「16歳未満扶養親族」欄の数となるべき当該都道府県内の各指定都市の数の合計数

α　0.98543759

二　市町村　次の算式により算定した額

算式

$(a+b+c+d) \times \beta \times \gamma$

算式の符号

a　市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」の「合計」の表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の数となるべき当該市町村の数

b　市町村税課税状況調第23表の表側「合計」の表頭「配偶者控除」のうち「計」欄の数となるべき当該市町村の数

c　市町村税課税状況調第23表の表側「合計」の表頭「扶養控除」のうち「計」欄の数となるべき当該市町村の数

d　市町村税課税状況調第23表の表側「合計」の表頭「16歳未満扶養親族」欄の数となるべき当該市町村の数

β　指定都市にあっては８千円、その他の市町村にあっては６千円

γ　0.98543759

第二条　前条の場合において、令和五年七月一日から令和六年度の地方特例交付金（法第二条第一項に規定する地方特例交付金をいう。）の四月に交付すべき額が交付されるまでの間に地方公共団体の廃置分合又は境界変更があった場合における前条第一号の算定に用いる同号の算式の符号Ａの数（以下この条において「納税義務者数」という。）は、次の各号に定めるところによる。前条第一号の算定に用いる同号の算式の符号A'からD'までの数及び前条第二号の算定に用いる同号の算式の符号ａからｄまでの数についても同様とする。

一　廃置分合により一の地方公共団体の区域の全部が他の地方公共団体の区域となったときは、当該廃置分合前の関係地方公共団体に係る納税義務者数の合計数をもって、当該地方公共団体が新たに属することとなった地方公共団体の納税義務者数とする。

二　廃置分合により一の地方公共団体の区域が分割されたときは、当該廃置分合により分割された区域を基礎とする独立の地方公共団体がそれぞれ令和五年七月一日に存在したものと仮定した場合における納税義務者数をもって、分割された区域を基礎とする地方公共団体に係る納税義務者数とする。

三　境界変更により一の地方公共団体がその区域を減じた場合における当該地方公共団体の納税義務者数は、当該境界変更前の地方公共団体に係る納税義務者数から、境界変更により減ずる区域及びその区域を除いた当該地方公共団体の区域のそれぞれを基礎とする独立の地方公共団体が令和五年七月一日に存在したものと仮定した場合において、これらの地方公共団体に係る納税義務者数のうち、境界変更により減ずる区域に係る納税義務者数を除いた数とし、新たにその区域が属することとなった地方公共団体の納税義務者数は、その地方公共団体に係る納税義務者数に当該境界変更により減ずる区域に係る納税義務者数を加えた数とする。

第三条　第１条の場合において、算定した額に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。

附　則

この省令は、令和六年四月１日から施行する。

○総務省令第三十七号

地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第百三十六号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第百三十七号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第百三十八号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日　　総務大臣　松本　剛明

地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令

（地方税法施行規則の一部改正）

第１条　地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第１条の九の五第１項中「第十七号の二」を「第十七号の三」に改める。

第三条の十三の三の次に次の１条を加える。

（政令第十条の二の金額）

第三条の十三の四　政令第十条の二に規定する総務省令で定める金額は、会社法第四百三十一条又は第六百十四条に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い、会社計算規則の規定に基づき計算した同令第七十六条第二項第三号又は第三項第三号に規定する資本剰余金の金額（同法第二条第一号に規定する会社以外の法人にあつては、これらに準ずる金額）とする。

第三条の十五の見出し及び同条中「第二十条の二の十八」を「第二十条の二の十九」に改める。

第四条の見出し及び同条中「第二十一条の六」を「第二十一条の七」に改める。

第四条の五各号列記以外の部分中「あつては」を「あつては、」に改め、同条第一号中「の貸借対照表」の下に「（貸借対照表を作成することを要しない法人にあつては、これに準ずるもの。次号及び第三号ロにおいて同じ。）」を加え、「貸借対照表又は」を削り、「これら」を「、これ」に、「次号において」を「次号及び第三号ロにおいて」に改め、同条に次の二号を加える。

三　当該事業年度の株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書又は損益金の処分表（これらの書類又は第一号若しくは前号に掲げる書類に次に掲げる事項の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

イ　当該事業年度終了の日の翌日から当該事業年度に係る決算の確定の日までの間に行われた剰余金の処分の内容

ロ　過年度事項（当該事業年度前の事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書若しくは損益金の処分表に表示すべき事項をいう。）の修正の内容

四　当該法人の事業等の概況に関する書類（当該法人との間に完全支配関係（法人税法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係をいう。第四条の六の二第四号において同じ。）がある他の法人との関係を系統的に示した図を含む。）

第四条の六の二各号列記以外の部分中「次の各号」の下に「（法第七十二条の二第一項第三号に掲げる事業を行わない法人にあつては、第一号及び第二号）」を加え、「あつては」を「あつては、」に改め、同条第一号中「の貸借対照表」の下に「（貸借対照表を作成することを要しない法人にあつては、これに準ずるもの。次号及び第三号ロにおいて同じ。）」を加え、「貸借対照表又は」を削り、「これら」を「、これ」に、「次号において」を「次号及び第三号ロにおいて」に改め、同条に次の二号を加える。

三　当該事業年度の株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書又は損益金の処分表（これらの書類又は第一号若しくは前号に掲げる書類に次に掲げる事項の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

イ　当該事業年度終了の日の翌日から当該事業年度に係る決算の確定の日までの間に行われた剰余金の処分の内容

ロ　過年度事項（当該事業年度前の事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書若しくは損益金の処分表に表示すべき事項をいう。）の修正の内容

四　当該法人の事業等の概況に関する書類（当該法人との間に完全支配関係がある他の法人との関係を系統的に示した図を含む。）

第四条の七第一号イ及びロ以外の部分中「あつては」を「あつては、」に改め、同号イ中「における貸借対照表」の下に「（貸借対照表を作成することを要しない法人にあつては、これに準ずるもの。ロ及びハにおいて同じ。）」を加え、「貸借対照表又は」を削り、「これら」を「、これ」に、「ロにおいて」を「ロ及びハにおいて」に改め、同号に次のように加える。

ハ　中間期間終了の日における株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書（これらの書類又はイ若しくはロに掲げる書類に過年度事項（中間期間の開始の日前に開始した事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

第四条の七第三号イ及びロ以外の部分中「並びに次」の下に「（同項第三号に掲げる事業を行わない法人にあつては、イ及びロ）」を加え、「あつては」を「あつては、」に改め、同号イ中「における貸借対照表」の下に「（貸借対照表を作成することを要しない法人にあつては、これに準ずるもの。ロ及びハにおいて同じ。）」を加え、「貸借対照表又は」を削り、「これら」を「、これ」に、「ロにおいて」を「ロ及びハにおいて」に改め、同号に次のように加える。

ハ　中間期間終了の日における株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書（これらの書類又はイ若しくはロに掲げる書類に過年度事項（中間期間の開始の日前に開始した事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

第四条の八第一号イ及びロ以外の部分中「あつては」を「あつては、」に改め、同号イ中「における貸借対照表」の下に「（貸借対照表を作成することを要しない法人にあつては、これに準ずるもの。ロ及びハにおいて同じ。）」を加え、「貸借対照表又は」を削り、「これら」を「、これ」に、「ロにおいて」を「ロ及びハにおいて」に改め、同号に次のように加える。

ハ　中間期間終了の日における株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書（これらの書類又はイ若しくはロに掲げる書類に過年度事項（中間期間の開始の日前に開始した事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

第四条の九第一号イ及びロ以外の部分中「あつては」を「あつては、」に改め、同号イ中「における貸借対照表」の下に「（貸借対照表を作成することを要しない法人にあつては、これに準ずるもの。ロ及びハにおいて同じ。）」を加え、「貸借対照表又は」を削り、「これら」を「、これ」に、「ロにおいて」を「ロ及びハにおいて」に改め、同号に次のように加える。

ハ　中間期間終了の日における株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書（これらの書類又はイ若しくはロに掲げる書類に過年度事項（中間期間の開始の日前に開始した事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

第四条の十第一号イ及びロ以外の部分中「あつては」を「あつては、」に改め、同号イ中「における貸借対照表」の下に「（貸借対照表を作成することを要しない法人にあつては、これに準ずるもの。ロ及びハにおいて同じ。）」を加え、「貸借対照表又は」を削り、「これら」を「、これ」に、「ロにおいて」を「ロ及びハにおいて」に改め、同号に次のように加える。

ハ　中間期間終了の日における株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書（これらの書類又はイ若しくはロに掲げる書類に過年度事項（中間期間の開始の日前に開始した事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

第四条の十一第一号イ及びロ以外の部分中「あつては」を「あつては、」に改め、同号イ中「における貸借対照表」の下に「（貸借対照表を作成することを要しない法人にあつては、これに準ずるもの。ロ及びハにおいて同じ。）」を加え、「貸借対照表又は」を削り、「これら」を「、これ」に、「ロにおいて」を「ロ及びハにおいて」に改め、同号に次のように加える。

ハ　中間期間終了の日における株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書（これらの書類又はイ若しくはロに掲げる書類に過年度事項（中間期間の開始の日前に開始した事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

第四条の十二第一号イ及びロ以外の部分中「あつては」を「あつては、」に改め、同号イ中「における貸借対照表」の下に「（貸借対照表を作成することを要しない法人にあつては、これに準ずるもの。ロ及びハにおいて同じ。）」を加え、「貸借対照表又は」を削り、「これら」を「、これ」に、「ロにおいて」を「ロ及びハにおいて」に改め、同号に次のように加える。

ハ　中間期間終了の日における株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書（これらの書類又はイ若しくはロに掲げる書類に過年度事項（中間期間の開始の日前に開始した事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

第四条の十三第一号イ及びロ以外の部分中「あつては」を「あつては、」に改め、同号イ中「における貸借対照表」の下に「（貸借対照表を作成することを要しない法人にあつては、これに準ずるもの。ロ及びハにおいて同じ。）」を加え、「貸借対照表又は」を削り、「これら」を「、これ」に、「ロにおいて」を「ロ及びハにおいて」に改め、同号に次のように加える。

ハ　中間期間終了の日における株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書（これらの書類又はイ若しくはロに掲げる書類に過年度事項（中間期間の開始の日前に開始した事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

第四条の十四第一号イ及びロ以外の部分中「あつては」を「あつては、」に改め、同号イ中「における貸借対照表」の下に「（貸借対照表を作成することを要しない法人にあつては、これに準ずるもの。ロ及びハにおいて同じ。）」を加え、「貸借対照表又は」を削り、「これら」を「、これ」に、「ロにおいて」を「ロ及びハにおいて」に改め、同号に次のように加える。

ハ　中間期間終了の日における株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書（これらの書類又はイ若しくはロに掲げる書類に過年度事項（中間期間の開始の日前に開始した事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

第四条の十五第一号イ及びロ以外の部分中「あつては」を「あつては、」に改め、同号イ中「における貸借対照表」の下に「（貸借対照表を作成することを要しない法人にあつては、これに準ずるもの。ロ及びハにおいて同じ。）」を加え、「貸借対照表又は」を削り、「これら」を「、これ」に、「ロにおいて」を「ロ及びハにおいて」に改め、同号に次のように加える。

ハ　中間期間終了の日における株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書（これらの書類又はイ若しくはロに掲げる書類に過年度事項（中間期間の開始の日前に開始した事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

第四条の十六第一号イ及びロ以外の部分中「あつては」を「あつては、」に改め、同号イ中「における貸借対照表」の下に「（貸借対照表を作成することを要しない法人にあつては、これに準ずるもの。ロ及びハにおいて同じ。）」を加え、「貸借対照表又は」を削り、「これら」を「、これ」に、「ロにおいて」を「ロ及びハにおいて」に改め、同号に次のように加える。

ハ　中間期間終了の日における株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書（これらの書類又はイ若しくはロに掲げる書類に過年度事項（中間期間の開始の日前に開始した事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

第四条の十七第一号イ及びロ以外の部分中「あつては」を「あつては、」に改め、同号イ中「における貸借対照表」の下に「（貸借対照表を作成することを要しない法人にあつては、これに準ずるもの。ロ及びハにおいて同じ。）」を加え、「貸借対照表又は」を削り、「これら」を「、これ」に、「ロにおいて」を「ロ及びハにおいて」に改め、同号に次のように加える。

ハ　中間期間終了の日における株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書（これらの書類又はイ若しくはロに掲げる書類に過年度事項（中間期間の開始の日前に開始した事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

第四条の十八第一号イ及びロ以外の部分中「あつては」を「あつては、」に改め、同号イ中「における貸借対照表」の下に「（貸借対照表を作成することを要しない法人にあつては、これに準ずるもの。ロ及びハにおいて同じ。）」を加え、「貸借対照表又は」を削り、「これら」を「、これ」に、「ロにおいて」を「ロ及びハにおいて」に改め、同号に次のように加える。

ハ　中間期間終了の日における株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書（これらの書類又はイ若しくはロに掲げる書類に過年度事項（中間期間の開始の日前に開始した事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

第四条の十九第一号イ及びロ以外の部分中「あつては」を「あつては、」に改め、同号イ中「における貸借対照表」の下に「（貸借対照表を作成することを要しない法人にあつては、これに準ずるもの。ロ及びハにおいて同じ。）」を加え、「貸借対照表又は」を削り、「これら」を「、これ」に、「ロにおいて」を「ロ及びハにおいて」に改め、同号に次のように加える。

ハ　中間期間終了の日における株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書（これらの書類又はイ若しくはロに掲げる書類に過年度事項（中間期間の開始の日前に開始した事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

第四条の二十第一号イ及びロ以外の部分中「あつては」を「あつては、」に改め、同号イ中「における貸借対照表」の下に「（貸借対照表を作成することを要しない法人にあつては、これに準ずるもの。ロ及びハにおいて同じ。）」を加え、「貸借対照表又は」を削り、「これら」を「、これ」に、「ロにおいて」を「ロ及びハにおいて」に改め、同号に次のように加える。

ハ　中間期間終了の日における株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書（これらの書類又はイ若しくはロに掲げる書類に過年度事項（中間期間の開始の日前に開始した事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

第四条の二十一第一号イ及びロ以外の部分中「あつては」を「あつては、」に改め、同号イ中「における貸借対照表」の下に「（貸借対照表を作成することを要しない法人にあつては、これに準ずるもの。ロ及びハにおいて同じ。）」を加え、「貸借対照表又は」を削り、「これら」を「、これ」に、「ロにおいて」を「ロ及びハにおいて」に改め、同号に次のように加える。

ハ　中間期間終了の日における株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書（これらの書類又はイ若しくはロに掲げる書類に過年度事項（中間期間の開始の日前に開始した事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

第四条の二十二第一号イ及びロ以外の部分中「あつては」を「あつては、」に改め、同号イ中「における貸借対照表」の下に「（貸借対照表を作成することを要しない法人にあつては、これに準ずるもの。ロ及びハにおいて同じ。）」を加え、「貸借対照表又は」を削り、「これら」を「、これ」に、「ロにおいて」を「ロ及びハにおいて」に改め、同号に次のように加える。

ハ　中間期間終了の日における株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書（これらの書類又はイ若しくはロに掲げる書類に過年度事項（中間期間の開始の日前に開始した事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

第四条の二十三第一号イ及びロ以外の部分中「あつては」を「あつては、」に改め、同号イ中「における貸借対照表」の下に「（貸借対照表を作成することを要しない法人にあつては、これに準ずるもの。ロ及びハにおいて同じ。）」を加え、「貸借対照表又は」を削り、「これら」を「、これ」に、「ロにおいて」を「ロ及びハにおいて」に改め、同号に次のように加える。

ハ　中間期間終了の日における株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書（これらの書類又はイ若しくはロに掲げる書類に過年度事項（中間期間の開始の日前に開始した事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

第四条の二十四第一号イ及びロ以外の部分中「あつては」を「あつては、」に改め、同号イ中「における貸借対照表」の下に「（貸借対照表を作成することを要しない法人にあつては、これに準ずるもの。ロ及びハにおいて同じ。）」を加え、「貸借対照表又は」を削り、「これら」を「、これ」に、「ロにおいて」を「ロ及びハにおいて」に改め、同号に次のように加える。

ハ　中間期間終了の日における株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書（これらの書類又はイ若しくはロに掲げる書類に過年度事項（中間期間の開始の日前に開始した事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

第四条の二十五第一号イ及びロ以外の部分中「あつては」を「あつては、」に改め、同号イ中「における貸借対照表」の下に「（貸借対照表を作成することを要しない法人にあつては、これに準ずるもの。ロ及びハにおいて同じ。）」を加え、「貸借対照表又は」を削り、「これら」を「、これ」に、「ロにおいて」を「ロ及びハにおいて」に改め、同号に次のように加える。

ハ　中間期間終了の日における株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書（これらの書類又はイ若しくはロに掲げる書類に過年度事項（中間期間の開始の日前に開始した事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

第四条の二十六第一号イ及びロ以外の部分中「あつては」を「あつては、」に改め、同号イ中「における貸借対照表」の下に「（貸借対照表を作成することを要しない法人にあつては、これに準ずるもの。ロ及びハにおいて同じ。）」を加え、「貸借対照表又は」を削り、「これら」を「、これ」に、「ロにおいて」を「ロ及びハにおいて」に改め、同号に次のように加える。

ハ　中間期間終了の日における株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書（これらの書類又はイ若しくはロに掲げる書類に過年度事項（中間期間の開始の日前に開始した事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

第四条の二十七第一号イ及びロ以外の部分中「あつては」を「あつては、」に改め、同号イ中「における貸借対照表」の下に「（貸借対照表を作成することを要しない法人にあつては、これに準ずるもの。ロ及びハにおいて同じ。）」を加え、「貸借対照表又は」を削り、「これら」を「、これ」に、「ロにおいて」を「ロ及びハにおいて」に改め、同号に次のように加える。

ハ　中間期間終了の日における株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書（これらの書類又はイ若しくはロに掲げる書類に過年度事項（中間期間の開始の日前に開始した事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

第四条の二十八第一号イ及びロ以外の部分中「あつては」を「あつては、」に改め、同号イ中「における貸借対照表」の下に「（貸借対照表を作成することを要しない法人にあつては、これに準ずるもの。ロ及びハにおいて同じ。）」を加え、「貸借対照表又は」を削り、「これら」を「、これ」に、「ロにおいて」を「ロ及びハにおいて」に改め、同号に次のように加える。

ハ　中間期間終了の日における株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書（これらの書類又はイ若しくはロに掲げる書類に過年度事項（中間期間の開始の日前に開始した事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

第四条の二十九第一号イ及びロ以外の部分中「あつては」を「あつては、」に改め、同号イ中「における貸借対照表」の下に「（貸借対照表を作成することを要しない法人にあつては、これに準ずるもの。ロ及びハにおいて同じ。）」を加え、「貸借対照表又は」を削り、「これら」を「、これ」に、「ロにおいて」を「ロ及びハにおいて」に改め、同号に次のように加える。

ハ　中間期間終了の日における株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書（これらの書類又はイ若しくはロに掲げる書類に過年度事項（中間期間の開始の日前に開始した事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

第四条の三十第一号イ及びロ以外の部分中「あつては」を「あつては、」に改め、同号イ中「における貸借対照表」の下に「（貸借対照表を作成することを要しない法人にあつては、これに準ずるもの。ロ及びハにおいて同じ。）」を加え、「貸借対照表又は」を削り、「これら」を「、これ」に、「ロにおいて」を「ロ及びハにおいて」に改め、同号に次のように加える。

ハ　中間期間終了の日における株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書（これらの書類又はイ若しくはロに掲げる書類に過年度事項（中間期間の開始の日前に開始した事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

第四条の三十一第一号イ及びロ以外の部分中「あつては」を「あつては、」に改め、同号イ中「における貸借対照表」の下に「（貸借対照表を作成することを要しない法人にあつては、これに準ずるもの。ロ及びハにおいて同じ。）」を加え、「貸借対照表又は」を削り、「これら」を「、これ」に、「ロにおいて」を「ロ及びハにおいて」に改め、同号に次のように加える。

ハ　中間期間終了の日における株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書（これらの書類又はイ若しくはロに掲げる書類に過年度事項（中間期間の開始の日前に開始した事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

第四条の三十二第一号イ及びロ以外の部分中「あつては」を「あつては、」に改め、同号イ中「における貸借対照表」の下に「（貸借対照表を作成することを要しない法人にあつては、これに準ずるもの。ロ及びハにおいて同じ。）」を加え、「貸借対照表又は」を削り、「これら」を「、これ」に、「ロにおいて」を「ロ及びハにおいて」に改め、同号に次のように加える。

ハ　中間期間終了の日における株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書（これらの書類又はイ若しくはロに掲げる書類に過年度事項（中間期間の開始の日前に開始した事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

第四条の三十三第一号イ及びロ以外の部分中「あつては」を「あつては、」に改め、同号イ中「における貸借対照表」の下に「（貸借対照表を作成することを要しない法人にあつては、これに準ずるもの。ロ及びハにおいて同じ。）」を加え、「貸借対照表又は」を削り、「これら」を「、これ」に、「ロにおいて」を「ロ及びハにおいて」に改め、同号に次のように加える。

ハ　中間期間終了の日における株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書（これらの書類又はイ若しくはロに掲げる書類に過年度事項（中間期間の開始の日前に開始した事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

第四条の三十四第一号イ及びロ以外の部分中「あつては」を「あつては、」に改め、同号イ中「における貸借対照表」の下に「（貸借対照表を作成することを要しない法人にあつては、これに準ずるもの。ロ及びハにおいて同じ。）」を加え、「貸借対照表又は」を削り、「これら」を「、これ」に、「ロにおいて」を「ロ及びハにおいて」に改め、同号に次のように加える。

ハ　中間期間終了の日における株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書（これらの書類又はイ若しくはロに掲げる書類に過年度事項（中間期間の開始の日前に開始した事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

第四条の三十五第一号イ及びロ以外の部分中「あつては」を「あつては、」に改め、同号イ中「における貸借対照表」の下に「（貸借対照表を作成することを要しない法人にあつては、これに準ずるもの。ロ及びハにおいて同じ。）」を加え、「貸借対照表又は」を削り、「これら」を「、これ」に、「ロにおいて」を「ロ及びハにおいて」に改め、同号に次のように加える。

ハ　中間期間終了の日における株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書（これらの書類又はイ若しくはロに掲げる書類に過年度事項（中間期間の開始の日前に開始した事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

第四条の三十六第一号イ及びロ以外の部分中「あつては」を「あつては、」に改め、同号イ中「における貸借対照表」の下に「（貸借対照表を作成することを要しない法人にあつては、これに準ずるもの。ロ及びハにおいて同じ。）」を加え、「貸借対照表又は」を削り、「これら」を「、これ」に、「ロにおいて」を「ロ及びハにおいて」に改め、同号に次のように加える。

ハ　中間期間終了の日における株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書（これらの書類又はイ若しくはロに掲げる書類に過年度事項（中間期間の開始の日前に開始した事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

第四条の三十七第一号イ及びロ以外の部分中「あつては」を「あつては、」に改め、同号イ中「における貸借対照表」の下に「（貸借対照表を作成することを要しない法人にあつては、これに準ずるもの。ロ及びハにおいて同じ。）」を加え、「貸借対照表又は」を削り、「これら」を「、これ」に、「ロにおいて」を「ロ及びハにおいて」に改め、同号に次のように加える。

ハ　中間期間終了の日における株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書（これらの書類又はイ若しくはロに掲げる書類に過年度事項（中間期間の開始の日前に開始した事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

第四条の三十八第一号イ及びロ以外の部分中「あつては」を「あつては、」に改め、同号イ中「における貸借対照表」の下に「（貸借対照表を作成することを要しない法人にあつては、これに準ずるもの。ロ及びハにおいて同じ。）」を加え、「貸借対照表又は」を削り、「これら」を「、これ」に、「ロにおいて」を「ロ及びハにおいて」に改め、同号に次のように加える。

ハ　中間期間終了の日における株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書（これらの書類又はイ若しくはロに掲げる書類に過年度事項（中間期間の開始の日前に開始した事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

第四条の三十九第一号イ及びロ以外の部分中「あつては」を「あつては、」に改め、同号イ中「における貸借対照表」の下に「（貸借対照表を作成することを要しない法人にあつては、これに準ずるもの。ロ及びハにおいて同じ。）」を加え、「貸借対照表又は」を削り、「これら」を「、これ」に、「ロにおいて」を「ロ及びハにおいて」に改め、同号に次のように加える。

ハ　中間期間終了の日における株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書（これらの書類又はイ若しくはロに掲げる書類に過年度事項（中間期間の開始の日前に開始した事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

第四条の四十第一号イ及びロ以外の部分中「あつては」を「あつては、」に改め、同号イ中「における貸借対照表」の下に「（貸借対照表を作成することを要しない法人にあつては、これに準ずるもの。ロ及びハにおいて同じ。）」を加え、「貸借対照表又は」を削り、「これら」を「、これ」に、「ロにおいて」を「ロ及びハにおいて」に改め、同号に次のように加える。

ハ　中間期間終了の日における株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書（これらの書類又はイ若しくはロに掲げる書類に過年度事項（中間期間の開始の日前に開始した事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

第四条の四十一第一号イ及びロ以外の部分中「あつては」を「あつては、」に改め、同号イ中「における貸借対照表」の下に「（貸借対照表を作成することを要しない法人にあつては、これに準ずるもの。ロ及びハにおいて同じ。）」を加え、「貸借対照表又は」を削り、「これら」を「、これ」に、「ロにおいて」を「ロ及びハにおいて」に改め、同号に次のように加える。

ハ　中間期間終了の日における株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書（これらの書類又はイ若しくはロに掲げる書類に過年度事項（中間期間の開始の日前に開始した事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

第四条の四十二第一号イ及びロ以外の部分中「あつては」を「あつては、」に改め、同号イ中「における貸借対照表」の下に「（貸借対照表を作成することを要しない法人にあつては、これに準ずるもの。ロ及びハにおいて同じ。）」を加え、「貸借対照表又は」を削り、「これら」を「、これ」に、「ロにおいて」を「ロ及びハにおいて」に改め、同号に次のように加える。

ハ　中間期間終了の日における株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書（これらの書類又はイ若しくはロに掲げる書類に過年度事項（中間期間の開始の日前に開始した事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

第四条の四十三第一号イ及びロ以外の部分中「あつては」を「あつては、」に改め、同号イ中「における貸借対照表」の下に「（貸借対照表を作成することを要しない法人にあつては、これに準ずるもの。ロ及びハにおいて同じ。）」を加え、「貸借対照表又は」を削り、「これら」を「、これ」に、「ロにおいて」を「ロ及びハにおいて」に改め、同号に次のように加える。

ハ　中間期間終了の日における株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書（これらの書類又はイ若しくはロに掲げる書類に過年度事項（中間期間の開始の日前に開始した事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

第四条の四十四第一号イ及びロ以外の部分中「あつては」を「あつては、」に改め、同号イ中「における貸借対照表」の下に「（貸借対照表を作成することを要しない法人にあつては、これに準ずるもの。ロ及びハにおいて同じ。）」を加え、「貸借対照表又は」を削り、「これら」を「、これ」に、「ロにおいて」を「ロ及びハにおいて」に改め、同号に次のように加える。

ハ　中間期間終了の日における株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書（これらの書類又はイ若しくはロに掲げる書類に過年度事項（中間期間の開始の日前に開始した事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

第四条の四十五第一号イ及びロ以外の部分中「あつては」を「あつては、」に改め、同号イ中「における貸借対照表」の下に「（貸借対照表を作成することを要しない法人にあつては、これに準ずるもの。ロ及びハにおいて同じ。）」を加え、「貸借対照表又は」を削り、「これら」を「、これ」に、「ロにおいて」を「ロ及びハにおいて」に改め、同号に次のように加える。

ハ　中間期間終了の日における株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書（これらの書類又はイ若しくはロに掲げる書類に過年度事項（中間期間の開始の日前に開始した事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

第四条の四十六第一号イ及びロ以外の部分中「あつては」を「あつては、」に改め、同号イ中「における貸借対照表」の下に「（貸借対照表を作成することを要しない法人にあつては、これに準ずるもの。ロ及びハにおいて同じ。）」を加え、「貸借対照表又は」を削り、「これら」を「、これ」に、「ロにおいて」を「ロ及びハにおいて」に改め、同号に次のように加える。

ハ　中間期間終了の日における株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書（これらの書類又はイ若しくはロに掲げる書類に過年度事項（中間期間の開始の日前に開始した事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

第四条の四十七第一号イ及びロ以外の部分中「あつては」を「あつては、」に改め、同号イ中「における貸借対照表」の下に「（貸借対照表を作成することを要しない法人にあつては、これに準ずるもの。ロ及びハにおいて同じ。）」を加え、「貸借対照表又は」を削り、「これら」を「、これ」に、「ロにおいて」を「ロ及びハにおいて」に改め、同号に次のように加える。

ハ　中間期間終了の日における株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書（これらの書類又はイ若しくはロに掲げる書類に過年度事項（中間期間の開始の日前に開始した事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

第四条の四十八第一号イ及びロ以外の部分中「あつては」を「あつては、」に改め、同号イ中「における貸借対照表」の下に「（貸借対照表を作成することを要しない法人にあつては、これに準ずるもの。ロ及びハにおいて同じ。）」を加え、「貸借対照表又は」を削り、「これら」を「、これ」に、「ロにおいて」を「ロ及びハにおいて」に改め、同号に次のように加える。

ハ　中間期間終了の日における株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書（これらの書類又はイ若しくはロに掲げる書類に過年度事項（中間期間の開始の日前に開始した事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

第四条の四十九第一号イ及びロ以外の部分中「あつては」を「あつては、」に改め、同号イ中「における貸借対照表」の下に「（貸借対照表を作成することを要しない法人にあつては、これに準ずるもの。ロ及びハにおいて同じ。）」を加え、「貸借対照表又は」を削り、「これら」を「、これ」に、「ロにおいて」を「ロ及びハにおいて」に改め、同号に次のように加える。

ハ　中間期間終了の日における株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書（これらの書類又はイ若しくはロに掲げる書類に過年度事項（中間期間の開始の日前に開始した事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

第四条の五十第一号イ及びロ以外の部分中「あつては」を「あつては、」に改め、同号イ中「における貸借対照表」の下に「（貸借対照表を作成することを要しない法人にあつては、これに準ずるもの。ロ及びハにおいて同じ。）」を加え、「貸借対照表又は」を削り、「これら」を「、これ」に、「ロにおいて」を「ロ及びハにおいて」に改め、同号に次のように加える。

ハ　中間期間終了の日における株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書（これらの書類又はイ若しくはロに掲げる書類に過年度事項（中間期間の開始の日前に開始した事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

第四条の五十一第一号イ及びロ以外の部分中「あつては」を

第七条の二の十の見出し中「額」を「経済構造統計等」に改め、同条中「統計法第二条第四項に規定する基幹統計でサービス業に係るもの」を「経済構造統計」に、「経済センサス活動調査規則により平成二十八年六月一日現在により行つた同令第一条に規定する経済センサス活動調査の結果として公表された事業所に関する集計のうち産業別集計のうちサービス関連産業Ｂ（細分類）、単独・本所・支所（三区分）別民営事業所数、従業者数、売上（収入）金額及び収入を得た相手先別収入額―全国、都道府県」を「前項に規定する統計表」に、「総数」のうち「（収入を得た相手先別収入額）個人」を「収入を得た相手先別収入額　個人」に、「物品賃貸業」を「物品賃貸業」のうち「〇　総数」に、「土地売買業」を「土地売買業」のうち「〇　総数」に、「を除く」を「を除く」のうち「〇　総数」に、「貸間業」を「貸間業」のうち「〇　総数」に、「不動産管理業」を「不動産管理業」のうち「〇　総数」に、「七〇一一　総合リース業」及び「七〇二　産業用機械器具賃貸業」を「七〇Ｃ　総合リース業」のうち「〇　総数」、「七〇二　産業用機械器具賃貸業」のうち「〇　総数」及び「七〇四　自動車賃貸業」のうち「〇　総数」に、「専門・技術サービス業」の欄の額から」を「専門・技術サービス業」のうち「〇　総数」の欄の額から「七一　学術・開発研究機関」のうち「〇　総数」、」に、「純粋持株会社」を「純粋持株会社」のうち「〇　総数」に、「広告業」を「広告業」のうち「〇　総数」に、「七四六二　商業写真業」を「七四Ｅ　商業写真業」のうち「〇　総数」に、「その他の技術サービス業」を「その他の技術サービス業」のうち「〇　総数」に、「飲食サービス業」を「飲食サービス業」のうち「〇　総数」に、「娯楽業」を「娯楽業」のうち「〇　総数」に、「旅行業」を「旅行業」のうち「〇　総数」に、「火葬・墓地管理業」を「火葬・墓地管理業」のうち「〇　総数」に、「競技団」を「競技団」のうち「〇　総数」に、「八〇九六　娯楽に附帯するサービス業」を「八〇Ｑ　娯楽に附帯するサービス業」のうち「〇　総数」に、「学習支援業」を「学習支援業」のうち「〇　総数」に、「八二一六　社会通信教育」を「八二Ｎ　社会通信教育」のうち「〇　総数」に、「他に分類されないもの」を「他に分類されないもの」のうち「〇　総数」に、「産業廃棄物処理業」を「産業廃棄物処理業」のうち「〇　総数」に、「労働者派遣業」を「労働者派遣業」のうち「〇　総数」に、「九二二一　ビルメンテナンス業」を「九二Ａ　ビルメンテナンス業」のうち「〇　総数」に、「他に分類されない事業サービス業」を「他に分類されない事業サービス業」のうち「〇　総数」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

政令第三十五条の二十第一項第一号に規定する総務省令で定める経済構造統計は、経済センサス活動調査規則により令和三年六月一日現在において行つた同令第一条に規定する経済センサス活動調査の結果として公表された事業所に関する集計のうち産業別集計のうちサービス関連産業に関する集計第一表（サービス関連産業（小分類）、単独・本所・支所別民営事業所数、従業者数、売上（収入）金額及び収入を得た相手先別収入額―全国、都道府県）とする。

第七条の二の十五の見出し中「従業者数」を「総務省令で定める経済構造統計等」に改め、同条中「事業所統計」を「経済構造統計」に、「経済センサス活動調査規則により調査した令和三年六月一日現在における」を「前項に規定する統計表に記載された」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第七十二条の百十五第一項に規定する総務省令で定める経済構造統計は、経済センサス活動調査規則により令和三年六月一日現在において行つた同令第一条に規定する経済センサス活動調査の結果として公表された事業所に関する集計のうち産業横断的集計のうち事業所数、従業者数第一―一表（経営組織（二区分）別全事業所数、男女別従業者数、一平方キロメートル当たり事業所数及び従業者数―全国、都道府県、郡・支庁等、市区町村）とする。

第七条の三の四第一項中「子育て援助活動支援事業」の下に「、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業」を加える。

第七条の二の十五中「天井仕上、造作、床」を「床仕上、天井仕上、屋根仕上」に改める。

第十条の七の三第十項中「、同条第三項に規定する医療型児童発達支援」を削り、「同条第四項」を「同条第三項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改め、同条第十一項中「及び一時預かり事業」を「、一時預かり事業及び児童育成支援拠点事業」に改め、同条第十二項中「及び養育支援訪問事業」を「、養育支援訪問事業、意見表明等支援事業及び子育て世帯訪問支援事業」に改め、同条第十五項中「地域子育て支援拠点事業」の下に「、親子再統合支援事業、親子関係形成支援事業」を加え、同条に次の一項を加える。

16　政令第四十九条の十五第二項第九号に規定する社会的養護自立支援拠点事業及び妊産婦等生活援助事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、居室、相談室その他これに類する施設の用に供する固定資産とする。

第十五条の五の三に次の一号を加える。

三　不動産登記法第百十九条第六項の申出をした者の住所が記録されている登記簿の表題部について土地又は建物の表示に関する登記をした場合　当該住所に係る不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百二条の十に規定する公示用住所（第十五条の五から第十五条の五の八までにおいて「公示用住所」という。）

第十五条の五の四を第十五条の五の七とし、第十五条の五の三の次に次の三条を加える。

（法第三百八十二条第二項第二号の総務省令で定める者）

第十五条の五の四　法第三百八十二条第二項第二号に規定する総務省令で定める者は、登記簿の表題部に記録した所有者であつた者又は所有権、質権若しくは百年より長い存続期間の定めのある地上権の登記名義人であつた者とする。

（法第三百八十二条第二項第三号の総務省令で定める場合）

第十五条の五の五　法第三百八十二条第二項第三号に規定する総務省令で定める場合は、公示用住所（登記簿の表題部に記録した所有者若しくは所有権、質権若しくは百年より長い存続期間の定めのある地上権の登記名義人又は前条に規定する者（次条において「登記名義人等」という。）に係るものに限る。以下この条において同じ。）について不動産登記規則第二百二条の十五第一項の規定による撤回又は同令第二百二条の十六第一項の規定による申出があつたことその他の事由により同令第二百二条の二第一項に規定する公示用住所管理ファイル（以下この条から第十五条の五の八までにおいて「公示用住所管理ファイル」という。）に公示用住所若しくは公示用住所の変更が記録され、又は公示用住所管理ファイルから公示用住所が削除された場合とする。

（法第三百八十二条第二項において準用する同条第一項の総務省令で定める事項）

第十五条の五の六　法第三百八十二条第二項（第一号に係る部分に限る。）において準用する同条第一項に規定する総務省令で定める事項は、同号の登記又は登記の抹消に係る権利の登記名義人等の公示用住所とする。

2　法第三百八十二条第二項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）において準用する同条第一項に規定する総務省令で定める事項は、登記名義人等の公示用住所（公示用住所管理ファイルから公示用住所が削除された場合にあつては、その旨）とする。

第十五条の五の七の次に次の一条を加える。

（法第三百八十二条の四の総務省令で定めるもの等）

第十五条の五の八　法第三百八十二条の四に規定する総務省令で定めるものは、不動産登記法第百十九条第六項の申出がされた土地又は家屋に係る当該申出をした者の登記簿上の住所とする。

2　法第三百八十二条の四に規定する総務省令で定める場合は、法第三百八十二条第二項（第二号又は第三号に係る部分に限る。）において準用する同条第一項の規定により公示用住所が通知された場合（法第三百八十二条第二項（第三号に係る部分に限る。）において準用する同条第一項の規定により公示用住所管理ファイルから当該公示用住所が削除された旨が通知された場合を除く。）とする。

3　法第三百八十二条の四の閲覧及び交付は、不動産登記法第百十九条第六項の申出をした者又はその相続人から求めがあつた場合には、固定資産課税台帳若しくは土地名寄帳若しくは家屋名寄帳に当該者の登記簿上の住所を記載したものを閲覧に供し、又は法第三百八十二条の三に規定する証明書に当該住所を記載したものを交付することにより行うものとする。

4　法第三百八十二条の四に規定する住所に代わるものとして総務省令で定める事項は、当該住所に係る公示用住所とする。

第十六条の五の三第一項第一号ツ、第十六条の五の五第一項第三号ソ及び第十六条の二十二第一項第三号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附則第二条の六の二の次に次の一条を加える。

（政令附則第五条の七の金額）

第二条の六の三　政令附則第五条の七に規定する総務省令で定める金額は、会社法第四百三十一条又は第六百十四条に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い、会社計算規則の規定に基づき計算した同令第七十六条第二項第三号又は第三項第三号に規定する資本剰余金の金額（同法第二条第一号に規定する会社以外の法人にあつては、これらに準ずる金額）とする。

附則第二条の八（見出しを含む。）中「附則第九条第二十項」を「附則第九条第二十一項」に改める。

附則第二条の九（見出しを含む。）中「附則第九条第二十一項」を「附則第九条第二十二項」に改める。

附則第二条の十（見出しを含む。）中「附則第九条第二十二項」を「附則第九条第二十三項」に改める。

附則第二条の十の次に次の一条を加える。

（政令附則第六条の二第十三項の金額）

第二条の十一　政令附則第六条の二第十三項に規定する総務省令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一　電気供給業を行う法人が小売電気事業（電気事業法第二条第一項第二号に規定する小売電気事業をいう。）を行う場合　広域的運営推進機関に対して支払うべき拠出金（地方税法施行規則附則第二条の十一各号に規定する拠出金を定める告示（令和六年経済産業省告示第六十五号。次号において「拠出金告示」という。）第一号に規定するものに限る。）の金額

二　電気供給業を行う法人が一般送配電事業（電気事業法第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業をいう。）又は配電事業（同項第十一号の二に規定する配電事業をいう。）を行う場合　広域的運営推進機関に対して支払うべき拠出金（拠出金告示各号に規定するものに限る。）の金額

附則第三条の二の五中「事業所統計」を「経済構造統計」に改める。

附則第三条の二の二十一を削り、附則第三条の二の二十を附則第三条の二の二十一とし、附則第三条の二の十九を附則第三条の二の二十とし、附則第三条の二の十八中「附則第三条の二の二十」を「附則第三条の二の二十一」に改め、同条を附則第三条の二の十九とし、附則第三条の二の十七を附則第三条の二の十八とし、附則第三条の二の十一から附則第三条の二の十六までを一条ずつ繰り下げ、附則第三条の二の十第二項中「附則第三条の二の七第二項各号」を「附則第三条の二の九第二項各号」に、「附則第三条の二の七第二項第二号」を「附則第三条の二の九第二項第二号」に改め、同条を附則第三条の二の十一とし、附則第三条の二の九を附則第三条の二の十とし、附則第三条の二の八第二項中「附則第三条の二の九第二項」を「附則第三条の二の十一第二項」に改め、同条を附則第三条の二の九とし、附則第三条の二の七第一項中「附則第三条の二の九第一項」を「附則第三条の二の十一第一項」に改め、同条を附則第三条の二の八とし、附則第三条の二の六を附則第三条の二の七とし、附則第三条の二の五の次に次の一条を加える。

（政令附則第六条の十六第五項の鉄道事業者等）

第三条の二の六　政令附則第六条の十六第五項に規定する旅客鉄道事業を経営する鉄道事業者に代わつて引き続き旅客鉄道事業を経営しようとする者として総務省令で定めるものは、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第七条第一項に規定する鉄道事業者（第一号において「鉄道事業者」という。）で次に掲げるもの以外のものとする。

一　法附則第十条第七項に規定する鉄道事業の用に供する不動産を取得する時点において、その営む鉄道に係る路線の長さの合計が三十五キロメートルを超えており、かつ、当該路線の全部又は一部が大都市（東京都、大阪市及び名古屋市をいう。）又は都市（横浜市及び福岡市をいう。）に存する鉄道事業者（大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第六十一号）第七条第一項に規定する特定鉄道事業者を除く。）

二　旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項第一号に掲げる者

2　政令附則第六条の十六第六項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた不動産は、法附則第十条第七項に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する不動産のうち政令附則第六条の十六第六項各号に掲げるもの以外のものであることについて国土交通大臣の証明を受けた不動産とする。

3　政令附則第六条の十六第六項第三号に規定する総務省令で定めるものは、線路設備、電路設備、停車場、変電所、車庫、工場、倉庫及び詰所の用に供する不動産とする。

附則第三条の二の二十二（見出しを含む。）中「附則第十一条第十五項」を「附則第十一条第十四項」に改める。

附則第三条の二の二十三（見出しを含む。）中「附則第七条第二十五項第二号」を「附則第七条第二十四項第二号」に改める。

附則第四条の七第一項中「附則第十条の二の二第二項」を「附則第十条の二の二第三項」に改め、同条第二項及び第三項中「附則第十条の二の二第五項」を「附則第十条の二の二第六項」に改め、同条第四項及び第五項中「附則第十条の二の二第七項の表」を「附則第十条の二の二第八項の表」に改め、同条第六項中「附則第十条の二の二第七項の表」を「附則第十条の二の二第八項の表」に、「石垣空港」を「新石垣空港」に改め、同条第七項、第八項及び第九項中「附則第十条の二の二第七項の表」を「附則第十条の二の二第八項の表」に改める。

附則第四条の八第二項中「附則第十条の二の二第八項」を「附則第十条の二の二第九項」に改め、同条第三項中「附則第十条の二の二第十項」を「附則第十条の二の二第十一項」に改める。

附則第六条第十六項を削り、同条第十五項中「第十一号の二」及び「法附則第十五条第二項第四号イに規定する総務省令で定める産業廃棄物処理施設にあつては、同令第七条第十一号の二に規定する産業廃棄物の処理施設に限る。）」を削り、同項を同条第十六項とし、同条第十五項とし、同条第十三項中「第十五項」を「第十六項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12　政令附則第十一条第三項第三号に規定する総務省令で定める機能は、次に掲げる機能とする。

一　貨物の運送の用に供する自動車に係る自動車登録番号標を撮影し、当該自動車に係る情報を取得する機能

二　官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第二項に規定する人工知能関連技術を活用した情報システムにより前号の情報の解析を行う機能

三　赤外線投光機能

附則第六条第十七項中「、汚泥処理装置、濾過（ろ）装置」を削り、「、イオン交換装置、生物化学的処理装置、貯溜（りゅう）装置及び輸送装置並びにこれらに附属する電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備（下水の有用成分を回収すること又は下水を工業用水として再利用することを専らその目的とするものを除く。）」を「及びイオン交換装置」に改め、同条第二十二項中「附則第十一条第六項」を「附則第十一条第七項」に改め、同条第二十三項中「附則第十一条第七項」を「附則第十一条第八項」に改め、同条第二十四項及び第二十六項中「附則第十一条第八項」を「附則第十一条第九項」に改め、同条第二十七項第二号イ中「第四十三条第一項第四号ロ又はハ」を「第四十三条第一項第四号イ」に改め、同号ロ中「第四十三条第一項第四

号ロ」に改め、同条第二十九項中「附則第十一条第十三項」を「附則第十一条第十四項」に改め、「（昭和六十一年法律第九十二号）」を削り、同条第三十三項中「附則第十一条第十四項」を「附則第十一条第十五項」に改め、同条第三十四項第一号中「（平成元年法律第六十一号）」を削り、同条第三十五項中「附則第十一条第十六項第二号」を「附則第十一条第十七項第二号」に改め、同条第三十六項中「附則第十一条第十六項第三号」を「附則第十一条第十七項第三号」に改め、同条第三十七項中「附則第十一条第十七項第一号」を「附則第十一条第十八項第一号」に改め、同条第三十八項中「附則第十一条第十八項」を「附則第十一条第十九項」に改め、同条第四十一項を次のように改める。

41　法附則第十五条第十八項第一号に規定する木竹を原材料として製造される燃料を製造するための設備は、木質固形燃料製造設備（農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令（平成二十年政令第二百九十六号。次項並びに第四十五項第一号及び第二号において「利用促進法施行令」という。）第二条第二号に掲げる木竹に由来する農林漁業有機物資源を破砕することにより均質にし、乾燥し、かつ、一定の形状に圧縮成形したものを製造するもので、破砕機、乾燥機及び圧縮成形装置を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の原料受入・供給装置、選別機、篩（ふるい）分機、集じん装置、自動調整装置、冷却装置、貯蔵装置、搬送装置、出荷装置、送風機又は配管を含む。）のうち租税特別措置法第十条第八項第六号に規定する中小事業者若しくは同法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者（第四十三項第二号において「中小事業者等」という。）又は同条第十九項第九号に規定する農業協同組合等が新設したものとする。

附則第六条第四十二項を次のように改める。

42　法附則第十五条第十八項第二号に規定するエタノール（次項第一号において「エタノール」という。）又は同条第四号に掲げる脂肪酸メチルエステル（次項第二号において「脂肪酸メチルエステル」という。）とする。

附則第六条第九十一項中「附則第十五条第四十六項」を「附則第十五条第四十五項」に改め、同項を同条第九十六項とし、同条第九十項中「附則第十五条第四十六項」を「附則第十五条第四十五項」に改め、同項を同条第九十五項とし、同条第八十八項中「附則第十五条第四十五項」を「附則第十五条第四十四項」に改め、同項を同条第八十七項とし、同条第八十七項中「附則第十五条第四十四項」を「附則第十五条第四十三項」に改め、同項を同条第八十六項とし、同条第八十五項中「附則第十五条第四十三項」を「附則第十五条第四十二項」に改め、同項を同条第八十四項とし、同条第八十三項中「附則第十五条第四十二項」を「附則第十五条第四十一項」に改め、同項を同条第八十二項とし、同条第八十一項中「附則第十五条第四十一項第二号」を「附則第十五条第四十項第二号」に改め、同項を同条第八十項とし、同条第七十九項中「附則第十五条第四十項」を「附則第十五条第三十九項」に改め、同項を同条第七十八項とし、同条第七十七項中「附則第十五条第三十九項」を「附則第十五条第三十八項」に改め、同項を同条第七十六項とし、同条第七十五項中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第三十七項」に改め、同項を同条第七十四項とし、同条第七十三項中「附則第十五条第三十七項」を「附則第十五条第三十六項」に改め、同項を同条第七十二項とし、同条第七十一項中「附則第十五条第三十六項」を「附則第十五条第三十五項」に改め、同項を同条第七十項とし、同条第六十九項中「附則第十五条第三十五項」を「附則第十五条第三十四項」を「附則第十五条第三十三項」に改め、同項を同条第六十八項とし、同条第六十七項中「附則第十五条第三十四項」を「附則第十五条第三十三項」に改め、同項を同条第六十六項とし、同条第六十五項中「附則第十五条第三十三項」を「附則第十五条第三十二項」に改め、同項を同条第六十四項とし、同条第六十三項中「附則第十五条第三十二項」を「附則第十五条第三十一項」に改め、同項を同条第六十二項とし、同条第六十一項中「附則第十五条第三十一項」を「附則第十五条第三十項」に改め、同項を同条第六十項とし、同条第五十九項中「附則第十五条第三十項」を「附則第十五条第二十九項」に改め、同項を同条第五十八項とし、同条第五十七項中「附則第十五条第二十九項」を「附則第十五条第二十八項」に改め、同項を同条第五十六項とし、同条第五十五項中「附則第十五条第二十八項」を「附則第十五条第二十七項」に改め、同項を同条第五十四項とし、同条第五十三項中「附則第十五条第二十七項」を「附則第十五条第二十六項」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第五十一項中「附則第十五条第二十六項」を「附則第十五条第二十五項」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第四十九項中「附則第十五条第二十五項」を「附則第十五条第二十四項」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第四十七項中「附則第十五条第二十四項」を「附則第十五条第二十三項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第四十五項中「附則第十五条第二十三項」を「附則第十五条第二十二項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十三項中「附則第十五条第二十二項」を「附則第十五条第二十一項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十一項中「附則第十五条第二十一項」を「附則第十五条第二十項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十九項中「附則第十五条第二十項」を「附則第十五条第十九項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第三十七項中「附則第十五条第十九項」を「附則第十五条第十八項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十五項中「附則第十五条第十八項」を「附則第十五条第十七項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十三項中「附則第十五条第十七項」を「附則第十五条第十六項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十一項中「附則第十五条第十六項」を「附則第十五条第十五項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十九項中「附則第十五条第十五項」を「附則第十五条第十四項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十七項中「附則第十五条第十四項」を「附則第十五条第十三項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十五項中「附則第十五条第十三項」を「附則第十五条第十二項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十三項中「附則第十五条第十二項」を「附則第十五条第十一項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十一項中「附則第十五条第十一項」を「附則第十五条第十項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十九項中「附則第十五条第十項」を「附則第十五条第九項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十七項中「附則第十五条第九項」を「附則第十五条第八項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十五項中「附則第十五条第八項」を「附則第十五条第七項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十三項中「附則第十五条第七項」を「附則第十五条第六項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十一項中「附則第十五条第六項」を「附則第十五条第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第九項中「附則第十五条第五項」を「附則第十五条第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第七項中「附則第十五条第四項」を「附則第十五条第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第五項中「附則第十五条第三項」を「附則第十五条第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第三項中「附則第十五条第二項」を「附則第十五条第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項中「附則第十五条第一項」を「附則第十四条第一項」に改める。

附則第六条第九十一項中「附則第十五条第四十六項」を「附則第十五条第四十五項」に改め、同項を同条第九十六項とし、同条第九十項中「附則第十五条第四十六項」を「附則第十五条第四十五項」に改め、同項を同条第九十五項とし、同条第八十八項中「附則第十五条第四十六項」を「附則第十五条第四十五項」に改め、同項を同条第八十七項とし、同条第八十七項中「附則第十五条第四十五項」を「附則第十五条第四十四項」に改め、同項を同条第八十六項とし、同条第八十五項中「附則第十五条第四十四項」を「附則第十五条第四十三項」に改め、同項を同条第八十四項とし、同条第八十三項中「附則第十五条第四十三項」を「附則第十五条第四十二項」に改め、同項を同条第八十二項とし、同条第八十一項中「附則第十五条第四十二項第二号」を「附則第十五条第四十一項第二号」に改め、同項を同条第八十項とし、同条第七十九項中「附則第十五条第四十項」を「附則第十五条第三十九項」に改め、同項を同条第七十八項とし、同条第七十七項中「附則第十五条第三十九項」を「附則第十五条第三十八項」に改め、同項を同条第七十六項とし、同条第七十五項中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第三十七項」に改め、同項を同条第七十四項とし、同条第七十三項中「附則第十五条第三十七項」を「附則第十五条第三十六項」に改め、同項を同条第七十二項とし、同条第七十一項中「附則第十五条第三十六項」を「附則第十五条第三十五項」に改め、同項を同条第七十項とし、同条第六十九項中「附則第十五条第三十五項」を「附則第十五条第三十四

項中「附則第十一条第二十四項」を「附則第十一条第二十五項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第四十三項中「附則第十一条第二十三項」を「附則第十一条第二十四項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第四十二項の次に次の三項を加える。

43　法附則第十五条第十八項第二号に規定する設備で総務省令で定めるものは、次に掲げる設備とする。

一　エタノール製造設備（エタノールを製造するもので、発酵装置並びに蒸留装置及び脱水装置（蒸留及び脱水を行い高純度化させる機能を有するものに限る。）又は膜処理装置（膜処理により高純度化させる機能を有するものに限る。）を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の原料受入装置、原料貯蔵装置、原料供給装置、粉砕器、圧搾装置、煮熟機、濃縮装置、分離装置、混合装置、制御装置、精製装置、熱交換器、冷却装置、貯蔵装置、ボイラー、脱臭装置、搬送装置、排水処理装置、貯留装置、残さ処理装置、出荷装置、ポンプ又は配管を含む。）

二　脂肪酸メチルエステル製造設備（脂肪酸メチルエステルを製造するもので、分離装置、反応槽及び精製装置を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の原料受入装置、原料貯蔵装置、原料供給装置、前処理装置、脱臭装置、自動調整装置、搬送装置、排水処理装置、貯留装置、残さ処理装置、出荷装置、ポンプ又は配管を含む。）のうち中小事業者等が新設したもの

44　法附則第十五条第十八項第三号に規定する水素その他の総務省令で定める成分は、水素、一酸化炭素及びメタンとする。

45　法附則第十五条第十八項第三号に規定するガスを製造するための設備で総務省令で定めるものは、次に掲げる設備とする。

一　利用促進法施行令第二条第五号に掲げる水素、一酸化炭素及びメタンを主成分とするガスを製造する設備で、ガス化炉、精製装置及び貯蔵装置を同時に設置する場合のこれらのもの（これらと同時に設置する専用の原料受入・供給装置、前処理装置、脱臭装置、自動調整装置、搬送装置、貯留装置、残さ処理装置、余剰ガス燃焼装置、出荷装置、ポンプ又は配管を含む。）

二　利用促進法施行令第二条第六号に掲げるメタンを製造する設備で、発酵装置及び精製装置を同時に設置する場合のこれらのもの（これらと同時に設置する専用の原料受入装置、原料貯蔵装置、原料供給装置、前処理装置、脱臭装置、自動調整装置、搬送装置、排水処理装置、貯留装置、残さ処理装置、余剰ガス燃焼装置、出荷装置、ポンプ又は配管を含む。）

附則第七条中第十九項を第二十項とし、第十三項から第十八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十二項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条中第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、同条第八項中「第十一項」を「第十二項」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4　法附則第十五条の七第四項に規定する通知を受けたことを証する書類として総務省令で定めるものは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第九条に規定する通知書の写しとする。

附則第八条の二の二中「又は第四項」を削り、「同条第三項」を「同項」に改める。

附則第十二条の三第三項の表以外の部分中「次の表の上欄」を「法附則第三十三条第五項に規定する特定農産加工業経営改善等臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第三条第一項に規定する経営改善措置に係る事業の用に供する施設については、次の表第一号から第十四号まで」に、「とする」を「とし、法附則第三十三条第五項に規定する特定農産加工業経営改善等臨時措置法第五条第一項に規定する調達安定化措置に係る事業の用に供する施設については、同表第十五号に掲げる業種の区分に応じ、同号下欄に掲げる施設とする」に改め、同項の表第十一号中「キャンディー製造業」を「キャンディー製造業」に、「キャンディー又は」を「キャンディー又は」に改め、同表に次のように加える。

十五　小麦若しくは大豆又はこれらを使用して生産された農産加工品を原材料として使用する食品製造業	小麦若しくは大豆又はこれらを使用して生産された農産加工品（特定農産加工業経営改善等臨時措置法第五条第一項に規定する代替原材料を含む。）を原材料として使用して生産される農産加工品の生産の用に供する設備を有する施設

附則第十二条の三第四項中「子ども・子育て支援法」の下に「（平成二十四年法律第六十五号）」を加える。

附則第十五条第二項及び第十六条第二項中「第十一条の三第七項各号」を「第十一条の三第十項各号」に改める。

附則第二十条第五項中「特定株式の譲渡による」を「特定株式の譲渡（同条第六項第一号又は第二十三項第一号に規定する譲渡をいう。）による」に改める。

附則第二十二条の二第二項中「第十四条の二第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条第三項第二号中「第四条の二第二項第二号」を「第四条第二項第二号」に改め、同条第五項中「第十四条の二第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条第六項第二号中「第四条の二第二項第二号」を「第四条第二項第二号」に改める。

第一号の三様式備考２中「においては」を「には」に改め、「であること」の次に「、法附則第５条の８の規定による個人の道府県民税及び市町村民税の特別税額控除が行われた場合には、同条の規定により控除した額及び控除しきれなかった額」を加える。

第十七号様式別表記載要領10㈣中「第41条第14項」を「第41条第16項」に改め、同表記載要領10㈢中「第13項若しくは第16項」を「第15項若しくは第18項」に、「同条第13項」を「同条第15項」に、「同条第16項」を「同条第18項」に改め、同表記載要領14中「第41条の３の４第１項」を「第41条の３の12第１項」に、「第41条の３の３第１項」を「第41条の３の11第１項」に改める。

第二十五号様式記載要領８中「土地の所在」を「家屋の所在」に、「地　番」を「家屋番号」に改める。

第三十二号様式記載要領４(1)中「専用住宅、共同住宅、寄宿舎、併用住宅、ホテル、団体旅館、簡易旅館、普通旅館、料亭、事務所、銀行、店舗、劇場、病院、工場、倉庫、附属家、簡易附属家、土蔵」を「戸建形式住宅、集合形式住宅、事務所、店舗、病院、工場、倉庫、ホテル、旅館、劇場、工場、倉庫」に改め、同記載要領４⑵中「事務所、店舗、百貨店、住宅、アパート、病院、ホテル、劇場・娯楽場用等のホール型建物、工場、倉庫、市場」を「戸建形式住宅、集合形式住宅、事務所、店舗、病院、ホテル、工場、倉庫」に改める。

（航空機燃料譲与税法施行規則の一部改正）

第二条　航空機燃料譲与税法施行規則（昭和四十七年自治省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（法第二条第一項第一号イの延べ重量及び同号ロの旅客数の按分の方法）」に改め、同条第一項中「第二条第一項第一号」を「第二条第一項第一号イ」に、「した額」を「した重量」に、「着陸料収入按分額」を「按分延べ重量」に、「収納されるべき着陸料の収入額」を「国内航空に従事する航空機（各国の政府又は地方公共団体が使用する航空機及び軍用機を除く。以下この条において同じ。）に係る延べ重量」に、「着陸料の収入額を」を「延べ重量を」に、「の額」を「の重量」に改め、同条第二項中「した額」を「した重量」に、「収納されるべき着陸料の収入額」を「国内航空に従事する航空機に係る延べ重量」に、「の額」を「の重量」に、「、前項」を「、同項」に、「当該収入額」を「当該延べ重量」に、「着陸料収入按分額」を「按分延べ重量」に、「について前項」を「について同項」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「及び第三項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　法第二条第一項第一号ロに規定する総務省令で定めるところにより按分した数（次項において「按分旅客数」という。）は、当該空港において国内航空に従事する航空機に係る旅客数（第三条第二項に規定する旅客数をいう。次項において同じ。）の三分の二の数を当該市町村の空港の面積で、他の三分の一の数を当該市町村の空港の滑走路、誘導路及びエプロンの面積で按分した数とする。

4　空港を設置している市町村に係る前項の規定により按分した数が当該空港において国内航空に従事する航空機に係る旅客数の二分の一の数に満たないときは、同項の規定にかかわらず、当該旅客数の二分の一の数を当該空港を設置している市町村に係る按分旅客数とする。この場合において、空港を設置している市町村以外の市町村については、他の二分の一の数について同項の規定の例により按分した数を当該市町村に係る按分旅客数とする。

第二条第一項中「航空機（」の下に「各国の政府又は地方公共団体が使用する航空機及び軍用機を除き。」を加え、「によつて」を「により」に改める。

第三条の見出しを「（空港関係市町村に係る延べ重量及び旅客数並びに世帯数の算定）」に改め、同条第一項を次のように改める。

法第二条第三項本文に規定する延べ重量は、前年度の初日の属する年の三月から翌年の二月までの間に着陸した航空機に係る延べ重量とする。ただし、九月の譲与時期前十八月以内若しくは三月の譲与時期前二十四月以内に供用開始された空港又は各譲与時期前六月以内に供用廃止された空港に係る延べ重量については、総務大臣が定める重量とする。

第三条第二項中「以前六月以内」を「前六月以内」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第二条第三項本文に規定する旅客数は、前年度の初日の属する年の三月から翌年の二月までの間に離着陸した航空機に係る旅客数とする。ただし、九月の譲与時期前十八月以内若しくは三月の譲与時期前二十四月以内に供用開始された空港又は各譲与時期前六月以内に供用廃止された空港に係る旅客数については、総務大臣が定める数とする。

第四条の見出しを「（空港関係市町村に係る延べ重量及び旅客数並びに世帯数の補正）」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

前条の規定により算定した延べ重量及び旅客数並びに世帯数は、次項から第八項までに規定する方法により補正するものとする。

2　延べ重量は、次表の上欄に掲げる重量の区分により当該延べ重量を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を順次乗じて得た重量の合計重量を当該延べ重量で除して得た率を乗じて補正するものとする。

重量	率
四万トン以下の重量	一・五
四万トンを超え二十万トン以下の重量	一・二五
二十万トンを超え百万トン以下の重量	一・〇
百万トンを超え五百万トン以下の重量	〇・七五
五百万トンを超え二千五百万トン以下の重量	〇・五
二千五百万トンを超える重量	〇・二五

第四条第七項中「によつて」を「により」に、「以下本項」を「以下この項」に、「第五項から本項まで」を「第六項からこの項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「によつて補正された着陸料の収入額」を「により補正された延べ重量及び旅客数」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項の規定によつて補正された着陸料の収入額」を「第二項の規定により補正された延べ重量及び前項の規定により補正された旅客数」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　旅客数は、次表の上欄に掲げる人数の区分により当該旅客数を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を順次乗じて得た数の合計数を当該旅客数で除して得た率を乗じて補正するものとする。

人数	率
十二万人以下の人数	一・五
十二万人を超え六十万人以下の人数	一・二五
六十万人を超え三百万人以下の人数	一・〇
三百万人を超え千五百万人以下の人数	〇・七五
千五百万人を超え七千五百万人以下の人数	〇・五
七千五百万人を超える人数	〇・二五

第四条の二の見出し中「着陸料の収入額」を「延べ重量及び旅客数」に改め、同条中「第二条第一項第一号の着陸料の収入額」を「第二条第一項第一号イの延べ重量及び同号ロの旅客数」に改める。

第五条中「着陸料の収入額及び」を「延べ重量及び旅客数並びに」に改める。

第六条第一項中「着陸料の収入額」を「延べ重量若しくは旅客数」に、「本項」を「この項」に、「によつて」を「により」に改め、同項の算式を次のように改める。

算式

$$\frac{1}{4}A\times\frac{C}{B+C}+\frac{1}{4}A\times\frac{E}{D+E}+\frac{1}{2}A\times\frac{G}{F+G}$$

第六条第一項の算式の符号を次のように改める。

算式の符号

A　錯誤があつた期に空港関係市町村に譲与された航空機燃料譲与税の総額

B　錯誤があつた期に譲与の基準となつた各空港関係市町村に係る延べ重量の合計重量

C　当該空港関係市町村に係る錯誤を修正した延べ重量－当該空港関係市町村に係る譲与の基準となつた延べ重量

D　錯誤があつた期に譲与の基準となつた各空港関係市町村に係る旅客数の合計数

E　当該空港関係市町村に係る錯誤を修正した旅客数－当該空港関係市町村に係る譲与の基準となつた旅客数

F　錯誤があつた期に譲与の基準となつた各空港関係市町村に係る世帯数の合計数

G　当該空港関係市町村に係る錯誤を修正した世帯数－当該空港関係市町村に係る譲与の基準となつた世帯数

第六条第二項中「によつて」を「により」に、「着陸料の収入額及び」を「延べ重量及び旅客数並びに」に改め、同条第三項中「着陸料の収入額」を「延べ重量若しくは旅客数」に改め、「「各空港」とあるのは「各空港関係都道府県」と」を削る。

附則第二項中「第三条第二項本文」を「第三条第三項本文」に、「第四条第五項及び第六項」を「第四条第六項及び第七項」に、「によつて」を「により」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中地方税法施行規則附則第十五条第二項、第十六条第二項、第二十条第五項及び第二十二条の二の改正規定並びに同令第十七号様式別表記載要領の改正規定　令和七年一月一日

二　第一条中地方税法施行規則第三条の十五及び第四条の改正規定並びに同令附則第二条の六の二の次に一条を加える改正規定、同令附則第二条の八及び第二条の九の改正規定、同令附則第二条の十の改正規定（附則第九条第二十二項」を「附則第九条第二十三項」に改める部分に限る。）、

同令附則第四条の七の改正規定（同条第六項中「石垣空港」を「新石垣空港」に改める部分を除く。）並びに同令附則第四条の八第二項及び第三項の改正規定並びに附則第二条第三項の規定　令和七年四月一日

三　第一条中地方税法施行規則第三条の十三の三の次に一条を加える改正規定並びに同令第四条の五、第四条の六の二及び第四条の七の改正規定並びに附則第二条第一項及び第二項の規定　令和八年四月一日

四　第一条中地方税法施行規則第一条の九の五第一項の改正規定　情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第八十号）の施行の日

五　第一条中地方税法施行規則附則第十二条の三第三項の表以外の部分の改正規定及び同表に次のように加える改正規定　特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律（令和六年法律第　　号）の施行の日

（事業税に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第四条の五（第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第四条の六の二（第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）及び第四条の七（第一号イ及びハ並びに第三号イ及びハに係る部分に限る。）の規定は、前条第三号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第三項において「三号施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、三号施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2　地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）第三条の規定による改正後の地方税法（以下この項において「八年新法」という。）第七十二条の二第一項第一号ロ（八年新法附則第八条の三の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は同号ロに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないもののうち同号ロ(1)又は(2)に掲げる法人に該当するものであって地方税法第七十二条の二第一項第三号に掲げる事業を行うものに対する新規則第四条の六の二の規定の適用については、令和八年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、同条中「及び資本金等の額」とあるのは、「、資本金等の額及び所得」とする。

3　前条第二号に掲げる規定の施行の日から三号施行日の前日までの間における新規則附則第二条の六の三の規定の適用については、同条（見出しを含む。）中「第五条の七」とあるのは、「第六条」とする。

（地方消費税に関する経過措置）

第三条　新規則第七条の二の九及び第七条の二の十の規定は、この省令の施行の日（以下この条及び次条第二項において「施行日」という。）以後に行われる地方消費税の清算について適用し、施行日前に行われた地方消費税の清算については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第四条　次項に定めるものを除き、新規則の規定中固定資産税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和五年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2　新規則附則第六条第二十七項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する国際船舶に対して課すべき固定資産税について適用し、施行日前に取得された第一条の規定による改正前の地方税法施行規則附則第六条第二十七項に規定する国際船舶に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（航空機燃料譲与税法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条　令和六年度における第二条の規定による改正後の航空機燃料譲与税法施行規則（以下この条において「新航空機燃料譲与税法施行規則」という。）第三条から第五条まで及び附則第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新航空機燃料譲与税法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条見出し				
及び旅客数		及び旅客数		及び旅客数
第三条第三項		第四条見出し及び第一項	第四条第四項	第四条第五項
3　法第二条第三項本文に規定する世帯数は、当該年度の四月一日現在における前条第一項に規定する地区内の住民基本台帳による世帯数とする。ただし、各譲与時期前六月以内に法第二条第一項第二号の空港でないこととなり、又は同号の空港で当該年度の四月一日現在において当該空港に係る前条第一項に規定する世帯数を超えることとなつた場合における世帯数は、総務大臣が定める数とする。		及び旅客数	及び前項	旅客数		及び旅客数
3　法第二条第三項本文に規定する世帯数は、当該年度の四月一日現在における前条第一項に規定する地区内の住民基本台帳による世帯数とする。ただし、各譲与時期前六月以内に法第二条第一項第二号の空港でないこととなり、又は同号の空港で当該年度の四月一日現在において当該空港に係る前条第一項に規定する世帯数を超えることとなつた場合における世帯数は、総務大臣が定める数とする。		、旅客数及び着陸料の収入額	、前項	旅客数及び地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令（令和六年総務省令第三十七号）第二条の規定による改正前の第四条第二項の規定により補正された着陸料の収入額		、旅客数及び着陸料の収入額
4　法第二条第三項本文に規定する世帯数は、当該年度の四月一日現在における前条第一項に規定する地区内の住民基本台帳による世帯数とする。ただし、各譲与時期前六月以内に法第二条第一項第二号の空港でないこととなり、又は同号の空港で当該年度の四月一日現在において当該空港に係る前条第一項に規定する世帯数を超えることとなつた場合における世帯数は、総務大臣が定める数とする。		、旅客数及び着陸料の収入額				及び同号ロの旅客数
3　地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号。第四条の二において「地方税法等改正法」という。）附則第三十三条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた法第二条第三項本文に規定する世帯数は、当該年度の四月一日現在における前条第一項に規定する地区内の住民基本台帳による世帯数とする。ただし、各譲与時期前六月以内に法第二条第一項第二号の空港でないこととなり、又は同号の空港で当該年度の四月一日現在において当該空港に係る前条第一項に規定する世帯数を超えることとなつた場合における世帯数は、総務大臣が定める数とする。		、旅客数及び着陸料の収入額				、同号ロの旅客数及び地方税法等改正法附則第三十三条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた法第二条第一項第一号ハの着陸料の収入額

第五条	（譲与額の算定に用いる資料の提出） 第五条　空港関係市町村の長及び空港関係都道府県の知事は、法第五条の規定による資料として延べ重量及び旅客数並びに世帯数に関する資料を総務大臣の定めるところにより提出しなければならない。	
附則第二項	第三条第三項本文	（譲与額の算定に用いる資料の提出） 第五条　空港関係市町村の長及び空港関係都道府県の知事は、法第五条の規定による資料として延べ重量及び旅客数並びに世帯数に関する資料を総務大臣の定めるところにより提出しなければならない。
		2　令和五年三月二日から令和六年三月一日までの間に供用開始された空港に係る空港関係市町村の長及び空港関係都道府県の知事は、法第五条の規定による資料として当該空港の供用開始日から令和六年八月末日までの間に着陸した航空機に係る着陸料の収入額に関する資料を総務大臣の定めるところにより提出しなければならない。
	第三条第四項本文	3　令和六年三月二日から令和七年三月一日までの間に供用開始された空港に係る空港関係市町村の長及び空港関係都道府県の知事は、法第五条の規定による資料として当該空港の供用開始日から令和七年八月末日までの間に着陸した航空機に係る着陸料の収入額に関する資料を総務大臣の定めるところにより提出しなければならない。

2　前項の規定は、令和七年度から令和九年度までの各年度における新航空機燃料譲与税法施行規則第三条から第五条まで及び附則第二項の規定の適用について準用する。この場合において、令和七年度にあっては同項の表中「十八月」とあるのは「三十月」と、「二十四月」とあるのは「三十六月」と、「令和五年三月二日から令和六年三月一日まで」とあるのは「令和六年三月二日から令和七年三月一日まで」と、「令和六年八月末日」とあるのは「令和七年八月末日」と、「令和六年三月二日から令和七年三月一日まで」とあるのは「令和七年三月二日から令和八年三月一日まで」と、「令和七年八月末日」とあるのは「令和八年八月末日」と、令和八年度にあっては同表中「十八月」とあるのは「四十二月」と、「二十四月」とあるのは「四十八月」と、「令和五年三月二日から令和六年三月一日まで」とあるのは「令和七年三月二日から令和八年三月一日まで」と、「令和六年八月末日」とあるのは「令和八年八月末日」と、「令和六年三月二日から令和七年三月一日まで」とあるのは「令和九年八月末日」とあるのは「令和七年八月末日」と、令和九年度にあっては同表中「十八月」とあると、令和九年度にあっては同表中「十八月」とあるのは「五十四月」と、「二十四月」とあるのは「六十月」と、「令和五年三月二日から令和六年三月一日まで」とあるのは「令和八年三月二日から令和九年三月一日まで」と、「令和六年八月末日」とあるのは「令和九年三月二日から令和七年三月一日まで」とあるのは「令和十年二月末日」とそれぞれ読み替えるものとする。

3　令和六年度に譲与した航空機燃料譲与税の額の算定に錯誤があった場合における新航空機燃料譲与税法施行規則の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新航空機燃料譲与税法施行規則第六条の規定中同表の中欄に掲げる字句又は算式は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句又は算式とする。

第一項	若しくは旅客数	、旅客数若しくは着陸料の収入額
	$\frac{1}{4}A\times\frac{C}{B+C}+\frac{1}{4}A\times\frac{E}{D+E}+\frac{1}{2}A\times\frac{G}{F+G}$	$\frac{1}{20}A\times\frac{C}{B+C}+\frac{1}{20}A\times\frac{E}{D+E}+\frac{2}{5}A\times\frac{G}{F+G}+\frac{1}{2}A\times\frac{I}{H+I}$
	F　錯誤があつた期に譲与の基準となつた各空港関係市町村に係る世帯数の合計数	F　錯誤があつた期に譲与の基準となつた各空港関係市町村に係る着陸料の収入額の合計額
	G　当該空港関係市町村に係る錯誤を修正した世帯数－当該空港関係市町村に係る譲与の基準となつた世帯数	G　当該空港関係市町村に係る錯誤を修正した着陸料の収入額－当該空港関係市町村に係る譲与の基準となつた着陸料の収入額
		H　錯誤があつた期に譲与の基準となつた各空港関係市町村に係る世帯数の合計数
		I　当該空港関係市町村に係る錯誤を修正した世帯数－当該空港関係市町村に係る譲与の基準となつた世帯数
第二項	及び旅客数	、旅客数及び着陸料の収入額
第三項	若しくは旅客数	、旅客数若しくは着陸料の収入額

4　前項の規定は、令和七年度から令和九年度までの各年度に譲与した航空機燃料譲与税の額の算定に錯誤があった場合における新航空機燃料譲与税法施行規則第六条の規定の適用について準用する。この場合において、令和七年度に譲与した航空機燃料譲与税の額の算定に錯誤があったときは、同項の表中「$\frac{1}{20}A\times\frac{C}{B+C}$」とあるのは「$\frac{1}{10}A\times\frac{C}{B+C}$」と、「$\frac{1}{20}A\times\frac{E}{D+E}$」とあるのは「$\frac{1}{10}A\times\frac{E}{D+E}$」と、「$\frac{2}{5}A\times\frac{G}{F+G}$」とあるのは「$\frac{3}{10}A\times\frac{G}{F+G}$」と、令和八年度に譲与した航空機燃料譲与税の額の算定に錯誤があったときは、同表中「$\frac{1}{20}A\times\frac{C}{B+C}$」とあるのは「$\frac{3}{20}A\times\frac{C}{B+C}$」と、「$\frac{1}{20}A\times\frac{E}{D+E}$」とあるのは「$\frac{3}{20}A\times\frac{E}{D+E}$」と、「$\frac{2}{5}A\times\frac{G}{F+G}$」とあるのは「$\frac{1}{5}A\times\frac{G}{F+G}$」と、令和九年度に譲与した航空機燃料譲与税の額の算定に錯誤があったときは、同表中「$\frac{1}{20}A\times\frac{C}{B+C}$」とあるのは「$\frac{1}{5}A\times\frac{C}{B+C}$」と、「$\frac{1}{20}A\times\frac{E}{D+E}$」とあるのは「$\frac{1}{5}A\times\frac{E}{D+E}$」と、「$\frac{2}{5}A\times\frac{G}{F+G}$」とあるのは「$\frac{1}{10}A\times\frac{G}{F+G}$」とそれぞれ読み替えるものとする。

（地方自治法施行規則の一部改正）

第六条　地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の六中「第七条の二」を「第七条の二第二項」に改める。

○総務省令第三十八号

地方財政法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第百三十五号）第三条の規定の施行に伴い、及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）第十三条第七号の規定に基づき、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日

総務大臣　松本　剛明

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成二十年総務省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（起債制限の特例となる地方債の借換え） **第十九条**　令第十三条第七号に規定する地方債の借換えで総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 ［一・二　略］	（起債制限の特例となる地方債の借換え） **第十九条**　令第十三条第六号に規定する地方債の借換えで総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 ［一・二　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○総務省令第二号
財務省令第二号

地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第十四条の規定に基づき、令和五年度及び令和六年度における地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日

総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一

令和五年度及び令和六年度における地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める金額を定める省令（令和二年総務省・財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
令和六年度における地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令 地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする公庫債権金利変動準備金の金額は、二千三百億円とする。	令和五年度及び令和六年度における地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令 地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする公庫債権金利変動準備金の金額は、令和五年度においては五百億円と、令和六年度においては三百億円とする。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○総務省
財務省令第三号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行に伴い、及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）第六条の八の規定に基づき、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日

総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十六条の八第一項第四号中「第二百三十九条第一項」の下に「、第二百四十七条の二の三第一項」を加える。

第十六条の十五第二項中「別表第一の十七の項」を「別表の十七の項」に改める。

附　則

この省令は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第八十号）の施行の日から施行する。ただし、第十六条の十五第二項の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

外務大臣　上川　陽子

○外務省令第四号

在勤基本手当の月額の調整に関する規則の一部を改正する省令

令和六年三月三十日

在勤基本手当の月額の調整に関する規則の一部を改正する省令

在勤基本手当の月額の調整に関する規則（令和三年外務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（行政職俸給表㈠の九級以上の在外職員に係る調整）	（行政職俸給表㈠の九級以上の在外職員に係る調整）
第一条　職務の級（一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表㈠に定める職務の級をいう。以下同じ。）が九級以上の在外公館に勤務する外務公務員（以下「在外職員」という。）であって、一般職の職員の給与に関する法律第十一条第二項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者に該当する配偶者（以下「扶養配偶者」という。）を伴うものに支給する在勤基本手当の月額については、当該在外職員に適用される在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和四十九年政令第百七十九号。以下「政令」という。）の別表第一に定める額から五千四百十六円を減じた額を指定換算率（在勤基本手当の支給に関する規則（令和六年外務省令第五号）第一条に規定する換算率をいう。次条において同じ。）により外国通貨に換算した額（外務大臣が特に必要があると認める在外職員に係る当該月額については、政令の別表第一に定める額から五千四百十六円を減じた額）とする。	**第一条**　職務の級（一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表㈠に定める職務の級をいう。以下同じ。）が九級以上の在外公館に勤務する外務公務員（以下「在外職員」という。）であって、一般職の職員の給与に関する法律第十一条第二項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者に該当する配偶者（以下「扶養配偶者」という。）を伴うものに支給する在勤基本手当の月額については、当該在外職員に適用される在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和四十九年政令第百七十九号。以下「政令」という。）の別表第一に定める額から五千四百十六円を減じた額とする。
2　（略）	2　（略）
（行政職俸給表㈠の八級の在外職員に係る調整）	（行政職俸給表㈠の八級の在外職員に係る調整）
第二条　職務の級が八級の在外職員であって、扶養配偶者を伴うものに支給する在勤基本手当の月額については、当該在外職員に適用される政令の別表第一に定める額から二千五百円を減じた額を指定換算率により外国通貨に換算した額（外務大臣が特に必要があると認める在外職員に係る当該月額については、政令の別表第一に定める額から二千五百円を減じた額）とする。	**第二条**　職務の級が八級の在外職員であって、扶養配偶者を伴うものに支給する在勤基本手当の月額については、当該在外職員に適用される政令の別表第一に定める額から二千五百円を減じた額とする。
2　（略）	2　（略）

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○外務省令第五号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十条第一項の規定に基づき、在勤基本手当の支給に関する規則を次のように定める。

令和六年三月三十日

外務大臣　上川　陽子

在勤基本手当の支給に関する規則

（手当の月額の換算率）

第一条　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十条第一項に規定する外務省令で定める換算率は、支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第十一条第二項第四号の規定により定められた外国貨幣換算率によるものとする。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○外務省令第六号

子女教育手当の支給に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日

外務大臣　上川　陽子

子女教育手当の支給に関する規則の一部を改正する省令

子女教育手当の支給に関する規則（昭和四十八年外務省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の二重傍線又は傍線を付した部分で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（手当の月額の換算率） 第十一条　法第十五条の二各項に規定する外務省令で定める換算率は、支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第十一条第二項第四号の規定により定められた外国貨幣換算率によるものとする。	［新設］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○外務省令第七号

在外公館に勤務する外務公務員の特殊語学手当に関する政令施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日

外務大臣　上川　陽子

在外公館に勤務する外務公務員の特殊語学手当に関する政令施行規則の一部を改正する省令

在外公館に勤務する外務公務員の特殊語学手当に関する政令施行規則（昭和二十七年外務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（手当の月額の換算率） **第四条**　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十八条第一項に規定する外務省令で定める換算率は、支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第十一条第二項第四号の規定により定められた外国貨幣換算率によるものとする。	（新設）

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○外務省令第八号

研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日

外務大臣　上川　陽子

研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令

研修員手当の号の適用に関する規則（昭和四十四年外務省令第八号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第一条関係）

一　大使館

号俸別月額 / 区分		1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号	12号	13号	14号	15号	16号	17号	18号	19号	20号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
国の地域別	アジア	1,365,700	1,354,700	1,343,700	1,332,700	1,321,700	1,310,700	1,299,700	1,288,700	1,277,700	1,266,700	1,255,700	1,244,700	1,233,700	1,222,700	1,211,700	1,200,700	1,189,700	1,178,700	1,167,700	1,156,700
	大洋州																				
	北米																				
	中南米																				
	欧州																				
	中東																				
	アフリカ																				

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

							21号 1,145,700円
							22号 1,134,700円
							23号 1,123,700円
							24号 1,112,700円
							25号 1,101,700円
							26号 1,090,700円
							27号 1,079,700円
							28号 1,068,700円
							29号 1,057,700円
							30号 1,046,700円
							31号 1,035,700円
							32号 1,024,700円
							33号 1,013,700円
							34号 1,002,700円
							35号 991,700円
							36号 980,700円
							37号 969,700円
							38号 958,700円
							39号 947,700円
							40号 936,700円
							41号 925,700円
							42号 914,700円

43号							
903,700円							
44号							
892,700円							
45号							
881,700円							
46号							
870,700円							
47号							
859,700円							
48号							
848,700円							
49号							
837,700円							
50号							
826,700円							
51号							
815,700円							
52号							
804,700円							
53号							
793,700円							
54号							
782,700円							
55号							
771,700円							
56号							
760,700円							
57号							
749,700円							
58号							
738,700円							
59号							
727,700円							
60号							
716,700円							
61号							
705,700円							
62号							
694,700円							
63号							
683,700円							
64号							
672,700円							

65号	66号	67号	68号	69号	70号	71号	72号	73号	74号	75号	76号	77号	78号	79号	80号	81号	82号	83号	84号	85号	86号
円 661,700	円 650,700	円 639,700	円 628,700	円 617,700	円 606,700	円 595,700	円 584,700	円 573,700	円 562,700	円 551,700	円 540,700	円 529,700	円 518,700	円 507,700	円 496,700	円 485,700	円 474,700	円 463,700	円 452,700	円 441,700	円 430,700
																	バングラデシュ		パキスタン 東ティモール		ネパール ミャンマー
															キリバス			マーシャル	ソロモン パプアニューギニア		
									ハイチ				ベネズエラ		キューバ			ボリビア	ニカラグア バルバドス ホンジュラス		グアテマラ
											ウクライナ					アイスランド			タジキスタン		
					イエメン							アフガニスタン イラク			サウジアラビア		イラン			レバノン	
					ギニア コンゴ民主共和国 スーダン			ナイジェリア	南スーダン モーリタニア	ジブチ ジンバブエ マリ	ブルキナファソ	アンゴラ コートジボワール	ガボン カメルーン	セネガル	エチオピア ガーナ ベナン マラウイ	マダガスカル	モザンビーク	リビア	ウガンダ ルワンダ	タンザニア	

第明治三二十種五郵年二月物三十認一可日

第明治二十五種郵便物認可

87号	88号	89号	90号	91号	92号	93号	94号	95号	96号	97号	98号	99号	100号	101号	102号	103号	104号	105号	106号	107号	108号
円 419,700	円 408,700	円 397,700	円 386,700	円 375,700	円 364,700	円 353,700	円 342,700	円 331,700	円 320,700	円 309,700	円 298,700	円 287,700	円 276,700	円 265,700	円 254,700	円 243,700	円 232,700	円 221,700	円 210,700	円 199,700	円 188,700
	モルディブ	インド		シンガポール 中華人民共和国 モンゴル		カンボジア ラオス	スリランカ		ブルネイ	タイ 大韓民国	フィリピン ベトナム	インドネシア	マレーシア								
トンガ ミクロネシア			サモア パラオ			パヌアツ			フィジー	オーストラリア	ニュージーランド										
		アメリカ合衆国								カナダ											
ドミニカ共和国	エルサルバドル		アルゼンチン ウルグアイ エクアドル コロンビア トリニダード・トバゴ ペルー メキシコ	ジャマイカ	コスタリカ	ブラジル	チリ	パナマ パラグアイ													
スイス			カザフスタン	ジョージア ベラルーシ ラトビア ロシア	アルバニア キルギス ノルウェー	英国 オーストリア チェコ モルドバ	アルメニア デンマーク	スウェーデン フィンランド リトアニア	アゼルバイジャン ウズベキスタン オランダ スロバキア セルビア	アイルランド イタリア ドイツ バチカン フランス ベルギー ルクセンブルク	エストニア クロアチア スペイン スロベニア ハンガリー ボスニア・ヘルツェゴビナ	キプロス ギリシャ ブルガリア ポーランド ポルトガル ルーマニア	北マケドニア									
	シリア	イスラエル	クウェート		カタール	アラブ首長国連邦 オマーン ヨルダン	トルコ バーレーン														
ケニア		アルジェリア ザンビア ボツワナ	モーリシャス	ナミビア	セーシェル		エジプト 南アフリカ共和国	チュニジア		モロッコ											

							109号 177,700円
							110号 166,700円
							111号 155,700円
							112号 144,700円
							113号 133,700円
							114号 122,700円

二　総領事館

区分		号別月額	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号	12号	13号	14号	15号	16号	17号	18号	19号	20号
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			1,365,700	1,354,700	1,343,700	1,332,700	1,321,700	1,310,700	1,299,700	1,288,700	1,277,700	1,266,700	1,255,700	1,244,700	1,233,700	1,222,700	1,211,700	1,200,700	1,189,700	1,178,700	1,167,700	1,156,700
国の地別	アジア																					
	大洋州																					
	北米																					
	中南米																					
	欧州																					
	中東																					
	アフリカ																					

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

						1,145,700円	21号
						1,134,700円	22号
						1,123,700円	23号
						1,112,700円	24号
						1,101,700円	25号
						1,090,700円	26号
						1,079,700円	27号
						1,068,700円	28号
						1,057,700円	29号
						1,046,700円	30号
						1,035,700円	31号
						1,024,700円	32号
						1,013,700円	33号
						1,002,700円	34号
						991,700円	35号
						980,700円	36号
						969,700円	37号
						958,700円	38号
						947,700円	39号
						936,700円	40号
						925,700円	41号
						914,700円	42号

							43号 903,700円
							44号 892,700円
							45号 881,700円
							46号 870,700円
							47号 859,700円
							48号 848,700円
							49号 837,700円
							50号 826,700円
							51号 815,700円
							52号 804,700円
							53号 793,700円
							54号 782,700円
							55号 771,700円
							56号 760,700円
							57号 749,700円
							58号 738,700円
							59号 727,700円
							60号 716,700円
							61号 705,700円
							62号 694,700円
							63号 683,700円
							64号 672,700円

65号	66号	67号	68号	69号	70号	71号	72号	73号	74号	75号	76号	77号	78号	79号	80号	81号	82号	83号	84号	85号	86号
661,700円	650,700円	639,700円	628,700円	617,700円	606,700円	595,700円	584,700円	573,700円	562,700円	551,700円	540,700円	529,700円	518,700円	507,700円	496,700円	485,700円	474,700円	463,700円	452,700円	441,700円	430,700円
																	カラチ				

87号	88号	89号	90号	91号	92号	93号	94号	95号	96号	97号	98号	99号	100号	101号	102号	103号	104号	105号	106号	107号	108号
円 419,700	円 408,700	円 397,700	円 386,700	円 375,700	円 364,700	円 353,700	円 342,700	円 331,700	円 320,700	円 309,700	円 298,700	円 287,700	円 276,700	円 265,700	円 254,700	円 243,700	円 232,700	円 221,700	円 210,700	円 199,700	円 188,700
	チェンナイ ベンガルール ムンバイ 香港	コルカタ	瀋陽	重慶	広州 上海 青島					スラバヤ チェンマイ 済州 釜山 セブ ダバオ	メダン ホーチミン	ダナン ペナン		デンパサール							
										シドニー ブリスベン メルボルン	パース オークランド										
アトランタ	シアトル デトロイト デンバー ナッシュビル ニューヨーク ボストン ホノルル	サンフランシスコ シカゴ ハガッニャ ヒューストン マイアミ ロサンゼルス							カルガリー トロント バンクーバー モントリオール											
		レシフェ	レオン	リオデジャネイロ		クリチバ サンパウロ															
				サンクトペテルブルク	ユジノサハリンスク	エディンバラ ウラジオストク ハバロフスク			デュッセルドルフ ハンブルク フランクフルト ミュンヘン ストラスブール	ミラノ マルセイユ	バルセロナ										
						ドバイ		イスタンブール													

							109号 177,700円
							110号 166,700円
							111号 155,700円
							112号 144,700円
							113号 133,700円
							114号 122,700円

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○外務省令第九号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十九条第一項の規定に基づき、研修員手当の支給に関する規則を次のように定める。

令和六年三月三十日

外務大臣　上川　陽子

研修員手当の支給に関する規則

（手当の月額の換算率）

第一条　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十九条第一項に規定する外務省令で定める換算率は、支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第十一条第二項第四号の規定により定められた外国貨幣換算率によるものとする。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○財務省令第十四号

所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）及び所得税法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第百四十一号）の施行に伴い、並びに所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第九条第一項第十六号、第十一条第三項、第百十二条第一項、第百二十条第一項第八号、第百二十三条第二項第九号、第二百三条の六第七項、第二百二十条、第二百二十五条第一項、第二百二十六条第一項及び第三項、第二百二十七条並びに第二百三十一条第一項並びに所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第四十一条の二第一項、第五十一条の三第二項、第三百三十九条第十項及び第三百五十二条の四第一項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、所得税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日

財務大臣　鈴木　俊一

所得税法施行規則の一部を改正する省令

所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第三項第一号中「病児保育事業又は」を「病児保育事業」に、「に係る」を「又は同条第二十一項に規定する親子関係形成支援事業に係る」に改める。

第七条第二項中「、健康保険の被保険者証」を削る。

第十六条第一項中「第五十一条の三第一項第三号」を「第五十一条の三第一項第四号」に改め、同条第二項第一号中「次条第一項」を「次条第一項第四号」に、「名称及び」を「氏名又は名称及び住所若しくは居所又は」に改め、同項第四号中「第五十一条の三第一項第二号」を「第五十一条の三第一項第三号」に改め、同項第五号中「次条」を「次条第一項第三号」に改める。

第十六条の二第一項第一号中「名称、本店又は」を「氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは」に、「及び」を「及び個人番号又は」に改め、同項第四号中「し、又は」を「し、若しくは」に改め、「金融機関の営業所等」の下に「又は同項第二号に規定する金融商品取引業者等の同条第二項に規定する営業所等」を加え、「同項第二号」を「同条第一項第三号」に改める。

第四十六条第六号ロ中「予定納税額」の下に「（令和六年分の所得税につき当該居住者が当該申請をする場合には、租税特別措置法第四十一条の三の六第四項第一号（令和六年分の所得税の予定納税額の減額の承認の申請の特例）に規定する控除前第一期予定納税額）」を加え、同条第七号を同条第九号とし、同条第六号の次に次の二号を加える。

七　令和六年分の所得税につき法第百十一条第一項又は第二項の規定による申請をする場合において、租税特別措置法第四十一条の三の五第一項若しくは第二項（令和六年分の所得税に係る予定納税に係る特別控除の額の控除）又は第四十一条の三の六第一項の規定の適用があるときは、同法第四十一条の三の五第三項に規定する予定納税特別控除額又は同法第四十一条の三の六第六項に規定する減額の承認に係る予定納税特別控除額

八　租税特別措置法第四十一条の三の六第四項第一号に規定する控除未済等予定納税特別控除額がある場合には、当該控除未済等予定納税特別控除額

第四十七条第三項第二十三号を同項第二十四号とし、同項第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三　租税特別措置法第四十一条の三の三第一項（令和六年分における所得税額の特別控除）の規定の適用がある場合には、次に掲げる事項

イ　租税特別措置法第四十一条の三の三第二項に規定する令和六年分特別税額控除額（ロ及びハにおいて「令和六年分特別税額控除額」という。）

ロ　令和六年分特別税額控除額に係る租税特別措置法第四十一条の三の三第二項に規定する同一生計配偶者を有する場合には、当該同一生計配偶者の氏名、生年月日及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び生年月日）並びに当該同一生計配偶者が控除対象配偶者でない場合には、その旨

ハ　令和六年分特別税額控除額に係る租税特別措置法第四十一条の三の三第二項に規定する扶養親族を有する場合には、当該扶養親族の氏名、生年月日、当該扶養親族を有する居住者との続柄及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日及び当該扶養親族を有する居住者との続柄）

第四十八条第一項第四号中「第二十二号」を「第二十三号」に改める。

第七十七条の四第七項中「第三十条の九（国の機関等への本人確認情報の提供）」を「第三十条の七第四項（都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等）」に改める。

第九十二条の二第一項第一号イ中「次条第二号」を「次条第一項第二号」に、「同項第二号」を「第九十五条の二第一項第二号」に改める。

第九十二条の三に次の一項を加える。

2　令第三百五十二条の四第一項に規定する支払をする者が、同項に規定する支払を受ける者から前項の規定による承諾を得ようとする場合において、当該支払をする者が定める期限までに当該承諾をしない旨の回答がないときは当該承諾があつたものとみなす旨の通知をし、当該期限までに当該支払を受ける者から当該回答がなかつたときは、当該承諾を得たものとみなす。

第九十三条第一項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号の次に次の一号を加える。

十一　租税特別措置法第四十一条の三の八第一項（令和六年における年末調整に係る特別控除の額の控除等）の規定の適用がある場合における同条第二項に規定する年末調整特別控除額及び当該年末調整特別控除額の算定の基礎となる三万円（同項各号に掲げる者がある場合には、三万円にこれらの者一人につき三万円を加算した金額）が同項に規定する税額を超える部分の金額（当該金額がない場合には、零）並びに当該年末調整特別控除額に係る同項第三号に掲げる者（同項第一号に規定する控除対象配偶者を除く。）がある場合にはその旨

第九十四条の二第一項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　租税特別措置法第四十一条の三の九第一項又は第二項（令和六年六月以後に支払われる公的年金等に係る特別控除の額の控除等）の規定の適用がある場合における同条第三項に規定する年金特別控除額のうち同条第一項又は第二項の規定による控除をしても控除しきれない金額（当該金額がない場合には、零）

第九十六条第一項第七号ハ中「第七十八条第三項（寄附金控除）」を「第十一条第二項（公共法人等及び公益信託等に係る非課税）」に、「特定公益信託」を「公益信託」に、「名称及び所在地」を「氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地」に改める。

第百条第一項に次の一号を加える。

四　租税特別措置法第四十一条の三の七第三項（令和六年六月以後に支払われる給与等に係る特別控除の額の控除等）に規定する給与特別控除額のうち同条第一項又は第二項の規定により控除した金額

第百四条の見出し中「書式」を「書式等」に改め、同条中「国税庁長官は」の下に「、別表第二㈠、別表第二㈢から別表第二㈤まで」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、国税庁長官は、併せてこれらの用紙の大きさを当該各表に定める大きさ以外の大きさ（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項（日本産業規格）に規定する日本産業規格に適合するものに限る。）とすることができる。

別表第二㈤の表の備考５中「診療報酬に」を「診療報酬（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第36条の９第２項の規定により都道府県知事から同項に規定する流行初期医療確保措置に係る事務を委託された同項に規定する支払基金が支払う同条第１項に規定する流行初期医療の確保に要する費用を含む。）に」に改める。

別表第四㈠の表の備考３⑺を削り、同表の備考３⑻を同表の備考３⑺とし、同表の備考３⑼を同表の備考３⑻とする。

別表第五㈢の表の備考２⑴中「及び⑿」を「、⑿及び⒀」に改め、同表の備考２⑷中「⑿」を「⑽」に改め、同表の備考２⑼及び⑽を削り、同表の備考２⑾を同表の備考２⑼とし、同表の備考２⑿から⒁までを同表の備考２⑽から⑿までとする。

別表第五㈢の表の備考２⑹を次のように改める。

⑹　診療報酬のうち次に掲げるものについては、「摘要」の欄にそれぞれ次に定める事項を記載すること。

㈠　家族に係るもの　その旨及びその金額

㈡　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第36条の９第１項に規定する流行初期医療の確保に要する費用が含まれているもの　その旨及びその費用の額

別表第五㈦の表の備考１⑴中「第19条の３第32項」を「第19条の３第33項」に、「第19条の３第33項」を「第19条の３第35項」に改める。

別表第五㈦の表の備考１中「第90条の３第１項の」を削り、「第19条の３第32項」を「第19条の３第33項」に、「第19条の３第35項」に改める。

別表第六㈠の表の備考２⑷及び⑸中「第41条の３の４第１項」を「第41条の３の12第１項」に改め、同表の備考２⑹中「第19条の３第33項」を「第19条の３第35項」に改める。

別表第六㈠の表の備考２⑺㈠中「第41条第14項」を「第41条第16項」に改め、同表の備考２⑺㈢中「同条第13項」を「同条第15項」に、「同条第16項」を「同条第18項」に改め、同表の備考２⑺㈤中「第41条の３の４第１項」を「第41条の３の12第１項」に改め、同表の備考３を同表の備考４とし、同表の備考２の次に次のように加える。

３　２に定めるほか、租税特別措置法第41条の３の８第１項の規定の適用がある場合には、「摘要」の欄に第93条第１項第11号に規定する年末調整特別控除額を源泉徴収時所得税減税控除済額のように記載した次に記載し、同号に規定する超える部分の金額（当該金額がない場合には、零）を控除外額のように記載した次に「摘要」の欄に記載し、同号に規定する者があるときは非控除対象配偶者減税有のように「摘要」の欄に記載すること。

別表第六㈢の表の備考３を同表の備考４とし、同表の備考２の次に次のように加える。

３　２に定めるほか、租税特別措置法第41条の３の９第１項又は第２項の規定の適用がある場合には、「摘要」の欄に第94条の２第１項第８号に規定する控除した金額を源泉徴収時所得税減税控除済額のように記載した次に記載し、同号に規定する控除しきれない金額（当該金額がない場合には、零）を控除外額のように記載した次に「摘要」の欄に記載すること。

別表第七㈠の表の備考２⑼く㈢中「第78条第３項」を「第11条第２項」に、「特定公益信託」を「公益信託」に、「名称及び所在地」を「氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第四十六条の改正規定、第四十七条第三項の改正規定、第四十八条第一項第四号の改正規定、第九十三条第一項の改正規定、第九十四条の二第一項の改正規定、第百条第一項の改正規定、別表第六㈠の改正規定（同表の備考２⑺㈠及び㈢に係る部分を除く。）及び別表第六㈢の改正規定並びに附則第五条、第六条、第八条及び第十条の規定　令和六年六月一日

二　第七条第二項の改正規定　令和六年十二月二日

三　第百四条（見出しを含む。）の改正規定　令和八年九月一日

四　第十六条第二項第一号の改正規定、第十六条の二第一項第一号の改正規定、第九十六条第一項第七号ハの改正規定及び別表第七㈠の表の備考２⑼く㈢の改正規定並びに附則第七条並びに第九条第二項及び第四項の規定　公益信託に関する法律（令和六年法律第　　号）の施行の日

五　第七十七条の四第七項の改正規定　情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日

（非課税とされる国等から支給される金品に係る事業の範囲等に関する経過措置）

第二条　改正後の所得税法施行規則（以下「新規則」という。）第三条の二第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、令和六年分以後の所得税について適用し、令和五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（公共法人等及び公益信託等に係る非課税申告書の記載事項に関する経過措置）

第三条　新規則第十六条の二（第一項第四号に係る部分に限る。）の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する所得税法第十一条第三項の申告書について適用し、施行日前に提出した所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号。以下「改正法」という。）第一条の規定による改正前の所得税法第十一条第三項の申告書については、なお従前の例による。

（支払通知書に係る電磁的方法による提供の承諾に関する経過措置）

第四条　新規則第九十二条の三第二項（所得税法施行規則第七十二条の四第十項及び第七十二条の六第十項並びに租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第五条の四の二第十一項、第五条の四の三第八項、第五条の四の四第九項及び第五条の四の五第八項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、新規則第九十二条の三第二項に規定する支払をする者、所得税法施行規則第七十二条の四第十項に規定する内国法人、同令第七十二条の六第十項に規定する外国法人、租税特別措置法施行規則第五条の四の二第十一項に規定する特定目的会社、同令第五条の四の三第八項に規定する投資法人又は同令第五条の四の四第九項若しくは第五条の四の五第八項に規定する受託法人が施行日以後に行う新規則第九十二条の三第二項に規定する通知について適用する。

（給与等の源泉徴収票に関する経過措置）

第五条　新規則第九十三条第一項の規定及び新規則別表第六㈠に定める書式は、令和六年以後に支払うべき同年以後に支払の確定した所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等でその最後に支払をする日が同年六月一日以後であるものについて適用し、同年以前に支払うべき同年以前に支払の確定した同項に規定する給与等でその最後に支払をする日が同年六月一日前であるものについては、なお従前の例による。

2　前項に規定する書式は、当分の間、改正前の所得税法施行規則（以下「旧規則」という。）の相当の規定に定める源泉徴収票に、新規則別表第六㈠に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

（公的年金等の源泉徴収票に関する経過措置）

第六条　新規則第九十四条の二第一項の規定及び新規則別表第六㈢に定める書式は、令和六年六月一日以後に支払う所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払う同項に規定する公的年金等については、なお従前の例による。

2　前項に規定する書式は、当分の間、旧規則の相当の規定に定める源泉徴収票に、新規則別表第六㈢に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

（信託の計算書に関する経過措置）

第七条　改正法附則第三条第一項の規定の適用がある場合における新規則第九十六条の規定の適用については、同条第一項第七号ハ中「規定する公益信託」とあるのは「規定する公益信託若しくは所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第三条第一項（寄附金控除に関する経過措置）に規定する特定公益信託」と、「当該公益信託」とあるのは「当該公益信託又は特定公益信託」とする。

（給与等、退職手当等又は公的年金等の支払明細書に関する経過措置）

第八条　新規則第百条第一項の規定は、令和六年六月一日以後に支払う所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等について適用し、同日前に支払う同項に規定する給与等については、なお従前の例による。

（書式に関する経過措置）

第九条　新規則別表第三㈤、別表第四㈡、別表第五㈢及び別表第五㈧に定める書式は、施行日以後に所得税法第二百二十条、第二百二十四条第二項及び第二百二十五条第一項の規定により添付し、又は提出するこれらの規定に規定する計算書、告知書及び調書について適用し、施行日前にこれらの規定により添付し、又は提出したこれらの規定に規定する計算書、告知書及び調書については、なお従前の例による。

2　新規則別表第七㈠に定める書式は、附則第一条第四号に定める日以後に所得税法第二百二十七条の規定により提出する同条に規定する計算書について適用し、同日前に同条の規定により提出した同条に規定する計算書については、なお従前の例による。

3　前二項に規定する書式は、当分の間、旧規則の相当の規定に定める計算書、告知書又は調書に、新規則別表第三㈤、別表第四㈡、別表第五㈢、別表第五㈧及び別表第七㈠に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

4　改正法附則第三条第一項の規定の適用がある場合において、所得税法第二百二十七条に規定する信託が租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四条の五第一項に規定する特定寄附信託であるときにおける所得税法第二百二十七条に規定する計算書についての新規則別表第七㈠に定める書式の適用については、同表の備考2⑼ヘ㈱中「規定する公益信託」とあるのは「規定する公益信託若しくは所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）附則第３条第１項に規定する特定公益信託」と、「当該公益信託」とあるのは「当該公益信託又は特定公益信託」とする。

（所得税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第十条　所得税法施行規則の一部を改正する省令（令和五年財務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第九十五条の二の次に一条を加える改正規定中「並びに同項第七号から第十一号まで」を「、同項第七号から第十号までに掲げる事項並びに同項第十二号」に、「同項第八号」を「同項第九号」に改める。

○財務省令第十五号

所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）及び法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第百四十二号）の施行に伴い、並びに法人税法（昭和四十年法律第三十四号）、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）及び法人税法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第二百八号）附則の規定に基づき、並びに同法を実施するため、法人税法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日

財務大臣　鈴木　俊一

法人税法施行規則等の一部を改正する省令

（法人税法施行規則の一部改正）

第一条　法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十六条の十一」を「第二十六条の十二」に、「第二十六条の十二」を「第二十六条の十三」に、「第三十八条の四十四」を「第三十八条の四十五」に、「第三十八条の四十五―第三十八条の四十八」を「第三十八条の四十六―第三十八条の四十九」に改める。

第四条の二の次に次の一条を加える。

（国民健康保険団体連合会が委託を受けて行う事業で収益事業に該当しないものの要件）

第四条の二の二　令第五条第一項第十号ホ（収益事業の範囲）に規定する委託を受けて行うものであることその他の財務省令で定める要件は、法令の規定に基づく委託を受けて行うもの（これに準ずるものを含む。）であること、その委託の対価がその事業を実施するために必要な費用を超えるに至つた場合にはその超えるに至つた事業年度の翌事業年度の委託の対価を減額することとされていることその他の厚生労働大臣の定める要件に該当することにつき厚生労働大臣の証明を受けたものであることとする。

２　令第五条第一項第十号ホ⑷に規定する財務省令で定める要件は、都道府県の区域をその区域とする国民健康保険団体連合会の全てをその社員とすることとする。

第五条の二第一項中「医療保健業」を「収益事業の範囲」に改め、同項に次の一号を加える。

三　当該農業協同組合連合会の行う事業が公的に運営されるものであることその他の厚生労働大臣及び農林水産大臣の定める基準に該当すること。

第五条の二第三項第二号中「第一項に規定する要件を満たす」を「第一項各号に掲げる事項に該当する」に改める。

第二十二条の三第六項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同条第七項中「から第三号まで」を「若しくは第二号」に、「前項第四号」を「前項第三号」に改める。

第二十四条の二中「第七十九条第七号」を「第七十九条第八号」に改める。

第二十六条の九第九号中「第六十一条第八項」を「第六十一条第七項」に、「この号」を「この款」に改める。

第二十六条の十の見出しを「（譲渡についての制限その他の条件が付されている暗号資産の要件）」に改め、同条中「第百十八条の七第二項第一号（時価評価をする暗号資産の範囲）」を「第百十八条の七第三項第一号」に改め、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

令第百十八条の七第二項第一号（市場暗号資産等の範囲）に規定する財務省令で定める条件は、暗号資産交換業者に関する内閣府令（平成二十九年内閣府令第七号）第二十三条第一項第九号（その他利用者保護を図るための措置等）に規定する移転制限とする。

２　令第百十八条の七第二項第二号に規定する財務省令で定める手続は、同号に規定する暗号資産交換業者が公表等措置（暗号資産交換業者に関する内閣府令第二十三条第一項第九号に掲げる措置をいう。）を講ずるための当該暗号資産交換業者に対する暗号資産交換業者に関する内閣府令第二十三条第一項第九号イの要請若しくは同号ロの通知（当該暗号資産交換業者がその内容を確認することができるものに限る。以下この項において同じ。）又は他の者に対する当該他の者が同号ロの通知をすることの要請とする。

第二十六条の十三を第二十六条の十四とし、第二十六条の十二を第二十六条の十三とする。

第二十六条の十一中「第六十一条第八項（一）を「第六十一条第七項（一）に改め、同条第一号中「第六十一条第八項」を「第六十一条第七項」に改め、「（同条第一項に規定する暗号資産をいう。以下この条において同じ。）」を削り、第二編第一章第一節第七款の二中同条を第二十六条の十二とする。

第二十六条の十の次に次の一条を加える。

（特定譲渡制限付暗号資産の評価の方法の変更申請書の記載事項）

第二十六条の十一　令第百十八条の九第三項（特定譲渡制限付暗号資産の評価の方法の選定の手続等）において準用する令第三十条第二項（棚卸資産の評価の方法の変更手続）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　申請をする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二　その評価の方法を変更しようとする令第百十八条の九第一項に規定する選定特定譲渡制限付暗号資産（同条第二項の規定により同条第一項に規定する選定特定譲渡制限付暗号資産に該当するものとされたものを含む。）の種類

三　現によつている評価の方法及びその評価の方法を採用した日

四　採用しようとする新たな評価の方法

五　その他参考となるべき事項

第二十七条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　令第百十九条の三第十一項第二号に規定する財務省令で定める場合は、同条第十項第二号イ中「当該対象配当等の額に係る決議日等前に最後に終了した事業年度」とあるのを「設立の時」と、「事業年度終了の日の翌日」とあるのを「設立の日」と、「当該翌日」とあるのを「同日」と読み替えた場合における同号イに規定する利益剰余金期中増加及び期中配当等があつた場合とする。

第二十七条の十四第二号中「、第二十一条の十一第二項第五号（原子力発電施設解体準備金）」を削る。

第二十七条の二十第二項第二号中「第八十二条の四第一項」を「第八十二条の五第一項」に改める。

第三十八条の三中「第八十二条の二第六項各号」を「第八十二条の二第七項各号」に、「同条第十項」を「同条第十三項」に改める。

第三十八条の五中「第百五十五条の四第一項第二号」を「第百五十五条の四第二項第二号」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第三十八条の九第二項中「第三十八条の三十一第四項」を「第三十八条の三十一第五項」に改める。

第三十八条の十五第四項中「若しくは」を「又は」に、「又は当該」を「における当該資産及び当該」に改める。

第三十八条の十六第一項中「第十二項」を「第十五項」に改め、同条第十六項を同条第二十六項とし、同条第十五項中「（令第百五十五条の十三第二項第五号（各種投資会社等の範囲）に規定する課税期間をいう。）」及び「（調整後対象租税額の計算）」を削り、同項を同条第二十五項とし、同条第十四項を同条第十七項とし、同項の次に次の七項を加える。

18　各対象会計年度において、適用者変更税額控除額に係る構成会社等又は共同支配会社等が次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該対象会計年度に係る当該適用者変更税額控除額に係る適格適用者変更税額控除額（令第百五十五条の十八第二項第十二号に規定する適格適用者変更税額控除額をいう。以下この条において同じ。）は、第十項の規定にかかわらず、当該各号に定める金額とする。

一　当該構成会社等又は共同支配会社等（第十項第一号に掲げる構成会社等又は共同支配会社等に該当するものに限る。）が当該対象会計年度（当該適用者変更税額控除額につきその適用を受けることができることとなつた対象会計年度に限る。）において当該適用者変更税額控除額に係る適用者変更を行つた場合　次に掲げる金額の合計額

イ　当該適用者変更につき支払を受けた対価の額

ロ　当該適格適用者変更税額控除額（当該適用者変更を行つた部分の金額を除く。）

二　当該構成会社等又は共同支配会社等（第十項第二号に掲げる構成会社等又は共同支配会社等に該当するものに限る。）が当該対象会計年度において当該適用者変更税額控除額に係る新適用者変更税額控除額（同号に規定する新適用者変更税額控除額をいう。ロにおいて同じ。）に係る適用者変更を行つた場合　当該適格適用者変更税額控除額にイに掲げる金額からロに掲げる金額を減算した金額を加算した金額

イ　当該適用者変更につき支払を受けた対価の額

ロ　当該新適用者変更税額控除額のうちその適用者変更を行つた部分の金額に(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

(1)　当該適用者変更税額控除額に係る適格適用者変更につき支払つた対価の額

(2)　当該新適用者変更税額控除額

19　第十項第一号に掲げる構成会社等又は共同支配会社等が適用者変更税額控除額につきその適用を受けることができることとなつた対象会計年度終了の日の翌日から一年三月以内に当該適用者変更税額控除額に係る適用者変更を行つた場合には、当該終了の日において当該適用者変更を行つたものとみなして、前項第一号の規定を適用する。

20　第十項第一号に掲げる構成会社等又は共同支配会社等が、過去対象会計年度において適格適用者変更税額控除額につき最初にその適用を受けることができることとなつたことにより、当該適格適用者変更税額控除額につき令第百五十五条の十八第二項第十二号の規定の適用があつた場合において、当該過去対象会計年度終了の日の翌日から一年三月を経過した日以後に当該適格適用者変更税額控除額に係る適用者変更を行つたときは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額のうち、当該構成会社等又は共同支配会社等の当期純損益金額に係る損失の額としていない金額を当該構成会社等又は共同支配会社等の当該適用者変更を行つた対象会計年度に係る個別計算所得等の金額から減算する。

一　当該適格適用者変更税額控除額のうち当該適用者変更を行つた部分の金額

二　当該適用者変更につき支払を受けた対価の額

21　第十項及び前三項の規定は、適用者変更を行うことができる適格給付付き税額控除額について適用する。この場合において、第十項中「」を除く」とあるのは「」（適用者変更を行うことができないものに限る。）を除く」と、同項各号中「共同支配会社等（当該適用者変更税額控除額が次に掲げる要件の全てを満たす場合における構成会社等又は共同支配会社等に限る。）」とあるのは「共同支配会社等」とする。

22　構成会社等又は共同支配会社等が、各対象会計年度において税額控除の額（適格給付付き税額控除額又は適用者変更税額控除額（当初適用者に該当する構成会社等又は共同支配会社等にあつては第十項第一号イ及びロに掲げる要件の全てを満たすものに限るものとし、新適用者に該当する構成会社等又は共同支配会社等にあつては同項第二号イ及びロに掲げる要件の全てを満たすものに限る。）に限る。）の全部又は一部について、その適用を受けることができる期間が経過したことにより、その適用を受けることができなくなつた場合には、次の各号に掲げる構成会社等又は共同支配会社等の区分に応じ当該各号に定める金額のうち、当該構成会社等又は共同支配会社等に係る当期純損益金額に係る損失の額としていない金額を当該構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度に係る個別計算所得等の金額から減算する。

一　当該税額控除の額に係る当初適用者に該当する構成会社等又は共同支配会社等　当該税額控除の額のうちその適用を受けることができなくなつた部分の金額

二　当該税額控除の額に係る新適用者に該当する構成会社等又は共同支配会社等　新適用者変更税額控除額（当該税額控除の額のうち、適用者変更により当該構成会社等又は共同支配会社等がその適用を受けることができることとなつた部分の金額をいう。ロにおいて同じ。）のうちその適用を受けることができなくなつた部分の金額にイに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

イ　当該税額控除の額に係る適用者変更につき支払つた対価の額

ロ　当該新適用者変更税額控除額

23　各対象会計年度において、構成会社等又は共同支配会社等が、資産の取得に係る税額控除の額（適格給付付き税額控除額又は適格適用者変更税額控除額に限る。）に係る当初適用者に該当する場合において、当該構成会社等又は共同支配会社等に係る当期純損益金額の計算上次に掲げる会計処理のいずれかを行つているときは、当該対象会計年度に係る当該税額控除の額については、令第百五十五条の十八第二項第十二号の規定は適用しない。

一　当該資産の帳簿価額から当該税額控除の額を減算する会計処理

二　当該税額控除の額につき当該資産の耐用年数に応じた収益の額を計上する会計処理

24　各対象会計年度において、構成会社等又は共同支配会社等が第三十八条の二十八第九項第一号（調整後対象租税額の計算）に規定する非適格適用者変更税額控除額に係る同号ロの新適用者である場合において、同号ロ⑵に定める金額が零を下回るときは、その下回る部分の金額のうち、当該構成会社等又は共同支配会社等の当期純損益金額に係る損失の額としていない金額を当該構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度に係る個別計算所得等の金額から減算する。

第三十八条の十六第十三項中「第十項の」を「第十三項の」に、「第十一項の」を「第十四項の」に、「第十項第一号」を「第十三項第一号」に、「第十一項第一号」を「第十四項第一号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十二項中「第十五項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十一項第四号中「その所在地国に係る」を削り、同項を同条第十四項とし、同条第十三項とし、同条第九項の次に次の三項を加える。

10　令第百五十五条の十八第二項第十二号（同条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する財務省令で定める金額は、国又は地域の租税に関する法令において、税額控除を受けることができる者と他の者との間の取引に基づき、当該税額控除を受けることができる者がその税額控除を受けることができる金額の全部又は一部につきその適用を受けることができないこととなることにより、当該適用を受けることができないこととなる金額に相当する額につき当該他の者が税額控除を受けることができること（以下この条において「適用者変更」という。）が認められる税額控除に係る最初にその適用を受けることができる金額（適格給付付き税額控除額（同号に規定する適格給付付き税額控除額をいう。以下この条において同じ。）を除く。以下この条において「適用者変更税額控除額」という。）のうち、各対象会計年度における当該適用者変更税額控除額に係る構成会社等又は共同支配会社等の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　当該対象会計年度において、当該適用者変更税額控除額に係る当初適用者（税額控除につき最初にその適用を受けることができることとなつた者をいう。以下この条において同じ。）に該当することとなつた構成会社等又は共同支配会社等（当該適用者変更税額控除額が次に掲げる要件の全てを満たす場合における構成会社等又は共同支配会社等に限る。）　当該適用者変更税額控除額

イ　当該国又は地域の租税に関する法令において、当該対象会計年度又は当該対象会計年度終了の日の翌日から一年三月以内に当初適用者のいずれかと他の者（当該当初適用者と特殊の関係にある者を除く。）との間で当該適用者変更税額控除額に係る適用者変更が行われ、かつ、当該適用者変更につき支払を受けた対価の額が適格適用者変更価格以上であつたと認められること。

ロ　当該対象会計年度又は当該対象会計年度終了の日の翌日から一年三月以内において当初適用者が他の者（当該当初適用者と特殊の関係にある者を除く。）との間で適用者変更を行うことが認められていること。

二　当該適用者変更税額控除額に係る新適用者（税額控除につき適用者変更によりその適用を受けることができることとなつた者をいう。以下この条において同じ。）に該当する構成会社等（当該適用者変更税額控除額が次に掲げる要件の全てを満たす場合における構成会社等又は共同支配会社等に限る。）　新適用者変更税額控除額（当該適用者変更税額控除額のうち適用者変更により構成会社等又は共同支配会社等がその適用を受けることができることとなつた部分の金額をいう。以下この号において同じ。）から当該新適用者変更税額控除額に係る適用者変更につき支払つた対価の額を控除した残額に、当該新適用者変更税額控除額のうち当該対象会計年度においてその適用を受けた部分の金額（当該対象会計年度が当該適用を受けた課税期間（令第百五十五条の十三第二項第五号（各種投資会社等の範囲）に規定する課税期間をいう。以下この条において同じ。）終了の日の属する対象会計年度である場合における当該金額に限る。）が当該新適用者変更税額控除額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

イ　当該国又は地域の租税に関する法令において、当該対象会計年度において構成会社等又は共同支配会社等が他の者（当該構成会社等又は共同支配会社等と特殊の関係にある者を除く。ロにおいて同じ。）との間で適用者変更を行うことが認められていること。

ロ　他の者との間で当該適用者変更税額控除額に係る適用者変更が行われ、かつ、当該適用者変更につき支払つた対価の額が適格適用者変更価格以上であつたこと。

11　前項及びこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　特殊の関係　次に掲げる関係をいう。

イ　一方の者が他方の会社等の持分（自己が有する自己の持分を除く。）の総数又は総額（ロにおいて「総持分数」という。）の百分の五十以上の数又は金額の持分を直接又は間接に保有する関係

ロ　二の会社等が同一の者によつてそれぞれその総持分数の百分の五十以上の数又は金額の持分を直接又は間接に保有される場合における当該二の会社等の関係その他の二の者が同一の者によつて直接又は間接に支配される場合における当該二の者の関係（イに掲げる関係に該当するものを除く。）

他の一方の者が他方の者を直接又は間接に支配する関係

二　適格適用者変更価格　適用者変更税額控除額に係る当初適用者又は新適用者が当該適用者変更税額控除額に係る適用者変更を行つた場合において、当該適用者変更税額控除額につきその適用を受けることができる期間内の日の属する各年のその適用を受けることができる金額を適格割引率を用いて当該適用者変更を行つた時の現在価値として割り引いた金額の合計額に百分の八十を乗じて計算した金額をいう。

三　適格割引率　適用者変更税額控除額に係る当初適用者又は新適用者が当該適用者変更税額控除額に係る適用者変更を行つた対象会計年度において当該適用者変更税額控除額に係る国等が発行した債券（発行日から償還日までの期間が五年以下である債券のうち、当該適用者変更税額控除額につきその適用を受けることができる期間と当該償還日までの期間がおおむね同一であるもの（その適用を受けることができる期間が五年を超える場合にあつては、当該償還日までの期間が最も長いもの）に限る。）の利回りのうち、当該適用者変更税額控除額の当該適用者変更を行つた時の現在価値を算定する際の割引率として合理的と認められるものをいう。

12　第三十八条の十二第二項及び第三項（各種投資会社等の範囲）の規定は前項第一号イの直接又は間接に保有する関係について、同条第四項の規定は同号ロの直接又は間接に保有される関係について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「百分の五十を超える」とあるのは、「百分の五十以上の」と読み替えるものとする。

第三十八条の二十の次に次の一条を加える。

（除外資本損益に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）

第三十八条の二十の二　令第百五十五条の二十四の二第一項（除外資本損益に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）の規定により読み替えられた令第百五十五条の十八第二項第二号（個別計算所得等の金額の計算）に規定する財務省令で定める金額は、当期法人税等の額（令第百五十五条の三十五第二項第一号（調整後対象租税額の計算）に規定する当期法人税等の額をいう。第四項において同じ。）又は法人税等調整額（令第百五十五条の三十五第一項第二号に規定する法人税等調整額をいう。第四項において同じ。）の計算の基礎となる令第百五十五条の二十四の二第一項の規定により読み替えられた令第百五十五条の十八第二項第二号の構成会社等の所在地国の租税に関する法令において当該構成会社等の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額（適格持分（令第百五十五条の三十五第七項に規定する適格持分をいう。以下この条において同じ。）に係るものを除く。）とする。

2　令第百五十五条の二十四の二第一項の規定により読み替えられた令第百五十五条の十八第二項第三号に規定する財務省令で定める金額は、特定所有持分（導管会社等（以下この項において「対象導管会社等」という。）に対する所有持分（適格持分を除く。）のうち次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める要件を満たすものをいう。第五項において同じ。）に係る令第百五十五条の二十四の二第一項の規定により読み替えられた令第百五十五条の十八第二項第三号の構成会社等の所在地国の租税に関する法令において当該構成会社等の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額とする。

一　対象導管会社等に対する所有持分を当該構成会社等が有する場合　当該対象導管会社等の収入等が当該構成会社等の所在する国又は地域の租税に関する法令においてその構成員の収入等として取り扱われること。

二　対象導管会社等に対する所有持分を有する他の会社等（導管会社等に限る。以下この号及び次号において同じ。）に対する所有持分の全部又は一部を当該構成会社等が有する場合　当該対象導管会社等の収入等がその所有持分を有する当該他の会社等の所在する国又は地域の租税に関する法令においてその構成員の収入等として取り扱われること。

三　対象導管会社等と他の会社等（その所有持分の全部又は一部を当該構成会社等が有するものに限る。以下この号において同じ。）との間に一又は二以上の会社等（導管会社等に限る。以下この号において「介在会社等」という。）が介在する場合であつて、当該構成会社等、当該他の会社等、介在会社等及び当該対象導管会社等が所有持分の保有を通じて連鎖関係にある場合　当該対象導管会社等の収入等がその所有持分を有する介在会社等の所在する国又は地域の租税に関する法令においてその構成員の収入等と、介在会社等の収入等がその所有持分を有する他の介在会社等の所在する国又は地域の租税に関する法令においてその構成員の収入等と、当該他の会社等の収入等がその所有持分を有する当該構成会社等の所在する国又は地域の租税に関する法令においてその構成員の収入等として取り扱われること。

3　令第百五十五条の二十四の二第一項の規定により読み替えられた令第百五十五条の十八第二項第四号に規定する財務省令で定める金額は、所有持分（適格持分を除く。）に係る同号の構成会社等の所在地国の租税に関する法令において当該構成会社等の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額とする。

4　令第百五十五条の二十四の二第一項の規定により読み替えられた令第百五十五条の十八第三項第三号に規定する財務省令で定める金額は、当期法人税等の額又は法人税等調整額の計算の基礎となる同号の構成会社等の所在地国の租税に関する法令において当該構成会社等の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額（適格持分に係るものを除く。）とする。

5　令第百五十五条の二十四の二第一項の規定により読み替えられた令第百五十五条の十八第三項第四号に規定する財務省令で定める金額は、特定所有持分に係る同号の構成会社等の所在地国の租税に関する法令において当該構成会社等の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額とする。

6　令第百五十五条の二十四の二第一項の規定により読み替えられた令第百五十五条の十八第三項第五号に規定する財務省令で定める金額は、所有持分（適格持分を除く。）に係る同号の構成会社等の所在地国の租税に関する法令において当該構成会社等の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額とする。

7　第一項の規定は令第百五十五条の二十四の二第六項において準用する同条第一項の規定により読み替えられた令第百五十五条の十八第四項において準用する同条第二項第二号に規定する財務省令で定める金額について、第二項の規定は令第百五十五条の二十四の二第六項において準用する同条第一項の規定により読み替えられた令第百五十五条の十八第四項において準用する同条第二項第三号に規定する財務省令で定める金額について、第三項の規定は令第百五十五条の二十四の二第六項において準用する同条第一項の規定により読み替えられた令第百五十五条の十八第四項において準用する同条第二項第四号に規定する財務省令で定める金額について、第四項の規定は令第百五十五条の二十四の二第六項において準用する同条第一項の規定により読み替えられた令第百五十五条の十八第四項において準用する同条第二項第三号に規定する財務省令で定める金額について、第五項の規定は令第百五十五条の二十四の二第六項において準用する同条第一項の規定により読み替えられた令第百五十五条の十八第四項において準用する同条第三項第五号に規定する財務省令で定める金額について、前項の規定は令第百五十五条の二十四の二第六項において準用する同条第一項の規定により読み替えられた令第百五十五条の十八第四項において準用する同条第三項第五号に規定する財務省令で定める金額について、それぞれ準用する。

第三十八条の二十六第三項中「第三十八条の二十九第十三項」を「第三十八条の二十九第二十項」に、「第百五十五条の三十五第九項」を「第百五十五条の三十五第十項」に改める。

第三十八条の二十八第三項第一号ニ中「第十項」を「第十一項」に改め、同号ヲ(1)(i)中「連結等納税規定（ニ及び「をいう。(1)及び(2)において同じ。）」を削り、同号ヲ(1)(ii)中「他の会社等が」の下に「令第百五十五条の二十第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する」を加え、同号ヲ(2)(i)及び(ii)中「当該対象会社等が」の下に「令第百五十五条の二十第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する」を加え、同条第六項中「リまで」を「ホまで、チ及びリ」に改め、同条第十一項中「とする」を「とし、当該対象会計年度において過去対象会計年度に係る令第百五十五条の三十五第一項第一号に規定する当期対象租税額が過大であつたことが判明した場合において、その過大であつた部分の金額が同条第二項第一号に規定する当期法人税等の額又は費用の額の計算上減算されていないときは、当該過大であつた部分の金額を当該構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度に係る調整後対象租税額から減算する」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第百五十五条の三十五第二項第三号ヘ」を「第百五十五条の三十五第二項第三号ホ」に、「同項第三号ホ」を「同項第三号ヘ」を「同項第三号ホ」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第百五十五条の三十五第二項第三号ニ」を「第百五十五条の三十五第二項第三号ハ」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　令第百五十五条の三十五第二項第三号ロに規定する財務省令で定める金額は、各対象会計年度に係る同号ロに規定する還付を受け、又は対象租税の額から控除された金額の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　非適格適用者変更税額控除額（当初適用者（第三十八条の十六第十項第一号（個別計算所得等の金額の計算）に規定する当初適用者をいう。イにおいて同じ。）に該当する構成会社等若しくは共同支配会社等に係る適用者変更税額控除額（同項に規定する適用者変更税額控除額をいう。以下この号及び次号において同じ。）（同項第一号イ又はロに掲げる要件を満たさないものに限る。）又は新適用者（同項第二号に規定する新適用者をいう。ロにおいて同じ。）に該当する構成会社等若しくは共同支配会社等に係る適用者変更税額控除額（同号イ又はロに掲げる要件を満たさないものに限る。）をいう。以下この号において同じ。）　次に掲げる構成会社等又は共同支配会社等の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　当該非適格適用者変更税額控除額に係る当初適用者に該当する構成会社等又は共同支配会社等　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(1)　当該対象会計年度において当該構成会社等又は共同支配会社等が当該非適格適用者変更税額控除額につきその適用を受けた場合（当該対象会計年度が当該適用を受けた課税期間（令第百五十五条の十三第二項第五号（各種投資会社等の範囲）に規定する課税期間をいう。以下この項において同じ。）終了の日の属する対象会計年度である場合に限る。）　当該適用を受けた部分の金額

(2)　当該対象会計年度において当該構成会社等又は共同支配会社等が当該非適格適用者変更税額控除額に係る適用者変更（第三十八条の十六第十項に規定する適用者変更をいう。以下この号において同じ。）を行つた場合　当該適用者変更につき支払を受けた対価の額

ロ　当該非適格適用者変更税額控除額に係る新適用者に該当する構成会社等又は共同支配会社等　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額（(2)に定める金額にあつては、零を超えるものに限る。）

(1)　当該対象会計年度において当該構成会社等又は共同支配会社等が新適用者変更税額控除額（当該非適格適用者変更税額控除額のうち、適用者変更により当該構成会社等又は共同支配会社等がその適用を受けることができることとなつた部分の金額をいう。ロにおいて同じ。）につきその適用を受けた場合（当該対象会計年度が当該適用を受けた課税期間終了の日の属する対象会計年度である場合に限る。）　当該新適用者変更税額控除額から当該非適格適用者変更税額控除額に係る適用者変更につき支払つた対価の額を控除した残額に、当該適用を受けた部分の金額が当該新適用者変更税額控除額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

(2)　当該対象会計年度において当該構成会社等又は共同支配会社等が新適用者変更税額控除額に係る適用者変更を行つた場合　当該適用者変更につき支払を受けた対価の額から当該新適用者変更税額控除額のうち当該適用者変更を行つた部分の金額に(i)に掲げる金額が(ii)に掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額を減算した金額

(i)　当該非適格適用者変更税額控除額に係る適用者変更につき支払つた対価の額

(ii)　当該新適用者変更税額控除額

二　非適格給付付き税額控除額（国等から受ける令第百五十五条の十八第二項第十二号（同条第四項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する給付付き税額控除の額のうち、適格給付付き税額控除額（同条第二項第十二号に規定する適格給付付き税額控除額をいう。次条において同じ。）以外の金額（当該金額のうち適用者変更税額控除額を除く。）をいう。以下この号において同じ。）　当該非適格給付付き税額控除額のうち当該対象会計年度においてその適用を受けた金額（当該対象会計年度が当該適用を受けた課税期間終了の日の属する対象会計年度である場合において当該非適格給付付き税額控除額に係る税額控除を受ける要件を満たすこととなつた日が移行対象会計年度開始の日前であるものを除く。）

三　前二号に掲げる金額以外の金額のうち、還付を受け、又は対象租税の額から控除された金額　当該対象会計年度においてその適用を受けた金額（当該対象会計年度が当該適用を受けた課税期間終了の日の属する対象会計年度である場合における当該金額に限る。）

第三十八条の二十九第三項中「」の」を「」（同条第七項において準用する場合を含む。）の」に改め、同条第十三項中「第百五十五条の三十五第九項」を「第百五十五条の三十五第十項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十二項中「第百五十五条の三十五第九項」を「第百五十五条の三十五第十項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十一項を同条第十八項とし、同条第十項の次に次の七項を加える。

11　令第百五十五条の三十五第七項に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　令第百五十五条の三十五第七項に規定する導管会社等（以下この項において「対象導管会社等」という。）に対する持分を有することにより受けることができると見込まれる収益の額（適格給付付き税額控除額以外の税額控除の額を除く。）が当該持分の取得に要した額を下回ること。

二　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める要件を満たすこと。

イ　対象導管会社等に対する持分を令第百五十五条の三十五第七項の構成会社等又は共同支配会社等（以下この項において「保有会社等」という。）が有する場合　当該対象導管会社等の収入等が当該保有会社等の所在する国又は地域の租税に関する法令においてその構成員の収入等として取り扱われること。

ロ　対象導管会社等に対する持分を有する他の会社等（導管会社等に限るものとし、保有会社等の特定多国籍企業グループ等に属する会社等又は保有会社等に係る他の共同支配会社等を除く。ロ及びハにおいて同じ。）に対する持分の全部又は一部を保有会社等が有する場合　当該対象導管会社等の収入等がその持分を有する当該他の会社等の所在する国又は地域の租税に関する法令においてその構成員の収入等として取り扱われ、かつ、当該他の会社等の収入等がその持分を有する当該保有会社等の所在する国又は地域の租税に関する法令においてその構成員の収入等として取り扱われること。

ハ　対象導管会社等と他の会社等（その持分の全部又は一部を保有会社等が有するものに限る。ハにおいて同じ。）との間に一又は二以上の会社等（導管会社等に限るものとし、当該保有会社等の特定多国籍企業グループ等に属する会社等又は当該保有会社等に係る他の共同支配会社等を除く。ハにおいて「介在会社等」という。）が介在する場合であつて、当該保有会社等、当該他の会社等、介在会社等及び当該対象導管会社等が持分の保有を通じて連鎖関係にある場合　当該対象導管会社等の収入等がその持分を有する介在会社等の所在する国又は地域の租税に関する法令においてその構成員の収入等と、介在会社等の収入等がその持分を有する他の介在会社等の所在する国又は地域の租税に関する法令においてその構成員の収入等と、介在会社等の収入等がその持分を有する当該他の会社等の所在する国又は地域の租税に関する法令においてその構成員の収入等と、当該他の会社等の収入等がその持分を有する当該保有会社等の所在する国又は地域の租税に関する法令においてその構成員の収入等として取り扱われること。

三　保有会社等の所在地国の租税に関する法令及び対象導管会社等が事業を行う国又は地域において一般に公正妥当と認められる会計処理の基準において、当該対象導管会社等の純資産の部に計上される持分であること。

四　対象導管会社等に対する持分を有する者のうち、特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等又は当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等のみが、当該持分を有することにより税額控除及びこれに類するものを受けることができるものでないこと。

12　前項第一号に規定する対象導管会社等に対する持分を有することにより受けることができると見込まれる収益の額は、当該持分を取得した時に見込まれる収益の額とする。

13　令第百五十五条の三十五第七項第一号に規定する収益の額のうち財務省令で定める金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一　適格持分（令第百五十五条の三十五第七項に規定する適格持分をいう。以下この条において同じ。）を有することにより受けることができる税額控除の額

二　国又は地域の租税に関する法令において構成会社等又は共同支配会社等の所得の金額の計算上損金の額に算入される適格持分に係る導管会社等の損失の額に当該構成会社等又は共同支配会社等に適用される税率を乗じて計算した金額

三　適格持分に係る利益の配当の額及びこれに類するもの

四　適格持分の譲渡により受ける対価の額

14　令第百五十五条の三十五第七項第一号に規定する税額控除の額及びこれに類するものとして財務省令で定める金額は、前項第一号及び第二号に掲げる金額（適格給付付き税額控除額を除く。）の合計額のうち同条第二項第一号に規定する当期法人税等の額の計算上減算されている額とする。

15　令第百五十五条の三十五第七項第二号に規定する財務省令で定める金額は、適格持分に係る第十三項各号に掲げる金額を最も古いものから当該適格持分の取得に要した金額に順次充てるものとした場合において、その充てられることとなる金額が当該取得に要した金額を超えるときにおけるその超える部分の金額のうち、同条第七項の当該対象会計年度に係る適格給付付き税額控除額並びに第十三項第三号及び第四号に掲げる金額に係る部分の金額とする。

16　適格持分を有する構成会社等又は共同支配会社等が、各対象会計年度において令第百五十五条の二十四の二第一項（除外資本損益に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）（同条第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定の適用を受ける場合において、当該適格持分の帳簿価額から第一号に掲げる金額を減額する会計処理又はこれに類するものを行つているとき（過去対象会計年度（次項に規定する適用対象会計年度に限る。）において次項の規定の適用を受けた場合を含む。）は、当該対象会計年度に係る調整後対象租税額の計算については、令第百五十五条の三十五第七項の規定にかかわらず、同号に掲げる金額を限度として、第二号に掲げる金額を当該対象会計年度に係る調整後対象租税額に加算する。

一　当該適格持分の取得に要した額にイに掲げる金額がロに掲げる金額の合計額を乗じて計算した金額

イ　当該対象会計年度に係る第十三項第一号及び第二号に掲げる金額の合計額

ロ　当該適格持分を取得した時に見込まれるその取得した日の属する対象会計年度以後の各対象会計年度に係る第十三項第一号及び第二号に掲げる金額の合計額

二　当該対象会計年度に係る令第百五十五条の三十五第七項第一号に規定する税額控除の額及びこれに類するものとして財務省令で定める金額

17　適格持分を有する構成会社等又は共同支配会社等が、各対象会計年度において令第百五十五条の二十四の二第一項の規定の適用を受ける場合において、前項に規定する会計処理又はこれに類するものを行つていないときは、当該適格持分を取得した日の属する対象会計年度（当該取得した日が同条第一項の規定の適用を受ける最初の対象会計年度開始の日前である場合には、当該最初の対象会計年度。以下この項において「適用対象会計年度」という。）に係る調整後対象租税額の計算については、令第百五十五条の三十五第七項の規定にかかわらず、第一号に掲げる金額を限度として、第二号に掲げる金額を当該適用対象会計年度に係る調整後対象租税額に加算することができる。

一　当該適格持分の取得に要した額にイに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

イ　当該適用対象会計年度に係る第十三項第一号及び第二号に掲げる金額の合計額

ロ　当該適格持分を取得した時に見込まれるその取得した日の属する対象会計年度以後の各対象会計年度に係る第十三項第一号及び第二号に掲げる金額の合計額

二　当該適用対象会計年度に係る令第百五十五条の三十五第七項第一号に規定する税額控除の額及びこれに類するものとして財務省令で定める金額

第三十八条の三十一第一項中「類する者」の下に「（第三項において「従業員等」という。）」を加え、同条第二項中「第五項」を「第七項」に、「この項に」を「この条に」に、「並びに同条第一項」を「（次項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）並びに令第百五十五条の十九第一項」に改め、同条第八項中「が有する」を「の特定費用及び」に、「第四項」を「第三項、第五項及び第八項」に、「同項」を「第三項各号中「当該対象会計年度」とあるのは「第十一項の所有持分の移転が行われた時から当該対象会計年度終了の時までの期間」と、第五項第一号、第二号及び第三号イ」に、「帳簿価額」を「特定帳簿価額」に、「第八項」を「第十一項」に、「とする」を「と、同号ロ中「開始の時」とあるのは「終了の時」と、「と当該対象会計年度終了の時の当該未経過リース料の金額（当該終了の時において当該未経過リース料の金額がない場合には、零）の平均額」とあるのは「を二で除して計算した金額を当該対象会計年度の日数で除し、これに第十一項の所有持分の移転が行われた日の翌日から当該対象会計年度終了の日までの日数を乗じて計算した金額」と、第八項各号中「対象会計年度」とあるのは「第十一項の所有持分の移転が行われた時から当該対象会計年度終了の時まで」とする」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「が有する」を「の特定費用及び」に、「第四項」を「第三項、第五項及び第八項」に、「同項」を「第三項各号中「対象会計年度」とあるのは「対象会計年度開始の時から第十項の所有持分の移転が行われた時までの期間」と、第五項各号」に、「第七項」を「第十項」に、「とする」を「と、第八項各号中「対象会計年度」とあるのは「対象会計年度開始の時から第十項の所有持分の移転が行われた時まで」とする」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「規定は、」を「規定は」に、「ついて」を「ついて、令第百五十五条の三十八第四項の規定は当該所在地国を所在地国とする構成会社等が第三十八条の二十六第三項（配当控除所得課税規定の適用を受ける最終親会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）の規定の適用を受ける場合について、それぞれ」に、「読み替える」を「、同条第四項中「同条第一項」とあるのは「法人税法施行規則第三十八条の二十六第三項（配当控除所得課税規定の適用を受ける最終親会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）」と読み替える」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「同条第二項」を「次項の規定の適用がある場合にはその適用後の金額とし、同条第二項」に、「、当該」を「当該」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　各対象会計年度において構成会社等が特定資産を有する場合に、第一号に掲げる期間が第二号に掲げる期間のうちに占める割合が百分の五十以下であるときにおける当該特定資産に係る第五項の規定の適用については、当該特定資産の同項各号に定める金額は、当該金額に当該割合を乗じて計算した金額とする。

一　当該対象会計年度の期間のうちに当該構成会社等の所在地国に当該特定資産が所在する期間

二　当該対象会計年度の期間

第三十八条の三十一第四項を削り、同条第三項中「代用財務会計基準」の下に「。以下この条において同じ。」を加え、「、売却又は」を「及び売却を目的として有するもの並びに」に、「を除く」を「（ファイナンス・リース取引の目的となる第六項第三号ロに掲げるものに限る。）を除く」に改め、同項第一号中「有形固定資産」の下に「（第三号に掲げるものを除く。）」を加え、同項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

5　令第百五十五条の三十八第一項第二号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　次号及び第三号に掲げる場合以外の場合　構成会社等の各対象会計年度に係る特定連結等財務諸表（当該構成会社等が令第百五十五条の十六第一項第二号に掲げる恒久的施設等に該当する場合には、当該恒久的施設等の同号イ又はロの個別財務諸表（同条第十一項の規定の適用がある場合には、同項各号に定める個別財務諸表）。以下この項において同じ。）の作成の基礎となる当該構成会社等が有する特定資産（令第百五十五条の三十八第一項第二号に規定する特定資産をいう。以下この条において同じ。）の当該対象会計年度開始の時の特定帳簿価額（当該開始の時において当該特定資産を有しない場合には、零）と当該対象会計年度終了の時の特定帳簿価額（当該終了の時において当該特定資産を有しない場合には、零）の平均額

二　構成会社等が有する特定資産が最終親会社等財務会計基準における次項第三号ロに掲げる資産（当該構成会社等の特定多国籍企業グループ等に属する会社等を当該資産の賃借人とするオペレーティング・リース取引の目的となるものに限るものとし、短期賃貸資産を除く。）に該当する場合　イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した残額

イ　当該構成会社等の各対象会計年度に係る特定連結等財務諸表の作成の基礎となる当該特定資産の当該対象会計年度開始の時の特定帳簿価額（当該開始の時において当該特定資産を有しない場合には、零）と当該対象会計年度終了の時の特定帳簿価額（当該終了の時において当該特定資産を有しない場合には、零）の平均額

ロ　当該会社等の当該特定連結等財務諸表の作成の基礎となる特定資産（当該オペレーティング・リース取引に係る最終親会社等財務会計基準における前項第三号に掲げる資産に限る。ロにおいて同じ。）の当該対象会計年度開始の時の特定帳簿価額（当該開始の時において当該特定資産を有しない場合には、零）と当該対象会計年度終了の時の特定帳簿価額（当該終了の時において当該特定資産を有しない場合には、零）の平均額

三　構成会社等が有する特定資産が最終親会社等財務会計基準における次項第三号ロに掲げる資産（当該構成会社等の特定多国籍企業グループ等に属する会社等以外の者を当該資産の賃借人とするオペレーティング・リース取引の目的となるものに限るものとし、短期賃貸資産を除く。）に該当する場合　イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した残額

イ　当該構成会社等の各対象会計年度に係る特定連結等財務諸表の作成の基礎となる当該特定資産の当該対象会計年度開始の時の特定帳簿価額（当該開始の時において当該特定資産を有しない場合には、零）と当該対象会計年度終了の時の特定帳簿価額（当該終了の時において当該特定資産を有しない場合には、零）の平均額

ロ　当該対象会計年度開始の時の当該特定資産に係る未経過リース料の金額（当該開始の時において当該未経過リース料の金額がない場合には、零）と当該対象会計年度終了の時の当該未経過リース料の金額（当該終了の時において当該未経過リース料の金額がない場合には、零）の平均額

6　前二項及びこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　ファイナンス・リース取引　リース契約に基づくリース期間の中途において当該リース契約を解除することができないリース取引若しくはこれに準ずるリース取引で、当該リース契約により使用する物件の賃借人が、当該物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該物件の使用に伴つて生ずる費用若しくは損失を実質的に負担することとなるもの又は最終親会社等財務会計基準におけるこれに相当するものをいう。

二　オペレーティング・リース取引　最終親会社等財務会計基準におけるファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。

三　特定帳簿価額　次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める帳簿価額をいう。

イ　ロに掲げる資産以外の資産　当該資産の帳簿価額（資産の帳簿価額を時価により評価した価額とする会計処理（第三十八条の十三第二項第二号（当期純損益金額）に掲げるものを除く。）が行われた場合には、当該会計処理が行われなかつたものとしたならば算出される帳簿価額）

ロ　第四項第一号に掲げる資産（リースを目的として有するものに限る。）及び同項第三号に掲げる資産のうち、構成会社等と他の構成会社等（当該構成会社等の所在地国を所在地国とするものに限る。）との間又は共同支配会社等と当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等（当該共同支配会社等の所在地国を所在地国とするものに限る。）との間の取引に係るもの（第三十八条の十三第二項第一号に掲げる会計処理の対象となるものに限る。）以外のもの　これらの資産の帳簿価額（当該会計処理又はイに規定する会計処理が行われた場合には、これらの会計処理が行われなかつたものとしたならば算出される帳簿価額）

四　短期賃貸資産　異なる賃借人に対して定期的に賃貸される資産で、かつ、各賃借人に対する賃貸の平均期間が三十日以内のものをいう。

第三十八条の三十一第二項の次に次の一項を加える。

3　特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の各従業員等に係る第一号に掲げる期間が当該従業員等に係る第二号に掲げる期間のうちに占める割合が百分の五十以下である場合における当該構成会社等の各対象会計年度に係る特定費用の額（当該従業員等に係る部分に限る。以下この項において同じ。）は、当該特定費用の額に当該割合を乗じて計算した金額とする。

一　当該対象会計年度に係る当該特定多国籍企業グループ等の事業に関する業務に係る勤務その他の人的役務の提供（当該構成会社等の所在地国において行うものに限る。）に係る期間

二　当該対象会計年度に係る当該特定多国籍企業グループ等の事業に関する業務に係る勤務その他の人的役務の提供に係る期間

第三十八条の三十一に次の二項を加える。

12　所有持分の移転により第五項第二号の会社等が同号の特定多国籍企業グループ等に属しないこととなつた場合におけるその属しないこととなつた日の属する対象会計年度の同号の構成会社等が有する特定資産に係る同号の規定の適用については、同号ロ中「限る。ロにおいて同じ」とあるのは「限る」と、「特定帳簿価額（当該終了の時において当該特定資産を有しない場合には、零）」とあるのは「イの特定資産に係る未経過リース料の金額（当該終了の時において当該未経過リース料の金額がない場合には、零）」とする。

13　所有持分の移転により会社等（第五項第二号の構成会社等が有する最終親会社等財務会計基準における第六項第三号ロに掲げる資産の賃借人に該当するものに限る。）が第五項第二号の特定多国籍企業グループ等に属することとなつた場合におけるその属することとなつた日の属する対象会計年度の同号の構成会社等が有する特定資産に係る同号の規定の適用については、同号ロ中「当該会社等」とあるのは「当該対象会計年度開始の時のイの特定資産に係る未経過リース料の金額（当該開始の時において当該未経過リース料の金額がない場合には、零）と当該会社等」と、「開始の時の特定帳簿価額（当該開始の時において当該特定資産を有しない場合には、零）と当該対象会計年度終了の時」とあるのは「終了の時」とする。

第三十八条の三十二第三項第二号及び第三十八条の三十五第三項第二号中「同条第九項」を「同条第十二項」に改める。

第三十八条の三十六第一項中「同条第三項」を「同条第四項」に、「第三十八条の三十一第四項」を「第三十八条の三十一第五項」に、「同条第五項の」を「同条第七項の」に、「第百五十五条の十九第一項」とあるのは「第百五十五条の十九第五項」を「同条第四項」に、「第三十八条の三十一第五項（二）」とあるのは「第百五十五条の十九第五項（二）に、「規定」と、」を「規定」と、「第百五十五条の十九第一項の」とあるのは「第百五十五条の十九第五項において準用する同条第一項の」と、」に、「同条第五項第二号中「構成会社等の特定多国籍企業グループ等に属する会社等」とあるのは「共同支配会社等に係る他の共同支配会社等」と、同号ロ中「会社等の」とあるのは「他の共同支配会社等の」と、同項第三号中「構成会社等の特定多国籍企業グループ等に属する会社等」とあるのは「共同支配会社等に係る他の共同支配会社等」と、同条第七項中」に改め、同条第三項中「第三十八条の三十一第七項」を「第三十八条の三十一第十項」に、「同条第八項」を「同条第十一項」に、「同条第七項」を「同条第十項」に、「第四項」を「第三項」に、「第七項」を「第十項」に、「第三十八条の三十六第三項」を「第三十八条の三十六第四項」に、「第八項」を「第十一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第三十八条の三十一第六項」を「第三十八条の三十一第九項」に、「規定の」を「規定又は第三十八条の二十六第四項（配当控除所得課税規定の適用を受ける最終親会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）において準用する同条第三項の規定の」に、「読み替える」を「「法人税法施行規則第三十八条の二十六第三項」とあるのは「法人税法施行規則第三十八条の二十六第四項」と、「特例）」とあるのは「特例）において準用する同条第三項」と読み替える」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第三十八条の三十一第三項及び第八項の規定は、共同支配会社等の各対象会計年度に係る令第百五十五条の四十六において準用する令第百五十五条の三十八第一項第一号に規定する特定費用及び特定資産（令第百五十五条の四十六において準用する令第百五十五条の三十八第一項第二号に規定する特定資産をいう。第五項において同じ。）について準用する。この場合において、第三十八条の三十一第三項各号中「特定多国籍企業グループ等」とあるのは、「共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等」と読み替えるものとする。

第三十八条の三十六に次の一項を加える。

5　第三十八条の三十一第十二項の規定は所有持分の移転により第一項において準用する同条第五項第二号の他の共同支配会社等が同号の共同支配会社等に係る他の共同支配会社等に該当しないこととなつた場合におけるその該当しないこととなつた日の属する対象会計年度の当該共同支配会社等が有する特定資産について、同条第十三項の規定は所有持分の移転により共同支配会社等（同号の共同支配会社等に係る他の共同支配会社等を除く。）が同号の他の共同支配会社等に該当することとなつた場合におけるその該当することとなつた日の属する対象会計年度の同号の共同支配会社等が有する特定資産について、それぞれ準用する。この場合において、同項中「会社等」とあるのは、「他の共同支配会社等」と読み替えるものとする。

第三十八条の三十七第一項及び第三十八条の三十九第一項中「同条第十項」を「同条第十三項」に改める。

第二編第二章第二節中第三十八条の四十八を第三十八条の四十九とし、第三十八条の四十五から第三十八条の四十七までを一条ずつ繰り下げる。

第三十八条の四十四第三項中「第百五十五条の五十五」を「第百五十五条の五十六」に、「第百五十五条の五十四第一項（に」を「第百五十五条の五十五第一項（収入金額等に関する」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第百五十五条の五十四第一項（に」を「第百五十五条の五十五第一項（収入金額等に関する」に、「ヨまで」を「タまで」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第三十八条の四十三第四項（自国内最低課税額に係る税に関する適用免除基準）の規定は、法第八十二条の二第四項（国際最低課税額）に規定する共同支配会社等に係るグループ国際最低課税額について準用する。この場合において、第三十八条の四十三第四項中「第八十二条の二第二項第一号から第三号まで」とあるのは「第八十二条の二第四項第一号から第三号まで」と、「無国籍構成会社等」とあるのは「無国籍共同支配会社等」と、「同条第六項」とあるのは「同条第十三項において準用する同条第六項」と、同項第三号中「他の構成会社等（各種投資会社等を除く）とあるのは「構成会社等（当該共同支配会社等が各種投資会社等である場合には、当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等（各種投資会社等を除く。）を含む」と、「構成会社等（各種投資会社等に限る。以下この号において同じ。）」とあるのは「共同支配会社等」と、「他の構成会社等に」とあるのは「構成会社等に」と、「構成会社等の」とあるのは「共同支配会社等の」と読み替えるものとする。

第二編第二章第一節第二款中第三十八条の四十四を第三十八条の四十五とする。

第三十八条の四十三の見出しを「（収入金額等に関する適用免除基準）」に改め、同条第一項中「第百五十五条の五十四第一項第一号（に」を「第百五十五条の五十五第一項第一号（収入金額等に関する」に、「第三項第一号」を「以下この条」に、「次条第一項」を「次条第二項」に改め、同条第二項中「第百五十五条の五十四第一項」を「第百五十五条の五十五第一項」に、「次項」を「以下この条」に、「適用免除基準」を「収入金額等に関する適用免除基準」に改め、同条第三項中「第百五十五条の五十四第一項」を「第百五十五条の五十五第一項」に改め、同条に次の三項を加える。

4　令第百五十五条の五十五第三項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合において、適用対象会計年度又は直前二対象会計年度のうちにその期間が一年でないものがあるときにおける同条第二項の規定の適用については、同項中「金額から」とあるのは「金額（次項第三号に定める金額に該当する金額を控除した残額とし、その期間が一年でない対象会計年度にあつては、当該残額を当該対象会計年度の月数で除し、これに十二を乗じて計算した金額）と次項第三号に定める金額の合計額から」と、「を減算した金額（に」とあるのは「（同項第四号に定める金額に該当する金額を控除した残額とし、」と、「当該金額」とあるのは「当該残額」と、「金額）」とあるのは「金額）と同項第四号に定める金額の合計額を減算した金額」とする。

5　法第八十二条の二第八項（国際最低課税額）に規定する財務省令で定める構成会社等は、次に掲げる要件の全てを満たす法第八十二条第十三号イ（定義）に掲げる構成会社等及びその恒久的施設等とする。

一　特定多国籍企業グループ等（当該特定多国籍企業グループ等に係る最終親会社等の連結等財務諸表が法第八十二条第一号イに掲げる連結等財務諸表であるものに限る。）に属する構成会社等のうち当該連結等財務諸表において第三十八条の五第一号（企業グループ等の範囲）に掲げる理由により連結の範囲から除かれるものであること。

二　構成会社等の各対象会計年度に係る令第百五十五条の五十五第三項第一号に規定する調整後収入金額が五千万ユーロを第三十八条の三（本邦通貨表示の金額への換算）の規定の例により本邦通貨表示の金額に換算した金額以上である場合において、当該対象会計年度に係る当該特定多国籍企業グループ等の租税特別措置法第六十六条の四の四第一項（特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供）に規定する国別報告事項又はこれに相当する事項が特定財務会計基準若しくは当該構成会社等の所在地国に係る所在地国等財務会計基準（令第百五十五条の五十四第二項第一号（自国内最低課税額に係る税に関する適用免除基準）に規定する所在地国等財務会計基準をいう。以下この号において同じ。）に従つて作成された当該構成会社等の令第百五十五条の十六第一項第二号イに規定する個別財務諸表又は特定財務会計基準若しくは当該所在地国等財務会計基準に従つて作成された当該構成会社等に係る企業集団の財産及び損益の状況を連結して記載した計算書類を基礎として作成されていること。

6　法第八十二条の二第八項第一号イに規定する財務省令で定める事項は、発生税額に関する事項とする。

第三十八条の四十三を第三十八条の四十四とし、第三十八条の四十二の次に次の一条を加える。

（自国内最低課税額に係る税に関する適用免除基準）

第三十八条の四十三　令第百五十五条の五十四第一項第一号（自国内最低課税額に係る税に関する適用免除基準）に規定する財務省令で定める規定は、令第百五十五条の十六第一項、第二項及び第十項（当期純損益金額）の規定に相当する規定並びに第三十八条の十三（第五項を除く。）（当期純損益金額）及び第三十八条の十五第一項から第三項まで（移行対象会計年度に係る当期純損益金額等）の規定に相当する規定とする。

2　令第百五十五条の五十四第二項第二号に規定する財務省令で定める計算書類は、次の各号に掲げる構成会社等又は共同支配会社等の区分に応じ当該各号に定める計算書類（当該計算書類が複数ある場合には、当該構成会社等又は共同支配会社等の所在地国（当該構成会社等又は共同支配会社等が無国籍会社等である場合にあつては、その設立国。以下この項及び第四項第二号において同じ。）の自国内最低課税額に係る税に関する法令で定める所在地国等財務会計基準（同条第二項第一号に規定する所在地国等財務会計基準をいう。以下この項において同じ。）に従つて作成されたものに限る。）とする。

一　構成会社等又は共同支配会社等（次号に掲げるものを除く。）　当該所在地国に係る所在地国等財務会計基準に従つて作成された当該構成会社等若しくは共同支配会社等の個別財務諸表（令第百五十五条の十六第一項第二号イに規定する個別財務諸表をいう。次号において同じ。）又は当該所在地国等財務会計基準に従つて作成された当該構成会社等若しくは共同支配会社等に係る企業集団の財産及び損益の状況を連結して記載した計算書類で、当該自国内最低課税額に係る税に関する法令以外の当該所在地国の法令によりその使用又は保存がされるものと認められるもの

二　恒久的施設等　当該所在地国に係る所在地国等財務会計基準に従つて作成された当該恒久的施設等の個別財務諸表

3　令第百五十五条の五十四第三項第四号に規定する財務省令で定める法令は、我が国以外の国又は地域の自国内最低課税額に係る税に関する法令において、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税における法第八十二条の二第二項各号及び第四項各号（国際最低課税額）に定める金額（当該自国内最低課税額に係る税に関する法令において当該国又は地域を設立国とする無国籍会社等に対して当該自国内最低課税額に係る税を課さないこととされている場合にあつては、同条第二項第一号から第三号まで及び第四項第一号から第三号までに定める金額。以下この項において同じ。）の計算に関する規定に相当する規定が設けられていないことにより当該国又は地域に係る同条第二項各号及び第四項各号に定める金額が生ずるおそれがあると認められる場合における当該自国内最低課税額に係る税に関する法令とする。

4　特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等が我が国以外の国又は地域の租税に関する法令において自国内最低課税額に係る税を課すこととされている場合において、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、各対象会計年度の当該構成会社等の所在地国に係る法第八十二条の二第二項第一号から第三号までに定める金額（当該構成会社等が無国籍構成会社等である場合にあつては、当該構成会社等の同項第四号から第六号までに定める金額）については、同条第六項の規定は、適用しない。

一　当該自国内最低課税額に係る税に関する法令において、当該特定多国籍企業グループ等に属する当該所在地国を所在地国とする法第八十二条第七号ロ（定義）に規定する導管会社等に対して当該自国内最低課税額に係る税を課さないこととされている場合

二　当該自国内最低課税額に係る税に関する法令において、当該対象会計年度に係る当該構成会社等の当該国又は地域に係る当該自国内最低課税額に係る税の額が、特定多国籍企業グループ等の対象会計年度が国際的な事業活動の初期の段階における期間に該当する場合に当該特定多国籍企業グループ等の当該国又は地域に係る自国内最低課税額に係る税の額を零とする規定（特定多国籍企業グループ等の対象会計年度が国際的な事業活動の初期の段階における期間に該当し、かつ、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税又は外国におけるこれに相当する税を課することとされている当該特定多国籍企業グループ等の最終親会社等、中間親会社等又は被部分保有親会社等が当該特定多国籍企業グループ等に属する全ての構成会社等（当該国又は地域を所在地国とするもので、かつ、当該国又は地域の租税に関する法令において自国内最低課税額に係る税を課することとされているものに限る。）及び当該特定多国籍企業グループ等に係る全ての共同支配会社等（当該国又は地域を所在地国とするもので、かつ、当該国又は地域の租税に関する法令において自国内最低課税額に係る税を課することとされているものに限る。）の所有持分を有していない場合に当該特定多国籍企業グループ等の当該国又は地域に係る自国内最低課税額に係る税の額を零とする規定を除く。）の適用により零となる場合

三　当該自国内最低課税額に係る税に関する法令において、当該特定多国籍企業グループ等に属する当該所在地国を所在地国とする他の構成会社等（各種投資会社等を除く。以下この号において同じ。）がある場合において、当該構成会社等（各種投資会社等に限る。以下この号において同じ。）に代えて、当該他の構成会社等に対して当該構成会社等の当該国又は地域に係る当該自国内最低課税額に係る税を課することとされているとき。

第六十八条第九項を同条第十二項とし、同条第八項中「（法第八十二条第四号（定義）に規定する特定多国籍企業グループ等をいう。）」を削り、「法第百五十条の三第三項」を「同条第三項」に改め、「（法第八十二条第七号に規定する所在地国をいう。以下この項において同じ。）」を削り、同項を同条第十一項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項を同条第九項とし、同条第五項中「（特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供）」を削り、同項を同条第八項とし、同条第四項の次に次の三項を加える。

5　法第百五十条の三第一項第一号イに規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　特定多国籍企業グループ等（法第八十二条第四号（定義）に規定する特定多国籍企業グループ等をいう。以下この項、次項及び第十一項において同じ。）の最終親会社等（同条第十号に規定する最終親会社等をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る次に掲げる事項

イ　当該最終親会社等（除外会社等（法第八十二条第十四号に規定する除外会社等をいう。ハ(2)及び第三号において同じ。）を除く。）の所在地国（同条第七号に規定する所在地国をいう。以下この条において同じ。）の名称

ロ　当該最終親会社等の名称及び納税者番号（その所在地国における租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいう。）

ハ　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項

(1)　当該最終親会社等が構成会社等（法第八十二条第十三号に規定する構成会社等をいう。以下この項及び次項において同じ。）に該当する場合　当該構成会社等の類型

(2)　当該最終親会社等が除外会社等に該当する場合　当該除外会社等の類型

二　特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（最終親会社等を除く。以下この号において同じ。）又は当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等（法第八十二条第十五号に規定する共同支配会社等をいう。以下この項及び次項第一号において同じ。）に係る次に掲げる事項（既に法第百五十条の三第一項に規定する所轄税務署長又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に提供された当該事項のうち、最も新しい対象会計年度に係るものから変更がない場合を除く。）

イ　当該構成会社等又は当該共同支配会社等の所在地国の名称（その所在地国がない場合には、その旨）

ロ　当該構成会社等又は当該共同支配会社等の名称、納税者番号（その所在地国（法第八十二条第十七号に規定する無国籍会社等にあつては、同条第五号イに規定する設立国）における租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいう。）及び類型

ハ　当該構成会社等又は当該共同支配会社等の所有持分（法第八十二条第八号に規定する所有持分をいう。ハにおいて同じ。）を直接又は間接に有する会社等（同条第一号ハに規定する会社等をいう。ハにおいて同じ。）の類型及び当該会社等の当該所有持分の保有の状況

ニ　イからハまでに掲げる事項について参考となるべき事項

三　特定多国籍企業グループ等に属する除外会社等（最終親会社等を除く。）の名称及び類型（既に法第百五十条の三第一項に規定する所轄税務署長又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に提供された当該名称及び類型のうち、最も新しい対象会計年度に係るものから変更がない場合を除く。）

四　特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等又は当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等の所在地国ごと（無国籍構成会社等（法第八十二条第十八号に規定する無国籍構成会社等をいう。以下この号、次項第一号及び第七項第一号において同じ。）にあつては、当該無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等ごと）の次に掲げる事項

イ　法第八十二条の二第二項第一号イ(3)又は第四項第一号イ(3)（国際最低課税額）に規定する国別実効税率（次項第一号イにおいて「国別実効税率」という。）（無国籍構成会社等にあつては無国籍構成会社等実効税率（同条第二項第四号に規定する無国籍構成会社等実効税率をいう。次項第一号ロにおいて同じ。）とし、無国籍共同支配会社等にあつては無国籍共同支配会社等実効税率（同条第四項第四号に規定する無国籍共同支配会社等実効税率をいう。次項第一号ロにおいて同じ。）とする。）の水準（同条第六項若しくは第七項（これらの規定を同条第十三項において準用する場合を含む。）又は同条第八項の規定の適用がある場合を除く。）

ロ　法第八十二条の二第二項第一号から第三号までに定める金額（無国籍構成会社等にあつては同条第二項第四号から第六号までに定める金額とし、無国籍共同支配会社等にあつては同条第四項第四号から第六号までに定める金額とする。）の水準

五　その他参考となるべき事項

6　法第百五十条の三第一項第一号ロに規定する財務省令で定める構成会社等は、次の各号に掲げる構成会社等とし、同項第一号ロに規定する財務省令で定める事項は、当該各号に掲げる構成会社等の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一　最終親会社等　次に掲げる事項

イ　特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等又は当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等の所在地国ごとの国別実効税率及びその計算の基礎となる次に掲げる事項

(1)　法第八十二条の二第二項第一号イ(1)に規定する国別グループ純所得の金額（同号イ(1)(i)に掲げる金額を下回る場合には、同号イ(1)(i)に掲げる金額から同号イ(1)(ii)に掲げる金額を減算した金額）又は同条第四項第一号イ(1)に規定する国別グループ純所得の金額（同号イ(1)(i)に掲げる金額を下回る場合には、同号イ(1)(i)に掲げる金額から同号イ(1)(ii)に掲げる金額を減算した金額）

(2)　法第八十二条の二第二項第一号イ(3)又は第四項第一号イ(3)に規定する(i)に掲げる金額

(3)　(1)及び(2)に掲げる金額の計算の基礎となるべき事項

ロ　特定多国籍企業グループ等に属する無国籍構成会社等又は当該特定多国籍企業グループ等に係る無国籍共同支配会社等ごとの無国籍構成会社等実効税率及びその計算の基礎となる次に掲げる事項

(1)　法第八十二条第二十六号に規定する個別計算所得等の金額

(2)　法第八十二条の二第二項第四号又は第四項第四号に規定する調整後対象租税額

(3)　(1)及び(2)に掲げる金額の計算の基礎となるべき事項

ハ　特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等又は当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等の所在地国ごとの法第八十二条の二第二項第一号から第三号まで又は第四項第一号から第三号までに定める金額及びその計算の基礎となる次に掲げる事項

(1)　法第八十二条の二第二項第一号イ(1)に規定する国別グループ純所得の金額から同号イ(2)に掲げる金額を控除した残額

(2)　法第八十二条の二第二項第一号イ(3)又は第四項第一号イ(3)に掲げる割合

(3)　法第八十二条の二第二項第一号ロ、第二号イ若しくは第三号イに掲げる金額（同号に掲げる場合に該当する場合であつて、法第百五十条の三第一項の各対象会計年度に係る法第八十二条の二第二項第一号イ(3)(i)に規定する国別調整後対象租税額が零を下回る場合のその下回る額が当該対象会計年度に係る同項第三号ハに規定する特定国別調整後対象租税額を超えるときは、同号イ及びハに掲げる金額の合計額）又は同条第四項第一号ロ、第二号イ若しくは第三号イに掲げる金額（同号に掲げる場合に該当する場合であつて、当該対象会計年度に係る同項第一号イ(3)(i)に規定する国別調整後対象租税額が零を下回る場合のその下回る額が当該対象会計年度に係る同項第三号ハに規定する特定国別調整後対象租税額を超えるときは、同号イ及びハに掲げる金額の合計額）

(4)　法第八十二条の二第二項第一号ニ、第二号ハ若しくは第三号ニ又は第四項第一号ニ、第二号ハ若しくは第三号ニに掲げる金額

(5)　(1)から(3)までに掲げる事項の計算の基礎となるべき事項

ニ　特定多国籍企業グループ等に属する無国籍構成会社等又は当該特定多国籍企業グループ等に係る無国籍共同支配会社等ごとの法第八十二条の二第二項第四号から第六号まで又は第四項第四号から第六号までに定める金額及びその計算の基礎となる次に掲げる事項

(1)　法第八十二条の二第二項第四号イ(1)又は第四項第四号イ(1)に掲げる金額

(2)　法第八十二条の二第二項第四号イ(2)又は第四項第四号イ(2)に掲げる割合

(3)　法第八十二条の二第二項第四号ロ、第五号イ若しくは第六号イに掲げる金額（同号に掲げる場合に該当する場合であつて、法第百五十条の三第一項の各対象会計年度に係る調整後対象租税額（法第八十二条第三十号に規定する調整後対象租税額をいう。(3)において同じ。）が零を下回る場合のその下回る額が当該対象会計年度に係る法第八十二条の二第二項第六号ハに規定する特定調整後対象租税額を超えるときは、同号イ及びハに掲げる金額の合計額）又は同条第四項第四号ロ、第五号イ若しくは第六号イに掲げる金額（同号に掲げる場合に該当する場合であつて、当該対象会計年度に係る調整後対象租税額が零を下回る場合のその下回る額が当該対象会計年度に係る同号ハに規定する特定調整後対象租税額を超えるときは、同号イ及びハに掲げる金額の合計額）

(4)　法第八十二条の二第二項第四号ニ、第五号ハ若しくは第六号ニ又は第四項第四号ニ、第五号ハ若しくは第六号ニに掲げる金額

(5)　(1)から(3)までに掲げる事項の計算の基礎となるべき事項

ホ　特定多国籍企業グループ等の親会社等（最終親会社等、中間親会社等（法第八十二条第十一号に規定する中間親会社等をいう。次号において同じ。）又は被部分保有親会社等（同条第十二号に規定する被部分保有親会社等をいう。次号において同じ。）をいう。(2)において同じ。）が有する構成会社等又は共同支配会社等に係る国際最低課税額（法第八十二条の二第一項に規定する国際最低課税額をいう。同号において同じ。）及びその計算の基礎となる次に掲げる事項

(1)　当該構成会社等又は共同支配会社等の法第八十二条の二第一項に規定する会社等別国際最低課税額

(2)　当該親会社等の当該構成会社等又は共同支配会社等に係る法第八十二条の二第一項第一号イ若しくはロ若しくは第二号イからニまで又は第三号イ若しくはロ若しくは第四号イ若しくはロの規定によりこれらの規定に規定する会社等別国際最低課税額に乗ずべき割合

(3)　(1)及び(2)に掲げる事項の計算の基礎となるべき事項

ヘ　その他参考となるべき事項

二　中間親会社等（令第百五十五条の三十七第一項各号（帰属割合の計算等）（同条第七項において準用する場合を含む。）に掲げるもの及び次号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。）又は被部分保有親会社等（各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税又は外国におけるこれに相当する税を課することとされる他の被部分保有親会社等の持分の全部を直接又は間接に有する場合における当該被部分保有親会社等及び次号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。）　前号に定める事項（当該中間親会社等又は被部分保有親会社等の国際最低課税額の計算に必要な部分に限る。）

三　指定提供内国法人（特定多国籍企業グループ等の最終親会社等以外のいずれか一の構成会社等である内国法人で、当該特定多国籍企業グループ等の法第百五十条の三第一項の規定により提供する事項に相当する事項を当該内国法人の納税地の所轄税務署長に提供するものとして当該最終親会社等が指定したものをいう。ロにおいて同じ。）　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ　財務大臣と特定多国籍企業グループ等の最終親会社等の所在地国の権限ある当局との間に適格当局間合意（令第二百十二条第三項第二号（特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供）中「第百五十条の三第三項」とあるのを「第百五十条の三第一項」と読み替えた場合における同号に規定する適格当局間合意をいう。ロにおいて同じ。）がある場合　第一号に定める事項

ロ　イに掲げる場合以外の場合　当該指定提供内国法人に係る前号に定める事項及び財務大臣との間に適格当局間合意がある権限ある当局の国又は地域における当該特定多国籍企業グループ等に係る同号に定める事項に相当する事項

7　次の各号に掲げる規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一　法第八十二条の二第六項（同条第十三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定　同条第六項の所在地国（同項の規定の適用に係る無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等にあつては、当該無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等）に係る前項第一号に定める事項は、次に掲げる事項とする。

イ　法第八十二条第三十一号に規定する自国内最低課税額に係る税の額及びその計算の基礎となるべき事項

ロ　その他参考となるべき事項

二　法第八十二条の二第七項（同条第十三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は同条第八項の規定　同条第七項又は第八項の所在地国に係る前項第一号に定める事項は、次に掲げる事項とする。

イ　法第八十二条の二第七項又は第八項の規定の適用に関する事項

ロ　前項第一号ハに規定する法第八十二条の二第二項第一号から第三号まで又は第四項第一号から第三号までに定める金額

ハ　前項第一号ハ(3)に掲げる金額及びその計算の基礎となるべき事項

ニ　前項第一号ハ(4)に掲げる金額

ホ　前項第一号ホに掲げる事項

ヘ　その他参考となるべき事項

別表二十二の(一)中「樹木採取権」の下に「、漁港水面施設運営権」を加え、「、原子力発電施設解体準備金」及び「、再投資等準備金」を削り、同表の(二)中「、原子力発電施設解体準備金積立額」及び「、再投資等準備金積立額」を削る。

（法人税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和五年財務省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項第一号中「新規則」を「外国税額控除等（新規則」に、「の適用を」を「をいう。以下この条において同じ。）の適用を」に改め、同条第三項中「、新法」を「、自国内最低課税額に係る税（新法」に、「の額（」を「をいう。以下この条において同じ。）の額（」に、「が新法」を「が無国籍会社等（新法」に、「である」を「をいう。以下この条において同じ。）である」に改め、同条に次の一項を加える。

4　各対象会計年度において、前項の外国関係会社等が次の各号に掲げる場合に該当する場合には、同項の規定にかかわらず、当該対象会計年度に係る第二項に規定する特定国別実効税率は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

一　当該対象会計年度において当該外国関係会社等が新法第八十二条の二第六項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合　自国内最低課税額に係る税に関する法令における当該外国関係会社等に係る同条第二項第一号イ(3)又は第四項第一号イ(3)に規定する国別実効税率（当該外国関係会社等が無国籍会社等である場合にあつては、同条第二項第四号に規定する無国籍構成会社等実効税率又は同条第四項第四号に規定する無国籍共同支配会社等実効税率）に相当する割合（当該外国関係会社等に対して課される自国内最低課税額に係る税の額がある場合において、当該額につき親会社等がその所在地国において外国税額控除等の適用を受けることができるときは、当該外国関係会社等の調整後対象租税額（新法第八十二条第三十号に規定する調整後対象租税額をいう。以下同じ。）に当該額が含まれるものとして合理的な方法により計算した当該割合）

二　当該対象会計年度において当該外国関係会社等が新法第八十二条の二第七項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合　当該外国関係会社等の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める割合

イ　構成会社等である外国関係会社等　(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額のうちに占める割合

(1)　改正法附則第十四条第一項第二号イに掲げる金額

(2)　当該外国関係会社等の所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の新法第八十二条第一号に規定する連結等財務諸表に記載された税引前当期純利益金額の合計額から当該連結等財務諸表に記載された税引前当期純損失金額の合計額を控除した残額

ロ　共同支配会社等である外国関係会社等　改正法附則第十四条第三項第二号に規定する割合

三　当該対象会計年度において当該外国関係会社等が改正法附則第十四条第一項又は第三項の規定の適用を受ける場合　同条第一項第二号に規定する割合（当該外国関係会社等が共同支配会社等である場合にあっては、同条第三項第二号に規定する割合）

四　当該対象会計年度において当該外国関係会社等が特定多国籍企業グループ等に属する会社等及び当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に該当しない場合　当該外国関係会社等の所在地国を所在地国とする構成会社等に係る新法第八十二条の二第二項第一号イ(3)に規定する国別実効税率及び当該所在地国を所在地国とする共同支配会社等に係る同条第四項第一号イ(3)に規定する国別実効税率のうちいずれか高い割合（当該所在地国を所在地国とする構成会社等及び共同支配会社等がない場合にあっては、イに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合）

イ　当該対象会計年度に係る当該外国関係会社等及び他の外国関係会社等（当該所在地国を所在地国とするものに限るものとし、特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等又は当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に該当するものを除く。ロにおいて同じ。）の個別財務諸表（会社等（新法第八十二条第一号ハに規定する会社等をいう。以下同じ。）ごとの財産及び損益の状況を記載した計算書類をいう。ロにおいて同じ。）における法人税の額

ロ　当該対象会計年度に係る当該外国関係会社等及び他の外国関係会社等の個別財務諸表に記載された税引前当期純利益金額の合計額から当該個別財務諸表に記載された税引前当期純損失金額の合計額を控除した残額

附則第三条第一項中「同項に規定する国別報告事項」を「国別報告事項（同項第一号イに規定する国別報告事項をいう。以下この条において同じ。）」に改め、同条第四項中「新法第八十二条第一号」を「改正法附則第十四条第一項第一号イ」に、「次項及び第九項」を「以下この条」に改め、同条第五項中「係る新規則」を「係る繰延税金資産（新規則」に改め、「繰延税金資産」の下に「をいう。以下同じ。）」を、「繰延税金負債」の下に「（新規則第三十八条の二十八第三項第一号イに規定する繰延税金負債をいう。以下同じ。）」を加え、同条第十三項を同条第二十三項とし、同条第十二項を同条第二十二項とし、同条第十一項を同条第二十一項とし、同条第十項の次に次の十項を加える。

11　各対象会計年度において構成会社等に係る改正法附則第十四条第一項第一号ロに規定する国別報告事項又はこれに相当する事項として同号イに規定する所轄税務署長等に提供された当該構成会社等の所在地国に係る税引前当期利益の額に利益の配当の額が含まれていない場合には、当該利益の配当の額は、当該税引前当期利益の額に含まれるものとして、同号ロ又は同項第二号ロの規定を適用する。

12　各対象会計年度において構成会社等が改正法附則第十四条第一項の規定の適用を受ける場合において、当該構成会社等の所在地国を所在地国とする他の構成会社等があるときは、当該対象会計年度に係る国別報告事項又はこれに相当する事項は、同一の連結等財務諸表を基礎として作成されたものでなければならない。

13　各対象会計年度において構成会社等が改正法附則第十四条第一項の規定の適用を受ける場合において、当該対象会計年度に係る連結等財務諸表には、特定会計処理（新令第百五十五条の十六第十項に規定する特定会計処理をいう。以下この条において同じ。）又はこれに準ずる会計処理を適用することが認められる連結等財務諸表を含まないものとする。ただし、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

一　令和五年一月一日以後に開始する各対象会計年度に係る国別報告事項又はこれに相当する事項が特定会計処理又はこれに準ずる会計処理が適用される連結等財務諸表に基づき作成されている場合（これらの会計処理を適用して連結等財務諸表を作成することが定められている法令の規定によりこれらの会計処理が適用される連結等財務諸表が作成されている場合を含む。）

二　構成会社等が令和三年十二月一日以後に行う取引に係るのれんが当該構成会社等の連結等財務諸表に計上されている場合において、当該対象会計年度に係る次に掲げる金額に当該のれんに係る損失の額が加算されている場合

イ　改正法附則第十四条第一項第二号イに掲げる金額に当該損失の額に係る繰延税金資産又は繰延税金負債が含まれていない場合における同号ロに掲げる金額

ロ　改正法附則第十四条第一項第三号の同項第二号ロに掲げる金額

14　各対象会計年度において構成会社等に係る次に掲げる取引が行われる場合には、改正法附則第十四条第一項第一号ロの規定にかかわらず、次に掲げる取引に係る費用又は損失の額を減算しないで、当該対象会計年度に係る同号ロに規定する調整後税引前当期利益の額を計算するものとする。

一　構成会社等が資金供与会社等（当該構成会社等の特定多国籍企業グループ等に属する会社等又は当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等であって、他の当該特定多国籍企業グループ等に属する会社等又は当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に対して直接又は間接に資金の供与を行うものをいう。以下同じ。）から直接又は他の会社等（当該特定多国籍企業グループ等に属する会社等又は当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等であって、当該構成会社等及び当該資金供与会社等以外のものをいう。ロ(2)において同じ。）を通じて間接に受ける資金

の供与（令和四年十二月十五日以前に行われた取引を除く。）であって、これらの取引に係る費用（新令第百五十五条の二十二第一項中「銀行業又は保険業」とあるのを「銀行業」と読み替えた場合における同項に規定する特定金融商品に係る同項に規定する金銭等の分配を除く。以下この号において同じ。）又は損失の額が当該構成会社等の当該対象会計年度に係る連結等財務諸表に計上されるもの（次に掲げる要件のいずれかを満たすものに限る。）

イ　当該資金供与会社等の当該対象会計年度に係る連結等財務諸表においてこれらの取引に係る収入の額が計上されないこと。

ロ　当該資金供与会社等の所得の金額の計算上、これらの取引に係る益金の額に算入される金額（次に掲げる金額を除く。）がないこと。

(1)　当該益金の額に算入される金額のうち、法人税法第五十七条第一項又はこれに相当する規定により当該資金供与会社等の所得の金額の計算上、損金の額に算入される金額（これらの規定に係る欠損の金額が生じた新法第八十二条の二第二項第一号ロに規定する過去対象会計年度後の各対象会計年度における法人税等の額を減少させることが見込まれないこと（令和四年十二月十六日以後に行われるこれらの取引がないものとした場合に、当該過去対象会計年度後の各対象会計年度における法人税等の額を減少させることが見込まれないことを含む。）により当該欠損の金額に係る繰延税金資産が計上されていないものに限る。）に対応する部分の金額その他これに準ずる金額

(2)　当該費用又は損失の額（(2)において「費用等の額」という。）のうち、他の会社等（当該資金供与会社等の所在地国を所在地国とするものに限る。(2)において同じ。）の所得の金額の計算上、損金の額に算入される金額（当該費用等の額のうち、当該対象会計年度に係る当該所在地国の連結等財務諸表に費用又は損失の額として計上されるもの（当該他の会社等が有する新法第八十二条第五号に規定する導管会社等の連結等財務諸表に費用又は損失の額として計上されることにより、当該所在地国の連結等財務諸表に費用又は損失の額として計上されるものを含む。）を除く。）

二　構成会社等と他の会社等（当該構成会社等の特定多国籍企業グループ等に属する他の会社等又は当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等をいう。以下この号において同じ。）との間で行われる取引（令和四年十二月十五日以前に行われた取引を除く。以下この号において同じ。）であって、当該取引に係る費用又は損失の額が当該構成会社等の連結等財務諸表に計上されるもの（次に掲げる要件のいずれかを満たすものに限る。）

イ　当該費用又は損失の額のうちに、当該他の会社等の当該対象会計年度に係る連結等財務諸表においても費用又は損失の額として計上される金額（当該構成会社等及び当該他の会社等の連結等財務諸表において当該取引に係る収入の額として計上される金額がある場合には、当該他の会社等の連結等財務諸表に当該取引に係る収入の額として計上される金額を控除した残額）があること。

ロ　当該費用又は損失の額のうちに、当該他の会社等の所得の金額の計算上、損金の額に算入される金額（当該構成会社等の連結等財務諸表に当該取引に係る収入の額として計上され、かつ、その計上された金額が当該構成会社等の所得の金額の計算上、益金の額に算入される場合には、その計上された金額とその算入される金額のうちいずれか少ない金額を控除した残額）があること。

前項第一号中「供与（令和四年十二月十五日以前に行われた取引を除く。以下この号において同じ。）」とあるのを「取引」と読み替えた場合における同号に掲げる取引又は同項第二号中「取引（令和四年十二月十五日以前に行われた取引を除く。以下この号において同じ。）」とあるのを「供与」と読み替えた場合における同号に掲げる取引が次に掲げる要件のいずれかを満たす場合における同項の規定の適用については、これらの取引は、令和四年十二月十六日以後に行われたものとみなす。

一　当該取引に係る契約の内容が変更されたこと（次号に該当するものを除く。）。

二　当該取引に係る会計処理が変更されたこと。

三　当該取引に係る会計処理が変更されたこと。

16　導管会社等（新法第八十二条第五号に規定する導管会社等をいう。以下この条において同じ。）である第十四項の構成会社等について同項の規定を適用する場合において、当該構成会社等の構成員の所在地国における租税に関する法令において導管会社等の収入が当該導管会社等の構成員の収入として取り扱われるときは、当該構成会社等の連結等財務諸表に計上される同項各号に掲げる取引に係る費用又は損失の額は、当該連結等財務諸表に計上されていないものとみなす。

17　各対象会計年度において第十四項第二号の構成会社等の所在地国を所在地国とする同号に規定する他の会社等（同項（同号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定の適用を受けるものに限る。）がある場合には、当該対象会計年度に係る当該構成会社等については、第十四項の規定の適用はないものとする。

18　各対象会計年度において、構成会社等と他の会社等（当該構成会社等の特定多国籍企業グループ等に属する他の会社等又は当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等をいう。以下この項において同じ。）との間で行われる取引（令和四年十二月十五日以前に行われた取引を除く。以下この項において同じ。）に係る法人税等の額及び法人税等調整額の合計額（以下この項において「法人税額等」という。）が当該構成会社等の連結等財務諸表に計上される場合において、当該法人税等の額が当該他の会社等の調整後対象租税額又は改正法附則第十四条第一項第二号イに掲げる金額（当該取引に係る繰延税金資産又は繰延税金負債が含まれていないものに限る。以下この項において同じ。）に含まれるときは、当該構成会社等の当該対象会計年度に係る同号イに掲げる金額から当該法人税額等を減算する。ただし、次に掲げる場合に該当する場合は、この限りでない。

一　当該取引が行われることにより、当該他の会社等の所得の金額の計算上、益金の額に算入される金額がある場合

二　当該構成会社等の所在地国における租税に関する法令において、当該構成会社等に係る改正法附則第十四条第一項第二号イに規定する財務省令で定める金額から当該構成会社等の調整後対象租税額の計算上当該他の会社等に配分される金額を控除すること又はこれに相当する調整を行わないこととされている場合

19　第十五項の規定は前項中「取引（令和四年十二月十五日以前に行われた取引を除く。以下この項において同じ。）」とあるのを「取引」と読み替えた場合における同項に規定する取引について、第十六項の規定は導管会社等である前項の構成会社等について同項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。

20　第十三項の規定は各対象会計年度において共同支配会社等が改正法附則第十四条第三項の規定の適用を受ける場合について、第十四項から前項までの規定は各対象会計年度において共同支配会社等に係る取引が行われる場合について、それぞれ準用する。この場合において、第十三項第二号イ中「第十四条第一項第二号イ」とあるのは「第十四条第三項第二号イ」と、同号ロ中「第十四条第一項第三号」とあるのは「第十四条第三項第三号」と、第十四項中「第十四条第一項第一号ロ」とあるのは「第十四条第三項第一号ロ」と、同項第一号中「第百五十五条の二十二第一項」とあるのは「第百五十五条の二十二第三項において準用する同条第一項」と、第十五項中「前項第一号」とあるのは「第二十項において準用する前項第一号」と、第十六項中「第十四項」とあるのは「第二十項において準用する第十四項」と、第十七項中「第十四項第二号」とあるのは「第二十項において準用する第十四項第二号」と、「第十四項の」とあるのは「第二十項において準用する第十四項の」と、第十八項中「第十四条第一項第二号イ」とあるのは「第十四条第三項第二号イ」と、前項中「第十五項」とあるのは「次項において準用する第十五項」と、「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「第十六項」とあるのは「次項において準用する第十六項」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（役員の給与等に関する経過措置）

第二条　法人がこの省令の施行の日前に行った第一条の規定による改正前の法人税法施行規則第二十二条の三第六項第一号に掲げる方法による法人税法第三十四条第一項第三号イ(3)の開示については、なお従前の例による。

2　第一条の規定による改正後の法人税法施行規則（以下「新規則」という。）第二十二条の三第六項の規定の適用については、同項第一号に規定する半期報告書には、金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により提出される同項に規定する四半期報告書を含むものとする。

（特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供に関する経過措置）

第三条　所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号。第二号において「令和五年改正法」という。）附則第十四条第一項又は第三項の規定の適用がある場合における新規則第六十八条第五項（第四号イに係る部分に限る。）及び第六項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　新規則第六十八条第五項第四号イ中「又は同条第八項」とあるのは、「若しくは同条第八項の規定又は所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）附則第十四条第一項若しくは第三項（国際最低課税額の計算に関する経過措置）」とする。

二　令和五年改正法附則第十四条第一項又は第三項の所在地国に係る新規則第六十八条第六項第一号に定める事項は、次に掲げる事項とする。

イ　令和五年改正法附則第十四条第一項又は第三項の規定の適用に関する事項

ロ　その他参考となるべき事項

○財務省令第十六号

相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十九条第一項から第三項まで及び相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）第四条の二十一の規定に基づき、相続税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日

財務大臣　鈴木　俊一

相続税法施行規則の一部を改正する省令

相続税法施行規則（昭和二十五年大蔵省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「次条」を「次条第一項」に改める。

第八条に次の一項を加える。

2　国税庁長官は、第一号書式から第四号書式までに定める書式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。この場合において、国税庁長官は、併せてこれらの用紙の大きさを第一号書式から第四号書式までに定める大きさ以外の大きさ（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項（日本産業規格）に規定する日本産業規格に適合するものに限る。）とすることができる。

第三十一条に次の一項を加える。

2　国税庁長官は、第五号書式から第九号書式までに定める書式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。この場合において、国税庁長官は、併せてこれらの用紙の大きさを第五号書式から第九号書式までに定める大きさ以外の大きさ（産業標準化法第二十条第一項（日本産業規格）に規定する日本産業規格に適合するものに限る。）とすることができる。

附　則

この省令は、令和八年九月一日から施行する。

○財務省令第十七号

地価税法（平成三年法律第六十九号）第十七条第三項及び別表第一第十一号イ並びに地価税法施行令（平成三年政令第百七十四号）第十七条第二項第一号の規定に基づき、地価税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日

財務大臣　鈴木　俊一

地価税法施行規則の一部を改正する省令

地価税法施行規則（平成三年大蔵省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第十項第三号イ中「附則第八条第一項」を「附則第九条第一項」に改め、同号ロ中「第三十三条第一項第三号ニ」を「第三十三条第一項第三号ハ」に改める。

第五条第二項第二号中「特例）及び」を「特例）、」に、「の屋内貯蔵所を」を「及び第十六条の二の十第一項（蓄電池により貯蔵される危険物の特定屋内貯蔵所の特例）の屋内貯蔵所を」に改め、同号イ中「ニまで」を「ホまで」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ　危険物の規制に関する規則第十六条の二の十一第一項（蓄電池により貯蔵される高引火点危険物の屋内貯蔵所の特例）の屋内貯蔵所　同条第二項の規定により適用される同規則第十六条の二の四第二項第一号の規定によりその例によるものとされる同規則第十三条の六第三項第一号ハに定める距離又は同号ただし書に規定する距離

第五条第二項第三号中「第二十二条の二の六第一号」を「第二十二条の二の八第一号」に改め、同号ハ中「第二十二条の二第一項」を「第二十二条の二の三第一項」に改め、同条第八項第六号中「又は都道府県知事」を「、都道府県知事又は同法第三条第一項に規定する指定都市の長」に改める。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○財務省令第十八号

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の十六の項の規定に基づき、登録免許税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日

財務大臣　鈴木　俊一

登録免許税法施行規則の一部を改正する省令

登録免許税法施行規則（昭和四十二年大蔵省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第五条を削り、第四条の六を第五条とし、第四条の五を第四条の六とし、第四条の四の次に次の一条を加える。

第四条の五　法別表第三の十六の項の第四欄に規定する財務省令で定める書類は、その登記に係る不動産が同項の第三欄に規定する不動産に該当する旨を証する経済産業大臣の書類とする。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○財務省令第十九号

所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）及び消費税法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第百四十五号）の施行に伴い、並びに消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第十二条の四第三項、第十五条の二第三項、第七項及び第十五項並びに第六十一条並びに消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第七十一条第一項の規定に基づき、消費税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日

財務大臣　鈴木　俊一

消費税法施行規則の一部を改正する省令

消費税法施行規則（昭和六十三年大蔵省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三の見出し中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改め、同条を第十一条の四とする。

第十一条の二の次に次の一条を加える。

（金又は白金の地金に類するものの範囲）

第十一条の三　法第十二条の四第三項に規定する財務省令で定める資産は、次に掲げる資産とする。

一　金貨又は白金貨

二　金製品又は白金製品（金又は白金の重量当たりの単価に重量を乗じて得た価額により取引されるものに限るものとし、当該事業者が製造する製品の原材料として使用されることが明らかなものを除く。）

第十二条の前に次の一条を加える。

（特定プラットフォーム事業者として指定を受けるべき者である旨の届出書の記載事項等）

第十一条の五　法第十五条の二第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　届出者の氏名又は名称（国外事業者にあつては、日本語及び英語で記載されたものに限る。以下この条において同じ。）、納税地（納税地と住所等とが異なる場合には、納税地及び住所等（国外事業者にあつては、日本語及び英語で記載されたものに限る。）。以下この号において同じ。）及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）

二　その提供するデジタルプラットフォーム（法第十五条の二第一項に規定するデジタルプラットフォームをいう。以下この条において同じ。）の名称

三　次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ　法第十五条の二第二項に規定する合計額が五十億円を超えることとなつた同条第一項に規定するプラットフォーム事業者　その課税期間の初日及び末日並びに当該合計額

ロ　令第二十九条第一項の規定の適用を受けることとなつた同項に規定する合併法人等　その合併若しくは分割又は譲受けがあつた年月日及びその事業を承継させ、又は譲り渡した法第十五条の二第一項に規定する特定プラットフォーム事業者の氏名又は名称

四　その他参考となるべき事項

2　法第十五条の二第六項に規定する届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　届出者の氏名又は名称、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）
二　変更の内容
三　その他参考となるべき事項
3　法第十五条の二第七項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　申請者の氏名又は名称、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）
二　その提供するデジタルプラットフォームの名称
三　法第十五条の二第七項に規定する合計額が五十億円以下である場合に該当する各課税期間の初日及び末日
四　その他参考となるべき事項
4　法第十五条の二第十項に規定する届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　届出者の氏名又は名称、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）
二　そのデジタルプラットフォームに係る事業を廃止した年月日
三　前号のデジタルプラットフォームの名称
四　その他参考となるべき事項
5　法第十五条の二第十五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　その課税期間において法第十五条の二第一項の規定の適用を受ける電気通信利用役務の提供に係る同条第二項に規定する対価の額の合計額及びその明細
二　その他参考となるべき事項

第十五条の七第一項第三号、第五号及び第六号中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改める。
第二十三条の二第二項及び第三項中「第四十五条の二第三項」を「第四十五条の二第二項」に改める。
第二十五条第三項中「第五十一条第三項」の下に「又は第四項」を加える。
第二十六条第一項第三号ヘ中「内容又は」を「内容、」に改め、「トにおいて同じ。」の内容」の下に「又は法第十二条の四第三項の規定の適用に係る同項に規定するときに該当することとなつた課税期間の初日及び末日並びに当該課税期間における令第二十五条の五第四項に規定する合計額」を加え、同条第五項第三号中「年月日」の下に「（法第十二条の二第三項の規定の適用を受ける外国法人（法人税法第二条第四号（定義）に規定する外国法人をいう。次項第三号において同じ。）にあつては、設立の年月日及び国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した年月日）」を加え、同条第六項第三号中「年月日」の下に「（法第十二条の三第五項の規定の適用を受ける外国法人にあつては、設立の年月日及び国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した年月日）」を加え、同項第六号中「当該金額」を「当該課税売上高又は同項に規定する基準期間に相当する期間における総収入金額として政令で定めるところにより計算した金額が五十億円を超える者の当該総収入金額」に改める。
第二十七条の二第一項中「第七十一条の二第一項第九号」を「第七十一条の二第一項第十号」に改め、同条第二項中「第八号」を「第九号」に、「又は前条第九項」を「若しくは前条第九項又は租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第三十六条の二第四項（外国公館等であることの証明等）」に改める。
第三十一条第二項中「法人」の下に「、公益信託受託事業者」を加える。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　第二十五条第三項の改正規定、第二十六条第五項第三号の改正規定、同条第六項の改正規定並びに第二十七条第六項、第八項及び第九項の改正規定　令和六年十月一日
二　第十一条の三の見出しの改正規定、第十五条の七第一項第三号、第五号及び第六号の改正規定並びに第三十一条第二項の改正規定　公益信託に関する法律（令和六年法律第　　号）の施行の日

○財務省令第二十号

所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）の一部の施行に伴い、酒税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日

財務大臣　鈴木　俊一

酒税法施行規則の一部を改正する省令

酒税法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「第三十条の六第一項、第二項又は第三項」を「第三十条の六各項」に改める。

附　則

この省令は、令和六年十月一日から施行する。

○財務省令第二十一号

たばこ税法施行令（昭和六十年政令第五号）第五条第三項第二号の規定に基づき、たばこ税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日　財務大臣　鈴木　俊一

たばこ税法施行規則の一部を改正する省令

たばこ税法施行規則（昭和六十年大蔵省令第一号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一号を加える。

三　試験検査の用に供される製造たばこで当該製造たばこ製造者が自己の製造たばこの製造場へ引き取るためのもの　当該製造たばこの製造場

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○財務省令第二十二号

国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四条の十三の四第一項の規定に基づき、国税通則法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日　財務大臣　鈴木　俊一

国税通則法施行規則の一部を改正する省令

国税通則法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条の七第一項中「第十七号の二」を「第十七号の三」に改める。

附　則

この省令は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第八十号）の施行の日から施行する。

○財務省令第二十三号

国税徴収法施行令（昭和三十四年政令第三百二十九号）第七十条の規定に基づき、国税徴収法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日　財務大臣　鈴木　俊一

国税徴収法施行規則の一部を改正する省令

国税徴収法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第三条第三項中「第五十一条」を「第五十条」に改める。

附　則

この省令は、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）附則第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

○財務省令第二十四号

所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）の一部、所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）及び租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第百五十一号）の施行に伴い、並びに同法附則、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）及び租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日　財務大臣　鈴木　俊一

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の五に次の一項を加える。

3　国税庁長官は、別表第二㈠及び別表第二㈢から別表第二㈤までの各表の書式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。この場合において、国税庁長官は、併せてこれらの用紙の大きさを当該各表に定める大きさ以外の大きさ（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項に規定する日本産業規格に適合するものに限る。）とすることができる。

第三条の七に次の一項を加える。

2　国税庁長官は、前項の別表第三㈠及び別表第三㈢から別表第三㈧までの各表の書式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。この場合において、国税庁長官は、併せてこれらの用紙の大きさを当該各表に定める大きさ以外の大きさ（産業標準化法第二十条第一項に規定する日本産業規格に適合するものに限る。）とすることができる。

第三条の十六に次の一項を加える。

2　国税庁長官は、前項の別表第三㈠及び別表第三㈢から別表第三㈩までの各表の書式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。この場合において、国税庁長官は、併せてこれらの用紙の大きさを当該各表に定める大きさ以外の大きさ（産業標準化法第二十条第一項に規定する日本産業規格に適合するものに限る。）とすることができる。

第三条の十七第二項第一号中「特定公益信託」を「公益信託」に改め、同条第九項中「第七十八条第三項」を「第十一条第二項」に、「特定公益信託」を「公益信託」に、「名称及び所在地」を「氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地」に改め、同条第十三項中「第十九条の十の五第十二項第一号イ」を「第十九条の十の五第十四項第一号イ」に改める。

第三条の十九の見出し中「利子等」を「利子」に改め、同条第一項第二号中「又は所得税法第二十四条第一項に規定する剰余金の配当（以下この条において「利子等」という。）」を削り、同項第七号中「利子等」を「利子」に改め、同条第七項第二号中「利子等」を「利子」に改め、「、第百二十四条」を削り、同項第三号並びに同条第十一項第二号及び第三号並びに第十二項第一号中「利子等」を「利子」に改め、同条第十五項の表第三十六項の項を次のように改める。

第三十六項	第五条の二第四項（第三条の十八第五項第三号	第五条の三第九項（振替社債等の利子の課税の特例）において準用する同法第五条の二第四項（第三条の十九第十五項（振替社債等の利子の課税の特例）において準用する同令第三条の十八第五項第三号

第三条の十九第十六項第二号中「法第五条の三第二項に規定する発行者（次号及び次項において「発行者」という。）」を「発行をする者」に改め、「（当該特定振替社債等が同条第四項第七号ホに掲げるものである場合には、当該特定振替社債等の利子等の支払をする者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を含む。次項第一号において同じ。）」を削り、同項第三号並びに同条第十七項第一号及び第二号中「発行者」を「発行をする者」に改め、同条第十九項第一号中「（当該書類が特定振替社債等のうち法第五条の三第四項第七号ホに掲げるものに係るものである場合には、当該特定振替社債等の利子等の支払をする者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を含む。以下この号において同じ。）」を削る。

第四条第一項中「第三条の三第四項」を「第三条の三第六項」に、「第八条第一項第二号」を「第八条第一項第三号」に、「）が、」を「）の長が、」に改め、同条第五項中「同条第一項第三号」を「同条第一項第四号」に改め、同条第八項中「第三条の三第九項」を「第三条の三第十一項」に、「事業年度の」を「事業年度（法第二条第二項第十九号に規定する事業年度をいう。第一号において同じ。）の」に、「同項」を「法第八条第三項」に、「公社債の利子等（同条第二項に規定する公社債の利子等をいう。）に係る公社債又は社債的受益権（同条第一項に規定する社債的受益権をいう。）につき」を「同項第一号の公社債若しくは社債的受益権又は同項第二号の社債につき」に、「記載又は記録をする」を「記載若しくは記録をし、又は同号に規定する保管の委託を受ける」に改め、同項第二号中「、同法第二十四条の四の七第一項に規定する四半期報告書」を削り、同条第十項第二号中「、四半期報告書」を削り、同条第十二項中「第三条の三第十項」を「第三条の三第十二項」に改める。

第四条の四に次の一項を加える。

10　施行令第四条の二第十五項に規定する配当等の支払者が、同項に規定する支払を受ける者から前項の規定による承諾を得ようとする場合において、当該配当等の支払者が定める期限までに当該承諾をしない旨の回答がないときは当該承諾があつたものとみなす旨の通知をし、当該期限までに当該支払を受ける者から当該回答がなかつたときは、当該承諾を得たものとみなす。

第四条の四の二第三項に後段として次のように加える。

この場合において、国税庁長官は、併せてその用紙の大きさを同表に定める大きさ以外の大きさ（産業標準化法第二十条第一項に規定する日本産業規格に適合するものに限る。）とすることができる。

第五条の二第十五項中「第四条の四第九項」の下に「及び第十項」を加える。

第五条の三の二第三項に後段として次のように加える。

この場合において、国税庁長官は、併せてその用紙の大きさを同表に定める大きさ以外の大きさ（産業標準化法第二十条第一項に規定する日本産業規格に適合するものに限る。）とすることができる。

第五条の五の二を次のように改める。

（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税）

第五条の五の二　施行令第五条の二の二に規定する財務省令で定めるものは、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一　社債、株式等の振替に関する法律第二条第四項に規定する口座管理機関

二　次に掲げる要件の全てを満たす者（前号に掲げるものに該当するものを除く。）

イ　その者の法第九条の八に規定する営業所に開設されている同条に規定する非課税口座に係る法第三十七条の十四第一項に規定する振替口座簿を備えていないこと。

ロ　イに規定する非課税口座に法第九条の二第一項に規定する株式のみの保管の委託がされ、かつ、その者が当該株式に係る同項に規定する国外株式の配当等に係る同項に規定する支払の取扱者に該当すること。

第五条の八第五項第四号中「（昭和二十四年法律第百八十五号）」を削る。

第五条の九第一項中「第十条の五第三項第二号」を「第十条の五第三項第一号」に改め、同条第三項中「第十条の五第三項第十五号」を「第十条の五第三項第十六号」に改め、同条第六項中「ついて計画の認定を受けた日」を「係る基準日（法第十条の五第三項第二号に規定する基準日をいう。）」に改める。

第五条の十一第二項中「又は第二項」を削る。

第五条の十二第五項中「第五条の六の四第十一項」を「第五条の六の四第十五項」に、「又は第二項」を「から第三項まで」に、「同条第一項第二号」を「同条第一項第二号イ」に、「同条第三項第七号」を「同条第五項第七号」に改め、同項第一号中「第五条の六の四第十項各号」を「第五条の六の四第十四項各号」に改め、同項第三号中「第十条の五の四第三項第一号」を「第十条の五の四第五項第一号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「第五条の六の四第十項第三号」を「第五条の六の四第十四項第三号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「第五条の六の四第十項第一号ロ」を「第五条の六の四第十四項第一号ロ」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「第五条の六の四第十一項」に改め、同項第二号中「第五条の六の四第十項」を「第五条の六の四第十四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条に第一項から第三項までとして次の三項を加える。

法第十条の五の四第二項第三号ロに規定する財務省令で定める場合は、同号ロの認定が女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（平成二十七年厚生労働省令第百六十二号）第八条第一項第三号に規定する事業主の類型に係るものである場合（その年十二月三十一日までに女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十一条の規定により当該認定が取り消された場合を除く。）とする。

２　法第十条の五の四第三項第三号イに規定する財務省令で定める場合は、同号イの認定が次に掲げるものである場合（その年十二月三十一日までに次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第十五条の規定により当該認定が取り消された場合を除く。）とする。

一　次世代育成支援対策推進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第百二十二号）第四条第一項第一号に規定する事業主の類型に係るもの（次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第百八十五号）附則第二条第二項の規定に基づきなお従前の例により行つた次世代育成支援対策推進法第十三条の申請（次号において「認定申請」という。）に基づき受けたものを除く。）

二　次世代育成支援対策推進法施行規則第四条第一項第二号に規定する事業主の類型に係るもの（次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第百八十五号）附則第二条第二項の規定に基づきなお従前の例により行つた認定申請に基づき受けたもの及び同条第三項の規定により次世代育成支援対策推進法施行規則第四条第一項第二号イに規定する要件を満たしているものとみなされて受けたものを除く。）

３　法第十条の五の四第三項第三号ハに規定する財務省令で定める場合は、同号ハの認定が女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第八条第一項第二号又は第三号に規定する事業主の類型に係るものである場合（その年十二月三十一日までに女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十一条の規定により当該認定が取り消された場合を除く。）とする。

第五条の十二の三第三項第二号及び第四項第二号中「生産工程効率化等設備等」を「生産工程効率化等設備」に改める。

第五条の十二の四の次に次の一条を加える。

（環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却）

第五条の十二の五　施行令第六条の二の二第四項に規定する財務省令で定める書類は、当該個人が受けた環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第三十七号。第一号において「促進法」という。）第三十九条第一項の認定に係る次に掲げる書類とする。

一　環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づく基盤確立事業実施計画の認定等に関する省令（令和四年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省令第三号。以下この号において「認定等省令」という。）第一条第一項の申請書に添付された促進法第三十九条第一項に規定する基盤確立事業実施計画（施行令第六条の二の二第四項に規定する機械等が記載されたものに限るものとし、当該基盤確立事業実施計画につき促進法第四十条第一項の規定による変更の認定があつたときは当該変更の認定に係る認定等省令第三条第一項の申請書に添付された変更後の促進法第三十九条第一項に規定する基盤確立事業実施計画を含む。）の写し

二　認定通知書（前号の変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る認定通知書を含む。）の写し

第五条の十三第八項を削り、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「第六条の三第二十六項」を「第六条の三第二十四項」に改め、同項を同条第九項とする。

第五条の十五を削る。

第五条の十六中「第十三条の二第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条を第五条の十五とする。

第六条の二第二項中「第八条第三項」を「第八条第四項」に改め、「（運輸監理部長を含む。）」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　法第十五条第一項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた年分は、国土交通大臣又は同項に規定する倉庫用建物等の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。次項において同じ。）の当該倉庫用建物等が同条第一項の規定の適用を受けようとする年分において同項に規定する政令で定める要件を満たす特定流通業務施設に該当するものであることを証する書類を当該年分の確定申告書に添付することにより証明がされた当該年分とする。

第十一条の三第十六項中「第十九条の三第三十二項」を「第十九条の三第三十四項」に、「第十九条の三第三十三項」を「第十九条の三第三十五項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十五項中「第十九条の三第十二項」を「第十九条の三第三十四項」に、「第十九条の三第三十五項」を「第十九条の三第三十六項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十四項中「第十九条の三第二十五項及び第二十六項」を「第十九条の三第二十七項及び第二十八項」に改め、同項を同条第十七項とし、同項の次に次の一項を加える。

18　国税庁長官は、別表第六㈠及び別表第六㈡の書式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。この場合において、国税庁長官は、併せてこれらの用紙の大きさをこれらの表に定める大きさ以外の大きさ（産業標準化法第二十条第一項に規定する日本産業規格に適合するものに限る。）とすることができる。

第十一条の三第十三項中「第十九条の三第二十六項」を「第十九条の三第二十八項」に、「同条第九項」を「同条第十一項」に、「分割承継法人株式、分割承継親法人株式又は完全子法人株式」を「合併法人株式若しくは合併親法人株式、分割承継法人株式若しくは分割承継親法人株式、完全子法人株式、株式交換完全親法人の株式若しくは同項に規定する株式移転完全親法人の株式」に、「「分割承継法人株式等」を「「合併法人株式等」に、「分割承継法人株式等と当該分割承継法人株式等」を「合併法人株式等と当該合併法人株式等」に改め、同項第一号中「つき」を「つき、」に、「又は」を「若しくは」に、「管理等信託をしている」を「管理等信託をし、又は法第二十九条の二第一項第六号ロの管理をさせている」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　前年中に特定新株予約権の行使をした特例適用者の氏名、住所又は個人番号が当該特定新株予約権の付与に係る契約を締結した時の氏名、住所及び個人番号と異なる場合には、当該契約を締結した時の氏名、住所及び個人番号

第十一条の三第十三項第四号中「株式会社」を「法第二十九条の二第七項の株式会社」に、「分割承継法人株式等」を「合併法人株式等」に、「所得税法施行令第百十三条第二項に規定する分割法人及び同条第一項に規定する分割承継法人若しくは分割承継親法人又は同令第百十三条の二第三項に規定する現物分配法人及び同条第一項に規定する完全子法人」を「第七項第一号に規定する被合併法人等及び合併法人等」に改め、同項第五号中「口座又は管理等信託」を「口座若しくは管理等信託又は法第二十九条の二第一項第六号ロの管理」に、「又は管理等信託の期間」を「若しくは管理等信託又は当該管理の期間」に改め、同項第七号中「受入れ」の下に「若しくは取得」を加え、同項第八号中「受け入れた」を「特定新株予約権の行使により交付をされた」に、「権利行使価額」を「法第二十九条の二第一項第二号及び第三号の権利行使価額並びに当該特定株式に係る特定新株予約権の付与決議のあつた年月日及び当該特定株式に係る株式会社の設立の年月日（当該株式会社が上場会社又は店頭売買登録会社に該当するものである場合には当該権利行使価額、付与決議のあつた年月日及び設立の年月日並びに第一項第二号ロに規定する上場された日又は同号ハに規定する登録された日とし、当該株式会社が同号イに掲げる会社に該当するものである場合にはその旨並びに当該権利行使価額、付与決議のあつた年月日及び設立の年月日とする。）」に改め、同項第九号中「第二十九条の二第一項第六号」を「第二十九条の二第一項第六号イ又はロ」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十二項中「第十九条の三第二十五項」を「第十九条の三第二十七項」に改め、同項第五号中「並びに」の下に「法第二十九条の二第一項第三号の」を加え、同項を同条第十五項とし、同条第十一項中「第十九条の三第二十五項」を「第十九条の三第二十七項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十項中「第八項」を「第十一項」に、「第十九条の三第二十四項」を「第十九条の三第二十六項」に、「第十九条の三第二十二項」を「第十九条の三第二十四項」に、「第十一条の三第七項」を「第十一条の三第九項」を「第十一条の三第十二項」に、「同条第七項」を「同条第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項中「第七項」を「第十項」に、「第十九条の三第二十四項」を「第十九条の三第二十六項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項中「第十九条の三第二十二項」を「第十九条の三第二十四項」に、「第十一条の三第七項」を「第十一条の三第十項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「第十九条の三第二十項各号」を「第十九条の三第二十二項各号」に改め、同項第一号中「（法第二十九条の二第四項に規定する承継特定株式をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同項を同条第十項とし、同条第六項中「第十九条の三第九項」を「第十九条の三第十一項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「第十九条の三第十一項」を「第十九条の三第十三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「その」を「同項第一号から第三号までに規定する」に、「同項第一号から第三号までの」を「同条第三項に規定する」に改め、「関係書類」の下に「（電磁的方法により提供された当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）」を加え、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　法第二十九条の二第四項に規定する財務省令で定める法人は、同条第一項第六号ロに規定する管理に係る契約の移転を受けた次の各号に掲げる合併等（施行令第十九条の三第十一項に規定する合併、分割型分割、株式分配、株式交換又は株式移転をいう。以下この項において同じ。）の区分に応じ当該各号に定める法人（内国法人に限る。）とする。

一　法第二十九条の二第一項第六号ロに規定する株式会社を被合併法人等（所得税法施行令第百十二条第一項に規定する被合併法人、同令第百十三条第二項に規定する分割法人、同令第百十三条の二第三項に規定する現物分配法人、法人税法第二条第十二号の六に規定する株式交換完全子法人又は同条第十二号の六の五に規定する株式移転完全子法人をいう。以下この項において同じ。）とする合併等　当該合併等に係る合併法人等（次に掲げる法人をいう。以下この項において同じ。）

イ　所得税法施行令第百十二条第一項に規定する合併法人又は合併親法人

ロ　所得税法施行令第百十三条第一項に規定する分割承継法人又は分割承継親法人

ハ　所得税法施行令第百十三条の二第一項に規定する完全子法人

ニ　株式交換完全親法人（施行令第十九条の三第十一項に規定する株式交換完全親法人をいう。ニにおいて同じ。）又は株式交換完全親法人との間に同項に規定する政令で定める関係がある法人

ホ　施行令第十九条の三第十一項に規定する株式移転完全親法人

二　前号又は次号に定める合併法人等を被合併法人等とする合併等　当該合併等に係る合併法人等

三　前号に定める合併法人等を被合併法人等とする合併等　当該合併等に係る合併法人等

第十一条の三第三項第一号中「を提出」を「の法第二十九条の二第二項第三号に規定する提出を」に、「法第二十九条の二第一項」を「同条第一項」に、「第十二項」を「第十五項」に改め、同項第二号中「この項、第七項第五号及び第十二項」を「この条」に改め、同項第三号中「権利行使価額」の下に「（同項第二号及び第三号の権利行使価額をいう。以下この項において同じ。）」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項第一号中「次号」を「ハ及び次号」に、「第二十九条の二第一項第六号」を「第二十九条の二第一項第六号イ」に、「第十三項に」を「第十六項に」に、「同号」を「同号イ」に改め、同号イ中「この項」の下に「及び次項」を加え、「第十三項第十二号」を「第十六項第十二号」に、「次項、第十二項第一号及び第十三項第一号」を「第五項第一号、第十五項第一号及び第十六項第一号」に改め、同号ニ中「第十二項」を「第十五項」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「及び」を「並びに法第二十九条の二第一項第二号及び第三号の」に改め、「（法第二十九条の二第一項に規定する権利行使価額をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　当該新株予約権に係る付与決議の日及び当該付与会社の設立の日（当該付与会社が上場会社又は店頭売買登録会社に該当するものである場合には当該付与決議の日及び設立の日並びに第一項第二号ロに規定する上場された日又は同号ハに規定する登録された日とし、当該付与会社が同号イに掲げる会社に該当するものである場合にはその旨並びに当該付与決議の日及び設立の日とする。）

第十一条の三第二項第二号中「第十三項第三号」を「第十六項」に改め、同号ハ中「次号、第七項及び第十三項第十一号」を「以下この条」に、「同条第一項第七号」を「法第二十九条の二第一項第七号」に、「この項及び第十三項第十一号」を「この項、次項及び第十六項第十一号」に改め、同項第三号中「及び第十三項第三号」を「、次項及び第十六項第三号」に改め、同号ハ中「この号」の下に「及び次項」を加え、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　施行令第十九条の三第九項第四号に規定する財務省令で定める要件は、株式会社（法第二十九条の二第七項の株式会社をいう。以下この項において同じ。）が、権利者又は承継特例適用者が交付を受けた施行令第十九条の三第九項第二号に規定する対象株式等につき、法第二十九条の二第一項第六号ロの管理をする際に、当該権利者又は承継特例適用者との間で次に掲げる事項を約することとする。

一　当該権利者又は承継特例適用者は、次に掲げる場合に該当することとなつた場合には、遅滞なく、その旨並びに変更前の氏名、住所及び個人番号並びに変更後の氏名、住所及び個人番号（イに掲げる場合にあつては、その旨並びに変更前の氏名及び住所並びに変更後の氏名及び住所）を、当該管理に係る株式会社に届け出ること。

イ　当該権利者又は承継特例適用者の氏名又は住所の変更をした場合

ロ　当該権利者又は承継特例適用者の個人番号の変更をした場合

二　当該権利者又は承継特例適用者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により個人番号が初めて通知された場合には、遅滞なく、その旨並びにその通知を受けた後の氏名、住所及び個人番号を当該管理に係る株式会社に届け出ること。

三　当該権利者又は承継特例適用者が死亡した場合には、その者の相続人は、その相続の開始があつたことを知つた日以後遅滞なく、当該管理に係る株式会社にその旨及び当該相続の開始があつたことを知つた日を届け出ること。

四　当該権利者が死亡した場合には、その者の相続人は、その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から十月以内に、当該権利者が当該管理をさせていた特定株式の返還を受け、又は引き続き当該特定株式（取締役等の特定株式に限る。）の管理をさせること。

五　当該株式会社は、当該管理をしている特定株式を有する個人が死亡したことを知つた場合において、その者の相続人が、前号の期限内に、当該特定株式の返還を受けず、かつ、引き続き当該特定株式（取締役等の特定株式に限る。）の管理をさせないときは、当該管理をしている特定株式に係る管理を終了させること。

六　当該権利者（取締役等の特定株式以外の特定株式を有する当該権利者に限る。次号において同じ。）は、国外転出をする場合には、当該国外転出をする時までに当該管理に係る株式会社にその旨を届け出ること。

七　当該株式会社は、当該権利者が国外転出をした場合には、当該権利者が有する取締役等の特定株式以外の特定株式に係る管理を終了させること。

八　当該権利者又は承継特例適用者は、当該管理がされている特定株式又は承継特定株式（法第二十九条の二第四項に規定する承継特定株式をいう。以下この条において同じ。）の譲渡をした場合（当該株式会社に譲渡をした場合を除く。）には、遅滞なく、当該譲渡をした特定株式又は承継特定株式に係る売買契約書の写しを当該株式会社に提出（当該写しの提出に代えて行う電磁的方法（法第二十九条の二第二項第一号に規定する電磁的方法をいう。第六項において同じ。）による当該写しに記載すべき事項の提供を含む。）をすること。

第十一条の三第一項第一号中「（同項に規定する付与決議をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同項第二号中「金融商品取引法第二条第十六項に規定する」及び「（株式で、同条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会が、その定める規則に従い、その店頭売買につき、その売買価格を発表し、かつ、当該株式の発行法人に関する資料を公開するものとして登録したものをいう。）」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第二十九条の二第一項ただし書に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　法第二十九条の二第一項ただし書に規定する株式会社が、同項ただし書の付与決議（同項に規定する付与決議をいう。以下この条において同じ。）の日においてその設立の日以後の期間が五年以上二十年未満であること。

二　法第二十九条の二第一項ただし書に規定する株式会社が、次に掲げる会社のいずれかに該当すること。

イ　法第二十九条の二第一項ただし書の付与決議の日において金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所（ロ及び次項第二号において「金融商品取引所」という。）に上場されている株式又は店頭売買登録銘柄（株式で、認可金融商品取引業協会（同条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下この号において同じ。）が、その定める規則に従い、その店頭売買につき、その売買価格を発表し、かつ、当該株式の発行法人に関する資料を公開するものとして登録したものをいう。以下この号及び次項第二号において同じ。）として登録されている株式を発行する会社以外の会社

ロ　法第二十九条の二第一項ただし書の付与決議の日において、金融商品取引所に上場されている株式を発行する会社（第三項第一号ハ及び第十六項第八号において「上場会社」という。）で、当該株式が金融商品取引法第百二十一条の規定により内閣総理大臣への届出がなされて最初にいずれかの金融商品取引所に上場された日（当該株式が同日の前日において店頭売買登録銘柄として登録されていた株式である場合には、当該株式が最初に認可金融商品取引業協会の定める規則に従い店頭売買登録銘柄として登録された日）以後の期間が五年未満であるもの

ハ　法第二十九条の二第一項ただし書の付与決議の日において、店頭売買登録銘柄として登録されている株式を発行する会社（第三項第一号ハ及び第十六項第八号において「店頭売買登録会社」という。）で、当該株式が最初に認可金融商品取引業協会の定める規則に従い店頭売買登録銘柄として登録された日以後の期間が五年未満であるもの

第十四条第五項第八号中「ハに」を「ニに」に改め、「入漁権」の下に「、漁港水面施設運営権」を加え、「同号に規定する事業」を「同項第七号に規定する事業」に改め、同項第九号ニ中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第五十九条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定による処分により消滅をした漁港水面施設運営権　当該処分をした同項の漁港管理者のその旨を証する書類

第十七条第一項第三号イ中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ　土地等が都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十七条第一項又は第三項の規定により買い取られる場合　地方公共団体の長の当該土地等をこれらの規定により買い取つた旨を証する書類

第十七条第一項第三号の次に次の二号を加える。

三の二　法第三十四条第二項第三号の二の場合　同号の都市緑化支援機構に対する古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第十三条第一項の規定による要請（以下この号において「買取要請」という。）をした府県の知事又は買取要請をした市の長の当該都市緑化支援機構が法第三十四条第二項第三号の二に規定する対象土地を古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第十三条第四項の規定により買い取つた旨及び当該対象土地が当該都市緑化支援機構に買い取られる場合が施行令第二十二条の七第二項各号に掲げる要件を満たすものであることを証する書類

三の三　法第三十四条第二項第三号の三の場合　同号の都市緑化支援機構に対する都市緑地法第十七条の二第一項の規定による要請（以下この号において「買取要請」という。）をした都道府県の知事又は買取要請をした市の長の当該都市緑化支援機構が法第三十四条第二項第三号の三に規定する対象土地を都市緑地法第十七条の二第四項の規定により買い取つた旨及び当該対象土地が当該都市緑化支援機構に買い取られる場合が施行令第二十二条の七第三項において準用する同条第二項各号に掲げる要件を満たすものであることを証する書類

第十七条第一項第四号イ中「第二十二条の七第五項第一号」を「第二十二条の七第五項第二号」に、「同条第四項」を「同項第一号」に、「の買取りをする者が当該支援団体に該当する旨及び当該土地の買取り」を「が当該支援団体に買い取られる場合」に、「旨を」を「ことを」に改め、同項第七号中「、当該土地等の買取りをする者」を「、同号の農地中間管理機構」に、「の買取りをする者が同号に規定する農地中間管理機構に該当する旨」を「が当該農地中間管理機構に買い取られる場合が施行令第二十二条の七第六項に規定する要件を満たすものであること」に改める。

第十八条の四第六項中「第四十一条第二十五項」を「第四十一条第二十七項」に改める。

第十八条の十の三第一項第二号中「第十八条の十三の六第四項及び第十八条の十三の七第五項」を「第十八条の十三の六第五項及び第十八条の十三の七第六項」に改める。

第十八条の十一第一項中「から第十八条の十五の二まで」を削る。

第十八条の十二の二第四項第五号中「第五項」を「第六項」に改める。

第十八条の十三の五第三項中「第十一項」を「第十二項」に改め、同条第五項に後段として次のように加える。

この場合において、国税庁長官は、併せてその用紙の大きさを同表に定める大きさ以外の大きさ（産業標準化法第二十条第一項に規定する日本産業規格に適合するものに限る。）とすることができる。

第十八条の十三の五第六項中「第十二項第二号」を「第十三項第二号」に改め、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11　金融商品取引業者等が、施行令第二十五条の十の十第三項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者から前項の規定による承諾を得ようとする場合において、当該金融商品取引業者等が定める期限までに当該承諾をしない旨の回答がないときは当該承諾があつたものとみなす旨の通知をし、当該期限までに当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者から当該回答がなかつたときは、当該承諾を得たものとみなす。

第十八条の十三の六第二項中「第四項」を「第五項」に、「第五項」を「第六項」に改め、同項第四号中「第四項第四号及び第五項第三号」を「第五項第四号及び第六項第三号」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　国税庁長官は、前項の別表第七㈡の書式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。この場合において、国税庁長官は、併せてその用紙の大きさを同表に定める大きさ以外の大きさ（産業標準化法第二十条第一項に規定する日本産業規格に適合するものに限る。）とすることができる。

第十八条の十三の七第三項第一号中「第五項」を「第六項」に改め、同項第二号中「第六項」を「第七項」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　国税庁長官は、前項の別表第七㈡の書式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。この場合において、国税庁長官は、併せてその用紙の大きさを同表に定める大きさ以外の大きさ（産業標準化法第二十条第一項に規定する日本産業規格に適合するものに限る。）とすることができる。

第十八条の十四の二第六項第四号中「第二十二号」を「第二十三号」に改める。

第十八条の十五第五項第一号中「中小企業者」の下に「（合併又は分割により設立されたものを除く。）」を加え、同条第八項第一号イ⑷及びロ⑶中「金額」の下に「（当該特定株式が施行令第二十五条の十二第四項第一号に掲げる新株予約権の行使により取得をしたものである場合には、当該新株予約権と引換えに払い込むべき額及びその払い込んだ金額を含む。）」を加え、同号ハ⑷中「金額」の下に「（当該特定株式が施行令第二十五条の十二第四項第二号に掲げる新株予約権の行使により取得をしたものである場合には、当該新株予約権と引換えに払い込むべき額及びその払い込んだ金額を含む。）」を加え、同項第六号中「の計算に関する明細書（同号）を「（同号に規定する取得に要した金額をいう。以下この号、次項及び第十一項において同じ。）の計算に関する明細書（同条第二項第一号」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、「とし」の下に「同条第七項の規定の適用がある場合には同項に規定する適用控除対象特定株式に係る同項第二号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める金額の計算に関する明細の記載があるものに限るものとし」を加え、同項第七号中「第二十五条の十二第四項」を「第二十五条の十二第三項」に改め、同条第九項中「第二十五条の十二第七項に規定する財務省令」を「第二十五条の十二第七項第二号イに規定する財務省令」に改め、同項第二号及び同条第十一項第二号中「（施行令第二十五条の十二第三項の規定により計算される同項に規定する取得に要した金額をいう。以下この号において同じ。）と法第三十七条の十三第一項」を「と同項」に改める。

第十八条の十五の二の二第一項第三号中「同条第十五項第一号及び第二号」を「同条第十五項各号」に、「同項第二号に規定する」を「同項第二号の」に改め、同条第四項中「特定株式の譲渡による」を「特定株式の譲渡（同号に規定する譲渡をいう。）による」に改め、同条第八項中「法第三十七条の十三の三第七項」を「第三十七条の十三の三第七項」に改める。

第十八条の十五の三第二項第一号中「第十二項、第十七項第一号及び第十八項第一号」を「第十三項、第十八項第一号及び第十九項第一号」に、「第二十項各号」を「第二十一項各号」に、「第二十五条の十三第三十二項」を「第二十五条の十三第三十三項」に改め、同項第三号中「第二十八項第六号及び第三十項第四号」を「第三十項第六号及び第三十二項第四号」に改め、同条第三十九項中「第二十五条の十三第三十九項」を「第二十五条の十三第四十項」に、「同条第四十項又は第四十二項」を「同条第四十一項又は第四十三項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第三十八項中「第二十五条の十三

第三十九項」を「第二十五条の十三第四十項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十七項第二号中「第十項第二号」を「第十一項第二号」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第三十六項中「第三十三項」を「第三十四項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十四項を同条第三十六項とし、同条第三十三項中「第三十五項」を「第三十七項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十二項を同条第三十四項とし、同条第三十一項第二号中「提出」を「提出若しくは提供」に、「記載された」を「記載若しくは記録がされた」に、「第十項第二号」を「第十一項第二号」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十九項を同条第三十一項とし、同条第二十八項を同条第三十項とし、同条第二十七項第二号中「第十項第二号」を「第十一項第二号」に改め、同項第三号中「記載された廃止通知書」を「記載又は記録がされた廃止通知」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十六項第一号中「廃止通知書」を「廃止通知」に、「を提出」を「の提出又は提供を」に改め、同項第二号及び第三号中「廃止通知書に記載された」を「廃止通知に記載又は記録がされた」に改め、同項第四号中「廃止通知書の提出」を「廃止通知の提出又は提供」に、「提出年月日」を「提出又は提供の年月日」に改め、同項第五号中「当該廃止通知書の提出」を「当該廃止通知の提出又は提供」に、「廃止通知書の次」を「廃止通知の次」に改め、同号イ中「第十項第三号イ」を「第十一項第三号イ」に、「がある勘定廃止通知書の提出」を「又は記録がある勘定廃止通知書（第十項に規定する財務省令で定める書類のうち勘定廃止通知書記載事項の記載があるもの、勘定廃止通知書記載事項の記載がされて非課税口座開設届出書の提出がされた場合における当該勘定廃止通知書記載事項及び電磁的方法により提供された勘定廃止通知書記載事項を含む。以下この号において「勘定廃止通知」という。）の提出又は提供」に、「勘定廃止通知書に記載された同号イ」を「勘定廃止通知に記載又は記録がされた第十一項第三号イ」に改め、同号ロ中「第十項第三号ロ」を「第十一項第三号ロ」に、「がある勘定廃止通知書の提出」を「又は記録がある勘定廃止通知の提出又は提供」に、「勘定廃止通知書に記載された」を「勘定廃止通知に記載又は記録がされた」に改め、同号ハ中「非課税口座廃止通知書の提出」を「非課税口座廃止通知書（第十項に規定する財務省令で定める書類のうち非課税口座廃止通知書記載事項の記載があるもの、非課税口座廃止通知書記載事項の記載がされて非課税口座開設届出書の提出がされた場合における当該非課税口座廃止通知書記載事項及び電磁的方法により提供された非課税口座廃止通知書記載事項を含む。ハにおいて「非課税口座廃止通知」という。）の提出又は提供」に、「非課税口座廃止通知書に記載された第十一項第三号」を「非課税口座廃止通知に記載又は記録がされた第十二項第三号」に改め、同項第六号中「廃止通知書の提出」を「廃止通知の提出又は提供」に改め、同項第七号中「廃止通知書」を「廃止通知」に、「提出された」を「提出又は提供をされた」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十五項第二号中「提出を」を「提出若しくは提供を」に、「記載された」を「記載若しくは記録がされた」に、「第十項第二号」を「第十一項第二号」に改め、同項を同条第二十六項とし、同項の次に次の一項を加える。

27　法第三十七条の十四第十九項後段に規定する財務省令で定める書類は、非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で非課税口座廃止通知書に該当しないものとする。

第十八条の十五の三第二十四項第一号中「第二十八項に」を「第三十項に」に、「第二十八項第六号及び第三十項第二号」を「第三十項第六号及び第三十二項第二号」に、「第二十八項及び第二十九項」を「第三十項及び第三十一項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項第二号中「提出を」を「提出若しくは提供を」に、「記載された」を「記載若しくは記録がされた」に、「第十項第二号」を「第十一項第二号」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項を同条第二十三項とし、同条第二十一項中「又は第三十五項」を「又は第三十六項」に、「同条第三十七項」に改め、同項第二号中「第二十五条の十三第三十五項」を「第二十五条の十三第三十六項」に、「同条第三十三項」を「同条第三十四項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「第二十五条の十三第三十四項」を「第二十五条の十三第三十五項」に、「第二十五条の十三第三十二項」を「第二十五条の十三第三十三項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第二十五条の十三第三十二項」を「第二十五条の十三第三十三項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第二十五条の十三第三十二項」を「第二十五条の十三第三十四項」を「第二十五条の十三第三十五項」に、「第二十一項第二号」を「第二十二項第二号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項第一号中「第二十五条の十三第三十二項」を「第二十五条の十三第三十三項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項第一号中「（法第三十七条の十四第五項第十号に規定する非課税口座廃止通知書をいう。以下この条及び第十八条の十五の八において同じ。）」を削り、「第二十四項」を「第二十五項」に改め、同項第二号中「に提出」の下に「若しくは提供」を加え、「記載された」を「記載若しくは記録がされた」に改め、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とし、同項を同条第十二項とし、同条第十項第一号中「（法第三十七条の十四第五項第九号に規定する勘定廃止通知書をいう。以下この条及び第十八条の十五の八において同じ。）」を削り、「第二十二項及び第二十三項」を「第二十三項及び第二十四項」に、「及び第二十二項」を「及び第二十三項」に改め、同項第二号中「提出を」を「提出若しくは提供を」に、「又は法第三十七条の十四第五項第十号に規定する非課税口座廃止通知書」を「、非課税口座廃止通知書若しくは前項に規定する財務省令で定める書類」に改め、「含む。）」の下に「又は勘定廃止通知書記載事項若しくは非課税口座廃止通知書記載事項の記載がされて非課税口座開設届出書の提出がされた場合における当該勘定廃止通知書記載事項若しくは当該非課税口座廃止通知書記載事項若しくは電磁的方法により提供された勘定廃止通知書記載事項若しくは非課税口座廃止通知書記載事項」を加え、「。」に記載若しくは記録がされた」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10　法第三十七条の十四第五項第七号ロに規定する勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書その他財務省令で定める書類、同号ロに規定する勘定廃止通知書若しくは非課税口座廃止通知書その他財務省令で定める書類、同条第十項、第十一項若しくは第十四項第二号に規定する財務省令で定める書類、同条第十九項に規定する勘定廃止通知書若しくは非課税口座廃止通知書その他財務省令で定める書類は、勘定廃止通知書記載事項（同条第五項第九号に規定する勘定廃止通知書記載事項をいう。次項第二号及び第二十八項第五号イにおいて同じ。）又は非課税口座廃止通知書記載事項（同条第五項第十号に規定する非課税口座廃止通知書記載事項をいう。次項第二号及び第二十六項から第二十八項までにおいて同じ。）の記載がある書類で勘定廃止通知書（同条第五項第九号に規定する勘定廃止通知書をいう。以下この条及び第十八条の十五の八において同じ。）及び非課税口座廃止通知書（法第三十七条の十四第五項第十号に規定する非課税口座廃止通知書をいう。以下この条及び第十八条の十五の八において同じ。）に該当しないものとする。

第十八条の十五の四第五項第二号中「提出」を「提出若しくは提供」に、「前条第十項第二号」を「前条第十一項第二号」に、「記載された」を「記載若しくは記録がされた」に改める。

第十八条の十五の五第二号中「提出」を「提出若しくは提供」に、「第十八条の十五の三第十項第二号」を「第十八条の十五の三第十一項第二号」に、「記載された」を「記載若しくは記録がされた」に改める。

第十八条の十五の八第一項第二号中「非課税口座廃止通知書」の下に「、第十八条の十五の三第十項に規定する財務省令で定める書類」を加え、「書類若しくは」を「書類又は」に改め、同条第三項中「非課税口座廃止通知書」の下に「、第十八条の十五の三第十項に規定する財務省令で定める書類」を加え、同条第四項中「未成年者口座非課税口座間移管依頼書」の下に「、勘定廃止通知書、非課税口座廃止通知書」を加え、「又は依頼書」を「、依頼書又は通知書」に改める。

第十八条の十五の九第二項第二号中「提出」を「提出若しくは提供」に、「第十八条の十五の三第十一項第二号」に、「記載された」を「記載若しくは記録がされた」に改め、同項第四号中「（以下この号において「当初取得等上場株式等」という。）及び同年以後に当該非課税口座に受け入れた施行令第二十五条の十三第十二項各号（同条第二十二項、第二十九項又は第三十一項において準用する場合を含む。）に掲げる上場株式等（以下この号及び次項において「分割等上場株式等」という。）」を削り、「法第三十七条の十四第五項第二号イに」を「同項第二号イに」に、「いい、分割等上場株式等にあつては当該分割等上場株式等の取得の基因となつた当初取得等上場株式等又は満期移管上場株式等（同号ロに掲げる上場株式等をいう。）に係る同号イに規定する取得対価の額とする」を「いう」に改め、同項第七号中「第二十五条の十三第三十八項」を「第二十五条の十三第三十九項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「国税庁長官は、」の下に「前項の」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、国税庁長官は、併せてその用紙の大きさを同表に定める大きさ以外の大きさ（産業標準化法第二十条第一項に規定する日本産業規格に適合するものに限る。）とすることができる。

第十八条の十五の九第五項を同条第四項とする。

第十八条の十五の十第二項第一号中「第十八条の十五の三第二十項各号」を「第十八条の十五の三第二十一項各号」に、「第二十五条の十三第三十二項」を「第二十五条の十三第三十三項」に改め、同条第十七項第一号中「第二十五条の十三第三十二項」を「第二十五条の十三第三十三項」に改め、同条第二十五項中「第十三項から第十五項まで、第十九項、第二十項、第二十一項（第二号に限る。）、第二十七項、第三十八項及び第三十九項」を「第十四項から第十六項まで、第二十項、第二十一項、第二十二項（第二号に限る。）、第二十九項、第四十項及び第四十一項」に、「第三十二項から第三十四項まで、第三十七項及び第三十九項から第四十二項まで」を「第三十三項から第三十五項まで、第三十八項及び第四十項から第四十三項まで」に改め、同項の表第十八条の十五の三第十三項の項中「第十八条の十五の三第十三項」を「第十八条の十五の三第十四項」に、「第二十一項第二号」を「第二十二項第二号」に改め、同表第十八条の十五の三第二十項の項中「第十八条の十五の三第二十項」を「第十八条の十五の三第二十一項」に改め、同表第十八条の十五の三第二十七項の項中「第十八条の十五の三第二十七項」を「第十八条の十五の三第二十八項」に、「第十項第二号」を「第十一項第二号」に、「廃止通知書　未成年者口座廃止通知書」を「記載又は記録がされた廃止通知　記載された未成年者口座廃止通知書」に改め、同表第十八条の十五の三第三十八項及び第三十九項の項中「第十八条の十五の三第三十八項及び第三十九項」を「第十八条の十五の三第三十九項及び第四十項」に改め、同表第十八条の十五の四第五項の項中「前条第十項第二号に規定する非課税適用確認書等に記載された」を「若しくは提供を受けた前条第十一項第二号に規定する非課税適用確認書等に記載若しくは記録がされた」に、「未成年者非課税適用確認書」を「を受けた未成年者非課税適用確認書」に改め、同表第十八条の十五の五の項中「第十八条の十五の三第十項第二号に規定する非課税適用確認書等に記載された」を「若しくは提供がされた第十八条の十五の三第十一項第二号に規定する非課税適用確認書等に記載若しくは記録がされた」に、「未成年者非課税適用確認書」を「がされた未成年者非課税適用確認書」に改め、同表第十八条の十五の八第一項の項中「金融商品取引業者等変更届出書」を「第十八条の十五の三第十項に規定する財務省令で定める書類、金融商品取引業者等変更届出書」に、「若しくは」を「又は」に改め、同表第十八条の十五の八第三項の項中「金融商品取引業者等変更届出書」を「第十八条の十五の三第十項に規定する財務省令で定める書類、金融商品取引業者等変更届出書」に改め、同表第十八条の十五の八第四項の項を次のように改める。

第十八条の十五の八第四項	非課税口座開設届出書、特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書、非課税口座内上場株式等移管依頼書、未成年者口座非課税口座間移管依頼書、勘定廃止通知書	未成年者口座開設届出書、第十八条の十五の十第三項第一号に規定する未成年者口座内上場株式等移管依頼書、同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書
	金融商品取引業者等変更届出書、非課税口座廃止届出書、継続適用届出書、出国届出書、帰国届出書	施行令第二十五条の十三の八第十二項第三号の書類、法第三十七条の十四の二第十二項の申請書
	又は通知書	、書類又は申請書

第十八条の十五の十一第二項第八号及び第九号を次のように改める。

八及び九　削除

第十八条の十五の十一第四項を次のように改める。

4　未成年者口座を開設した居住者又は恒久的施設を有する非居住者が分割等上場株式等の取得に伴い当該取得の基因となった未成年者口座内上場株式等を有しないこととなったときは、その有しないこととなった日の属する年以後の当該未成年者口座に係る未成年者口座年間取引報告書には、その有しないこととなった未成年者口座内上場株式等に係る第二項第四号に掲げる事項の記載は、要しない。

第十八条の十五の十一第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　国税庁長官は、前項の別表第七㈢の書式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。この場合において、国税庁長官は、併せてその用紙の大きさを同表に定める大きさ以外の大きさ（産業標準化法第二十条第一項に規定する日本産業規格に適合するものに限る。）とすることができる。

第十八条の十九第一項第三号を次のように改める。

三　当該贈与又は遺贈の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ　ロに掲げる場合以外の場合　当該贈与又は遺贈により財産を取得する公益法人等の名称及び主たる事務所の所在地並びに事業の目的並びに設立年月日又は設立予定年月日

ロ　法第四十条第一項第二号に規定する公益信託（以下この条において「公益信託」という。）の信託財産とするためのものである場合　当該贈与又は遺贈により財産を取得する公益法人等の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地（当該公益信託の受託者が二以上ある場合には、その法第四十条第四項第三号に規定する主宰受託者（以下この条において「主宰受託者」という。）の氏名又は名称を含む。）並びに当該公益信託の名称、公益信託に関する法律（令和六年法律第　　号）第二条第一項第二号に規定する公益事務の内容及び同法第六条の認可を受けた年月日

第十八条の十九第一項第五号中「明細」の下に「（当該贈与又は遺贈が公益信託の信託財産とするためのものである場合には、当該公益信託に係る信託事務に関する明細）」を加え、同項第六号を次のように改める。

六　当該贈与又は遺贈の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ　ロに掲げる場合以外の場合　当該公益法人等の施行令第二十五条の十七第六項第一号イに規定する役員等（以下この号において「役員等」という。）の氏名及び住所並びに当該役員等に係る同項第一号イに規定する親族等（ロにおいて「親族等」という。）に関する事項

ロ　公益信託の信託財産とするためのものである場合　当該公益信託の第五項第一号に規定する運営委員等の氏名及び住所並びに当該運営委員等に係る親族等に関する事項（当該公益信託の受託者（当該公益信託の受託者が二以上ある場合には、その全ての受託者）が第四項に規定する者である場合には、当該公益信託の受託者のその役員等の氏名及び住所並びに当該役員等に係る親族等に関する事項）

第十八条の十九第二項第三号中「第六項第一号」を「第八項第一号」に改め、同項第四号中「第六項第二号」を「第八項第二号」に改め、同条第三項中「第九項」を「第十一項」に改め、同条第三十二項中「第二十五条の十七第三十一項」を「第二十五条の十七第三十七項」に改め、同項第一号中「第四十条第十六項」を「第四十条第十八項」に改め、「法人番号」の下に「（当該公益法人等が公益信託の受託者である場合には、当該公益信託の受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（当該公益信託の受託者が二以上ある場合には、その主宰受託者の氏名又は名称を含む。）並びに当該公益信託の名称）」を加え、同項第二号及び第四号中「第四十条第十六項」を「第四十条第十八項」に改め、同項を同条第三十一項中「第二十五条の十七第三十項に規定する財務省令」を「第二十五条の十七第三十六項に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「第二十五条の十七第三十項」を「第二十五条の十七第三十六項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十項中「第四十条第十四項に規定する財務省令」を「第四十条第十六項に規定する財務省令」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第二十九項中「第四十条第十二項」を「第四十条第十四項」に、「同条第十一項」を「同条第十三項」に改め、同項第一号中「第十九項第三号イからニまで」を「第二十一項第三号イからニまで」に改め、同項第二号中「同条第十三項」を「同条第十五項」に、「第二十五条の十七第二十八項」を「第二十五条の十七第三十四項」に改め、同項第三号中「第十九項第一号イからハまで」を「第二十一項第一号イからハまで」に改め、同項を同条第三十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

34　法第四十条第十四項に規定する引継受託者が同項に規定する当初受託者から同項に規定する任務終了事由等により同項に規定する財産等の移転を受けた場合における同項において準用する同条第十三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該引継受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（当該引継受託者に係る公益信託の受託者が二以上ある場合には、当該引継受託者以外の受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号を含む。）、当該公益信託の名称並びに当該任務終了事由等に係る法第四十条第十四項に規定する認可又は届出の日

二　当該引継受託者が当該当初受託者から当該移転を受けた資産が法第四十条第十一項に規定する財産等であることを知った日並びに当該財産等の種類、所在地、数量、使用開始年月日（同条第十五項において準用する同条第五項後段に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。）及び使用目的

三　当該当初受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号、法第四十条第十一項に規定する任務終了事由等が生じた年月日並びに当該任務終了事由等の詳細

四　その他参考となるべき事項

第十八条の十九第二十八項中「第四十条第十二項」を「第四十条第十四項」に、「同条第十一項」を「同条第十三項」に改め、同項第三号中「同条第十三項」を「同条第十五項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十七項中「第四十条第十二項に規定する引継法人」を「第四十条第十四項に規定する引継法人等」に改め、「受けた場合」の下に「又は同項に規定する引継財産を同項に規定する公益信託の信託財産として受け入れた場合」を加え、「同条第十一項」を「同条第十三項」に改め、同項第一号中「引継法人」を「引継法人等」に改め、「法人番号」の下に「（当該引継法人等が当該公益信託の受託者である場合には、当該公益信託の受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（当該公益信託の受託者が二以上ある場合には、その主宰受託者の氏名又は名称を含む。）並びに当該公益信託の名称）」を加え、「受けた」を「受け、又は当該公益信託の信託財産として受け入れた」に改め、同項第二号中「引継法人」を「引継法人等」に、「贈与を受けた」を「贈与を受け、又は当該公益信託の信託財産として受け入れた」に、「第四十条第十二項」を「第四十条第十四項」に改め、同項第三号中「引継法人」を「引継法人等」に、「受けた」を「受け、又は当該公益信託の信託財産として受け入れた」に改め、同項第四号中「引継法人」を「引継法人等」に、「第四十条第十三項」を「第四十条第十五項」に改め、同項第六号中「第二十五条の十七第二十三項第二号」を「第二十五条の十七第二十四項第二号」に、「第十六項又は第十七項」を「第十八項又は第十九項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十六項中「第四十条第十一項に規定する財務省令」を「第四十条第十三項に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「合併に」を「法第四十条第六項に規定する合併に」に、「法第四十条第十一項」を「同条第十三項」に改め、同項第二号中「第四十条第十一項」を「第四十条第十三項」に、「同条第十三項」を「同条第十五項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十五項中「第二十五条の十七第二十七項第三号ロ」を「第二十五条の十七第二十七項第三号ロ」に改め、同項を同条第二十七項とし、同項の次に次の二項を加える。

28　法第四十条第十一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第四十条第十一項に規定する当初受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（当該当初受託者に係る公益信託の受託者が二以上ある場合には、当該当初受託者以外の受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号を含む。）、当該公益信託の名称、同項に規定する任務終了事由等が生じた年月日並びに当該任務終了事由等の詳細

二　当該当初受託者が法第四十条第十一項に規定する引継受託者に移転をしようとする同項に規定する財産等の種類、所在地及び数量

三　当該引継受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号、当該引継受託者が当該移転を受ける資産の使用開始予定年月日（法第四十条第十五項において準用する同条第五項後段に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。）及び使用目的並びに公益信託に関する法律第十二条第一項に規定する新受託者の選任若しくは同法第七条第二項各号に掲げる事項の変更に係る同法第十二条第一項の認可の申請をした日又は同項ただし書に規定する新受託者の選任に係る同法第十四条第一項の規定による届出の予定年月日

四　第二号に規定する財産等（当該財産等が、当該当初受託者が特定贈与等を受けた財産以外のものである場合には、当該財産）を当該当初受託者に当該特定贈与等をした者の氏名及び住所又は居所並びに当該特定贈与等に係る贈与又は遺贈をした年月日及び承認年月日並びに当該財産の種類、所在地及び数量

五　その他参考となるべき事項

29　法第四十条第十二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第四十条第十二項に規定する当初公益信託の受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（当該当初公益信託の受託者が二以上ある場合には、その主宰受託者の氏名又は名称を含む。）、当該当初公益信託の名称、同項に規定する公益信託の終了の予定年月日並びに当該公益信託の終了に係る事由の詳細

二　当該当初公益信託の受託者が法第四十条第十二項に規定する他の公益法人等に移転をし、又は同項に規定する他の公益信託の信託財産としようとする同項に規定する財産等の種類、所在地及び数量

三　法第四十条第十二項に規定する帰属権利者の名称、主たる事務所の所在地及び法人番号（当該帰属権利者が当該他の公益信託の受託者である場合には、当該他の公益信託の受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（当該他の公益信託の受託者が二以上ある場合には、その主宰受託者の氏名又は名称を含む。）並びに当該他の公益信託の名称）並びに当該帰属権利者が当該移転を受け、又は当該他の公益信託の信託財産として受け入れる資産の使用開始予定年月日（同条第十五項において準用する同条第五項後段に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。）及び使用目的

四　第二号に規定する財産等（当該財産等が、当該当初公益信託の受託者が特定贈与等を受けた財産以外のものである場合には、当該財産）を当該当初公益信託の受託者に当該特定贈与等をした者の氏名及び住所又は居所並びに当該特定贈与等に係る贈与又は遺贈をした年月日及び承認年月日並びに当該財産の種類、所在地及び数量

五　その他参考となるべき事項

第十八条の十九第二十四項中「第二十五条の十七第二十五項第三号イ」を「第二十五条の十七第二十七項第三号イ」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十三項中「第二十五条の十七第二十五項第三号イ」を「第二十五条の十七第二十七項第三号イ」に、「第二十項第二号ロ」を「第二十二項第二号ロ」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十二項中「第二十五条の十七第二十五項第二号」を「第二十五条の十七第二十七項第二号」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十一項中「第二十五条の十七第二十五項第一号に規定する」を「第二十五条の十七第二十七項第一号に規定する」に改め、同項第一号中「第二十五条の十七第二十五項第二十三項第一号」を「第二十五条の十七第二十四項第一号」に、「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十九項第一号イ中「第二十五条の十七第二十四項第一号」を「第二十五条の十七第二十六項第一号」に、「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同号ロ中「第二十五条の十七第二十四項第二号イ」を「第二十五条の十七第二十六項第二号イ」に改め、同号ハ中「第二十五条の十七第二十四項第二号ロ」を「第二十五条の十七第二十六項第二号ロ」に改め、同項第三号中「第四十条第十三項」を「第四十条第十五項」に、「第二十五条の十七第二十八項」を「第二十五条の十七第三十四項」に改め、同号イ中「第二十五条の十七第二十七項第一号」を「第二十五条の十七第二十九項第一号」に改め、同号ロ中「第二十一項」を「第二十三項」に、「第二十五条の十七第二十五項第二号」を「第二十五条の十七第二十七項第二号」に改め、同

号ハ中「第二十三項」を「第二十五項」に、「第二十五条の十七第二十五項第三号イ」を「第二十五条の十七第二十七項第三号イ」に改め、同号ニ中「第二十五条の十七第二十五項第三号ロ」を「第二十五条の十七第二十七項第三号ロ」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項第四号中「第四十条第十三項」を「第四十条第十五項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項中「第二十五条の十七第二十三項第二号」を「第二十五条の十七第二十四項第二号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項第一号中「第十七項」を「第十九項」に、「第二十七項」を「第三十一項」に改め、同項第二号中「引継法人に贈与を」を「他の公益法人等に贈与をし、又は同項に規定する公益信託の信託財産と」に改め、同項第三号中「当該引継法人」を「法第四十条第八項に規定する引継法人等」に、「受ける」を「受け、又は当該公益信託の信託財産として受け入れる」に改め、同項第四号中「引継法人」を「引継法人等」に改め、「法人番号」の下に「（当該引継法人等が当該公益信託の受託者である場合には、当該公益信託の受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（当該公益信託の受託者が二以上ある場合には、その主宰受託者の氏名又は名称を含む。）並びに当該公益信託の受託者の氏名又は名称）」を加え、「受け、又は当該公益信託の信託財産として受け入れる」に、「第四十条第十三項」を「第四十条第十五項」に改め、同項第六号中「第二十五条の十七第二十三項第二号」を「第二十五条の十七第二十四項第二号」に、「第十七項」を「第十九項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項中「前項の規定は、」を削り、「について準用する」を「は、次に掲げる事項とする」に改め、同項後段を削り、同項に次の各号を加える。

一　特定贈与等を受けた公益法人等の名称、主たる事務所の所在地及び法人番号並びに解散予定年月日

二　当該公益法人等が法第四十条第七項に規定する他の公益法人等に移転をし、又は同項に規定する公益信託の信託財産としようとする同項に規定する財産等の種類、所在地及び数量

三　法第四十条第七項に規定する解散引継法人等の名称、主たる事務所の所在地及び法人番号（当該解散引継法人等が当該公益信託の受託者である場合には、当該公益信託の受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（当該公益信託の受託者が二以上ある場合には、その主宰受託者の氏名又は名称を含む。）並びに当該公益信託の名称）並びに当該解散引継法人等が当該移転を受け、又は当該公益信託の信託財産として受け入れる資産の使用開始予定年月日（同条第十五項において準用する同条第五項後段に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。）及び使用目的

四　第二号に規定する財産等（当該財産等が、当該公益法人等が当該特定贈与等を受けた財産以外のものである場合には、当該財産）を当該公益法人等に当該特定贈与等をした者の氏名及び住所又は居所並びに当該特定贈与等に係る贈与又は遺贈をした年月日及び承認年月日並びに当該財産の種類、所在地及び数量

五　その他参考となるべき事項

第十八条の十九第十四項を同条第十六項とし、同条第十三項第三号中「第四十条第十五項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項第二号イ中「第七項第一号」を「第九項第一号」に、「第八項第一号」を「第十項第一号」に改め、同号ロ中「第七項第三号」を「第九項第三号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項第一号中「法人番号」の下に「（当該公益法人等が公益信託の受託者である場合には、当該公益信託の受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（当該公益信託の受託者が二以上ある場合には、その主宰受託者の氏名又は名称を含む。）並びに当該公益信託の名称）」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第五項から第八項までを二項ずつ繰り下げ、同条第四項第二号中「第七項各号」を「第九項各号」に、「第七項第一号」を「第九項第一号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　施行令第二十五条の十七第六項第二号に規定する財務省令で定める者は、法第四十条第一項第一号に掲げる者（施行令第二十五条の十七第六項第一号イに掲げる要件を満たすものに限る。）とする。

5　施行令第二十五条の十七第六項第二号ロに規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　施行令第二十五条の十七第六項第二号ロの公益信託の信託行為において、同号ロに規定する運営委員会その他これに準ずるもの（第三号において「運営委員会等」という。）は、当該公益信託の目的に関し学識経験を有する者、当該公益信託の適正な運営に必要な実務経験を有する者その他の者（次号及び第四号において「運営委員等」という。）から構成される旨の定めがあること。

二　当該信託行為において、運営委員等のうち施行令第二十五条の十七第六項第一号イに規定する親族等の数が当該運営委員等の数のうちに占める割合は、三分の一以下とする旨の定めがあること。

三　当該信託行為において、当該公益信託の受託者は、信託財産の処分その他の公益信託事務（公益信託に関する法律第七条第三項第四号に規定する公益信託事務をいう。）の処理に関する重要な事項について、運営委員会等の同意を得なければならない旨の定めがあること。

四　運営委員等に対して当該公益信託の信託財産から支払われる報酬の額は、その任務の遂行のために通常必要な費用の額を超えないものであることが当該信託行為において明らかであること。

第十八条の二十第四項中「第二十五条の十九の三第四項各号に掲げる要件」の下に「（その事業年度の収入金額が零である場合にあつては、第六号に掲げる要件を除く。）」を加え、同条第八項中「二までに掲げる要件」の下に「（その事業年度の収入金額が零である場合にあつては、同号ハに掲げる要件を除く。）」を、「次に掲げる要件」の下に「（その事業年度の収入金額が零である場合にあつては、第三号に掲げる要件を除く。）」を加え、同条第十四項中「チまでに掲げる要件」の下に「（その事業年度の収入金額が零である場合にあつては、同号トに掲げる要件を除く。）」を、「次に掲げる要件」の下に「（その事業年度の収入金額が零である場合にあつては、第六号に掲げる要件を除く。）」を加え、同条第三十六項第四号中「。）」の下に「外国における各対象会計年度（法人税法第十五条の二に規定する対象会計年度をいう。）の国際最低課税額に対する法人税に相当する税、法人税法施行令第百五十五条の三十四第二項第三号に掲げる税及び同法第八十二条第三十一号に規定する自国内最低課税額に係る税を除く。以下この号において同じ。」を「（同号」とあるのは「（」に改め、同条第十三項第四号中「。）」の下に「（外国における各対象会計年度（法人税法第十五条の二に規定する対象会計年度をいう。）の国際最低課税額に対する法人税に相当する税、法人税法施行令第百五十五条の三十四第二項第三号に掲げる税及び同法第八十二条第三十一号に規定する自国内最低課税額に係る税を除く。以下この号において同じ。）」を加える。

第十八条の二十の二第一項中「同号」とあるのは「（同号」とあるのは「（」に改め、同条第十三項第四号中「。）」の下に「（外国における各対象会計年度（法人税法第十五条の二に規定する対象会計年度をいう。）の国際最低課税額に対する法人税に相当する税、法人税法施行令第百五十五条の三十四第二項第三号に掲げる税及び同法第八十二条第三十一号に規定する自国内最低課税額に係る税を除く。以下この号において同じ。）」を加える。

第十八条の二十一第一項第一号ロ中「第八項第四号ロ」を「第八項第四号ロ⑵」に改め、同条第五項中「第三項」を「第二項」に改め、同条第六項中「とする」を「とし、同号に規定する財務省令で定める契約は、同号の当初借入先から同号の譲渡を受けた同号に規定する債権の全部につき、当該当初借入先にその管理及び回収に係る業務を委託することが定められている契約とする」に改め、同条第七項を次のように改める。

７　法第四十一条第一項の規定による控除を受けようとする者は、確定申告書に同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する明細書を添付しなければならない。この場合において、当該金額の計算の基礎となつた同項に規定する住宅借入金等（以下第十八条の二十三の二までにおいて「住宅借入金等」という。）につき法第四十一条第十三項の規定の適用を初めて受けようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める事項の全て）を当該明細書に記載しなければならない。

一　法第四十一条第十四項の規定による判定をする時の現況において、その者が年齢四十歳未満であつて配偶者を有する同条第十三項に規定する特例対象個人（以下この号及び次号において「特例対象個人」という。）である場合又はその者が年齢四十歳以上であつて年齢四十歳未満の配偶者を有する特例対象個人である場合　これらの配偶者（以下この号及び次項第一号ヌにおいて「対象配偶者」という。）の氏名、生年月日及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び生年月日）並びに当該対象配偶者が同条第十四項の規定による判定をする時の現況において非居住者である場合には、その旨

二　法第四十一条第十四項の規定による判定をする時の現況において、その者が年齢十九歳未満の所得税法第二条第一項第三十四号に規定する扶養親族（以下この号及び次項第一号ヌにおいて「対象扶養親族」という。）を有する特例対象個人である場合　当該対象扶養親族の氏名、生年月日、当該特例対象個人との続柄及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日及び当該特例対象個人との続柄）並びに当該対象扶養親族が法第四十一条第十四項の規定による判定をする時の現況において非居住者である場合には、その旨

第十八条の二十一第八項中「同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する」を「前項に規定する」に、「同項に規定する住宅借入金等（以下第十八条の二十三の二までにおいて「住宅借入金等」という。）」を「住宅借入金等」に改め、同項第一号中「(同条第十八項」を「(同条第二十項」に、「(同条第十九項」を「(同条第二十一項」に改め、同号イ⑷中「第四十一条第十八項」を「第四十一条第二十項」に、「同条第十九項」を「同条第二十一項」に改め、同号イ⑸中「同条第十四項」を「同条第十六項」に改め、同号チを次のように改める。

チ　その家屋が令和六年一月一日以後に法第四十一条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供したものである場合には、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類で当該家屋が同条第二十七項に規定する特定居住用家屋に該当するもの以外のものであることを明らかにする書類（当該家屋が次に掲げる家屋のいずれかに該当する場合には、当該書類及び次に掲げる家屋の区分に応じそれぞれ次に定める書類）

⑴　法第四十一条第二十項の規定により当該居住用家屋とみなされる同項に規定する特例居住用家屋　当該家屋が令和五年十二月三十一日以前に建築基準法第六条第一項の規定による確認（⑵において「建築確認」という。）を受けているものであることを証する書類

⑵　法第四十一条第二十一項の規定により当該認定住宅等とみなされる同項に規定する特例認定住宅等　当該家屋が令和六年十二月三十一日以前に建築確認を受けているものであることを証する書類

第十八条の二十一第八項第一号リ中「第四十一条第三十二項第一号」を「第四十一条第三十四項第一号」に改め、同号に次のように加える。

ヌ　その者が法第四十一条第十三項の規定の適用を受ける場合において、その者の対象配偶者及び対象扶養親族の全てが同条第十四項の規定による判定をする時の現況において非居住者であるとき（その者の令和六年分の所得税につき、所得税法第百九十条第二号の規定により同号に規定する給与所得控除後の給与等の金額から当該対象配偶者に係る同号ハに規定する障害者控除の額に相当する金額若しくは同号ニに規定する配偶者控除の額若しくは配偶者特別控除の額に相当する金額若しくは当該対象扶養親族に係る同号ハに規定する障害者控除の額若しくは扶養控除の額に相当する金額が控除された場合又は当該対象配偶者について同法第百九十四条第四項、第百九十五条第四項若しくは第二百三条の六第三項の規定により⑴に掲げる書類を提出し、若しくは提示した場合を除く。）は、当該対象配偶者に係る⑴に掲げる書類又は当該対象扶養親族に係る次に掲げる書類（その者の同年分の所得税につき、当該対象扶養親族について同法第百九十四条第四項、第百九十五条第四項又は第二百三条の六第三項の規定により⑴に掲げる書類を提出し、又は提示した場合には、⑵に掲げる書類）

⑴　当該対象配偶者又は当該対象扶養親族に係る次に掲げるいずれかの書類であつて、当該対象配偶者又は当該対象扶養親族がその者の親族に該当する旨を証するもの（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）

(i)　戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び旅券（出入国管理及び難民認定法第二条第五号に規定する旅券をいう。）の写し

(ii)　外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（当該対象配偶者又は当該対象扶養親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限る。）

⑵　次に掲げるいずれかの書類であつて、その者が令和六年において当該対象扶養親族の生活費又は教育費に充てるための支払を必要の都度、当該対象扶養親族に行つたことを明らかにするもの（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）

(i)　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第二条第三号に規定する金融機関の書類又はその写しで、当該金融機関が行う為替取引によつてその者から当該対象扶養親族に支払をしたことを明らかにするもの

(ii)　所得税法施行規則第四十七条の二第六項第二号に規定するクレジットカード等購入あつせん業者の書類又はその写しで、同号に規定するクレジットカード等を当該対象扶養親族が提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は同号に規定する特定の役務提供事業者から有償で役務の提供を受けたことにより支払うこととなる当該商品若しくは権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の金銭をその者から受領し、又は受領することとなることを明らかにするもの

(iii)　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者（同法第六十二条の八第二項の規定により同法第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者とみなされる者（(iii)において「みなし電子決済手段等取引業者」という。）を含む。(iii)において「電子決済手段等取引業者」という。）の書類又はその写しで、当該電子決済手段等取引業者がその者の依頼に基づいて行う同条第五項に規定する電子決済手段（(iii)において「電子決済手段」という。）の移転によつてその者から当該対象扶養親族に支払をしたことを明らかにするもの（みなし電子決済手段等取引業者の書類又はその写しにあつては、当該みなし電子決済手段等取引業者が発行する電子決済手段に係るものに限る。）

第十八条の二十一第八項第二号中「同条第十八項」を「同条第二十項」に、「（同条第十九項」を「（同条第二十一項」に改め、同号イ(4)中「第四十一条第十八項」を「第四十一条第二十項」に、「同条第十九項」を「同条第二十一項」に改め、同号ト中「前号チ及びリに」を「前号チからヌまでに」に改め、同項第三号ホ中「第一号リ」を「第一号リ及びヌ」に改め、同項第四号中「第四十一条第三十三項」を「第四十一条第三十五項」に改め、同条第十項中「法第四十一条第六項」を「同条第六項」に、「同条第十三項」を「同条第十五項」に、「第十六項」を「第十八項」に、「同条第二十六項又は第二十九項」を「同条第二十八項又は第三十一項」に、「及び第二十六項又は第二十九項」を「及び第二十八項又は第三十一項」に改め、同条第十一項中「第八項」を「第七項」に改め、同条第二十二項中「第四十一条第二十七項に規定する財務省令」を「第四十一条第二十九項に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「第四十一条第二十九項」を「第四十一条第三十一項」に改め、同項第二号及び第三号中「第四十一条第二十六項」を「第四十一条第二十八項」に改め、同条第二十三項中「第四十一条第二十九項」に、「第四十一条第二十六項」を「第四十一条第二十八項」に改め、同条第二十四項中「第四十一条第二十七項」を「第四十一条第二十九項」に、「第八項」を「第七項」に改め、同条第二十五項中「第四十一条第三十項」を「第四十一条第三十二項」に改め、同項第一号中「第四十一条第二十九項」を「第四十一条第三十一項」に、「第八項」を「第七項」に改め、同項第二号及び第四号中「第四十一条第二十九項」を「第四十一条第三十一項」に改め、同条第二十七項及び第二十八項中「第四十一条第三十三項」を「第四十一条第三十五項」に改める。

第十八条の二十三第三項及び第六項中「同条第十三項」を「同条第十五項」に、「第十六項」を「第十八項」に改める。

第十八条の二十三の二に次の一項を加える。

4　国税庁長官は、別表第八㈡の書式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。この場合において、国税庁長官は、併せてその用紙の大きさを同表に定める大きさ以外の大きさ（産業標準化法第二十条第一項に規定する日本産業規格に適合するものに限る。）とすることができる。

第十八条の二十三の二の二第十項中「第四十一条第三十四項」を「第四十一条第三十六項」に、「第十九条の十一の三第十二項第二号」を「第十九条の十一の三第十二項第二号」に改め、同条第十二項中「法第四十一条第六項」を「同条第六項」に、「同条第十三項」を「同条第十五項」に、「第十六項」を「第十八項」に改める。

第十八条の二十三の三第一項中「第四十一条の三の四第一項に規定する財務省令」を「第四十一条の三の十二第一項に規定する財務省令」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「第四十一条の三の四第一項」を「第四十一条の三の十二第一項」に改め、同項第四号イ中「第四十一条の三の三第四項第二号」を「第四十一条の三の四第一項」を「第四十一条の三の十二第一項」に改め、同号ロ中「第四十一条の三の三第四項第三号」を「第四十一条の三の十一第四項第三号」に、「第四十一条の三の四第一項」を「第四十一条の三の十二第一項」に改め、同号ハ中「第四十一条の三の三第四項第四号」を「第四十一条の三の十一第四項第四号」に、「第四十一条の三の四第一項」を「第四十一条の三の十二第一項」に改め、同条第二項中「第四十一条の三の四第一項」を「第四十一条の三の十二第一項」に改め、同条第三項中「第四十一条の三の四第六項」を「第四十一条の三の十二第六項」に、「第四十一条の三の四第一項」を「第四十一条の三の十二第一項」に改め、同条第四項中「第四十一条の三の四第一項」を「第四十一条の三の十二第一項」に改め、同条を第十八条の二十三の八とする。

第十八条の二十三の二の二の次に次の五条を加える。

（令和六年分における所得税額の特別控除）

第十八条の二十三の三　法第四十一条の三の三第七項に規定する財務省令で定める規定は、所得税法第二編第三章第二節の規定、法第十条第一項、第四項及び第七項、第十条の三第三項及び第四項、第十条の四第三項、第十条の四の二第三項、第十条の五第一項及び第二項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の五第三項、第十条の五の六第七項から第九項まで、第二十五条第一項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項から第八項まで並びに第四十一条の十九の四第一項及び第二項の規定、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）第二条の規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十条第三項及び第四項、第十条の二第三項及び第四項、第十条の三第一項、第十条の三の二第一項並びに第十条の三の三第一項の規定とする。

（令和六年分の所得税の予定納税額の減額の承認の申請の特例）

第十八条の二十三の四　法第四十一条の三の六第四項第一号に規定する財務省令で定める金額は、第二期（所得税法第百四条第一項に規定する第二期をいう。以下この条において同じ。）において法第四十一条の三の六第一項の規定の適用がある場合における減額の承認に係る予定納税特別控除額（同条第六項に規定する減額の承認に係る予定納税特別控除額をいう。以下この条において同じ。）（第一期（法第四十一条の三の四第一号の規定により読み替えて適用される所得税法第百四条第一項に規定する第一期をいう。以下この条において同じ。）及び第二期において法第四十一条の三の六第一項の規定の適用がなく、かつ、第一期において法第四十一条の三の五第一項の規定の適用を受けていない場合には、予定納税特別控除額（同条第三項に規定する予定納税特別控除額をいう。以下この条において同じ。）に相当する金額）から、第一期において法第四十一条の三の六第四項第一号に規定する控除前第一期予定納税額から控除することができた予定納税特別控除額（第一期において、同条第一項の規定の適用がある場合には減額の承認に係る予定納税特別控除額とし、同項及び法第四十一条の三の五第一項の規定の適用を受けていない場合には零とする。）に係る金額を控除した金額（当該金額が零に満たない場合及び法第四十一条の三の六第四項の居住者の令和六年分の所得税に係るその年の合計所得金額（所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額をいう。）が千八百五万円を超えると見込まれる場合には、零）とする。

（令和六年六月以後に支払われる給与等に係る特別控除の額の控除等）

第十八条の二十三の五　法第四十一条の三の七第五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第四十一条の三の七第五項に規定する給与等の支払者の氏名又は名称

二　法第四十一条の三の七第五項に規定する申告書を提出する居住者（第四号ロにおいて「申告者」という。）の氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所。以下この項、次条第一項及び第十八条の二十三の七第二項において同じ。）

三　法第四十一条の三の七第三項第三号又は第四号に掲げる者に係る同項に規定する給与特別控除額について同条第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする旨

四　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ　法第四十一条の三の七第三項第三号に掲げる者に係る同項に規定する給与特別控除額について同条第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする場合　同号に規定する同一生計配偶者の氏名、生年月日、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日及び住所）並びにその所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額（ロ、次条第一項第三号及び第十八条の二十三の七第二項第三号において「合計所得金額」という。）の見積額

ロ　法第四十一条の三の七第三項第四号に掲げる者に係る同項に規定する給与特別控除額について同条第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする場合　同号に規定する扶養親族の氏名、生年月日、住所、個人番号及び申告者との続柄（個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日、住所及び申告者との続柄）並びにその合計所得金額の見積額

五　その他参考となるべき事項

2　法第四十一条の三の七第五項に規定する申告書を受理した同項に規定する給与等の支払者は、当該申告書（同条第七項の規定の適用により当該給与等の支払者が提供を受けた当該申告書に記載すべき事項を含む。）に、当該給与等の支払者（個人を除く。）の法人番号を付記するものとする。

3　所得税法施行規則第七十六条の二第五項から第九項までの規定は、法第四十一条の三の七第九項に規定する給与等の支払者が同項の規定により帳簿を作成する場合について、同令第七十六条の三の規定は、法第四十一条の三の七第五項に規定する給与等の支払者がその給与等の支払を受ける居住者から受理した同項に規定する申告書の保存について、それぞれ準用する。この場合において、同令第七十六条の二第五項第一号中「法第百九十八条第四項各号に掲げる申告書」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の三の七第五項（令和六年六月以後に支払われる給与等に係る特別控除の額の控除等）に規定する申告書（次項及び第七項において「給与特別控除額に係る申告書」という。）、同法第四十一条の三の十二第一項（年末調整に係る所得金額調整控除）に規定する申告書又は法第百九十八条第四項各号に掲げる申告書」と、「同項に規定する源泉控除対象配偶者等」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の三の七第三項第三号又は第四号に掲げる者」と、同条第六項中「法第百九十八条第四項」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の三の七第九項」と、「同項に規定する扶養控除等申告書（次項において「扶養控除等申告書」という。）」とあるのは「給与特別控除額に係る申告書」と、同条第七項中「法第百九十八条第四項」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の三の七第九項」と、「扶養控除等申告書」とあるのは「給与特別控除額に係る申告書」と、同令第七十六条の三中「法第百九十四条から第百九十六条まで（給与所得者の源泉徴収に関する申告書）」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の三の七第五項（令和六年六月以後に支払われる給与等に係る特別控除の額の控除等）」と、「これらの規定による申告書」とあるのは「同項に規定する申告書」と、「（法第百九十八条第二項（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例）」とあるのは「（同条第七項」と、「、これらの規定」とあるのは「、同法第四十一条の三の七第五項」と、同条ただし書中「これらの規定に規定する提出期限の属する年（法第百九十五条第一項（従たる給与についての扶養控除等申告書）の規定による申告書（法第百九十八条第二項の規定の適用により当該給与等の支払者が提供を受けた当該申告書に記載すべき事項を含む。）にあつては、当該申告書を法第百九十五条第一項に規定する従たる給与等の支払者が受理した日（法第百九十八条第二項の規定の適用がある場合には、当該申告書に記載すべき事項を当該従たる給与等の支払者が提供を受けた日）の属する年）」とあるのは「同項に規定する提出期限の属する年」と読み替えるものとする。

4　法第四十一条の三の七第五項の規定の適用がある場合における所得税法施行規則第七十六条の二の規定及び第十八条の二十三の八の規定の適用については、同令第七十六条の二第五項第一号中「法第百九十八条第四項各号に掲げる申告書」とあるのは「法第百九十八条第四項各号に掲げる申告書又は租税特別措置法第四十一条の三の七第五項（令和六年六月以後に支払われる給与等に係る特別控除の額の控除等）に規定する申告書」と、「同項」とあるのは「法第百九十八条第四項」と、第十八条の二十三の八第三項中「申告書」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の三の七第五項（令和六年六月以後に支払われる給与等に係る特別控除の額の控除等）に規定する申告書、同法」とする。

5　法第四十一条の三の七第九項に規定する財務省令で定める申告書は、同条第五項に規定する申告書及び法第四十一条の三の十二第一項に規定する申告書とする。

（令和六年における年末調整に係る特別控除の額の控除等）

第十八条の二十三の六　法第四十一条の三の八第四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第四十一条の三の八第四項に規定する給与等の支払者の氏名又は名称

二　法第四十一条の三の八第四項に規定する申告書を提出する居住者（次号ロにおいて「申告者」という。）の氏名及び住所

三　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ　法第四十一条の三の八第二項第三号に掲げる者に係る同項に規定する年末調整特別控除額について同条第一項の規定の適用を受けようとする場合　同号に規定する同一生計配偶者の氏名、生年月日、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日及び住所）並びにその合計所得金額の見積額

ロ　法第四十一条の三の八第二項第四号に掲げる者に係る同項に規定する年末調整特別控除額について同条第一項の規定の適用を受けようとする場合　同号に規定する扶養親族の氏名、生年月日、住所、個人番号及び申告者との続柄（個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日、住所及び申告者との続柄）並びにその合計所得金額の見積額

四　その他参考となるべき事項

２　法第四十一条の三の八第四項に規定する申告書を受理した同項に規定する給与等の支払者は、当該申告書（同条第六項において準用する法第四十一条の三の七第七項の規定の適用により当該給与等の支払者が提供を受けた当該申告書に記載すべき事項を含む。）に、当該給与等の支払者（個人を除く。）の法人番号を付記するものとする。

３　所得税法施行規則第七十六条の二第五項から第九項までの規定は、法第四十一条の三の八第四項に規定する給与等の支払者が同条第六項において準用する法第四十一条の三の七第九項の規定により帳簿を作成する場合について、同令第七十六条の三の規定は、法第四十一条の三の八第四項に規定する給与等の支払者がその給与等の支払を受ける居住者から受理した同項に規定する申告書の保存について、それぞれ準用する。この場合において、同令第七十六条の二第五項第一号中「法第百九十八条第四項各号に掲げる申告書」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の三の七第五項（令和六年六月以後に支払われる給与等に係る特別控除の額の控除等）に規定する申告書、同法第四十一条の三の十二第一項（年末調整に係る所得金額調整控除）に規定する申告書又は法第百九十八条第四項各号に掲げる申告書」と、「同項に規定する源泉控除対象配偶者等」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の三の八第二項第三号又は第四号（令和六年における年末調整に係る特別控除の額の控除等）に掲げる者」と、同条第六項中「法第百九十八条第四項」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の三の八第六項において準用する同法第四十一条の三の七第九項」と、「同項に規定する扶養控除等申告書（次項において「扶養控除等申告書」という。）」とあるのは「同法第四十一条の三の八第四項に規定する申告書（次項において「年末調整特別控除額に係る申告書」という。）」と、同条第七項中「法第百九十八条第四項」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の三の八第六項において準用する同法第四十一条の三の七第九項」と、「扶養控除等申告書」とあるのは「年末調整特別控除額に係る申告書」と、同令第七十六条の三中「法第百九十四条から第百九十六条まで（給与所得者の源泉徴収に関する申告書）」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の三の八第四項（令和六年における年末調整に係る特別控除の額の控除等）と、「これらの規定による申告書」とあるのは「同項に規定する申告書」と、「法第百九十八条第二項（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例）」とあるのは「同条第六項において準用する同法第四十一条の三の七第七項（令和六年六月以後に支払われる給与等に係る特別控除の額の控除等）」と、「これらの規定」とあるのは「、同法第四十一条の三の八第四項」と、同条ただし書中「これらの規定に規定する提出期限の属する年（法第百九十五条第一項（従たる給与についての扶養控除等申告書）の規定による申告書（法第百九十八条第二項の規定の適用により当該給与等の支払者が提供を受けた当該申告書に記載すべき事項を含む。）にあつては、当該申告書を法第百九十五条第一項に規定する従たる給与等の支払者が受理した日（法第百九十八条第二項の規定の適用がある場合には、当該申告書に記載すべき事項を当該従たる給与等の支払者が提供を受けた日）の属する年」とあるのは「同項に規定する提出期限の属する年」と読み替えるものとする。

４　法第四十一条の三の八第四項の規定の適用がある場合における所得税法施行規則第七十六条の二の規定及び第十八条の二十三の八の規定の適用については、同令第七十六条の二第五項第一号中「法第百九十八条第四項各号に掲げる申告書」とあるのは「法第百九十八条第四項各号に掲げる申告書又は租税特別措置法第四十一条の三の八第四項（令和六年における年末調整に係る特別控除の額の控除等）に規定する申告書」と、「同項」とあるのは「法第百九十八条第四項」と、第十八条の二十三の八第三項中「申告書」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の三の八第四項（令和六年における年末調整に係る特別控除の額の控除等）に規定する申告書、同法」とする。

５　法第四十一条の三の八第六項において準用する法第四十一条の三の七第九項に規定する財務省令で定める申告書は、同条第五項に規定する申告書及び法第四十一条の三の十二第一項に規定する申告書とする。

６　法第四十一条の三の八第九項に規定する財務省令で定める者は、同項に規定する居住者で次に掲げる者とする。

一　法第四十一条の三の八第一項に規定する給与等（以下この項において「給与等」という。）に係る所得税法第百九十五条の二第三項に規定する給与所得者の配偶者控除等申告書をその給与等の支払者に提出（当該給与所得者の配偶者控除等申告書の提出に代えて行う同法第百九十八条第二項に規定する電磁的方法による当該給与所得者の配偶者控除等申告書に記載すべき事項の提供を含む。）をした居住者

二　給与等に係る所得税法第百九十五条の三第二項に規定する給与所得者の基礎控除申告書をその給与等の支払者に提出（当該給与所得者の基礎控除申告書の提出に代えて行う同法第百九十八条第二項に規定する電磁的方法による当該給与所得者の基礎控除申告書の提出に代えて行う同条第四項に規定する電磁的方法による当該申告書に記載すべき事項の提供を含む。）をした居住者

三　給与等に係る法第四十一条の二の二第一項に規定する申告書をその給与等の支払者に提出（当該申告書の提出に代えて行う同条第四項に規定する電磁的方法による当該申告書に記載すべき事項の提供を含む。）をした居住者

（令和六年六月以後に支払われる公的年金等に係る特別控除の額の控除等）

第十八条の二十三の七　施行令第二十六条の四の五第一項第九号に規定する財務省令で定める公的年金等は、次に掲げる公的年金等（同項に規定する公的年金等をいう。以下この項において同じ。）とする。

一　厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は同法附則第四十八条第一項に規定する指定基金が支給する同法附則第三十三条第一項に規定する特例年金給付である公的年金等

二　総務大臣が外国人（日本国政府又はその機関との契約に基づき勤務した外国人が退職した場合におけるその勤務した期間が十七年以上であり、かつ、その勤務した期間における功績が顕著であると総務大臣が認めた当該外国人に限る。）に支給する終身の年金である公的年金等

２　法第四十一条の三の九第六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第四十一条の三の九第五項に規定する特定公的年金等の支払者の氏名又は名称

二　法第四十一条の三の九第五項に規定する地方税法の規定に基づく公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出する居住者（次号において「申告者」という。）の氏名及び住所

三　法第四十一条の三の九第六項に規定する扶養親族の氏名、生年月日、住所、個人番号及び申告者との続柄（個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日、住所及び申告者との続柄）並びにその合計所得金額の見積額

四　その他参考となるべき事項

第十八条の二十五第二項を次のように改める。

２　法第四十一条の五第五項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる個人の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一　取得（法第四十一条の五第七項第一号に規定する取得をいう。次号ロ、第四項及び第十一項において同じ。）をした買換資産（同条第七項第一号に規定する買換資産をいう。以下この条において同じ。）に係る住宅借入金等（同項第四号に規定する住宅借入金等をいう。次号ロ、次項及び第十一項において同じ。）に係る次項に規定する債権者に法第四十一条の二の三第一項の規定により同条第二項に規定する適用申請書の提出をした個人　法第四十一条の五第四項の規定によりその年において控除すべき同項に規定する通算後譲渡損失の金額及びその金額の計算の基礎その他参考となるべき事項を記載した明細書

二　前号に掲げる個人以外の個人　次に掲げる書類

イ　前号に定める明細書

ロ　取得をした買換資産に係る住宅借入金等の残高証明書

第十八条の二十五第三項中「前項」を「前項第二号ロ」に、「当該住宅借入金等に係る債権者」を「買換資産に係る住宅借入金等に係る債権者」に、「とし、当該住宅借入金等」を「とし、買換資産に係る住宅借入金等」に、「とする。」を「とする。第十一項第一号において同じ。」に改め、「、当該住宅借入金等が施行令第二十六条の七第十三項各号に掲げる借入金又は債務のいずれに該当するかの別」を削り、「同項各号」を「施行令第二十六条の七第十三項各号」に改め、同条第六項第五号中「第十八条の二十一第七項」を「第十八条の二十一第六項」に改め、同条第十一項中「次に掲げる書類（その者」を「次の各号に掲げる個人の区分に応じ当該各号に定める書類（その個人」に改め、同項各号を次のように改める。

一　取得をした買換資産に係る住宅借入金等に係る債権者に法第四十一条の二の三第一項の規定により同条第二項に規定する適用申請書の提出をした個人　取得をした買換資産に係る登記事項証明書、売買契約書の写しその他の書類で、当該買換資産の取得をしたこと、当該買換資産の取得をした年月日及び当該買換資産に係る家屋の床面積（施行令第二十六条の七第六項各号に規定する個人が居住の用に供する部分の床面積をいう。）が五十平方メートル以上であることを明らかにする書類

二　前号に掲げる個人以外の個人　次に掲げる書類

イ　前号に定める書類

ロ　取得をした買換資産に係る住宅借入金等の残高証明書

第十八条の二十五第十二項中「前項第二号」を「前項第二号ロ」に改める。

第十八条の二十六第五項第六号中「第十八条の二十一第七項」を「第十八条の二十一第六項」に改める。

第十九条の二第十四項中「又は令和四年度の一般会計補正予算（第２号）」を「、令和四年度の一般会計補正予算（第２号）又は令和五年度の一般会計補正予算（第１号）」に改め、同条第十九項中「令和五年度」を「令和六年度」に改める。

第十九条の四第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　国税庁長官は、別表第九㈠の書式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。この場合において、国税庁長官は、併せてその用紙の大きさを同表に定める大きさ以外の大きさ（産業標準化法第二十条第一項に規定する日本産業規格に適合するものに限る。）とすることができる。

第十九条の五に次の一項を加える。

８　国税庁長官は、別表第九㈡の書式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。この場合において、国税庁長官は、併せてその用紙の大きさを同表に定める大きさ以外の大きさ（産業標準化法第二十条第一項に規定する日本産業規格に適合するものに限る。）とすることができる。

第十九条の六第一項第三号中「につき」の下に「所得税法第二条第一項第四十五号に規定する」を加え、同条に次の一項を加える。

７　施行令第二十六条の十七第十三項に規定する償還金の支払者が、同項に規定する支払を受ける者から前項の規定による承諾を得ようとする場合において、当該償還金の支払者が定める期限までに当該承諾をしない旨の回答がないときは当該承諾があつたものとみなす旨の通知をし、当該期限までに当該支払を受ける者から当該回答がなかつたときは、当該承諾を得たものとみなす。

第十九条の九第五項第四号中「第二十二号」を「第二十三号」に改める。

第十九条の十の三中「第十九条の十の五第十二項」を「第十九条の十の五第十四項」に改める。

第十九条の十の五第一項第三号中「第八項」を「第九項」に改め、同条第二項中「第三号ロ若しくは第四号ロ」を「第四号ロ若しくは第五号ロ」に、「第三十五条」を「第三十五条の二」に改め、同条第三項第一号中「次項」の下に「及び第十二項」を加え、同条第十二項第一号イ中「その寄附金を受領した法人の次に掲げる事項を」を「次に掲げる事項をその寄附金を受領した法人が」に改め、同号ロ中「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」を「当該法人が施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たすものであることを証する」を「が証する」に改め、同項第二号イ中「その寄附金を受領した法人の」を削り、「証する」を「その寄附金を受領した法人が証する」に改め、同号ロ中「文部科学大臣（公立大学法人にあつては、当該認可をした都道府県知事）。次号ロにおいて同じ。）の」を削り、同号ロ⑴中「証する」を「文部科学大臣（公立大学法人にあつては、文部科学大臣及び総務大臣（地方独立行政法人法第七条の規定により都道府県知事の認可を受けた公立大学法人にあつては、当該認可をした都道府県知事）。⑵及び次号ロにおいて同じ。）が証する」に改め、同号ロ⑵中「証する」を「文部科学大臣が証する」に改め、同項第三号イ中「その寄附金を受領した法人の」を削り、同号ロ⑴及び⑵中「証する」を「文部科学大臣が証する」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第二十六条の二十八の二第六項第八号」を「第二十六条の二十八の二第六項第九号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12　施行令第二十六条の二十八の二第六項第七号に規定する財務省令で定める要件は、同号に規定する法人の直前に終了した事業年度終了の日以前二年内に終了した各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日から起算して五年前の日以後に、私立学校法第四条に規定する所轄庁から当該法人に係る第十四項第一号ロに規定する書類が発行されていないこととする。

第十九条の十の五第九項を同条第十項とし、同条第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項第一号及び第二号中「第二十六条の二十八の二第六項第十二号」に改め、同項第五号中「第七項第一号」を「第八項第一号」に改め、同項第六号中「第七項第二号」を「第八項第二号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　前項の規定は、施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号ロ(3)に規定する寄附者名簿について準用する。

第十九条の十一第四項第四号中「第二十六条第二項第二号ニ」を「第二十六条第二項第二号ロ」に改め、同条第八項第一号イ(3)中「金額」の下に「(当該特定新規株式が施行令第二十六条の二十八の三第三項第一号に掲げる新株予約権の行使により取得をしたものである場合には、当該新株予約権と引換えに払い込むべき額及びその払い込んだ金額を含む。)」を加え、同号ロ(3)中「金額」の下に「(当該特定新規株式が施行令第二十六条の二十八の三第三項第二号に掲げる新株予約権の行使により取得をしたものである場合には、当該新株予約権と引換えに払い込むべき額及びその払い込んだ金額を含む。)」を加え、同号ホ(2)及びヘ(2)中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項第五号中「同項第二号の」を「同項第二号に規定する」に改め、同項第六号中「の合計額」を「(同項の規定により計算される金額をいう。以下この号において同じ。)の合計額」に改める。

第十九条の十一の二第三項第一号中「次条第九項第一号及び第十項第七号」を「次条第十項第一号及び第十一項第八号」に改め、同項第三号中「次条第十項」を「次条第十一項」に改め、同項第四号中「次条第十項第七号ホ」を「次条第十一項第八号ホ」に改める。

第十九条の十一の三第一項中「第二十六条の二十八の五第十四項」を「第二十六条の二十八の五第十七項」に改め、同条第二項中「第二十六条の二十八の五第十五項」を「第二十六条の二十八の五第十八項」に、「第四十一条の十九の三第九項」を「第四十一条の十九の三第十項」に改め、同条第三項中「第二十六条の二十八の五第十六項」を「第二十六条の二十八の五第十九項」に改め、同条第四項中「第二十六条の二十八の五第十八項」を「第二十六条の二十八の五第二十一項」に改め、同条第五項中「第二十六条の二十八の五第二十項」を「第二十六条の二十八の五第二十三項」に改め、同条第六項中「第二十六条の二十八の五第二十二項」を「第二十六条の二十八の五第二十五項」に改め、同条第七項中「第二十六条の二十八の五第二十三項」を「第二十六条の二十八の五第二十六項」に改め、同条第十一項中「第四十一条の十九の三第十六項」を「第四十一条の十九の三第十八項」に改め、同項第一号中「若しくは当該対象多世帯同居改修工事等又は特定耐久性向上改修工事等」を「、当該対象多世帯同居改修工事等、特定耐久性向上改修工事等」に改め、「同じ。)」の下に「又は当該対象子育て対応改修工事等」を加え、同項第三号中「第八項」を「第九項」に改め、同項に次の二号を加える。

五　その者が法第四十一条の十九の三第七項に規定する特例対象個人（以下この号において「特例対象個人」という。）として同項の規定の適用を受ける場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項（イ及びロに掲げる場合のいずれにも該当する場合には、イ及びロに定める事項の全て）を記載した明細書

イ　その者が第十八条の二十一第七項第一号に規定する対象配偶者（イ及び次号において「対象配偶者」という。）を有する特例対象個人である場合　当該対象配偶者の氏名、生年月日及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び生年月日）並びに当該対象配偶者が令和六年十二月三十一日（当該対象配偶者が年の中途において死亡した場合には、その死亡の時）において非居住者である場合には、その旨

ロ　その者が第十八条の二十一第七項第二号に規定する対象扶養親族（ロ及び次号において「対象扶養親族」という。）を有する特例対象個人である場合　当該対象扶養親族の氏名、生年月日、当該特例対象個人との続柄及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日及び当該特例対象個人との続柄）並びに当該対象扶養親族が令和六年十二月三十一日（当該対象扶養親族が年の中途において死亡した場合には、その死亡の時）において非居住者である場合には、その旨

六　前号の場合において、その者の対象配偶者及び対象扶養親族の全てが令和六年十二月三十一日（当該対象配偶者又は当該対象扶養親族が年の中途において死亡した場合には、その死亡の時）において非居住者であるとき（その者の令和六年分の所得税につき、所得税法第百九十条第二号の規定により同号に規定する給与所得控除後の給与等の金額から当該対象配偶者に係る同号ハに規定する障害者控除の額に相当する金額若しくは同号ニに規定する配偶者控除の額若しくは配偶者特別控除の額に相当する金額若しくは当該対象扶養親族に係る同号ハに規定する障害者控除の額若しくは扶養控除の額に相当する金額が控除された場合又は当該対象配偶者について同法第百九十四条第四項、第百九十五条第四項若しくは第二百三条の六第三項の規定により第十八条の二十一第八項第一号ヌ(1)に掲げる書類を提出し、若しくは提示した場合を除く。）は、第十八条の二十一第八項第一号ヌに規定する書類

第十九条の十一の三第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「第四十一条の十九の三第十六項」を「第四十一条の十九の三第十八項」に改め、同項第二号ニ中「第七号ホ」を「第八号ホ」に改め、同項第四号ニ中「第八号ホ」を「第九号ホ」に改め、同項第五号ニ中「第九号ホ」を「第十号ホ」に改め、同項第六号ニ中「第十号ホ」を「第十一号ホ」に改め、同項第十号中「第四十一条の十九の三第七項第四号の」を「第四十一条の十九の三第八項第四号の」に改め、同号イ中「又は対象耐久性向上改修工事等」を「、対象耐久性向上改修工事等又は対象子育て対応改修工事等」に改め、同号イ中「第四十一条の十九の三第七項第四号イ」を「第四十一条の十九の三第八項第四号イ」に改め、同号ハ中「第四十一条の十九の三第七項第四号ハ」を「第四十一条の十九の三第八項第四号ハ」に改め、同号ロ中「第四十一条の十九の三第七項第四号」を「第四十一条の十九の三第八項第四号」に改め、同号ホ中「又は対象耐久性向上改修工事等」を「、対象耐久性向上改修工事等又は対象子育て対応改修工事等」に、「及び控除対象耐震断熱耐久性向上改修標準的費用額」を「、控除対象耐震断熱耐久性向上改修標準的費用額及び控除対象子育て対応改修標準的費用額」に改め、同号ヘ中「又は対象耐久性向上改修工事等」を「、対象耐久性向上改修工事等又は対象子育て対応改修工事等」に改め、同号イ中「又は対象耐久性向上改修工事等」を「、対象耐久性向上改修工事等又は対象子育て対応改修工事等」に改め、同号ロ中「第四十一条の十九の三第七項第三号の」を「第四十一条の十九の三第八項第三号の」に改め、同号イ中「第四十一条

の十九の三第八項第三号イ」に改め、同号八中「第四十一条の十九の三第七項第三号八」を「第四十一条の十九の三第七項第三号ハ」に改め、同号ニ中「第四十一条の十九の三第七項第三号」を「第四十一条の十九の三第八項第三号」に改め、同号ホ中「又は対象耐久性向上改修工事等」を「、対象耐久性向上改修工事等又は対象子育て対応改修工事等」に、「及び控除対象断熱耐久性向上改修標準的費用額」を「、控除対象断熱耐久性向上改修標準的費用額及び控除対象子育て対応改修工事等」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「第四十一条の十九の三第七項第二号の」を「第四十一条の十九の三第八項第二号の」に改め、同号イ中「又は対象耐久性向上改修工事等」を「、対象耐久性向上改修工事等又は対象子育て対応改修工事等」に改め、同号ロ中「第四十一条の十九の三第七項第二号イ」を「第四十一条の十九の三第八項第二号イ」に改め、同号ハ中「第四十一条の十九の三第七項第二号ハ」を「第四十一条の十九の三第八項第二号ハ」に改め、同号ニ中「第四十一条の十九の三第七項第二号」を「第四十一条の十九の三第八項第二号」に改め、同号ホ中「又は対象耐久性向上改修工事等」を「、対象耐久性向上改修工事等又は対象子育て対応改修工事等」に、「及び控除対象耐震耐久性向上改修標準的費用額」を「、控除対象耐震耐久性向上改修標準的費用額及び控除対象子育て対応改修標準的費用額」に改め、同号へ中「又は対象耐久性向上改修工事等」を「、対象耐久性向上改修工事等又は対象子育て対応改修工事等」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「第四十一条の十九の三第七項第一号の」を「第四十一条の十九の三第八項第一号の」に改め、同号イ中「又は対象多世帯同居改修工事等」を「、対象多世帯同居改修工事等又は対象子育て対応改修工事等」に改め、同号ロ中「第四十一条の十九の三第七項第一号イからニまで」を「第四十一条の十九の三第八項第一号イからホまで」に改め、同号ハ中「第四十一条の十九の三第七項第一号ホ」を「第四十一条の十九の三第八項第一号ヘ」に改め、同号ニ中「第四十一条の十九の三第七項第一号」を「第四十一条の十九の三第八項第一号」に改め、同号ホ中「又は対象多世帯同居改修工事等」を「、対象多世帯同居改修工事等又は対象子育て対応改修工事等」に、「及び控除対象多世帯同居改修標準的費用額」を「、控除対象多世帯同居改修標準的費用額及び控除対象子育て対応改修標準的費用額」に改め、同号へ中「又は対象多世帯同居改修工事等」を「、対象多世帯同居改修工事等」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　法第四十一条の十九の三第七項の規定の適用を受ける場合　次に掲げる事項

イ　その者の居住用家屋が法第四十一条の十九の三第七項に規定する対象子育て対応改修工事等（以下この項及び次項第一号において「対象子育て対応改修工事等」という。）をした家屋である旨

ロ　当該対象子育て対応改修工事等に係る施行令第二十六条の二十八の五第十四項に規定する合計額

ハ　当該対象子育て対応改修工事等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、当該補助金等の額

ニ　当該対象子育て対応改修工事等に係る法第四十一条の十九の三第七項に規定する控除対象子育て対応改修標準的費用額（以下この項において「控除対象子育て対応改修標準的費用額」という。）

ホ　当該対象子育て対応改修工事等をした年月日

第十九条の十一の三第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「第四十一条の十九の三第十六項」を「第四十一条の十九の三第十八項」に改め、同項第一号中「次項第七号」を「次項第八号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第四十一条の十九の三第十三項」を「第四十一条の十九の三第十五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　施行令第二十六条の二十八の五第二十七項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた増築、改築、修繕又は模様替は、当該増築、改築、修繕又は模様替が同項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める子育てに係る法第四十一条の十九の三第十四項の特例対象個人の負担を軽減するための増築、改築、修繕又は模様替に該当するものであることにつき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類により証明がされたものとする。

第十九条の十一の四第三項第一号ハ中「第四十一条第三十二項第一号」を「第四十一条第三十四項第一号」に改める。

第二十条の七第一項中「第四十二条の十二第六項第二号」を「第四十二条の十二第六項第一号」に改め、同条第三項中「第四十二条の十二第六項第十五号」を「第四十二条の十二第六項第十六号」に改め、同条第七項中「ついて計画の認定を受けた日」を「係る基準日（法第四十二条の十二第六項第二号に規定する基準日をいう。次項において同じ。）」に改め、同条第八項中「ついて計画の認定を受けた日」を「係る基準日」に改める。

第二十条の九第二項中「又は第二項」を削る。

第二十条の十第五項中「又は第二項」を「から第三項まで」に、「同条第一項第二号」を「同条第一項第二号イ」に、「同条第三項第八号」を「同条第五項第八号」に改め、同項第三号中「第四十二条の十二の五第三項第二号」を「第四十二条の十二の五第五項第二号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項中「第四十二条の十二の五第三項第二号」を「第四十二条の十二の五第五項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項を同条第四項とし、同条に第一項から第三項までとして次の三項を加える。

法第四十二条の十二の五第二項第三号ロに規定する財務省令で定める場合は、同号ロの認定が女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第八条第一項第三号に規定する事業主の類型に係るものである場合（当該事業年度終了の日までに女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十一条の規定により当該認定が取り消された場合を除く。）とする。

2　法第四十二条の十二の五第三項第三号イに規定する財務省令で定める場合は、同号イの認定が次に掲げるものである場合（当該事業年度終了の日までに次世代育成支援対策推進法第十五条の規定により当該認定が取り消された場合を除く。）とする。

一　次世代育成支援対策推進法施行規則第四条第一項第一号に規定する事業主の類型に係るもの（次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第百八十五号）附則第二条第二項の規定に基づきなお従前の例により行つた次世代育成支援対策推進法第十三条の申請（次号において「認定申請」という。）に基づき受けたものを除く。）

二　次世代育成支援対策推進法施行規則第四条第一項第二号に規定する事業主の類型に係るもの（次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第百八十五号）附則第二条第二項の規定に基づきなお従前の例により行つた認定申請に基づき受けたもの及び同条第三項の規定により次世代育成支援対策推進法施行規則第四条第一項第二号イに規定する要件を満たしているものとみなされて受けたものを除く。）

3　法第四十二条の十二の五第三項第三号ハに規定する財務省令で定める場合は、同号ハの認定が女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第八条第一項第二号又は第三号に規定する事業主の類型に係るものである場合（当該事業年度終了の日までに女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十一条の規定により当該認定が取り消された場合を除く。）とする。

第二十条の十の三第三項第二号中「生産工程効率化等設備等」を「生産工程効率化等設備」に改める。

第二十条の十二から第二十条の十五までを次のように改める。

第二十条の十二から第二十条の十四まで　削除

（環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却）

第二十条の十五　施行令第二十八条の七第四項に規定する財務省令で定める書類は、当該法人が受けた環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（第一号において「促進法」という。）第三十九条第一項の認定に係る次に掲げる書類とする。

一　環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づく基盤確立事業実施計画の認定等に関する省令（以下この号において「認定等省令」という。）第一条第一項の申請書に添付された促進法第三十九条第一項に規定する基盤確立事業実施計画（施行令第二十八条の七第四項に規定する機械等が記載されたものに限るものとし、当該基盤確立事業実施計画につき促進法第四十条第一項の規定による変更の認定があつたときは当該変更の認定に係る認定等省令第三条第一項の申請書に添付された変更後の促進法第三十九条第一項に規定する基盤確立事業実施計画を含む。）の写し

二　認定通知書（前号の変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る認定通知書を含む。）の写し

第二十条の十六第八項を削り、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「第二十八条の九第二十七項」を「第二十八条の九第二十五項」に改め、同項を同条第九項とする。

第二十条の十八及び第二十条の十八を次のように改める。

第二十条の十八及び第二十条の十九　削除

第二十条の二十中「第四十六条の二第一項」を「第四十六条第一項」に改める。

第二十条の二十一第一項中「第二十九条の五第二項」を「第二十九条の二第二項」に改め、同条第二項中「第二十九条の五第三項」を「第二十九条の二第三項」に改める。

第二十条の二十二第一項中「第二十九条の六第一項第一号」を「第二十九条の三第一項第一号」に改め、同条第二項中「第二十九条の六第三項」を「第二十九条の三第四項」に改め、「（運輸監理部長を含む。）」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第四十八条第一項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた事業年度は、国土交通大臣又は同項に規定する倉庫用建物等の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。次項において同じ。）の当該倉庫用建物等が同条第一項の規定の適用を受けようとする事業年度において同項に規定する政令で定める要件を満たす特定流通業務施設に該当するものであることを証する書類を当該事業年度の確定申告書等に添付することにより証明がされた当該事業年度とする。

第二十一条の二中「第三十二条の三第三項」を「第三十三条第三項」に改め、同条第一号中「又は第二項」を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第五十六条第一項に規定する財務省令で定めるものは、同項に規定する事業承継等として同項に規定する取得をした同項に規定する株式等の売買契約における売主表明事項（売主から表明された当該売主又は当該株式等を発行した法人の法務に関する事項、財務に関する事項、税務に関する事項、労務に関する事項その他の事項をいう。）につき正確でない、又は真実でない事実があり、当該売主表明事項と異なる事実が生じたことによつてその取得をした法人に損害が生じた場合に保険金を支払う定めのある保険（当該損害により支払われることとされている保険金の限度額が五億円を超えるものに限る。）とする。

第二十一条の三から第二十一条の十一までを次のように改める。

第二十一条の三から第二十一条の十一まで　削除

第二十二条の四第一項第三号イ中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ　土地等が都市緑地法第十七条第一項又は第三項の規定により買い取られる場合　地方公共団体の長の当該土地等をこれらの規定により買い取つた旨を証する書類

第二十二条の四第一項第三号の次に次の二号を加える。

三の二　法第六十五条の三第一項第三号の二の場合　同号の都市緑化支援機構に対する古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第十三条第一項の規定による要請（以下この号において「買取要請」という。）をした府県の知事又は買取要請をした地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長の当該都市緑化支援機構が法第六十五条の三第一項第三号の二に規定する対象土地を古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第十三条第四項の規定により買い取つた旨及び当該対象土地が当該都市緑化支援機構に買い取られる場合が施行令第三十九条の四第三項各号に掲げる要件を満たすものであることを証する書類

三の三　法第六十五条の三第一項第三号の三の場合　同号の都市緑化支援機構に対する都市緑地法第十七条の二第一項の規定による要請（以下この号において「買取要請」という。）をした都道府県の知事又は買取要請をした市の長の当該都市緑化支援機構が法第六十五条の三第一項第三号の三に規定する対象土地を都市緑地法第十七条の二第四項の規定により買い取つた旨及び当該対象土地が当該都市緑化支援機構に買い取られる場合が施行令第三十九条の四第四項において準用する同条第三項各号に掲げる要件を満たすものであることを証する書類

第二十二条の四第一項第四号イ中「第三十九条の四第四項第一号」を「第三十九条の四第五項第二号」に、「(同項」を「(同項第一号」に、「の買取りをする者が当該支援団体に該当する旨及び当該土地の買取りが施行令第三十九条の四第四項各号」を「が当該支援団体に買い取られる場合が施行令第三十九条の四第五項各号」に、「旨を」を「ことを」に改め、同項第七号中「、当該土地等の買取りをする者」を「、同号の農地中間管理機構」に、「の買取りをする者が同号に規定する農地中間管理機構に該当する旨」を「が当該農地中間管理機構に買い取られる場合が施行令第三十九条の四第六項に規定する要件を満たすものであること」に改める。

第二十二条の十一第十項中「同条第八項各号に掲げる要件」の下に「(その事業年度の収入金額が零である場合にあつては、同項第六号に掲げる要件を除く。)」を、「次に掲げる要件」の下に「(その事業年度の収入金額が零である場合にあつては、第六号に掲げる要件を除く。)」を加え、同条第十四項中「ニまでに掲げる要件」の下に「(その事業年度の収入金額が零である場合にあつては、同号ハに掲げる要件を除く。)」を加え、同条第二十項中「チまでに掲げる要件」の下に「(その事業年度の収入金額が零である場合にあつては、同号トに掲げる要件を除く。)」を、「次に掲げる要件」の下に「(その事業年度の収入金額が零である場合にあつては、第六号に掲げる要件を除く。)」を加え、同条第四十八項第四号中「。)」の下に「(外国における各対象会計年度(法人税法第十五条の二に規定する対象会計年度をいう。)の国際最低課税額に対する法人税に相当する税、法人税法施行令第百五十五条の三十四第二項第三号に掲げる税及び同法第八十二条第三十一号に規定する自国内最低課税額に係る税を除く。以下この号において同じ。)」を加える。

第二十二条の十一の三第一項中「同号」とあるのは「(同号」とあるのは「(」に改め、同条第十四項第四号中「。)」の下に「(外国における各対象会計年度(法人税法第十五条の二に規定する対象会計年度をいう。)の国際最低課税額に対する法人税に相当する税、法人税法施行令第百五十五条の三十四第二項第三号に掲げる税及び同法第八十二条第三十一号に規定する自国内最低課税額に係る税を除く。以下この号において同じ。)」を加える。

第二十三条の五の二第三項第一号ロ中「第七項」を「第八項」に改め、同条第四項第一号中「第九項第三号」を「第十項第三号」に、「次項第三号」を「第六項第三号」に、「応じ」を「応じそれぞれ」に改め、同項第二号中「応じ」を「応じそれぞれ」に、「次項第三号ロ及び第九項第三号」を「第六項第三号ロ及び第十項第三号」に改め、同条第十一項中「第四十条の四の二第十四項」を「第四十条の四の二第十五項」に、「第九項」を「第十項」に改め、「「、生年月日及び」とあるのは「及び生年月日、」と、」を削り、「「もの」を「、もの」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第四十条の四の二第十一項」を「第四十条の四の二第十二項」に、「第五項まで」を「第六項まで」に、「及び第五項」を「から第六項までの規定」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項第一号中「応じ」を「応じそれぞれ」に改め、同号イ(2)中「、生年月日及び」を「及び生年月日並びに」に改め、同号ハ(4)中「並びに」を「及び」に改め、同項第二号中「住宅取得等資金　次に掲げる場合の区分に応じ」の下に「それぞれ」を加え、同号ハ中「応じ」を「応じそれぞれ」に改め、同号ハ(1)(ii)中「第六項」を「第七項」に改め、同号ハ(1)(iii)中「第七項」を「第八項」に改め、同項第三号中「応じ」を「応じそれぞれ」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第四十条の四の二第九項」を「第四十条の四の二第十項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第九項第二号ハ(1)(ii)」を「第十項第二号ハ(1)(ii)」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第四十条の四の二第八項に規定する財務省令」を「第四十条の四の二第九項に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「第四十条の四の二第八項」を「第四十条の四の二第九項」に改め、同項第二号中「とき又は」を「とき、又は」に改め、同項第三号イ中「前項第一号チ」を「第四項第一号チ」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　施行令第四十条の四の二第八項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた住宅用の家屋は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を贈与税の申告書に添付することにより証明がされたものとする。

一　次号に掲げる場合以外の場合　当該住宅用の家屋が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める施行令第四十条の四の二第八項に規定する住宅用の家屋に該当する旨を証する書類

二　住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日において住宅用の家屋が第一項に規定する新築に準ずる状態にある場合又は災害に基因するやむを得ない事情により同日までに住宅用の家屋の新築若しくは取得ができなかつた場合　当該住宅用の家屋の工事が完了したとき、又は当該住宅用の家屋の新築若しくは取得をしたときは遅滞なく前号に定める書類を当該贈与の日の属する年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類

第二十三条の五の四第二項第二号中「同条第四項」を「同条第三項」に、「又は」を「、同条第十九項に規定する子育て世帯訪問支援事業、同条第二十一項に規定する親子関係形成支援事業又は」に改め、同項第三号中「及び同法」を「、同法」に、「を除く」を「及び同法第四十四条の三第一項に規定する里親支援センターを除く」に改める。

第三十条の二第二項中「及び第四項第二号イ」を削り、同条第五項及び第六項を削り、同条第四項中「第八十条第二項」を「第八十条第三項」に、「第二条第三十一項」を「第二条第三十三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　法第八十条第二項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が同項の規定に該当するものであることについての主務大臣の証明書で、当該登記を受ける事項が同項の規定に該当すること及び当該事項が記載された同項に規定する認定特別事業再編計画に係る認定の日の記載があるものを添付しなければならない。

5　登録免許税法施行規則第十二条第二項及び第六項の規定は、法第八十条第二項第一号イに規定する財務省令で定めるものについて準用する。

第三十一条を削る。

第三十条の四第一項中「第八十条の三第一項」を「第八十一条第一項」に改め、同条第二項中「第八十条の三第二項」を「第八十一条第二項」に改め、同条を第三十一条とする。

第三十条の三の次に次の一条を加える。

（認定開発供給実施計画に基づき行う登記の税率の軽減を受けるための手続等）

第三十条の四　法第八十条の三の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が同条の規定に該当するものであることについての農林水産大臣の証明書で、当該登記を受ける事項が同条の規定に該当すること及び当該事項が記載された同条に規定する認定開発供給実施計画に係る認定の日の記載があるものを添付しなければならない。

2　登録免許税法施行規則第十二条第一項、第二項及び第六項の規定は、法第八十条の三第二号イに規定する財務省令で定めるものについて準用する。

第三十一条の二を削る。

第三十一条の三の見出し中「特定国際船舶」を「特定国際船舶等」に改め、同条第一項中「が同項に」を「を建造した者が同項に規定する海上運送事業者（次項において「海上運送事業者」という。）であること、当該船舶が同条第一項に規定する認定特定船舶導入計画に基づき建造された同項に」に、「（以下この条において「特定国際船舶」という。）」を「であつて事業の用に供されたことのないもの」に改め、「次の各号に掲げる」を削り、「の区分に応じ当該各号に定める事項」を「が建造された日」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「第八十二条第二項」を「第八十二条第三項」に、「前項に」を「前二項に」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「前項各号に掲げる特定国際船舶」を「第一項の特定国際船舶又は前項の既存国際船舶」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第八十二条第二項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が同項の規定に該当するものであることについての国土交通大臣の証明書で、当該登記に係る船舶を取得した者が海上運送事業者であること、当該船舶が同項に規定する外国法人から当該海上運送事業者が取得した同項に規定する既存国際船舶であること及び当該既存国際船舶を取得した日の記載があるものを添付しなければならない。

第三十一条の三を第三十一条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（都市緑化支援機構が土地を取得した場合の所有権の移転登記の免税を受けるための手続）

第三十一条の三　法第八十二条の二の規定の適用を受けようとする同条に規定する都市緑化支援機構は、その登記の申請書に、当該登記が同条の規定に該当するものであることについての都道府県知事又は市長の証明書で、当該登記に係る土地の所有権の取得が都市緑地法第十七条の二第四項の規定又は古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第十三条第四項の規定によるものであること及び当該取得の日の記載があるものを添付しなければならない。

第三十一条の四の二を削る。

第三十一条の四の三中「第八十三条の二の二」を「第八十三条の二」に改め、同条を第三十一条の四の二とする。

第三十一条の五第一項中「第八十三条の二の三第一項の」を「第八十三条の二の二第一項第一号」に改め、同条第二項中「第八十三条の二の三第二項」を「第八十三条の二の二第二項」に改め、同条第三項中「第八十三条の二の三第三項の規定の」を「第八十三条の二の二第三項の規定の」に改め、同項第一号中「第八十三条の二の三第三項の」を「第八十三条の二の二第三項」に改める。

第三十一条の五の三を次のように改める。

（認定鉄道事業再構築実施計画に基づき不動産を取得した場合の所有権等の移転登記の税率の軽減を受けるための手続）

第三十一条の五の三　法第八十三条の四の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が同条の規定に該当するものであることについての国土交通大臣の証明書で、当該登記に係る土地又は建物の所有権、地上権又は賃借権を取得した者が同条に規定する鉄道事業者であること、当該土地又は建物が施行令第四十三条の四に規定する土地又は建物に該当すること及び法第八十三条の四に規定する認定鉄道事業再構築実施計画について国土交通大臣の認定を受けた日の記載があるものを添付しなければならない。

第三十六条の二に次の二項を加える。

3　施行令第四十五条の四第三項に規定する財務省令で定める方法は、同項に規定する電磁的記録を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第四条第一項各号に掲げる措置のいずれかを行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従つて保存する方法とする。

4　施行令第四十五条の四第三項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により同条第三項に規定する電磁的記録を保存する事業者は、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限る。）を保存する方法によることができる。この場合において、当該事業者は、当該書面を、同項の規定により保存すべき場所に、同項の規定により保存すべき期間、整理して保存しなければならない。

第三十七条の四の十二第一項中「第八号」を「第九号」に、「又は前条第九項」を「若しくは前条第九項又は租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第三十六条の二第四項（外国公館等であることの証明等）」に改める。

別表第六㈠の表の備考2㈤中「第19条の３第25項」を「第19条の３第27項」に改め、同表の備考2に次のように加える。

㈤　「権利行使価額」の欄には、法第29条の２第１項第３号の権利行使価額（３において「権利行使価額」という。）を記載すること。

別表第六㈠の表の備考3を次のように改める。

3　「摘要」の欄には、付与会社の設立の年月日を記載することとし、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める事項を記載すること。

㈠　法第29条の２第１項ただし書に規定する付与決議の日において、付与会社がその設立の日以後の期間が５年未満のものである場合　権利行使価額を２で除して計算した金額

㈡　付与会社が第11条の３第１項各号に掲げる要件を満たすものである場合　権利行使価額を３で除して計算した金額（当該付与会社が同項第２号ロに規定する上場会社又は同号ハに規定する店頭売買登録会社に該当するものである場合には、当該金額及び金融商品取引所に上場された年月日又は店頭売買登録銘柄として登録された年月日）

別表第六(二)の表を次のように改める。

別表第六(二)

令和　　年分　特定株式等の異動状況に関する調書

特例適用者又は承継特例適用者	住所又は居所		特例適用者(取締役等) 特例適用者(特定従事者) 承継特例適用者	
	氏名		個人番号	

年月日	事由	受入等 株式数	受入等 換算前の権利行使価額	受入等 換算後の権利行使価額	受入等 付与決議日	交付等 株式数	交付等 譲渡の対価の額
		株	円	円		株	円
年末残高		株	口座の開設日（期間）、信託の開始日（期間）又は管理の開始日（期間）		自　年　月　日 至　年　月　日		

（摘要）

発行会社又は承継会社	所在地					
	名称	（電話）		法人番号		
	設立年月日	年　月　日	上場区分		上場等の年月日	年　月　日
金融商品取引業者等	所在地					
	名称	（電話）		法人番号		

（用紙　日本産業規格　Ｂ５）

別表第六㈠の表の備考２⑶中「第29条の２第１項第６号」を「第29条の２第１項第６号イ又はロ」に改め、同表の備考２⑷中「「権利行使価額」を「「換算前の権利行使価額」に、「新株予約権」を「特定新株予約権」に、「株式を受け入れた場合における」を「特定株式の」に、「権利行使価額を」を「法第29条の２第１項第３号の権利行使価額（⑸において同じ。）を」に改め、同表の備考２⑺中「以下この表において「特定株式」を「以下⑼及び⑿において「特定株式」に、「施行令第19条の３第９項に規定する分割承継法人株式、分割承継親法人株式又は完全子法人株式（以下この表において「分割承継法人株式等」という。）」を「第11条の３第16項に規定する合併法人株式等」に、「分割承継法人株式等と当該分割承継法人株式等」を「合併法人株式等と当該合併法人株式等」に、「発行会社」を「発行会社又は承継会社」に、「分割承継法人株式等に係る所得税法施行令第113条第１項に規定する分割承継法人若しくは分割承継親法人又は同令第113条の２第１項に規定する完全子法人」を「合併法人株式等に係る同条第７項第１号に規定する合併法人等」に、「同令第113条第２項に規定する分割法人又は同令第113条の２第３項に規定する現物分配法人」を「同号に規定する被合併法人等」に改め、同表の備考２⑺を同表の備考２⑼とし、同表の備考２⑹イ中「又は信託」を「若しくは信託」に、「の属する」を「又は同条第１項第６号ロの管理が開始された日の属する」に改め、同表の備考２⑹ニ中「又は」を「若しくは」に、「の属する」を「又は法第29条の２第１項第６号ロの管理が開始された日の属する」に改め、同表の備考２⑹く中「発行会社」を「法第29条の２第７項の株式会社」に改め、同表の備考２⑹を同表の備考２⑻とし、同表の備考２⑸中「第29条の２第１項第６号」を「第29条の２第１項第６号イ又はロ」に改め、同表の備考２⑸を同表の備考２⑺とし、同表の備考２⑷の次に次のように加える。

⑸　「換算後の権利行使価額」の欄には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を記載すること。

イ　付与決議（⑷の特定株式に係る特定新株予約権の付与決議をいう。以下この表において同じ。）の日において、⑷の特定株式に係る付与会社がその設立の日以後の期間が５年未満のものである場合　権利行使価額を２で除して計算した金額

ロ　⑷の特定株式に係る付与会社が第11条の３第１項各号に掲げる要件を満たすものである場合　権利行使価額を３で除して計算した金額

ハ　イ又はロに掲げる場合以外の場合　権利行使価額

⑹　「付与決議日」の欄には、付与決議の年月日を記載すること。

別表第六㈠の表の備考２に次のように加える。

⑽　「設立年月日」の欄には、⑷の特定株式に係る付与会社の設立の年月日を記載すること。

⑾　「上場区分」及び「上場等の年月日」の欄には、それぞれ次のように記載すること。

イ　付与決議の日（その年中に、付与決議のあつた日が二以上ある場合には、最後に付与決議のあつた日）において、⑷の特定株式に係る付与会社が第11条の３第１項第２号ロに規定する上場会社又は同号ハに規定する店頭売買登録会社に該当するものである場合には、「上場区分」の欄に「１」と記載し、「上場等の年月日」の欄に金融商品取引所に上場された年月日又は店頭売買登録銘柄として登録された年月日を記載すること。

ロ　イ以外の場合には、「上場区分」の欄に「２」と記載し、「上場等の年月日」の欄は記載を要しない。

⑿　「金融商品取引業者等」の欄には、法第29条の２第１項第６号イに規定する金融商品取引業者等が同号イに規定する取決めに従い、特定株式又は承継特定株式につき、振替口座簿への記載若しくは記録をし、又は保管の委託を受け、若しくは管理等信託を引き受けている場合に記載すること。

別表第七㈢の表の備考２⑶中「第18条の15の３第10項第２号」を「第18条の15の３第11項第２号」に、「記載された」を「記載若しくは記録がされた」に改め、同表の備考２⑷中「又は分割等上場株式等（同年以後に当該非課税口座に受け入れた施行令第25条の13第12項各号（同条第22項、第29項又は第31項において準用する場合を含む。）に掲げる上場株式等をいう。以下２において同じ。）」を削り、「法第37条の14第５項第８号」を「同項第８号」に、「又は分割等上場株式等のその年」を「のその年」に、「法第37条の14第５項第２号イ」を「同項第２号イ」に、「いい、分割等上場株式等にあつては当該分割等上場株式等の取得の基因となつた当初取得等上場株式等又は満期移管上場株式等（同号ロに掲げる上場株式等をいう。）に係る同号イに規定する取得対価の額とする」を「いう」に改め、同表の備考２⑺イ中「第25条の13第38項第１号」を「第25条の13第39項第１号」に改め、同表の備考２⑺ロ中「第25条の13第38項第２号」を「第25条の13第39項第２号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第十八条の十四の二第六項第四号の改正規定、第十八条の二十三の三の改正規定、同条を第十八条の二十三の八とする改正規定、第十八条の二十三の二の二の次に五条を加える改正規定及び第十九条の九第五項第四号の改正規定　令和六年六月一日

二　第三条の十七第十三項の改正規定、第十九条の十の三の改正規定及び第十九条の十の五の改正規定（同条第二項中「第三十五条」を「第三十五条の二」に改める部分を除く。）並びに附則第十三条の規定　令和七年四月一日

三　第二条の五に一項を加える改正規定、第三条の七に一項を加える改正規定、第三条の十六に一項を加える改正規定、第四条の四の二第三項の改正規定、第五条の三の二第三項の改正規定、第五条の八第五項第四号の改正規定、第十一条の三第十四項を同条第十七項とし、同項の次に一項を加える改正規定（同項の次に一項を加える部分に限る。）、第十八条の十の三第一項第二号の改正規定、第十八条の十二の二第四項第五号の改正規定、第十八条の十三の五第五項の改正規定、第十八条の十三の六の改正規定、第十八条の十三の七の改正規定、第十八条の十五の九第五項の改正規定、第十八条の十五の十一の改正規定（同条第二項第八号及び第九号に係る部分並びに同条第四項に係る部分を除く。）、第十八条の二十三の二に一項を加える改正規定、第十九条の四の改正規定及び第十九条の五に一項を加える改正規定　令和八年九月一日

四　第三条の十七第二項第一号の改正規定、同条第九項の改正規定及び第十八条の十九の改正規定並びに次条の規定　公益信託に関する法律（令和六年法律第　　号）の施行の日

五　第十七条の改正規定、第二十二条の四の改正規定、第三十一条の二を削る改正規定及び第三十一条の三を第三十一条の二とし、同条の次に一条を加える改正規定　都市緑地法等の一部を改正する法律（令和六年法律第　　号）の施行の日

六　第三十条の二第四項の改正規定及び同項を同条第六項とし、同条第三項の次に二項を加える改正規定　新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第　　号）の施行の日

七　第三十条の三の次に一条を加える改正規定　農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和六年法律第　　号）の施行の日

（特定寄附信託の利子所得の非課税に関する経過措置）

第二条　所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号。以下「改正法」という。）附則第三条第一項の規定の適用がある場合における改正後の租税特別措置法施行規則（以下「新規則」という。）第三条の十七の規定の適用については、同条第二項第一号中「施行令」とあるのは「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第百五十一号）附則第二条の規定により読み替えて適用される施行令」と、「公益信託」とあるのは「公益信託若しくは特定公益信託」と、同条第九項中「規定する公益信託」とあるのは「規定する公益信託若しくは所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第三条第一項に規定する特定公益信託」と、「当該公益信託」とあるのは「当該公益信託又は特定公益信託」とする。

（金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用のための手続等に関する経過措置）

第三条　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号。以下この条において「金融商品取引法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条の四の七第一項又は第二項の規定により提出された四半期報告書（同条第一項に規定する四半期報告書をいう。以下この条において同じ。）及び金融商品取引法等改正法附則第二条第一項の規定により施行日以後に提出される四半期報告書に係る新規則第四条第八項第二号及び第十項第二号の規定の適用については、なお従前の例による。

（上場株式配当等の支払通知書の記載事項等に関する経過措置）

第四条　新規則第四条の四第十項（新規則第五条の二第十五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、新規則第四条の四第十項に規定する配当等の支払者又は新規則第五条の二第十五項に規定する支払の取扱者が施行日以後に行う新規則第四条の四第十項に規定する通知について適用する。

（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税に関する経過措置）

第五条　新規則第五条の五の二の規定は、施行日以後に支払を受けるべき租税特別措置法第九条の八に規定する非課税口座内上場株式等の同条に規定する配当等について適用し、施行日前に支払を受けるべき同条に規定する非課税口座内上場株式等の同条に規定する配当等については、なお従前の例による。

（特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第六条　新規則第五条の十一第二項の規定の適用については、同項に規定する認定申請書には、経営力向上に関する命令の一部を改正する命令（令和六年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第一号）による改正前の経営力向上に関する命令（平成二十八年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第二号。以下「旧経営力向上命令」という。）第二条第二項又は第三条第二項の申請書を含むものとする。

（特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等に関する経過措置）

第七条　新規則第十一条の三第三項（第一号ハに係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同号の規定により同号の通知をする場合について適用し、施行日前に改正前の租税特別措置法施行規則（以下「旧規則」という。）第十一条の三第二項第一号の規定により同号の通知をした場合については、なお従前の例による。

２　新規則第十一条の三第五項（第三号、第五号及び第六号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に改正法第十三条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第二十九条の二第二項第三号に規定する提出をする同号に規定する書面について適用し、施行日前に提出した改正法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第二十九条の二第二項第三号に規定する書面については、なお従前の例による。

３　令和六年一月一日から同年三月三十一日までの間に旧規則第十一条の三第二項第一号の規定により同号の通知を受けた同号に規定する金融商品取引業者等が施行日以後に当該通知に係る同号に規定する対象株式に係る新法第二十九条の二第七項に規定する調書を提出する場合における新規則第十一条の三第十六項の規定及び新規則別表第六㈠に定める書式の適用については、附則第十九条第二項の規定にかかわらず、新規則第十一条の三第十六項第八号中「法第二十九条の二第一項第二号及び第三号の権利行使価額並びに当該特定株式に係る特定新株予約権の付与決議のあった年月日及び当該特定株式に係る株式会社の設立の年月日（当該株式会社が上場会社又は店頭売買登録会社に該当するものである場合には当該権利行使価額、付与決議のあった年月日及び設立の年月日並びに第一項第二号ロに規定する上場された日又は同号ハに規定する登録された日とし、当該株式会社が同号イに掲げる会社に該当するものである場合にはその旨並びに当該権利行使価額、付与決議のあった年月日及び設立の年月日とする。）」とあるのは「法第二十九条の二第一項第三号の権利行使価額」とし、新規則別表第六㈠の表の「換算後の権利行使価額」、「付与決議日」、「設立年月日」、「上場区分」及び「上場等の年月日」の欄については記載を要しない。

（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例に関する経過措置）

第八条　旧規則第十四条第五項第九号二の規定による厚生労働大臣の証する書類は、施行日以降は、新規則第十四条第五項第九号ホの規定による国土交通大臣の証する書類とみなす。

（有価証券の譲渡による所得の課税の特例等に関する経過措置）

第九条　新規則第十八条の十三の五第十一項の規定は、同項に規定する金融商品取引業者等が施行日以後に行う同項に規定する通知について適用する。

２　新規則第十八条の十五の三第十一項の規定は、施行日以後に租税特別措置法第三十七条の十四第十三項に規定する提出を受ける同項に規定する金融商品取引業者等変更届出書について適用し、施行日前に同項に規定する提出を受けた同項に規定する金融商品取引業者等変更届出書については、なお従前の例による。

３　新規則第十八条の十五の三第十二項の規定は、施行日以後に租税特別措置法第三十七条の十四第十六項に規定する提出を受ける同項に規定する非課税口座廃止届出書について適用し、施行日前に同項に規定する提出を受けた同項に規定する非課税口座廃止届出書については、なお従前の例による。

４　新規則第十八条の十五の九（同条第二項第四号に係る部分に限る。）の規定及び新規則別表第七㈢に定める書式は、施行日以後に提出する令和六年以後の各年において租税特別措置法第三十七条の十四第三十四項の金融商品取引業者等に開設されている非課税口座（同項の非課税口座をいう。以下この項において同じ。）に係る同条第三十四項の報告書及び同法第三十七条の十四第二十七項の金融商品取引業者等に開設されている未成年者口座（同項の未成年者口座をいう。以下この項において同じ。）に係る同条第二十七項の報告書について適用し、施行日前に提出した同法第三十七条の十四第三十四項の報告書及び同法第三十七条の十四の二第二十七項の報告書並びに施行日以後に提出する令和五年以前の各年において同法第三十七条の十四第三十四項の金融商品取引業者等に開設されていた非課税口座に係る同項の報告書及び同法第三十七条の十四の二第二十七項の金融商品取引業者等に開設されていた未成年者口座に係る同項の報告書については、なお従前の例による。

５　前項に規定する書式は、当分の間、旧規則の相当の規定に定める報告書に、新規則別表第七㈢に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

（居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特例等に関する経過措置）

第十条　新規則第十八条の二十第三十六項の規定は、租税特別措置法第四十条の四第十一項に規定する居住者の令和七年分以後の各年分の同項に規定する書類について適用し、同項に規定する居住者の令和六年分以前の各年分の同項に規定する書類については、なお従前の例による。

２　新規則第十八条の二十の二第十三項の規定は、租税特別措置法第四十条の七第十一項に規定する居住者の令和七年分以後の各年分の同項に規定する書類について適用し、同項に規定する居住者の令和六年分以前の各年分の同項に規定する書類については、なお従前の例による。

（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除に関する経過措置）

第十一条　新規則第十八条の二十五第二項、第三項、第十一項及び第十二項の規定は、個人が令和六年一月一日以後に行う新法第四十一条の五第七項第一号に規定する譲渡資産の特定譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧法第四十一条の五第七項第一号に規定する譲渡資産の特定譲渡については、なお従前の例による。

（特定割引債の償還金の支払通知書の記載事項等に関する経過措置）

第十二条　新規則第十九条の六第七項の規定は、同項に規定する償還金の支払者が施行日以後に行う同項に規定する通知について適用する。

（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第十三条　経過措置分割等に係る分割法人等（租税特別措置法第二条第二項第五号に規定する分割法人、同項第七号に規定する現物出資法人又は同項第九号に規定する現物分配法人をいう。以下この条において同じ。）又は分割承継法人等（同項第六号に規定する分割承継法人、同項第八号に規定する被現物出資法人又は同項第十号に規定する被現物分配法人をいう。以下この条において同じ。）である法人（同項第二号に規定する人格のない社団等を含む。以下この条において同じ。）の令和七年四月一日以後に開始する各事業年度（当該法人が同法第四十二条の四第八項第三号の通算法人（第一号において「通算法人」という。）である場合には、当該法人に係る同法第二条第二項第十号の四に規定する通算親法人（第一号において「通算親法人」という。）の同日以後に開始する事業年度終了の日に終了する当該法人の各事業年度）における当該経過措置分割等に係る租税特別措置法施行規則第二十条第四項第一号及び第三号の規定並びに租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和五年財務省令第十九号。第二号において「令和五年改正規則」という。）附則第四条第一項及び第四項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　当該経過措置分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等が旧法適用年度（令和七年四月一日前に開始した各事業年度（当該分割法人等又は分割承継法人等が通算法人である場合には、当該分割法人等又は分割承継法人等に係る通算親法人の同日前に開始した事業年度終了の日に終了する当該分割法人等又は分割承継法人等の各事業年度）をいう。次項において同じ。）において租税特別措置法施行令第二十七条の四第十四項の規定、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和五年政令第百四十五号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（次項において「令和五年旧令」という。）第二十七条の四第十四項の規定又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二百七号）附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第三条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（次項において「令和二年旧令」という。）第三十九条の三十九第九項の規定の適用を受けていた場合には、その適用を受けていなかったものとみなす。

二　当該経過措置分割等については、令和五年改正規則附則第四条第一項及び第四項の規定（租税特別措置法施行令第二十七条の四第十四項に係る部分に限る。）は、適用しない。

２　前項に規定する経過措置分割等とは、分割等（分割、現物出資又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十二号の五の二に規定する現物分配をいう。）に係る分割法人等又は分割承継法人等である法人が、旧法適用年度において当該分割等に係る租税特別措置法施行令第二十七条の四第十四項の規定の適用を受けた、又は当該分割等に係る令和五年旧令第二十七条の四第十四項若しくは令和二年旧令第三十九条の三十九第九項の届出をした法人である場合（当該分割等に係る次に掲げる金額に新法第四十二条の四第十九項第一号に規定する試験研究費の額に該当しないものが含まれる場合に限る。）における当該分割等をいう。

一　旧法第四十二条の四第十九項第五号に規定する比較試験研究費の額の計算における次に掲げる金額

イ　租税特別措置法施行令第二十七条の四第十四項第一号イ若しくはロの移転試験研究費の額又は同項第二号イ若しくはロの月別移転試験研究費の額の計算の基礎となる同条第十六項に規定する移転試験研究費の額

ロ　令和五年旧令第二十七条の四第十四項第一号イ若しくはロの移転試験研究費の額又は同項第二号イ若しくはロの月別移転試験研究費の額の計算の基礎となる同項に規定する移転試験研究費の額

二　所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の九第八項第四号に規定する比較試験研究費の額の計算における令和二年旧令第三十九条の三十九第九項第一号イ若しくはロの移転試験研究費の額又は同項第二号イ若しくはロの月別移転試験研究費の額の計算の基礎となる同項に規定する移転試験研究費の額

（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第十四条　新規則第二十条の九第二項の規定の適用については、同項に規定する認定申請書には、旧経営力向上命令第二条第二項又は第三条第二項の申請書を含むものとする。

（準備金に関する経過措置）

第十五条　新規則第二十一条の二第二項の規定の適用については、同項第一号に規定する認定申請書には、旧経営力向上命令第二条第二項又は第三条第二項の申請書を含むものとする。

２　所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）附則第四十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第五十七条の四の規定に基づく旧規則第二十一条の十一の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「原子力発電施設解体引当金に関する省令」とあるのは、「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和六年経済産業省令第二十一号）附則第二条の規定による廃止前の原子力発電施設解体引当金に関する省令」とする。

（国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例に関する経過措置）

第十六条　改正法附則第五十条第一項に規定する財務省令で定める計画は、同項に規定する特定事業に係る国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年内閣府令第二十号）第三条の二第一項の事業実施計画とする。

（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例等に関する経過措置）

第十七条　新規則第二十二条の十一第四十八項の規定は、租税特別措置法第六十六条の六第十一項に規定する内国法人の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する書類について適用し、同項に規定する内国法人の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する書類については、なお従前の例による。

２　新規則第二十二条の十一の三第十四項の規定は、租税特別措置法第六十六条の九の二第十一項に規定する内国法人の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する書類について適用し、同項に規定する内国法人の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する書類については、なお従前の例による。

（贈与税の特例に関する経過措置）

第十八条　改正法附則第五十四条第五項の規定の適用を受けようとする租税特別措置法第七十条の二第二項第一号に規定する特定受贈者は、同条第十四項に規定する申告書（同条第九項又は第十一項の規定の適用がある場合には、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第百五十一号）による改正後の租税特別措置法施行令第四十条の四の二第十二項の規定により読み替えて適用する同法第七十条の二第十四項に規定する申告書又は更正請求書）に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　次号に掲げる場合以外の場合　次に掲げる書類（新築又は取得をした租税特別措置法第七十条の二第二項第二号に規定する住宅用家屋（以下この条において「住宅用家屋」という。）が令和六年六月三十日以前に建築されたものである場合には、ロに掲げるものを除く。）

イ　旧規則第二十三条の五の二第五項第一号に定める書類

ロ　当該住宅用家屋が令和五年十二月三十一日以前に建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の規定による確認を受けたことを証する同項に規定する確認済証の写し又は同法第七条第五項に規定する検査済証の写し

二　租税特別措置法第七十条の二第二項第五号に規定する住宅取得等資金を贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）により取得した日の属する年の翌年三月十五日において住宅用家屋が租税特別措置法施行規則第二十三条の五の二第一項に規定する新築に準ずる状態にある場合又は同法第七十条の二第八項第一号に規定する災害に基因するやむを得ない事情により同日までに住宅用家屋の新築若しくは取得ができなかった場合　当該住宅用家屋の工事が完了したとき、又は当該住宅用家屋の新築若しくは取得をしたときは遅滞なく前号に定める書類を当該贈与の日の属する年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類

（書式に関する経過措置）

第十九条　新規則別表第六㈠に定める書式は、租税特別措置法第二十九条の二第六項に規定する特定新株予約権でその付与をした日が施行日以後であるものについて適用し、同項に規定する特定新株予約権でその付与をした日が施行日前であるものについては、なお従前の例による。

２　新規則別表第六㈡に定める書式は、施行日以後に提出する新法第二十九条の二第七項に規定する調書について適用し、施行日前に提出した旧法第二十九条の二第七項に規定する調書については、なお従前の例による。

３　前二項に規定する書式は、当分の間、旧規則の相当の規定に定める調書に、新規則別表第六㈠及び別表第六㈡に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

（租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二十条　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十八年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第二項中「第十八条の十五の三第二十五項」を「第十八条の十五の三第二十六項」に改める。

第二十一条　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和四年財務省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条中「第十八条の十五の三第十九項」を「第十八条の十五の三第二十項」に改める。

○財務省令第二十五号

税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第十三条、第十八条、第二十九条、第三十条（同法第四十八条の十六において準用する場合を含む。）並びに第三十三条の二第一項及び第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、税理士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日

財務大臣　鈴木　俊一

税理士法施行規則の一部を改正する省令

税理士法施行規則（昭和二十六年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条」を「第二十八条」に改める。

第八条第一号中「本籍及び住所」を「本籍地都道府県名、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日、本籍地都道府県名及び住所）」に改め、同条第二号中「のイからハまで」を削り、「、それぞれイからハまで」を「それぞれ次」に改める。

第十一条第二項中「（第二条の四第一項の税理士試験受験願書又は第三条第一項若しくは第二項の申請書の提出の時から氏名又は本籍に変更があつた者以外の者にあつては、第三号に掲げるものを除く。）」を削り、同項第三号及び第四号を削り、同項第五号を同項第三号とし、同項第六号を同項第四号とし、同項第七号を同項第五号とする。

第二十七条第五項中「を併せて入力して」を「（以下この項において「添付書面等記載事項」という。）を次に掲げる方法により」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該添付書面等記載事項を当該申請等に併せて入力して送信する方法

二　当該添付書面等記載事項をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録（次に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限る。）を当該申請等と併せて送信する方法（前号に掲げる方法につき日本税理士会連合会又は税理士会の使用に係る電子計算機において用いることができない場合に限る。）

イ　解像度が、日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項に規定する日本産業規格をいう。）Ｚ六〇一六附属書Ａの Ａ・一・二に規定する一般文書のスキャニング時の解像度である二十五・四ミリメートル当たり二百ドット以上であること。

ロ　赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ二百五十六階調以上であること。

本則に次の一条を加える。

（税務代理権限証書等の様式の特例）

第二十八条　国税庁長官は、別紙第八号様式から別紙第十号様式までの様式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。

第一号様式（日本産業規格Ａ列４）

第一号様式を次のように改める。

税理士試験受験資格認定申請書

令和　　年　　月　　日

国税審議会会長　殿

郵便番号　□□□－□□□□

住　　所

(フリガナ)
氏　　名

連絡先電話番号（　　）　　－

個人番号

税理士試験受験資格の認定を、下記書類を添えて申請します。

記

学歴若しくは職歴又は事務若しくは業務の内容を証する書面

注意事項

1　個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号を記載すること。

2　申請書及び添付書類は、法第６条第１号に規定する税法に属する科目の試験の受験資格について国税審議会の認定を受けようとする者が国税審議会会長（国税庁内）に提出すること。

3　郵送の場合は、書留、簡易書留又は特定記録郵便によること。

第二号様式を次のように改める。

（表　面）

第二号様式（日本産業規格Ａ列５）

税理士試験受験願書

令和　　年　　月　　日

国税審議会会長　殿

郵便番号

住　所

（フリガナ）

氏　名

連絡先電話番号（　　）　　－

個人番号

第　　回税理士試験を税理士試験受験申込書に記載のとおり受けたいので申し込みます。

添付書類

1　税理士試験受験申込書

2　受験票及び写真票

3　受験資格を有することを証する書面

4　税理士法第７条第２項又は第３項の規定により研究の認定を申請する場合には、税理士法施行規則第２条の４第３項に規定する研究認定申請書

5　税理士法第８条の規定により試験科目のうちの一部の科目につき試験の免除を申請する場合には、その資格を有することを証する書面

収入印紙貼り付け欄
（消印してはならない。）

収入印紙　収入印紙

収入印紙　収入印紙

（ここに貼りきれない場合は、裏面に貼ること。）

受験科目数　　科目

受験手数料　　円

※　受験科目数欄及び受験手数料欄を記入し、収入印紙の額と必ず照合すること。

1　科　目	4,000 円
2　科　目	5,500 円
3　科　目	7,000 円
4　科　目	8,500 円
5　科　目	10,000 円

（注）裏面の注意事項を参照のこと。

（裏　面）

注意事項

1　個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号を記載すること。

2　受験手数料を納付するため、表面に受験科目数に応じた額の収入印紙を貼ること。不備願書は受理されません。

（表面の「収入印紙貼り付け欄」に貼りきれない場合は、下の余白に貼ること。）

（参考）受験手数料一覧表

受験科目数	受験手数料
1　科　目	4,000 円
2　科　目	5,500 円
3　科　目	7,000 円
4　科　目	8,500 円
5　科　目	10,000 円

3　添付すべき写真の大きさは、縦 45㎜×横 35㎜ とすること。

4　受験資格を有することを証する書面は、法第６条第１号に規定する税法に属する科目の試験を受けようとする者が提出すること。

5　願書及び添付書類は、受験地を管轄する国税局長を経由して提出すること。

6　郵送の場合は、書留、簡易書留又は特定記録郵便によること。

第三号様式を次のように改める。

第三号様式（日本産業規格Ａ列４）

研究認定申請書

令和　　年　　月　　日

国税審議会会長　殿

郵便番号
住　　所

（フリ　　ガナ）
氏　　名
連絡先電話番号　（　　）　　－
個人番号

税理士法施行規則第２条の４第３項の認定を下記により申請します。

記

1	税理士法第11条第２項の規定により通知された科目	一部科目合格通知番号（　　）
2	認定を申請する研究内容	税法に属する科目等に関する研究　・　会計学に属する科目等に関する研究

収入印紙貼り付け欄
（消印してはならない）

（注）8,800円分の収入印紙を貼り付けること。なお、貼りきれない場合は裏面に貼ること。

添付書類

⑴　修士の学位等を授与されたことを証する書面
⑵　成績証明書
⑶　修士の学位等取得に係る学位論文の写し
⑷　指導教授の証明書
⑸　そのほか国税審議会が必要があると認めたもの

注意事項

１　個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号を記載すること。

２　「１」欄には、通知を受けた科目名及び一部科目合格通知番号を記載すること。

３　「２」欄は、該当する研究を○で囲むこと。

第五号様式を次のように改める。

第五号様式（日本産業規格Ａ列４）

税理士試験免除申請書

令和　年　月　日

国税審議会会長　殿

郵便番号
住　所
（フリ　ガナ）
氏　名
連絡先電話番号　（　）　－
個人番号

税理士試験の科目の全部について下記により試験の免除を申請します。

記

1	税理士法第 11 条第２項の規定により通知された科目	一部科目合格通知番号（　）
2	税理士法施行規則第２条の６第２項の規定により通知された科目	上記以外の税法に属する科目　・　上記以外の会計学に属する科目
3	税理士法施行規則第２条の６第３項の規定により通知された科目	一部科目免除通知番号（　）
4	税理士法第８条の規定により受験を免除される科目	

添付書類

税理士法第８条の規定の適用を受けようとするときは、その資格を有することを証する書面

注意事項

１　個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号を記載すること。

２　「１」から「４」までの各欄は、該当する欄のみ記入すること。

３　「１」欄及び「３」欄には、通知を受けた科目名及び該当する通知番号を記載すること。また、「２」欄は、該当する科目を○で囲むこと。

４　申請書及び添付書類は、国税審議会会長（国税庁内）に提出すること。

５　郵送の場合は、書留、簡易書留又は特定記録郵便によること。

第六号様式を次のように改める。

第六号様式（日本産業規格Ａ列４）

研究認定申請書兼税理士試験免除申請書

令和　年　月　日

国税審議会会長　殿

郵便番号
住　　所
（フリ　　ガナ）
氏　　名
連絡先電話番号　（　　）　　－
個人番号

税理士法施行規則第３条第２項の認定及び税理士試験の科目の全部の免除を下記により申請します。

記

1	税理士法第11条第２項の規定により通知された科目	一部科目合格通知番号（　　）
2	認定を申請する研究内容	税法に属する科目等に関する研究　・　会計学に属する科目等に関する研究
3	税理士法施行規則第２条の６第２項の規定により通知された科目	「１」欄の科目以外の税法に属する科目　・　「１」欄の科目以外の会計学に属する科目
4	税理士法施行規則第２条の６第３項の規定により通知された科目	一部科目免除通知番号（　　）
5	税理士法第８条の規定により受験を免除される科目	

収入印紙貼り付け欄
（消印してはならない）

（注）ここに貼りきれない場合は、裏面に貼ること。

添付書類

⑴　修士の学位等を授与されたことを証する書面
⑵　成績証明書
⑶　修士の学位等取得に係る学位論文の写し
⑷　指導教授の証明書
⑸　税理士法第８条の規定の適用を受けようとするときは、その資格を有することを証する書面
⑹　そのほか国税審議会が必要があると認めたもの

注意事項

１　個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号を記載すること。
２　「１」から「５」までの各欄は、該当する欄のみ記入すること。
３　「１」欄及び「４」欄には、通知を受けた科目名及び該当する通知番号を記載すること。また、「２」欄は該当する研究を○で囲み、「３」欄は該当する科目を○で囲むこと。
４　申請書及び添付書類は、国税審議会会長（国税庁内）に提出すること。
５　郵送の場合は、書留、簡易書留又は特定記録郵便によること。

第八号様式中「所属税理士会等」を「税理士会　支部、登録番号等　第　号」に、「同じ。）に」を「同じです。）に」に改める。

第九号様式第１面及び第十号様式第１面中「所属税理士会等」を「税理士会　支部　登録番号　第　号」を「登録番号等」に、「登録番号」を「登録番号等」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、目次の改正規定、本則に一条を加える改正規定、第八号様式の改正規定並びに第九号様式第１面及び第十号様式第１面の改正規定並びに次条第五項の規定は、令和八年九月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　改正後の税理士法施行規則（以下「新規則」という。）第十一条第二項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する同項に規定する登録申請書について適用し、施行日前に提出した改正前の税理士法施行規則第十一条第二項に規定する登録申請書については、なお従前の例による。

２　施行日から令和七年三月三十一日までの間に新規則第十一条第二項に規定する登録申請書を提出する場合において、日本税理士会連合会が税理士名簿の登録のため必要があると認めるときにおける同項の規定の適用については、同項中「次に掲げるもの」とあるのは、「次に掲げるもの並びに戸籍抄本及び住民票の写し（第二条の四第一項の税理士試験受験願書又は第三条第一項若しくは第二項の申請書の提出の時から氏名又は本籍に変更があつた者以外の者にあつては、次に掲げるもの及び住民票の写し）」とする。

３　新規則第一号様式、第五号様式及び第六号様式は、施行日以後に提出する税理士法施行規則第二条の三第一項に規定する税理士試験受験資格認定申請書、同令第三条第一項に規定する税理士試験免除申請書又は同条第二項に規定する研究認定申請書兼税理士試験免除申請書について適用し、施行日前に提出した同令第二条の三第一項に規定する税理士試験受験資格認定申請書、同令第三条第一項に規定する税理士試験免除申請書又は同条第二項に規定する研究認定申請書兼税理士試験免除申請書については、なお従前の例による。

４　新規則第二号様式及び第三号様式は、施行日以後に税理士法施行規則第六条第一項の規定により行う公告に係る税理士試験について適用し、施行日前に同項の規定により行った公告に係る税理士試験については、なお従前の例による。

５　第八号様式の改正規定並びに第九号様式第１面及び第十号様式第１面の改正規定の施行の際、現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

○財務省令第二十六号

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令（平成二十二年政令第六十七号）第二条第二号及び第十一号の規定に基づき、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日

財務大臣　鈴木　俊一

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

第二条第十六号中「及び第四条第二項第四号」を削り、同条第二十八号中「及び第四条第二項第一号」を削り、同条第五十七号中「。以下この号及び第四条において「平成二十九年改正法」という。」を削り、「される平成二十九年改正法」を「される同法」に、「この号及び第五十九号」を「この条及び第四条第二項第一号」に改める。

第四条第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を削り、同項第五号中「令和三年改正法附則第五十条第五項又は第八項」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則第五十条第八項」に、「令和三年旧措置法第四十五条第一項又は第二項」を「同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十五条第二項」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四　所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）附則第四十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第四十三条の二第一項の規定

五　所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第四十八条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十五条第三項又は第四十六条第一項の規定

第四条第一項第六号及び第二項第一号を削り、同項第二号中「平成二十九年改正法附則第六十九条第十二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年旧措置法」を「平成二十九年旧措置法」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項第五号を同項第三号とし、同号の次に二号を加える改正規定（第五号に係る部分に限る。）及び次条第二項の規定は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第四条の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

２　新規則第四条第一項第五号の規定は、法人の令和七年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用する。

○財務省令第二十七号

所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第百五十五号）の施行に伴い、並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）第二十九条の二第八項の規定に基づき、並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）を実施するため、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日

財務大臣　鈴木　俊一

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

第一条第二項中「、「減価償却資産」又は「国内」」を「又は「減価償却資産」又は「国内」」に、「、第八号又は第九号」を「又は第八号」に、「、減価償却資産又は国内」を「又は減価償却資産」に改め、同条第三項を次のように改める。

３　第三章において「人格のない社団等」、「法人課税信託」又は「減価償却資産」とは、それぞれ法第二条第三項第一号、第二号又は第十号に規定する人格のない社団等、法人課税信託又は減価償却資産をいう。

第三条第一項第一号中「国内」の下に「（所得税法第二条第一項第一号に規定する国内をいう。）」を加える。

第四条を削る。

第四条の二第一項中「第十四条の二第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条第二項中「第十四条の二第一項に規定する事業」を「第十四条第一項に規定する事業」に改め、同項第一号ロ及びニ中「第十四条の二第一項」を「第十四条第一項」に改め、同項第二号中「第十三条の三第一項第十二号」を「第十三条の三第一項第十三号」に、「第三十一条の二第二項第十二号イ、第十三号イ」を「第三十一条の二第二項第十三号イ」に改め、同条第三項中「第十二条の二第二項に規定する」を「第十二条第二項に規定する」に改め、同項第一号中「第十二条の二第二項」を「第十二条第二項」に、「第十四条の二第三項第一号」を「第十四条第三項第一号」に改め、同項第二号中「第十二条の二第二項」を「第十二条第二項」に、「第十四条の二第三項第一号」を「第十四条第三項第一号」に改め、同条第四項中「第十四条の二第三項第一号」を「第十四条第三項第一号」に改め、同条を第四条とする。

第四条の三中「第十二条の三」を「第十二条の二」に、「第十四条の三」を「第十四条の二」に改め、同条を第四条の二とする。

第五条第一項中「第四十一条第三十四項」を「第四十一条第三十六項」に改め、同条第三項中「による控除」を「同項の規定による控除」に、「の適用」を「「法第四十一条第一項の規定の適用」に、「同条第二十六項」を「同条第二十八項」に、「第四十一条第二十六項」を「第四十一条第二十八項」に改め、同条第四項中「第四十一条第三十四項」を「第四十一条第三十六項」に改める。

第五条の二第一項中「第四十一条第三十四項」を「第四十一条第三十六項」に改め、同項第一号中「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同項第二号中「同条第三項」を「同条第四項」に、「又は第三項」を「又は第四項」に改め、同条第二項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第三項中「同条第三項」を「同条第四項」に、「、同項に」を「、法第十三条の二第一項又は第四項に」に、「つき法第十三条の二第一項又は第三項」を「つき同条第一項又は第四項」に、「同条第十三項」を「同条第十五項」に、「第十六項」を「第十八項」に、「第十三条の二第三項」を「第十三条の二第四項」に、「震災特例法第十三条の二第一項又は第三項」を「震災特例法第十三条の二第一項又は第四項」に改め、同条第四項中「第十三条の二第三項」を「第十三条の二第四項」に改め、同条第五項中「又は第四項」を「又は第五項」に、「同条第十三項」を「同条第十五項」に、「第十六項」を「第十八項」に、「第十三条の二第三項」を「第十三条の二第四項」に改める。

第六条の六を次のように改める。

第六条の六　削除

第六条の七第三項第一号中「。以下この章において同じ」を削る。

第七条を削り、第六条の九を第七条とする。

第八条第一項中「第二十二条の」を「第十九条の」に改め、同項第三号中「土地等」を「土地又は土地の上に存する権利」に改め、同項第四号中「第二十二条」を「第十九条」に改め、同項第五号及び同条第二項中「第二十条」を「第十九条」に改める。

第十四条の二第三項中「第三十八条の二第二項第一号ニ⑴」を「第三十八条の二第二項第一号ニ」に改め、同条第四項第一号ロ中「第九項」を「第十項」に改め、同項第二号中「次項第二号、第六項及び第十一項」を「以下この条」に、「同条第二項第五号」を「法第三十八条の二第二項第五号」に改め、同条第五項第一号中「第十一項第三号」を「第十二項第三号」に、「次項第三号」を「第七項第三号」に、「応じ」を「応じそれぞれ」に改め、同項第二号中「応じ」を「応じそれぞれ」に、「次項第三号ロ及び第十一項第三号」を「第七項第三号ロ及び第十二項第三号」に改め、同条第十三項中「第二十九条の二第十四項」を「第二十九条の二第十五項」に、「第十一項」を「第十二項」に改め、「、生年月日及び」とあるのは「及び生年月日、」と、」を削り、「「もの」を「、「もの」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第二十九条の二第十一項」を「第二十九条の二第十二項」に、「第六項まで」を「第七項まで」に、「及び第六項」を「から第七項までの規定」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項第一号中「住宅取得等資金　次に掲げる場合の区分に応じ」の下に「それぞれ」を加え、同号イ⑵中「、生年月日及び」を「及び生年月日並びに」に改め、同号イ⑷を次のように改める。

⑷　警戒区域設定指示等（法第三十七条第一項第一号に規定する警戒区域設定指示等をいう。以下同じ。）が行われた日以後に作成された住民票の写し、法第三十八条の二第二項第一号ニに規定する家屋に係る売買契約書の写しその他の書類で当該被災受贈者が同日において当該家屋を居住の用に供していたこと又は居住の用に供しようとしていたことを明らかにするものその他参考となるべき事項を記載した書類

第十四条の二第十一項第一号ハ⑷中「並びに」を「及び」に改め、同号ニ中「、当該住宅用家屋が災害により滅失」の下に「（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含む。以下この項において同じ。）」を加え、同項第二号中「住宅取得等資金　次に掲げる場合の区分に応じ」の下に「それぞれ」を加え、同号ハ中「応じ」を「応じそれぞれ」に改め、同号ハ⑴㈱中「第九項」を「第十項」に改め、同項第三号中「応じ」を「応じそれぞれ」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第二十九条の二第九項」を「第二十九条の二第十項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「第十一項第二号ハ⑴㈱」を「第十二項第二号ハ⑴㈱」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第二十九条の二第八項に規定する財務省令」を「第二十九条の二第九項に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「第二十九条の二第九項」を「第二十九条の二第十項」に改め、同項第二号中「とき又は」を「とき、又は」に改め、同項第三号イ中「前項第一号チ」を「第五項第一号チ」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　令第二十九条の二第八項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた住宅用の家屋は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を贈与税の申告書に添付することにより証明がされたものとする。

一　次号に掲げる場合以外の場合　当該住宅用の家屋が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める令第二十九条の二第八項に規定する住宅用の家屋に該当する旨を証する書類

二　住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日において住宅用の家屋が第一項に規定する新築に準ずる状態にある場合又は災害に起因するやむを得ない事情により同日までに住宅用の家屋の新築若しくは取得ができなかった場合　当該住宅用の家屋の工事が完了したとき、又は当該住宅用の家屋の新築若しくは取得をしたときは遅滞なく前号に定める書類を当該贈与の日の属する年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に関する経過措置）

第二条　所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号。以下「改正法」という。）附則第六十一条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における改正法第十九条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「旧震災特例法」という。）第十九条第八項（旧震災特例法第二十条第八項において準用する場合を含む。）及び旧震災特例法第二十条第二項の規定の適用がある場合における法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第二十七条の十四の規定の適用については、同条中「の規定に基づく」とあるのは「若しくは所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）第十九条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の規定に基づく」と、同条第二号中「に掲げる」とあるのは「並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和六年財務省令第二十七号）による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号）第七条第二項第六号及び第三項第六号（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）に掲げる」とする。

（贈与税の特例に関する経過措置）

第三条　改正法附則第六十二条第二項の規定の適用を受けようとする改正法第十九条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第二項第一号に規定する被災受贈者は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第三十八条の二第十四項に規定する申告書（同条第十一項又は第十三項の規定の適用がある場合には、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第百五十五号）による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第二十九条の二第十二項の規定により読み替えて適用する震災特例法第三十八条の二第十四項に規定する申告書又は更正請求書）に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　次号に掲げる場合以外の場合　次に掲げる書類（新築又は取得をした震災特例法第三十八条の二第二項第二号に規定する住宅用家屋（以下この条において「住宅用家屋」という。）が令和六年六月三十日以前に建築されたものである場合には、ロに掲げるものを除く。）

イ　改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第十四条の二第六項第一号に定める書類

ロ　当該住宅用家屋が令和五年十二月三十一日以前に建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の規定による確認を受けたことを証する同項に規定する確認済証の写し又は同法第七条第五項に規定する検査済証の写し

二　震災特例法第三十八条の二第二項第五号に規定する住宅取得等資金を贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）により取得した日の属する年の翌年三月十五日において住宅用家屋が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第十四条の二第一項に規定する新築に準ずる状態にある場合又は震災特例法第三十八条の二第十項第一号に規定する災害に起因するやむを得ない事情により同日までに住宅用家屋の新築若しくは取得ができなかった場合　当該住宅用家屋の工事が完了したとき、又は当該住宅用家屋の新築若しくは取得をしたときは遅滞なく前号に定める書類を当該贈与の日の属する年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類

○財務省令第二十八号

復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）第十三条第五項の規定に基づき、復興特別所得税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日

財務大臣　鈴木　俊一

復興特別所得税に関する省令の一部を改正する省令

復興特別所得税に関する省令（平成二十四年財務省令第六号）の一部を次のように改正する。

第七条に次の一項を加える。

3　法第二十八条第一項の規定により復興特別所得税及び所得税の徴収をする場合における所得税法第二百二十六条第三項に規定する源泉徴収票に記載すべき所得税法施行規則第九十四条の二第一項第八号に規定する控除した金額及び控除しきれない金額については、これらの金額の記載に代えて租税特別措置法第四十一条の三の九第三項に規定する年金特別控除額のうち法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条の三の九第一項又は第二項の規定により控除した金額及び当該年金特別控除額のうち同条第一項又は第二項の規定による控除をしても控除しきれない金額（当該金額がない場合には、零）を記載するものとする。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第八条第一項の表所得税法施行規則の項中「」第三十三条第一項」を「。以下「特別措置法」という。）第三十三条第一項」に、

第七十二条の四第二項	所得税を	所得税及び復興特別税を
	所得税の額	所得税及び復興特別税の額の合計額

に、

第八十三条第一項第三号	租税特別措置法施行令	復興特別所得税施行令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令

を

第八十三条第一号	第百条第一項第
第九十四条の二第八号	

を

第四十六条	申請手続）	申請手続）（特別措置法第十六条第二項（予定納税）において準用する場合を含む。）第一号及び第四号において同じ。）
第四十六条第五号	納付）	納付）（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。）次号ロにおいて同じ。）
第四十六条第六号イ	申請）	申請）（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。）イ及び次号において同じ。）
	同項	法第百十一条第一項
第四十六条第六号ロ	第百十一条第二項第一号に掲げる居住者が同項	第百十一条第二項第一号（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる居住者が法第百十一条第二項（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。）以下この号及び次号において同じ。）
	同項に	法第百十一条第二項に
	所得税につき	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税につき
第四十六条第七号	租税特別措置法	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
	所得税につき	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税につき

を

所得	所得